成年後見制度関係資料集
（ver.8）

令和7年10月

厚生労働省社会・援護局地域福祉課

成 年 後 見 制 度 利 用 促 進 室



成年後見制度関係資料集（ver.8）目次

【法・基本計画】

①成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成 28 年法律第 29 号)..... 1

②成年後見制度の利用の促進に関する法律のイメージ図..... 4

③第二期成年後見制度利用促進基本計画(令和 4 年 3 月 25 日閣議決定)..... 5

【利用促進に係る通知・主な事務連絡】

④第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について（社援成 0325 第 2 号・障障発 0325 第 1 号・老高発 0325 第 3 号・老認発 0325 第 1 号/令和 4 年 3 月 25 日）抜粋
..... 40

⑤第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る KPI の考え方について（周知）（成年後見制度利用促進室等事務連絡/令和 4 年 3 月 28 日)..... 43

⑥地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(厚生労働省社会・援護局長等関係局長　連名通知 子発 1212 第 1 号・社援発 1212 第 2 号・老発 1212 第 1 号/平成 29 年 12 月 12 日)抜粋..... 48

⑦重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について(社援地発 0331 第 3 号・障障発 0331 第 3 号・老認発 0331 第 2 号/令和 3 年 3 月 31 日)
..... 63

⑧成年後見制度利用促進に係る市町村計画の策定及び中核機関整備の推進について(情報提供)(成年後見制度利用促進室事務連絡/平成 30 年 8 月 23 日)..... 68

⑨成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について(周知依頼)(成年後見制度利用促進室等事務連絡/平成 31 年 3 月 18 日)..... 70

⑩「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について（周知依頼）(厚生労働省社会・援護局地域福祉課長等通知　社援地発 0603 第 1 号・社援保発 0603 第 2 号・ 障障発 0603 第 1 号・老振発 0603 第 1 号/令和元年 6 月 3 日81

参考：身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について(通知)(厚生労働省医政局総務課長通知　医政総発 0603 第 1 号/令和元年 6 月 3 日）

参考:身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて(厚生労働省医政局医事課長通知　医政医発 0427 第 2 号/平成 30 年 4 月 27 日）

⑪「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立について(内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長通知　府成見第 2 号/令和元年 6 月 24 日）..... 86

⑫「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」を踏まえた体制整備の推進について（通知）（社援発 0425 第 1 号・障発 0425 第 1 号・老発 0425 第 1 号/令和 7 年 4 月 25 日）
..... 89

⑬第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書（成年後見制度利用促進専門家会議/令和 7 年 3 月 7 日）
..... 95

⑭家計改善支援事業と日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援策との連携について（通知）（社援地発 0401 第 25 号/令和 7 年 4 月 1 日）
..... 130

【成年後見制度に係る通知等】

⑮「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長等通知　障障発第 0729001 号・障精発第 0729001 号・老計発第 0729001 号/平成 17 年 7 月 29 日）
..... 135

⑯「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関する Q&A について」の一部改正について（厚生労働省老健局計画課長事務連絡/平成 17 年 7 月 29 日）
..... 139

⑰「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関する Q&A について」（厚生労働省老健局計画課長事務連絡/平成 12 年 7 月 3 日）
..... 141

⑱「成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡/平成 20 年 3 月 28 日）
..... 143

⑲「成年後見制度利用支援事業に関する照会について」（厚生労働省老健局計画課長事務連絡/平成 20 年 10 月 24 日）
..... 144

⑳「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」）（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長等通知　障障発 1126 第 1 号・障精発 1126 第 1 号・老認発 1126 第 2 号/令和 3 年 11 月 26 日）
..... 145

㉑成年後見制度利用支援事業の適切な実施について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課　地域生活推進支援室, 老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡/令和 4 年 10 月 17 日）..... 150

㉒市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室等事務連絡/令和 5 年 5 月 30 日）..... 151

㉓市民後見人の育成及び活用に向けた取組について（厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室事務連絡/平成 24 年 3 月 27 日）
（厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡/平成 28 年 4 月 26 日）..... 153

㉔都道府県による法人後見養成研修の推進について（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉

部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡/令和 5 年 2 月 9 日)..... 156

㉕市民後見人養成のための基本カリキュラムについて(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡/令和 5 年 4 月 26 日)..... 163

㉖成年被後見人等に対する新型コロナ予防接種を実施するに当たっての留意事項について(厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡/令和 3 年 3 月 24 日)..... 166

㉗「生活保護問答集について」の一部改正について(厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡/令和 3 年 9 月 1 日)..... 170

【その他権利擁護支援に係る通知等】

㉘地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局計画課長等連名通知老計発第 1018001 号・老振発第 1018001 号・老老発第 1018001 号/令和 6 年 8 月 5 日)抜粋..... 173

㉙基幹相談支援センター通知(地域生活支援事業等の実施について(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知　障発第 0801002 号/令和 6 年 3 月 29 日)抜粋..... 174

㉚市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について(厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知老推発 0710 第 2 号/平成 27 年 7 月 10 日)..... 175

㉛消費生活センター等における成年後見制度の周知について(消費者庁消費者政策課長事務連絡/平成 30 年 8 月 16 日)..... 176

【参考】
㉜市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について(厚生労働省老健局/令和 7 年 3 月）..... 177

㉝［三士会］成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について(要請)(平成 29 年 6 月 9 日）..... 247

【関連資料リンク等】

○　令和６年度成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査結果（詳細版）

https://www.mhlw.go.jp/content/000973040.pdf

○　市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き（自治体向けマニュアル）（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、こども家庭庁支援局障害児支援課/令和６年７月）

※P.89～95、98 に成年後見制度や日常生活自立支援事業について掲載

https://www.mhlw.go.jp/content/001282169.pdf

○　成年後見人・保佐人・補助人の報告書式（最高裁判所）

https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp00/koukenp7/koukenhoukoku1/index.html

○　市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について（厚生労働省老健局高齢者支援課・振興課通知　老高発 0830 第１号・老振発 0830 第２号/平成 30 年８月 30 日）

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=00tc3682&dataType=1&pageNo=1

○　平成 26 年度厚労省老人保健健康増進等事業「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書（公益社団法人あい権利擁護支援ネット/平成 27 年３月）

https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12300000-Roukenkyoku/0000140351.pdf

○　平成 30 年度厚生労働省社会福祉推進事業「成年後見制度利用促進のための地域連携ネットワークにおける中核機関の支援機能のあり方に関する調査研究事業報告書」（公益社団法人　日本社会福祉士会/平成 31 年３月）

https://www.mhlw.go.jp/content/000503081.pdf

○　成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

目次

第一章　総則（第一条―第十条）
第二章　基本方針（第十一条）
第三章　成年後見制度利用促進基本計画（第十二条）
第四章　成年後見制度利用促進会議（第十三条）
第五章　地方公共団体の講ずる措置（第十四条・第十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「成年後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一　成年後見人及び成年後見監督人
二　保佐人及び保佐監督人
三　補助人及び補助監督人
四　任意後見人及び任意後見監督人

２　この法律において「成年被後見人等」とは、次に掲げる者をいう。

一　成年被後見人
二　被保佐人
三　被補助人
四　任意後見契約に関する法律（平成十一年法律第百五十号）第四条第一項の規定により任意後見監督人が選任された後における任意後見契約の委任者

３　この法律において「成年後見等実施機関」とは、自ら成年後見人等となり、又は成年後見人等若しくはその候補者の育成及び支援等に関する活動を行う団体をいう。

４　この法律において「成年後見関連事業者」とは、介護、医療又は金融に係る事業その他の成年後見制度の利用に関連する事業を行う者をいう。

（基本理念）

第三条　成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、成年被後見人等でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

２　成年後見制度の利用の促進は、成年後見制度の利用に係る需要を適切に把握すること、市民の中から成年後見人等の候補者を育成しその活用を図ることを通じて成年後見人等となる人材を十分に確保すること等により、地域における需要に的確に対応することを旨として行われるものとする。

３　成年後見制度の利用の促進は、家庭裁判所、関係行政機関（法務省、厚生労働省、総務省その他の関係行政機関をいう。以下同じ。）、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に、成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の権利利益を適切かつ確実に保護するために必要な体制を整備することを旨として行われるものとする。

（国の責務）

第四条　国は、前条の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第五条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者の努力）

第六条　成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、基本理念にのっとり、その業務を行うとともに、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（国民の努力）

第七条　国民は、成年後見制度の重要性に関する関心と理解を深めるとともに、基本理念にのっとり、国又は地方公共団体が実施する成年後見制度の利用の促進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（関係機関等の相互の連携）

第八条　国及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、相互の緊密な連携の確保に努めるものとする。

２　地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施に当たっては、特に、その地方公共団体の区域を管轄する家庭裁判所及び関係行政機関の地方支分部局並びにその地方公共団体の区域に所在する成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者その他の関係者との適切な連携を図るよう、留意するものとする。

（法制上の措置等）

第九条　政府は、第十一条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を速やかに講じなければならない。この場合において、成年被後見人等の権利の制限に係る関係法律の改正その他の同条に定める基本方針に基づく施策を実施するため必要な法制上の措置については、この法律の施行後三年以内を目途として講ずるものとする。

（施策の実施の状況の公表）

第十条　政府は、毎年一回、成年後見制度の利用の促進に関する施策の実施の状況をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第二章　基本方針

第十一条　成年後見制度の利用の促進に関する施策は、成年後見制度の利用者の権利利益の保護に関する国際的動向を踏まえるとともに、高齢者、障害者等の福祉に関する施策との有機的な連携を図りつつ、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとする。

一　成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の能力に応じたきめ細かな対応を可能とする観点から、成年後見制度のうち利用が少ない保佐及び補助の制度の利用を促進するための方策について検討を加え、必要な措置を講ずること。

二　成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

三　成年被後見人等であって医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難なものが円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方について、成年後見人等の事務の範囲を含め検討を加え、必要な措置を講ずること。

四　成年被後見人等の死亡後における事務が適切に処理されるよう、成年後見人等の事務の範囲について検討を加え、必要な見直しを行うこと。

五　成年後見制度を利用し又は利用しようとする者の自発的意思を尊重する観点から、任意後見制度が積極的に活用されるよう、その利用状況を検証し、任意後見制度が適切にかつ安心して利用されるために必要な制度の整備その他の必要な措置を講ずること。

六　成年後見制度に関し国民の関心と理解を深めるとともに、成年後見制度がその利用を必要とする者に十分に利用されるようにするため、国民に対する周知及び啓発のために必要な措置を講ずること。

七　成年後見制度の利用に係る地域住民の需要に的確に対応するため、地域における成年後見制度の利用に係る需要の把握、地域住民に対する必要な情報の提供、相談の実施及び助言、市町村長による後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の請求の積極的な活用その他の必要な措置を講ずること。

八　地域において成年後見人等となる人材を確保するため、成年後見人等又はその候補者に対する研修の機会の確保並びに必要な情報の提供、相談の実施及び助言、成年後見人等に対する報酬の支払の助成その他の成年後見人等又はその候補者に対する支援の充実を図るために必要な措置を講ずること。

九　前二号の措置を有効かつ適切に実施するため、成年後見人等又はその候補者の育成及び支援等を行う成年後見等実施機関の育成、成年後見制度の利用において成年後見等実施機関が積極的に活用されるための仕組みの整備その他の成年後見等実施機関の活動に対する支援のために必要な措置を講ずること。

十　成年後見人等の事務の監督並びに成年後見人等に対する相談の実施及び助言その他の支援に係る機能を強化するため、家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体における必要な人的体制の整備その他の必要な措置を講ずること。

十一　家庭裁判所、関係行政機関及び地方公共団体並びに成年後見人等、成年後見等実施機関及び成年後見関連事業者の相互の緊密な連携を確保するため、成年後見制度の利用に関する指針の策定その他の必要な措置を講ずること。

第三章　成年後見制度利用促進基本計画

第十二条　政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

２　成年後見制度利用促進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　成年後見制度の利用の促進に関する目標

二　成年後見制度の利用の促進に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策

三　前二号に掲げるもののほか、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

３　法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、成年後見制度利用促進基本計画を変更しようとするときは、成年後見制度利用促進基本計画の変更の案につき閣議の決定を求めなければならない。

４　法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅

滞なく、変更後の成年後見制度利用促進基本計画をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章　成年後見制度利用促進会議

（設置及び所掌事務）

第十三条　政府は、関係行政機関相互の調整を行うことにより、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度利用促進会議を設けるものとする。

２　関係行政機関は、成年後見制度の利用の促進に関し専門的知識を有する者によって構成する成年後見制度利用促進専門家会議を設け、前項の調整を行うに際しては、その意見を聴くものとする。

３　成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進専門家会議の庶務は、厚生労働省において処理する。

第五章　地方公共団体の講ずる措置

（市町村の講ずる措置）

第十四条　市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

２　市町村は、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関して、基本的な事項を調査審議させる等のため、当該市町村の条例で定めるところにより、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

（都道府県の講ずる措置）

第十五条　都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

附　則（抄）

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条の規定は、同日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　認知症である高齢者、知的障害者その他医療、介護等を受けるに当たり意思を決定することが困難な者が円滑に必要な医療、介護等を受けられるようにするための支援の在り方については、第十一条第三号の規定による検討との整合性に十分に留意しつつ、今後検討が加えられ、その結果に基づき所要の措置が講ぜられるものとする。

参考資料１

成年後見制度の利用の促進に関する法律イメージ図

※平成 28 年４月８日成立、同年５月 13 日施行、
本法附則の規定により平成 30 年４月１日改正、
同日施行

基本理念

成年後見制度の理念の尊重
①ノーマライゼーション
②自己決定権の尊重
③身上の保護の重視

地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進

成年後見制度の利用に関する体制の整備

国等の責務

1　国の責務
2　地方公共団体の責務
3　関係者の努力
4　国民の努力
5　関係機関等の相互の連携

基本方針

1　保佐及び補助の制度の利用を促進する方策の検討
2　成年被後見人等の権利制限に係る制度の見直し
3　成年被後見人等の医療等に係る意思決定が困難な者への支援等の検討
4　成年被後見人等の死亡後における成年後見人等の事務の範囲の見直し
5　任意後見制度の積極的な活用
6　国民に対する周知等

1　地域住民の需要に応じた利用の促進
2　地域において成年後見人等となる人材の確保
3　成年後見等実施機関の活動に対する支援

1　関係機関等における体制の充実強化
2　関係機関等の相互の緊密な連携の確保

法制上の措置等

基本方針に基づく施策を実施するため必要な
法制上・財政上の措置

施策の実施状況の公表（毎年）

基本計画

成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「成年後見制度利用促進基本計画」を策定

体　制

成年後見制度利用促進会議

- 法務大臣、厚生労働大臣、総務大臣で構成する。
- 関係行政機関相互の調整を行う。

意見

成年後見制度利用促進専門家会議

- 有識者で組織する。
- 基本計画における施策の進捗状況を把握・評価し、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のため、必要な対応を検討する。

法改正に伴い、H30．４．１に発足。両会議の庶務は厚生労働省に置かれている。
（改正前までは内閣総理大臣を会長とする成年後見制度利用促進会議と有識者で組織する成年後見制度利用促進委員会が置かれていた。）

地方公共団体の措置

市町村の措置
国の基本計画を踏まえた計画の策定等
合議制の機関の設置

援助

都道府県の措置
人材の育成
必要な助言

その他

この法律は、公布の日から起算して１月を超えない範囲内において政令で定める日（H28．５．13）から施行するものとする。

第二期成年後見制度利用促進基本計画

～尊厳のある本人らしい生活の継続と
地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～

令和４年３月25日閣議決定

目　次

はじめに 1
１　成年後見制度利用促進基本計画の位置付け 1
２　新たな基本計画の必要性 1
３　第二期計画の対象期間 2
Ⅰ　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標 3
１　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方 3
（１）地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進 3
（２）尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等 4
（３）司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり 5
２　今後の施策の目標等 6
（１）目標 6
（２）工程管理 6
Ⅱ　成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策 7
１　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実 7
（１）成年後見制度等の見直しに向けた検討 7
（２）総合的な権利擁護支援策の充実 7
①　成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化 8
②　新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討 8
③　都道府県単位での新たな取組の検討 10
２　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等 11
（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透 11
①　成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透 11
②　様々な分野における意思決定支援の浸透 12
（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等 13
①　家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進 13
②　後見人等に関する苦情等への適切な対応 14
③　適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等 15
④　適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組 17
（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和等 18
①　後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等 18
②　家庭裁判所の適切な監督に向けた取組 19
③　専門職団体や市民後見人を支援する団体の取組 19

④　地域連携ネットワークによる不正行為の防止効果 19
⑤　成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討 19
（４）各種手続における後見事務の円滑化等 20
３　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり 21
（１）権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
－尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－ 21
①　地域連携ネットワークの必要性と趣旨 21
②　地域連携ネットワークのしくみ 23
③　権利擁護支援を行う３つの場面 24
④　市町村・都道府県・国と関係機関の主な役割 25
（２）権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能　－個別支援と制度の運用・監督－ 28
①　地域連携ネットワークの機能の考え方 28
②　権利擁護支援を行う３つの場面における「支援」機能と「運用・監督」機能 29
（３）権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
－中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－ 34
①　地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の考え方 34
②　地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり） 34
③　中核機関のコーディネート機能の強化と協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進 41
（４）包括的・多層的な支援体制の構築 46
①　基本方針 46
②　市町村による「包括的」な支援体制の構築 47
③　都道府県による「多層的」な支援体制の構築 47
④　国による「包括的」「多層的」な支援体制づくりの支援 48
４　優先して取り組む事項 49
（１）任意後見制度の利用促進 49
①　基本方針 49
②　周知・広報等に関する取組 49
③　任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組 49
（２）担い手の確保・育成等の推進 50
①　基本方針 50
②　市民後見人の育成・活躍支援 52
③　法人後見の担い手の育成 54
④　専門職後見人の確保・育成 56
⑤　親族後見人への支援 56
（３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進 57
①　基本方針 57
②　市町村長申立ての適切な実施 58
③　成年後見制度利用支援事業の推進 58
（４）地方公共団体による行政計画等の策定 59
①　基本方針 59
②　市町村による行政計画の策定 59
③　都道府県による取組方針の策定 60
（５）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進 61
①　基本方針 61
②　都道府県の機能強化 62
③　市町村への具体的な支援内容 62
④　都道府県自らの取組の実施 63

別紙　第二期計画の工程表とＫＰＩ

はじめに

１　成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）第 12 条第１項に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために策定するものであり、政府が講ずる成年後見制度利用促進策の基本的な計画として位置付けられる。

なお、促進法第 14 条第１項において、市町村は、国の基本計画を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされている。

２　新たな基本計画の必要性

基本計画は、平成 29 年度から令和３年度までを最初の計画（以下「第一期計画」という。）の期間として、利用者がメリットを実感できる成年後見制度の運用改善、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）づくり、安心して成年後見制度を利用できる環境の整備などを進めてきた。

これにより、本人の意思決定支援[1]や身上保護を重視[2]した成年後見制度の運用が進みつつあり、また、各地域で相談窓口の整備や判断能力が不十分な人を適切に必要な支援につなげる地域連携のしくみが整備されつつある。

他方、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「後見人等」という。）が意思決定支援や身上保護を重視しない場合があり、利用者の不安や不満につながっているといった指摘や、成年後見制度や相談先等の周知が未だ十分でないなどの指摘がされている。また、地域連携ネットワークなどの体制整備は、特に小規模の町村などで進んでいない。さらに、団塊の世代が後期高齢者となる令和７年を迎えて、認知症高齢者が増加するなど（いわゆる 2025 年問題）、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みであり、こうした状況に適切に対応する必要がある。

そこで、新たな基本計画（以下「第二期計画」という。）を定め、更なる施策の推進を図ることとする。

1　「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（令和２年 10 月 30 日 意思決定支援ワーキング・グループ）では、「意思決定支援とは、特定の行為に関し本人の判断能力に課題のある局面において、本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をするための活動をいう」とされている。

2　本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきこと。

３　第二期計画の対象期間

第二期計画の対象期間は、令和４年度から令和８年度までの５年間とする。

Ⅰ　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方及び目標

１　成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方

（１）地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進

近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化し、地域共生社会の実現を目的とした様々な福祉施策等が進められている。

地域共生社会は、制度・分野の枠や「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、住み慣れた地域において、人と人、人と社会がつながり、すべての住民が、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、社会全体で支え合いながら、共に地域を創っていくことを目指すものである。

一方、ノーマライゼーション[3]、自己決定権の尊重[4]等を基本理念とする成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たしている。また、その利用促進の取組は、市民後見人等地域住民の参画を得ながら、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、専門職団体、民間団体等の協働による地域連携ネットワークを通じて推進されるべきものである。このネットワークは、他の様々な支援・活動のネットワーク[5]と連動しながら、地域における包括的・重層的・多層的な支援体制をかたちづくっていくことによって、地域共生社会の実現という共通の目的に資することになる。したがって、成年後見制度の利用促進とは、単に利用者の増加を目的とするのではなく、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指すものでなければならない。

第一期計画では、地域連携ネットワークの構築を施策の目標の一つとして掲げた一方で、その中核的な概念である権利擁護支援については必ずしも明確に定義してはいなかった[6]。そこで、第二期計画では、これを明確にした上

3　成年被後見人等が、成年被後見人等でない人と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと。

4　障害者の権利に関する条約第 12 条の趣旨に鑑み、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと。

5　例えば、高齢者支援のネットワーク、障害者支援のネットワーク、子ども支援のネットワーク、生活困窮者支援のネットワーク、地域社会の見守り等の緩やかなネットワーク等がある。

6　第一期計画では、地域連携ネットワークの役割の一つである「権利擁護支援の必要な人の発見・支援」において、権利擁護に関する支援の必要な人として、「財産管理や必要なサービスの利用手続を自ら行うことが困難な状態であるにもかかわらず必要な支援を受けられていない人、虐待を受けている人など」を掲げていた。

で取組を進めていくことが重要である。権利擁護支援とは、地域共生社会の実現を目指す包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であり、意思決定支援等による権利行使の支援や、虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援を主要な手段として、支援を必要とする人が地域社会に参加し、共に自立した生活を送る[7]という目的を実現するための支援活動であると定義することができる。権利擁護支援の中でも重要な手段である成年後見制度の特長を鑑みると、基本計画における権利擁護支援とは、判断能力が不十分な人を対象としたこうした支援活動のことであるといえる。

なお、権利擁護支援は、成年後見制度を含めた総合的な支援として充実させていく必要がある。これは、誰もが判断能力が不十分となる可能性があるため、成年後見制度の潜在的な利用者を念頭に置いた支援を拡げていく必要があるからであり、さらには、多くの関係者の協働を必要とする支援が全国的に展開されることは地域共生社会の実現にも資するからである。

以上のように、第二期計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実などの成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととする。

（２）尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするための成年後見制度の運用改善等

成年後見制度の利用促進は、上記のとおり、全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものである。

そのため、以下を基本として成年後見制度の運用改善等に取り組む。

①　後見人等による財産管理のみを重視するのではなく、認知症高齢者や障害者の特性を理解した上で、本人の自己決定権を尊重し、意思決定支援・身上保護も重視した制度の運用とすること。

②　法定後見制度の後見類型は、終了原因が限定されていること等により、実際のニーズにかかわらず、一時的な法的課題や身上保護上の重要な課題等が解決した後も、成年後見制度が継続することが問題であるとの指摘や、

7　障害者権利条約第 19 条を参照したもの。同条は、「この条約の締約国は、全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認めるものとし、障害者が、この権利を完全に享受し、並びに地域社会に完全に包容され、及び参加することを容易にするための効果的かつ適当な措置をとる。」と規定している。

一時的な利用を可能として、より利用しやすい制度とすべきとの指摘などがある。これを踏まえ、成年後見制度を利用することの本人にとっての必要性や、成年後見制度以外の権利擁護支援による対応の可能性についても考慮された上で、適切に成年後見制度が利用されるよう、連携体制等を整備すること。

③　成年後見制度以外の権利擁護支援策[8]を総合的に充実すること。

④　本人の人生設計についての意思を反映・尊重できるという観点から任意後見制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進めるとともに、本人の意思、能力や生活状況に応じたきめ細かな対応を可能とする補助・保佐類型[9]が利用されるための取組を進めること。

⑤　安心かつ安全に成年後見制度を利用できるようにするため、不正防止等の方策を推進すること。

（３）司法による権利擁護支援などを身近なものにするしくみづくり

権利侵害からの回復支援を進める上での重要な核の一つが家庭裁判所や法律専門職である。身近な相談窓口を通じて、家庭裁判所の手続の利用を円滑にすることや法律専門職による支援などを適切に受けられるようにすることで、権利侵害からの回復支援の実質を担保することができ、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加が図られる。

したがって、地域連携ネットワークを通じた福祉と司法の連携強化により、必要な人が必要な時に司法による権利擁護支援などを適切に受けられるようにしていく必要がある。

8　成年後見制度以外の権利擁護支援策とは、意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策のこと。これらの施策を充実させるための取組はⅡ１（２）「総合的な権利擁護支援策の充実」を参照。

9　補助類型は、保佐類型より本人の意思に基づく選択の幅が広い制度である。

２　今後の施策の目標等

（１）目標

①　１の「成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮し、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。また、同様の観点から、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討も行う。さらに、権利擁護支援策を総合的に充実するための検討を行う。

②　１の「成年後見制度の利用促進に当たっての基本的な考え方」を踏まえ、成年後見制度の運用改善等や、地域連携ネットワークづくりに積極的に取り組む。

（２）工程管理

①　（１）に基づく各施策について、工程表に基づき推進するとともに、施策の性質に応じて設定したＫＰＩ[10]の達成に向けて取り組む（別紙参照）。

なお、成年後見制度利用促進専門家会議（以下「専門家会議」という。）においては、家庭裁判所における取組にもＫＰＩを設定すべきとの意見もあった。最高裁判所は、成年後見制度の利用促進に関する各家庭裁判所の自律的な取組を支援するとともに、できる限り客観性を確保した形で定期的にその進捗状況を専門家会議に報告するなどして、取組を進めることが期待される。

②　専門家会議は、進捗管理が特に重要な施策（Ⅱ１（２）の「総合的な権利擁護支援策の充実」など）について、ワーキング・グループを設置し、定期的に検討状況を検証する。

③　専門家会議は、第二期計画の中間年度である令和６年度に、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。国その他成年後見制度の利用促進に関わる関係機関・関係者は、中間検証の結果を踏まえ、第二期計画の取組を推進する。

10　KPI とは、Key Performance Indicator（重要業績評価指標）のこと。

Ⅱ　成年後見制度の利用促進に向けて総合的かつ計画的に講ずべき施策

尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、成年後見制度等が適切に見直される必要がある。さらに、同制度等が見直されるまでの間においても、総合的な権利擁護支援策の充実、現行制度の運用の改善等、地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

そこで、以下のとおり取り組むこととする。

１　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

（１）成年後見制度等の見直しに向けた検討

成年後見制度については、他の支援による対応の可能性も踏まえて本人にとって適切な時機に必要な範囲・期間で利用できるようにすべき（必要性・補充性の考慮）、三類型を一元化すべき、終身ではなく有期（更新）の制度として見直しの機会を付与すべき、本人が必要とする身上保護や意思決定支援の内容やその変化に応じ後見人等を円滑に交代できるようにすべきといった制度改正の方向性に関する指摘、障害者の権利に関する条約に基づく審査の状況を踏まえて見直すべきとの指摘[11]、現状よりも公的な関与を強めて後見等を開始できるようにすべきとの指摘などがされている。

国は、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念を十分考慮した上で、こうした専門家会議における指摘も踏まえて、成年後見制度の見直しに向けた検討を行う。

また、専門家会議において、市町村長の関与する場面の拡大など地方公共団体に与えられる権限を拡充すべきといった指摘や、成年後見制度利用支援事業の見直しに関する指摘もされている。国は、こうした指摘も踏まえ、これらの権限・事業についても見直しに向けた検討を行う（成年後見制度利用支援事業については２（２）③イ参照）。

（２）総合的な権利擁護支援策の充実

（１）の成年後見制度の見直しの検討をより深めていくためには、成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。そのため、新たに意思決定支援[12]等によって本人を支える各種方策や司法による権

11　「成年後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」に対する衆議院内閣委員会及び参議院内閣委員会の附帯決議にも同趣旨が盛りこまれている。なお、政府はこれらの附帯決議を尊重して関連施策を実施することとしている。

12　意思決定支援については、注釈１を参照。

利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討する[13]。

①　成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

・　日常生活自立支援事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。一方、地域によって同事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。

・　国は、地域の関係者が個別事案において本人の尊厳保持のために適切な支援の組合せを検討することができるよう、日常生活自立支援事業等関連諸制度における役割分担の検討方法[14]について各地域に周知する。また、国は、成年後見制度の利用を必要とする人が適切に日常生活自立支援事業等から成年後見制度へ移行できるよう、市町村の関係部署や関係機関・関係団体との間で個別事案における対応方針の検討等を行う取組を進めるなど、同事業の実施体制の強化を行う。さらに、上記の指摘を踏まえ、生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討し、その結果を幅広く周知するなど、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制を目指す。

・　家庭裁判所においても、日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援に対する理解が進むことが期待される。そのため、最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に権利擁護支援の理念が浸透するよう、研修を実施するなど、必要な対応を図ることが期待される。

②　新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

・　多様な地域課題に対応するため、公的な機関や民間事業者において、身寄りのない人等への生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・

13　市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業については（１）及び２（２）③イを参照。

14　「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」（厚生労働省令和２年度社会福祉推進事業）で作成された「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシート」の活用が考えられる。

入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。以下同じ。)、公的な機関や民間事業者の本来の業務に付随した身寄りのない人等の見守り、寄付等を活用した福祉活動等の様々な取組が行われている。こうした取組については、公的な制度の隙間を埋めるものや公的な制度利用の入口として効果的であるとの指摘がある一方、一部の事業者については運営方法が不透明であるなどの課題も指摘されている。

・　そのため、国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。

・　その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。

・　生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援等を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与のあり方も含めて検討する。

・　上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関与[15]を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進める。

・　また、サービス等に関する丁寧な説明や本人の特性に合わせた説明が意思決定しやすい環境づくりに寄与することに鑑み、公的な機関及び民間事業者には、合理的配慮に関する取組を行うことが期待される。国及び地方公共団体は、これらの取組が進むよう、関係者に理解を促す取組を進めていく。

・　身寄りのない人等であっても、地域において安心して暮らすことができるよう、国及び地方公共団体は、身元保証人・身元引受人等がいないことを前提とした医療機関の対応方法や、施設入所時や公営住宅入居時に身元保証人や連帯保証人を求める必要はないことなどについて、事業者等に理解を促す取組などを更に進めていく。

15　虐待対応や消費者被害への対応、市町村長申立て等が考えられる。

③　都道府県単位での新たな取組の検討

ア　寄付等の活用による多様な主体の参画の検討

・　法人後見を実施している団体等は、支援の具体的な実践や課題、解決策について、地域住民や企業など広く地域社会に周知して資金を調達することで、公的財源では性質上対応困難な課題[16]にも、柔軟な対応をすることが可能となる。また、地域住民や企業等が、権利擁護支援の実践への理解や共感をもち、寄付やボランティア活動などにより、権利擁護支援の取組に参画することは、地域における権利擁護支援の意識の醸成につながり、参画者の積極性を生み出す。

・　国は、各地域（例えば、都道府県単位）で、こうした取組が普及するよう、必要な方策を検討する。その際、サービス提供者がサービス利用者から直接寄付等を受けることは利益相反のおそれがあることから、本人が不利益を被らないようなしくみ、資金の適切な管理方法・効果的な活用方法等も検討する。

イ　公的な関与による後見の実施の検討

・　虐待等の支援困難な事案については、専門職後見人や一般的な法人後見では対応が困難な場合があると指摘されている。こうした場合でも、尊厳のある本人らしい生活を安定的に支えることができるよう、国は、このような事案を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。

16　例えば、あらかじめ予算上の措置がされていない、又は予算上の措置が困難な課題などが考えられる。

２　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透

意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であるため、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐことができるようになるほか、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現にも適うことになる。

後見人等は、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 858 条等の趣旨に基づき、障害特性や本人の状況等を十分に踏まえた上で、本人の意思の尊重を図りつつ、身上に配慮した後見事務を行う必要がある。これに加えて、後見人等が本人を代理して法律行為をする場合、本人の意思決定支援の観点からも、本人の自己決定権を尊重し、法律行為の内容に本人の意思及び選好（本人による意思決定の土台となる本人の生活上の好き嫌いをいう。以下同じ。）や価値観を適切に反映させる必要がある。

後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を行うに当たっては、日常的に本人への支援を行う様々な関係者が、チームとなって意思決定支援の考え方を理解し、実践することが重要である。また、家庭裁判所職員における意思決定支援についての理解と、意思決定支援を踏まえた対応も重要である。

そのため、以下の取組を行う必要がある。

①　成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透

- 都道府県等には、専門職団体の協力も得て、親族後見人や市民後見人等、日常生活自立支援事業の関係者及び市町村・中核機関[17]の職員に対して、意思決定支援に係る研修等を継続的に行うことが期待される。
- 国は、都道府県で意思決定支援の指導者となり得る人材を育成するため、引き続き、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に関する研修を実施するとともに、成年後見制度利用促進ポータルサイトで意思決定支援に関する最新の情報や知見を紹介するなどの取組を行う。また、国は、互助・福祉・司法の支援を効果的に行うため、権利擁護支援・意思決定支援に関する専門職のアドバイザーの育成を行うほか、地方公共団体における専門的助言についてのオンラインのしくみの活用支援などを行う。
- 専門職団体は、４（２）④のとおり、専門職に対する研修等を実施する。
- 「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の普及・啓発に当たっては、同ガイドラインが示す原則的な考え方や本人を支援する関係者によって構成されるチームによる支援の重要性のほか、本人の意思及び選好や価値観を記録し関係者が確認できるしくみの紹介などの実践につながる普及・啓発を併せて行うことに留意する必要がある。

17　中核機関については、３（１）②ウ参照。

②　様々な分野における意思決定支援の浸透

- 「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」（平成 29 年３月 31 日厚生労働省）、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」（平成 30 年６月厚生労働省）、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（令和元年５月「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」班）等について、引き続き研修等で活用するなど、幅広い関係者に普及・啓発を行っていく必要がある[18]。
- 国は、関係者等における各ガイドラインの理解状況等を把握した上で、各ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方についての議論を進め、その結果を整理した資料を作成する。その上で、国や、地方公共団体を始めとする地域連携ネットワークの関係者は、意思決定支援の取組が、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に浸透するよう、意思決定支援の考え方を整理した当該資料等も活用し、研修等を通じて継続的に普及・啓発を行う必要がある。
- 地域住民への意思決定支援の浸透においては、市民後見人の果たす役割も大きい。したがって、国は、市民後見人養成研修修了者が、地域で行われている身寄りのない人等への生活支援等のサービス提供の際に行われる意思決定支援に参画できる方策を検討する。
- 意思決定支援を踏まえた支援が適切に実施されるためには、継続的な取組や定期的な見直しが必要である。国は、関係者における意思決定支援の取組状況や課題を踏まえ、必要に応じて、医療、福祉、介護等の幅広い関係者による支援が適切に実践される方策を検討する。
- 家庭裁判所においても、意思決定支援に対する理解が進むことや、意思決定支援を踏まえた対応が図られることが期待される。最高裁判所においては、家庭裁判所の職員に意思決定支援の理念が浸透するよう、研修を実施するなど、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」を踏ま

18　普及・啓発の一環として、必要に応じて、具体的な実務に関する普及・啓発に取り組むことも重要である。例えば、予防接種についても、意思決定支援の考え方等を踏まえ、本人への丁寧な説明、本人の意思の確認、本人による署名又は代筆が原則となるが、接種に関する本人の意思確認が困難な場合には、本人のそれまでの意思、生活歴、選好、本人にとっての最善の方針が何かを踏まえた上で、家族、医療・ケアのチーム、成年後見人等で相談しながら判断する必要がある。

12

えた必要な対応を図ることが期待される。

（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等

全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするためには、本人の直面する財産管理や法的課題に適切に対応するとともに、本人の自己決定権を尊重し、身上に配慮した後見事務を適切に行う後見人等が選任される必要がある。また、本人の状況の変化等を踏まえ、後見人等の柔軟な交代が行われることを可能とする必要がある。さらに、適切な後見人等の選任・交代は、本人が納得した上で、後見人等に対して適切な報酬が支払われることにも関係するものと考えられる。

そのため、後見人等の選任・交代や報酬等のあり方などについて、以下の取組を行う。なお、以下の取組の中には、地域の連携協力体制がその基盤となるものがあり、これについては３の「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」に記載している。

①　家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

家庭裁判所は、本人の自己決定権の尊重や身上保護の充実といった第一期計画の方針を踏まえ、自主的な努力の積み重ねで、親族後見人の選任の推進など一定の成果を出してきた。裁判事項については、裁判所が個々の事案に応じて独立して職権を行使する性質であるものの、各家庭裁判所には、こうした成果も踏まえながら、事案や場面に応じた適切な対応ができるよう、以下の取組や権利擁護支援に関する研修の実施を含め、引き続き努力することが期待される。

なお、苦情等への対応については、②に記載している。

- 市民後見人・親族後見人等の候補者がいる場合は、その選任の適否を検討し、本人のニーズ・課題に対応できると考えられるときは、その候補者を選任する。親族後見人から相談を受けるしくみが地域で十分に整備されていない場合は、専門職監督人による支援を検討する。
- 必要に応じた複数選任や、本人のニーズ・課題や状況の変化等に応じた柔軟な後見人等の交代や追加選任を行う。
- 補助の開始、代理権・同意権付与や、保佐の代理権付与の審判の際、その必要性についても適切に審査する。その際、意思決定支援に基づく本人による意思決定の可能性も適切に考慮する。
- 後見類型についても、代理権行使の必要性が低下した場合、中核機関、専門職団体、日常生活自立支援事業の実施団体等と連携し、市民後見人等への交代や同事業の併用などにより、意思決定支援の観点を重視する。
- 上記のような運用が適切に行われるようにするため、後見等の開始の審判時に、後見人等の職務に関する見直しの時期・観点について関係者間で認識を共有し、その後の状況を踏まえ、本人のニーズ・課題の状況や後見人等の適性を定期的に再評価する。

②　後見人等に関する苦情等への適切な対応

ア　基本方針

（ア）後見人等に関する苦情等には、後見人等の不適正・不適切な職務に関するものだけでなく、後見人等が本人・親族等や支援者の意向等に沿わないことへの不満、本人・親族等が成年後見制度・実務への十分な理解がないこと、本人や支援者とのコミュニケーション不足によって生じる意見の食い違いなど様々なものがある。

そのため、まずは、成年後見制度等に関する広報や事前の説明により、本人や関係者の制度に関する理解を促進することが重要である。

（イ）その上で、以下の役割を基本として、苦情等に適切に対応できるしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

- 家庭裁判所には、後見監督の一環として、後見人等が本人のためにその職務を適切に行うよう、その職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）について、司法機関の立場から適切な助言・指導を行うことが予定されている。そのため、家庭裁判所には、不適正・不適切な後見事務に関する苦情等について、司法機関の立場から、専門職団体や市町村・中核機関と連携して対応することが期待される。
- 専門職団体には、当該団体に所属する専門職後見人等に関する苦情等について、家庭裁判所などと連携し、その解決に向けて適切に対応することが期待される。また、そのための団体内のしくみの検討を進めることが期待される。
- 市町村・中核機関は、身上保護に関する支援への苦情等について、その解決に向けて関係者と連携した対応（福祉、医療等のサービスの調整を含む。）を行う。さらに、必要に応じて、専門職団体と連携して対応するほか、不適正・不適切な事案については家庭裁判所に連絡する。
- 都道府県には、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用した市町村支援等の対応を検討することが期待される。

イ　具体的な取組

・　後見人等に関する苦情等を把握した機関（家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関など）は、苦情等に関する事情を十分に聴取・確認し、本人の権利・利益の観点から、苦情として具体的な対応を必要とするものかどうかを検討する。その上で、具体的な対応が必要と判断した場合、上記ア（イ）の役割や各地域における対応体制の実情などを踏まえ、自らが主体となって調整すべきものかどうかを検討する。検討の結果、他の機関が調整することが適当な事案の場合は、適切な機関等に対応を引き継ぐ。

・　家庭裁判所には、後見人等に関する苦情等がある事案（解任事由がない場合を含む。）について、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関等が適切に連携することにより、本人のニーズと後見人等の適格性を評価し、必要性が認められる場合には、後見人等の追加選任や交代を実現できるよう努力することが期待される。なお、専門家会議において、家庭裁判所には、専門職団体に対して専門職後見人の不正の防止・早期発見に向けた適切な情報提供をすることが求められるとの意見もあった。

　また、専門家会議においては、家庭裁判所が、必要に応じ、家事事件手続規則（平成 24 年最高裁判所規則第８号）に基づく後見人等への指示（例えば、後見人等が身上保護に関する事務や意思決定支援を行うに当たり、本人の意向を尊重する旨の指示や、本人の支援方針を検討するケース会議等に出席する旨の指示）や、家庭裁判所調査官による調査等を適切に活用することが期待されるとの意見もあった。

③　適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

　後見人等の報酬のあり方は、後見人等が選任される際に期待された役割を後見人等がどのように果たしたかという評価の問題であり、後見人等の選任のあり方とも密接に関係することから、適切な後見人等の選任・交代のあり方と併せて検討された。また、全国どの地域においても、本人の所得や資産の多寡にかかわらず、成年後見制度を適切に利用できるようにすることが重要である。そのため、後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等については、併せて検討される必要がある。

　なお、後見人等に対して適切な報酬が支払われるかは、後見人等の担い手の確保とも密接に関連することから、担い手の確保についても併せて推進する必要があり、その方策を４（２）に記載している。

ア　適切な報酬の算定に向けた検討

・　後見人等の適切な報酬の算定については、最高裁判所及び各家庭裁判所において、当事者団体や専門職団体の意見も踏まえ、後見人等の事務の内容や負担の程度、報酬額の予測可能性の確保の観点のほか、後見人等の報告事務の負担にも配慮する観点から検討が進められている。そして、財産管理事務のみならず、身上保護事務についても適切に評価し、後見人等が実際に行った事務の内容や負担等に応じて報酬を算定するという方向性[19]について、最高裁判所から、適時に専門家会議に報告されてきている。専門家会議では、本人への丁寧な面談やケア会議などへの出席といった日常的な関わりに応える報酬設定とすることが望ましい、専門職後見人には専門性に応じた適切な報酬が支払われるべき、後見人等の質（地方公共団体や専門職団体等による能力向上のための研修の受講の有無）、属性（専門職か否か）、本人の財産の多寡、地域の状況も適切に評価すべきなどの指摘や、実態の把握を適切に行うべきなどの意見があった。

・　現行制度において報酬付与は裁判事項であるものの、最高裁判所及び各家庭裁判所には、報酬の算定についての上記のような指摘も踏まえ、利用者にとっての予測可能性をできる限り確保し得る形で、考え方を早期に整理することが期待される。

イ　成年後見制度利用支援事業の推進等

・　低所得の高齢者・障害者に対して申立費用や報酬を助成する成年後見制度利用支援事業については、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。

・　そのため、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。

・　国は、上記の観点から、市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留

19　「成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」の１（２）アでは、「報酬の算定に当たっては・・・財産管理事務のみならず身上保護事務についても適切に評価し、後見人等が実際に行った事務の内容や負担等に見合う報酬とすること・・・が望まれる。」とされている。

意点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。また、上記アにより早期に考え方が整理されることが期待される適切な報酬の算定に向けた検討と併せて、市町村が行う同事業に国が助成を行う地域支援事業及び地域生活支援事業についても、必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。

・　国は、被後見人等を当事者とする民事裁判等手続を処理した法律専門職が、被後見人等の資力が乏しいために報酬を得られない事態が生じているとの指摘があること等を踏まえ、法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討する。

ウ　成年後見制度の見直しに向けた検討に併せた検討等

・　国は、後見人等の報酬の決定についてできるだけ予測可能性の高い制度にすべきなどといった指摘があること等を踏まえ、成年後見制度の見直しに向けた検討の際、報酬のあり方についても検討を行う。関係省庁は、成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるよう、報酬のあり方の検討と併せて、報酬助成等の関連する制度のあり方について検討する。

④　適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組

ア　本人情報シートの活用の推進

本人情報シートは、適切な医学的診断や適切な後見人等の選任にとって有益であり、後見等開始の審判において多くの事案で提出されている。他方、本人情報シートが、裁判所には提出されているが、診断書を作成する医師に提供されていない事案が一定数あることから、家庭裁判所には、専門職団体や市町村・中核機関等とも連携し、作成された本人情報シートが確実に医師に提供されるよう、申立人に対するわかりやすい説明や関係者への更なる周知などに取り組むことが期待される。また、最高裁判所には、本人情報シートの活用の状況や実態の把握に努め、本人にとって適切な後見人等の選任・交代が促進されるよう、専門職団体や福祉関係者[20]等の関係者と連携し、本人情報シートの更なる活用に向けた方策（例えば、申立後の本人情報シートの活用、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の様式等の併用）を検討することが期待される。

イ　後見申立等に関するその他の取組

最高裁判所・家庭裁判所には、本人にとって適切な後見人等の選任・交代が推進されるとともに、申立人・後見人等の事務負担の軽減や手続の迅速化にも資するよう、家庭裁判所への後見等開始の審判の申立てや後見事務の報告に関する書類などのあり方を含め、必要な方策を検討することが期待される。

（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和等

不正事案は、第一期計画に基づく取組により減少しつつあるが、成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするため、引き続き不正防止の取組が重要である。したがって、監督機能の充実・強化が必要であるところ、家庭裁判所のみならず関係機関・関係団体は、不正事案の発生を未然に抑止するための方策を推進する必要がある。その際、成年後見制度の利用促進は、制度の利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができるようにするものであることを踏まえ、本人の意思の尊重や利用しやすさも考慮して進める必要がある。

また、利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするには適切な事後救済策も重要であり、そのために必要な方策を推進する必要がある。

なお、任意後見制度における不正防止については、４（１）に記載している。

①　後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金[21]は、後見人等の属性を問わず、広く後見人等による不正防止に有用であるとともに、財産管理の負担が軽減されることで親族後見人の適切な選任にも資するものである。また、後見制度支援預貯金には、身近な金融機関でも導入が比較的容易であるなどのメリットがある。一方、その運用においては、財産の固定化によって本人の積極的な財産活用や日常生活への柔軟な対応に支障が生じないよう留意が必要である。

20　ここでの福祉関係者とは、「ソーシャルワーカー（社会福祉士、精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている人（介護支援専門員、相談支援専門員、病院・施設の相談員、地域包括支援センターや、権利擁護支援センターの職員等）」のことをいう（「成年後見制度における診断書作成 本人情報シート作成の手引（令和３年 10 月 最高裁判所事務総局家庭局）」27 ページを参照した。）。

21　金融関係団体等による「成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議」において、令和３年 10 月、保佐・補助類型を対象とする預貯金管理のしくみに関する方向性がとりまとめられた。

金融機関には、必要に応じ最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、これらのしくみの導入や改善を図ることが期待される。また、利用者の立場からの意見を聴く場を設けるなどして、本人等の具体的なニーズや利用者側から見た課題等、利用者側の意見を聴取することも期待される。

家庭裁判所には、後見人等の担い手となる団体等に対して、これらのしくみを導入している金融機関に関して把握している情報を適切に提供することが期待される。

国は、最高裁判所と連携し、金融機関における自主的取組等や専門職団体等における対応強化策の検討の状況を踏まえ、必要に応じ、より効率的な不正防止のための方策を検討する。

②　家庭裁判所の適切な監督に向けた取組

最高裁判所・家庭裁判所には、引き続き、不正防止のため、後見制度支援信託・後見制度支援預貯金や後見監督人等の活用が難しい親族後見人等の事案を含め、適切な監督に向けた取組をすることが期待される。

③　専門職団体や市民後見人を支援する団体の取組

専門職団体は各専門職に対して、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体は各市民後見人に対して、それぞれ後見事務における不正防止の取組を受任前・養成の段階から進めることが期待される。また、後見事務について不適正な点を発見した場合は、家庭裁判所と連携し適切に対応する必要がある。

④　地域連携ネットワークによる不正行為の防止効果

本人の意思を尊重しつつ、後見人等による不正行為の防止を含めた本人の権利擁護をより確実なものとするためには、後見人等を孤立させないよう、必要に応じた支援の下、権利擁護支援チーム[22]の一員として後見人等が職務を行うことができる環境整備が重要である。したがって、３のとおり、地域連携ネットワークづくりを進めるほか、専門職団体は、各団体に所属する専門職後見人等に対し積極的に助言等を行う。

⑤　成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討

・　利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするには、不正防止策に加えて、後見事務に起因して生じた損害を補償する保険などの適切な事後救済策も重要である。そのため、専門職団体や、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体には、保険会社とも連携し、後見人等の故意による被後見人の損害を補償するための保険を含め、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

・　その上で、こうした保険の導入状況や成年後見制度の見直しの検討状況なども踏まえ、関係省庁、最高裁判所、専門職団体及び市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体は、保険会社とも連携し、必要に応じ、適切な事後救済策の普及方策を検討する。

（４）各種手続における後見事務の円滑化等

・　市町村・金融機関等の窓口において、成年後見制度の利用者[23]が、成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、国及び地方公共団体は、市町村の成年後見制度利用促進の担当部署以外の関係部署及び金融機関等の窓口担当者に対して、同制度の理解の促進を図る必要がある。

・　国及び地方公共団体は、新たな行政手続を創設する場合、成年後見制度の利用者[24]が、同制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、適切に対応する必要がある。また、国及び地方公共団体は、行政手続のデジタル化に当たり、成年後見制度の利用者[25]が、成年後見制度を利用したことによって、同制度以外の代理人による手続利用の場合と比較して不利益を被ることのないよう、適切に対応する必要がある。

・　金融機関には、本人以外から預金取引の申出や保険金等の支払請求を受けた際、当該申出等が本人の日常生活の支援という目的・範囲に照らして合理的なものであるかどうかの確認を行うだけでなく、本人の権利擁護の観点から、本人にとっての必要性や利便性とともに、権利侵害の防止も重視して対応することが期待される。上記の観点から、国は、金融機関に対して、成年後見制度や権利擁護支援の理解を促進するための周知等を行う。

22　権利擁護支援チームについては、３（１）②ア参照。

23　後見類型だけでなく、補助・保佐類型の利用者もいることに留意する必要がある。
24　注釈 23 参照
25　注釈 23 参照

３　権利擁護支援の地域連携ネットワーク[26]づくり

（１）権利擁護支援の地域連携ネットワークの基本的な考え方
－尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加－

①　地域連携ネットワークの必要性と趣旨

ア　地域連携ネットワークの必要性

・　権利擁護支援を必要としている人は、判断能力等の状態や取り巻く生活の状況により、その人らしく日常生活を送ることができなくなったとしても、自ら助けを求めることが難しく、自らの権利が侵されていることに気づくことができない場合もある。そして、こうした状況は、全国どの地域においても必ず起こり得ることである。

・　本人らしい生活を継続するためには、地域社会がこうした状況に気づき、意思決定の支援や、必要に応じた福祉や医療等のサービスの利用につなげることが重要である。虐待や消費者被害などが生じている状況では、行政の関与、法的な支援や成年後見制度の利用につなげることも必要になる。

・　また、権利擁護支援を必要としている人の中には、身寄りがない、または身寄りに頼ることができない状態や、地域社会とのつながりが希薄であるなど、孤独・孤立の状態に置かれている人もいる。このことから、権利擁護支援を必要としている人に対し、住民同士のつながりや支え合い、社会参加の支援を充実することも重要である。

・　以上のことから、各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政などに司法を加えた多様な分野・主体が連携するしくみをつくっていく必要がある。

イ　地域連携ネットワークづくりの方向性（包括的・多層的なネットワークづくり）

・　第一期計画では、上記の地域連携のしくみを、地域連携ネットワークとし、全国どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、必要な人が成年後見制度を利用できるようにするという観点から、その整備を進めてきた。

・　第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援という観点も含めることとする。具体的には、地域包括ケアや虐待防止などの権利擁護に関する様々な既存のしくみ[27]のほか、地域共生社会実現のための支援体制や地域福祉の推進などと有機的な結びつきを持って、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なネットワークにしていく取組を進めていく必要がある。

・　さらに、権利擁護支援を必要としている人の世帯の中には、様々な課題が生じていることもあり、このような場合には、個人ごとに権利擁護支援の課題を捉えた上で、その状況に応じて、家族の構成員同士の想いも尊重しながら、それぞれを同時に支援していく必要がある。こうした世帯内の複合的な地域生活課題[28]としては、支援困難な虐待やネグレクト、未成年後見を含む児童の権利擁護などもあり、これらへの適切な支援が必要となる場合もある。

・　地域連携ネットワークは、住民に身近な相談窓口等のしくみを有する市町村単位を基本として整備を進めてきたが、このような課題に対応するためには「包括的」なネットワークだけでは十分でなく、地域の実情に応じて権利擁護支援を総合的に充実することができるよう、圏域などの複数市町村単位や都道府県単位のしくみを重ね合わせた「多層的」なネットワークにしていく取組も併せて進めていく必要がある。

26　権利擁護支援の地域連携ネットワークは、「はじめに」の２で、「地域連携ネットワーク」と読替をしている。また、第二期計画における権利擁護支援とは、意思決定支援等による権利行使の支援と、虐待対応等による権利侵害からの回復支援の両方を含む考え方である。詳細は、Ⅰ１（１）「地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進」の定義参照。

27　既存のしくみには、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」や、「認知症初期集中支援チーム」、「認知症高齢者見守りネットワーク」等の地域支援体制などがある。
「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」とは、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らすことができるよう、市町村が主体となり、保健所や精神保健福祉センターとの連携を図りつつ、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、居住支援法人等居住支援関係者、ピアサポーター、意思決定を支援する人などとの重層的な連携による支援体制を構築することである。
「認知症初期集中支援チーム」とは、複数の専門家が、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、観察・評価を行った上で、家族支援等の初期の支援を行うチームのことである。
「認知症高齢者見守りネットワーク」とは、認知症高齢者等の行方不明の防止や発見等の見守りに関するネットワークのことである。

28　地域生活課題とは、「福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の課題に参加する機会が確保される上での各般の課題」のこと。社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第４条第３項に規定。

ウ　地域連携ネットワークづくりの進め方

・　イの方向性に基づいた具体的な取組は、（３）で記載しているが、これから地域連携ネットワークづくりを始める地域では、できるだけ早期に、以下に取り組む体制を整備するべきである。

　・　権利擁護支援に関する相談窓口を明確にした上で、本人や家族、地域住民などの関係者に対し、成年後見制度の内容など権利擁護支援の理解の促進や相談窓口の周知を図ること

　・　地域連携ネットワークのコーディネートを行う中核機関（②ウを参照）の役割をどういった機関や体制で担うのかを明らかにすること

・　また、これらの体制を整備した地域では、後見人等の受任者調整等によって権利擁護支援チームの形成を支援し、その権利擁護支援チームが本人への支援を適切に行うことができるようにする必要がある。こうした地域連携ネットワークの機能を段階的･計画的に充実していくことで、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図ることができるようになる（充実が求められる機能や取組は、（２）②イ・ウ、（３）②イ・ウを参照）。

・　なお、これらの体制整備には、市町村単独では取り組むことが難しい内容もあるため、広域的な見地から、都道府県が主体的に取り組むことも重要である。

②　地域連携ネットワークのしくみ

地域連携ネットワークは、「権利擁護支援チーム」、「協議会」及び「中核となる機関（中核機関）」の３つのしくみからなる。

ア　権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。

既存の福祉･医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

イ　協議会

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみである。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する。

ウ　中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

・　本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け[29]、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割

・　専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

なお、国は、１（１）に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

③　権利擁護支援を行う３つの場面

地域において、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援を行う場面は、以下の３つに整理できる。

ア　権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）

・　本人を取り巻く関係者[30]が、権利擁護支援に関するニーズに気づき、必要な支援につなぐ場面。

・　この場面では、成年後見制度につなぐ場合や、同制度以外の権利擁護支援（権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトの対応、消費生活センター

29　身近な相談機関を一次相談窓口にして、中核機関は一次相談窓口からの相談を受けている地域もある。

30　本人に身近な家族・親族等、医療・福祉・介護等の関係者、民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者のこと。

の相談対応など）などにつなぐ場合がある。

イ　成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）

・　成年後見制度の申立ての必要性、その方法、制度利用後に必要となる支援、適切な後見人等候補者などを検討・調整し、家庭裁判所に申し立て、後見人等が選任されるまでの場面。

・　この場面では、制度利用後の支援方針を検討する。その中で、適切な権利擁護支援チームの体制も検討する。

ウ　成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）

・　家庭裁判所の審判により、後見人等が選任され、後見活動が開始されてからの場面。

・　この場面では、権利擁護支援チームに後見人等が参加し、チームの関係者間で、あらかじめ想定していた支援方針等を共有し、本人に対して、チームによる適切な支援を開始する。

④　市町村・都道府県・国と関係機関の主な役割

権利擁護支援は、地域や福祉、行政、司法など多様な分野・主体が関わるものである。また、第二期計画の期間内に、令和７年を迎えて認知症高齢者が増加するなど（いわゆる 2025 年問題）、成年後見制度の利用を含む権利擁護支援のニーズが更に多様化及び増大する見込みである。

このようなことに対応できるよう、地域連携ネットワークは、多様な主体が積極的に参画し適切な役割を果たすことで、持続可能な形で運営できるようにすることが重要である。家庭裁判所においても、地域連携ネットワークの中で、持続可能な形で、各関係機関と必要な連携を行いながら、成年後見制度の運用・監督にあたることが重要である。

ア　行政（市町村・都道府県・国）

（ア）市町村

・　市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。

・　市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協

議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。

・　市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。

・　上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす（４（２）、（３）、（４）を参照）。

（イ）都道府県

・　都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす（４（２）、（４）、（５）を参照）。

・　また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

（ウ）国

・　国は、市町村や都道府県が進める地域連携ネットワークづくりを後押しする観点から、以下の役割を担う。

　・　成年後見制度利用促進ポータルサイトを活用した最新の情報や知見の共有

　・　都道府県等との連携や権利擁護支援体制全国ネット（Ｋーねっと）のしくみを通じた全国の取組状況や地域による格差などの継続的な把握と必要な助言の実施

　・　各取組の進捗状況等を勘案した必要な研修等の支援策の検討と実施

イ　中核機関（再掲）

・　中核機関は、②ウに記載した地域連携ネットワークのコーディネートを行う役割を担う。

ウ　家庭裁判所

・　Ｉ１（２）の考え方のとおり、家庭裁判所には、尊厳のある本人らしい生活の継続を実現することができるよう、地域連携ネットワークの中

で、成年後見制度の適切な運用・監督を行うことが期待される。

・　こうした観点も踏まえ、家庭裁判所には、地域連携ネットワークづくりや成年後見制度の運用改善等に向けて、その支部や出張所を含め、地方公共団体、中核機関、専門職団体、協議会等と積極的に連携し、取組情報の交換や意見交換を図ることが期待される。

エ　専門職団体

・　権利擁護支援を必要としている人は、成年後見制度の利用に限らず、権利擁護や意思決定に関し、福祉的又は法律的な支援が必要になる場合があり、各専門職には、各種場面において、専門分野に応じた役割を発揮することが期待される。

・　こうした観点も踏まえ、成年後見制度の利用促進に関わる専門職団体には、地域における協議会等に積極的に参画することや、地域連携ネットワークにおける相談対応や権利擁護支援チームによる支援の活動などにおいて、本人の特性等に合わせながら、専門性を生かした積極的な役割を果たすことが期待される。その際、市町村や都道府県等との連携が円滑に進むよう、都道府県単位などで連絡窓口を整備することが期待される。

オ　当事者等団体

・　権利擁護支援を必要とする人が、同じような経験をしながら暮らしている仲間と出会い、尊厳のある生活の継続の実態を知ることは、本人にとって非常に大きな力となり、自分のことを自分で考え決めていくための基盤となる。

・　こうした観点も踏まえ、認知症、知的障害、発達障害、精神障害等、成年後見制度を利用する可能性がある当事者等の団体には、本人へのピアサポートや、当事者の視点からの協議会や地域づくりへの参画などが期待される。

カ　各種相談支援機関

・　権利擁護支援を必要としている人は、自ら助けを求めることが難しい。したがって、各地域での見守りや支え合いの中で、早期に身近な相談窓口につなげた上で、成年後見制度の利用が必要かどうかなど権利擁護支援ニーズの精査を行う必要がある。

・　こうした観点も踏まえ、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各分野において地域住民等からの相談を受けている相談支援機関には、権利擁護支援に関する課題を含む相談を受けた場合、中核機関や専門職等と連携して、必要な情報の収集や集約、整理を行い、必要な支援につなげることが期待される。

・　特に、従来より権利擁護業務を実施している地域包括支援センターや基幹相談支援センター等には、これらの業務に対する積極的な関わりが求められる。

（２）権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能
－個別支援と制度の運用・監督－

①　地域連携ネットワークの機能の考え方

第一期計画では、地域連携ネットワークの機能について、広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能（受任者調整（マッチング）等の支援、担い手の育成・支援、関連制度からのスムーズな移行）及び後見人支援機能の４つを位置付けてきた。

今後は、権利擁護支援としての成年後見制度の適切な利用を通じて尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加につなげていくようにすること、また、そのために地域連携ネットワークが、多様な主体の積極的な参画と適切な役割の発揮の下で、持続可能な形で運営できるようにすることが重要である。

このような観点から、上記の４機能について、本人中心の権利擁護支援チームを支えるための機能（②を参照）と、その機能を強化するための地域の体制づくりに関する取組（（３）を参照）に大別した。

併せて、地域連携ネットワークが担う機能には、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援[31]」機能と、家庭裁判所による成年後見制度の「運用・監督[32]」機能があることを、権利擁護支援を行う３つの場面に対応した形で整理した。

31　専門家会議福祉・行政と司法の連携強化ワーキング・グループにおいて、「福祉や行政の関係者、中核機関が行う支援は、本人等の求めに対し、課題整理などを行い、本人自身の力を基にした解決を図るため、必要に応じ、支援や環境の調整を行うものであり、後見人等への指導や後見事務の適正性の判断・チェックを行うものではないこと」といった趣旨の指摘が多数あった。

32　家庭裁判所の行う後見監督は、その一環として、後見人等の職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）について、司法機関の立場から適切な助言や指導を行うことが予定されている。ただし、司法機関である家庭裁判所においては、福祉的観点からの助言等は難しいといった実情もある。

② 権利擁護支援を行う３つの場面における「支援」機能と「運用・監督」機能

福祉・行政・法律専門職など多様な主体による「支援」機能としては、（１）③で整理した権利擁護支援を行う３つの場面に応じて、それぞれ以下の３つが挙げられる。

- 「権利擁護の相談支援」機能
- 「権利擁護支援チームの形成支援」機能
- 「権利擁護支援チームの自立支援」機能

また、家庭裁判所による「運用・監督」機能としては、同様に、それぞれ以下の３つが挙げられる。

- 「制度利用の案内」機能
- 「適切な選任形態の判断」機能
- 「適切な後見事務の確保」機能

	「支援」機能	「運用・監督」機能
権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）	権利擁護の相談支援機能	制度利用の案内機能
成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）	権利擁護支援チームの形成支援機能	適切な選任形態の判断機能
成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）	権利擁護支援チームの自立支援機能	適切な後見事務の確保機能

ア 「権利擁護の相談支援」機能と「制度利用の案内」機能

権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）における「権利擁護の相談支援」機能と、「制度利用の案内」機能は、以下のとおりである。

（ア）権利擁護の相談支援機能

各種相談支援機関が、本人や関係者からの相談を受け止め、地域の実情に応じて、中核機関や専門職と役割分担や連携を行い、権利擁護支援ニーズの確認と必要な支援へのつなぎを行う機能。

ａ 本人等からの相談対応と制度の説明

- 本人を取り巻く関係者[33]が、地域連携ネットワークのつながりや支え合いを通じて、日頃から接している権利擁護支援を必要とする人の状態や生活状況などを把握する。
- 日常生活などで課題を把握した場合は、地域の相談支援機関などにつなぎ、地域の相談支援機関は寄せられた相談への対応を行う。
- 相談対応時には、本人と関係者に、成年後見制度のしくみ（支援内容や利用する場合の留意点などを含む。）やそれ以外の権利擁護支援（支援内容や法律行為に関する取消権等がないなどの留意点などを含む。）に関する説明を行う。

ｂ 権利擁護支援ニーズの精査と必要な支援へのつなぎ

- 相談支援機関による相談を通じた情報収集を行うほか、必要に応じて、中核機関や専門職がケース会議に参加するなどして、本人の意思及び選好や価値観、判断能力や生活の状態、権利擁護や意思決定支援が必要となる状況、支援の状況や支援者等との関係性等の情報などを集めて、成年後見制度の利用が必要かなど権利擁護支援ニーズの精査を行う。
- 精査の結果、成年後見制度の必要性を確認できた場合は、その適切な利用の検討につなぐ。他方、成年後見制度の必要性を確認できない場合も、本人の権利擁護支援ニーズに応じ、必要な見守り体制や成年後見制度以外の支援へのつなぎを行う。

（イ）制度の利用の案内機能

家庭裁判所には、引き続き以下の機能を発揮することが期待される。

- 本人や関係者に対し、申立てなど家庭裁判所の手続を利用するために必要となる情報提供や、手続の案内を行う（例えば、パンフレット等による制度の説明、統一書式の提供、ハンドブックやＤＶＤ等各種ツールの充実による手続理解の促進）。また、必要に応じて、各地域の中核機関や地域連携ネットワークの相談先を案内する。

イ 「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能

成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の

33 本人に身近な家族・親族等、医療・福祉・介護等の関係者、民生委員・自治会・民間事業者等の地域の関係者のこと。

選任まで）における「権利擁護支援チームの形成支援」機能と、「適切な選任形態の判断」機能は、以下のとおりである。

（ア）権利擁護支援チームの形成支援機能

中核機関が、専門職などと連携して、権利擁護支援の方針を検討する。その方針に基づき、地域の実情に応じて都道府県等のしくみを活用（（３）③ア（ウ）「都道府県による協議会」参照）して、成年後見制度の申立て方法や適切な後見人等候補者を調整しながら、本人を支える権利擁護支援のチーム体制をかたちづくっていく機能。

ａ　権利擁護支援の方針の検討

・　相談を通じて得られた情報を基にして、判断能力の低下の進行や支援状況によって生じている具体的な課題（財産管理・各種手続の課題、意思決定の課題、法的な課題、地域社会への参加に関する課題など現時点で生じているものだけでなく、将来に生じる可能性のある課題を含む。）を整理する。

・　その上で、本人の強みを活かすことや支援体制を調整することなどの意思決定支援の視点と本人保護などの権利侵害の回復支援の視点から、成年後見制度の利用を開始する方が適切か、他の支援につなぎ直す方が適切かの確認なども含めて、支援方針の検討を行う。

・　当該支援方針を検討する前に、成年後見制度を利用することによって受けられる支援や、同制度を利用することによる留意点を本人に説明し、本人の意向を確認しておくなど、支援の方針に本人の意向が反映できるようにする。

ｂ　適切な申立ての調整

・　本人の申立てに対する意向を確認した上で、本人の状態や親族との関係性などを踏まえ、市町村長申立ての検討を含む適切な申立人の検討と調整を行う。

・　必要に応じて、診断書や本人情報シートなど申立てに必要となる書類等の収集や、申立書に記載する情報の整理など、関係機関が適切に役割分担して対応する。

ｃ　権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援（後見人等の参画を含む。）

・　支援方針を基に、対応すべき課題と後見人等に求められる役割、補助・保佐の活用も含めた想定される類型や必要となる同意・代理行為、把握可能な範囲内の収支や財産状況、成年後見制度利用支援事業の対象か、課題解決後の後見人等の交代の方向性（専門

職後見人から市民後見人への交代など）などの確認や、必要に応じた支援方針の調整を行う。

・　その上で、関係機関の連携により、必要に応じ、後見人等の候補者と選任形態（複数後見など）についての調整を行う。この際、市民後見人の育成状況や受任可能な専門職数などの地域の実情を踏まえつつ、専門職については、その専門性を適切に発揮できる事案や場面で候補者とすることを考慮する。

・　併せて、後見人等が選任されるまでの一時的な支援や対応の調整、役割分担を行うなど、本人の意向を踏まえた権利擁護支援のチーム形成を進める。その際、地域の実情に応じて、本人と後見人等候補の予定者が申立て前に面談して相性を確かめることも考えられる。

（イ）適切な選任形態の判断機能

家庭裁判所には、引き続き以下の機能を発揮することが期待される。

・　権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報（例えば、本人の意向や、対応すべき課題、後見人等に求められる役割、補助・保佐の活用も含めた想定される類型や必要となる同意・代理行為、収支や財産状況、成年後見制度利用支援事業の対象か、課題解決後の交代を踏まえた後見人等の候補者と選任形態など）を共有し、これらも含めた各事案の事情を総合的に考慮し、後見人等の適切な選任を行う。

ウ　「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能

成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）における「権利擁護支援チームの自立支援」機能と、「適切な後見事務の確保」機能は、以下のとおりである。

（ア）権利擁護支援チームの自立支援機能

中核機関や専門職が、地域の実情に応じて各種相談支援機関などと役割分担し、権利擁護支援チームの体制によって課題解決に向けた支援を適切に行うことができるよう、必要な支援を行う機能。

ａ　権利擁護支援チーム開始の支援

・　後見人等の選任後、後見人等が加わった権利擁護支援チームによる支援を開始するに当たり、関係者間で、申立て前に想定していた方針を共有し、役割分担の再確認を行う。具体的には、本人

や後見人等、関係機関などが参加する会議を必要に応じて開催するなどして、支援内容や、将来的に後見人等の交代が想定されている場合はその方針などについて共有し、必要に応じて方針を再調整した上で、後見人等を含めた関係者間で役割を分担する。

・　方針の共有と役割分担の再確認の後、権利擁護支援チームの中で、支援の実施状況や課題の解決状況などを確認する時期について、支援の開始時点であらかじめ定めておく。また、必要に応じて、中核機関や専門職などのバックアップが必要になる場面や期間を確認しておく。

b　権利擁護支援チームの支援の開始後、必要に応じて行う支援

・　支援の開始後は、専門職後見人を含む後見人等や権利擁護支援チームの関係者からの相談に応じる。

・　必要に応じて、追加して必要となる支援の調整[34]や、後見人等の交代、類型・権限変更などの検討や調整を行う。交代後は、必要に応じて、本人や新旧の後見人等、関係機関などが参加する会議を開催するなどして、新しい後見人等に、本人の状況等が適切に引き継がれるようにする。

・　また、あらかじめ定めた時期に、課題の解決の状況等を確認し、当該チームの自立状況を踏まえて、一旦、中核機関や専門職などによる当該チームへの支援を終結する。ただし、状況が変化した際に、速やかに相談できる体制を確保しておくことに留意する。

（イ）適切な後見事務の確保機能

家庭裁判所には、引き続き以下の機能を発揮することが期待される。

・　後見監督の一環として、後見人等が行う職務全般（財産管理、身上保護、意思決定支援のほか、報告書作成等の後見事務）の適切な遂行のため、司法機関としての立場から後見人等の相談対応や助言を行う。なお、司法機関である家庭裁判所では、身上保護や意思決定支援に関する相談に対して、福祉的観点からの助言等を行うことは難しいことを考慮し、権利擁護支援チームの自立支援機能と連携して、司法機関としての立場から後見人等の相談対

34　支援の調整のうち、意思決定支援を進める際は、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」のプロセスに沿って対応することが重要である。この際、意思の形成・表明に当たり不当な影響（本人を萎縮させる人等からの影響など）を受けない環境を整備することや、本人の意思及び選好や価値観に焦点を当てた支援が行えるように関係者が調整を行う場を設けることが重要である。

応や助言を行う。

・　必要に応じて、指導や指示、監督処分といった後見監督を行う。

・　権利擁護支援チームの自立支援機能によって確認された本人の状況や、後見人等の交代、類型・権限変更の検討や調整結果などを参考に、適切な交代や選任形態の見直しを行う。

（３）権利擁護支援の地域連携ネットワークの機能を強化するための取組
－中核機関のコーディネート機能の強化等を通じた連携・協力による地域づくり－

①　地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の考え方

地域連携ネットワークにおいて、権利擁護支援を行う３つの場面に応じ、福祉・行政・法律専門職など多様な主体の連携による「支援」機能と、家庭裁判所による「運用・監督」機能を適切に果たすことができるようにするためには、地域・福祉・行政・法律専門職や家庭裁判所などの地域連携ネットワークの関係者が、以下の３つの視点を持って、自発的に協力して取り組む必要がある。

ア　「共通理解の促進」の視点

地域・福祉・行政・法律専門職、そして家庭裁判所など、異なる立場を有する地域連携ネットワークの関係者が、それぞれの役割を理解し合い、機能を強化するための認識やその方向性を共有する必要がある。

イ　「多様な主体の参画・活躍」の視点

地域連携ネットワークの機能を高めていくため、現在活躍している関係者のみならず、様々な立場の関係者が新たに地域の権利擁護支援に参画して、各々が可能な取組を行い、その取組を拡げていく必要がある。

ウ　「機能強化のためのしくみづくり」の視点

多くの関係者が円滑かつ効果的に連携・協力して活動できるしくみを整備する必要がある。

②　地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（地域の体制づくり）

地域連携ネットワークの機能を強化するための取組は、地域連携ネットワークの関係者が連携して進めることが重要である。以下では、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組として、地域連携ネットワークづくりの段階に応じ、全国各地で共通して実施することが望ましいものを挙げている。

各地域の協議会において、地域連携ネットワークの関係機関・団体がこうした取組を実施するに当たっては、各市町村の包括的な支援体制との一体的な運用に留意するとともに、取組に優先順位を付ける、既存のしくみを活用するなどの様々な工夫を話し合いながら協力して進める必要がある。なお、地域の実情に応じて、以下に挙げていない取組を行うことも可能であり、例えば、重層的支援体制整備事業[35]と地域連携ネットワークの取組の連携を図ることで、より効果的・効率的な体制づくりが推進されるなどの効果も期待される。

また、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組には、市町村単位では取り組みにくい内容もある。それらについては、都道府県が主導して、市町村と連携しながら取り組んでいくことが重要である。

国は、市町村や都道府県のこうした取組の後押しを行う。

35　令和２年の社会福祉法改正により創設された、市町村が地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応し、包括的な支援体制を整備するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた３つの支援を一体的に実施する事業（実施を希望する市町村の任意事業）。

	地域連携ネットワークの機能を強化するための視点・取組		
	ア 共通理解の促進	イ 多様な主体の参画・活躍	ウ 機能強化のためのしくみづくり
【場面】 権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前） 【機能】 権利擁護の相談支援機能／制度利用の案内機能	a 成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（広報を含む） b 権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）	a 地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化 b 中核機関と各相談支援機関との連携強化	a 各相談支援機関等の連携のしくみづくり b 成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり c 成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築
【場面】 成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで） 【機能】 権利擁護支援チームの形成支援機能／適切な選任形態の判断機能	a 選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透	a 都道府県と市町村による地域の担い手の育成 b 専門職団体による専門職後見人の育成	a 後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり b 市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築
【場面】 成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後） 【機能】 権利擁護支援チームの自立支援機能／適切な後見事務の確保機能	a 意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透	a 地域の担い手の活躍支援 b 制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化	a 後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築 b 家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連絡体制の構築

ア　「権利擁護の相談支援」機能と「制度利用の案内」機能を強化するための取組（権利擁護支援の検討に関する場面）

権利擁護支援の検討に関する場面（成年後見制度の利用前）における「権利擁護の相談支援」機能及び「制度利用の案内」機能を強化するための取組は、以下のとおりである。

（ア）「共通理解の促進」の視点による取組

ａ　成年後見制度の必要性など権利擁護支援についての理解の浸透（制度の広報を含む）

・　地域連携ネットワークの関係者は、成年後見制度を利用する可能性のある本人や家族、地域住民、福祉・行政・法律専門職などの関係者に対し、一般的な広報に加え、成年後見制度の利用の効果・留意点や制度の活用が有効な事案のほか、声を上げることができない権利擁護支援を必要としている人を発見し支援につなげることの重要性などを周知・啓発する。また、対象者ごとに伝える内容・方法が異なることから、対象者に合わせて行う必要がある。加えて、任意後見・補助・保佐に関する周知活動も強化する。

・　この際、市町村・中核機関には、地域住民や福祉・司法の関係者を対象にした権利擁護支援に関する研修等を行うことが期待される。

・　家庭裁判所には、市町村や都道府県が広報に必要な知識や情報を得ることができるようにするため、講師派遣や統計データを提供することが期待される。

・　国は、最新の情報や知見が全国的に共有されることによって地域連携ネットワークの機能強化が図られるよう、成年後見制度利用促進ポータルサイトの充実を図る。

ｂ　権利擁護支援に関する相談窓口の明確化と浸透（相談窓口の広報を含む）

・　市町村は、権利擁護支援や成年後見制度の利用に関する地域の相談窓口を明確にする。

・　その上で、明確にした窓口を地域連携ネットワークの関係者に周知し浸透させる。

（イ）「多様な主体の参画・活躍」の視点による取組

ａ　地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化

・　地域連携ネットワークにおいては、地域の関係者・団体（当事者等団体、地域住民、民間事業者、専門職団体等）が、権利擁護支援を必要とする人やその家族などの様子を把握したり、身近な立場で相談を受けたりしていることを共有する。

・　その上で、関係者・団体が受け止めた権利擁護支援に関するニーズへの対応に悩まないよう、地域で権利擁護支援や相談支援を担う機関（中核機関、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関など）は、その役割や連絡先の紹介、相談のつなげ方の確認などを行う。

ｂ　中核機関と各相談支援機関との連携強化

・　中核機関は、地域包括支援センターや基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関と、事例検討や支援の振り返りなどを通じて、緊急性の判断や、権利擁護支援の必要性、各種支援や中核機関につなげるタイミング、地域にある様々な権利擁護支援策などを確認し合う。

（ウ）「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

ａ　各相談支援機関等の連携のしくみづくり

・　市町村は、（イ）の実践を踏まえ、中核機関や地域包括支援センター、基幹相談支援センター等、介護や障害、生活困窮、子育てなどの各相談支援機関が連携を図り、権利擁護支援を必要とする人や関係者からの相談を受け止め、確認した権利擁護支援ニーズに対し、必要な支援を行うことができるしくみを整備する。

ｂ　成年後見制度の利用の見極めを行うしくみづくり

・　市町村や中核機関は、権利擁護支援ニーズの整理から確認できた課題の性質によって、各相談支援機関が成年後見制度の利用の必要性を確認するためのシート[36]の共有、中核機関がケース会議に参加する際のルールづくり、専門職の派遣のしくみづくりなどを行う。

ｃ　成年後見制度以外の権利擁護支援策の充実・構築

・　都道府県や市町村は、１（２）「総合的な権利擁護支援策の充実」の内容も踏まえ、地域において、日常生活自立支援事業などの既存の権利擁護支援策の充実や、それ以外の新たな支援策を検討する。

イ　「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用の開始までの場面）

成年後見制度の利用の開始までの場面（申立ての準備から後見人等の選任まで）における「権利擁護支援チームの形成支援」機能及び「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組は、以下のとおりである。

（ア）「共通理解の促進」の視点による取組

ａ　選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透

・　都道府県、市町村、中核機関、専門職団体、家庭裁判所などは、

36　注 14 参照（「日常生活自立支援事業等関連制度と成年後見制度との連携の在り方等についての調査研究事業」（厚生労働省令和２年度社会福祉推進事業）で作成された「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担チェックシート」の活用が考えられる。）

権利擁護支援チームの形成支援としての受任者調整を地域の実情に応じて進めるため、家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素をできる限り共有する。

・　さらに、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、後見人等候補者イメージの共通認識を深める。

・　また、受任者調整の際に将来的な後見人等の交代も含めた初期方針が検討できるよう、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、交代のタイミングや引き継ぎ方法など交代に関するイメージの共有も進める。

（イ）「多様な主体の参画・活躍」の視点による取組

ａ　都道府県と市町村による地域の担い手の育成

・　４（２）を参照のこと。

ｂ　専門職団体による専門職後見人の育成

・　４（２）を参照のこと。

（ウ）「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

ａ　後見人等候補者の検討・マッチング・推薦のしくみづくり

・　都道府県、市町村及び中核機関は、後見人等の候補者の的確な推薦を行うことができるよう、家庭裁判所と専門職団体の積極的な協力も得て、候補者の検討方法（検討の体制や候補者推薦の目安[37]など）、マッチングの手法などを共有できる体制を整える。この際、市民後見人を候補にするのに適した事案であるかや、どのような属性の候補者がよいかの検討だけではなく、権利擁護支援チーム形成の観点から、本人の意向や後見人等との相性、課題等に応じた柔軟な選任形態（複数後見など）、課題解決後の交代等の想定なども検討できるように留意する。

・　家庭裁判所には、上記体制づくりへの協力と、チーム形成の観点から行われる受任者調整のプロセスへの理解が期待される。また、地域の実情や協議事項等に応じ、家庭裁判所の支部・出張所も含めた協議の実施などの対応も期待される。

・　専門職団体には、家庭裁判所や中核機関と連携し、円滑かつ適切に後見人候補者等の推薦を行えるようにしておくことが期待される。

ｂ　市町村と都道府県による市町村長申立て・成年後見制度利用支援事業を適切に実施するための体制の構築

37　本人の意向等や権利擁護支援ニーズの性質を踏まえ、地域の担い手の状況も考慮しつつ、どのような属性の候補者がより適切かの目安。

・　４（３）を参照のこと。

ウ　「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組（成年後見制度の利用開始後に関する場面）

成年後見制度の利用開始後に関する場面（後見人等の選任後）における「権利擁護支援チームの自立支援」機能及び「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組は、以下のとおりである。

（ア）「共通理解の促進」の視点による取組

ａ　意思決定支援や後見人等の役割についての理解の浸透

・　地域連携ネットワークの関係者[38]は、後見人等の参画した権利擁護支援チームが、意思決定支援に取り組めるよう、保健、医療、福祉、介護、金融等の幅広い関係者や地域住民に対し、意思決定支援の重要性や考え方などについて、研修等を通じた継続的な普及・啓発を行う。この際、チーム内で適切な役割分担を図るため、後見人等の役割を合わせて伝えていくことが重要である。

・　また、都道府県等には、専門職団体の協力も得て、親族後見人や市民後見人等の後見人等、日常生活自立支援事業の関係者及び市町村・中核機関の職員に対して、意思決定支援に係る研修等を継続的に行うことが期待される。

（イ）「多様な主体の参画・活躍」の視点による取組

ａ　地域の担い手の活躍支援

・　市町村は、都道府県と連携して、地域の関係機関や専門職団体からの協力も得つつ、４（２）のとおり、地域の担い手（市民後見人及び後見等実施法人）が地域で活躍できるようにするための支援を行う。

・　この際、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知することも重要である。

ｂ　制度の利用者や後見人等からの相談を受ける関係者との連携強化

・　地域連携ネットワークにおいては、成年後見制度を利用する本人やその家族、後見人等からの相談を受けることがある地域の関係団体（当事者等団体、専門職団体等）を把握する。

・　その上で、中核機関は、その役割や連絡先等の紹介、関係団体

38　２（１）②「様々な分野における意思決定支援の浸透」を参照。

が受けている相談内容や地域への参加の支援に関連する活動の確認などを行う。

（ウ）「機能強化のためのしくみづくり」の視点による取組

ａ　後見人等では解決できない共通課題への支援策の構築

・　特定の課題が解決した後の専門職後見人から市民後見人への交代を行うしくみづくりや、身寄りのない被後見人等への緊急時対応や生活支援、地域への参加の支援等のしくみづくりなど、後見人等や権利擁護支援チームのみでは解決することができない地域に共通する課題について、地域連携ネットワークの関係者が連携・協力して実施する支援策を構築する。

ｂ　家庭裁判所と中核機関の適時・適切な連携体制の構築

・　将来的に市民後見人への交代を行う想定をしていた事案について、交代を検討すべき時期が来た場合や、地域連携ネットワークの関係者が後見人等の不正を把握した場合などにおいて、家庭裁判所と中核機関が適時・適切に連絡できるしくみを整える。

③　中核機関のコーディネート機能の強化と協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進

地域連携ネットワークが、持続可能な形でその役割を果たせるようにするためには、中核機関のコーディネート機能の強化と、多様な主体による参画や連携・協力を得るための協議会の運営が重要である。

ア　協議会の運営を通じた連携・協力関係の推進

協議会は、各地域において、権利擁護支援チームを支える専門職団体や当事者等団体などを含む団体や地方公共団体等の関係機関が連携を強化し、これらの団体・機関による自発的な協力を進めるしくみである。

成年後見制度が、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るものとして利用されるようにするため、協議会の運営を通じて、多様な主体が理念を共有し、それぞれの役割を発揮しながら連携・協力していく関係を推進していく必要がある。

（ア）基本的な考え方

・　第一期計画では、成年後見制度に関する専門相談への対応や、家庭裁判所との連携のために、法律・福祉の専門職団体（弁護士会、リーガルサポート[39]、社会福祉士会等）や地方公共団体等の関係機関などの福祉関係者等が参画する協議会が設置された。それぞれの果

39　司法書士を構成員とする公益社団法人のこと。

たしてきた役割は重要であり、引き続き、主体的な参画と自発的協力が期待される。

・　第二期計画では、尊厳のある本人らしい生活の継続の支援という観点が強められるよう、制度を利用する当事者等の意見を反映できる団体等に対して、協議会への参画を求めることなども重要になる。

・　さらに、本人に適切な支援を行えるようにするため、地域の実情に応じて、民生委員協議会、自治会、日本司法支援センター（法テラス）、税理士会・行政書士会・精神保健福祉士協会など成年後見制度について実績のある専門職団体、法人後見を実施する等権利擁護に関する取組を行う団体、消費生活センター、公証役場、金融機関、生活支援サービス等のサービスに係る民間事業者[40]等との連携も求められる。金融機関[41]には、地域連携ネットワークの関係者との連携を図り、本人の意思を尊重しながら、見守り等の権利擁護支援で役割を発揮することが期待される。

（イ）市町村による協議会

・　権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われること、具体的な支援の実施のためには行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要があることから、引き続き、市町村は協議会の設置・運営に取り組む必要がある。

・　協議会では、多様な主体の参画と自発的協力の下で、権利擁護支援を行う３つの場面での「支援」や、地域連携ネットワークの機能を強化するための「取組」を協議する。この際、協議会の効率的な設置・運営を行うため、権利擁護センター等の運営委員会など既存の会議体[42]を活用する、協議事項に応じて参加者を柔軟に追加・変更

40　Ⅱ　１（２）②「新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討」を参照。

41　一部の金融機関では、顧客本位の業務運営の一環として、近年、職員の認知症に対する理解を向上させるとともに、地方公共団体や地域の福祉機関等と連携し、判断能力の低下した高齢者等の権利擁護等に努める取組が行われている。こうした取組は、意思決定支援を含む権利擁護支援の取組と、趣旨を共通するものである。

42　既存の会議体としては、例えば以下のものがある。
- 社会福祉法第 106 条の６に基づく支援会議
- 社会福祉法第 106 条の４第２項第６号に基づき作成された支援プランの支援決定等を行う重層的支援会議
- 社会福祉法第 107 条第１項に規定する市町村地域福祉計画に基づく協議会、同法第 108 条に規定する都道府県地域福祉支援計画に基づく協議会
- 地域ケア会議（介護保険法（平成９年法律第 123 号）115 条の 48）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の３に規定する協議会

する、個別事案の「支援」と地域連携ネットワークの機能を強化するための「取組」を分けて協議するなど、地域の実情に応じた工夫も求められる。

ａ　権利擁護支援を行う３つの場面における「支援」の検討・協議

・　中核機関が、成年後見制度を含めた権利擁護支援の相談を受けて、適切な支援をコーディネートするためには、具体的な支援を検討・協議する場（ケース会議や受任調整会議など）が必要である。具体的な検討・協議事項としては、場面に応じて以下の項目に記載している内容が挙げられる。

・　（２）②ア（ア）権利擁護の相談支援機能

・　（２）②イ（ア）権利擁護支援チームの形成支援機能

・　（２）②ウ（ア）権利擁護支援チームの自立支援機能

・　なお、支援困難事案に適切に対応するためには、必要に応じて専門職団体や当事者団体等から助言を受けられる機会を確保することが重要である。また、必ずしも項目ごとに定期的に検討・協議の場を設ける必要はなく、上記の３項目について合わせて検討・協議する、臨時の検討・協議の場を設定するなど、地域の実情に応じた工夫が求められる。

ｂ　家庭裁判所との連携

・　権利擁護支援を行う３つの場面における「支援」機能を強化するためには、家庭裁判所との間での相互理解[43]を図ることや、個人情報を含まない模擬事例の検討によって後見人等受任イメージを共有[44]することなど、家庭裁判所と連携するための協議の場を設置することも求められる。

ｃ　地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の協議

・　権利擁護支援チームによる支援を充実するためには、地域連携ネットワークの機能を強化するための「取組」を協議する必要がある。具体的な協議事項としては、以下の項目に記載している内容が挙げられる。

・　②ア「権利擁護の相談支援」機能と「制度利用の案内」機能を強化するための取組

・　②イ「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能を強化するための取組

・　②ウ「権利擁護支援チームの自立支援」機能と「適切な後見事務の確保」機能を強化するための取組

・　なお、個別事案に対応する際の各関係者・関係機関の役割の確認、連携のルールづくりなども重要である。

（ウ）都道府県による協議会

・　家庭裁判所や専門職団体は都道府県単位など広域で設置されていること、担い手確保などの広域的課題への取組の必要性、家庭裁判所との連携が難しい市町村や人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性等に対応するため、都道府県にも協議会を設置する必要がある。協議事項によっては、家庭裁判所の支部・出張所の管轄区域も踏まえて協議会を設置し、家庭裁判所の支部・出張所も含めて実施することも期待される。

・　協議会では、以下の項目に記載している内容に取り組むことが考えられる。

・　担い手を確保・育成するための方針策定や交流の機会の支援（具体的には「４（２）担い手の確保・育成等の推進」に記載）

・　管内市町村の体制整備等の取組を進めるための具体的支援策の検討（具体的には「４（５）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進」に記載）

・　なお、受任者調整の検討・協議の場を単独で設置することが難しい市町村でも、具体的な事案で受任者調整を行えるようにするため、都道府県には、自ら受任者調整の検討・協議の場を設置するなどの支援を行うことが期待される。

（エ）市町村・都道府県による協議会の運営に関する留意点

・　協議会の運営は、市町村又は都道府県による直営又は委託などにより行う。協議会の運営を委託等した場合であっても、取組の質が担保されるよう、設置主体としての責任ある関与が必須となる。

・　市町村又は都道府県が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対

・消費者安全確保地域協議会（消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 11 条の３）
・生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第９条に基づく支援会議
・生活困窮者自立支援法第２条第２項に規定する自立相談支援事業における支援調整会議
・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会（平成 29 年２月とりまとめ））における協議の場

43　例えば、家庭裁判所には、市町村による虐待対応のプロセスや地域の関係者による意思決定支援の取組、日常生活自立支援事業などの後見等開始申立て前における権利擁護支援の内容を理解することが期待される。市町村・中核機関には、司法手続の特徴や後見等開始申立て後の手続の流れ等を理解することが期待される。

44　詳しくは、②イ（ア）a「選任の考慮要素と受任イメージの共有と浸透」参照。

応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

イ　中核機関のコーディネート機能の強化

地域連携ネットワークが、多様な主体による参画や連携・協力を得て、持続可能な形でその役割を果たしていく上で、中核機関が担うコーディネート機能は重要であり、機能を強化していくための取組を行う必要がある。

（ア）基本的な考え方

・　成年後見制度を必要とする人が適切に制度を利用できるようにするためには、公正・中立な立場で制度を説明する相談窓口が必要である。全国どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするために、中核機関未整備の市町村には、早期に相談窓口を整備することが求められる。

・　その上で、相談を受けた後には、本人の意思・意向を尊重して、地域に存在する様々な権利擁護支援（権利擁護支援チームによる見守りや意思決定の支援、日常生活自立支援事業の利用、虐待やセルフネグレクトの対応、消費生活センターの相談対応など）など、最もふさわしい支援につなぐことが重要である。一方で、権利侵害からの回復などのために早期に成年後見制度の利用による支援につなげるべき場合もある。

・　中核機関は、成年後見制度の利用を含めた権利擁護支援のニーズを精査して見極め、具体的な支援に早期につなぐ必要がある。

（イ）コーディネート機能を強化等するための取組

・　実際に行う権利擁護支援を本人中心の支援とするためには、権利擁護支援の３つの場面における「支援」のコーディネートが機能するしくみづくりが必要である（具体的には「ア（イ）市町村による協議会」及び「ア（ウ）都道府県による協議会」に記載）。この際、権利擁護支援を行う３つの場面の「支援」がより効果的に機能するよう、既存のしくみを活かして高齢・障害分野に分けて相談窓口を整備する、身近な相談窓口は直営としつつ、受任者調整の協議や後見開始後の相談は広域対応という形に分担するなど、地域の実情に応じた工夫を行うことも考えられる。なお、「支援」のコーディネートに当たっては、中核機関が相談を受けた事案に永続的に関わり続けるのではなく、本人に身近な権利擁護支援チームが本人中心の支援を自立して行うことができるようにするという視点も重要である。

・　市町村は、中核機関が、専門職団体や当事者団体から助言を受けながら、権利擁護支援の方針や受任者調整の検討・協議を行えるようにする必要がある。人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村は、オンラインのしくみを活用して、専門的助言を受けられるための取組を進める必要がある。

・　地域の実情に応じて、中核機関に権利擁護支援の知見がある専門職を配置することや、単独市町村で対応が困難な事案を圏域単位・都道府県単位で設置される協議の場に持ち込んで、より専門的な助言を得られるようにすることなども考えられる。なお、中核機関によるアウトリーチによって、潜在化している権利擁護支援ニーズ等を情報収集することなども期待される。

・　このほか、市町村は、地域の関係者等に意思決定支援研修を実施するなどにより意思決定支援の取組を拡げていく、成年後見制度に関する研修等を実施して制度を必要とする可能性がある人を早期に把握できるようにするなど、地域の権利擁護支援を充実したものとするための取組を実施する必要がある。

・　なお、中核機関が、本人や関係者、後見人等との間で、相談を受けた事案に関する課題認識が共有できない場合には、対応が困難になる。このため、国及び専門職団体は、このような事案に関して、市町村・中核機関が関係機関・関係団体と連携しながら対応できるようにするための方策を検討する。

（ウ）中核機関の運営に関する留意点

・　中核機関の運営は、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村は、中核機関の運営を委託等した場合であっても、取組の質が担保されるよう、整備の主体としての責任ある関与が必須となる。

・　市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

（４）包括的・多層的な支援体制の構築

①　基本方針

・　（１）①イで示したとおり、地域連携ネットワークは、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なものとする必要があり、また、圏域や都道府県単位の権利擁護支援のしくみも重ね合わせた「多層的」なも

のにしていく必要がある。

②　市町村による「包括的」な支援体制の構築

・　市町村は、地域連携ネットワークを「包括的」なものにしていくため、（３）②に記載した地域連携ネットワークの機能を強化するための取組を進める中で、介護や障害、生活困窮、子育てなど各分野のしくみと有機的に連携できる体制づくりを行う。

・　権利擁護支援ニーズは、本人や家族、関係者等からの相談を受け止める中で把握できるものである。このことから、以下に示す権利擁護の相談支援機能を強化するための取組の中で、必要な人に権利擁護支援を行うためのしくみづくりを進めることが重要である。

　・　地域で相談・支援を円滑につなぐ連携強化（（３）②ア（イ）ａ）

　・　中核機関と各相談支援機関との連携強化（（３）②ア（イ）ｂ）

　・　各相談支援機関等の連携のしくみづくり（（３）②ア（ウ）ａ）

・　また、第二期計画では、地域連携ネットワークの趣旨として、地域社会への参加の支援の観点を含めている。そのため、市町村には、国が示した考え方[45]を参考に、地域共生社会実現に向けた包括的な支援体制づくり（包括的な相談対応や、継続的な支援・参加支援を図る多機関の協働、地域づくり）の中で、権利擁護支援を必要としている人のニーズへの対応も含めたしくみをつくっていくことが期待される。

③　都道府県による「多層的」な支援体制の構築

・　都道府県は、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困難な事案等に対して、助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみをつくる必要がある。

・　具体的には、都道府県は、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用して、必要な助言等を行うなど市町村支援の体制を確保する。このほか、都道府県単位の協議会で、市町村等からの相談等を通じて把握した権利擁護支援ニーズを共有し、これらに対応した圏域単位や都道府県単位の権利擁護支援のしくみを検討することが期待される。

45　「重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について」（令和３年３月31日付け社援地発0331第３号、障障発0331第３号、老認発0331第２号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長、同課成年後見制度利用促進室長、同局障害保健福祉部障害福祉課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）

④　国による「包括的」「多層的」な支援体制づくりの支援

・　国は、市町村が包括的な地域連携ネットワークづくりを効果的に進めることができるよう、例えば、以下のような重層的支援体制整備事業と連携した取組を進める。

　・　市町村が、成年後見制度利用促進の取組と重層的支援体制整備事業を連携して実施する際の留意点の明示。

　・　権利擁護支援ニーズにも対応した、包括的な相談対応、継続的な支援・参加支援を図る多機関の協働、地域づくりの好事例の収集。

　・　重層的支援体制整備や地域連携ネットワークづくりに関わる好事例等の市町村の関係部局への情報提供。

・　国は、都道府県が権利擁護支援の体制づくりを効果的に進めることができるよう、成年後見制度利用促進などの権利擁護支援に関する事業間の連携を有機的に可能にするための考え方を示す。

・　国は、今後、重層的支援体制整備事業の実施状況等を勘案しつつ、その見直しを検討する際[46]には、市町村や都道府県による権利擁護支援の取組状況等も踏まえた当該事業の効果的な取組方策を検討する。

46　地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第52号）附則第２条には、「政府は、この法律の施行後５年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」との規定がある。

4　優先して取り組む事項

（１）任意後見制度の利用促進

①　基本方針

・　近年の人口の減少、高齢化、単身世帯の増加等を背景として、地域社会から孤立する人や身寄りがないことで生活に困難を抱える人の問題が顕在化している。そこで、人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、任意後見制度が積極的に活用される必要がある。そのため、適切な時機に任意後見監督人の選任がされることなど同制度が適切かつ安心して利用されるための取組を進める。

・　なお、任意後見制度は、私的自治の尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限の公的な関与を制度化したものである。そのため、任意後見制度の利用促進は、周知・助言を中心とした関係者の連携と役割分担の下で行うことが適切である。

・　したがって、市町村・中核機関は、周知・相談のしくみづくりを中心に役割を発揮することになる。

②　周知・広報等に関する取組

・　地域連携ネットワークの関係者は、専門職団体を含めた様々な相談窓口があること、本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを相互に共有し、これらを含めた周知に努める。地域の実情に応じて、公証人が遺言制度と併せて周知するなど、公証役場や法務局等の関係機関と連携して周知活動を行うことが効果的である。

・　地域包括支援センターが行う相談支援や、認知症地域支援推進員等が行う普及啓発等の取組と連動した周知を行うことも効果的である。

・　高齢者や身寄りのない人などに対して地域で行われている様々な生活支援などに関するサービス（見守りや日常生活上の支援、日常生活自立支援事業など）の利用をきっかけとして、任意後見制度の周知を行うことも効果的である。

・　今後、任意後見制度の利用が増加することを想定し、各地域において、社会福祉協議会を含め適切な担い手の育成を進めるとともに、こうした担い手に関する情報を広く周知する必要がある。

③　任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

・　公証人は、任意後見契約締結時等に、その契約内容及び本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを丁寧に説明し、理解を得る必要がある。

・　専門職団体には、各専門職に対して、本人の判断能力が低下した場合には速やかに任意後見監督人の選任の申立てをする必要があることを、周知徹底することが期待される。

・　権利擁護支援チームによる見守りで、任意後見契約の委任者である本人の判断能力が低下しているなど権利擁護支援が必要なケースを発見した場合は、任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促し、これが困難な場合には法定後見開始の申立てを検討するなど、必要な支援につなげる必要がある。なお、必要に応じ、例えば、中核機関や地域包括支援センター等の関係機関が、権利擁護支援チームによる見守りと連携するしくみづくりを地域の実情に応じて行うことも考えられる。

・　金融機関には、３（３）③ア（ア）の高齢者等の権利擁護に関する取組において、任意後見契約を締結している人の判断能力が低下していることを把握した場合は、関係機関等と連携し、状況に応じ任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促すなど、適切に対応することが期待される。

・　国は、任意後見制度の利用状況や、適切な時機に任意後見監督人の選任がされるための方策などに関する指摘があることも踏まえ、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するための方策などについて検討する。その際、同制度の見直しの検討が必要な事項については、１（１）の成年後見制度の見直しに向けた検討の中で検討する。

（２）担い手の確保・育成[47]等の推進

①　基本方針

ア　多様な担い手の確保・育成の推進

・　中核機関等の整備による権利擁護支援のニーズの顕在化や、認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等の重要性は増している。併せて、判断能力が不十分な本人の意思、特性、生活状況等に合わせて適切な後見人等を選任・交代できるようにするためには、各地域に、多様な主体が後見事務等の担い手として存在している必要がある。

・　そのため、国、都道府県、市町村、地域の関係者等は、それぞれの役割に応じ、市民後見人、法人後見、専門職後見人等の担い手の確保・育成等[48]を推進する。この際、成年後見制度の利用者が、障害の有無にか

47　第二期計画において担い手の「育成」とは、養成研修の実施から候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を指す。

48　育成された担い手の適切な選任については、２（２）「適切な後見人等の選任・交代

かわらず尊厳のある本人らしい生活を継続し地域社会へ参加できるようにするという観点も意識して取り組むことが重要である。

・　特に、専門家会議において、本人のニーズや課題に照らし、本人に身近な親族後見人や市民後見人がふさわしい場合はできるだけ親族後見人や市民後見人を選任し、専門職後見人はその専門性が必要な場面で本人にとって適切な時機に限定的に選任すべきという指摘が多数あった。このことを踏まえ、全国どの地域においても、市民後見人や、市民後見人養成研修修了者等の地域住民が支援員となる法人後見による支援が受けられるよう、担い手の確保・育成の推進に取り組む必要がある。

イ　都道府県によるしくみづくり

・　平成 24 年から、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条の２、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条の２、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の３に基づき、市町村が中心となって市民後見人等の育成を進めてきた。しかし、現状として、市民後見人の養成に取り組んでいる市町村は２割程度にとどまっている。その理由としては、人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、単独の市町村では、養成を行うことが難しく、また、身近な地域での活動支援の体制づくりだけでなく、家庭裁判所を含めた様々な機関等との間で、後見人等として選任されることを見据えた連携や調整までを行うことが難しいからだと考えられる。さらに、成年後見制度の利用者が市町村圏域を越えて転居、入院・入所することが想定されることも、市町村だけで取り組みにくい要因であると考えられる。

・　このため、担い手の確保・育成は、広域的な地域課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。

・　このため、担い手の確保・育成は、促進法第 15 条等に基づく都道府県による取組が必要である。具体的には、市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない原因などについての情報収集・分析を行った上で、後見活動が想定される圏域を設定し、市民後見人・法人後見実施団体の育成の方針の策定や養成研修の実施など、担い手の確保・育成の

の推進等」、３（２）②イ「「権利擁護支援チームの形成支援」機能と「適切な選任形態の判断」機能」を参照。 任意後見制度の担い手については（１）を、日常生活自立支援事業等を含む権利擁護支援の担い手については１（２）①②を、それぞれ参照のこと。

しくみづくりを進めることが期待される。

・　このようなしくみづくりには、市町村・中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等との連携・協力が必要であり、都道府県は、自らが主催する協議会を活用して取り組むことが重要である。

・　国は、成年後見制度の利用者が都道府県圏域を越えて転居、入院・入所する場合もあることから、近隣都道府県が交流できる場を設定するなど都道府県間の連携・協力体制の構築を推進する。

②　市民後見人の育成・活躍支援[49]

ア　基本的考え方

・　市民後見人とは、判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等[50]が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職[51]や親族[52]等ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人を指す。

・　市民後見人の育成については、これまで、地域住民が地域住民を支えるという観点のほか、本人に寄り添った適切な後見人等を選任するという観点や担い手の確保という観点から進めてきた。しかしながら、育成してきた市民後見人養成研修修了者の選任が進んでおらず、活躍の場が少ないという指摘や、市民後見人としての活動は住民による地域課題解決の取組であることから、地域共生社会の実現のための人材育成や参加支援、地域づくりという観点で市民後見人の育成を進めることがふさわしいという指摘がある。

・　これらの指摘を踏まえ、第二期計画では、地域共生社会の実現という観点も重視して、市民後見人等の育成・活躍支援を推進する。そのためには、都道府県、市町村、中核機関、家庭裁判所、専門職団体、当事者

49　第二期計画において市民後見人の「活躍支援」とは、地域住民が後見人等として活動できるようにするための支援に加えて、後見人等として選任されていない場合でも、成年後見制度の広報・相談活動や見守り活動を行う、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、意思決定支援を行うなど、地域において広く権利擁護の担い手として活躍できるようにするための支援を指す。

50　地方公共団体の委嘱を受けた社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、大学等の団体を含む（成年後見関係事件の概況－令和２年１月～12 月－（最高裁判所事務総局家庭局）のうち「親族以外の内訳」注６を参照した。）。

51　弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士等のこと（成年後見関係事件の概況－令和２年１月～12 月－（最高裁判所事務総局家庭局）のうち「親族以外の内訳」の記載を参照した。）。

52　６親等内の血族、配偶者、３親等内の姻族のこと（民法 725 条参照）。

団体、その他の地域の関係者が密接に連携して、市民後見人養成研修修了者が後見人等としてだけではなく、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めることが重要である。

イ　養成研修カリキュラムの見直し等

・　国は、全国各地で市民後見人が育成され、育成された市民後見人が本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できるようにするため、各地における市民後見人の育成・活躍状況やその課題も踏まえ、意思決定支援や身上保護の内容を養成研修カリキュラムに含めるなど、より充実したカリキュラムへの見直しの検討や、その他の推進策を進める。市民後見人養成研修を修了し、市民後見人としては選任されていないものの、制度の広報・相談、見守り活動、意思決定支援など地域において広く権利擁護の支援をしている人の活躍を推進するため、既に地域で活躍している人や地方公共団体等の意見を聴きながらふさわしい呼称の必要性など、活躍の推進策の検討を行う。

・　都道府県・市町村には、上記の国の対応状況も踏まえつつ、都道府県・市町村が実施するカリキュラムの見直しや、市民後見人養成研修修了者の活動の受入れ先の拡大等を行うしくみづくりを進めることが期待される。

・　国、都道府県及び市町村は、住民の社会参加や地域づくりを促進する観点から、市民後見人の活動内容ややりがいについて広く周知する。

ウ　都道府県による市民後見人養成研修の実施と市町村との協働

・　都道府県には、圏域毎に市民後見人の育成方針を策定した上で、全ての圏域で市民後見人が育成されるよう、市町村における市民後見人の育成状況を踏まえ、市民後見人養成研修を実施することが期待される。この際、個別事案における市民後見人の候補者推薦や選任後の市民後見人支援を担う市町村と協働することが重要である。例えば、都道府県が実施する市民後見人養成研修のうちの一部の講義（市町村独自の介護・福祉サービスや社会資源を知る科目）や演習などを、市町村が実施することなどが考えられる。

・　市町村には、地域の権利擁護支援ニーズや市民後見人の活躍状況を踏まえて計画的に市民後見人を育成するという観点に立ち、市民後見人養成研修を実施することや、市民後見人となり得る地域住民に対して、市民後見人の活動内容ややりがいなどを伝えつつ、都道府県が実施する市民後見人養成研修の受講案内を積極的に行うなど、研修受講者の募集を

主体的に進めることが期待される。

・　なお、市町村として市民後見人養成研修を既に実施している場合は、これを継続し、必要に応じて、都道府県が行う市民後見人養成研修の科目と共通する科目の単位に互換性を認めることを検討するなど、都道府県と連携して養成研修の内容を充実することも期待される。

エ　市町村による活躍支援と都道府県による広域支援

・　市民後見人に身近な市町村が、市民後見人候補者の推薦や、市民後見人としての活動の支援に取り組むことが、本来は望ましい。一方で、人口規模が小さく社会資源が乏しいことなどにより、候補者推薦のための受任者調整や市民後見人として活動することの支援の体制を単独で整備することが困難な市町村もある。また、市民後見人養成研修を実施してきたものの、選任が進んでいない市町村もある。

・　この場合は、都道府県が、複数市町村の協働を主導することが期待される。具体的には、都道府県の主催する協議会において、圏域内の市町村・中核機関と家庭裁判所、専門職団体、当事者団体等が連携して、市民後見人候補者の選任に適した事案のイメージ、受任者調整・後見活動支援のあり方、その他の活躍支援の体制のあり方等について、積極的かつ率直な情報共有・意見交換を図る場を設ける等の取組が考えられる。

・　このように都道府県が主導する場合であっても、各市町村には、選任後の市民後見人の活動が円滑に行われるよう、市民後見人の役割を医療・福祉サービス等の関係者へ周知するなど、身近な市町村として担うべき役割を果たすことが求められる。なお、人口規模が小さい山間部や島しょ部に所在する市町村では、市民後見人としての活動や権利擁護の担い手としての活躍に関する専門的な相談支援などを受けられるようにするため、オンラインのしくみを活用することも重要である。

③　法人後見の担い手の育成

ア　基本的考え方

・　法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される。

・　一方、社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多い。このため、各地域において、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要がある。第二期計画では、都道府県による育成も進めるものとする。

イ　法人後見実施のための研修カリキュラムの周知等

・　国は、法人後見実施団体が増加し、適切な後見活動を行えるようにするため、「法人後見実施のための研修カリキュラム」を周知する。また、法人後見の活動・運営状況を調査し、法人後見の活動状況等の周知を行うほか、法人後見実施団体の活動を支援するために必要な方策を検討する。なお、「法人後見実施のための研修カリキュラム」の周知に当たっては、後見人等の選任が裁判事項であるため、一律の基準にあたるものではないことに留意しつつ、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等も併せて周知することが重要である。

・　最高裁判所には、引き続き、法人が後見人等に選任される際の考慮要素等についての各家庭裁判所の検討が深まるよう支援するとともに、これらを集約し、明確に共有可能な形で整理するなどして、各家庭裁判所と中核機関等との間の必要な意見交換が可能となるよう、積極的に後押しすることが期待される。

・　国は、社会福祉法人による法人後見について、社会福祉連携推進法人の活用等、複数の社会福祉法人が連携して後見を担うしくみを含め、推進を検討する必要がある。その際、福祉サービスの利用者に対して法人後見を行う場合に、それが当該法人が日常的に行う見守りなどの福祉サービスに含まれないものであるかや、利益相反等の観点に十分に留意する必要がある。

・　公的な関与の下で虐待等の支援困難な事案を受任する場合の後見の実施については、総合的な権利擁護支援策における都道府県単位の新たな取組の一つとして検討を進める（詳しくは１（２）③ イ「公的な関与による後見の実施の検討」を参照）。

・　銀行の子会社が「成年後見人等の事務を行う業務」を行う場合は、地域連携ネットワークの関係者と連携しつつ、促進法の趣旨に則した運用を行うことが期待される。

ウ　都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援

・　都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。また、市町村

による候補者推薦や家庭裁判所の選任に資するよう、法人後見実施のための研修を修了した法人についての情報を、協議会において共有することも考えられる。都道府県が、法人後見実施団体が参加する連絡会を設けるなどの取組も、法人同士のつながりの支援において有効である。連絡会では、それぞれの法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組が考えられる。

・　都道府県は、多様な団体が参加できるよう、上記連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対して、家庭裁判所と連携して周知する。家庭裁判所には、周知に協力することが期待される。

④　専門職後見人の確保・育成[53]

・　専門職後見人の確保・育成については、財産管理及び身上保護における意思決定支援の重視を基本とした上で、それぞれの専門性に応じた受任を想定し、各専門職団体で対応することが基本となる。併せて、専門職団体間で、専門職後見人の質の向上等の取組に関する情報交換を行うなどの連携の強化を通じて、効果的な支援方策の検討につなげることも期待される。

・　なお、研修等の取組を行う際には、後見人等は財産管理及び身上保護の両方を担うものであること、また、いずれの事務も本人の意思決定支援の観点から行う必要があることを踏まえた上で、それぞれの専門性の質が確保されるような内容にすることが期待される。併せて、国が実施する意思決定支援に関する研修の内容を踏まえつつ、取組の実践例を含める等、実践的なものとなるようにすることが期待される。

・　また、後見人等として活動してきた専門職には、市民後見人養成研修修了者や当事者等の幅広い活躍を支えるという役割を意識して、これらの支援に取り組んでいくことが期待される。専門職団体には、このような専門職を育成していくことが期待される。

⑤　親族後見人への支援[54]

・　市町村・中核機関は、申立ての相談に関わる際、専門職団体等とも連携

53　専門職後見人の確保には、報酬のあり方、報酬助成のあり方が大きく関係する。これについては、２（２）③「適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等」を参照。

54　本人と本人に身近な親族等が共に身近な親族等による後見人等の選任を望むなど、身近な親族等が後見人等になることがふさわしい場合の親族後見人への支援は最も重要な支援の一つである。一方で、「担い手の確保」という観点にはなじまないため、本項では最後に記している。

し、本人の身近に後見人等になることがふさわしい親族等がいる場合には、親族等を後見人等の候補者として申立てをすることができることや後見人等が担う役割について助言するほか、必要に応じて、市町村長申立て事案でない場合であっても受任者調整を行い、家庭裁判所に当該親族等を候補者として推薦するなどの支援を実施することが期待される。また、市町村・中核機関は、必要に応じて、専門職団体等とも連携し、選任後も身上保護の支援に関する後見事務の相談などに応じることのできる相談体制を整備することが求められる（後見開始後の相談について、詳しくは３（２）②ウ（ア）「権利擁護支援チームの自立支援機能」を参照）。

・　申立等に関わる専門職も、本人の身近に後見人等になることがふさわしい親族等がいる場合には、当該親族等を候補者として挙げるなど、親族後見人の活躍の後押しをすることが望ましい（家庭裁判所については、３（２）②ウ（イ）「適切な後見事務の確保機能」を参照）。

（３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

①　基本方針

・　老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律では、高齢者、障害者等の福祉を図るため特に必要があるときは、市町村長申立てができるとされている。

・　特に、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）では、養護者による虐待の通報・届出のあった高齢者や障害者の虐待防止や保護が図られるよう、適切に市町村長申立てをするものとされている。また、財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者、障害者についても、同様である。さらに、国及び地方公共団体は、高齢者虐待・障害者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者・障害者の保護並びに財産上の不当取引による高齢者・障害者の被害の防止及び救済を図る観点から、成年後見制度の周知や同制度の利用に係る経済的負担の軽減を図る措置等を講ずることにより、同制度が広く利用されるようにしなければならないとされている。また、最近では、都市部や地方を問わず、身寄りのない独居高齢者やセルフネグレクトへの支援として、市町村長申立ての必要性が高まっている。

・　全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業が、適切に実施される必要がある。

②　市町村長申立ての適切な実施

・　市町村長申立ては、一部の市町村において適切に実施されておらず、例えば、申立てまでに長期間待たされることが常態化し、必要に迫られ本人が申立手続を行うことが難しいにもかかわらず無理に本人申立てをせざるを得ないなど、その実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がある。そのため、各地域において、成年後見制度が必要な人を発見し相談につなげるための地域連携ネットワークの整備・拡充を進める必要がある。加えて、市町村長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制の整備も必要である。特に、身寄りのない人、身寄りに頼れない人への支援において、適切に市町村長申立てを実施することが期待される。また、虐待等の事案については、積極的に市町村長申立てを活用する必要がある。

・　都道府県には、市町村職員、中核機関職員及び日常生活自立支援事業に関係している職員に対して、市町村長申立てに関する実務を含めた研修を実施することが期待される。

・　都道府県には、例えば、都道府県における市町村支援等の助言の担い手として国が養成する専門アドバイザーを活用することなどにより、市町村長申立てを適切に実施していない市町村に個別の働きかけを行うことが期待される。

・　国は、都道府県が継続的に研修を実施することができるよう、都道府県職員向け研修の拡充や、市町村長申立てに係る各自治体の要綱やマニュアル等に関する好事例の提供など必要な方策を講じる。

・　国は、「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」の結果を踏まえた通知[55]に基づき、虐待事案等迅速な対応が必要な場合における親族調査の基本的考え方や、本人の住所地と実際の居所が異なる場合等における審判の請求に係る市町村間の調整を円滑にするための申立基準について、市町村職員の理解を進めるなどの対応を行う。加えて、実施状況等といった市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていく。

③　成年後見制度利用支援事業の推進

・　市町村は、成年後見制度利用支援事業について、①の基本方針を踏まえ、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親

55　「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和３年 11 月 26 日付け障障発 1126 第１号、障精発 1126 第１号、老認発 1126 第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、同部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）

族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、適切な実施内容の検討をする必要がある。併せて、国は、成年後見制度利用支援事業の推進を行う必要がある（詳細については、２（２）③ イを参照）。

（４）地方公共団体による行政計画等の策定

①　基本方針

・　権利擁護支援を必要とする人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、各地域では、「包括的」かつ「多層的」な地域連携ネットワークづくりを進める必要がある。

・　地域連携ネットワークの機能は、多様な分野・主体の参画と連携・協力によって効果的に機能するものであり、そのための体制を整備して、持続可能な運営をしていくためには、段階的・計画的に取組を進めることが重要である。

・　第二期計画では、地域連携ネットワークに求められる機能や機能を強化するための取組等を「３　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」で示した。地域連携ネットワークづくりの主体である市町村・都道府県は、地域の実情を踏まえた上で、この内容に段階的・計画的に取り組むための方針（以下「取組方針」という。）を示す必要がある。なお、既に取組方針を策定している場合には、方針改定の際に、第二期計画の趣旨を盛り込むことが求められる。

②　市町村による行政計画の策定

ア　市町村計画に盛り込むことが望ましい内容

市町村は、促進法第 14 条第１項に基づき、取組方針として、市町村計画を定めるものとする。市町村計画では、第二期計画を踏まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。

・　目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

・　目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

また、市町村計画では、地域連携ネットワークが、多様な分野・主体の参画と連携・協力の下で、持続可能な形で運営されるよう、以下に掲げる方針を盛り込むことが望ましい。

・　中核機関及び協議会の整備・運営の方針

・　地域連携ネットワークの支援機能（３（２）を参照）の段階的・計画的な整備方針

・　地域連携ネットワークの機能を強化するための取組（３（３）を参照）の推進の方針

・　市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針

イ　具体的な策定方法等

・　市町村計画の策定は、多様な分野・主体の連携・協力を進める観点から、地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法、権利擁護支援に焦点を当てるため単体の計画として策定する方法などが考えられる。

・　中核機関の整備を複数の市町村が共同で取り組んでいる場合には、各市町村の計画に中核機関の整備・運営などの全体方針を示し、中核機関の事業計画等に具体的な取組方針を記載する方法なども考えられる。

・　市町村計画の策定後は、地域連携ネットワークの日々の取組の中で実態を把握し、事業の改善や施策の立案等につなげることが重要である。このような取組を着実に行うため、協議会などにおいて、計画で定めた取組の進行管理を行うことも考えられる。

・　計画を実効性のあるものとするため、地域連携ネットワークで「運用・監督」機能を担う家庭裁判所には、市町村計画等の方針を検討する協議の場に出席するなど積極的な協力が期待される。

ウ　留意事項

・　市町村は、協議会等を通じて、計画に当事者の声を反映することが重要である。また、関係者の連携・協力の下で権利擁護支援に取り組むことができるよう、中核機関や専門職団体、当事者団体、関係行政機関、家庭裁判所などと、地域連携ネットワークづくりの目的を確認し、検討のプロセス等の中で相互理解を深めていくことも重要である。

・　なお、地域連携ネットワークづくりは段階的・計画的に進めるものであり、計画が策定されていることが重要である。このため、計画未策定の市町村は、中核機関及び協議会の整備・運営の方針を示すことなどから早期に着手する必要がある。

③　都道府県による取組方針の策定

ア　都道府県による取組方針に盛り込むことが望ましい内容

都道府県による取組方針では、市町村計画と同様に、第二期計画を踏

まえ、以下の内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。

・　目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること

・　目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

一方で、都道府県は、広域的観点から市町村による地域連携ネットワークづくりの支援の役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割が求められるため、以下に掲げる方針を盛り込むことが望ましい。

・　都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針

・　担い手の確保の方針

・　市町村に対する体制整備支援の方針

上記方針を示すことを優先しつつ、さらに、個別事案等で市町村に対して助言などを行えるよう、以下に掲げる方針も盛り込むことが望ましい。

・　市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみづくりの方針

イ　具体的な策定方法

・　都道府県による取組方針は、例えば、都道府県単位の協議会で協議した結果を簡潔に整理するなどにより策定することが考えられる。

・　その上で、より効果的に取組が進むよう、市町村計画と同様に、都道府県地域福祉支援計画など他の法定計画の中に取組方針を盛り込むことなどの対応を行うことも期待される。

ウ　留意事項

・　都道府県は、市町村ごとの人口推移や体制整備状況等を勘案しながら、中長期的な観点に立って取組方針を策定することが重要である。

（５）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

①　基本方針

・　都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった役割や、小規模市町村等の体制整備支援の役割を果たすことが期待される（３（１）④ア（イ）、（４）③参照）。

・　都道府県は、広域的な課題などに対応するため、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会を設置する必要がある（３（３）③ア（ウ）参照）。また、協議会を活用するなどして、「多層的」に市町村支援のしくみを構築することも重要である（３（４）参照）。

・　国は、都道府県の機能強化が図られるよう、各都道府県の取組の進捗状況を踏まえた情報提供や支援等を行うほか、都道府県職員向け研修の拡充、都道府県で権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの養成、国が把握した好事例の共有などを行う。

②　都道府県の機能強化

・　都道府県には、市町村等が対応する支援困難事案等に対して、その内容を把握した上で、各分野の専門職が総合的に相談対応を行うしくみをつくることが期待される。

・　都道府県には、後見人等に関する苦情等への対応として、国が都道府県における権利擁護支援等の助言の担い手として養成する専門アドバイザーを活用した市町村支援等の対応を検討することが期待される。

③　市町村への具体的な支援内容

都道府県には、管内市町村の体制整備を始めとした取組が進むよう、以下の具体的な支援を積極的に行うことが期待される[56]。

ア　継続的な研修の実施

・　市町村や地域連携ネットワークの関係者が体制整備を始めとした取組を継続するためには、成年後見制度の利用促進を含む権利擁護支援の必要性を認識することや、権利擁護支援に関する実務能力を向上することが重要である。

・　そのため、都道府県は、市町村等に対して、成年後見制度や権利擁護支援の必要性の理解を高める研修や、市町村長申立て等の実務能力を向上させる研修を継続的に実施する必要がある。

イ　都道府県単位での協議会を通じた実態把握等

・　協議会の中で、定例的な情報共有、都道府県が行った支援の振り返り

56　「都道府県による市町村支援のためのガイド」（「成年後見制度利用促進基本計画における地域連携ネットワークと中核機関の体制整備上の課題分析と効果的手法に関する調査研究事業」（厚生労働省令和２年度社会福祉推進事業）により作成）が参考になる。この資料は「④　都道府県自らの取組の実施」に当たっても参考になる。

と意見交換等のほか、管内市町村の体制整備等の状況や課題、制度の利用ニーズ等の実態把握を行う。また、必要に応じて、受任者調整の場を設置することも考えられる（３（３）③ア（ウ）参照）。

ウ　市町村等への情報提供や相談対応

・　イによって得られた実態等の情報は、市町村と共有する。
・　市町村からの相談に適切に対応するため、あらかじめ、相談窓口を整備するとともに、専門職等を派遣するしくみなどを整えておく。

エ　市町村の課題に応じた支援や調整の実施

・　市町村に対する具体的な支援及び調整に当たっては、例えば、担い手不足の課題を抱えている市町村ごとや、人口規模が小さい山間部や島しょ部など専門職との連携が十分でない市町村ごとにグループ化をするなど、市町村に共通する課題に応じた対応を行う。
・　市町村と家庭裁判所との連携の促進においては、家庭裁判所の本庁のみならず、協議事項に応じて、家庭裁判所の支部・出張所を含めた連携にも留意する。
・　また、市町村間や、都道府県と市町村との意見交換、交流を進める機会づくりなど、広域での連携も見据えた地方公共団体間の調整の場を設ける。
・　市町村が地域の実情に応じて広域的な地域連携ネットワークづくりに取り組むこと（例えば、複数の市町村にまたがる区域で地域連携ネットワークづくりに取り組むこと、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位で役割分担することなど）ができるよう、近隣市町村や中核機関などによる意見交換の場を設定するなど、積極的に市町村の支援や調整を行う必要がある。

④　都道府県自らの取組の実施

都道府県には、市町村単独では取り組みにくい課題への対応について、自らが市町村と連携しながら実施することが期待される。こうした課題への対応としては、例えば以下のものがある。

・　担い手の確保（市民後見人や法人後見の担い手の育成等。具体的な取組は（２）①イ、②、③を参照）。
・　市町村・中核機関職員等を含めた関係者の継続的な資質の向上（意思決定支援等に係る取組は２（１）①を、市町村長申立てに係る取組は（３）②を参照）。

・　市町村・中核機関が行う研修等（地域住民や福祉・司法の関係者を対象にした権利擁護支援に関する研修等）を実施することができる人材の育成。

別紙

第二期計画の工程表とＫＰＩ①

		KPI※1（令和6年度末の数値目標）	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項※3	**任意後見制度の利用促進**						
	・周知・広報	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等における リーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	・適切な運用の確保に関する取組	―	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進						
	・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定	・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県	都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施				
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進						
	・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善				
	・成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討				
			市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施	
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進						
	・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ	
	都道府県の機能強化						
	・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営	

※1　KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。　※2　専門家会議は、令和６年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
※3　優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和６年度までのKPIを設定して推進するもの。

第二期計画の工程表とＫＰＩ②

		KPI※1（令和6年度末の数値目標）	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
制度の見直しに向けた検討等	**成年後見制度等の見直しに向けた検討**	―	成年後見制度等の見直しに向けた検討				
	総合的な権利擁護支援策の充実	―	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討				
制度の運用改善等	**意思決定支援の浸透**						
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	―	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発				
	・基本的考え方の整理と普及	―	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発			
	適切な後見人等の選任・交代の推進等						
	・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む）	―	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応				
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	―	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討		成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討		
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和						
	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	―	後見制度支援信託・支援預貯金の普及				
	・保険の普及等事後救済策の検討	―	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討				
地域連携ネットワークづくり	**地域連携ネットワークづくり**						
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知			市町村による周知の継続	
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備			市町村による中核機関の運営	
			中核機関のコーディネート機能の強化				
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	―	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施				
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	―	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築				
	・包括的・多層的な支援体制の構築	―	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討		

※1　KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。　※2　専門家会議は、令和６年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。

社援成発 0325 第２号
障障発０３２５第１号
老高発０３２５第３号
老認発０３２５第１号
令和４年３月 25 日

各都道府県・市区町村　民生主管部（局）長　殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課成年後見制度利用促進室長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
厚生労働省老健局高齢者支援課長
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（　　公　　印　　省　　略　　）

第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

40

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、政府においては、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「促進法」という。）第 12 条第１項に基づき、平成 29 年に成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を閣議決定し、様々な取組を推進してきました。基本計画は平成 29 年度から平成 33 年度（令和３年度）までを期間としているため、新たな基本計画（以下「第二期計画」という。）の策定に向け、成年後見制度利用促進専門家会議での議論等を経て、令和４年３月 25 日に「第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～」について、閣議決定しました（別添）。第二期計画において目指す「地域共生社会」とは、すべての住民が障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活を継続できるよう、社会全体で支え合いながら、ともに地域を創っていくものであり、そのためには、各都道府県・市町村における庁内連携が不可欠となります。

第二期計画のポイントや都道府県・市町村の役割等につき、以下のとおり通知しますので、御参照の上、各地域における施策及び必要な連携の推進に御尽力いただきますようお願いします。

また、管下の関係機関・団体に対しては、貴職から御周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。

Ⅰ．第二期計画のポイント

１．成年後見制度の見直しに向けた検討と権利擁護支援策の総合的な充実

・　成年後見制度（民法）の見直しに向けた検討。

・　成年後見制度以外の権利擁護支援策の検討（民間事業者・寄付による権利擁護支援への取組等を促すための方策、福祉制度・事業の見直しの検討）。

２．成年後見制度の運用の改善

・　家庭裁判所と地域の関係者の連携により、本人にとって適切な後見人等の選任や本人の状況に応じた後見人等の交代、都道府県による意思決定支援研修の実施。

３．後見人等への適切な報酬の付与

・　最高裁判所、家庭裁判所で後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討を実施。併せて報酬助成事業の見直しを含めた対応を検討。

・　成年後見制度の見直しの検討の際、報酬のあり方も検討。併せて関係省庁で報酬助成等の制度のあり方も検討。

４．権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりの推進

・　都道府県の機能強化（都道府県レベルの法律専門職・家庭裁判所を含めた会議体の設置等）により権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）を全市町村で早期に整備。

・　地域連携ネットワークの計画的整備のため、全市町村で成年後見制度利用促進基本計画（以下「市町村計画」という。）を早期に策定。

・　市民後見人や法人後見の担い手の育成（都道府県が育成方針策定）や支援。

※　第二期計画の対象期間は令和４年度から令和８年度までの５年間（第二期計画の「工程表」を参照）

Ⅱ．市町村の役割

第二期計画（p. 25）では、市町村の役割について以下のとおり記載しているところです。

（ア）市町村

・　市町村は、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性などから、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域の実情に応じ、都道府県と連携して、地域連携ネットワークを重層的なしくみにすることなど柔軟な実施体制も検討する。

・　市町村の地域連携ネットワークづくりに対する主体的な役割は、協議会及び中核機関の運営を委託等した場合であっても同様であり、積極的に委託事業等に関わる必要がある。

・　市町村は、権利侵害からの回復支援（虐待やセルフネグレクトの対応での必要な権限の行使等）など地域連携ネットワークで行われる支援にも、その責務に基づき主体的に取り組む必要がある。

・　上記に加え、市町村は、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切な実施、担い手の育成・活躍支援、促進法に基づく市町村計画の策定といった重要な役割を果たす。

第二期計画において詳述されているように、市町村は、地域連携ネットワークを「包括的」なものとしていくため、以下のような取組の推進が必要です。

・　市町村計画を策定し、中核機関及び協議会の整備・運営の方針、地域連携ネットワークの支援機能の段階的・計画的な整備方針、地域連携ネットワークの機能を強化するための取組の推進の方針、市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進の方針について示すこ

と。

・　成年後見制度を含む権利擁護支援策やその窓口を周知すること。

・　中核機関を整備すること。

また、全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるようにするため、以下の取組が必要です。

・　市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業について、適切に実施すること。

成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合も含めることなど、適切な実施内容の検討をすること。

なお、第二期計画（p.23,24）では、地域連携ネットワークを構成する「権利擁護支援チーム」、「協議会」、「中核となる機関（中核機関）」について、それぞれ以下のとおり記載しているところです。

ア　権利擁護支援チーム

権利擁護支援チームとは、権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが、協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行うしくみである。

既存の福祉・医療等のサービス調整や支援を行う体制に、必要に応じ、法律・福祉の専門職や後見人等、意思決定に寄り添う人などが加わり、適切に本人の権利擁護が図られるようにする。

イ　協議会

協議会とは、各地域において、専門職団体や当事者等団体などを含む関係機関・団体が、連携体制を強化し、これらの機関・団体による自発的な協力を進めるしくみである。

各地域では、成年後見制度を利用する事案に限定することなく、権利擁護支援チームに対し、法律・福祉の専門職や関係機関が必要な支援を行うことができるように協議の場を設ける。なお、協議会は、地域の実情や議題等に応じ、個々の市町村単位、圏域などの複数市町村単位、都道府県単位など階層的に設置する。

ウ　中核機関

中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関や体制であり、以下のような役割を担う。

・　本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け 、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割。

・　専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等）。

中核機関の運営は、地域の実情に応じ、市町村による直営又は市町村からの委託などにより行う。市町村が委託する場合等の運営主体については、業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例えば、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、公益法人等）を適切に選定するものとする。

なお、国は、１（１）に記載した成年後見制度等の見直しの検討と併せて、中核機関の位置付け及びその役割にふさわしい適切な名称を検討する。

Ⅲ．都道府県の役割

第二期計画（p.26）では、都道府県の役割について以下のとおり記載しているところです。

（イ）都道府県

・　都道府県は、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保など、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たす。具体的には、担い手の育成・活躍支援、広域的観点から段階的・計画的にネットワークづくりに取り組むための方針の策定といった重要な役割を果たす。

・　また、人口規模が小さく、社会資源等が乏しい小規模市町村を始めとした市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりを促進する。

第二期計画において詳述されているように、都道府県は、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困難な事案等に対して助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみとして、以下のような取組の推進が必要です。

・　担い手の育成方針の策定や養成研修を実施すること。

・　市町村長申立てに関する研修を実施すること。

・　都道府県単位等での協議会を設置すること。

・　意思決定支援研修を実施すること。

Ⅳ．第二期計画の工程表に記載されたスケジュール

第二期計画の工程表において市町村及び都道府県に関するＫＰＩとして設定された取組に係るスケジュールは以下のとおりです。

１．任意後見制度の利用促進

令和６年度末までに「全 1,741 市町村」におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知。

２．担い手の確保・育成等

・　令和６年度末までに「全 47 都道府県」による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定。

・　令和６年度末までに「全 47 都道府県」において担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施。

３．市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

・　令和６年度末までに「全 47 都道府県」による市町村長申立てに関する研修の実施。

・　令和６年度末までに「全 1,741 市町村」による成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討。

４．権利擁護支援の行政計画等の策定推進

令和６年度末までに「全 1,741 市町村」による第二期計画を踏まえた計画策定・必要な見直し。

５．都道府県の機能強化

令和６年度末までに「全 47 都道府県」による協議会の設置。

６．意思決定支援の浸透

令和６年度末までに「全 47 都道府県」による意思決定支援研修の実施。

７．地域連携ネットワークづくり

・　令和６年度末までに「全 1,741 市町村」による制度や相談窓口の周知。
・　令和６年度末までに「全 1,741 市町村」による中核機関の整備。

別添　　第二期成年後見制度利用促進基本計画～尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進～（令和４年３月 25 日閣議決定）
参考　　第二期成年後見制度利用促進基本計画の策定について

事　務　連　絡
令和４年３月２８日

各　都道府県　成年後見制度利用促進担当課　御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係るＫＰＩの考え方について（周知）

日頃より、成年後見制度利用促進の体制整備の推進について、ご尽力いただきありがとうございます。

令和４年３月２５日に閣議決定した「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、施策に応じてＫＰＩ（Key Performance Indicator：重要業績評価指標）を定め、各施策の推進に取り組むこととしています。また、このＫＰＩには、都道府県及び市町村の取組状況をもって目標を設定しているものがあります。

つきましては、ＫＰＩ達成の確認を行う際の考え方を別添のとおりお示ししますので、都道府県におかれましては、この考え方も踏まえて、管内市町村の体制整備の支援を含め権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりに主体的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

また、併せて、管内市町村に本事務連絡の内容を周知いただきますよう、お願いします。

（担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室　安藤
電話　：03－5253－1111（内線 2228）
E-mail：seinenkouken@mhlw.go.jp

（別添）

１　任意後見制度の利用促進に係るＫＰＩについて

・　令和６年度末までに「全 1,741 市町村」におけるリーフレット・ポスターなどによる制度の周知。

Ｑ１　国は、任意後見制度の周知に係るＫＰＩ達成の判断をどのように行うか。

ＫＰＩ達成の判断は、市町村が、任意後見制度の内容を含むリーフレット・ポスターなどを窓口や施設等に備付け・掲出することなどにより、任意後見制度の周知を行っているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

Ｑ２　Ｑ１に関して、リーフレット・ポスターなどは市町村で自主作成しなければならないか。

市町村でリーフレット・ポスターなどを自主作成したかどうかは問わない。

なお、法務省・法務局では、令和３年度に任意後見制度に関するリーフレット・ポスターを作成し、各市町村に順次送付しているところであり、積極的に活用していただきたい。

２　担い手の確保・育成等に係るＫＰＩについて

・　令和６年度末までに「全 47 都道府県」による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定。
・　令和６年度末までに「全 47 都道府県」において担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施。
※　担い手の「育成」とは、養成研修の実施から候補者推薦、後見人等として選任されるまでの支援を指す（第二期成年後見制度利用促進基本計画５０ページ）。

Ｑ３　国は、担い手の育成の方針策定に係るＫＰＩ達成の判断をどのように行うか。また、育成方針に必要な内容、分量、策定方法に条件があるか。

ＫＰＩ達成の判断は、都道府県が、担い手の育成方針を策定しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。これに関しては、管内の全ての地域で、予め設定した圏域ごとに、担い手の育成が取り組まれるための方針を端的に示していただければ良いと考える。

例えば、

・　Ａ圏域は、市町村が既に育成に取り組んでいるため継続してもらう。
・　Ｂ圏域は、圏域そのものが大規模市であり、これから当該市に取り組んでもらうための働きかけを行う。
・　Ｃ圏域は、小規模町村ばかりであるため、都道府県自らで養成研修を実施することを検討する。

などの示し方により、市町村の主体性を尊重しながら、都道府県がどのように圏域全体の担い手育成に取り組んでいくかを示すことが考えられる。

また、分量については、当該地域の担い手の状況など地域の実情に応じて決めていただいて差し支えない。なお、育成方針は、わかりやすく端的に示すことが重要であるため、Ａ４用紙１～２枚程度にまとめることも可能だと考えられる。

なお、育成方針策定は、市町村計画と同様に決まった手順やプロセスはないと考えている。策定の方法の一例としては、都道府県単位の協議会を活用して、専門職団体や家庭裁判所、当事者団体などと意見交換しながら策定することが考えられる。

Ｑ４　国は、担い手の養成研修の実施に係るＫＰＩ達成の判断をどのように行うか。また、都道府県としては、市民後見人養成研修を実施していないが、市町村が実施する市民後見人養成研修に対して補助を実施している。これをもって、担い手の養成研修の実施となるか。

ＫＰＩ達成の判断は、当該都道府県内のすべての地域で、都道府県又は市町村による市民後見人・法人後見実施団体の養成研修が実施されているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。その際、都道府県として市町村が実施する事業に対して補助を行うことにより、市町村の取組を促すことは研修の実施に向けた手法の１つとして考えられる。

３　市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進

・　令和６年度末までに「全 47 都道府県」による市町村長申立てに関する研修の実施。
・　令和６年度末までに「全 1,741 市町村」による成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討。

Ｑ５　国は、市町村長申立てに関する研修の実施に係るＫＰＩ達成の判断をどのように行うか。 また、研修の実施内容や時間数・日数に条件があるか。

ＫＰＩ達成の判断は、都道府県が、市町村や中核機関職員向けに市町村長申立てに関する研修を実施しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

内容や時間数などに条件はないが、厚生労働省が現在実施している体制整備研修では、老人福祉法等の規定である「その福祉を図るため特に必要であると認めるとき」の解釈や、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について 」（令和３年 11 月 26 日付け障障発 1126 第１号、障精発 1126 第１号、老認発 1126 第２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、同部精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長連名通知）等について、正しく理解できるような内容・時間数にしていることを参考にしていただきたい。

なお、具体的な実施方法としては、都道府県で会場を確保して、厚生労働省が実施する研修を管内市町村や中核機関の職員が受けられるように支援することも考えられる。

Ｑ６　国は、成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直し等の検討に係るＫＰＩ達成の判断をどのように行うか。

ＫＰＩ達成の判断は、市町村が、①広く低所得者を含めること、②本人や親族申立ての場合の申立費用と報酬、③任意後見監督人を含む後見監督人等の報酬について、助成の対象にすることの検討を行ったかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

４　権利擁護支援の行政計画等の策定推進

・　令和６年度末までに「全 1,741 市町村」による第二期計画を踏まえた計画策定・必要な見直し。

Ｑ７　国は、市町村計画策定・必要な見直し等の検討に係るＫＰＩ達成の判断をどのように行うか。

ＫＰＩ達成の判断は、第一期計画と同様に、市町村が、市町村計画を策定しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。市町村計画策定に関しては、「市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引き」や成年後見制度利用促進ニュースレターを参考にされたい。

なお、既に計画を策定した市町村においては、次回の更新時に、第二期計画を踏まえた内容を含めた目的と目標を掲げることが望ましい。

・　目的として、地域共生社会の実現に向け、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにすること
・　目標として、権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築すること

（参考）

・　市町村成年後見制度利用促進基本計画策定の手引きのＵＲＬ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

・　成年後見制度利用促進ニュースレターのＵＲＬ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

５　都道府県の機能強化

・　令和６年度末までに「全 47 都道府県」による協議会の設置。

Ｑ８　国は、都道府県単位の協議会設置に係るＫＰＩ達成の判断をどのように行うか。
　また、現状も、家庭裁判所が実施している家事関係機関連絡協議会に参加しており、メンバーも一致していることから、それをもって協議会の設置としてよいか。

ＫＰＩ達成の判断は、都道府県が主体となって協議会を設置しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

また、都道府県単位の協議会設置の必要性や想定される取組は第二期計画に示されており、専門職団体や家庭裁判所が主催する会議や連絡会等に参加することのみでは協議会を設置していることにはならないと考えている。

ただし、これらの会議等と必ず別に開催する必要はなく、同日に時間を分けて開催するなどの工夫が考えられる。

なお、協議会の設置根拠は市町村の協議会と同様に問わない。

６　意思決定支援の浸透

・　令和６年度末までに「全 47 都道府県」による意思決定支援研修の実施。

Ｑ９　国は、意思決定支援研修の実施に係るＫＰＩ達成の判断をどのように行うか。
　また、研修の実施内容や時間数・日数に条件はあるか（国のプログラムや養成講師を必ず使わなければいけないのか。）。

ＫＰＩ達成の判断は、都道府県が、後見人等向けに意思決定支援研修を実施しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

内容や時間数などに条件はないが、厚生労働省が現在実施している意思決定支援研修では、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」の考え方を正しく理解できるような内容・時間数にしていることを参考にしていただきたい。

なお、「成年後見はやわかり」ポータルサイトに掲載している動画や資料は、自由に利用することができるので、活用されたい。

（参考）

・　「成年後見はやわかり」ポータルサイトのＵＲＬ
https://guardianship.mhlw.go.jp/guardian/training/

７　地域連携ネットワークづくり

- 令和６年度末までに「全 1,741 市町村」による制度や相談窓口の周知。
- 令和６年度末までに「全 1,741 市町村」による中核機関の整備。

Ｑ１０　国は、制度や相談窓口の周知に係るＫＰＩ達成の判断をどのように行うか。

ＫＰＩ達成の判断は、市町村が、成年後見制度や権利擁護支援に関する相談窓口を定めた上で、リーフレット・ポスターを窓口や施設等に備付け・掲出することなどにより、成年後見制度や、これらに関する相談窓口の周知を行っているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。

Ｑ１１　国は、中核機関の整備に係るＫＰＩ達成の判断をどのように行うか。

ＫＰＩ達成の判断は、第一期計画と同様に、市町村が、中核機関を整備しているかどうかを取組状況調査で確認した上で行う。中核機関の整備に関しては、成年後見制度利用促進ニュースレターを参考にされたい。

（参考）

- 成年後見制度利用促進ニュースレターのＵＲＬ
  https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

子　発１２１２第１号
社援発１２１２第２号
老　発１２１２第１号
平成２９年１２月１２日

都道府県知事
各 指定都市市長　殿
中核市市長

厚生労働省子ども家庭局長
厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省老健局長
（公　印　省　略）

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第52号。以下「改正法」という。）により、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の一部が改正され、平成30年４月１日に施行することとされている。

改正法による改正内容として、(1)地域共生社会の実現に向けて、地域福祉の推進の理念として、地域住民等は、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える様々な分野にわたる地域生活課題を把握し、その解決に資する支援を行う関係機関との連携等によりその解決を図る旨を追加すること、(2)市町村は、地域住民等及び地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関の地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとすること、(3)市町村及び都道府県は、それぞれ市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画を策定するよう努めることとするとともに、計画の記載事項として福祉に関し共通して取り組むべき事項を追加すること等が挙げられる。

本日、改正法による改正後の社会福祉法第106条の３第２項の規定に基づき、社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針（平成29年厚生労働省告示第355号）が告示されたところであるが、今般、①社会福祉法改正の趣旨、②社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針に関する補足説明、③社会福祉法改正による記載事項の追加等を踏まえて改定した市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン等について、別紙のとおり通知するので、十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対し、周知徹底を図るとともに、これを参考として、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進をお願いする。

なお、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定について」（平成14年４月１日社援発第0401004号厚生労働省社会・援護局長通知）については廃止する。

貴職におかれては、包括的な支援体制の整備に向けた取組を推進するとともに、できるだけ早期に市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に今般の社会福祉法の改正内容を反映させるようご配慮いただき、また、都道府県においては、市町村地域福祉計画の改定について管内市町村への周知及び支援と、市町村地域福祉計画が未策定の市町村に対しては早急に計画策定が行われるよう支援願いたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添える。

第三　市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン

市町村地域福祉計画は、地域住民に最も身近な行政主体である市町村が、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする。

また、都道府県地域福祉支援計画は、市町村の区域を包含する広域的な行政主体として、広域的な観点から、市町村の地域福祉が推進されるよう、各市町村の規模、地域の特性、施策への取組状況等に応じて支援していくことを内容とする。

今般の法改正により、地域福祉（支援）計画の策定が努力義務化され、必要的記載事項が追加されているが、これは、本通知の第二に規定する「市町村における包括的な支援体制の整備」を促進するものであることにも留意するとともに、これらの計画の定期的な調査、分析及び評価、必要に応じた見直しに努める必要がある。

1　市町村地域福祉計画

（1）　市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

市町村地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）に盛り込むべき事項としては、法上、①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項、②地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項、③地域における社会福祉を目的とした事業の健全な発達に関する事項、④地域福祉に関する活動への住民の参加に関する事項、⑤包括的な支援体制の整備に関する事項（法第 106 条の３第１項各号に掲げる事業を実施する場合）の５つが掲げられており、それを踏まえなければ、法上の地域福祉計画としては認められないものである。市町村においては、主体的にこれら５つの事項についてその趣旨を斟酌し具体的な内容を示すとともに、その他の必要な事項を加え、それらを計画に盛り込む必要がある。

①　地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項

本事項は、今般の法改正により、地域福祉計画に盛り込むものとされた。地域の課題や資源の状況等に応じて、各福祉分野が連携して事業を

行うことにより、それぞれの事業の効果、効率性や対象者の生活の質を一層高めることができるよう、創意工夫ある取組が期待される。以下に各福祉分野が共通して取り組むべき事項の例を示すが、地域の実情に応じて追加等することは可能であり、関係者と協議し、地域福祉計画に位置付けることとなる。

なお、支援の在り方等を検討するに当たっては、支援を要する者だけでなく、その者の属する世帯全体の状況にも着目する必要があることに留意する。

ア　様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野（まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等）との連携に関する事項

・　地域の活性化に寄与しながら地域生活課題の解決にも同時に資する取組等

イ　高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項

・　地域の課題や資源の状況等に応じて、重点的に予算や人材等を配分していく分野や施策

ウ　制度の狭間の課題への対応の在り方

・　既存の制度に明確に位置付けられていないが、何らかの支援が必要である、いわゆる「制度の狭間の課題」への対応の在り方（ひきこもり、サービス利用拒否等の制度の狭間の課題を有する者を発見する機能の充実、ソーシャルワーク体制の整備、近隣の地域住民や訪問機会のある事業者等の活動の充実・支援、支援関係機関間の連携体制の整備等）

エ　生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制

・　生活困窮者、社会的孤立状態にある者又は表出されていない課題も含めて複合化した課題を有する者に対する相談支援体制の在り方や、生活困窮者自立支援制度を実施していない町村における生活困窮者自立支援方策（生活困窮者の早期把握と生活困窮者を受け止める一次窓口としての機能、町村としての独自施策との連携支援、就労訓練、就労の場の開拓や創出等、地域

づくりに関する取組等）

オ　共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開

・　利用者の支援や生活の質の向上に資するために、(ｱ)「地域の実情に合った総合的な福祉サービスの提供に向けたガイドライン」（2016 年（平成 28 年）３月）等を参考にしながら高齢、障害、子ども・子育て等の福祉サービスを総合的に提供したり、多機能型のサービスを提供することや、(ｲ)地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 52 号）による、高齢者と障害児者が同一の事業所でサービスを利用しやすくなる共生型サービスの整備、さらには、(ｳ)農園において障害者や認知症の高齢者等が活躍したり、福祉サービスを組み合わせ、就労継続支援事業等を活用し多くの地域住民が利用するレストランを開く等、世代を超えたつながりと役割を生み出し得る共生の場の整備等

カ　居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方

・　住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）（以下「住宅セーフティネット法」という。）の一部改正を踏まえ、生活困窮者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭等のうち、生活や住宅に配慮を要する者の住まいの確保や生活の安定、自立の促進に係る取組の在り方に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

キ　就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方

・　生活困窮者、高齢者、障害者、ひとり親家庭等のうち、就労に困難を抱える者について、段階に応じた適切な支援の在り方

ク　自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方

・　自殺対策と各福祉分野（高齢、障害、子ども・子育て、生活困窮者支援等）に共通して求められる、状態が深刻化する前の早期発見のための地域づくりや、誰もが立ち寄れる居場所づくり、複合的課題に対応するためのネットワークづくり等の取組に関し、地域福祉として自殺対策と一体的に実施することが望ましい事項（自殺対策基本法（平成 18 年法律第 85 号）に規定される市町村自殺対策計画との調和に配慮しながら、各福祉分

野の施策を展開することにより、自殺対策の効果的・効率的な推進が期待できる）

ケ　市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

・　認知症、知的障害、精神障害等により判断能力が不十分な者への権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築やその中核となる機関の在り方、権利擁護支援の担い手としての市民後見人等の育成や親族後見人も含めた活動支援の在り方、日常生活自立支援事業の対象とはならないものの判断能力に不安があり金銭管理が必要な者や、身元保証人が存在していないために生活等に困難を抱えている者への支援の在り方（成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）（以下「成年後見制度利用促進法」という。）に規定される市町村計画と一体的なものとすることも考えられる）

コ　高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方

・　高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応の在り方、さらには家庭内で虐待を行った者を加害者としてのみ捉えるのではなく養護者又は保護者として支援することや、起こり得る虐待への予防策の在り方

サ　保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方

・　再犯の防止等の推進に関する法律（平成 28 年法律第 104 号）（以下「再犯防止推進法」という。）の成立を踏まえ、高齢者又は障害者等をはじめ、保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等に対し、必要な保健医療・福祉サービス、住まい、就労、その他生活困窮への支援等を適切に提供し、かつ、これら地域での生活を可能とするための施策を総合的に推進するための方策及び体制に関し、地域福祉として一体的に展開することが望ましい事項

事　務　連　絡
平成 30 年 7 月 24 日

各　都道府県　成年後見制度利用促進担当課　御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進に係る社会福祉協議会の取組等について（情報提供）

日頃より、成年後見制度利用促進の取組についてご尽力いただきありがとうございます。

今般、全国社会福祉協議会が、成年後見制度利用促進において社会福祉協議会が果たす役割、そのための取組について地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策（別添１）をとりまとめたところです。

また、これを踏まえ、本日、最高裁判所事務総局家庭局第二課長から各家庭裁判所事務局長宛てに、別添のとおり文書（別添２）が発出されましたので、参考までに情報提供いたします。

各都道府県におかれましては、管内市区町村に本事務連絡について情報提供いただきますようお願いします。

また、成年後見制度利用促進基本計画を踏まえ、成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できる地域体制の構築を図るため、都道府県が家庭裁判所や都道府県社会福祉協議会等と連携を図ること等により、管内市区町村における広域的な権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置、市町村計画策定のための支援等、積極的に推進していただきますようお願いします。

（担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室　栗原、福野
電話　：03－5253－1111（内線 2228）
E-mail: seinenkouken@mhlw.go.jp

別添１

（別添）

平成 30 年 3 月 30 日

成年後見制度利用促進における社協の取り組みと地域における権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策

全国社会福祉協議会　地域福祉推進委員会
（今後の権利擁護体制のあり方検討委員会）

○地域において判断能力が不十分な人びとの権利を擁護するために、社会福祉協議会（以下、「社協」という。）では地域福祉を進めるなかで、日常生活自立支援事業や成年後見制度の推進に取り組んでいる。全社協・地域福祉推進委員会（以下、「本会」という。）では、地域住民や関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」による地域における総合的な権利擁護体制の構築を提唱し、年齢や障害種別、資力等にとらわれず、地域のさまざまな人びとのニーズに応じた権利擁護を推進している。

○こうしたなか、利用者のノーマライゼーション、自己決定の尊重、身上の保護の重視といった成年後見制度の理念の尊重、地域の需要に対応した制度の利用促進、制度の利用に関する体制の整備を基本理念とする「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が平成 28 年 5 月に施行された。法施行を受け、国は平成 29 年 3 月に「成年後見制度利用促進基本計画（以下、「基本計画」という。）」を閣議決定し、総合的かつ計画的に施策の推進が図られることとなった。

○この動きは、これまで社協が取り組んできた総合的な権利擁護体制のさらなる強化を図る好機と捉えることができ、社協は、これまでの取り組みを活かし、基本計画で謳われている地域連携ネットワークに積極的に参画するとともに、中核機関*の受託を進めるなど、成年後見制度利用促進にかかる取り組みを積極的にすすめていくべきと考える。

○各自治体での成年後見制度利用促進にかかる市町村計画の策定や、地域連携ネットワークの構築、中核機関の設置の検討がすすむこの時期を逃すことなく、行政と連携しながら総合的な権利擁護体制の構築を推進する必要がある。

○こうした状況を踏まえ、本会では、成年後見制度の利用促進において社協が果たす役割と、そのための取り組みについて、現段階での考え方や課題を整理し、『社協・生活支援活動強化方針』に示した地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策をとりまとめ、全国の社協に提言することとした。

＊地域連携ネットワーク及び中核機関については、P8 図 2 参照

Ⅰ　社協がめざす地域における総合的な権利擁護体制
　１．社協における権利擁護の取り組み
　２．地域における総合的な権利擁護体制の構築

Ⅱ　社協の成年後見制度利用促進の取り組みに関する基本的考え方
　１．基本的な考え方
　　（１）社協の取り組みを生かして積極的に役割を果たす
　　（２）日常生活自立支援事業における意思決定支援の意義
　２．市区町村社協、指定都市社協の役割と取り組み
　　（１）市町村計画の策定に参画する
　　（２）地域連携ネットワークにおいて役割を果たす
　　（３）中核機関の受託をめざす
　　（４）行政とのパートナーシップの構築
　　（５）家庭裁判所との連携と役割の確認
　　（６）社協における権利擁護支援に関わる取り組み、総合相談体制の強化
　３．日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携
　　（１）成年後見制度への円滑な連携
　　（２）社協による法人後見に取り組む
　４．都道府県社協による市区町村社協の支援

Ⅲ　今後の取組課題・検討課題（全社協の取り組み）

【参考資料】
　①『社協･生活支援活動強化方針（行動宣言と第２次アクションプラン）』（平成 30 年３月改訂）･･･概要、権利擁護に関わる行動宣言とアクションプラン
　②平成 29 年度「成年後見制にかかる実態調査」調査結果の概要

Ⅰ　社協がめざす地域における総合的な権利擁護体制

１．社協における権利擁護の取り組み

○地域福祉の実践のなかで、社協は、地域に暮らす人が、障害の有無や年齢にかかわらず、尊厳をもってその人らしく安心して生活が送れるよう、権利擁護の取り組みをすすめてきた。

○平成 12 年の社会福祉法改正により、自己決定や自立支援を旨とする利用者本位の福祉サービスが基本理念として位置づけられてからは、利用者を支援・保護する仕組みとして福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）や成年後見制度が活用され、地域での生活を支援している。

○とりわけ日常生活自立支援事業では、利用者の判断能力が低下しても、できるだけ本人の意思を尊重しながら、自己決定やその人らしい生活を支えるアドボカシーとエンパワメントを基盤とするソーシャルワーク（相談援助）による支援を専門員が展開してきた。

○日常生活自立支援事業では、生活支援員が専門員の指示を受け日常的な支援を提供している。生活支援員は市民・住民が担っており、専門職とは異なる「利用者にとっての隣人・友人」としての態度で接し、常に利用者に寄り添う姿勢で関係性を重視した支援をしている。こうした住民参加の視点こそ本事業の重要な点である。

○さらに、本会では、権利擁護支援を必要とする人を確実に支援に結びつけることができるように、地域住民の参加や関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」の設置を掲げ、地域における総合的な権利擁護体制の構築を推進してきた。
⇒下記「◆全社協における権利擁護に関わる主な提言・調査研究」参照

○また、『社協・生活支援活動強化方針（第２次アクションプラン）』（平成 30 年３月改訂）では、権利擁護等に関する行政との取り組みについて、社協の事業・活動の方向性と具体的な事業展開を示した。（参考資料参照）

○これらの取り組みは、国の基本計画に示された地域連携ネットワークや中核機関に通じる考え方となっている。（「成年後見制度利用促進基本計画」　2-(2)-①-ｲ)-(a)「権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関の整備」参照）

◆全社協における権利擁護に関わる主な提言・調査研究

①地域福祉権利擁護事業の運営基盤強化に関する調査研究（平成 15 年度）

・「福祉後見」*を推進する取り組みとして、地域の住民や社会資源との協働運営による「福祉後見サポートセンター」構想において、次の機能が地域の中につくられていくことが必要としている。
　①人材養成・人材バンク機能
　②相談・支援機能

③成年後見人等へのサポート機能
④調査・研究、サービス開発機能
＊「福祉後見」とは、福祉的ニーズに応える後見のあり方をめざすものであり、そのために成年後見人等ひとりに頼るのではなく、ネットワークで支えていく仕組みを地域につくりあげていこうとするもの。

②地域における権利擁護体制の構築に関する調査研究事業（平成 24・25 年度）

・権利擁護支援を必要とする人が支援に確実に結びつくよう、地域住民や市町村行政・関係機関とのネットワークを基盤とした「権利擁護センター等」による地域における権利擁護体制の構築を推進することを提案した。

・「権利擁護センター等」のもつ機能として下記を示した。
①権利擁護・成年後見制度の相談
②日常生活自立支援事業の実施
③法人後見の実施
④市民後見人の養成、活動支援（受任調整や後見人就任後の実務を進めるうえでの相談・支援）

・「権利擁護・成年後見制度の相談」は、社協本来の機能を活かし、地域における権利擁護支援の基盤づくりにつながる活動であるため、中心的な取り組みと位置づけている。

・また、「権利擁護センター等（権利擁護センター、成年後見センター、福祉後見サポートセンター等）」を設置している社協において、市町村長申立て、社協による法人後見、市民後見人の養成・活動支援、日常生活自立支援事業等の一体な実施により、解決に向けた調整等が有効に機能していることなどから、センターの設置を提案している。

２．地域における総合的な権利擁護体制の構築

○市区町村において、今後、成年後見制度の利用促進が図られるにあたり、社協は、地域における総合的な権利擁護体制を念頭に取り組みを推進する必要がある。

○判断能力が不十分な人が、他者からの不当な権利侵害にあうことなく、自身の権利を適切に行使しながら、尊厳をもってその人らしく安心して地域で暮らすためには、その状況に応じて福祉サービスやインフォーマルな福祉活動などによる多様な支援が切れ目なく提供される総合相談・生活支援体制を構築する必要がある。

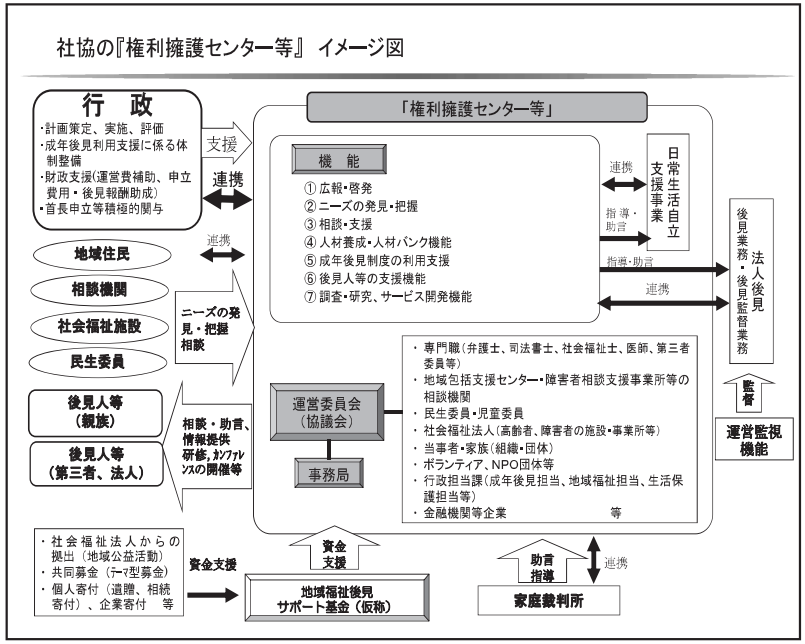
○社協は、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援を、総合相談・生活支援体制における重要な事業の一つに位置づけ、他の福祉サービスや施策、住民等の福祉活動と連携し、住民にとって身近な社会資源の一つとして活用されるよう取り組みを進めてきた。

○さらに住民のニーズが複雑化・多様化するなか、住民同士の見守り等の中から支援が必要な人を発見し支援につなげる仕組みづくり、判断能力の低下に加え複雑・多様な課題を抱え、孤立しがちな人の相談を丸ごと受け止める包括的な相談支援体制づくりが求められる。これは、現在、国が進めている「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの一環に他ならない。

○こうしたことからも、社協は、日常生活自立支援事業や法人後見の経験・実績を生かし、総合相談・生活支援の仕組みづくりの一環として、成年後見制度利用促進に係る地域連携ネットワーク、中核機関の設置を含む「権利擁護センター」づくりに取り組む必要がある。（下記の社協の『権利擁護センター等』イメージ図参照）

○また中核機関を受託しない場合にも、社協には、権利擁護に関わる「①広報・啓発」「②ニーズの発見・把握」「③相談・支援」の取り組みが求められる。

【図１】



Ⅱ　社協の成年後見制度利用促進の取り組みに関する基本的考え方

１．基本的な考え方

（１）社協の取り組みを生かして積極的に役割を果たす

○地域における総合的な権利擁護の推進にあたっては、成年後見制度を必要とする人を確実に利用に結びつけることのできる体制を構築する必要がある。

○制度が周知されていない、相談につながらない、地域において適切な後見人等の候補者がいない、申立てにかかる費用や報酬などが負担できない、申立て可能な親族がいない等により、制度の利用に至らないということはあってはならない。

○社協は、日常生活自立支援事業等により地域の権利擁護支援を必要とする人の相談支援を行うとともに、行政や権利擁護支援に関わる専門職（弁護士、司法書士、社会福祉士等）、社会福祉施設、民生委員・児童委員等の多様な関係者・関係機関とのネットワークを構築している。

○こうした取り組みをもとに、社協には成年後見制度の利用促進において積極的に役割を果たすことが求められている。

○国の基本計画では、市町村が主体となって、市町村計画の策定、地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置をすすめていくことになるため、行政と十分に連携し、社協の取り組みを活かしていくことが求められる。

○市町村の計画作成に要する費用、中核機関の運営に要する費用については、平成 30 年度より新たに地方交付税措置が講じられる。

○あわせて国は、各自治体が中核機関の設置等を円滑に行えるよう、成年後見制度利用促進体制整備委員会（事務局：日本社会福祉士会）において、自治体向けに『地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備のための手引き』を作成した。市区町村との連携を図りながら取り組みを進めるうえで参考にしていただきたい。

（２）日常生活自立支援事業における意思決定支援の意義

○日常生活自立支援事業は、利用者が一人の市民として、できるだけ自らの力で権利を行使し、必要なサービスを使いながら安心・安全な生活を送ることができるよう、必要な援助を行う事業として、地域福祉推進の一翼を担い、社協における権利擁護支援の中心となっている。

○その支援は、一人ひとりに合わせた情報提供や助言をもとに、諸手続等を同行または代行により支援することが原則であり、代理による援助は契約締結審査会の審査を踏まえ限定的なものとするなど、利用者の主体性の尊重および自己決定に基づく支援を基本としている。

○このような「意思決定支援」や「利用者に寄り添った支援」を行う日常生活自立支援事業のノウハウや専門性を、成年後見制度を活用する際にも積極的に活かしていく視点が必要である。

○また、成年後見制度を利用する前から、日常生活自立支援事業の利用により本人に寄り添った意思決定支援を行うことは、成年後見制度利用後の意思決定支援をより適切なものにするためにも有効なものとなる。

２．市区町村社協、指定都市社協の役割と取り組み

（１）市町村計画の策定に参画する

○市町村は、国の基本計画をふまえ、当該市町村の区域における成年後見制度の利用促進に関する施策についての基本計画を定め、権利擁護支援のための地域連携ネットワークの構築とその中核機関を設置することが求められている。

○平成 29 から 33 年度の概ね５年間に権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築等が進められることとなるが、各自治体の成年後見制度利用促進に係る課題認識、計画策定の検討状況等にはばらつきがある。

○市区町村社協、指定都市社協は、各自治体の動向を把握し、関係機関・団体とともに、行政に対して地域連携ネットワークの構築や中核機関の設置等に係る協議を働きかけ、計画策定に積極的に参画する。

○なお、平成 29 年の社会福祉法改正により、地域福祉計画の策定が努力義務化された。『策定ガイドライン（通知）＊』に、市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項として、「市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護のあり方」が示され、「成年後見制度利用促進法に規定される市町村計画と一体的なものとすることも考えられる」ことが明記されており、地域福祉計画の策定時は、権利擁護支援のあり方を検討する好機と捉える必要がある。

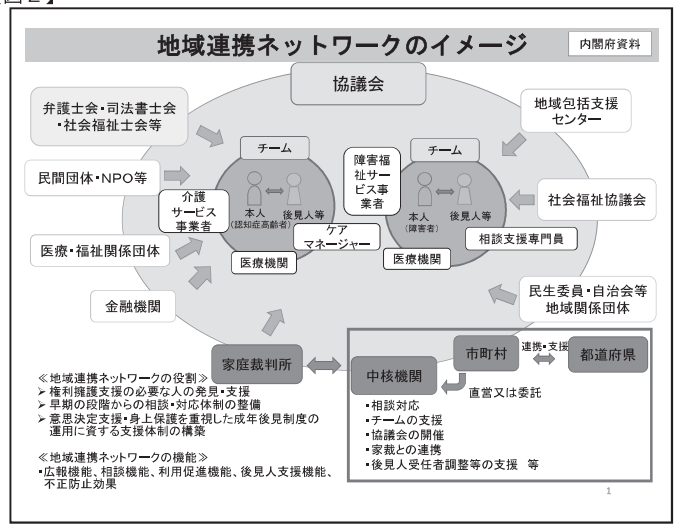
＊「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進ついて」（平成 29 年 12 月 12 日付　厚生労働省子ども家庭局長等３局長連名通知）『第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン』

（２）地域連携ネットワークにおいて役割を果たす

○国の基本計画には、地域連携ネットワークおよび中核機関が担う具体的な機能として下記が示されている。また、広報機能や相談機能の充実により、成年後見制度の利用の必要性の高い人を地域で発見し、適切にその利用につなげる機能の整備が優先されるべきとしている。

■地域連携ネットワークおよび中核機関が担う具体的な機能
- 広報機能（権利擁護の必要な人の発見・周知・啓発等）
- 相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）
- 利用促進（マッチング）機能
- 後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）
- 不正防止効果

【図２】



○「権利擁護センター等」を設置している社協では、既にこれらの機能を備えている場合も多く、また、「権利擁護センター等」を設置していない場合にも、日常生活自立支援事業を通して権利擁護支援に関する専門性やノウハウを蓄積していることから、中核機関の受託の有無に関わらず、地域の実情等に応じて、地域連携ネットワークにおいて積極的に役割を果たす必要がある。

○具体的には、「協議会」に参画するほか、本人を支える「チーム」のメンバーに加わる等の関わりを持つことが考えられる。

（３）中核機関の受託をめざす

○市区町村社協、指定都市社協は、日常生活自立支援事業の実施や権利擁護体制の構築に向けた取り組みを活かし、中核機関を受託しその役割を担うことが考えられる。

○国の基本計画では、市町村が委託する場合の中核機関の運営主体について、「業務の中立性・公正性の確保に留意しつつ、専門的業務に継続的に対応する能力を有する法人（例：社会福祉協議会、ＮＰＯ法人、公益法人等）」を選定するとしている。

○「権利擁護センター等」の設置や法人後見等を実施している社協はもとより、それ以外の社協にあっても、中核機関の受託にあたっての課題を整理し、社協として受託が可能かどうか検討し、受託に向けた調整を行政と行う。

【社協が中核機関を受託する際の検討課題（例）】

（１）市区町村行政の積極的な関与
　　・財源の確保、市区町村長申立の実施、成年後見制度利用支援事業の活用　等
（２）都道府県段階（行政・都道府県社協）の支援
（３）財源の確保
　　・公費、成年後見報酬、寄付金　等
（４）事務局体制の整備、社会福祉士等専門職の配置
（５）行政ならびに関係機関・団体、専門職との連携、役割分担

○なお、法人後見を実施している社協が中核機関となる場合には、法人後見については他部署で担当することが望ましい。また後見人等の候補者の選定にあたっては、第三者が関わる仕組を整え、地域連携ネットワークにおける協議のなかで社協が後見人等として適切であることが確認されるなど、中立性、透明性を担保することが必要である。

（４）行政とのパートナーシップの構築

○国の基本計画では、中核機関の設置主体について、「中核機関が行う権利擁護に関する支援の業務が、市町村の福祉部局が有する個人情報を基に行われること、行政や地域の幅広い関係者を巻き込んでの連携を調整する必要性などから、市町村が設置することが望ましい」とし、市町村が直営で運営するか、市町村が選定した法人に委託することが示されている。

○成年後見制度の利用促進にあたっては、市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業の活用による申立て費用・報酬の助成、後見人候補者の養成など市町村の関与が不可欠である。

○中核機関を委託する場合であっても、市町村は成年後見制度の利用促進にかかる責任を果たさなければならない。社協が中核機関を受託する場合にも、社協が役割を丸抱えするということがないよう、行政とのパートナーシップを築きながら体制整備をすすめていくことが必要である。

（５）家庭裁判所との連携と役割の確認

○中核機関は、家庭裁判所への適切な後見人候補者の推薦や後見人への支援を行うとともに、家庭裁判所と情報を共有して後見人による事務が本人の意思を尊重して行われるよう支援することが求められている。

○後見人の監督は家庭裁判所の責務であり、中核機関を受託する場合は、各地域の家庭裁判所と連携することが不可欠である。また、中核機関の役割について家庭裁判所に確認をすることも必要になる。

○被後見人の権利擁護を図るため、本人と後見人との関係がうまくいかなくなっている場合や他の支援体制への切替が望ましいと考えられる場合等において、家庭裁判所と連絡調整を図り、後見人の交代等に迅速・柔軟に対応することも地域連携ネットワークおよび中核機関の役割として求められている。

（６）社協における権利擁護支援に関わる取り組み、総合相談体制の強化

○社協が中核機関を受託する場合は、単に成年後見制度の利用促進を図るだけではなく、中核機関としての実践を地域における総合的な権利擁護体制の構築、さらには総合相談・相談支援体制の強化等につなげる必要がある。

○このため社協は、「権利擁護センター等」の設置等により、下記の機能等を拡充することが必要である。

【社協（権利擁護センター等）の権利擁護支援の取り組み】
①広報・啓発
・住民への権利擁護に関する制度・支援について周知
・権利擁護の必要な人を支援につなげることの重要性の周知
・権利擁護が必要な状況についての関係機関、地域住民の理解の促進（地域福祉部門と連携）
②ニーズの発見・把握
・権利擁護の必要な人を早期に発見し、支援につなげる
③相談・支援
・成年後見制度や日常生活自立支援事業等を活用した権利擁護支援に関する総合相談
・必要な支援の検討と調整
・見守り体制の調整
④人材養成、人材バンク機能
・日常生活自立支援事業の生活支援員の養成
・市民後見人養成研修の実施
・市民後見人候補者の名簿の整備や登録
・市民後見人養成研修修了者の活動に向けた支援（実務経験等）
⑤成年後見制度の利用支援
・申立て手続き支援
・日常生活自立支援事業からの移行支援
・受任者調整（候補者の調整）
⑥後見人等の支援
・後見人等としての援助内容や方法に関する相談
・法律や福祉等の専門家のチームによる支援
・生活支援に関する関係者とのカンファレンスの開催
⑦調査・研究、サービス開発機能

○地域連携ネットワークおよび中核機関が担う機能である、市民後見人の養成、受任者調整、後見人等の支援（④～⑥）に取り組んでいる社協は、必ずしも多くはない。今後、先進的に取り組む社協等を参考とし、当該地域での体制づくりに取り組むことが必要となる。

○機能の拡充とあわせて、行政との連携、財源の確保、職員体制（相談体制等の整備）、関係機関との連携などにより運営体制の強化を行うことも必要となる。

○また、日常生活自立支援事業や権利擁護に関わる相談は、利用者・相談者に複合的な課題があるケースや家族等の課題が付随しているケースも多い。権利擁護を担当する部署と、総合相談、生活福祉資金貸付事業、小地域福祉活動、ボランティア活動などの担当部署との連携により支援の強化を図る必要がある。

３．日常生活自立支援事業と成年後見制度の連携

（１）成年後見制度との円滑な連携

○日常生活自立支援事業は、判断能力が不十分な状態にあっても必要な福祉サービスを利用し、地域で自立した生活を送ることができるように支援することを目的に、社協と利用者の契約に基づき支援が行われる。

○本事業の利用中に契約継続能力がなくなった場合や、多額の財産管理および身上保護に関する契約等の法律行為（不動産・重要な動産の処分、預金の管理、借財、遺産分割、介護契約・施設入所契約等の各種サービスの利用契約、訴訟行為等）等、本事業の範囲を超えた支援が必要な場合等には、成年後見制度への移行が必要となる。

○また、必ずしも日常生活自立支援事業の契約能力が失われていない状況にあっても、将来の見通しや生活状況等により、保佐・補助類型を含めた成年後見制度の検討が必要になることがある。

○このため、日常生活自立支援事業においては、利用者や家族に成年後見制度の内容（利用方法、支援内容や費用等）を適時適切に伝え理解を得るとともに、本人の意向を踏まえたうえで、必要に応じて移行を円滑に行うための取り組みが求められる。

○一方、日常生活自立支援事業の利用者は、低所得の方や家族・親族との関係が希薄な場合等が多く、「申立人がいない」「後見人候補者がいない」「申立ての費用や後見人の報酬が支払えない」などの理由により、成年後見制度の利用に結びつきにくい状況も見受けられる。

○円滑な移行を進めるためには、行政による関与・協力が不可欠であり、市町村長申立て、成年後見制度利用支援事業の活用による申立て費用・報酬の助成、後見人候補者の養成等を行政に対して働きかける必要がある。

○なお、日常生活自立支援事業に対する行政や関係機関の理解は十分とは言えず、事業の支援内容の範囲を超えた役割を求められたり、本人の判断能力が喪失しても成年後見制度の利用に結びつかないなどの状況も見受けられる。

○このため、成年後見制度への円滑な移行のためには、行政や関係機関、家庭裁判所等に対して日常生活自立支援事業による支援内容や利用者の状況に関する理解を求めていくことも必要である。

（２）社協による法人後見に取り組む

○社協における法人後見の取り組みは、年々増加してきており、日常生活自立支援事業の利用者を継続支援する必要性から取り組む社協も多いと考えられる。

○さまざまな理由で生活のしづらさを抱える人々を支え、社協が地域のセーフティネットとしての役割を果たしていくうえで、適切な後見人等の担い手がいないことで地域生活の継続が困難となる人を支えるためには、社協として法人後見に取り組むことも必要である。

○社協が行う法人後見は、①長期間の後見業務を継続して遂行できる、②法人による組織的な事務管理体制により安全性・信頼性を高めることができる、③訪問による頻繁な見守りが必要な事例、相談や訴えが多い事例、家族全体の見守りが必要な事例等についても組織による対応で支援を継続することができる、等の特性がある。こうした特性を生かし、社協は、個人の後見人等では、生活を支えることが難しい場合の後見ニーズに応えていく役割がある。

○社協の法人後見は、地域のセーフティネットとしての役割のほか、後見業務への市民参加の場、あるいは中核機関の受託に向けた成年後見関連業務の習熟の視点からも検討する必要がある。

○なお、社協が法人後見に取り組むにあたっては、利益相反に留意することが必要である。

・被後見人等が社協の介護保険サービス等を利用している場合は、他のサービス事業所への移行を調整するといった配慮が必要となる。しかし、他にサービス事業所がない、あるいは被後見人等にとってサービス事業所の変更が大きな負担となるなど、社協のサービス利用を継続する必要がある場合は、家庭裁判所に対し、後見監督人等の選任の申立てを行い、後見監督人等が社協のサービス利用契約の代理人となるようにしなければならない。なお、後見監督人等についても後見人等と同様、家庭裁判所の審判による報酬付与の対象となることを考慮する必要がある。

・中核機関となる場合には、法人後見については他部署で担当することが望ましい。また後見人等の候補者の選定にあたっては、第三者が関わる仕組を整え、地域連携ネットワークにおける協議のなかで社協が後見人等として適切であることが確認される等、中立性、透明性を担保することが必要である。（再掲）

○法人後見の実施にあたっては、必要に応じ、報酬付与の申立てを行い、家庭裁判所の審判にもとづいて後見等報酬を得ることにより、必要な財源と体制を確保することも重要である。

４．都道府県社協による市区町村社協の支援

○都道府県社協は、成年後見制度の利用促進を進めるため、都道府県行政と協議し、市区町村社協への支援や町村部等における広域的な事業を実施する必要がある。

○都道府県社協が実施する支援等については、以下のものが考えられる。

【都道府県社協による市区町村社協の支援】

① 都道府県域における権利擁護に関するニーズ把握

② 都道府県段階における行政、専門職団体とのネットワークの構築

③ 家庭裁判所との連携・調整

④ 市区町村社協の中核機関の受託に向けた支援

⑤ 広域での地域連携ネットワーク構築と中核機関の受託支援

⑥ 成年後見制度の利用支援を担当する職員の研修
＊初任者研修、支援困難事例の検討会など

⑦ 市区町村社協の担当者会議の実施（情報共有や未実施社協の動機づけ等）

⑧ 市民後見人の養成に対する支援

⑨ 成年後見制度のかかる調査研究

■国の基本計画における都道府県の役割

都道府県行政は、成年後見制度利用促進に関し都道府県全体の施策の推進が期待されている。具体的には、都道府県下の各地域の連携ネットワーク・中核機関の整備やその取組状況を継続的に把握するとともに、以下のような支援等を行うことが求められている。

・各市町村の検討状況を確認しつつ、広域での協議会等・中核機関の設置・運営につき市町村と調整する
・後見等の担い手の確保（市民後見人の研修・育成、法人後見の担い手の確保等）や市町村職員を含めた関係者の資質の向上に関する施策等を進める
・各市町村単独で地域連携ネットワーク・中核機関を設置・運営する地域についても、広域的な観点からの家庭裁判所や弁護士会・司法書士会・社会福祉士会との連携面など、必要な支援を行う
・都道府県単位や家庭裁判所（本庁・支部・出張所）単位での専門支援機関の設置を検討する

Ⅲ　今後の取組・検討課題（全社協の取り組み）

○今後、社協における成年後見制度利用促進の取り組みと地域の権利擁護体制の構築に向けて、全社協・地域福祉推進委員会では、本方策の推進を図りながら、下記についての取り組みを進める。

①成年後見制度利用促進にかかる社協の取組事例の収集と提供

②権利擁護に関わる取り組みについての拡充の検討
・市民後見人の活動の推進
・社協における任意後見、金銭管理等の委任事務、身元保証、死後事務等の実施
・エンディングノートなど、本人の意思表明ツールの活用

③日常生活自立支援事業の今後の方向性の検討

④都道府県・指定都市社協の権利擁護担当者の情報共有のための会議・研修の実施

⑤家庭裁判所との連携のための最高裁判所等との調整

参考資料①

【「『社協・生活支援活動強化方針』第２次アクションプラン」に示された権利擁護等に関する行政との取り組み強化について】

・全社協・地域福祉推進委員会で示した「社協・生活支援活動強化方針」第２次アクションプラン（平成29年６月）では、「行政とのパートナーシップ」のひとつとして「権利擁護等に関する行政との取り組み強化」を掲げている。具体的な取り組みに向けた段階的な目標としては、下記のとおり設定している。

＜ステップ①＞
- 行政との協議の場の設定
- 法人後見や市民後見人の養成等への取り組み
- 総合的な権利擁護の仕組みづくり

＜ステップ②＞
- 総合的な権利擁護体制の構築
- 市民後見人の活動支援
- 地域連携ネットワークの中核機関の受託

（ステップ①②の詳細は次頁参照）

「社協・生活支援活動強化方針」第２次アクションプランより抜粋

４．行政とのパートナーシップ

行動宣言

私たちは、地域における深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけをすすめます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ、行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

≪現状≫

- **社協は、民間の公益法人として、さまざまな事業・活動を展開しながら地域福祉推進の中核的役割を果たしてきた**
  - 近年、権利擁護や成年後見制度などの体制整備やその担い手としての市民後見人の養成などに取り組む社協が増えてきている。

≪課題≫

- **今日的な社協と行政の関係について整理し、さらなる連携強化が求められる**
  - 権利擁護や成年後見制度利用支援については、社協だけで完結することは難しく、地域の関係者とも協議し、行政との連携のもと体制整備を図る必要がある。
  - 成年後見制度利用促進基本計画の制定に伴い、全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援のプラットフォームとなる地域連携ネットワークの構築を図ることが求められている。

第２次アクションプラン

(3)　権利擁護等に関する行政との取り組み強化	
ステップ①	**ステップ②**
○ これからの権利擁護のあり方について行政と協議する場を設ける。 ✓ 行政と連携し、専門職団体や関係者の参加を得て、地域における成年後見制度などの権利擁護の体制のあり方について協議の場をもつ。 ○ 行政からの協力を得ながら、法人後見や市民後見人の養成等に関するモデル的な事業に取り組む（法人後見、市民後見人養成事業等の未実施社協）。 ✓ 総合相談・生活支援の充実と体制強化への取り組みと連動させ、法人後見や市民後見人の養成等をモデル的に取り組む。 ○ 行政と連携し総合的な権利擁護の仕組みづくりに向けて検討を行う。 ✓ 行政と連携しながら、日常生活自立支援事業や成年後見制度などの支援が必要な人を発見し、適切かつ必要な支援につなげる地域連携の仕組みづくりのあり方を検討する。	○ 行政と連携し、総合的な権利擁護体制を構築する。 ✓ 権利擁護・成年後見センターを受託実施する等、社協の生活支援・相談センター（仮称）と連動して、法人後見、成年後見制度利用支援などの権利擁護活動に組織的に取り組む。 ✓ 行政と連携し、住民に対する総合的な権利擁護体制を構築する。 ○ 市民後見人の活動を支援する。 ✓ 成年後見制度利用促進基本計画による市町村の実施計画策定により、今後、市民後見人養成に取り組む市町村が増えた場合、行政とのパートナーシップのもとで市民後見人による後見活動上の相談・支援に対応する。 ○ 成年後見制度利用促進基本計画で示された「地域連携ネットワーク」の中核機関となる ✓ 成年後見制度利用促進基本計画で示された「地域連携ネットワーク」の中核機関の受託を目指す。

参考資料②

平成 29 年度「成年後見制度にかかる実態調査」調査結果の概要

社会福祉法人　全国社会福祉協議会　地域福祉部

【目的】
国の成年後見制度利用促進計画が策定され、各市町村における権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりがすすめられるなかで、各市区町村社協における成年後見制度への取り組み状況について情報収集し、社協の有する機能、地域連携ネットワークにおいて果たすべき役割や、今後の地域の権利擁護体制のあり方の検討に資することを目的として実施した。

【調査期間】平成 29 年 10 月 5 日～10 月 26 日

【調査対象】市区町村社協（1,846 か所）および　指定都市社協（20 か所）

【回答社協数】回答社協数：1,156 社協（回収率　62.0%）

調査結果のポイント

１．「権利擁護センター等」の設置と権利擁護・成年後見に関する取り組み

●「権利擁護センター等」*を設置している社協は約 2 割で、権利擁護・成年後見に関する取り組みを積極的にすすめている。

＊本調査で「権利擁護センター等」とは、市民等からの成年後見に関する相談の受付や成年後見の利用手続き支援等を行っているセンターをいう。

・「権利擁護センター等」を設置している社協は、20.2%（234 社協）。
（取り組み状況については、以降の各項目を参照）

２．広報機能

●成年後見制度に関する広報の取り組みとして、広報誌、パンフレット、ホームページによる周知や市民、福祉関係者向けの研修会の開催等が行われている。

・広報に関する主な取り組み状況（実施率）は以下のとおり。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
広報誌等による周知	33.3%	85.5%	20.0%
パンフレットの作成・配布	25.3%	80.8%	11.2%
ホームページによる周知	24.7%	77.8%	11.2%
市民向け講座・研修会等の開催	23.4%	74.8%	10.4%
福祉関係者向け研修会等の開催	16.2%	54.7%	6.4%

・一方で、とくに広報に関する取り組みをしていないという回答は 48.8%（564 社協）。

３．発見・相談機能

●約 75%で見守り活動等から権利擁護･成年後見制度の相談窓口につなぐ仕組みがある。
●約 8 割では、専門の相談窓口を設置し、または総合相談窓口において権利擁護･成年後見制度に関する相談対応を行っている。

・見守り活動等から、権利擁護・成年後見制度による支援を要する人が発見された場合に、相談窓口につなぐ仕組みがあるのは 863 社協（74.7%）。

・約 8 割の社協で相談窓口において権利擁護・成年後見制度の相談対応を行っている。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
専門の窓口を設置（常設）	20.3%	79.5%	5.3%
専門の窓口を設置（特定日時に限定）	1.9%	1.7%	2.0%
専門窓口の設置はないが総合相談窓口で対応	58.4%	17.9%	68.6%

・新規相談時の相談者は、「本人」が最も多く、次いで「親族」となっている。

４．市民後見人等の候補者の調整

●社協が行う受任調整のうち、半数以上が「専門職後見」となっており、「社協の法人後見」「市民後見」の受任調整は 2 割前後となっている。
●全体の約 3 割の社協で成年後見申立て支援を行っている。

・市民後見人等の候補者の調整（受任調整）は、全体で 10.6%（122 社協）が実施。センター設置社協では 43.2%（101 社協）が実施している。
・平成 28 年度の受任調整件数 1,313 件のうち、「専門職後見」が 56.2%（738 件）と最も多く、次いで「社協の法人後見」21.3%（280 件）、「市民後見」18.7%（246 件）。
・1 社協あたりの受任調整件数は、年間 10 件未満が 52.5%（うち、1～5 件が 42.6%）。
・成年後見申立て支援の実施状況は以下のとおり。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
首長申立て以外の支援	29.5%	84.6%	15.5%
首長申立て支援	23.2%	65.0%	12.6%

５．市民後見人の養成と登録

●市民後見人の養成研修や名簿の整理･登録、研修修了者の実務支援については、全体の約 15%の実施にとどまっている。

・市民後見人養成研修は、全体で 15.3%（177 社協）が実施。センター設置社協では 55.2%（129 社協）が実施している。
・市民後見人の名簿の整理・登録については、全体で 11.4%（132 社協）が行っている。センター設置社協では 44.0%（103 社協）が実施している。
・市民後見人養成研修の修了者が実務経験を重ねるための取り組みでは、「後見支援員への登用」7.5%、「日常生活自立支援事業・生活支援員への登用」14.6%となっている。

６．日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行

●成年後見制度へ移行を検討した利用契約の約 6 割が成年後見制度に移行している。
●約半数の社協で日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討している。

・日常生活自立支援事業の利用者のうち、5.8%（2,296 件）について成年後見制度への移行を検討しており、そのうち約 6 割（1,356 件）が成年後見制度に移行している。その後見類型は、後見 65.8%（892 件）、保佐 28.0%（380 件）、補助 5.0%（69 件）。
・全体の 52.4%（センター設置社協では 84.6%）の社協で日常生活自立支援事業から成年後見制度への移行を検討した事例がある。

７．任意後見に関する支援

●約 4 割の社協で任意後見に関する支援を行っている。

・「任意後見に関する情報提供」が 32.6%、「任意後見の相談」が 24.6%。

８．親族後見人への支援

●全体の約 3 割の社協で情報提供を行うなど、親族後見人への支援に関する取り組みが行われている。

・親族後見人への支援にかかる取り組み状況等（実施率）は以下のとおり。（複数回答）

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
成年後見制度に関する情報提供	27.0%	66.2%	17.0%
交流会、勉強会等の開催	4.1%	17.9%	0.5%
個別相談	19.4%	59.8%	9.1%
関連する取り組みを行っていない	65.4%	19.7%	77.1%

・一方、全体の 65.4%の社協では、関連する取り組みを行っていないと回答している。
・支援の必要性を把握しながらも、親族後見人に関する情報が得られないために、具体的な支援につながらない状況にあるという回答も見られた。

９．後見監督人等の受任

●後見監督人等の受任は、センター設置社協における実施は約 2 割となっている。
●監督を行う後見人の 8 割以上は「市民後見人」となっている。

・「平成 29 年 9 月末現在、後見監督人の受任をしている社協」は、4.1%（47 社協）。受任件数は計 456 件となっている。センター設置社協については 19.2%（45 社協）が受任している。
・後見人の属性別受任件数は、「市民後見人」が 85.1%（388 件）、「法人後見人」が 13.6%（62 件）。
・受任社協の 61.7%で後見監督人報酬申立てを行っている。また、64.6%が委託金・補助金を財源としている。

10. 法人後見

●法人後見の受任体制がある社協は約 3 割。
●所得の低い方や親族等が近くにいない方などの利用が多く見られ、これらの状況について法人後見の受任要件としている社協も多い。

・法人後見の実施状況（実施率）は以下のとおり。30.1%（348 社協）の社協で法人後見の受任体制がある。

	全体	センター等設置社協	センター等非設置社協
受任しているケースがある	25.2%	68.8%	14.1%
過去に受任実績がある	1.5%	3.0%	1.1%
受任体制はあるが受任実績はない	3.5%	5.6%	2.9%
合計（受任体制がある社協）	30.1%	77.4%	18.1%

・平成 29 年 9 月現在の法人後見受任件数は合計 2,824 件。内容・利用者等については、以下のとおり（複数回答）。

	該当件数	割合
日常生活自立支援事業からの継続	794 件	28.1%
生活保護受給世帯に属する者	592 件	21.0%
住民税非課税世帯に属する者	1,681 件	59.5%
首長申立てをした者	1,468 件	52.0%
施設入所者	1,676 件	59.3%

・受任件数が 5 件以下の社協は 54.3%である一方、10 件以上は 28.9%となっている。
・受任している法人後見の 7 割が「報酬あり」となっている。
・報酬額について、「報酬あり（本人の財産から）」の場合は、「2 万円以上 3 万円未満」が 34.1%（530 件）と最も多い。
・社協が法人後見を受任する要件について、主なものは以下のとおり。（複数回答）

	該当割合
適切な後見人等候補者がいない	67.2%
首長申立てである	43.1%
申立時に日常生活自立支援事業の利用者であること	36.2%
生活保護受給世帯あるいは住民税非課税世帯等十分な資力がないこと	35.1%

・任意後見について、17 社協（108 件）が実施、うち後見監督人が選任され任意後見契約が発効しているのは 5 社協（12 件）となっている。

11. 家庭裁判所との連携状況

●約 2 割の社協が日頃から家庭裁判所と連携している。

・権利擁護・成年後見の取り組みを進めるにあたって、家庭裁判所と「連携している」と回答した社協は 18.3%（212 社協）。

12. 権利擁護センター等の設置・運営状況

●センター運営にあたっては市町村行政との連携をすすめており、半数近くはセンター運営について行政計画に位置づけている。
●収入の約 8 割は補助金･委託金。後見報酬による収入は全体の約 1 割にとどまる。

・センター運営にあたって、「弁護士、司法書士等の専門家が入った運営委員会等のバックアップ体制がある」社協は 73.5%。「運営委員会等の組織はないが、随時相談できる弁護士、司法書士等専門家がいる」社協は 12.8%となっている。
・センター運営にあたって、市町村行政の担当者と情報交換を行っているのは 83.8%、補助、委託等の公費を受けているのは 82.5%。また、市町村の行政計画に位置づけられているのは 45.3%で、うち 60.4%は財源まで担保されている計画となっている。
・160 市区社協の平成 28 年度のセンター運営の収支をみると、収入の 77.3%が補助金・委託金になっている。後見報酬は 10.6%、法人からの繰入金は 9.3%となっている。

13. 市町村の取り組み等

●多くは地域連携ネットワークや中核機関が明らかにされていない状況であるが、中核機関を予定している社協もみられた。
●都道府県･指定都市社協には、人材確保･育成や行政への働きかけなどの役割が期待されている。

・計画策定や地域連携ネットワークの構築に向けて一部の地域で動きが見られるものの、多くが市町村の方針が明らかにされていない、不明という状況。
【市町村の基本計画について】
「策定をすすめている」2.9%（34 社協）、「検討中」12.1%（140 社協）
【地域連携ネットワークについて】
「市町村を対象圏域とする予定」9.2%（106 社協）、「複数市町村を対象圏域とする予定」4.3%（50 社協）。
・そのなかで、地域連携ネットワークの中核機関を社協が担うことについて、前向きに検討・対応しているという回答もみられたが、現状では人材・財源等の実施体制が十分でない、行政との連携がとれない等の理由から、むずかしいとの回答がみられた。
【中核機関について】
「自社協が担う」は 3.4%（39 社協）。センター設置社協では 11.1%（26 社協）。
・都道府県・指定都市社協に求められる役割・期待について、主な回答は以下のとおり。

	該当割合
人材確保・育成に関する取り組み	58.1%
行政への働きかけ	54.4%
地域連携ネットワークの整備に向けた関係団体・機関との連携	44.5%
複数の市町村域による広域実施にかかる支援	30.0%

別添２

（訟ろ－１５－Ｂ）

平成３０年７月２４日

家庭裁判所事務局長　殿

最高裁判所事務総局家庭局第二課長　宇田川　公　輔

拝啓　時下ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

今般，全国社会福祉協議会が，成年後見制度利用促進において社会福祉協議会が果たす役割，そのための取組について地域における総合的な権利擁護体制の構築に向けた基本的な方策を取りまとめ，別添のとおりの提言を全国の都道府県社会福祉協議会及び市区町村社会福祉協議会に対して周知した旨の情報に接しましたのでお知らせします。

別添の提言書には，市区町村社会福祉協議会は，成年後見制度利用促進基本計画でうたわれている地域連携ネットワークに積極的に参画するとともに，中核機関を受託するなどし，その役割を担うことが求められ，中核機関を受託する場合には，各地域の家庭裁判所と連携することが不可欠であるなどと記載されています。各家庭裁判所においては，中核機関について受託を目指している，あるいは，中核機関として求められる機能が実質的に備わっていると考えられる市区町村社会福祉協議会との間で，家庭裁判所との連携に向けた検討等が行われていることと承知していますが，今後，中核機関について受託を目指して取組を進める市区町村社会福祉協議会も増えていくものと見込まれます。各家庭裁判所においては，司法機関としての中立性・公平性に配慮しつつ，引き続き，各地における中核機関の設置に向けた取組について，可能な限り積極的に対応していただきますようお願いします。

また，別添の提言書には，都道府県社会福祉協議会は，成年後見制度の利用促進を図るため，都道府県行政と協議し，市区町村社会福祉協議会への支援や町村部等における広域的な事業を実施する必要があるとも記載されています。家庭裁判所としても，このような都道府県社会福祉協議会の取組が円滑に進められるよう，都道府県や都道府県社会福祉協議会との間で，町村部等における広域的な取組の実施に向けた支援の在り方等について協議を行うことも有益であると思われます。

なお，全国社会福祉協議会は，別添のとおり取りまとめた基本的な方策の推進を図る上での今後の取組・検討課題について，本年度も委員会を設置して議論することとしており，その中で，家庭裁判所との連携についても取り上げられる予定となっているとのことです。当局としましては，全国社会福祉協議会での議論について必要な協力をして参りたいと考えておりますので，その検討状況等については，必要に応じて，情報提供させていただきます。　　敬　具

社援地発 0331 第３号
障障発 0331 第３号
老認発 0331 第２号
令和３年３月 31 日

各　都道府県
　　指定都市
　　中核市　民生主管部（局）長　殿
　　成年後見制度利用促進主管部（局）長　殿

厚生労働省　社会・援護局地域福祉課長
　　成年後見制度利用促進室長
　　社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
　　老健局認知症施策・地域介護推進課長
　　（　公　印　省　略　）

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

今般、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和２年法律第 52 号。以下「改正法」という。）により社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「法」という。）が改正され、令和３年４月１日から施行されます。また、改正法に基づき、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における包括的な支援体制の構築を図るため、重層的支援体制整備事業が創設されます。

一方で、これまで市町村では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号。以下「利用促進法」という。）を踏まえて、権利擁護に関して地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組む仕組みづくりを進めています。

両者は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという点において密接な関係にあり、市町村において双方が連携した支援体制を構築することで、効率的・効果的な実施が可能になるものです。

今般、これらの連携に関する基本的な考え方について、下記のとおり通知します。貴職におかれては、十分にご了知の上、積極的に連携を進めてください。併せて、各都道府県におかれては、管内市町村（指定都市及び中核市を除く。）及び関係機関等に周知いただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定による技術的な助言であることを申し添えます。

記

１　重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の関係性等について

（１）重層的支援体制整備事業について

重層的支援体制整備事業は、従来の支援体制では対応の難しい地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村全体の支援関係機関が相互に連携して、本人や世帯に寄り添い、伴走支援する体制を構築することで、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に行うものである。

（２）成年後見制度利用促進に係る取組について

成年後見制度利用促進に係る取組は、利用促進法第 12 条の規定に基づく成年後見制度利用促進基本計画（以下「基本計画」という。）を踏まえ、全国どの地域に住んでいても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、保健・医療・福祉に司法を加えた権利擁護支援の地域連携ネットワークを構築して、成年被後見人等の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護するものである。

（３）両者の関係性について

（１）（２）はいずれも、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、制度・分野の枠や、「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の理念の実現に資するという目的を共有するものである。

これらに取り組むことは、本人が社会とのつながりの中で生きがいや役割を持って、安心して暮らしていくことができる環境の整備や地域づくりにつながるものと考えられる。特に、成年後見制度利用促進に係る取組との連携は、司法を加えた権利擁護支援の効率的・効果的な実施にもつながるものである。

２　重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組を具体的に連携していくにあたっての考え方を、別添「重層的支援体制整備事業に係る各支援と成年後見制度利用促進に係る取組の連携についての考え方等」に示した。別添を参考にしながら、地域の実情に応じた連携に積極的に取り組んでいただくことをお願いする。

なお、令和２年度における地域共生社会実現のための包括的支援体制構築事業（以下「モデル事業」という。）の実施状況と、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核的な機関（以下「中核機関」という。）等の整備状況の関係性をみたところ、モデル事業を実施している地域は、未実施の地域に比べて中核機関等の整備率が 19.9 ポイント高く、連携した取組が既に始まっていることを申し添える。

3　その他

都道府県におかれては、法第６条第３項や利用促進法第 15 条において、市町村の取組に関して、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとされていることを踏まえ、各都道府県域内での重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携事例の情報共有等をお願いしたい。

国においては、令和３年度以降、各種研修や都道府県での説明会を実施するほか、各地域の取組事例を発信するなど、重層的支援体制整備事業の取組を通じた包括的な支援体制の構築や成年後見制度利用促進の体制整備を促進する取組を進めていくこととしている。これらの積極的な活用や参加をお願いしたい。

別添　重層的支援体制整備事業に係る各支援と成年後見制度利用促進に係る取組の連携についての考え方等

１　基本的な考え方

（１）連携を進めるための仕組みづくり

重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組は、地域の多様な主体が連携して地域の課題に取り組むという共通点を持っており、障害があってもなくてもすべての住民が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、社会全体で支え合いながら、ともに創っていくという地域共生社会の実現に資するという目的を共有するものである。

両者の効率的・効果的な実施のためには、関係する部局や支援関係機関の相互理解を深めておくことが重要であり、両者の制度を理解するための研修を実施するほか、連絡調整担当者の設置や、定期的な事例検討や情報共有の機会の設定など、日常的に意思疎通を図る仕組みを整えることが望ましい。併せて、重層的支援体制整備事業実施計画の策定や同事業の実施、成年後見制度利用促進の効率的・効果的な体制整備に向けて、市町村内での協力体制を構築していただくことが望ましい。

（２）連携を進める際の留意点

支援関係機関間で、本人に対する支援をつなぐ場合や、連携した支援を開始する場合には、聞き取った本人の状況や希望、必要と考えられる支援の内容等の個人情報を共有する必要性が生じる場合があるが、その際には、本人から支援関係機関に情報を提供することについての同意を得ることが基本となる（※１）。

一方で、本人との接触ができないなどの事情により、本人から同意が得られない中で情報共有を行う必要がある場合には、守秘義務がかけられた支援会議の場等で行うこととされたい（※２）。

なお、各地方公共団体において定める個人情報保護条例等に則った対応が必要であることに留意するようお願いしたい。

（※１）「中核機関の立ち上げ・先駆的取組事例集（令和２年３月発行。）」では、成年後見制度利用促進において、個人情報の共有に関して生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第９条に規定する支援会議を活用している事例（P. 256～257）などを紹介しているので参考にされたい。

（※２）法第 106 条の６第１項に規定により組織される会議。同条第３項及び第４項で必要な情報の授受等を規定した上で、同条第５項で構成員等に対する守秘義務を規定しているため、本人同意の有無に関わらず、支援会議の構成員間で支援に必要な情報共有等が可能となっている。

2　具体的な連携取組例

（１）多機関協働事業者と中核機関の連携

従来の支援体制では対応が難しい複雑化・複合化した事例については、本人同意を得た上で多機関協働事業者（※１）につなぎ、課題の解きほぐしや、包括的相談支援事業者（※２）をはじめとする支援関係機関間の役割分担を図った上での適切な支援を行うこととしている。一方で、基本計画で整備を求めている中核機関は、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役を担うこととされている。

多機関協働事業者につながれた事例のうち、特に、権利擁護支援に関する課題を抱えたものについては、多機関協働事業者と中核機関が連携して対応いただきたい。

また、中核機関において受け付けた相談のうち、成年被後見人等本人やその世帯の抱える課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制では対応が難しい事例については、多機関協働事業者につなぎ、各支援関係機関と連携して支援にあたられたい。

なお、権利擁護支援のために成年後見制度の利用が必要であるものの、親族による申立が期待できない場合は、老人福祉法等に基づく市町村長による申立を円滑に進めていただきたい。この際、市町村長申立を行う事例については、虐待の可能性があり得ることから、虐待防止の部局とも適切に連携して対応いただきたい。

（※１）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の４第４項の規定により、同条第２項第５号に掲げる多機関協働事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

（※２）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の４第４項の規定により、同条第２項第１号に掲げる以下の事業の委託を受けている事業者（市町村がこれらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

- 地域包括支援センターの運営（介護保険法（平成９年法律第 123 号）第 115 条の 45 第２項第１号から第３号までに掲げる事業）
- 障害者相談支援事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 77 条第１項第３号に掲げる事業）
- 利用者支援事業（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）　第 59 条第１号に掲げる事業）
- 自立相談支援事業（生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号）第３条第２項各号に掲げる事業）

【対応例】

- 多機関協働を図る役割の職員（モデル事業では「包括化推進員」とされている）と中核機関の職員が、定期的に情報交換や事例検討を行う。双方の役割を兼務する。
- 中核機関が、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役として、成年後見人等や司法専門職等との調整を行う。
- 成年後見人等が、成年被後見人等に対する支援の中で、従来の支援体制では対応が難しい事案を把握した場合は、多機関協働事業者等と連携して対応する。

【期待される効果】

- 多機関協働事業者においては、例えば、判断能力が十分でなく、孤立や身寄りがないなどにより財産管理に課題があるなどの支援が困難な事例においても、成年後見制度を適切に利用することで、年金管理などによって財産状況を安定させた上で、介護・福祉等のサービス導入によって生活状況を改善させることができる。
- 中核機関においては、権利擁護支援の地域連携ネットワークのコーディネート役として、他の支援関係機関との役割調整を円滑に行うことができるようになる。

（２）重層的支援会議・支援会議における中核機関の積極的な参加等

重層的支援会議（※）・支援会議については、市町村や多機関協働事業者が、地域の実情や本人の抱える課題に応じ、支援関係機関と調整の上で構成員を決定していくことになる。市町村においては、本人やその世帯に対して権利擁護支援が必要な場合には、当該支援の地域連携ネットワークのコーディネート役である中核機関に参加を依頼するとともに、中核機関においては、構成員の依頼があった場合には、積極的に参加いただきたい。

なお、重層的支援会議・支援会議については、その目的や内容に応じて、開催頻度や開催方法が決定されることとなることから、市町村において、基本計画における協議会等の既存の会議体などと組み合わせて開催することが可能な場合には、既存の会議体と時間を切り分けて同日に開催する等の工夫をした上で、効果的・効率的な開催に努められたい。

（※）重層的支援体制整備事業を適切かつ円滑に実施するために開催される非法定の会議。複雑化・複合化した課題を抱える地域住民に対する支援を行うために必要な情報共有を行うほか、支援関係機関間の役割分担を示した支援プランの適切性や支援プラン終結時の評価、社会資源の充足状況の把握と開発に向けた検討等を行う。

【対応例】
・重層的支援会議・支援会議を基本計画における協議会と併せて開催する。
【期待される効果】
・重層的支援会議・支援会議においては、中核機関の参加によって、支援関係機関の視点に加え、本人の意思尊重や権利擁護の視点が確保され、本人のエンパワメント等を重視した支援プランの作成・評価等が可能になる。また、社会資源の開発に向けた検討等を行う際に、中核機関と関係の深い司法等の専門職団体や金融機関等からの協力を得やすくなる。
・中核機関においては、成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、既存の権利擁護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかった対応が可能となる場合がある。

（３）包括的相談支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

包括的相談支援事業は、介護や障害、子ども、生活困窮の各分野において実施されている既存の相談支援を一体として実施し、本人や世帯の属性を問わず相談を受け止めるものである。こうした相談の中には、権利擁護支援のニーズを含んでいる可能性がある。包括的相談支援事業者において、権利擁護支援に関する課題を抱えた相談を受けた際には、包括的相談支援事業者と中核機関が連携して対応いただきたい。

また、中核機関においても、介護や障害、子ども、生活困窮等の他制度による支援が必要な場合は、当該制度と連携の上支援を実施されたい。

【対応例】
・地域包括支援センター等包括的相談支援事業の職員と中核機関の職員とが、定期的に情報交換や事例検討を行う。双方の役割を兼務する。
【期待される効果】
・包括的相談支援事業者においては、早期段階で本人の意思を尊重して権利を擁護する状況を作ることが期待できる。この結果として、重大な権利侵害の状態になってから事後的に対応するという状況を回避することができる。
・中核機関においては、後見等ニーズを精査するために必要な情報の収集や集約、整理が効率的・効果的に実施できるようになる。

（４）アウトリーチ等を通じた継続的支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期のひきこもり状態にある者など支援の手が届いていない者に対して、本人との関係性の構築に向けた支援を実施するものである。一方、基本計画においても、権利擁護支援の地域連携ネットワークの役割として、権利擁護支援の必要な人の発見・支援や、早期の段階からの相談・対応体制の整備等が挙げられている。

アウトリーチ支援事業者（※）において、権利擁護支援に関して、支援の手が届いていない者への支援を行う際は、中核機関が連携しながら対応いただきたい。

また、中核機関においても、複雑化・複合化した課題を抱える者であって支援の手が届いていない者に対して支援を行う場合は、アウトリーチ支援事業者と連携して支援を実施されたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の４第４項の規定により、同条第２項第４号に掲げるアウトリーチ等を通じた継続的支援事業の委託を受けている事業者（市町村が自ら実施している場合は当該市町村）

【対応例】
・権利擁護支援に係る課題があると思われるにもかかわらず支援体制が構築できていない場合、まずは本人との信頼関係の構築が必要である。しかしながら、支援体制の構築にあたって専門性を要するなど信頼関係の構築までに時間を要する場合は、必要に応じて、早めにアウトリーチ支援事業者に相談するなどの連携を行う。
【期待される効果】
・アウトリーチ支援事業者においては、権利擁護の視点が加わることで、判断能力の低下により必要な支援を求めることができない方を早期の支援につなげることが可能となる場合がある。
・中核機関においては、成年被後見人等を支援するチームの構築や調整、地域課題の検討や調整などに関して、既存の権利擁護支援の地域連携ネットワークだけでは実施できなかった対応が可能となる場合がある。

（５）参加支援事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携

地域共生社会の実現において、個人の自律を叶えるためには、「柔軟な社会参加の実現」に向けた参加支援が重要であり、包括的な支援体制の構築を進めるに当たって強化すべき機能である。

この参加支援は、本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保することを目的とした支援である。

重層的支援体制整備事業においては、参加支援事業として、本人のニーズや課題を丁寧に把握した上で、地域の社会資源との間のコーディネートやマッチングを行うとともに、新たな社会資源を開拓したり、既存の社会資源の働きを拡充したりすることにより、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューの充実を図ることとしている。

成年被後見人に対する支援においても、既存の事業や既存のチームでは対応できない個別ニーズ等を抱えており、社会参加に向けた支援を行う必要性がある場合には、参加支援事業者（※）、成年後見人等、中核機関などが連携しながら対応いただきたい。

（※）重層的支援体制整備事業を実施する市町村より、法第 106 条の４第４項の規定により、同条第２項第２号に掲げる参加支援事業の委託を受けている事業者（市町村が

これらの事業を自ら実施している場合は当該市町村）

【対応例】

・長期入院から地域移行したが、地域生活に馴染めておらず、すぐには就労すること等が難しい成年被後見人等に対して、コミュニティカフェや中間的就労を行っている事業者等の参加支援の機能を有する地域の社会資源とのマッチングを行い、成年被後見人等と社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

・市民後見人養成講座を修了した方が、成年後見人等として受任するまでの活動として、参加支援の取組に協力する。

【期待される効果】

・成年被後見人等において、社会とのつながりが希薄化しやすいといった課題を抱えている場合は、対応できる多様な資源の開発を進めるとともに、個別に本人やその世帯のニーズや状態、有する能力にあった社会資源とのマッチングを図ることにより、人や社会とのつながりを回復し、生きがいや役割を持ち地域に参加することができる。

・参加支援事業としては、市民後見人養成講座の修了者の参加により、権利擁護支援の知見や活動を地域活動の実践の中で拡げることができる。

・成年後見制度利用促進の取組としては、市民後見人養成講座の修了者の活躍の場が増えることで、市民後見人の養成等（養成された者が支援員として活動する法人後見や日常生活自立支援事業の取組を含む）が、促進法の目的である共生社会の実現に向けた取組であることとして明確になる。加えて、後に市民後見人養成講座の修了者が成年後見人等に選任された場合においても、参加支援事業に携わった経験が成年被後見人等の支援内容の充実につながる可能性がある。

67

事　務　連　絡
平成 30 年８月 23 日

各　都道府県　成年後見制度利用促進担当課　御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室

成年後見制度利用促進に係る市町村計画の策定及び
中核機関整備の推進について（情報提供）

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

本年４月 13 日付け事務連絡により、市町村計画の策定及び地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の設置運営に要する費用について、平成 30 年度より地方交付税措置を行うことが決定された旨お伝えしていたところですが、今般、以下のとおり、市町村（標準団体 10 万人規模）における普通交付税措置の内容について、情報提供いたします。

各都道府県におかれましては、下記について管内市町村に周知いただくとともに、広域的な見地からの市町村計画の策定や中核機関整備に係る助言・支援等、管内市町村の体制整備の推進について、よろしくお願いします。

記

社会福祉費（市町村分）の単位費用上、（細目）社会福祉事業費（細節）社会福祉共通費の需用費等に「成年後見等実施機関運営等事務費」として３，０６９千円（標準団体ベース）を計上

※上記額は「市町村計画の策定及び中核機関の設置運営に要する費用」に係る額。
※本件は今後発行される「平成 30 年度地方交付税制度解説（一般財団法人地方財務協会）」に掲載予定。

（担当）
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室　栗原、福野
電話　：03－5253－1111（内線 2228）
E-mail：seinenkouken@mhlw.go.jp

参　考

地方交付税制度の概要

１　地方交付税のしくみ

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている**地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し**、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう**財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。**

地方交付税制度の概要

性　　格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、**いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）**

（参考　平成１７年２月１５日　衆・本会議　小泉総理大臣答弁）
地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総　　額：**所得税･法人税の３３．１%、酒税の５０%、消費税の２２．３%、地方法人税の全額**

種　　類：普通交付税＝交付税総額の９４%、特別交付税＝交付税総額の６%

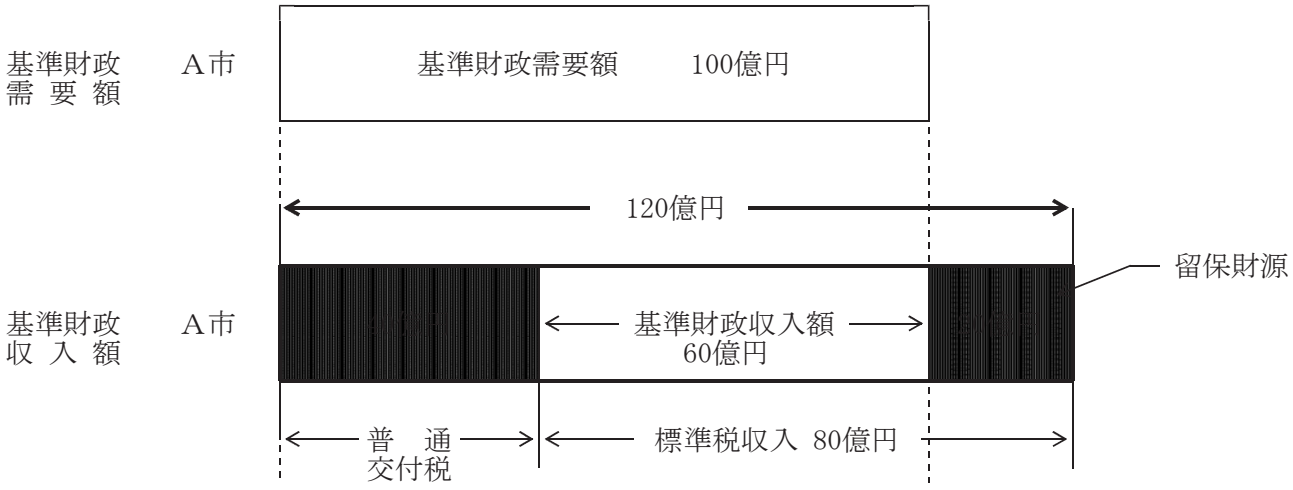
普通交付税の額の決定方法：

各団体ごとの普通交付税額 ＝ （ 基準財政需要額 － 基準財政収入額 ） ＝ 財源不足額

基準財政需要額 ＝ 単位費用（法定） × 測定単位（国調人口等） × 補正係数（寒冷補正等）

基準財政収入額 ＝ 標準的税収入見込額 × 基準税率（７５%）

普通交付税の仕組み



事　務　連　絡
平成 31 年３月 18 日

各　都道府県　成年後見制度利用促進担当課　御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成 年 後 見 制 度 利 用 促 進 室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室
厚生労働省老健局総務課
認 知 症 施 策 推 進 室

成年後見制度の診断書の書式の改定と本人情報シートの導入について（周知依頼）

日頃より、成年後見制度の利用促進の取組にご尽力いただきありがとうございます。

標記については、成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年３月閣議決定。以下「基本計画」という。）において、「成年後見制度の利用及び類型の決定手続において、本人の精神の状態を判断する医師が、本人の生活状況や必要な支援の状況等を含め、十分な判断資料に基づき判断することができるよう、本人の状況等を医師に的確に伝えることができるようにするための方策について検討するとともに、その判断について記載する診断書等の在り方についても検討する」とされたことを踏まえ、最高裁判所において検討が行われてきたところです。

今般、最高裁判所より、本年４月から、別添資料のとおり

- 診断書の書式を改定するとともに、
- 医師が診断書を作成するに当たっての参考資料とするために、本人を支える福祉関係者が本人の日常生活や社会生活の状況に関する情報を記載する「本人情報シート（作成は任意）」を新たに導入する

こととする旨、情報提供がありました。

※　本人情報シートについては、ソーシャルワーカー（社会福祉士，精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている方（介護支援専門員，相談支援専門員，病院・施設の相談員，市町村が設置する地域包括支援センターや，社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等）によって作成されることが想定されています。

各都道府県におかれましては、管内市区町村の成年後見制度利用促進担当及び本人情報シートの作成に関わることが想定される関係者に対して、幅広く周知いただくとともに，基本計画の趣旨を踏まえ、関係者における同シートの作成等、円滑な運用の実現に御配慮いただきますようお願いいたします。

診断書及び本人情報シートの裁判所における運用に関する御質問については，各家庭裁判所にお問い合わせください。

なお、別途、医政局総務課より都道府県・保健所設置市・特別区衛生主管部局宛に医療機関への周知依頼についての事務連絡が発出されていることを申し添えます。

記

〔送付資料〕

（別添）別添書式・手引き（最高裁判所事務総局家庭局）

三　本人情報シート作成の手引

1　本人情報シートの位置付け

⑴　本人の家庭的・社会的状況等に関する情報の必要性

成年後見制度の利用を開始するための申立てに際しては，鑑定の要否等を判断するため，申立書等と併せて，医師の作成した診断書の提出をお願いしています。診断書は，家庭裁判所が本人の判断能力を判断するための重要な資料であり，本人の判断能力について医師に的確に判断していただく必要があると考えております。

医師に判断能力についての意見を書いていただく際には，従前から，本人に対する問診や家族等からの聞き取り結果，各種の医学的検査の結果等を総合的に検討し，判断がされていたものと思われますが，本人の判断能力の程度等について意見を述べるに当たって，本人の生活状況に関する資料が十分ではないということもあったのではないかと思われます。

医師により的確に判断していただくためには，本人を支える福祉関係者から，医師に対し，本人の日常及び社会生活に関する客観的な情報を提供した上で，本人の生活上の課題を伝えることが有益ではないかと考えられます。

そこで，本人を支える福祉の関係者において，本人の生活状況等の情報をまとめたシートを作成していただけるよう，新たに「本人情報シート」の書式を作成することとしました。

※　「本人情報シート」の提出が難しい場合には，「本人情報シート」を添付することなく後見等開始の申立てを行うことは可能です。もっとも，本人の判断能力等をより的確に判断するために，多くの事案において，医師が診断する際の補助資料として提供されることが望ましいといえます。

⑵　「本人情報シート」の作成者について

「本人情報シート」は，医師に本人の生活状況等を客観的に伝えることで，医学的な判断をする際の参考資料として活用されることを想定しています。

したがって，本人の身近なところで，職務上の立場から支援されている方によって作成されることが望ましいといえ，具体的には，ソーシャルワーカー（社会福祉士，精神保健福祉士等）として本人の支援に関わっている方（介護支援専門員，相談支援専門員，病院・施設の相談員，市町村が設置する地域包括支援センターや，社会福祉協議会等が運営する権利擁護支援センターの職員等）によって作成されることが想定されます。

親族や本人が作成することは想定していませんので，本人及び親族の方には，申立書に本人の生活状況等を記載していただくことになります。

ソーシャルワーカーが自らの業務の一環として「本人情報シート」を作成する場合や，当事者間の合意によって定められた作成費用を依頼者が負担する場合もありますので，作成者と依頼者との間で，「本人情報シート」の作成を依頼する際の取扱い等についてご確認ください。

⑶　「本人情報シート」の活用場面

「本人情報シート」は，医師の診断のための補助資料として活用するほか，以下のような場面で活用することが考えられます。

①　申立て前の成年後見制度の利用の適否に関する検討資料として

成年後見制度は，判断能力が十分ではない方を法律的な側面で支援する制度です。法的な課題や福祉的な課題に対応するために成年後見制度を利用することは有益ですが，他方で，本人が抱えている課題によっては，成年後見制度の利用では十分に対応できないことも考えられます。

制度利用の適否については，医療・福祉・介護の関係者のみならず，法律関係者も含めて多職種で検討することが望ましいといえますが，その際，「本人情報シート」によって本人の状況について認識を共有することは，制度利用の適否に関する多職種での検討に資するものと考えられます。

②　家庭裁判所における成年後見人等の選任のための検討資料として

「本人情報シート」は，後見等開始の申立ての際に，申立人から，診断書とともに家庭裁判所に提出していただくことを想定しています。家庭裁判所は，本人の判断能力について審査するとともに，誰を成年後見人等に選任するのかについても検討しますので，「本人情報シート」は，本人の判断能力の判定の際の参考資料として用いられるとともに，本人の身上保護上の課題を把握し，本人にふさわしい成年後見人等を検討するための資料として活用することも考えられます。

③　従前の後見事務の検証と今後の事務方針の策定のための資料として

後見開始後の本人自身の心身の状況や周囲の生活環境の変化に応じて，本人の有する生活上の課題も変化していくものと考えられます。後見人も含む多職種で構成される「チーム」において，後見開始時に作成された「本人情報シート」の内容を確認することによって今まで後見人を中心に進めてきた本人支援のアプローチを検証し，この結果を踏まえて，必要に応じて，本人の能力変化に応じた類型の変更や今まで進めてきた後見事務の方向性について見直したり，あるいは，補助・保佐の場合には付与された代理権・取消権の範囲を再検討したりするなど，今後の本人支援の在り方を検討することも有効であると考えられます。

⑷　本人情報シート記載ガイドライン及び本人情報シート記載例について

本人情報シート記載ガイドラインは，本人の判断能力等を診断するに当たって，参考となる内容の記載についての一般的な基準を示したものです。記載するに当たってのポイントや留意事項等も含まれていますので，本人情報シートを作成する際に参照してください。

本人情報シート記載例は，実務的に比較的多く見られる事例を想定し，本人情報シート記載ガイドラインに沿って作成したものです。

後見ポータルサイト（https://www.courts.go.jp/saiban/koukenp/）から，「本人情報シート」（Word 形式）のダウンロードができます。

2　本人情報シートの書式

本人情報シート（成年後見制度用）

※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日　＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日

本人	作成者
氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿	氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿印
生年月日：＿＿＿＿年＿＿＿月＿＿＿日	職業（資格）：＿＿＿＿＿＿＿＿
	連　絡　先：＿＿＿＿＿＿＿＿
	本人との関係：＿＿＿＿＿＿＿＿

1　本人の生活場所について
□　自宅　（自宅での福祉サービスの利用　□　あり　□　なし）
□　施設・病院
→　施設・病院の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿
住所　＿＿＿＿＿＿＿＿

2　福祉に関する認定の有無等について
□　介護認定　（認定日：　　年　　月）
□　要支援（１・２）　□　要介護（１・２・３・４・５）
□　非該当
□　障害支援区分（認定日：　　年　　月）
□　区分（１・２・３・４・５・６）　□　非該当
□　療育手帳・愛の手帳など　（手帳の名称　　）（判定　　）
□　精神障害者保健福祉手帳　（１・２・３　級）

3　本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
□　支援の必要はない　□　一部について支援が必要　□　全面的に支援が必要
（今後，支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

(2) 認知機能について
日によって変動することがあるか：□　あり　□　なし
※　以下のアからエまでチェックしてください（ありの場合は，良い状態を念頭にチェックしてください。エの項目は裏面にあります。）。
ア　日常的な行為に関する意思の伝達について
□　意思を他者に伝達できる　□　伝達できない場合がある
□　ほとんど伝達できない　□　できない
イ　日常的な行為に関する理解について
□　理解できる　□　理解できない場合がある
□　ほとんど理解できない　□　理解できない
ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について
□　記憶できる　□　記憶していない場合がある
□　ほとんど記憶できない　□　記憶できない

エ　本人が家族等を認識できているかについて
□　正しく認識している　□　認識できていないところがある
□　ほとんど認識できていない　□　認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
□　支障となる行動はない　□　支障となる行動はほとんどない
□　支障となる行動がときどきある　□　支障となる行動がある
（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

(4) 社会・地域との交流頻度について
□　週１回以上　□　月１回以上　□　月１回未満

(5) 日常の意思決定について
□　できる　□　特別な場合を除いてできる　□　日常的に困難　□　できない

(6) 金銭の管理について
□　本人が管理している　□　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
□　親族又は第三者が管理している
（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

4　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

5　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
□　申立てをすることを説明しており，知っている。
□　申立てをすることを説明したが，理解できていない。
□　申立てをすることを説明しておらず，知らない。
□　その他
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

6　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
（※御意見があれば記載してください。）

3　本人情報シート記載ガイドライン

※　シートに記載しきれない場合は，
別紙をつけていただくことも可能です。

表面

本人情報シート（成年後見制度用）

※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日　　年　　月　　日

本人	作成者
氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿	氏　　名：＿＿＿＿＿＿＿＿印
生年月日：　　年　　月　　日	職業(資格)：＿＿＿＿＿＿＿＿
	連　絡　先：＿＿＿＿＿＿＿＿
	本人との関係：＿＿＿＿＿＿＿＿

1　本人の生活場所について
□　自宅　（自宅での福祉サービスの利用　□　あり　□　なし）
□　施設・病院
→　施設・病院の名称　＿＿＿＿＿＿＿＿
住所　＿＿＿＿＿＿＿＿

2　福祉に関する認定の有無等について
□　介護認定　（認定日：　　年　　月）
□　要支援（１・２）　□　要介護（１・２・３・４・５）
□　非該当
□　障害支援区分（認定日：　　年　　月）
□　区分（１・２・３・４・５・６）　□　非該当
□　療育手帳・愛の手帳など　（手帳の名称　　）（判定　　）
□　精神障害者保健福祉手帳　（１・２・３　級）

3　本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
□　支援の必要はない　□　一部について支援が必要　□　全面的に支援が必要
（今後，支援等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

(2) 認知機能について
日によって変動することがあるか：□　あり　□　なし
※　以下のアからエまでチェックしてください(ありの場合は，良い状態を念頭にチェックしてください。エの項目は裏面にあります。)。

ア　日常的な行為に関する意思の伝達について
□　意思を他者に伝達できる　□　伝達できない場合がある
□　ほとんど伝達できない　□　できない
イ　日常的な行為に関する理解について
□　理解できる　□　理解できない場合がある
□　ほとんど理解できない　□　理解できない
ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について
□　記憶できる　□　記憶していない場合がある
□　ほとんど記憶できない　□　記憶できない

1/2

○　本人情報シートの作成者が親族等の第三者に「本人情報シート」による個人情報の提供を行う場合は，個人情報保護の観点から，本人の同意を得るなど，作成者において適用される法令に沿った情報の取扱いを行うよう留意していただく必要があります。

1　本人の生活場所について
○　現在，本人が自宅で生活しているか，施設（グループホーム，サービス付住宅を含む。）又は病院で生活しているかをチェックしてください。施設又は病院で生活している場合は，施設又は病院の名称・住所も記載してください。
○　自宅での福祉サービスの利用については，訪問介護のほか，デイサービス，ショートステイなどを利用しているときは，「あり」にチェックしてください。

2　福祉に関する認定の有無等について
○　シートに記載されている認定を受けている場合には，該当欄にチェックしてください。
○　認定日欄には，最終判定年月を記載してください。

3　本人の日常・社会生活の状況について
(1)　身体機能・生活機能について
○　食事，入浴，着替え，移動等の日常生活に関する支援の要否を記載してください。なお，自宅改修や福祉器具等を利用することで他者の支援なく日常生活を営むことができている場合には，「支援の必要はない」にチェックしてください。
○　現在の支援体制が不十分な場合等で，今後，支援の方法，内容等を変更する必要がある場合には，その内容を自由記載欄に簡潔に記載してください。

(2)　認知機能について

○　ア～エの各項目について，該当する欄にチェックを入れてください。なお，本人の状態に変動がある場合には，良い状態を念頭にチェックしていただき，状態が良くない場合で支援を必要とする場面については(3)に記載してください。
○　ここでいう「日常的な行為」とは，食事，入浴等の日課や来訪する福祉サービス提供者への対応など，概ね本人の生活環境の中で行われるものが想定されています。ア～エの各項目についての選択基準は，以下のとおりです。

・　アについて
□　意思を他者に伝達できる　→　日常生活上問題ない程度に自らの意思を伝達できる場合
□　伝達できない場合がある　→　正確な意思を伝えることができずに日常生活上問題が生じる場合
□　ほとんど伝達できない　→　ごく単純な意思（空腹である，眠いなど）は伝えることはできるものの，それ以外の意思については伝えることができない場合
□　できない　→　ごく単純な意思も伝達できないとき
（※　発語面で障害があっても，非言語的手段で意思が伝達できる場合には，「伝達できる」とする。）

・　イについて
□　理解できる　→　起床・就寝の時刻や，食事の内容等について回答することができる場合
□　理解できない場合がある　→　上記の点について，回答できるときとできないときがある場合
□　ほとんど理解できない　→　上記の点について，回答できないときが多い場合
□　理解できない　→　上記の点について，基本的に回答することができない場合

・　ウについて
□　記憶できる　→　直前にしていたことや示したものなどを正しく回答できる場合
□　記憶していない場合がある　→　上記の点について，回答できるときとできないときがある場合
□　ほとんど記憶できない　→　上記の点について，回答できないときが多い場合
□　記憶できない　→　上記の点について，基本的に回答することができない場合

裏面

エ　本人が家族等を認識できているかについて
□　正しく認識している　□　認識できていないところがある
□　ほとんど認識できていない　□　認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
□　支障となる行動はない　□　支障となる行動はほとんどない
□　支障となる行動がときどきある　□　支障となる行動がある
（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

(4) 社会・地域との交流頻度について
□　週１回以上　□　月１回以上　□　月１回未満

(5) 日常の意思決定について
□　できる　□　特別な場合を除いてできる　□　日常的に困難　□　できない

(6) 金銭の管理について
□　本人が管理している　□　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
□　親族又は第三者が管理している
（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

4　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

5　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
□　申立てをすることを説明しており，知っている。
□　申立てをすることを説明したが，理解できていない。
□　申立てをすることを説明しておらず，知らない。
□　その他
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

6　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
（※御意見があれば記載してください。）

2/2　（令和４年１０月版）

75

・　エについて
□　正しく認識している　→　日常的に顔を合わせていない家族又は友人等についても，会えば正しく認識できる。
□　認識できていないところがある　→　日常的に顔を合わせている家族又は友人等は基本的に認識できるが，それ以外は難しい。
□　ほとんど認識できていない　→　日常的に顔を合わせている家族又は友人等と会っても，認識できないことが多い。
□　認識できていない　→　日常的に顔を合わせている家族又は友人・知人と会っても，基本的に認識できない。

(3)　日常・社会生活上支障となる行動障害について
○　行動障害とは，社会生活上，場面や目的からみて不適当な行動をいいます。このような行動の頻度に応じて，該当する欄にチェックを入れてください。
○　また，そのような行動障害があり，社会生活上，一定の支援を必要とする場合には，その行動の具体的な内容や頻度について自由記載欄に記入してください。また，必要とされる支援方法等についても，分かる範囲で記載してください。

(4)　社会・地域との交流頻度について
○　本人が日常的にどの程度，社会・地域との接点を有しているのかを確認する項目です。介護サービスの利用，買い物，趣味活動等によって社会・地域と交流する頻度を記入してください。
○　なお，身体的な障害等により，外出は困難ではあるものの，家族や友人の来訪など，自宅等で関係者と社会的接点を持った活動をしている場合には，それも含めて回数を回答してください。

(5)　日常の意思決定について
○　日常の意思決定とは，毎日の暮らしにおける活動に関して意思決定できる能力をいいます。項目についての選択基準は，以下のとおりです。なお，特定の事項あるいは場面において本人の意思決定に支障が生じるといった事情があるときは，４項に記載してください。
□　できる　→　毎日の暮らしにおける活動に関して，あらゆる場面で意思決定できる。
□　特別な場合を除いてできる　→　テレビ番組や献立，服の選択等については意思決定できるが，治療方針等や居住環境の変更の決定は指示・支援を必要とする。
□　日常的に困難　→　テレビ番組や献立，服の選択等についてであれば意思決定できることがある。
□　できない　→　意思決定が全くできない，あるいは意思決定できるかどうか分からない。

(6)　金銭の管理について
○　金銭の管理とは，所持金の支出入の把握，管理，計算等を指します。項目についての選択基準は，以下のとおりです。
□　本人が管理している　→　多額の財産や有価証券等についても，本人が全て管理している場合
□　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
→　通帳を預かってもらいながら，本人が自らの生活費等を管理している場合
□　親族又は第三者が管理している　→　本人の日々の生活費も含めて，第三者等が支払等をして管理している場合

4　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
○　現在または今後，本人が直面する生活上の課題を記載してください（例えば，介護・支援体制の変更の検討や，訴訟，遺産分割等の手続に関する検討などがこれに当たります。）。

5　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
○　成年後見制度の利用について本人に説明した際の利用に関する本人の認識（知っている，知らない，理解できない）を記載してください。
○　上記チェックボックスを選択した理由や，本人が制度利用に反対しているなどの背景事情がある場合には，分かる範囲で記載してください。

6　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
○　成年後見制度の利用によって，日常・社会生活上の課題にどのように対応していくことが望ましいのかについて，御意見があれば記載してください。

4　本人情報シート記載例

モデル事例１：認知症（重度），施設入所【表面】

本人情報シート（成年後見制度用）

※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日　○○○○年　○　月　○　日

本人
氏　　名：○○　　○○
生年月日：○○○○年　○　月　○　日

作成者
氏　　名：○○　　○○　　印
職業(資格)：○○県社会福祉士会　相談員
連　絡　先：○○－○○○○－○○○○
本人との関係：○○県社会福祉士会において成年後見制度の専門相談窓口を設けており，入所施設から本人情報シート作成の依頼を受けた。

※シートの記入に当たっては本人及び本人の妻と複数回面談し，施設関係者からの情報も参考にした。

1　本人の生活場所について
☐　自宅　（自宅での福祉サービスの利用　☐　あり　☐　なし）
☑　施設・病院
→　施設・病院の名称　特別養護老人ホーム○○園
住所　○○県○○市○○町○○－○○

2　福祉に関する認定の有無等について
☑　介護認定　（認定日：　○○年　○月）
☐　要支援（１・２）　☑　要介護（１・２・３・(4)・５）
☐　非該当
☐　障害支援区分（認定日：　年　月）
☐　区分（１・２・３・４・５・６）　☐　非該当
☐　療育手帳・愛の手帳など　（手帳の名称　）（判定　）
☐　精神障害者保健福祉手帳　（１・２・３　級）

3　本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
☐　支援の必要はない　☐　一部について支援が必要　☑　全面的に支援が必要
（今後，介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

２０１６年３月頃より心身状態が悪化し，同居の妻への暴力行為があったため，７月に専門医療機関（精神科）初診、入院となった。加療，リハビリテーションを受け，症状が改善し，２０１７年５月に退院と同時に現在の特別養護老人ホームへ入所した。食事はセッティングがあれば自力摂取可能。それ以外の日常生活については，ほぼ全面的に見守りや声掛け，直接介助が必要である。現在の入所施設で安定した生活を送られている。

(2) 認知機能について
日によって変動することがあるか：☑　あり　☐　なし
※　以下のアからエまでチェックしてください（ありの場合は，良い状態を念頭にチェックしてください。エの項目は裏面にあります。）。
ア　日常的な行為に関する意思の伝達について
☐　意思を他者に伝達できる　☑　伝達できない場合がある
☐　ほとんど伝達できない　☐　できない
イ　日常的な行為に関する理解について
☐　理解できる　☑　理解できない場合がある
☐　ほとんど理解できない　☐　理解できない
ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について
☐　記憶できる　☐　記憶していない場合がある
☑　ほとんど記憶できない　☐　記憶できない

1/2

エ　本人が家族等を認識できているかについて
☐　正しく認識している　☑　認識できていないところがある
☐　ほとんど認識できていない　☐　認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
☐　支障となる行動はない　☐　支障となる行動はほとんどない
☑　支障となる行動がときどきある　☐　支障となる行動がある
（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

施設内の自室やトイレの場所がわからず，困惑しているときが多いが，適切な声掛け誘導によって対応可能である。また，日々のスケジュール（食事の時間や活動など）は理解ができず，不安になると職員や他の入居者に尋ねることが多く，その対応が本人にとって受け入れがたいものであると，不穏になることがある。

(4) 社会・地域との交流頻度について
☐　週１回以上　☐　月１回以上　☑　月１回未満

(5) 日常の意思決定について
☐　できる　☐　特別な場合を除いてできる　☑　日常的に困難　☐　できない

(6) 金銭の管理について
☐　本人が管理している　☐　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☑　親族又は第三者が管理している
（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

妻が管理しているが，妻自身も高齢であり，本人との関係性が必ずしも良好ではないこともあり，負担感が強い。また，施設から本人に必要な日用品や行事への参加費を求めるときに，妻自身の判断で「不要」とされてしまうことが多い，とのこと。

4　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

本人は施設において，本人自身の楽しみや生活の豊かさを感じる機会が得られず，制限的な生活になってしまっていることも否めない。本人には収入（年金）があり，本人の意思決定を支援しながら本人の興味関心を拡げるためにも活用できることが望ましい。また心身状態の変化から今後，入院加療が必要となることも想定されるため，本人の意思を尊重しながら適切に契約行為を行える第三者が存在することが，妻にとっても助けとなると考え，そのことで妻との関係性の修復も期待される。

5　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
☐　申立てをすることを説明しており，知っている。
☑　申立てをすることを説明したが，理解できていない。
☐　申立てをすることを説明しておらず，知らない。
☐　その他
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

本人には可能な限りわかりやすい言葉や図による説明を複数回行った。施設の相談員同席のもと，また，妻の面会時，本人が作成者に馴染みを感じられたことを受け，作成者のみとも面談した。その都度，新しい説明を聞く，という印象で，説明を理解することは難しいと感じられたが，その都度の説明においては，「そんな人がいたらありがたいね」「でも○○ちゃん（古い友人の妹，というが本当は妻のこと）がいるからね」という発言があった。

6　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
（※御意見があれば記載してください。）

本人に日常的に関わる関係者は，施設内で完結している。本人の資産を考えれば，さまざまな選択肢が考えられる。本人の意向や意思を尊重しながら模索していくために必要な契約が行える者が必要。また，比較的高額な年金や預貯金を適切に管理し，居所についても本人の状態に合った，また，本人が望むような過ごし方が可能な施設を新たに検討できる体制をつくっていく。妻との関係性を構築していくためには，高齢となった妻の支援体制を意識した関わりが求められる。

2/2　（令和４年１０月版）

モデル事例２：認知症（軽度），在宅，独居【表面】

本人情報シート（成年後見制度用）

※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日　○○○○年　○　月　○　日

本人
氏　　名：○○　　○○
生年月日：○○○○年　○　月　○　日

作成者
氏　　名：○○　　○○　　印
職業(資格)：○○市社会福祉協議会（社会福祉士）
連　絡　先：○○－○○○○－○○○○
本人との関係：○○市中核機関の相談員

1　本人の生活場所について
☑ 自宅　（自宅での福祉サービスの利用　☑ あり　☐ なし）
☐ 施設・病院
→ 施設・病院の名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿
住所 ＿＿＿＿＿＿＿＿

2　福祉に関する認定の有無等について
☑ 介護認定　（認定日：○○○○　年　○　月）
☐ 要支援（１・２）　☑ 要介護（１・２・(3)・４・５）
☐ 非該当
☐ 障害支援区分（認定日：　　年　　月）
☐ 区分（１・２・３・４・５・６）　☐ 非該当
☐ 療育手帳・愛の手帳など　（手帳の名称　　）（判定　　）
☐ 精神障害者保健福祉手帳　（１・２・３　級）

3　本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
☐ 支援の必要はない　☑ 一部について支援が必要　☐ 全面的に支援が必要
（今後，介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

在宅で介護保険サービスを利用し，別居の長男や長女の支援を得て生活を継続しているが，最近は食材を大量に買い込んで腐らせる，サービス利用日や時間を忘れて外出するなど，サービス提供が受けられないことが増えてきている。ケアマネージャーはサービスの見直しが必要だと考えている。

(2) 認知機能について
日によって変動することがあるか：☑ あり　☐ なし
※　以下のアからエまでチェックしてください（ありの場合は，良い状態を念頭にチェックしてください。エの項目は裏面にあります。）。
ア　日常的な行為に関する意思の伝達について
☑ 意思を他者に伝達できる　☐ 伝達できない場合がある
☐ ほとんど伝達できない　☐ できない
イ　日常的な行為に関する理解について
☐ 理解できる　☑ 理解できない場合がある
☐ ほとんど理解できない　☐ 理解できない
ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について
☐ 記憶できる　☑ 記憶していない場合がある
☐ ほとんど記憶できない　☐ 記憶できない

1/2

モデル事例２：認知症（軽度），在宅，独居【裏面】

エ　本人が家族等を認識できているかについて
☐ 正しく認識している　☑ 認識できていないところがある
☐ ほとんど認識できていない　☐ 認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
☐ 支障となる行動はない　☐ 支障となる行動はほとんどない
☑ 支障となる行動がときどきある　☐ 支障となる行動がある
（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

鍋を焦がすことが，３か月に１回程度ある。ＩＨは本人が希望していないため，使用していない。ヘルパーが来る日や時間を忘れてしまい，自宅にいないため，ヘルパーが支援に入れないときが，月に一，二回程度ある。

(4) 社会・地域との交流頻度について
☑ 週１回以上　☐ 月１回以上　☐ 月１回未満

(5) 日常の意思決定について
☐ できる　☑ 特別な場合を除いてできる　☐ 日常的に困難　☐ できない

(6) 金銭の管理について
☐ 本人が管理している　☑ 親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☐ 親族又は第三者が管理している
（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

別居の長女が定期預金通帳を管理しているが，日常的な金銭管理は本人が行っている。最近は日常的な金銭管理が難しくなり，長女が社協の日常生活自立支援事業が使えないか，と相談してきた。

4　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

介護保険サービス提供事務所からは，ケアマネージャーがサービス利用を増やす必要がある，ということが本当に本人の意向に基づいているのかとの疑問が示されている。また，長男や長女からは，これ以上本人に関わる時間がとれないなかで，本人の一人暮らしの継続について心配との意見。本人は自宅以外の生活については一切考えておらず，どのように生活していくことができるか，かなり早急に検討していくことが必要になっている。

5　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
☑ 申立てをすることを説明しており，知っている。
☐ 申立てをすることを説明したが，理解できていない。
☐ 申立てをすることを説明しておらず，知らない。
☐ その他
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

説明についての理解は良好。しかし，長女にやってもらうのに手続きが必要なのか，と疑問を述べられる。また，長女は仕事や家庭のことが忙しく，頼むのは悪いという気持ちや，長女から「そろそろ施設に入ることを考えて」と言われた言葉に対して抵抗感を持っている。

6　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
（※御意見があれば記載してください。）

本人は自分の希望や思いを他者に伝えることができ，その実現に向けて支援関係者はこれまでも関わってきている。しかし，徐々に認知機能が低下していることはあり，支援体制をこれまでとは違う内容で検討することも，本人の安全や安心のためには必要なことである。福祉サービスの利用などの契約行為の代理ができる形が望ましく，本人もそれを希望している。家族の思いも支えながら，安易に施設入所という選択肢にならないためには，第三者の担い手が，本人の意思や意向を尊重しつつ家族とも調整をとっていくこと，そのために支援関係者と連携体制をとり，チームとして本人を支えていく体制をつくれることが重要である。

2/2

（令和４年１０月版）

モデル事例３：知的障害（重度），施設入所【表面】

本人情報シート（成年後見制度用）

※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日　○○○○年　○　月　○　日

本人	作成者
氏　　名：○○　　○○	氏　　名：○○　　○○　　印
生年月日：○○○○年　○　月　○　日	職業(資格)：障害福祉サービス計画相談（社会福祉士）
	連　絡　先：○○－○○○○－○○○○
	本人との関係：○○市受託事業者

１　本人の生活場所について
☐　自宅　（自宅での福祉サービスの利用　☐　あり　☐　なし）
☑　施設・病院
→　施設・病院の名称　障害者支援施設○○園
住所　○○県○○市○○町○○－○○

２　福祉に関する認定の有無等について
☐　介護認定　（認定日：　　年　　月）
☐　要支援（１・２）　☐　要介護（１・２・３・４・５）
☐　非該当
☐　障害支援区分（認定日：　　年　　月）
☐　区分（１・２・３・４・５・６）　☐　非該当
☑　療育手帳・愛の手帳など　（手帳の名称　療育手帳　）（判定　Ａ２　）
☐　精神障害者保健福祉手帳　（１・２・３　級）

３　本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
☐　支援の必要はない　☐　一部について支援が必要　☑　全面的に支援が必要
（今後，介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

本人は，在宅で母と二人暮らしだったが，母が８月に自宅で倒れているところを近隣住民に発見され，救急搬送された。その翌日に母は死亡。本人は重度知的障害があり，母の日常的な世話で生活をしていたが，母の死亡に伴い，在宅生活ができなくなり，行政が緊急の措置として，現在の障害者支援施設に短期入所を行った。

(2) 認知機能について
日によって変動することがあるか：☐　あり　☑　なし
※　以下のアからエまでチェックしてください（ありの場合は，良い状態を念頭にチェックしてください。エの項目は裏面にあります。）。
ア　日常的な行為に関する意思の伝達について
☐　意思を他者に伝達できる　☐　伝達できない場合がある
☑　ほとんど伝達できない　☐　できない
イ　日常的な行為に関する理解について
☐　理解できる　☑　理解できない場合がある
☐　ほとんど理解できない　☐　理解できない
ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について
☐　記憶できる　☑　記憶していない場合がある
☐　ほとんど記憶できない　☐　記憶できない

1/2

モデル事例３：知的障害（重度），施設入所【裏面】

エ　本人が家族等を認識できているかについて
☐　正しく認識している　☐　認識できていないところがある
☑　ほとんど認識できていない　☐　認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
☐　支障となる行動はない　☐　支障となる行動はほとんどない
☑　支障となる行動がときどきある　☐　支障となる行動がある
（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

これまで，ほとんど外部のサービスを利用することなく，自宅で母と２人で生活をしていたため，新しい環境になじむことが難しく，他の利用者や施設の職員に対して，自分の思いどおりにならないときに，手をあげようとすることがある。その場合はゆっくり対応することで落ち着く。

(4) 社会・地域との交流頻度について
☐　週１回以上　☐　月１回以上　☑　月１回未満

(5) 日常の意思決定について
☐　できる　☐　特別な場合を除いてできる　☑　日常的に困難　☐　できない

(6) 金銭の管理について
☐　本人が管理している　☐　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☑　親族又は第三者が管理している
（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

緊急対応として，行政施設への短期入所を措置にて決定した。本人の金銭管理については，事務管理として，行政から入所施設○○園に委任をしている（成年後見人等が選任されるまで）。
○○園　施設長　○○　○○氏

４　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

本人は母が亡くなったことをどのように受け止めて理解できているか，これまで本人と関わってきた第三者がほとんどいないため，関係者による意思決定支援のための会議は開催できなかった。しかし，日常生活場面では食事については本人なりの希望や意思が示せるため，本人の意思を引き出すことは十分可能ではないかと考える。今後，本人の日常生活の中で，意思決定支援に配慮した対応がなされる環境であることが重要である。

５　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
☐　申立てをすることを説明しており，知っている。
☑　申立てをすることを説明したが，理解できていない。
☐　申立てをすることを説明しておらず，知らない。
☐　その他
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

言語によるコミュニケーションが困難であるため，図を示したり，共に行動するなどして説明を試みたが，本人がどのように理解することができたか，把握できなかった。しかし，本人は，自分のことを見てくれる人や，自分に向き合ってくれる人に対しては，好意的な態度を示す。後見人等が選任されることで，本人と関わりを持つ支援関係者が増え，本人の生活の支援に向けて，選択肢が広がることが可能となると考える。

６　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
（※御意見があれば記載してください。）

母の死という緊急事態への対応として措置による短期入所となっている。今後の安定した生活を送るために，本人の意思を尊重し，意思決定支援に配慮し，方針を決定することが求められる。短期入所から本入所契約をするのかどうかが当面の後見人の課題である。この課題に対応するためには，本人を取り巻く支援関係者を増やし，本人を中心とした意思決定支援に向けての会議を開催することが必要と考える。また，その後の社会生活の中で，本人が獲得する能力があると考えられるため，定期的に本人の状況を把握し，本人が支援を受ければできることを増やしていくことで成年後見人等の権限，類型の見直しが必要である。

2/2　（令和４年１０月版）

本人情報シート（成年後見制度用）

※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日　○○○○年　○　月　○　日

本人	作成者
氏　　名：○○　　○○	氏　　名：○○　　○○　　印
生年月日：○○○○年　○　月　○　日	職業(資格)：○○市社会福祉協議会（社会福祉士）
	連　絡　先：○○－○○○○－○○○○
	本人との関係：○○市中核機関職員

1　本人の生活場所について
☑　自宅　（自宅での福祉サービスの利用　☐　あり　☑　なし）
☐　施設・病院
→　施設・病院の名称　＿＿＿＿＿＿
住所　＿＿＿＿＿＿

2　福祉に関する認定の有無等について
☐　介護認定　（認定日：　　年　　月）
☐　要支援（１・２）　☐　要介護（１・２・３・４・５）
☐　非該当
☐　障害支援区分（認定日：　　年　　月）
☐　区分（１・２・３・４・５・６）　☐　非該当
☐　療育手帳・愛の手帳など　（手帳の名称　　）（判定　　）
☐　精神障害者保健福祉手帳　（１・２・３　級）

3　本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
☐　支援の必要はない　☑　一部について支援が必要　☐　全面的に支援が必要
（今後，介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

本人は在宅で家族（両親、妹）と同居。中学校卒業後，父親の知人の紹介で現在の工場に１７年務めている。数年前より，職場の同僚や先輩に貸した金銭を返してもらえなかったり，本人が希望していない物品（栄養食品）をローンで購入するなど，金銭管理においてトラブルが目立つようになった。心配した母親が地域の社会福祉協議会に金銭管理の支援について相談した。日常生活の行為や就労については自分でできている。

(2) 認知機能について
日によって変動することがあるか：☐　あり　☑　なし
※　以下のアからエまでチェックしてください（ありの場合は，良い状態を念頭にチェックしてください。エの項目は裏面にあります。）。
ア　日常的な行為に関する意思の伝達について
☑　意思を他者に伝達できる　☐　伝達できない場合がある
☐　ほとんど伝達できない　☐　できない
イ　日常的な行為に関する理解について
☑　理解できる　☐　理解できない場合がある
☐　ほとんど理解できない　☐　理解できない
ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について
☐　記憶できる　☑　記憶していない場合がある
☐　ほとんど記憶できない　☐　記憶できない

1/2

エ　本人が家族等を認識できているかについて
☑　正しく認識している　☐　認識できていないところがある
☐　ほとんど認識できていない　☐　認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
☐　支障となる行動はない　☑　支障となる行動はほとんどない
☐　支障となる行動がときどきある　☐　支障となる行動がある
（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

家族関係は良好である。工場での作業では，指示の出し方によって，理解ができず，時間がかかったり間違えることがある。しかし、ルーティン作業については，問題なく作業に取り組める。

(4) 社会・地域との交流頻度について
☑　週１回以上　☐　月１回以上　☐　月１回未満

(5) 日常の意思決定について
☐　できる　☑　特別な場合を除いてできる　☐　日常的に困難　☐　できない

(6) 金銭の管理について
☐　本人が管理している　☑　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☐　親族又は第三者が管理している
（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

預貯金は母親が通帳を管理している。給料は本人が通帳を管理し，日常的な買い物等は自身で行っている。通常黒字であるので，給料支給時に残金は預金している。ときどき給料支給前に本人管理の通帳が残高不足になることがあり，お金を貸したり，必要外の物品を買っていることがわかった。

4　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

日常生活が大きく変化する可能性は今のところないが，職場の同僚や先輩との関係において，本人の意思に沿わない金銭の使い方になってしまうことがあり，その場合は、本人とともにお金の使い方を考える人や，状況によっては取消し等の対応ができる人が必要となる。また，近々本人が就職したときから本人を支えてきた上司（社長）が退職するため，本人の職場の中での立ち位置や就労内容に変化が生じる恐れがある。必要に応じて手帳の取得や障害福祉サービスの利用について，本人への情報提供等が求められる。

5　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
☑　申立てをすることを説明しており，知っている。
☐　申立てをすることを説明したが，理解できていない。
☐　申立てをすることを説明しておらず，知らない。
☐　その他
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

母親ははじめ，日常生活自立支援事業の利用を希望したが，本人の状況や今後予測される変化に応じた対応ができる成年後見制度（補助が想定される）を本人にも説明したところ，本人には始め，「親に相談するから必要ない」と言われた。しかし，実務に詳しく経験のある専門職を紹介し，話を聞いてもらう時間を設けたところ，「こんな人に相談できるのであれば、お願いしてもいいかも」という気持ちの変化がみられた。

6　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
（※御意見があれば記載してください。）

本人は日常的なことは家族の支援を受けて自立してできているので，日常的なことを超えるような特別な状況（職場の人や知人から，お金を貸してほしい，何か購入してほしい）を言われたときには相談をすることができるように，まずは本人との関係構築に努めてほしい。その上で，将来を見据えて障害福祉サービスの必要性の判断や手帳の取得など，福祉関係者との連携を構築し，本人が望む生活を安心して継続できるよう，法的権限をもって関わってほしい。代理の必要性は現時点ではすぐにはないが，将来は福祉サービスの利用契約があるとよい。また，限定的な取消権も本人と話し合って決める必要がある。

2/2

（令和４年１０月版）

モデル事例５：精神障害（統合失調症），医療保護入院中【表面】

本人情報シート（成年後見制度用）

※　この書面は，本人の判断能力等に関して医師が診断を行う際の補助資料として活用するとともに，家庭裁判所における審理のために提出していただくことを想定しています。
※　この書面は，本人を支える福祉関係者の方によって作成されることを想定しています。
※　本人情報シートの内容についてさらに確認したい点がある場合には，医師や家庭裁判所から問合せがされることもあります。

作成日　○○○○年　○　月　○　日

本人
氏　　名：　○○　　○○
生年月日：○○○○年　○　月　○　日

作成者
氏　　名：　○○　　○○　　印
職業(資格)：病院職員（精神保健福祉士）
連　絡　先：○○病院医療相談室
本人との関係：○○さんの退院後生活環境相談員

1　本人の生活場所について
□　自宅　（自宅での福祉サービスの利用　□　あり　□　なし）
☑　施設・病院
→　施設・病院の名称　○○精神科病院
住所　○○県○○市○○町○○－○○

2　福祉に関する認定の有無等について
□　介護認定　（認定日：　　年　　月）
□　要支援（１・２）　□　要介護（１・２・３・４・５）
□　非該当
□　障害支援区分（認定日：　　年　　月）
□　区分（１・２・３・４・５・６）　□　非該当
□　療育手帳・愛の手帳など　（手帳の名称　　）（判定　　）
☑　精神障害者保健福祉手帳　（１・②・３　級）

3　本人の日常・社会生活の状況について
(1) 身体機能・生活機能について
☑　支援の必要はない　□　一部について支援が必要　□　全面的に支援が必要
（今後，介助等に関する体制の変更や追加的対応が必要な場合は，その内容等）

病状は回復しており，退院後はグループホームの再入所及び精神科デイケアの再利用が予定されている。まとまったお金が手元にあると，政治関連の書物を買い込むことがある。金銭管理に関して，収支の計算や声かけ，見守りが必要である。

(2) 認知機能について
日によって変動することがあるか：☑　あり　□　なし
※　以下のアからエまでチェックしてください（ありの場合は，良い状態を念頭にチェックしてください。エの項目は裏面にあります。）。
ア　日常的な行為に関する意思の伝達について
☑　意思を他者に伝達できる　□　伝達できない場合がある
□　ほとんど伝達できない　□　できない
イ　日常的な行為に関する理解について
☑　理解できる　□　理解できない場合がある
□　ほとんど理解できない　□　理解できない
ウ　日常的な行為に関する短期的な記憶について
☑　記憶できる　□　記憶していない場合がある
□　ほとんど記憶できない　□　記憶できない

1/2

モデル事例５：精神障害（統合失調症），医療保護入院中【裏面】

エ　本人が家族等を認識できているかについて
☑　正しく認識している　□　認識できていないところがある
□　ほとんど認識できていない　□　認識できていない

(3) 日常・社会生活上支障となる行動障害について
□　支障となる行動はない　□　支障となる行動はほとんどない
☑　支障となる行動がときどきある　□　支障となる行動がある
（行動障害に関して支援を必要とする場面があれば，その内容，頻度等）

ご本人は自身に「危害が加えられる」との不安が常にある。不安が強くなると自室に閉じこもりがちになり，服薬や食事が疎かになる。現在は入院中で不安な気持ちは軽減しているが，退院後の生活には不安があるという。また気持ちが大きくなって不必要な買い物をしてしまうこともあったが，落ち着いている時には充分自己管理できる。

(4) 社会・地域との交流頻度について
□　週１回以上　☑　月１回以上　□　月１回未満

(5) 日常の意思決定について
□　できる　☑　特別な場合を除いてできる　□　日常的に困難　□　できない

(6) 金銭の管理について
□　本人が管理している　□　親族又は第三者の支援を受けて本人が管理している
☑　親族又は第三者が管理している
（支援（管理）を受けている場合には，その内容・支援者（管理者）の氏名等）

手元に金銭があればすぐに使い切ってしまう傾向があり，入院前のグループホーム入所中は近隣に住む親族が金銭を１週間分ずつ渡すなど，支援付で自己管理していた。親族は高齢なためこれ以上の支援は難しくなっている。

4　本人にとって重要な意思決定が必要となる日常・社会生活上の課題
（※　課題については，現に生じているものに加え，今後生じ得る課題も記載してください。）

課題については，病院内の医療保護入院者退院支援委員会で協議を行った。これまで，ご本人の財産管理（税金支払い，年金管理，不動産管理等）は親族が代わりに行ってきた。今後は頼めなくなるため，大金の管理や複雑な事務手続きに関してご本人は不安を感じており，支援を必要としているということを確認した。

5　家庭裁判所に成年後見制度の利用について申立てをすることに関する本人の認識
☑　申立てをすることを説明しており，知っている。
□　申立てをすることを説明したが，理解できていない。
□　申立てをすることを説明しておらず，知らない。
□　その他
（上記チェックボックスを選択した理由や背景事情等）

今回の入院直前は非常に苦しい体験があったという。退院後グループホームで自立した生活を送るためには，金銭管理や健康維持へのアドバイスができる支援者が必要であることを理解している。健康状態の悪化のサインなどは「自分では気がつかないことが多い」とご本人は述べる。

6　本人にとって望ましいと考えられる日常・社会生活上の課題への対応策
（※御意見があれば記載してください。）

金銭管理については，１週間分を手渡すという方法を取れば自己管理可能と思われる。またグループホームの職員と連絡を取りながら，ご自身では気がつかない健康状態の変化などを把握する。変化があった場合はご本人に伝えたり，病院と共有するなど連携を取る必要がある。

2/2

（令和４年１０月版）

社援地発 0603 第１号
社援保発 0603 第２号
障障発 0603 第１号
老振発 0603 第１号
令和元年６月３日

都道府県
各　指定都市　関係主管部（局）長殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省社会・援護局保護課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省老健局振興課長
（　公　印　省　略　）

「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への
支援に関するガイドライン」について（周知依頼）

内閣府の消費者委員会が平成 29 年１月 31 日に取りまとめた「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」及び平成 29 年３月 24 日に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象に「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられ、本日、厚生労働省医政局総務課長から、別添の通り各都道府県、各保健所設置市、各特別区衛生主管部（局）宛て通知されました。

ガイドラインでは、少子高齢化の進展によって、認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがない人の増加といった状況がみられる中で、判断能力や家族関係がどのような状態となっても、一人の個人としてその意思が尊重され、医

療が必要なときは安心して医療を受けることができるようにしていくことが重要とされ、これらの人に対する医療機関の具体的な対応方法が示されています。認知症等により判断能力が不十分な人や身寄りがない人に対して医療を提供するにあたっては、福祉的な支援についても必要となる場合が多いことから、各自治体における介護保険・高齢者福祉担当部局、障害保健福祉担当部局、成年後見制度利用促進担当部局、生活保護制度担当部局、生活困窮者自立支援制度担当部局等の福祉関係部局や、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関（権利擁護センター等を含む）、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関と、医療機関の連携を図ることが重要です。各自治体におかれては、ガイドラインの趣旨・内容等について御了知いただくとともに、各都道府県におかれては、貴管内の市町村（指定都市及び中核市を除く。）、関係機関及び関係団体等に対して広く周知いただきますようお願いします。

別添：「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について（通知）」（令和元年６月３日付け医政総発0603第１号。厚生労働省医政局総務課長通知）

（照会先）
○　本通知について
厚生労働省社会・援護局地域福祉課
成年後見制度利用促進室
電話：03-5253-1111（内線2229）
○　ガイドラインについて
厚生労働省医政局総務課
電話：03-5253-1111（内線4158）

医政総発０６０３第１号
令和元年６月３日

各 都道府県 保健所設置市 特別区 衛生主管部（局）長　御中

厚生労働省医政局総務課長
（　公　印　省　略　）

身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドラインの発出について（通知）

近年、少子高齢化が進展し、単身の高齢者が増加している中、主にこうした方等を対象として、身元保証・身元引受等や日常生活支援、死後事務等を担う民間サービス（以下「身元保証等高齢者サービス」という。）が生まれている。

今後、こうしたサービスの需要が一層高まっていくことが見込まれる中、消費者被害を防止する観点から、内閣府の消費者委員会において、平成29年1月に、「身元保証等高齢者サポート事業に関する消費者問題についての建議」（以下「建議」という。）が取りまとめられた。建議においては、高齢者が安心して病院に入院することができるよう、病院が身元保証人等に求める役割等の実態を把握すること等が求められている。

また、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、平成29年３月に閣議決定された「成年後見制度利用促進基本計画」（以下「基本計画」という。）において、「成年被後見人等の医療・介護等に係る意思決定が困難な人への支援等」について、医療・介護等の現場において、関係者が対応を行う際に参考となるような考え方を指針の作成等を通じて社会に提示し、成年後見人等の具体的な役割等が明らかになっていくよう検討することが求められている。

厚生労働省は、建議及び基本計画を踏まえ、平成29年度厚生労働科学特別研究事業「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握を行った。

また、平成29年度の研究の成果を踏まえた上で、平成30年度厚生労働行政

推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）「医療現場における成年後見制度への理解及び病院が身元保証人に求める役割等の実態把握に関する研究」において、医療機関に勤務する職員を対象とする「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が取りまとめられたところである。

ついては、別添のガイドラインについて、貴管下医療機関へ周知し、活用を促していただくなど、関係部局・関係機関と十分連携の上、身寄りがない人や判断能力不十分で医療に係る意思決定が困難な人が安心して医療を受けられる環境の整備に努めていただくようお願いする。

また、ガイドラインについては、社会・援護局地域福祉課、同局保護課、同局障害保健福祉部障害福祉課及び老健局振興課より、各都道府県等の福祉部局にも周知しているところであり、貴部局におかれては、特にこれらの部局とも連携して対応いただくようお願いする。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項に規定する技術的な助言である。

【別添】

○　身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン

【参考】

○　「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」について（周知依頼）」（令和元年６月３日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課長・保護課長・障害保健福祉部障害福祉課長・老健局振興課長通知）

○　「身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成 30 年４月 27 日付け厚生労働省医政局医事課長通知）

（照会先）
厚生労働省医政局総務課
電話：03-5253-1111（内線）4158

医政医発 0427 第 2 号
平成 30 年 4 月 27 日

各都道府県衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省医政局医事課長
（　公　印　省　略　）

身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において
入院を拒否することについて

医療機関において、患者に身元保証人等がいないことのみを理由に、入院を拒否する事例が見受けられるが、当該事例については下記のとおり解すべきものであるので、貴職におかれては、貴管下保健所設置市、特別区、医療機関及び関係団体等への周知をお願いするとともに、貴管下医療機関において、患者に身元保証人等がいないことを理由に入院を拒否する事例に関する情報に接した際には、当該医療機関に対し適切な指導をお願いする。

記

医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第 1 項において、「診療に従事する医師は、診察治療の求があつた場合には、正当な事由がなければ、これを拒んではならない。」と定めている。ここにいう「正当な事由」とは、医師の不在又は病気等により事実上診療が不可能な場合に限られるのであって、入院による加療が必要であるにもかかわらず、入院に際し、身元保証人等がいないことのみを理由に、医師が患者の入院を拒否することは、医師法第 19 条第 1 項に抵触する。

府成見第２号
令和元年６月24日

各都道府県知事　殿

内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室長
（公印省略）

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」
の成立について

成年後見制度の利用促進につきましては、平素より御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

この度、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年３月24日閣議決定）に基づく「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「一括整備法」という。）が令和元年６月７日に成立し、同月14日に公布されました。

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、187の法律（他の法律の欠格条項を準用等している法律を含む。）における成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しを行うものです。今回の改正により、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として資格・職種・業務等から一律に排除するのではなく、それぞれの資格・職種・職種等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。各制度の改正に係る施行期日については、概ね、公布日施行、公布の日から起算して３月又は６月を経過した日に施行するものとされており、いずれも公布日からの期間が短いことや多分野にわたる多数の法律を改正するものであることから（下記Ⅲ参照）、法改正の趣旨を踏まえつつ貴職におかれましてはそのリーダーシップの下で早急に施行に向けた準備を進めていただきますようお願いいたします。

なお、今後は、関係法律の所管府省において、その円滑な施行に努めることとされており、施行に向けた詳細については関係法律の所管府省からそれぞれ通知等がなされるものと考えていますが、当室からも一括整備法の施行に向けた留意事項について下記のとおり通知いたしますので、御参照下さい。

管下の市区町村に対しては、市区町村長を始め、関係する担当課にもれなく今回の法改正の趣旨やそれを踏まえた施行準備、対応等が適切に行われるよう、貴職から確実に御周知いただきますよう併せてお願い申し上げます。

記

Ⅰ．一括整備法の概要及び法律の趣旨を踏まえた対応のお願いについて（資料1～３参照）

一括整備法は、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由として不当に差別されないよう、地方公務員法等も含め、各法律において定められている資格・職種・業務等における成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置を一括して見直すものです。これにより、今後は、成年後見制度を利用していることを理由として一律に排除するのではなく、各資格・職種・業務等にふさわしい能力の有無を個別的・実質的に審査し、判断することとなります。

一括整備法の対象である資格・職種・業務等の中には、都道府県知事等の権限に係るものが含まれており、関係法律の所管府省からは、場合によっては条例・規則等の整備が必要になるものも想定されるとの連絡を受けています。詳細については、所管府省からおって通知等がなされるものと考えていますが、かかる条例・規則等の整備及びその運用に当たっては、実質的に成年被後見人等を資格等から排除するようなものとはしないこと、心身の故障があることをもって直ちに資格等から排除することなく、資格等にふさわしい能力の有無を的確に審査・判断することなど、上記の一括整備法の趣旨や、障害者権利条約、障害者差別解消法の趣旨を踏まえた適切な対応をお願いいたします。

なお、一括整備法の内容については、内閣府ホームページに掲載している法律案（ＵＲＬを末尾に記載）、「法律の概要」（資料１）、「見直し法律リスト」（資料２）及び「衆議院修正案」（資料３）を御参照下さい。

Ⅱ．条例等で定めている成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の見直しについて

上記Ⅰのとおり、一括整備法の成立により、成年被後見人等に係る欠格条項その他権利の制限に係る措置が一括して見直されました。また、「成年被後見人等の権利に係る制限が設けられている制度の見直しについて（議論の整理）」（平成 29 年 12 月１日成年後見制度利用促進委員会。以下「議論の整理」という。）においては、各府省において、一括整備法の成立以降、新たに成年被後見人等の権利に係る制限を設けないよう留意することとされています。さらに、議論の整理では、各府省において、政省令や通知などに基づいて成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、今回の一括整備法による見直しを踏まえ、可及的速やかに見直しを行うべきとされています。こうした方針に基づき、今後、各府省においては、政省令や通知（各地方公共団体に対して条例、規則等の例を示しているものも含む。）の見直しに取り組んでいくこととなりますが、各地方公共団体の条例、規則等において定められている成年被後見人等の権利に係る制限を設けている制度についても、こうした政府の方針を踏まえ、速やかに見直しに向けた対応をお願いいたします。

Ⅲ．一括整備法の施行期日

一括整備法による各法律の改正については、原則として、以下の区分に従って順次施行されます。

① 成年被後見人等の欠格条項を単純削除するのみで省令等の整備が必要ないもの　公布日（令和元年６月 14 日）

② 省令等の整備が必要なもの　公布の日から３月を経過した日（令和元年９月 14 日）

③ 地方公共団体の条例等の整備、外部団体との調整が必要なもの　公布の日から６月を経過した日（令和元年 12 月 14 日）

④ その他　個別に定める日（建築士法等　令和元年 12 月１日）

参考　「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律案」（平成 30 年３月 13 日閣議決定）の要綱、案文、理由、新旧対照条文、参照条文については、内閣府ホームページにて全文を掲載しています。

ＵＲＬ：https://www.cao.go.jp/houan/196/index.html

※法案は衆議院において修正されています（土地改良法の改正規定（法案第 111 条）を削除し、建築士法等の改正規定の施行日（法案附則第１条第３号）を平成 30 年 12 月１日から令和元年 12 月１日に修正）。修文案は資料３を御参照下さい。

資料１　成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の概要

資料２　見直し法律リスト

資料３　衆議院修正案（要綱、案文、新旧対象条文）

担当：内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室
西村、藤野、川上、金柄
ＴＥＬ：０３－３５８１－１８７５（直通）
メール：shintaro.nishimura.a8s@cao.go.jp
nishimura-shintarou@mhlw.go.jp
masahiro.fujino.f9v@cao.go.jp
fujino-masahiro@mhlw.go.jp
keiko.kawakami.y2r@cao.go.jp
takuya.kanetsuka.b9k@cao.go.jp
※内閣府成年被後見人等権利制限見直し担当室は令和元年７月中旬を目途に廃止されます。

社援発０４２５第１号
障発０４２５第１号
老発０４２５第１号
令和７年４月２５日

各　都道府県知事　殿

厚生労働省社会・援護局長
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚生労働省老健局長
（公印省略）

「第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書」を踏まえた
体制整備の推進について

成年後見制度の利用促進については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）及び「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和４年３月 25 日閣議決定。以下「第二期計画」という。）に基づき、施策を総合的かつ計画的に推進していくこととしています。

第二期計画においては、「全国どの地域においても、制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制の整備を目指す」こととしており、令和６年度（2024 年度）末までに、中核機関を整備した市町村数及び市町村計画を策定した市町村数を全 1,741 市町村とすること等を、第二期計画に係るＫＰＩ（重要業績評価指標）として設定しています。

こうした状況の中、令和６年度は第二期計画の中間年度であることから、有識者により構成される「成年後見制度利用促進専門家会議」において、各施策の進捗状況を踏まえた個別の課題の整理・検討を行いました。その結果、本年３月７日に標記中間検証報告書（以下「報告書」という。）が別添のとおり取りまとめられ、同月 25 日に法務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣により構成される「成年後見制度利用促進会議」に報告されました。今後は、報告書を踏まえ、第二期計画に掲げる施策の更なる推進に取り組んでいくこととしています。

成年後見制度の利用促進に向けた体制整備を更に推進していくに当たって、報告書を踏まえ、都道府県及び市町村に特に御留意いただきたい事項は、下記のとおりです。

都道府県におかれては、本通知について管内市町村に周知いただくとともに、家庭裁判所、専門職団体、都道府県社会福祉協議会等と緊密な連携の下、報告書及び下記を踏まえて、管内市町村における成年後見制度の利用促進に向けた体制整備を推進していただくようお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

（注）【　】内では、都道府県又は市町村の主にどちらに御留意いただきたい事項であるかを記載していますが、記載のない側におかれても十分に御理解いただき、両者が連携・協力の上、地域における体制整備を推進していただくようお願いします。

１　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等【都道府県】

（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透【都道府県】

意思決定支援研修について、報告書では、次のとおり記載されています。

尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現に向けて、意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であり、引き続き、意思決定支援の浸透を図っていく必要があるため、都道府県におかれては、意思決定支援研修の実施に取り組んでいただきますようお願いします。

（報告書 p18）
○　意思決定支援に関する研修を実施していない都道府県においては、上記の国の支援も活用しながら、早急に研修を実施する必要がある。また、意思決定支援に関する研修を実施している都道府県においても、研修を継続することが期待される。

（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等【都道府県・市町村】

①家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進【都道府県・市町村】

後見人等の選任・交代について、報告書では、次のとおり記載されています。

後見人等の受任者調整等によって、権利擁護支援チームの形成支援機能が発揮され、家庭裁判所が同支援機能により示された情報を十分に考慮した上で適切な後見人等の選任・交代を判断することによって、後見人等の選任後の円滑なチームによる支援につながり、本人中心の権利擁護支援が実現されることになるため、都道府県・市町村におかれては、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）における権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能の充実に向けた環境の整備など、これらの機能の強化に向けて取り組んでいただきますようお願いします。

（報告書 p21）
○　後見人等の選任・交代は、家庭裁判所の判断事項であるものの、適切な後見人等の選任・交代が図られるためには、地域連携ネットワークにおける受任者調整会議の設置（市町村単位での設置のほか、圏域単位や都道府県単位の協議会の活用を含む。）、権利擁護支援方針の検討、地域連携ネットワークの関係者・後見人等候補者との各種調整の実施、権利擁護支援チームによる支援開始後における中核機関や専門職団体等

によるバックアップ等、権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能の充実に向けた環境の整備が重要であり、市町村・中核機関、都道府県及び専門職団体等の地域連携ネットワークの関係者においては、権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能の強化に向けた取組が求められる。

②後見人等に関する苦情等への適切な対応【都道府県・市町村】

後見人等に関する苦情等への対応について、報告書では、次のとおり記載されています。

後見人等に関する苦情等には、後見人等の不適正・不適切な職務に関するものだけでなく、後見人等が本人・親族等や支援者の意向等に沿わないことへの不満、本人・親族等が成年後見制度・実務への十分な理解がないこと、本人や支援者とのコミュニケーション不足によって生じる意見の食い違い等様々なものがあり、寄せられた苦情等について、苦情等の性質や苦情が寄せられた機関の性質に鑑み、必要な範囲で適切に対応することが期待されます。

また、本人や支援者に十分な理解がないことや、本人や支援者と後見人等との間のミスマッチやコミュニケーション不足等による苦情等を生じさせないためには、権利擁護支援の検討に関する場面における権利擁護の相談支援機能が十分に発揮されることや、成年後見制度の利用の開始までの場面において、後見人等の受任者調整等によって、権利擁護支援チームの形成支援機能が十分に発揮されることが重要であるのみならず、後見人等も含めた権利擁護支援チームとしての対応方法を見直すためのしくみづくりのためには、権利擁護支援チームの自立に向けた支援が適切に行われることが重要であることから、都道府県・市町村におかれては、これらの機能強化に向けて取り組んでいただきますようお願いします。

（報告書p25～26）

○　また、苦情を生じさせないための土壌を形成するとともに、後見人等も含めた権利擁護支援チームとしての対応方法を見直すためのしくみづくりのためには、権利擁護支援チームの形成支援のみならず、同チームの自立に向けた支援が適切に行われることが重要であり、市町村・中核機関、都道府県及び専門職団体等の地域連携ネットワークの関係者においては、引き続き、権利擁護支援チームの形成支援及び自立支援に向けて取り組むことが期待される。

○　「後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー（案）」は、モデルとなる地域で試験的に運用するために作成されたものであり、体制整備の状況や関係機関間の連携の現状については、地域差もあることから、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県等においては、地域の実情に応じて、関係機関が果たすべき役割や苦情対応の実情につき、関係機関間の相互理解を深めるとともに、以下の取組を進めていくことが期待される。

ⅰ　市町村・中核機関においては、苦情等が権利擁護支援チームとしての対応方法を見直すための契機の一つともなることを踏まえ、その規模や地域の実情に応じ、身上保護に関する支援への苦情を含めた後見人等や権利擁護支援チームの関係者からの相談に適切に対応し、必要な周知を図ること。

ⅱ　市町村・中核機関においては、苦情等の発生を未然に防止する観点から、専門職団体と連携しつつ、権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能が適切に発揮されるよう、必要な支援を行うこと。

ⅲ～ⅳ（略）

ⅴ　後見人等に関する相談・苦情等の中には、市町村・中核機関及び専門職団体が連携することにより、権利擁護支援チームの形成支援・自立支援が必要な場合に適切な対応がなされ、また、家庭裁判所が不適正・不適切な後見事務がある場合に適切な対応がなされることが必要な場面もあることから、市町村・中核機関及び家庭裁判所において、相互に適時・適切に連絡をすることができるよう、双方向の情報共有の仕組みを整えること。

③適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等【都道府県・市町村】

報酬助成の推進について、報告書では、次のとおり記載されています。

成年後見制度利用支援事業については、全国どの地域においても、制度を適切に利用できるようにすることが重要です。市町村におかれては、この間、厚生労働省において発出した事務連絡（※）等の内容を踏まえ、成年後見制度利用支援事業の必要な見直しについて検討いただくようお願いします。また、都道府県におかれては、管内市町村において必要な見直しの検討が行われるよう、各市町村の取組状況の共有や意見交換の場の設定等、広域的な見地から支援を行っていただくようお願いします。

なお、令和６年度の老人保健健康増進等事業において、市町村における成年後見制度利用支援事業の実態等を調査したところであり、調査の結果については、別途事務連絡において共有させていただく予定としています。

（※）「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」（令和５年５月 30 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名事務連絡）

（報告書p29）

○　各市町村においては、厚生労働省により確認された地域差等の実態に対し、必要な技術的助言等を受けながら成年後見制度利用支援事業について必要な見直しを早期に検討することが期待される。併せて、都道府県においては、管内圏域の見直し状況の共有や意見交換の場の設定等、市町村が必要な見直しを検討できるような対応を行

うことが期待される。

2　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり【都道府県・市町村】

地域連携ネットワークの整備について、報告書では、次のとおり記載されています。

地域連携ネットワークづくりに当たっては、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るといった観点から、地域の実情に応じ、多様な主体との連携を図っていくことが求められます。

これらの点に留意し、地域連携ネットワーク（中核機関等）を整備していない市町村におかれては、その整備に向けた検討を進めていただくようお願いします。また、整備している市町村におかれては、権利擁護の相談支援機能のみならず、権利擁護支援チームの形成支援機能や自立支援機能の強化に向けても取り組んでいただきますようお願いします。

また、都道府県におかれては、単独では地域連携ネットワークづくりに取り組むことが難しい市町村があることを踏まえ、小規模市町村を始めとする市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、市町村における地域連携ネットワークづくりの促進に取り組んでいただきますようお願いします。

（報告書p42～43）

○　市町村においては、引き続き、協議会及び中核機関の整備等の地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域連携ネットワークを包括的なものとするため、介護・障害・生活困窮・子育て等の各分野と有機的に連携できる体制づくりとなるよう留意する必要がある。

地域連携ネットワークにおける権利擁護の相談支援機能については、相談を受け止め、権利擁護支援のニーズの精査と必要な支援につなぐために、必要に応じて専門職等も含めて検討できる体制や専門職による相談機会の確保が求められる。また、権利擁護支援チームの形成支援機能についても、権利擁護支援の方針、適切な申立ての在り方を検討するとともに、権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援に向けて、関係機関や専門職と連携した受任者調整を含む体制を整備することが求められる。さらに、権利擁護支援チームの自立支援機能については、必要に応じて、後見人等や関係者等からの相談やバックアップ、支援方針の再調整や後見人等の交代、類型・権限変更の調整を行うことのできる体制の整備が求められることから、市町村においては中核機関の運営状況を踏まえつつ、それぞれの機能の確保、拡充を図る必要がある。

なお、地域連携ネットワークづくりを進めるに当たり、市町村単独では取り組むことが難しい場合には、都道府県自らの取組や都道府県による支援を活用しながら、地域の実情に応じ、近隣市町村との連携や都道府県が設置した協議会等を活用する等して、必要な体制を早期に整備することが期待される。

（報告書p43）

○　都道府県においては、引き続き、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たし、小規模市町村を始めとする市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりの促進に取り組む必要がある。その際、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困難な事案等に対して、助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみとなるよう留意する必要がある。

具体的には、圏域ごと、ブロックごとの協議会の整備、専門アドバイザーの派遣といった取組を通じて、中核機関の整備をはじめ管内市町村の体制整備を支援するとともに、都道府県における効果的な支援体制を早期に整備することが期待される。

（報告書p44）

○　また、司法による権利擁護支援等を身近なものとするしくみづくりのためには、市町村・中核機関及び都道府県が法テラス及び法律専門職団体と連携して、出張相談やケース会議派遣、オンライン相談等を活用した体制づくりを行うことが求められている。

（報告書p68　別紙２）

○　市町村だけでは中核機関がコーディネートする地域連携ネットワークに求められる機能を十分に果たせない場合、都道府県がその機能の一部を担うべきである。

3　優先して取り組む事項【都道府県・市町村】

（１）任意後見制度の利用促進【市町村】

任意後見制度について、報告書では、次のとおり記載されています。

任意後見制度は、人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、積極的に活用していく必要があります。既に周知・広報を実施している市町村におかれては取組を継続するとともに、周知・広報を実施していない市町村におかれては、任意後見制度の重要性に鑑み、今後、周知・広報に取り組んでいただきますようお願いします。

（報告書p46）

○　任意後見制度の周知・広報を実施していない市町村においては、今後、周知・広報の取組を実施することが期待される。

（２）担い手の確保・育成等の推進【都道府県・市町村】

①市民後見人の育成・活躍支援【都道府県・市町村】

市民後見人の育成・活躍支援について、報告書では、次のとおり記載されています。

市民後見人については、地域住民が地域住民を支えるという観点や本人に寄り添った後見人等の選任という観点に加え、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点からも、市町村においてその育成を進めていく必要があるとされています。

都道府県におかれては、担い手の育成の方針の早期策定を実施するとともに、家庭裁判所、専門職団体や当事者団体、当事者活動を支援する団体を含む権利擁護を推進する関係機関等との円滑な連携等の取組を推進して頂くようお願いします。また、広域的な見地により、市町村での各関係機関との連携が進むよう支援いただくとともに、市民後見人が当該町村外に転居した場合等であっても、引き続き市民後見人として活躍できるよう、調整等の対応をお願いいたします。

（報告書 p50）

○　また、市民後見人は、後見人等の担い手としてだけでなく、持続可能な権利擁護支援等における意思決定サポーターとしての活動等も期待されるところであり、市民後見人の養成のさらなる推進が必要となる。市民後見人の特性を活かした地域での幅広い権利擁護支援の担い手であることの周知及び活躍の場の提供についての方策についても、市町村とともに検討を進めていく必要がある。

○　都道府県は、担い手の育成の方針の早期策定を実施し、市町村における家庭裁判所、専門職団体や当事者団体、当事者活動を支援する団体を含む権利擁護支援を推進する関係機関等との円滑な連携等の取組が推進されるよう支援をしていく必要がある。併せて、市民後見人が市町村域を超えて活躍する場合を踏まえた都道府県によるバックアップ体制についても検討を行うことが期待される。

②法人後見の担い手の育成【都道府県】

法人後見の担い手の育成について、報告書では、次のとおり記載されています。

法人後見については、制度の利用者増に対応するためという観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進する必要があります。

都道府県におかれては、担い手の育成の方針の策定に早期に取り組んでいただくとともに、市町村及び関係機関との連携を通じた法人後見の担い手育成のための体制整備に取り組んでいただきますようお願いします。

（報告書 p54）

○　都道府県においては、担い手の育成の方針の策定、市町村や家庭裁判所との連携、圏域単位の協議会設置による受任者調整の検討・協議の場や、権利擁護支援チームへの支援内容に係る協議の場等、体制整備が推進されることが期待される。

③専門職後見人の確保・育成等【都道府県・市町村】

専門職後見人の確保について、報告書では、次のとおり記載されています。

後見人等の担い手不足を解消するため、都道府県・市区町村におかれては、担い手の育成の方針を策定し、それに基づき、多様な担い手の育成・確保に取り組んでいただきますようお願いします。

（報告書 p55）

○　さらに、専門職後見人の担い手不足を解消するため（中略）、都道府県や市町村が、担い手の育成の方針を策定し、その中でニーズに応じた多様な担い手の育成・確保策や困難事案の受け皿づくり等に取り組むことが期待される。

④親族後見人への支援【市町村】

親族後見人への支援について、報告書では、次のとおり記載されています。

本人と本人に身近な親族等が共に、身近な親族等が後見人等に選任されることを望む等、親族等が後見人等になることがふさわしいと考えられる場合があります。そのような場合については、なるべく親族等を候補者として挙げたり、実際に身近な親族等が後見人等として選任された後に、親族後見人の活躍を後押しする観点から、相談支援を始め、市町村・中核機関による各種支援を受けられるようにすることが重要です。そのため、市町村におかれては、親族後見人に対しても支援を実施いただくとともに、各種支援活動について周知広報に取り組んでいただきますようお願いします。

（報告書 p56）

○　市町村・中核機関においては、親族後見人が市町村・中核機関による支援を受けることができるよう、地域連携ネットワークの関係者と連携・協力の上、中核機関による相談支援や各種支援活動について周知広報を行うことが期待される。また、市町村・中核機関においては、必要に応じて、市町村長申立事案でない場合であっても受任者調整を行うことを含め、親族後見人についても権利擁護支援チームの形成支援や自立支援を通じた支援につなげることが期待される。

（３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進【都道府県・市町村】

①市町村長申立ての適切な実施【都道府県】

市町村長申立について、報告書では、次のとおり記載されています。

市町村長申立ての必要性への共通理解を推進し、必要な申立てが適切に行われるよう、

都道府県におかれては、市町村・中核機関の職員に向けた市町村町申立てに関する研修の継続的な実施に取り組んでいただくようお願いします。

（報告書 p58）
○　都道府県においては、市町村・中核機関の職員に向けた市町村長申立てに関する研修を継続的に実施することが期待される。

②成年後見制度利用支援事業の推進【都道府県・市町村】再掲

成年後見制度利用支援事業について、報告書では、次のとおり記載されています。

成年後見制度利用支援事業については、全国どの地域においても、制度を適切に利用できるようにすることが重要です。市町村におかれては、この間、厚生労働省において発出した事務連絡（※）等の内容を踏まえ、成年後見制度利用支援事業の必要な見直しについて検討いただくようお願いします。また、都道府県におかれては、管内市町村において必要な見直しの検討が行われるよう、各市町村の取組状況の共有や意見交換の場の設定等、広域的な見地から支援を行っていただくようお願いします。

なお、令和６年度の老人保健健康増進等事業において、市町村における成年後見制度利用支援事業の実態等を調査したところであり、調査の結果については、別途事務連絡において共有させていただく予定としています。

（※）「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」（令和５年５月 30 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課、老健局認知症施策・地域介護推進課連名事務連絡）

（報告書 p60）
○　各市町村においては、厚生労働省により確認された地域差等の実態に対し、必要な技術的助言等を受けながら成年後見制度利用支援事業について必要な見直しを早期に検討することが期待される。併せて、都道府県においては、管内圏域の見直し状況の共有や意見交換の場の設定等、市町村が必要な見直しを適切に検討できるような対応を行う必要がある。（再掲）

（４）地方公共団体による行政計画等の策定【都道府県・市町村】

地方公共団体による行政計画等の策定について、報告書では、次のとおり記載されています。

地域の実情を踏まえた上で、地域連携ネットワークづくりに段階的・計画的に取り組むため、市町村計画を策定していない市町村におかれては、優先して市町村計画を策定していただきますようお願いします。その際、地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法も考えられますので、他の法定計画の改定の機会等を捉え、成年後見制度の利用の促進に関する施策を同計画に位置付ける等、各市町村の実情に応じて、策定に向けた検討を進めていただくようお願いします。

また、都道府県におかれても、取組方針について策定の上、地域連携ネットワークづくりに取り組んでいただきますようお願いします。市町村計画と同様に、他の法定計画の中に取組方針を盛り込むことも考えられます。

（報告書 p61）
○　地域連携ネットワークづくりに主体的な役割を果たすことが期待される市町村・都道府県においては、地域の実情を踏まえた上で、市町村計画や取組方針等において、地域連携ネットワークづくりに段階的・計画的に取り組むための方針を示すことが期待される。

（５）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり【都道府県】

都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて、報告書では、次のとおり記載されています。

市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たすようにする観点から、都道府県におかれては、専門アドバイザーの配置や、都道府県単位・圏域単位の協議会の設置等による検討・協議の場の提供など、市町村の支援に取り組んでいただきますようお願いします。

（報告書 p63）
○　都道府県においては、引き続き、管内市町村の体制整備状況を把握し、その体制整備に関する課題の状況に応じて、都道府県が市町村の中核機関のコーディネート機能の一部を担う等の役割を果たすことが求められる。具体的には、人口規模が小さい市町村の実情も踏まえ、圏域単位の協議会設置による受任者調整の検討・協議の場や、権利擁護支援チームの支援内容に係る協議の場を提供する等、全国どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活の継続を行う観点から、早急に取り組むことが期待される。

４　その他【都道府県・市町村】

（１）各種手続における後見事務の円滑化等について【都道府県・市町村】

第二期計画では、市町村・金融機関等の窓口において、成年後見制度の利用者が、成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、国及び地方公共団体は、市町村の成年後見制度利用促進の担当部署以外の関係部署及び金融機関等の窓口担当者に対して、同制度の理解の促進を図ることを求めるとともに、新たな行政手続を創設する場合、成年後見制度の利用者が、同制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、適切に対応する必要があることを求めています。

各種手続における後見事務の円滑化等について、報告書では、次のとおり記載されており、引き続き、各種手続における後見事務の円滑化が課題となっています。

成年後見制度は、認知症、知的障害その他の精神上の障害により判断能力が不十分な人の権利擁護を支える重要な手段であり、身上保護と財産管理の支援によって、本人の地域生活を支える役割を果たすものであり、新たな行政手続を創設する場合には、成年後見制度の利用者が円滑に手続でき、不利益を被ることのない仕組みとなるよう留意して、検討いただくようお願いします。

（報告書p35）

○　成年後見制度に対する理解が不十分であることにより、成年後見制度の利用者が不利益を被るという課題については、金融庁においては、金融業界に対する複数回の要請を行っており、一定の評価ができるものの、金融機関の窓口の対応に課題がある、行政手続の場面においても、一定の改善はみられるものの、まだ十分ではない、との指摘もある。

○　また、新型コロナウイルス感染症関連の手続に見られたように、新たに生じた行政手続において、成年後見制度の利用者に関する手続的不利益が生じないための対応については、引き続き課題であるとの指摘もある。

（２）成年後見制度の周知広報【都道府県・市町村】

報告書では、次のとおり記載されています。

成年後見制度の周知広報を行うに当たっては、インターネットにアクセスできない方や、高齢者・障害者も情報に接することができるよう、周知広報の手法を工夫するなど、十分に配慮して実施いただくようお願いします。

（報告書p63）

○　国、地方公共団体及び関係団体において、成年後見制度の周知広報を行うに当たっては、インターネットにアクセスできない方や、高齢者・障害者に対しても十分に配慮して行うことが期待される。

以上

第二期成年後見制度利用促進基本計画に係る中間検証報告書

令和７年３月７日
成年後見制度利用促進専門家会議

目次

はじめに……3
各施策の進捗状況及び個別の課題の整理・検討……4
１　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実……4
（１）成年後見制度等の見直しに向けた検討について……4
（２）総合的な権利擁護支援策の充実について……5
①　成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化……5
②　新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討……8
③　都道府県単位での新たな取組の検討……12
２　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等……14
（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透について……14
（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等について……19
①　家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進……19
②　後見人等に関する苦情等への適切な対応……23
③　適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等……26
④　適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組……29
（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和等について……31
①　後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等……31
②　家庭裁判所の適切な監督に向けた取組……32
③　専門職団体における取組……32
④　成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討……33
（４）各種手続における後見事務の円滑化等について……34
３　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり……36
４　優先して取り組む事項……45
（１）任意後見制度の利用促進について……45
①　周知・広報等に関する取組……45
②　任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組……47

（２）担い手の確保・育成等の推進について……49
①　市民後見人の育成・活躍支援……49
②　法人後見の担い手の育成……51
③　専門職後見人の確保・育成等……54
④　親族後見人への支援……55
（３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について……56
①　市町村長申立ての適切な実施……57
②　成年後見制度利用支援事業の推進……58
（４）地方公共団体による行政計画等の策定について……60
（５）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて……61
５　その他……63
おわりに……65

別紙１　成年後見制度利用促進専門家会議において委員から出された主な意見（新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討について）
別紙２　成年後見制度利用促進専門家会議において委員から出された主な意見（中核機関について）
別紙３　重要業績評価指標（ＫＰＩ）の進捗状況について

はじめに

成年後見制度の利用促進に関する施策を総合的・計画的に推進するため、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」（平成 28 年法律第 29 号）に基づき、令和４年３月、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（以下「第二期計画」という。）が閣議決定され、現在、第二期計画に基づき、国・地方公共団体・関係団体等において、工程表に基づき成年後見制度の利用促進に関する施策を推進するとともに、施策の性質に応じて設定したＫＰＩ（別紙３）の達成に向けて各種取組が実施されている。

第二期計画では、中間年度である令和６年度に、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行うこととされていることを踏まえ、成年後見制度利用促進専門家会議（以下「専門家会議」という。）は、令和４年度に第二期計画中間検証の準備に関するワーキング・グループ（「総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ」、「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ」及び「地域連携ネットワークワーキング・グループ」）を設置し、令和４年度及び令和５年度の２年間に、これらのワーキング・グループを計 11 回開催するとともに、令和６年度において専門家会議を４回開催し、各施策の進捗状況を把握・評価した上で、各施策における個別の課題の整理・検討を行い、中間検証結果をとりまとめるに至った。国、地方公共団体、関係団体においては、本中間検証結果を踏まえ、地域共生社会の実現という目的に向け、単に利用者の増加を目的とするのではなく、権利擁護支援の地域連携ネットワーク（以下「地域連携ネットワーク」という。）における権利擁護支援策の一層の充実等、成年後見制度の利用促進の取組の更なる推進をお願いする。

なお、障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。平成 26 年条約第１号）の第 12 条（法律の前にひとしく認められる権利）に関連して、第二期計画の策定と同年に行われた障害者権利委員会による我が国の第１回政府報告審査において、第二期計画を懸念するとの意見を含む総括所見が公表されている。当該懸念は、障害者の権利を擁護する観点から、計画全体への懸念が示されたものであるところ、第二期計画は、「尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進」との副題から明らかなとおり、判断能力が不十分な障害者にも寄り添い、その権利を真に擁護することを目的としており、専門家会議としては、第二期計画の具体的な施策は障害者権利条約の理念にも沿ったものであると考えているところである。国、地方公共団体、関係団体においては、第二期計画の施策の着実な実施を通じて、引き続き第二期計画の基本理念につき国内外の理解を得るよう尽力願いたい。

各施策の進捗状況及び個別の課題の整理・検討

第二期計画においては、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心とした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置付けた上で、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実等の成年後見制度利用促進の取組をさらに進めていくこととし、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を目指すため、成年後見制度の運用改善等に取り組むとともに、司法による権利擁護支援等を身近なものにするしくみづくりに取り組むことを基本的な考え方としている。このため、第二期計画においては、「１　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実」、「２　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等」、「３　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「４　優先して取り組む事項」を掲げており、以下、これらの【施策の進捗状況】、【ＫＰＩの達成状況】、【中間年度における評価】及び【今後の対応】について記述する。

１　成年後見制度等の見直しに向けた検討と総合的な権利擁護支援策の充実

尊厳のある本人らしい生活の継続や地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念のより一層の実現を図るためには、法務省において成年後見制度を適切に見直す必要があるとともに、同見直しの前提となる基盤整備として、厚生労働省において成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていく必要がある。

（１）成年後見制度等の見直しに向けた検討について

成年後見制度の見直しについて、民法（明治 29 年法律第 89 号）を所管する法務省において、以下のような検討が進められている。

なお、地方公共団体に与えられる権限や成年後見制度利用支援事業の見直しに向けた検討に関しては、後記４（３）①及び②を参照。

【施策の進捗状況】

第二期計画においては、今後の施策の目標として、成年後見制度の見直しに向けた検討を行うことが明記された。これを踏まえ、令和４年６月以降、公益社団法人商事法務研究会が主催した「成年後見制度の在り方に関する研究会」に法務省等の担当者が参加し、成年後見制度の見直しに向けた検討が行われ、令和６年２月に「成年後見制度の在り方に関する研究会報告書」が取りまとめられた。また、同月、法務大臣から、法制審議会に

対し、成年後見制度の見直しに関する諮問がされ、現在、新設された法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。

【中間年度における評価】

成年後見制度の見直しに向けた検討については、法務省を中心に、着実に検討が進められている。

【今後の対応】

法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、国内外の動向も踏まえつつ、成年後見制度の見直しに関する調査審議が行われているところであり、法務省においては、その調査審議の結果を基に最高裁判所や関係省庁とも連携しつつ、所要の対応を行う必要がある。

なお、調査審議に当たって、法務省及び厚生労働省においては、障害の有無にかかわらず尊厳のある本人らしい生活の継続や本人の地域社会への参加等のノーマライゼーションの理念が十分考慮された調査審議が行われるよう、第二期計画の内容や専門家会議におけるこれまでの議論等についても適切に情報提供に努める必要がある。

（２）総合的な権利擁護支援策の充実について

成年後見制度以外の権利擁護支援策を総合的に充実させていくため、厚生労働省を中心に、新たに意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討が進められている。

①　成年後見制度と日常生活自立支援事業等との連携の推進及び同事業の実施体制の強化

日常生活自立支援事業は、専門員が作成した支援計画の下で、地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら適切な金銭管理等を支援することで、尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみであり、これにより地域福祉が推進されている。一方、地域によって同事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業からの成年後見制度への移行に課題があることも指摘されている。このため、厚生労働省において以下の施策が進められている。

なお、家庭裁判所における日常生活自立支援事業を含む権利擁護支援に対する理解の浸透に関する取組ついては、後記２（１）を参照。

【施策の進捗状況】

日常生活自立支援事業と成年後見制度等との連携の推進や、同事業の実施体制の強化を図るため、厚生労働省においては、以下の取組を実施している。

ⅰ　地域の福祉関係者が、個別事案に関して日常生活自立支援事業等関連諸制度における役割分担を検討することができるよう、令和２年度社会福祉推進事業で作成した「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担検討チェックシート」の活用方法等について、専門員や生活保護のケースワーカーに対する全国研修等を通じて周知を図っている。

ⅱ　令和４年度及び令和５年度に実施した社会福祉推進事業において、日常生活自立支援事業の効果的な実施や、地域を問わず一定の水準で同事業を利用できる体制の構築の一助となる「日常生活自立支援事業実施のための手引き・様式」の検討を行った。

ⅲ　判断能力が不十分な者の置かれた状況に応じて適切な支援を受けられるよう、「成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業」の実施を通じて、都道府県等に制度間の移行調整等を行う連携コーディネーターを配置すること等により、日常生活自立支援事業と成年後見制度、生活困窮者自立支援制度等関連諸制度間の連携強化に向けた取組の促進を図っている。

【中間年度における評価】

・　上記ⅰの「日常生活自立支援事業関連諸制度との役割分担検討チェックシート」において課題整理や検討の手法が示されており、支援を検討する際の会議で参考になったとの声もあるが、未使用の地域もあることから、厚生労働省においては、引き続き研修等で周知する必要がある。また、上記ⅲの「成年後見制度と権利擁護事業支援策等の連携強化事業」については、実施自治体数は近年増加（令和４年度 10 自治体、令和５年度は 13 自治体）しており、一定の進捗が見られる。しかし、生活保護制度との役割分担については、令和５年度の社会福祉推進事業の報告書において、一部の地域では、生活費の使い過ぎを防ぐ目的で、日常生活自立支援事業の利用が生活保護の受給要件であるかのような不適切な運用等がされているとの指摘がある。また、日常生活自立支援事業の待機者が生じていること、利用者数にばらつきがあることや同事業から成年後見制度への移行に課題があることの指摘について

は、待機者の定義や移行への課題が一義的でないこともあり、その定量的な把握や分析が十分にできているとは言えない。

・　上記ⅱの令和４年度及び令和５年度に実施した社会福祉推進事業において検討された手引き・様式については、現場の実態に即して検討する必要がある等の事情から、現場の運用への反映に時間を要している等の課題が見られる。

・　このほか、日常生活自立支援事業については、関係性の濫用防止及び意思決定支援確保の観点から、サービスを提供する専門員及び生活支援員とは異なり、本人の立ち位置に立って本人の意向、選好及び価値観に根差した意思決定を支持する役割を持つ者が関与できる仕組みを設けるべきとの指摘がある。

【今後の対応】

・　地域を問わず、一定の水準で日常生活自立支援事業が実施されるよう、厚生労働省においては、これまでの調査研究事業等で指摘されている課題（利用対象者の偏り（他の福祉施策との役割分担を含む）、利用手続に時間がかかること、サービス内容・利用手続に関する都道府県ごとの運用の違い、専門員や生活支援員の人材不足、都道府県社会福祉協議会が契約締結審査会を担う負担、実施主体が市町村でないことにより成年後見制度との連携に支障があること、都道府県の財政支援が十分でないこと等）に対応していくため、日常生活自立支援事業の利用状況等を適切に把握・分析しつつ、意思決定支援が適切に確保される仕組み、実施主体の在り方や財源確保のための検討とともに、日常生活自立支援事業の実施体制の抜本的な強化を図る必要がある。

　併せて、成年後見制度の見直しに関する調査審議の状況や「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の実績等も踏まえつつ、厚生労働省においては、成年後見制度と日常生活自立支援事業との今後の役割分担を整理した上での事業内容の見直しや利用契約の在り方等、日常生活自立支援事業の在り方の見直しや拡充についても検討する必要がある。

・　令和４年度及び令和５年度に実施した社会福祉推進事業の結果や現場の声等を踏まえ、厚生労働省においては、地域を問わず一定の水準で日常生活自立支援事業を利用できる体制を目指すための更なる運用改善に向け、日常生活自立支援事業実施のための手引き・様式の改定等を早急に進める必要がある。併せて、日常生活自立支援事業におけるキャッシュレスに対応した支援の在り方についても、検討を進める必要がある。

・　また、厚生労働省においては、生活困窮者自立支援制度の家計改善支援事業と日常生活自立支援事業等との連携を推進するため、関係機関への周知等が必要である。

②　新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討

　公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービス（簡易な金銭管理、入院・入所手続支援等各種の生活支援サービスをいう。以下同じ。）が、本人の権利擁護支援として展開されるよう、厚生労働省において、意思決定支援等を確保しながら取組を広げるための方策等について検討が進められている。また、関係省庁において、身寄りのない人も含め、誰もが地域において安心して暮らすことができるような取組も進められている。

【施策の進捗状況】

・　厚生労働省においては、令和４年度から開始した「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を通じ、「本人への意思決定支援や事業運営の透明性や信頼性を確保しながら、簡易な金銭管理など身寄りのない人達への生活支援のサービスを利用できるようにするための取組（テーマ２）」の促進を図っており、実践事例を通じた課題の把握等を進めている（実施自治体：令和４年度７自治体（長野市・豊田市・八尾市・藤沢市・黒潮町・古賀市・京極町）、令和５年度９自治体（長野市・豊田市・八尾市・藤沢市・黒潮町・古賀市・京極町・山口市・大川市））。

　また、厚生労働省における令和５年度委託事業「成年後見制度利用促進・権利擁護支援方策調査等一式（以下「令和５年度委託事業」という。）」により、持続可能な権利擁護支援モデル事業の実践事例について把握を行うとともに、取組拡大に向けて解消すべき課題の整理や効果的方策の検討を行った。

　さらに、厚生労働省においては、令和６年度から、身寄りのない高齢者等が抱える生活上の課題に対応するためのモデル事業（以下「身寄りモデル事業」という。）として、身寄りのない高齢者等の相談を受け止め、地域の社会資源を組み合わせた包括的マネジメント等を行うコーディネーターを配置した窓口の整備を図る取組や、民間事業者による支援を受けられない人等を対象とした総合的な支援パッケージを提供する取組を試行的に実施し、課題の整理等に向けて取り組んでいる。

　併せて、総合的な権利擁護支援策の充実については、令和４年度から令和５年度までの間に、「総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・

グループ」を計３回開催し、モデル事業参加自治体から取組状況の報告等が行われた。

こうした経緯を経て、令和６年６月、厚生労働省において「地域共生社会の在り方検討会議」を立ち上げ、新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援について検討が進められている。

・　障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針に基づき、公的機関及び民間事業者において合理的配慮の提供が進むよう、内閣府及び各府省庁が連携し、事業所管ごとの相談窓口の明確化、障害者差別に関する相談を適切な相談窓口等に取り継ぐ「つなぐ窓口」の開設等、相談体制の整備を進めるとともに、合理的配慮の事例等を収集・整理してデータベース化し公表する等、周知啓発等を実施している。

・　身寄りがない人等であっても、地域において安心して暮らすことができるよう、関係省庁において、以下の取組が実施されている。

ⅰ　厚生労働省においては、介護保険施設への入所等希望者に身元保証人等がいないことは、サービス提供を拒否する正当な理由には該当しないことを示した「市町村や地域包括支援センターにおける身元保証等高齢者サポート事業に関する相談への対応について」（平成 30 年８月 30 日付厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知）について、毎年、地方公共団体担当課長会議において周知を図っている。

ⅱ　厚生労働省においては、入院による加療が必要であるにもかかわらず身元保証人等がいないことのみを理由に入院を拒否することは医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 19 条第１項に抵触することを示した「身元保証人等がいないことのみを理由に医療機関において入院を拒否することについて」（平成 30 年４月 27 日厚生労働省医政局医事課長通知）について、引き続き、周知を図っている。さらに、令和４年７月に「「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」に基づく事例集」の公表を行っており、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人への支援に関するガイドライン」（令和元年５月公表）と併せ、地方公共団体担当課長会議や市町村セミナーにおいて周知を図っている。

ⅲ　国土交通省においては、平成 30 年３月、公営住宅管理標準条例（案）における保証人に関する規定を削除する改正を行い、公営住宅を管理する地方公共団体に対する保証人規定の見直しの要請や

研修等の場を通じた周知を図っている。

ⅳ　また、総務省においては、令和５年度に、「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果報告書」（令和５年８月総務省行政評価局）を公表している。さらに、「認知症と向き合う『幸齢社会』実現会議とりまとめ」（令和５年 12 月）において、身元保証事業者について「契約手続や事業者が開示すべき事項等を定めた利用者の適切な事業者の選択に資するガイドラインの策定等、政府全体として課題への対処、整理が必要な状況」とされたことを受け、関係省庁においては、高齢者等終身サポート事業について、適正な事業運営を確保しつつ、事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できるように、令和６年度に「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」（令和６年６月）の策定を行い、その周知・徹底に取り組んでいる。

【中間年度における評価】

・　新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援を検討する観点から、令和４年度以降、「総合的な権利擁護支援策の検討ワーキング・グループ」において議論が行われるとともに、厚生労働省においても、「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を開始し、モデル事業の取組拡大に向けて、令和５年度委託事業において財源確保策の検討等解消すべき課題の整理や効果的な方策の検討を行う等、取組を広げるための検討が一定程度進められてきた（専門家会議委員から出された主な意見は別紙１参照）。

これらの取組を通じて、モデル事業に関して、第三者による預金引出しについて、市町村単位の努力だけでは金融機関の理解・協力が得られないこと及びこれに端を発し、日常的金銭管理サービス事業者の確保が困難であり、意思決定サポーターや監督・支援団体に期待される具体的な役割・立ち位置が明確にならないこと、意思決定サポーターの養成が進まないこと等の課題が把握された。一方で、モデル事業の実施状況を踏まえて、モデル事業の全国展開等の総合的な権利擁護支援策に関して新たな支援や制度が必要である、日常の金銭管理に関して必要な支援を受けられる体制の整備及びその際の意思決定支援の確保が重要である、意思決定支援の役割を担える市民の育成が大事である等の意見があった。

これらを踏まえて、令和６年６月に厚生労働省が立ち上げた「地域共生社会の在り方検討会議」において、総合的な権利擁護支援策について

の検討を進める取組が行われている。

ただし、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるための運営の透明性や信頼性の確保の方策については検討が十分ではない。また、頼れる身寄りがない人の支援策については、資力の有無にかかわりなく支援を受けられる仕組みの構築を目指すべきではないかとの指摘がある。

・　合理的配慮の理解浸透や身元保証が不要であることを前提とする周知等については、関係省庁によって継続的な取組が実施されている。

一方で、身元保証については、介護施設等において身元保証人を必要としない体制づくりに向けた検討を行う必要があるとの指摘や、上記の「身元保証等高齢者サポート事業における消費者保護の推進に関する調査結果報告書」において、身元保証人が求められている現状に係る地方公共団体等の意見として、「厚生労働省からの通知により保証人等がいないことを理由に医療機関への入院や介護施設等への入所を断ることはできないはずだが、現状ではいまだに保証人等を求められることが多い。」との指摘がある。

また、高齢者等終身サポート事業については、運営の透明性や信頼性確保の方策については検討が十分でないことや、監督省庁が定まっていないこと等の課題についての指摘がある。

このほか、令和５年度委託事業では、持続可能な権利擁護支援モデル事業実施自治体の取組を通じて、身寄りを頼れない人の生活支援において、予納金等入院費用の支払いや、医療機関内における同席（検査の待ち時間も含む）の課題が指摘されている。

【今後の対応】

・　総合的な権利擁護支援策の充実については、上記の「地域共生社会の在り方検討会議」において、これまでの専門家会議における検討結果や同会議委員から出された意見（別紙１参照）等を十分に踏まえつつ、令和７年夏目途のとりまとめに向けて検討を進め、令和７年夏以降、関係審議会での議論を経て、厚生労働省において、その結果を基に、新たな連携・協力体制の構築による生活支援や意思決定支援の在り方、中核機関の位置付け等について、所要の対応を行う必要がある。併せて、身寄りモデル事業を踏まえた今後の取組の在り方についても、一体的に検討を進める必要がある。

生活支援等のサービスが本人の権利擁護支援として展開されるための意思決定支援の在り方について検討を行うに当たっては、市民感覚・

当事者目線に基づき本人の意向、選好及び価値観に根ざした本人の意思決定に寄り添う、権利擁護支援における役割を考慮した市民・ピアサポートの参画や、意思決定支援の確保に関して協働しつつ相互に牽制し合う支援チームの形成、関係性の濫用等が生じた場合に適時・適切に調査・介入できる権限を有する機関の存在等を十分考慮し、意思決定支援の確保を目的とした相互牽制機能（意思決定における本人の自律性と主導権を確保するため、意思決定支援に関わる複数の主体がそれぞれ独立した立場から確認、評価し合うことにより、本人の意思決定を支援する枠組みの透明性を確保し、もって本人の意思決定に対する関係性の濫用及び不当な影響力の行使を抑制する機能）の確立が十分に図られる必要がある。併せて、市町村の関与がある場合の市町村への財政支援も検討が必要である。

・　判断能力が不十分な者を地域で支えていくには、預貯金の取扱いを含めた財産管理をどのように支援していくかが重要であるところ、第三者の支援による本人の預貯金の引き出しについて金融機関の理解が得られないとの指摘があること等を踏まえ、金融庁及び厚生労働省においては、金融機関における権利擁護支援の実践への連携・協力を果たす取組について、理解と周知が図られるよう連携して取り組んでいく必要がある。

・　誰もが地域において安心して暮らすことができるよう、関係省庁においては、身元保証が不要であることについて、様々な機会を捉え、各種通知やガイドライン等の周知を継続する等、引き続き、周知を行っていく必要がある。

また、高齢者等終身サポート事業の健全な発展を推進し、利用者が安心して当該事業を利用できることに資するようにするため、関係省庁においては、引き続き「高齢者等終身サポート事業者ガイドライン」の周知・徹底に努めるとともに、同ガイドラインの履行を確保するための方策について検討する必要がある。

さらに、上記の頼れる身寄りのない人の生活支援における入院費用の支払等の課題に関する指摘も踏まえ、厚生労働省においては、身寄りモデル事業の取組を深めていく必要がある。

③　都道府県単位での新たな取組の検討

寄付等の活用により多様な主体が権利擁護支援の取組に参画する方策や公的な関与の下での支援困難事案等の法人後見を実施する方策等、都道府県単位での新たな取組の検討を進める観点から、厚生労働省において、

以下の検討が進められている。

【施策の進捗状況】

厚生労働省においては、令和４年度から開始した「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を通じて、寄付等の活用による多様な主体の参画を促進する観点から「民間企業や地域住民から資金を調達することにより、公的財源では性質上対応困難な権利擁護支援の課題への柔軟な対応を可能とする取組（テーマ３－１）」を、公的な関与による後見の実施を促進する観点から「虐待等の個人や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難事案について、都道府県が支援する法人が組織体制を整えて法人後見を行う取組（テーマ３－２）」を実施しており、実践事例の拡充に努めている（モデル事業（テーマ３－１）実施自治体：令和４年度１自治体（長野県））。

また、令和５年度委託事業において、上記テーマ３－１に関して、都道府県が取り組む上での課題等の整理も行った。

【中間年度における評価】

持続可能な権利擁護支援モデル事業のテーマ３－１は、都道府県単位で寄付を集め、都道府県内の権利擁護支援団体（市町村社会福祉協議会や法人後見実施団体等）に分配するということに、都道府県が取り組む有用性が理解されにくいこと、テーマ３－２は、都道府県が虐待等の個別事案への直接的な支援を行う経験や、法人後見業務に関与する等の経験もほぼ無いということ等から取組の広がりが難しいことが確認されており、この２年間でモデル事業の実践事例がテーマ３－１の１件しかなく、都道府県単位での新たな取組の検討について、厚生労働省において、十分な検討が積み上げられてきたとは言えない。

また、都道府県からは、テーマ３－２について、公的関与が必要な法人後見の在り方と、一般的な法人後見の担い手の育成とは分けて考えるべきではないかとの意見もあった。

なお、テーマ３－１の１件については、本モデル事業の実施を経て、自主的な取組として実践されていることが確認された。

【今後の対応】

今後、誰もが判断能力が不十分となる可能性があり、また、認知症高齢者の急激な増加に向き合うために、「新しい認知症観」への理解を地域住民や企業等が深めつつ、権利擁護支援の充実に向け多様な主体の積極的

な参画と適切な役割を発揮できる取組や、虐待等の個人の後見人等や一般的な法人後見では対応が難しい支援困難な事案についても都道府県等の適切な関与を受けつつ法人後見を実施できる体制を都道府県単位でどう整備していくか、また、権利擁護支援の柔軟な対応を可能にするための資金をどう調達していくかは重要な課題である。

厚生労働省においては、持続可能な権利擁護支援モデル事業のテーマ３－１の取組は、自走している事例があることから、その進捗状況を確認しつつ、その効果や課題の周知を図る必要がある。また、テーマ３－２の取組は、令和６年度に新たに取り組む都道府県が出てきたことから、その取組を通じて課題等の検証を行い、専門機関との連携の体制づくりの在り方等、他の都道府県の取組につながるよう検討を進めていく必要がある。

２　尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

成年後見制度の運用改善については、尊厳ある本人らしい生活を継続するために、（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透、（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等、（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和、（４）各種手続における後見事務の円滑化等、という４つの課題を掲げ、関係省庁等や専門職団体等において、以下のような具体的な施策を進めている。

（１）本人の特性に応じた意思決定支援とその浸透について

意思決定支援は権利擁護支援の重要な要素であり、意思決定支援の理念が地域に浸透することにより、成年後見制度を含む必要な支援に、適時・適切につなぐこと等ができるようになるほか、本人の自己決定の尊重や、本人の意思及び選好や価値観を適切に反映させることができるよう、後見人等を含む支援チームが意思決定支援の実践に取り組み、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる社会の実現のため、関係省庁等、地方公共団体及び専門職団体が連携しつつ、本人の特性に応じた意思決定支援という考え方の浸透に努めている。

【施策の進捗状況】

・　厚生労働省においては、令和４年度に、各種意思決定支援ガイドラインに共通する基本的な意思決定支援の考え方について整理した資料「LIFE～意思決定支援の基本的考え方～（以下「LIFE」という。）」を新たに作成し、公表を行った。さらに、様々な分野においてLIFEの研修資料・動画が活用されるよう周知を図った。

・　厚生労働省においては、成年後見制度の利用促進における意思決定支援の浸透のため、以下の取組を実施している。

ⅰ　成年後見制度利用促進ポータルサイトにおいて、意思決定支援に関する特設ページを設け、各種パンフレットやガイドライン等を掲載するとともに、具体的な事例の紹介を通じて、意思決定支援について総合的に考えることができるようにする等の工夫を行っている。

ⅱ　都道府県担当職員や専門アドバイザーに対し、「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に関する研修を行う際のポイントや、意思決定支援に関わる相談事例の対応方法等を内容とする「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」を実施している。

ⅲ　「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」に基づき、市民後見人・親族後見人・専門職後見人等を対象とした「後見人等への意思決定支援研修」を実施している。

ⅳ　「都道府県による意思決定支援研修等推進事業」の実施を通じて、都道府県による地域連携ネットワーク関係者に対する意思決定支援研修の実施を促進している。

・　厚生労働省においては、介護・障害・生活困窮・地域共生・医療等の各分野においても、研修・会議等の様々な機会を活用して、継続的に意思決定支援の浸透に向けた取組を実施している。

高齢者分野については、令和５年度に、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの活用状況や研修内容についての調査を実施した。その結果、意思決定支援に関する研修を実施している又は実施したことがあると回答した都道府県及び政令指定都市のうち、実技等も踏まえ、意思決定支援研修として独立して企画・実施する独立型研修を実施しているところが１割未満、他の研修に組み込んで基礎的な内容のみの研修としているところが８割程度あることが明らかとなった。また、令和６年の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」（令和５年法律第 65 号）の施行に伴い、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインの改訂及びモデル研修を実施している。

障害福祉分野については、令和６年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害福祉サービス事業等の指定基準に、「事業者は、利用者の意思決定支援に配慮すること」を明記する等、意思決定支援ガイドラインの内容を踏まえた見直しを行った。

生活困窮分野については、就労支援員・就労準備支援事業支援員初任者研修において意思決定支援に関する説明を行うとともに、「困窮者支援情報共有サイト～みんなつながるネット～」に LIFE を掲載し、常に支援員が確認できるようにしている。

地域共生分野については、包括的な支援体制の整備に携わる市町村職員等を対象とした重層的支援体制構築推進人材養成研修において LIFE の動画配信を行ったり、生活保護ケースワーカー対象の全国研修において意思決定支援研修のオンデマンド配信を継続したりしている。

また、医療分野については、地方公共団体担当課長会議において、「身寄りがない人の入院及び医療に係る意思決定が困難な人の支援に関するガイドライン」及び事例集等について周知し、地方公共団体においてもその内容をさらに現場に浸透させるため、引き続き周知を行うことや、身寄りがない人が適切な医療を受けることができるよう、協力を依頼している。

・　金融庁においては、令和６年４月、金融機関に対し、LIFE 等について周知を行った。

・　最高裁判所においては、制度運用上の対応として、身上保護や意思決定支援に関する報告項目を新設する等の後見等事務報告書式の見直しを実施した（令和７年４月から全国一斉に開始する予定。）。

権利擁護支援を行う３つの場面における「支援」機能を強化するためには、福祉・行政等と家庭裁判所との間で相互理解を図ることが求められているところ、家庭裁判所に対しては、地域の関係者による意思決定支援の取組、日常生活自立支援事業等の後見等開始申立て前における権利擁護支援の内容を理解することが期待されている。このような観点を踏まえて、家庭裁判所においては、意思決定支援を含めた権利擁護支援の理解を深める観点から、外部講師を招聘して研修を実施していることに加え、厚生労働省が実施する都道府県交流会や、地方公共団体が主催する意思決定支援研修に職員がオブザーバー参加したり、地域における関係機関との意見交換を行ったりする等、様々な取組を実施している。

・　専門職団体においては、以下の取組が実施されている。

研修制度において「意思決定支援」に関するプログラムを追加し、後見人等候補者名簿の登録要件に位置づけ、あるいは、同名簿の更新研修に位置づける等により、所属会員への研修受講を促進している。

また、セミナー等での啓発や都道府県ごとの自主的取組を展開するほか、意思決定支援研修への講師派遣等にも取り組んでいる。

【ＫＰＩの達成状況】

都道府県による意思決定支援研修の実施状況については、令和６年４月１日時点で 47 都道府県中、34 都道府県（約 72.3%）となっている。

【中間年度における評価】

・　厚生労働省において、各種意思決定支援ガイドラインに共通する意思決定支援の考え方を整理した資料（LIFE）を作成し、公表・周知を行うとともに、関係省庁等や専門職団体において、それぞれ意思決定支援の浸透に向けた取組が実施されている。

しかし、高齢者分野では、基礎的な内容のみの研修としているところも多く、十分な研修が行われていない。障害福祉分野では、意思決定支援専門コース別研修として 22 都道府県での実施に留まっている。

また、市民後見人や法人後見における意思決定支援の研修内容やガイドラインの活用状況についての実態は把握されていない。

・　都道府県による意思決定支援研修の実施状況については、都道府県が研修の実施に至らない要因として、研修の企画（対象者・内容や講師の調整等）が難しい、市町村からの研修実施に関する要望を待っているといった課題が確認されている等、十分な取組が実施されているとは言えず、ＫＰＩを達成できない見込みである（なお、令和６年４月１日時点で研修未実施の 13 都道府県中、９都道府県が令和６年度実施予定の意向である。）。

【今後の対応】

・　厚生労働省においては、成年後見制度利用促進ポータルサイト上の情報提供の充実等を図りながら、都道府県が、権利擁護支援に関わる専門職団体、関係機関、当事者団体等の幅広い関係者に向けた意思決定支援研修を実施できるよう、「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」等を更に充実していく必要がある。

なお、「後見人等への意思決定支援研修」の実施に当たっては、見直し後の後見等事務報告書式が令和７年４月から全国で運用開始されることを踏まえ、後見人等が意思決定支援を踏まえた後見事務を遂行できるよう、意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン及び所定のアセスメントシートが適切に活用されるような研修とすることに留意する必要がある。

また、高齢者分野において、独立型研修の更なる実施に向けた取組が必要である。加えて、市民後見人における意思決定支援の研修内容等の

実態を把握する必要もある。さらに、認知症の人や家族等に対し、本人ミーティングや認知症カフェ等の場を活用しながら意思決定支援について広く普及を図るとともに、認知症ケアパスにも意思決定支援の内容が盛り込まれるよう、普及啓発を行うことで、意思決定支援の重要性の理解促進を図ることが期待される。また、認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドラインについて、意思決定支援に関する専門職向けのリーフレットを作成し、それを活用した普及啓発を推進することも期待される。

障害福祉分野において、意思決定支援の研修内容等の実態を把握し、意思決定支援専門コース別研修の更なる実施に向けた取組や、研修における障害当事者やピアサポーター等との連携を進める必要がある。また、障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについては、障害者権利条約及び令和４年 10 月の障害者権利委員会からの総括所見、並びに障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の趣旨を踏まえた改訂も含め、見直しを検討する必要がある。

・　意思決定支援に関する研修を実施していない都道府県が抱える課題（研修の企画が難しい、市町村からの要望を待っている等）に関し、厚生労働省においては、都道府県に対して、国が実施する意思決定支援研修や同研修を受講した専門アドバイザーについての情報提供、研修実施の必要性の周知を行い、研修未実施の都道府県が早急に研修を実施できるよう支援する必要がある。

意思決定支援に関する研修を実施していない都道府県においては、上記の国の支援も活用しながら、早急に研修を実施する必要がある。また、意思決定支援に関する研修を実施している都道府県においても、研修を継続することが期待される。

・　関係省庁においては、当事者の視点が重要であることを踏まえ、研修講師に迎えたり、より意思決定支援に焦点を当てた内容への見直しを行ったりする等、引き続き、研修や各種周知活動の実施等を通じて、様々な分野における意思決定支援の浸透を図っていく必要がある。

・　身上保護事務については、その結果のみならず、一連の身上保護事務のプロセス全体を見た上で適切に監督されることが、後見人等の意思決定支援に対する意識の向上の契機となり得ると考えられるところ、家庭裁判所には、意思決定支援やチームによる支援についての理解を深めるとともに、司法機関としての立場から、身上保護事務につき、引き続き、適切に監督を行うことが期待される。

・　専門職団体においては、引き続き、会員に対し、意思決定支援に関す

る研修受講を促進するとともに、その専門性を活かし、更なる意思決定支援の浸透に向けた取組の実施が期待される。

（２）適切な後見人等の選任・交代の推進等について

全国どの地域においても、成年後見制度の利用を必要とする人が、尊厳のある本人らしい生活を継続できるようにするためには、権利擁護支援チームの形成支援・自立支援の過程において、後見人等に関する本人・親族等や支援者の意向等も踏まえた支援方針の検討・調整等が行われ、その情報が家庭裁判所に示されることを通じ、後見人等の選任や交代が適切に行われることが望ましい。また、適切な後見人等の選任・交代のためには、後見人等に対して適切な報酬が支払われることも重要となる。これらを踏まえ、関係省庁等、地方公共団体及び専門職団体において、以下のような取組を行っている。

①　家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代の推進

後見人等の選任・交代は、家庭裁判所の判断事項であるが、後見人等の受任者調整等によって、権利擁護支援チームの形成支援機能が発揮され、家庭裁判所が同支援機能により示された情報を十分に考慮した上で適切な後見人等の選任・交代を判断することによって、後見人等の選任後の円滑なチームによる支援につながり、本人中心の権利擁護支援が実現されることになる。

【施策の進捗状況】

・　受任者調整の意義や重要性に鑑み、市町村や都道府県においては、市町村長申立事案の検討会議や中核機関がコーディネートする申立て支援の検討会議において、適切な推薦候補者の検討を行う等の受任者調整の取組が各地で広がり始めている。

また、このような受任者調整等による権利擁護支援チームの形成支援機能の意義や重要性に鑑みて、家庭裁判所では、受任者調整会議の見学等の取組を通じて、受任者調整に関する理解を深めている。

・　平成 31 年（令和元年）から令和５年までの間における全国の市民後見人の選任件数の平均は約 308 件／年であり、選任全体に占める平均割合は約 0.8%／年である。なお、同期間において市民後見人の選任がない家庭裁判所は 12 庁である。

・　地域の実情に応じて、一部の家庭裁判所では、親族後見人を選任した上で、一定期間の後見監督人による助言指導により職務に習熟してもらうための取組が行われており、親族後見人が候補者として挙げられている事案では、８割以上で親族後見人が選任されている。なお、家庭裁判所が、不正事案への対応のために、親族後見人の選任をしない等の実情はない。

・　本人の状況の変化等を踏まえた後見人等の柔軟な交代を可能とする観点から、地方公共団体や家庭裁判所において、以下のような取組が行われている。

ⅰ　家庭裁判所において市民後見人の選任がふさわしい事案については市民後見人候補者から後見人等を選任することができるよう、①家庭裁判所との協議の場を増やし、市民後見人候補者イメージの共通認識を深めるとともに、②本人の状況を整理し、支援方針等の検討の標準化・可視化を図る「受任チェックリスト」を作成し、後見人等の選任申立の申立書に添付することにより、後見人等の候補に至った経緯や内容を家庭裁判所に対して情報提供している中核機関がある。

ⅱ　定期的な会議を通じて都道府県社会福祉協議会及び家庭裁判所との緊密な連携を図るとともに、都道府県が声かけを行い、市町村が実施主体として開催する圏域別意見交換会において、受任者調整や後見人等の交代について、イメージし易いように事例を通じて考え方を学んだり、家庭裁判所の選任イメージを共有するといった取組を積み重ねることにより、中核機関の整備や、都道府県社会福祉協議会及び家庭裁判所との連携を図ることで、本人への適切な支援が可能となり、市民後見人等への交代も進めやすくなるといった認識の共有を図っている都道府県がある。

ⅲ　市民後見人がふさわしい事案における市民後見人の選任という観点から、家庭裁判所においては、柔軟な選任形態（複数選任や後見監督人の選任等）とする等の運用上の工夫が行われている。また、複数の家庭裁判所において、専門職団体や中核機関との意見交換や、関係機関との市民後見人リレーフローの共有等の取組を通じて、市民後見人へのリレーを可能とする環境づくりにも努めている。

【中間年度における評価】

家庭裁判所において、司法機関としての立場から可能な範囲で、現行法の枠組みの中で様々な工夫が行われているが、適切な選任のための自律的な検討がなお期待される状況にある。

家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代を推進するためには、家庭裁判所の自律的な検討や専門職団体による候補者調整等の取組だけに委ねられるべきものではなく、申立てに至るまでに、地域連携ネットワークの一員である市町村・中核機関が専門職団体等と連携して果たす権利擁護支援チームの形成支援機能により、権利擁護支援の方針の検討・適切な申立ての調整・権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援がなされることが重要である。こうした権利擁護支援チームの形成支援機能の一環として行われる受任者調整の取組については、市町村長申立以外の事案も対象に実施している地域もあれば、受任者調整を全く実施していない地域もある等、現状では地域差が大きい。受任者調整を実施している場合であっても、会議の構成員、対象事案の範囲、調整基準の有無、家庭裁判所や関係団体との情報共有の有無等の実施方法は、地域ごとに様々である。

また、家庭裁判所による適切な後見人等の選任・交代を行うに当たっては、専門職団体による候補者推薦の取組も重要である。

さらに、後見人等の交代については、本人の意向や環境の変化等の事情を踏まえて、後見人等が自発的に交代に応じることもあるが、本人や後見人等以外の権利擁護支援チームの構成員が後見人等の交代を望んでいるにもかかわらず、後見人等の理解を得ることができないため、交代が実現できずに苦慮している実情があるとの指摘もある。

【今後の対応】

- 後見人等の選任・交代は、家庭裁判所の判断事項であるものの、適切な後見人等の選任・交代が図られるためには、地域連携ネットワークにおける受任者調整会議の設置（市町村単位での設置のほか、圏域単位や都道府県単位の協議会の活用を含む。）、権利擁護支援方針の検討、地域連携ネットワークの関係者・後見人等候補者との各種調整の実施、権利擁護支援チームによる支援開始後における中核機関や専門職団体等によるバックアップ等、権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能の充実に向けた環境の整備が重要であり、市町村・中核機関、都道府県及び専門職団体等の地域連携ネットワークの関係者においては、権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能の強化に向けた取組が求められる。
- 厚生労働省においては、適切な後見人等の選任・交代のためには地域連携ネットワークにおける権利擁護支援チームの形成支援機能の一環として行われる受任者調整の充実が求められるため、市町村規模に応じた受任者調整の実施体制のパターンや都道府県単位・圏域単位での取組方策、受任者調整に必要となる情報の整理、福祉・行政等によるチームの形成支援の観点からの後見人等候補者の選定の目安・考え方の整理、地域連携ネットワークの関係者との共通認識の醸成に向けた取組の在り方等に関する手引きを作成するとともに、必要に応じた都道府県の協議会の活用等も促しながら、各地域における権利擁護支援チームの形成支援機能・自立支援機能の強化に向けた取組を更に促進する必要がある。
- 本人や後見人等以外の権利擁護支援チームの構成員が後見人等の交代を望んでいるにもかかわらず、後見人等の理解を得ることができないため、後見人等の交代が実現できずに苦慮している実情があるとの指摘への対応については、まずは、権利擁護支援方針の検討の際に、対応すべき課題、後見人等に求められる役割、課題解決後の後見人等の交代の方向性等について、権利擁護支援チームにおいて確認し、後見人等の選任後の権利擁護支援チームによる支援の開始の際に、支援方針や役割分担の再確認とともに、支援の実施状況や課題の解決状況等を確認する時期を定めておくことを基本としつつ、本人に対する適時のモニタリングを通じて、必要に応じ本人に対する支援の在り方を見直すとともに、後見人等の交代の検討や調整を行うことが重要である。

これに加え、権利擁護支援チームにおいて、後見人等に明らかな不適正・不適切な事務が疑われる事案を発見した場合には、家庭裁判所に対して適時・適切に連絡を行うとともに、権利擁護支援チームの自立支援を行うに際して、後見人等の交代が必要と思われる場合には、適時の交代につなげられるよう、後見人等の辞任・選任の申立てに係る必要な調整ができる体制を構築することが望ましい。なお、解任権等の判断作用を背景に後見人等の監督を行うという司法機関としての性質上、家庭裁判所では、後見人等に不適正・不適切な事務が認められない限り、後見人等に対して辞任を促すことができないことについては留意が必要である。

また、厚生労働省においては、後見人等の交代に関し、現行制度上での運用上の工夫により対応できない事案等について、事例の収集等を行うことが期待される。

- 家庭裁判所においては、権利擁護支援チームの形成支援の観点を踏まえた受任者調整会議の意義や同支援の重要性について、同会議の見学等の取組を通じて理解を深める等、引き続き、相互理解を基盤とする地域連携の取組を続けることが期待される。また、最高裁判所において

は、家庭裁判所に対して、①選任の判断に当たり受任者調整会議の結果等権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報を十分に考慮することの重要性や、②地域において選任の考慮要素や後見人等候補者イメージを共有することの重要性について、引き続き周知することが期待される。

なお、適切な選任等のためには、後記４（２）及び４（３）②のとおり、専門職の質の向上や担い手の育成、報酬助成といった関係省庁及び専門職団体による環境の整備が必要不可欠である。家庭裁判所においては、専門職団体における研修や市民後見人養成研修等、関係機関が行う担い手の確保・育成等の推進の取組についても引き続き積極的に協力することが期待される。

② 後見人等に関する苦情等への適切な対応

後見人等に関する苦情等には、後見人等の不適正・不適切な職務に関するものだけでなく、後見人等が本人・親族等や支援者の意向等に沿わないことへの不満、本人・親族等が成年後見制度・実務への十分な理解がないこと、本人や支援者とのコミュニケーション不足によって生じる意見の食い違い等様々なものがある。このことを踏まえ、関係省庁等、地方公共団体及び専門職団体が連携協力して、苦情を生じさせないための土壌を形成するとともに、苦情等に適切に対応できる連携のしくみを地域の実情に応じて整備していく必要がある。

【施策の進捗状況】

・ 後見人等に関する苦情等への対応等、対応困難事案に関して、市町村・中核機関が関係機関・関係団体と連携しながら対応できるようにするための方策については、「地域連携ネットワークワーキング・グループ」において、令和４年度から令和５年度までの間に、計４回の議論が行われた。同ワーキング・グループにおいては、後見人等に関する苦情等に対応する各関係機関の役割を踏まえた連携体制を明確にするとともに、後見人等を含む適切な権利擁護支援チームによる支援を確保することによって、本人を中心とした権利擁護支援の推進を図る観点から、「後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー（案）」を作成し、モデルとなる地域で試行を行った結果、中核機関と専門職団体が適切に連携することによって、後見人等の交代に至った事案があった。その際、最高裁判所において試作した専門職後見人等の不適正・不適切な事務に関する連絡シートが利用された。

・ また、「後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー（案）」の試行を踏まえ、厚生労働省においては、地域での取組が進むよう、令和６年度、「中核機関コーディネート機能強化事業」の支援メニューに、後見人等の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築等を内容とする取組を追加し、これを活用して、対応困難事案に対応するための関係機関間の連携に向けて一部の市町村が取り組み始めている。

【中間年度における評価】

・ 対応困難事案への対応に関して、「地域連携ネットワークワーキング・グループ」において試行を行った結果、現時点で、全国一律の連携フローを画一的に運用することは困難であり、当面は地域の実情に応じた形で関係機関間の相互理解を深める取組を進めていくことが肝要とされつつ、今後の課題として、以下の指摘がされた。

ⅰ 苦情と呼ばれるものについて、背景事情が異なる区分け、類型を整理することが大切であること。

ⅱ 成年後見制度の利用前に、本人のみならず家族を含めた課題が整理され、本人について、成年後見制度の利用の必要性を含めた支援方針の検討を行うとともに、権利擁護支援チームの形成支援を踏まえた受任者調整がなされる等、苦情等を生じさせないための土壌の形成が大切であるとともに、苦情等が生じた場合の体制づくりもまた必要であること。

ⅲ 本人のニーズに即して対応するためには、本人の関与・当事者視点が必要であること。

ⅳ 本人に情報提供の同意が得られない場合等、他機関との情報のやり取り、個人情報の取扱いが課題であること。

ⅴ 後見人等も含めた権利擁護支援チームとしての対応方法を見直すためのしくみ（権利擁護支援チームの自立支援機能）が必要であること。

ⅵ 中核機関を法定の機関として位置付け、その役割や機能を明らかにする必要があること。

ⅶ 不適正・不適切な後見事務を疑わせる具体的事情がある場合でも、地域全体としてどのような解決を図ることが適切かという観点から、関係機関が連携して対応することが有効であること。

・ なお、後見人等に関する苦情等の中には、後見人等に本人の意思の尊重やチーム支援の意識が十分に備わっていないことに起因するものも見受けられ、後見人等の質の向上を図ることも重要である。

・　また、上記「中核機関コーディネート機能強化事業」に追加された支援メニューにより、現在、関係機関の相互理解の促進や対応困難事例における連携方法等を検討するための会議を設置し、中核機関におけるコーディネート機能の強化に取り組んでいる市町村がある。

【今後の対応】

・　本人や支援者に成年後見制度やその実務への十分な理解がないことや、本人や支援者と後見人等との間のミスマッチやコミュニケーション不足等による苦情等を生じさせないためには、権利擁護支援の検討に関する場面における権利擁護の相談支援機能が十分に発揮されることや、成年後見制度の利用の開始までの場面において、後見人等の受任者調整等によって、権利擁護支援チームの形成支援機能が十分に発揮されることが重要であり、また、家庭裁判所が同支援機能により示された情報を十分に考慮した上で適切な後見人等の選任を行うこと（苦情を生じさせないための土壌づくり）が期待されるが、この点については、２（２）①を参照。

　また、苦情となる前の意見・要望を発信しやすい環境を形成することも重要である。

　さらに、寄せられた苦情等について、苦情等の性質や苦情が寄せられた機関の性質に鑑み、必要な範囲で適切に対応することが期待される。

　また、苦情を生じさせないための土壌を形成するとともに、後見人等も含めた権利擁護支援チームとしての対応方法を見直すためのしくみづくりのためには、権利擁護支援チームの形成支援のみならず、同チームの自立に向けた支援が適切に行われることが重要であり、市町村・中核機関、都道府県及び専門職団体等の地域連携ネットワークの関係者においては、引き続き、権利擁護支援チームの形成支援及び自立支援に向けて取り組むことが期待される。

・「後見人等に関する苦情等に対応する関係機関間連携フロー（案）」は、モデルとなる地域で試験的に運用するために作成されたものであり、体制整備の状況や関係機関間の連携の現状については、地域差もあることから、家庭裁判所、専門職団体、市町村・中核機関、都道府県等においては、地域の実情に応じて、関係機関が果たすべき役割や苦情対応の実情につき、関係機関間の相互理解を深めるとともに、以下の取組を進めていくことが期待される。

　ⅰ　市町村・中核機関においては、苦情等が権利擁護支援チームとしての対応方法を見直すための契機の一つともなることを踏まえ、

その規模や地域の実情に応じ、身上保護に関する支援への苦情を含めた後見人等や権利擁護支援チームの関係者からの相談に適切に対応し、必要な周知を図ること。

　ⅱ　市町村・中核機関においては、苦情等の発生を未然に防止する観点から、専門職団体と連携しつつ、権利擁護支援チームの形成支援・自立支援機能が適切に発揮されるよう、必要な支援を行うこと。

　ⅲ　各専門職団体においては、各地域の実情に応じて、市町村・中核機関から各専門職団体に期待される対応イメージの共有を受け、団体ごとの特質や規模に応じて必要な相談窓口・相談体制を整えること。

　ⅳ　家庭裁判所は、不適正・不適切な後見事務がある場合に、司法機関としての立場から、適切に対応すること。

　ⅴ　後見人等に関する相談・苦情等の中には、市町村・中核機関及び専門職団体が連携することにより、権利擁護支援チームの形成支援・自立支援が必要な場合に適切な対応がなされ、また、家庭裁判所が不適正・不適切な後見事務がある場合に適切な対応がなされることが必要な場面もあることから、市町村・中核機関及び家庭裁判所において、相互に適時・適切に連絡をすることができるよう、双方向の情報共有の仕組みを整えること。

　ⅵ　前記ⅰからⅲまでの各取組のため、厚生労働省においては、先行する中核機関等の取組（都道府県の関与や専門アドバイザーの活用状況等を含む。）やこれまでの対応事例等について情報収集を行い、後見人等に関する苦情等に対応する一般的な対応スキーム（苦情等の受付から関係機関の連携も含めた終結まで）について整理・検討を行い、都道府県交流会等の機会を通じて提案及び周知を行うことで、苦情等への対応の促進を図ること。

・　また、厚生労働省においては、地域での苦情等への適切な対応の促進に資するよう、「中核機関コーディネート機能強化事業」を活用した後見人等の苦情対応等にかかる関係機関間連携の構築等に向けた取組について、実態把握を行い、効果検証に努める必要がある。

・　なお、後見人等の質の向上に係る取組については、前記２（１）並びに後記３及び４（２）を参照。

③　適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等

適切な報酬の算定、成年後見制度利用支援事業の推進等及び成年後見制

度の見直しに向けた検討について、以下のような検討が行われている。

【施策の進捗状況】

・　令和４年度から令和５年度までの間に「成年後見制度の運用改善等に関するワーキング・グループ」を計４回開催し、最高裁判所から、適切な報酬算定に向けた検討について報告が行われた。また、厚生労働省及び法務省から、報酬助成の推進等について報告され、また専門職団体からは、各専門職団体が受領している報酬の実態等について報告が行われた。

・　令和６年２月に新設された法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、成年後見人等の報酬の在り方も含め、成年後見制度の見直しに向けた調査審議が行われている。

　また、法務省においては、被後見人等を当事者とする民事裁判等手続を処理した法律専門職が、被後見人等の資力が乏しいために報酬を得られない事態が生じているとの指摘があること等も踏まえ、法律専門職である後見人等が民事裁判手続等を弁護士等に依頼する場合に、民事法律扶助の趣旨を没却しない範囲で、どのような場合に民事法律扶助の代理援助を利用することが必要かつ相当と認められるのかについて、法テラス・日本弁護士連合会及び最高裁判所との間で協議・検討を行っている。

・　厚生労働省においては、令和５年５月に「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」（事務連絡）を発出し、成年後見制度利用支援事業の対象として、「広く低所得者を含めること」「市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めること」等の留意事項を示すとともに、市町村における好事例の取組を周知した。

・　市町村においては、令和５年５月に厚生労働省が発出した事務連絡等も踏まえ、成年後見制度利用支援事業の要綱を改正する等、改善を図っている（市町村による成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直しに関するＫＰＩについては、後記４（３）②を参照。）。

・　最高裁判所においては、運用改善に向けた取組として、身上保護事務や意思決定支援に関する報告項目を新設する等の後見等事務報告書式の見直しを実施した（令和７年４月から全国一斉に開始する予定。）。また、報酬の算定は、家庭裁判所の判断事項であるものの、身上保護事務の報酬算定では、個々の法律行為等の結果のみに着目して評価するのではなく、一連の身上保護事務のプロセス全体を見て評価すること、財産管理事務の報酬算定では、資産額が非常に高額である事案については事務負担の程度等事案全体を見て評価するとともに、付加報酬については専門性を適切に評価するという観点から法テラスの代理援助立替基準を参考にすることについて、各家庭裁判所の共通認識を得た。さらに、最高裁判所においては、報酬額について、できる限り予測可能性を確保する観点から、報酬付与額の平均等の過去の実績を示すことを検討している。

【中間年度における評価】

・　成年後見制度の見直しに向けた検討の際に報酬の在り方についても検討を行うことについては、法務省において、法制審議会民法（成年後見等関係）部会等を通じて、着実に検討が進められている。

・　上記報酬の在り方の検討に併せて、厚生労働省においても、報酬負担が困難な方への報酬助成事業につき必要な対応を行う必要がある。

・　法律専門職である後見人等による民事法律扶助利用の在り方については、法務省において検討が進められているものの、計画年度中の運用の見直しも視野に入れ、早急に検討を行うべきである。

・　適切な報酬の算定に向けた検討については、最高裁判所において、後見等事務報告書式の見直しが行われ、家庭裁判所において、報酬の算定に係る今後の方向性について共通認識を得るに至る等、運用面からの改善に向けた取組も進められている。さらに、最高裁判所において、報酬付与額の平均等の過去の実績を示すことについて検討等が行われているところであり、更なる運用面の改善も見込まれる。

・　成年後見制度利用支援事業の中で、申立費用助成及び報酬助成を対象としている市町村は、令和６年４月１日時点で高齢者関係では、1,637 市町村（約 94.0%）、障害者関係では 1,645 市町村（約 94.5%）と増加している。また、成年後見制度利用支援事業を実施している市町村のうち、市町村長申立て以外にも対象を拡大している市町村は、高齢者関係と障害者関係ともに 1,241 市町村（約 72.9%）、生活保護世帯以外にも対象を拡大している市町村は、高齢者関係では 1,690 市町村（約 99.2%）、障害者関係では 1,687 市町村（約 99.1%）と増加している。他方、運用の実態については、利用支援事業の対象範囲や助成実績に地域差があること等への指摘があるため、詳細な実態を把握し、市町村への財政支援も含めた見直しが必要である。

【今後の対応】

・　法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、国内外の動向も踏まえつつ、成年後見制度の見直しに関する調査審議が行われているところであり、法務省においては、その調査審議の結果を基に所要の対応を行う必要がある。

　また、法務省においては、引き続き、総合法律支援法（平成16年法律第74号）に基づく民事法律扶助制度に関し、法律専門職である後見人等が民事裁判等手続を他の弁護士等に依頼する場合に、代理援助を利用できる対象や要件について、計画年度中の運用の見直しも視野に入れ、早急に検討を行うべきである。

・　厚生労働省においては、市町村の成年後見制度利用支援事業の報酬助成の対象範囲や助成実績及び課題等について、速やかな実態把握の実施により地域差等について明らかにし、関係機関への情報共有等を行うとともに、全国どの地域においても、本人の所得や資産の多寡にかかわらず、制度を適切に利用するためには、国において安定的な財政支援を行いつつ、全国の助成対象者や助成額等の基準を示すべきとの指摘等も踏まえ、地域支援事業や地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応を早期に検討する必要がある。

・　各市町村においては、厚生労働省により確認された地域差等の実態に対し、必要な技術的助言等を受けながら成年後見制度利用支援事業について必要な見直しを早期に検討することが期待される。併せて、都道府県においては、管内圏域の見直し状況の共有や意見交換の場の設定等、市町村が必要な見直しを検討できるような対応を行うことが期待される。

・　最高裁判所においては、令和７年４月からの新しい報酬算定の在り方の円滑な運用開始とその定着に向け、家庭裁判所に対し、必要な支援を行っていくことが期待される。

④　適切な後見人等の選任・交代の推進等に関するその他の取組

　適切な後見人等の選任・交代の推進等に関し、前記①から③までの取組に加え、本人情報シート（医師に本人の生活状況を客観的に伝えることで、医学的な判断をする際の参考資料として活用される書類）の更なる活用の推進が挙げられており、最高裁判所を中心に以下の対応が行われている。

【施策の進捗状況】

・　医師に本人の生活状況等を客観的に伝え、医学的な判断をする際の

参考資料である本人情報シートの更なる活用を推進する観点から、最高裁判所においては、毎年、精神保健指定医研修会等において、本人情報シートの存在や診断書を作成する際の有用性に関する説明を実施している。また、各家庭裁判所において、医師への本人情報シートの提出について、申立人への手続案内時に説明書やフローチャートを添付して丁寧に説明する等の工夫を行っており、本人情報シートの家庭裁判所への提出割合は、現在、概ね９割前後で推移している。

　なお、最高裁判所・家庭裁判所における後見申立等に関するその他の取組のうち、後見事務の報告に関する書類等の在り方に関しては、前記２（２）③を参照。

・　厚生労働省においては、後見人等の選任に係る申立て時に本人に関する情報が家庭裁判所へ適切に伝達されるよう、地方公共団体・中核機関・社会福祉協議会等の職員に対する研修において、本人情報シートの概要やその活用方法、具体的な書き方等について取り上げ、現場職員の能力向上を図っている。

【中間年度における評価】

　本人情報シートの活用の促進について、本人情報シートの家庭裁判所への提出割合は、現在、概ね９割前後で推移しており、全国的に定着している状況にある。

　最高裁判所においては、申立人等の事務負担の軽減や手続の迅速化の観点から、後見開始申立手続等のオンライン申立てに向けた検討を行っていくことが期待される。

　一方で、福祉関係者において、本人情報シートの作成や活用への理解が不足しているとの指摘もある。

【今後の対応】

　本人情報シートの活用の促進について、引き続き、各家庭裁判所において現状の取組を継続するとともに、最高裁判所においても家庭裁判所の取組の支援を行っていくことが期待される。本人情報シートは、判断能力の評価のみならず、適切な後見人等の選任を判断するためにも有益な資料となる点からも、その活用が一層期待されている。

　また、厚生労働省においては、本人情報シートを記載する福祉関係者向けや、後見制度を利用する当事者や家族等の当事者団体を対象とした研修の実施の検討も必要である。

（３）不正防止の徹底と利用しやすさの調和等について

成年後見制度をより安心かつ安全な制度とするため、不正事案の発生を未然に防止する観点から、関係省庁等及び専門職団体等を中心に民間企業の協力を得つつ、以下のような取組が実施されている。なお、地域連携ネットワークづくり関係については、後記３を参照。

①　後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金の普及等

後見制度支援信託及び後見制度支援預貯金は、後見人等の属性を問わず、広く後見人等による不正防止に有用であるとともに、財産管理の負担が軽減されることで親族後見人の適切な選任にも資するものであり、関係省庁等において以下の取組が実施されている。

【施策の進捗状況】

・　預金取扱金融機関において、後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入が促進されており、令和６年３月末時点の導入割合は、72.2%（個人預貯金残高ベース）となっている。なお、現時点で導入なしとする割合は 6.4%（個人預貯金残高ベース）となっており、「導入予定なし」と回答した金融機関の多くは、「営業店や担当者の事務負担が大きい、業務体制の構築が困難」、「顧客のニーズがないと考えている」等を理由として挙げている。

・　各家庭裁判所において、後見制度支援信託等の利用が相当とうかがわれる事案については、後見人等に対して、これらの仕組みを導入している金融機関の情報について案内を行っている。

・　令和５年１月、成年後見における預貯金管理に関する勉強会フォローアップ会議が開催され、保佐・補助類型を中心とした後見制度支援預貯金の導入状況等について情報共有が行われた。同会議においても、事務負担やシステム面での負担、費用対効果といった導入に向けた課題が挙げられたが、導入に向けて検討している金融機関が存在することが確認された。

【中間年度における評価】

預金取扱金融機関における後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入割合は、令和６年３月末時点で 72.2%となっており、近年、増加傾向にあることから、金融機関における導入や改善の取組に一定の進捗があったと考えられる。

【今後の対応】

後見制度支援預貯金・後見制度支援信託の導入の促進に当たっては、業界団体等において、留意点や事務フローの整備、裁判所との調整等、加盟金融機関へのサポートの役割が期待されるところであり、金融庁としても、関係省庁等と連携しながら、引き続き対応を促していく必要がある。

②　家庭裁判所の適切な監督に向けた取組

不正事案は減少しつつあるが、引き続き、不正防止を図る観点から、最高裁判所・家庭裁判所において、以下のような適切な監督に向けた取組が実施されている。

【施策の進捗状況】

各家庭裁判所において、後見等監督人の選任や後見制度支援信託等の利用指示等、不正防止に向けた取組を行っており、不正発生件数や被害額については、平成 26 年をピークに大幅に減少し、近年は年 100 件台後半で推移している。

最高裁判所においては、家庭裁判所に対し、個別の事情により後見制度支援信託・後見制度支援預貯金や後見監督人等の活用に向けた検討が進んでいない親族後見人等の事案についても、これらの不正防止策の適用を継続して検討することの必要性につき改めて周知した。

【中間年度における評価】

令和４年に計 191 件（被害額約７億５千万円）、令和５年には計 184 件（被害額約７億円）と微減であり、下げ止まっている状態ではあるものの、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行された平成 28 年（計 502 件（被害額約 26 億円））と比較すると、不正防止に向けた裁判所の取組が効果を上げていると評価できる。

【今後の対応】

最高裁判所においては、引き続き、不正防止に向けた取組を継続させることが期待される。また、金融庁においては、金融機関における保佐・補助類型を対象とする後見制度支援預貯金の導入の検討状況を把握するとともに、検討している金融機関がある場合には、成年後見制度の運用機能を担う家庭裁判所とも、必要に応じて連携していくことが期待される。

③　専門職団体における取組

後見事務における不正防止の取組を受任前・養成の段階から進める観点から、専門職団体において、家庭裁判所と連携しつつ、以下のような取組が実施されている。

【施策の進捗状況】

・　不正防止策としては、後見業務の心構え、倫理等の研修を通じて、専門職としての意識醸成を行い、また、個別の後見業務への相談・助言等を行う取組により、専門職としての質の確保に努めている。

・　また、団体への定期的な業務報告や家庭裁判所への定期報告書提出の管理により不適正な後見事務の早期発見とこれに対する助言等に繋げる取組を行うとともに、家庭裁判所との間で不適正な事務を発見した場合等の情報共有体制を検討して早期対応をはかっている。

【中間年度における評価】

各専門職団体において、不正防止に向けた取組が継続的に実施され、全体としては減少傾向にあるものの、専門職による不正事例の内訳を見てみると、令和４年に計 20 件（被害額約２億１千万円）であったものが、令和５年には計 29 件（被害額約２億７千万円）と増加している。また、成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行された平成 28 年の調査結果（計 30 件（被害額約９千万円））と比較しても、件数は同程度であるにもかかわらず、被害額が約３倍となっており、専門職団体による不正防止策は現時点で十分な効果があったとまでは評価することができない。

【今後の対応】

専門職団体においては、引き続き、各団体における不正防止に向けた取組を促進するとともに、不適正な事務の早期発見及び発見した場合における家庭裁判所との連携強化に取り組むことが期待される。

④　成年後見制度を安心して利用できるようにするための更なる検討

利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするには、不正防止策に加えて、後見事務に起因して生じた損害を補償する保険等の適切な事後救済策も重要であり、専門職団体を中心に、以下の取組が実施されている。

【施策の進捗状況】

後見事務に起因して生じた損害を補償する保険等の適切な事後救済に

係る取組として、専門職団体においては、後見人等による故意の不祥事があった場合にも被害弁償を一部担保する保証制度や交付金制度を導入したり、保険では補償ができない事由に対して被害者救済のための基金の運用が実施されている。

【中間年度における評価】

専門職団体において、保証制度・交付金制度・基金等が導入され、運用が行われており、利用者が安心して成年後見制度を利用できるようにするための環境づくりが進められている。

他方、後見受任している法人における保険の導入状況は把握されていない。

同様に、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体における導入状況も把握されていないとの指摘がある。

また、所属団体の違いにより救済の内容に差異が生じるため、専門職団体の枠組みを超えた取組の検討や市民後見人・親族後見人もカバーする仕組みの導入等の検討の必要性についての指摘もある。

【今後の対応】

・　専門職団体においては、引き続き、保険外での補償の取組を充実させることが期待される。

・　関係省庁等、専門職団体及び社会福祉協議会においては、専門職団体の検討状況等を踏まえ、引き続き、保険会社とも連携し、必要に応じ、適切な事後救済策の普及方策を検討することが期待される。

・　厚生労働省においては、後見受任している法人や市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体における保険の導入状況を把握し、その結果を踏まえて、法人後見の担い手の育成や市民後見人の育成・活躍支援の観点からも、必要な対応を行うことが期待される。

（４）各種手続における後見事務の円滑化等について

成年後見制度の利用者が、同制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、関係省庁において、成年後見制度の理解促進のための取組を行っている。

【施策の進捗状況】

・　厚生労働省においては、成年後見制度利用促進ポータルサイトに金融機関等地域の関係機関向けのページを設け、成年後見制度や後見人

等との連携についての理解促進に資する情報発信を行うとともに、厚生労働省が主催する市町村職員を対象とするセミナーや地方公共団体担当課長会議において、成年後見制度利用促進のための取組について周知を図っている。

・　金融庁においては、以下の取組を実施している。

ⅰ　令和４年４月、主要行等、全国地方銀行協会、第二地方銀行協会、信託協会との意見交換会において、成年後見制度の理解の促進や、高齢者等のニーズに適確に対応した金融サービスの提供に向けた取組を継続するよう要請を行った。

ⅱ　令和４年６月、生命保険協会、日本損害保険協会との意見交換会において、成年後見制度に関する保険会社職員等の理解や高齢者等のニーズに対応した商品・サービスの提供を促進するよう要請を行った。

ⅲ　令和６年４月、「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を改正し、合理的配慮の例として、金融機関の窓口対応等に当たっては、成年後見制度の利用だけではなく、障害の程度に応じてコミュニケーション手段を工夫し、顧客の理解を確認しながら説明する等、柔軟に対応することを追記するとともに、各業界団体に対して、当該改正内容を踏まえて、適切に対応するよう要請を行った。

【中間年度における評価】

成年後見制度に対する理解が不十分であることにより、成年後見制度の利用者が不利益を被るという課題については、金融庁においては、金融業界に対する複数回の要請を行っており、一定の評価ができるものの、金融機関の窓口の対応に課題がある、行政手続の場面においても、一定の改善はみられるものの、まだ十分ではない、との指摘もある。

また、新型コロナウイルス感染症関連の手続に見られたように、新たに生じた行政手続において、成年後見制度の利用者に関する手続的不利益が生じないための対応については、引き続き課題であるとの指摘もある。

【今後の対応】

関係省庁においては、成年後見制度の利用者が、成年後見制度を利用したことによって不利益を被ることのないよう、引き続き、様々な機会を捉え、成年後見制度に関する理解の促進に努めていく必要がある。

本中間検証報告書のとりまとめを受けて、厚生労働省においては、成年

後見制度の利用者が行政手続等の窓口において不利益を被ることのないよう、関係省庁及び地方公共団体に対して、同制度の理解促進の重要性を改めて周知するとともに、併せて、新たな行政手続を創設する場合には、成年後見制度の利用者が円滑に手続でき、不利益を被ることのない仕組みとなるよう検討することについても、関係省庁及び地方公共団体に対して、改めて周知する必要がある。

また、金融機関については、本人の権利侵害の防止の観点も鑑みつつ、令和６年４月に改正された「金融庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の趣旨を踏まえ、窓口における対応の向上を図っていくことが求められる。

３　権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

各地域において、現に権利擁護支援を必要としている人も含めた地域に暮らす全ての人が、尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域や福祉、行政等に司法を加えた多様な分野・主体が連携する仕組みをつくっていくことが重要であり、この地域連携ネットワークについて、地域における多様な分野・主体が連携する「包括的」なものとするとともに、圏域や都道府県単位の権利擁護支援のしくみも重ね合わせた「多層的」なものとしていく必要がある。

これを実現するため、市町村・中核機関において、協議会及び中核機関の整備・運営といった地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組んでおり、都道府県においては、市町村単位では解決が困難な広域的な課題への対応の観点から、厚生労働省においては、地方公共団体が進める地域連携ネットワークづくりを後押しする観点から、家庭裁判所においては、地域連携ネットワークの一員として成年後見制度の適切な運用・監督を行う観点から、専門職団体においては、福祉的又は法律的な支援が必要になる場合に専門分野に応じた役割を果たす観点から、当事者団体においては、本人に対するピアサポートや当事者の視点による本人を支える観点から、各種相談支援機関においては、権利擁護支援を必要としている人を必要な支援につなげる観点から、それぞれ相互に連携協力しつつ、以下の取組が実施されている。

【施策の進捗状況】

ア　地域連携ネットワークづくり及び同ネットワークの機能を強化するための取組

(ｱ) 地方公共団体

・　市町村においては、権利擁護支援に関する業務が市町村の福祉部

局が有する個人情報を基に行われることや、行政や地域の幅広い関係者との連携を調整する必要性等の観点から、権利擁護支援を行う３つの場面における「支援」機能に留意しつつ、「包括的」な地域連携ネットワークづくりに取り組んでいる。

具体的には、相談を受け止める中で権利擁護支援ニーズを把握できるように成年後見制度や相談窓口の周知、地域連携ネットワークのコーディネートを担う中核機関の整備、地域連携ネットワークの機能を段階的・計画的に充実していくために市町村計画の策定等を進めている。

また、法律専門職による支援を受けられるよう、地域連携ネットワークの協議会への法律専門職団体の参画を求める等、司法による権利擁護支援等を身近なものにするしくみづくりにも取り組んでいる。

・　都道府県においては、市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する都道府県自らの取組、国との連携確保等、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たすとの観点から、市町村同様に「支援」機能に留意しつつ、「多層的」な地域連携ネットワークづくりに取り組んでいる。

具体的には、広域的課題への取組や専門職との連携が十分でない市町村に対する支援の必要性等に対応するための協議会の設置、地域連携ネットワークの機能を段階的・計画的に充実していくために取組方針の策定等を進めている。

(ｲ) 関係省庁

・　厚生労働省においては、以下の取組を実施している。

ⅰ　「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」により、市町村における中核機関の整備を促進するとともに、中核機関を整備済みの市町村に対しては、中核機関における調整体制や後見人の苦情対応等にかかる関係機関間連携体制の構築等の中核機関によるコーディネート機能の更なる強化の促進を図っている（令和４年度延べ 322 自治体、令和５年度延べ 326 自治体）。また、中核機関の整備状況が十分でない市町村における体制整備を後押しするため、同事業を通じ、都道府県単位の協議会を設置し、法律専門職や家庭裁判所等と定例的な協議の場を設ける取組を促進する等、都道府県による市町村支援の強化の促進も図っている（令和４年度 41 自治体、令和５年度 41 自治体）。

ⅱ　中山間地、離島等の市町村において、法律専門職等の地域偏在により支援が受けにくい状況等を解消するため、「互助・福祉・司法における権利擁護支援の機能強化事業」により、地方公共団体がオンラインによる相談等を実施できるような体制整備等の促進を図っている（令和４年度 34 自治体、令和５年度 41 自治体）。

ⅲ　「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」の実施を通じ、地方公共団体職員・中核機関職員・都道府県アドバイザーに対し、地域連携ネットワークの構築や、中核機関のコーディネート機能の強化に資する内容の研修を実施している（受講者数：令和４年度 2,125 人、令和５年度 1,900 人）。

ⅳ　市町村・中核機関における相談体制の強化を図る観点から、全国権利擁護相談窓口（Ｋ－ねっと）を開設し、中核機関等のみでは解決できない課題について専門的な助言を行うとともに、相談対応を通じて各地域における地域連携ネットワークづくりの促進に努めている（相談件数：令和４年度 207 件、令和５年度 176 件）。

ⅴ　成年後見制度利用促進ポータルサイトにおいて、対象別（①本人・家族、地域の関係機関向け、②支援を検討している方（市民後見人、法人後見）向け、③後見人等向け、④地方公共団体・中核機関向け）に、成年後見制度利用促進に資する情報を掲載し、最新の情報や知見が全国的に共有されるよう努めている。なお、地方公共団体・中核機関向けのページには、成年後見制度利用促進体制整備研修で使用した資料や動画を掲載することにより、地方公共団体・中核機関等職員における理解の促進や更なるスキル向上を図る機会の提供に努めている。

(ｳ) 家庭裁判所

・　家庭裁判所においては、尊厳のある本人らしい生活の継続を実現することができるよう、成年後見制度の適切な運用・監督を行うことが期待されているが、このような観点を踏まえ、意思決定支援や、権利擁護支援チームによる支援の重要性について理解を深めている。また、権利擁護支援チームの形成支援機能により示された情報を共有し、これらも含めた各事案の事情を総合的に考慮し、後見人等の適切な選任を行うという観点から、チーム形成に向けた受任者調整のプロセスへの理解が期待されているところ、支部や出張所を含め、受任者調整会議の見学の取組を進めている。

・　複数の家庭裁判所では、家庭裁判所が後見人等を選任する際の考

慮要素をできる限り共有したり、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、後見人等候補者イメージの共通認識を深めている。

・　複数の家庭裁判所において、専門職団体・中核機関との意見交換や、関係機関との市民後見人リレーフローの共有等の取組を通じて、後見人等の交代に関するイメージの共有を進めるとともに、交代を検討すべき時期が到来した際に、家庭裁判所と中核機関が適時・適切に連絡できるしくみを整えている。

・　家庭裁判所では、地方公共団体や中核機関等に対して、講師派遣や統計データの提供を行っている。

・　家庭裁判所においては、支部や出張所を含め、地方公共団体や中核機関、専門職団体との間で意見交換会等を実施するとともに、地方公共団体等が主催する協議会（個別事案を取り扱う会議は除く。）にもオブザーバー参加する等の取組を行っている。また、裁判所内部の研究会等においても、福祉・行政等との「相互理解」をテーマとして意見交換を行う等、関係機関との連携の重要性について理解を深める取組を実施している。

(ｴ) 専門職団体

・　各地の会員に対し、成年後見制度の利用促進に関する法律をはじめ権利擁護支援に関する各種取組の解説を行うとともに、地域毎の仕組みづくりの方法、地域連携ネットワークの立ち上げや参画方法等について、情報提供を行うとともに、他の地域における取組状況の共有や意見交換を実施している。

・　また、都道府県や市町村にアドバイザーを派遣する人材育成を行い、地域連携ネットワークにおける研修講師や専門相談、協議会委員派遣、運営体制への参画、助言等に取り組んでいる。

イ　包括的・多層的な支援体制づくりの促進

・　厚生労働省において、令和３年に発出した「重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携について」（令和３年３月31日厚生労働省社会・援護局地域福祉課長ほか連名通知）について、引き続き、周知を行うことにより、市町村における両制度の連携促進を図っている。

　また、厚生労働省において、令和５年度に実施した社会福祉推進事業（社会福祉法第106条の３に定める包括的支援体制の多様なあり方に関する調査研究等）において、包括的な支援体制の整備に関する好事例を収集し、市町村等に対して情報提供を行った。

　令和６年６月に厚生労働省が立ち上げた「地域共生社会の在り方検討会議」において、権利擁護支援の観点も含め、包括的な支援体制の整備や重層的体制整備支援事業の在り方等について検討を行っている。

・　さらに、厚生労働省においては、「成年後見制度と権利擁護支援策等の連携強化事業」や「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」等を通じて、都道府県・市町村職員等に対し、成年後見制度の関連諸制度との連携に関する考え方等の普及・浸透を図っている。

【ＫＰＩの達成状況】

　市町村による成年後見制度や相談窓口の周知状況については、令和６年４月１日時点で1,741市町村中、1,658市町村（約95.2%）となっている。

　市町村による中核機関の整備状況については、令和６年４月１日時点で1,741市町村中、1,187市町村（約68.2%）となっている。

【中間年度における評価】

・　市町村による成年後見制度や相談窓口の周知については、相当程度の進展が見られるものの、ＫＰＩについては達成できない見込みである。

・　市町村による中核機関の整備については、「小さく産んで大きく育てる」との方針で進めてきたこともあり、令和６年４月１日時点で、1,187市町村（約68.2%）と一定の進捗は見られるものの、いまだ整備予定が未定の市町村も一定数ある。特に、人口規模が小さい市町村ほど整備が進んでおらず、ＫＰＩは達成できない見込みである。

　中核機関が未整備の市町村においては、以下の状況が確認されている。

　✓　整備予定が未定の市町村のうち６割以上の市町村が、整備に向けた調整に着手できていないこと。

　✓　人口規模が小さい市町村が多いにも関わらず、広域圏域での整備の方針を立てられている市町村は２割程度であること。

　✓　成年後見制度に関する相談窓口を設置している市町村であっても、半数程度が権利擁護支援チームの形成支援や自立支援の仕組みを整えられないという課題から、中核機関の整備に足踏みしていること。

・　また、中核機関を整備済みである市町村であっても、地域連携ネットワークの機能として、相談支援機能を有しているにとどまり、チームの

形成支援や自立支援までの機能を有していない地域もあることや、相談支援機能を有している地域についても、アウトリーチの相談を実施するまでには至っていないといった指摘もある。

さらに、専門家会議における指摘や、Ｋ－ねっとへの各市町村からの問い合わせ等を通じて、①相談支援機能を有していても、自分から相談につながることができない方や、また、支援の必要性に気がつくことができない方への相談対応が十分にできていないのではないか、②チームの形成支援機能については、その一環として行われる受任者調整に関する体制が整っていないため、中核機関や専門職等を含めた関係者において、本人の課題や支援方針が十分に検討されないまま申立てに至り、本人にとって相応しい後見人等候補者の検討ができていないのではないか、③チームの自立支援機能についても、後見人等やチーム関係者からの相談に対応できる体制ができていないため、後見人等が孤立したり、チーム関係者が相談先に悩んだり対応に苦慮しているのではないか、といった課題も確認されている。

・　他方、第二期計画において、都道府県は、人口規模が小さい市町村に対する体制整備支援の機能を強化するとともに、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を果たすべきとされているが、取組方針を策定できている都道府県は６割程度、市町村からの相談窓口の整備や体制整備アドバイザーの配置ができている都道府県は７割程度であるものの、未着手である都道府県も確認されている。さらに、権利擁護支援総合アドバイザーの配置ができているのは約半数の都道府県であり、圏域単位の協議会設置による受任者調整の検討・協議の場や、権利擁護支援チームへの支援内容に係る協議の場を提供している都道府県はほとんどない。

・　このような状況を踏まえると、全国どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活の継続という観点から、市町村及び都道府県においては早急に体制を整備する必要がある。

・　司法による権利擁護支援等を身近なものにするしくみづくりという点では、市町村からの働きかけだけでは地域連携ネットワークの協議会への法律専門職団体の参画が進まない地域もあり、この観点からも都道府県による支援が必要である。

・　包括的・多層的な支援体制づくりの促進については、厚生労働省においては、重層的支援体制整備事業と成年後見制度利用促進に係る取組の連携についての考え方や包括的な支援体制の整備に関する好事例の周知を行っているほか、「成年後見制度と権利擁護支援事業等の連携強化

事業」や成年後見制度利用促進体制整備研修を通じて成年後見制度と関連諸制度との連携に関する考え方等の普及・浸透を図る等、取組の推進がみられる。

他方、権利擁護支援に関連する事業間の連携を有機的に可能にするための考え方は示されておらず、都道府県が、権利擁護支援の体制づくりにおいて、一体的な体制構築を実施している事業の割合は３割程度、連携をしている事業の割合は４割程度とあまり進んでいない。

・　専門職団体においては、団体内部に向けた取組にとどまらず、地域連携ネットワークの一員として、専門性を活かした取組が実施されており、地域連携ネットワークづくりや司法による権利擁護支援を身近なものにするしくみづくりに貢献している。他方、市町村や地域によっては、地域連携ネットワークの協議会に参加していない専門職団体も見られる等、更なる連携強化に向けた取組も期待される。

【今後の対応】

・　地域連携ネットワークづくりに当たっては、尊厳のある本人らしい生活の継続を支援し、地域社会への参加を図るといった観点から、地域の実情に応じ、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、福祉事務所等の公的機関、社会福祉協議会、生活支援等のサービス等を実施する民間団体、担い手確保の観点から、法人後見の担い手となり得る社会福祉法人や特定非営利法人、会員等が後見事務等を担っている様々な専門職団体、制度等を利用する当事者等の意見を反映できる団体等の多様な主体との更なる連携を図っていくことが期待される。

・　市町村においては、引き続き、協議会及び中核機関の整備等の地域連携ネットワークづくりに主体となって取り組む必要がある。その際、地域連携ネットワークを包括的なものとするため、介護・障害・生活困窮・子育て等の各分野と有機的に連携できる体制づくりとなるよう留意する必要がある。

地域連携ネットワークにおける権利擁護の相談支援機能については、相談を受け止め、権利擁護支援のニーズの精査と必要な支援につなぐために、必要に応じて専門職等も含めて検討できる体制や専門職による相談機会の確保が求められる。また、権利擁護支援チームの形成支援機能についても、権利擁護支援の方針、適切な申立ての在り方を検討するとともに、権利擁護支援を行うことのできる体制を作るための支援に向けて、関係機関や専門職と連携した受任者調整を含む体制を整備することが求められる。さらに、権利擁護支援チームの自立支援機能に

ついては、必要に応じて、後見人等や関係者等からの相談やバックアップ、支援方針の再調整や後見人等の交代、類型・権限変更の調整を行うことのできる体制の整備が求められることから、市町村においては中核機関の運営状況を踏まえつつ、それぞれの機能の確保、拡充を図る必要がある。

なお、地域連携ネットワークづくりを進めるに当たり、市町村単独では取り組むことが難しい場合には、都道府県自らの取組や都道府県による支援を活用しながら、地域の実情に応じ、近隣市町村との連携や都道府県が設置した協議会等を活用する等して、必要な体制を早期に整備することが期待される。

- 都道府県においては、引き続き、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を主導的に果たし、小規模市町村を始めとする市町村に対する体制整備支援の機能を強化し、地域連携ネットワークづくりの促進に取り組む必要がある。その際、市町村による「包括的」な支援体制では対応が困難な事案等に対して、助言等の支援を行うことができる「多層的」な権利擁護支援のしくみとなるよう留意する必要がある。

具体的には、圏域ごと、ブロックごとの協議会の整備、専門アドバイザーの派遣といった取組を通じて、中核機関の整備をはじめ管内市町村の体制整備を支援するとともに、都道府県における効果的な支援体制を早期に整備することが期待される。

- 厚生労働省においては、引き続き、各種取組等の実施を通じて、権利擁護支援に関する事業間の連携や、地域連携ネットワークづくりを推進するとともに、権利擁護支援を行う３つの場面における「支援」機能（「権利擁護の相談支援」機能、「権利擁護支援チームの形成支援」機能、「権利擁護支援チームの自立支援」機能）の強化・充実のための取組を検討する必要がある。併せて、権利擁護支援に関連する事業間の連携を有機的に可能にするための考え方を示す等、都道府県における取組が加速化するような取組を検討する必要がある。

また、厚生労働省においては、特に小規模市町村における中核機関の整備が進んでいない状況に鑑み、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、中核機関が未整備の地域における都道府県の協議会の活用促進や、小規模市町村における中核機関整備の好事例の発信等に取り組む必要がある。

さらに、権利擁護支援は、包括的な支援体制における本人を中心とした支援・活動の共通基盤であるとの考え方について、様々な機会を捉え

周知するとともに、成年後見制度も含め、地域における権利擁護支援策を適切に利用できるよう、中核機関を法定の機関として位置付け、その役割を明らかにする必要がある。そのため、中核機関の位置付け及びその役割・名称や、地域における包括的・多層的な支援体制の在り方等については、「地域共生社会の在り方検討会議」において、これまでの専門家会議における検討結果や同会議委員から出された意見（別紙２参照）等を十分に踏まえ、令和７年夏目途のとりまとめに向けて検討を進め、令和７年夏以降、関係審議会での議論を経て、厚生労働省において、その結果を基に所要の対応を行う必要がある。その際、他機関との情報のやり取りや個人情報の取扱いの整理、市町村への財政支援に留意する必要がある。

- 司法と福祉の連携を図るためには、相互理解を深めるとともに、福祉・行政等による「支援」機能と、家庭裁判所による成年後見制度の「運用・監督」機能が、適切な役割分担の下、それぞれの役割を果たすとともに、必要に応じて連携することが期待される。なお、そのような連携を図るためには、福祉・行政等から家庭裁判所に対して適時・適切な連絡がなされるのみならず、家庭裁判所から福祉・行政等に対して適時・適切な連絡を可能とするためのしくみ（双方向の情報共有のしくみ）を整える必要がある。

最高裁判所は、福祉・行政等との連携についての認識や取組が、家庭裁判所本庁に限らず、支部や出張所においても一層深まるよう、引き続き必要な対応を行うことが期待される。

また、司法による権利擁護支援等を身近なものとするしくみづくりのためには、市町村・中核機関及び都道府県が法テラス及び法律専門職団体と連携して、出張相談やケース会議派遣、オンライン相談等を活用した体制づくりを行うことが求められている。

- 全国の市町村で中核機関が相当程度整備されてきている中で、専門職団体においては、各機能の充実や司法との連携のために、より市町村や都道府県等と連携・協力できる方策を模索していくことが期待される。特に、地域連携ネットワークの協議会に専門職の一部が参加していない場合もある等、中核機関と専門職団体との連携が不十分な地域もあるため、専門職団体においては、市町村・中核機関や都道府県やと協議の上、オンライン参加による工夫を行う等、協議会への参加可能な方策について検討を行い、地域連携ネットワークをコーディネートする中核機関との連携の取組を進める必要がある。

４　優先して取り組む事項

前記１から３までのほか、以下の５つの施策については、優先して取り組む事項として全ての項目に対しＫＰＩを設定し、関係省庁等、地方公共団体及び専門職団体において取組が実施されている。

（１）任意後見制度の利用促進について

任意後見制度は、人生設計についての本人の意思の反映・尊重という観点から、引き続き、積極的に活用していく必要があり、関係省庁等において、同制度が適切かつ安心して利用されるための取組が進められている。

①　周知・広報等に関する取組

任意後見制度は、私的自治の尊重の観点から、本人が自ら締結した任意代理の委任契約に対して本人保護のための必要最小限度の公的な関与を制度化したものであり、その制度趣旨に鑑み、関係省庁及び福祉現場を担う市町村等において、周知・助言を中心に取り組んでいる。

【施策の進捗状況】

・　法務省においては、以下の取組を実施している。
　ⅰ　法務局、専門職団体、市町村、社会福祉協議会、公証役場等へのリーフレット・ポスターの配布
　ⅱ　周知用動画の作成
・　厚生労働省においては、以下の取組を実施している。
　ⅰ　任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報・啓発事業として、全国セミナーを毎年開催
　ⅱ　「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」において、市町村・中核機関職員等が任意後見制度について理解を深めるためのカリキュラムを実施
　ⅲ　成年後見制度利用促進ポータルサイトにおいて、任意後見契約を締結している高齢者のインタビューを含む制度説明動画を掲載

【ＫＰＩの達成状況】

任意後見制度の周知・広報については、ポスター、パンフレット等を用いた周知広報を実施しているのは、令和６年４月１日時点で 1,741 市町村中、1,188 市町村(約 68.2%)、50 法務局及び地方法務局中、50 法務局及び地方法務局(100%)、286 公証役場中、286 公証役場(100%)となっている。

【中間年度における評価】

・　法務省において、法務局、専門職団体、市町村、社会福祉協議会、公証役場等へ幅広く周知・広報活動が実施されている。

また、厚生労働省において、全国セミナーや「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」、成年後見制度利用促進ポータルサイトでの広報により、任意後見制度についても周知を行っている（全国セミナー受講者：令和４年度 1,184 名、令和５年度 1,086 名、成年後見制度利用促進体制整備研修（応用研修）受講者：令和４年度 651 名、令和５年度 523 名、ポータルサイト閲覧実績：令和４年度 819,578 回、令和５年度 2,766,071 回）。

任意後見制度の周知・広報についてのＫＰＩに関しては、法務局及び地方法務局並びに公証役場については達成済みであるが、市町村については達成できない見込みである。

・　任意後見契約締結の登記の件数は、令和４年が 14,730 件、令和５年が 16,253 件と増加傾向にあるところ、任意後見制度の利用者数については微増傾向にとどまり、大幅な増加にはつながっていない（令和４年 12 月末時点：2,739 人、令和５年 12 月末時点：2,773 人。）。これは、上記のような周知・広報の取組に加え、法制審議会民法（成年後見等関係）部会における任意後見制度の見直しの検討とともに、制度利用につなげるための相談対応等、周知・広報以外の新たな取組が求められていることを示しているものと解される。
・　また、第二期計画において想定されている地域連携ネットワークの関係者、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員等による周知や、生活支援等のサービス利用をきっかけとした周知等の取組状況は確認できていないが、これらの関係者・関係機関による本人や家族への適切な周知や相談対応等が期待される。

【今後の対応】

・　任意後見制度の周知・広報を実施していない市町村においては、今後、周知・広報の取組を実施することが期待される。
・　法務省においては、引き続き、任意後見制度に関する周知活動を積極的に実施するとともに、他制度と連携した周知広報の実施についても検討する必要がある。
・　厚生労働省においては、引き続き、広く国民向けの任意後見制度に関する周知や、同制度の理解促進のため、市町村・中核機関職員等向けの

研修等を行うほか、任意後見制度の利用につながるような相談現場における対応等を検討する必要がある。

② 任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に関する取組

任意後見制度が適切かつ安心して利用されるためには、適切な時機に任意後見人の選任がされることが必要であり、関係者相互の連携と役割分担の下、以下の取組が実施されている。

【施策の進捗状況】

ア 関係省庁等における取組

- 任意後見契約締結時等における公証人による説明が行われている。
- 法務省においては、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するため、令和４年 12 月、任意後見監督人が選任されていない任意後見契約の委任者（本人）及び受任者に対し、任意後見監督人の選任の申立てを促す文書を送付した（令和３年度に引き続いて実施。）。あわせて、任意後見制度の利用状況に関する意識調査を実施したところ、制度に関する理解の不十分さが原因と思われる回答があった。

  なお、任意後見制度の見直しに関しては、令和６年２月に新設された法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、調査審議が行われている。
- 金融機関において、意思表示が難しくなった顧客に関して任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促している事例や、公益社団法人との業務提携により任意後見制度を紹介している事例がある。金融庁においては、令和３年２月に一般社団法人全国銀行協会が発出した「銀行と地方公共団体・社会福祉関係機関等との連携強化に関する考え方」を踏まえ、金融機関において、高齢者等の権利擁護に配慮した取組が実施されているか、対応の状況等を注視している。
- 権利擁護支援チームによる見守りにおいて、権利擁護支援が必要な人が任意後見契約を締結している事実を把握した場合に、任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促す等の対応を行っている地域もある。

イ 専門職団体における取組

- 団体が実施する任意後見制度の研修において、任意後見契約書の契約条項に、任意後見受任者による申立て義務を盛り込むとともに、適切な申立てに繋げるように推奨したり、後見事務の行為規範においてその旨を定めて、任意後見受任者に申立て義務を課す条項の記載を推奨する書式案を提供したり、定期的な活動報告書の確認を通じて適切な時期に選任申立てを行うよう助言を行う等の取組が行われている。

【中間年度における評価】

任意後見契約締結の登記の件数は、令和４年が 14,730 件、令和５年が 16,253 件と増加傾向にあるところ、任意後見制度の利用者数については微増傾向にとどまり、大幅な増加にはつながっていない。（令和４年 12 月末時点：2,739 人、令和５年 12 月末時点：2,773 人）。（再掲）

上記の意識調査では、選任申立てをしていない理由について、申立てをすることにより任意後見監督人がつくことやその報酬の負担、発効しないことによる不都合がないこと等が、アンケート結果として出ている。

そこで、法制審議会民法（成年後見等関係）部会においても、上記のような任意後見制度の利用状況等を踏まえて、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用を確保するための方策について、調査審議が行われることが期待される。

【今後の対応】

- 法制審議会民法（成年後見等関係）部会において、国内外の動向も踏まえつつ、成年後見制度の見直しに関する調査審議が行われているところであり、法務省においては、その調査審議の結果を基に所要の対応を行う必要がある。
- 公証役場においては、引き続き、任意後見契約の内容や本人の判断能力が低下した場合に速やかに任意後見監督人の選任申立をする必要があることの丁寧な説明を行っていく必要がある。
- 権利擁護支援チームによる見守りや金融機関においては、引き続き、任意後見契約を締結している人の判断能力の低下等を把握した場合は、状況に応じ任意後見受任者に任意後見監督人の選任の申立てを促す等の適切な対応が期待される。
- 金融庁においては、引き続き、金融機関における対応状況等を注視するとともに、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用の確保に向けて必要と考えられる場合には、所要の対応を行うことが期待される。
- 専門職団体においても、任意後見制度の趣旨に沿った適切な運用が確保されるよう、各団体における適正な運用の確保に関する取組を促進していくことが期待される。

（２）担い手の確保・育成等の推進について

中核機関等の整備による権利擁護支援ニーズの顕在化や認知症高齢者の増加等による後見人等の担い手の確保・育成の重要性の高まりや、適切な後見人等の選任・交代の推進の観点から、関係省庁、地方公共団体及び専門職団体等において、後見人等の担い手の確保・育成の推進に取り組んでいる。

①　市民後見人の育成・活躍支援

市民後見人の育成・活躍支援については、地域住民が地域住民を支える観点や、本人に寄り添った適切な後見人等の選任という観点に加え、地域共生社会の実現という観点も重視して、厚生労働省、地方公共団体及び専門職団体等が連携して、市民後見人養成講座の修了者が市民後見人としてだけでなく、本人の意思決定支援等の幅広い場面で活躍できるようにするための取組を進めている。

【施策の進捗状況】

厚生労働省においては、市民後見人の育成のための研修費用に対する国庫補助を行い、市民後見人の育成の推進に向けた支援を行っている。

市民後見人の養成者（累計）は、令和５年４月１日時点で 23,323 人、令和６年４月１日時点では 25,607 人と増加している一方で、養成修了者のうち、成年後見人等の受任者は、令和５年４月１日時点で約 8.2%、令和６年４月１日時点で約 8.0%である。

また、厚生労働省においては、令和４年度に市民後見人養成のための基本カリキュラムに意思決定支援を含める等の見直しを行い、令和５年度には、基本カリキュラムの見直しに合わせた市民後見人の養成テキストの改訂を行うとともに、市民後見人の活躍推進に係る調査研究を実施した。調査研究等では、養成研修終了後における地域での活動状況として、市民後見人のほか、法人後見の支援員、日常生活自立支援事業の生活支援員、認知症サポーター及び地域でのボランティアとしての活動等を行っていることが明らかとなった。

さらに、地域医療介護総合確保基金により、市民後見人を含めた権利擁護人材の養成を行っている。

【ＫＰＩの達成状況】

・　都道府県による担い手の育成の方針の策定については、令和６年４月１日時点で 47 都道府県中、18 都道府県(約 38.3%)となっている。

・　都道府県における市民後見人養成研修の実施については、令和６年４月１日時点で 47 都道府県中、16 都道府県(約 34.0%)となっている。

【中間年度における評価】

市民後見人の養成修了者の増加に対し、成年後見人等の受任者数は少ない。その要因として、受任後の支援体制が不十分であることや養成者情報の共有、市民後見人が選任される案件の掘り起こし、市民後見人の交代の際の引継ぎ等の課題が指摘されている。そのため、都道府県や市町村としても、市民後見人の養成に繋がらないのではないか等の指摘がある。

また、市民後見人養成修了者に係る活動の実態は、明らかになっているものの、活躍の推進策については、明らかになっていないため、さらなる検討が必要である。

なお、都道府県による担い手の育成の方針の策定については、令和６年度中に 40 都道府県（約 85.1%）が策定(予定を含む）する。また、市民後見人養成研修の実施については、令和６年度中に 23 都道府県（約 48.9%）が実施（予定を含む）と、養成が進められており、引き続き、取組の推進に向けた検討が必要である。

【今後の対応】

厚生労働省においては、市民後見人の成年後見人等の受任後における効果的な支援体制及び市民後見人自身のスキルアップ研修や実務研修等の在り方について、好事例等を示すとともに、市民後見人の活躍推進に向けた検討を行い、都道府県や市町村に対して周知を行う必要がある。

また、市民後見人は、後見人等の担い手としてだけでなく、持続可能な権利擁護支援等における意思決定サポーターとしての活動等も期待されるところであり、市民後見人の養成のさらなる推進が必要となる。市民後見人の特性を活かした地域での幅広い権利擁護支援の担い手であることの周知及び活躍の場の提供についての方策についても、市町村とともに検討を進めていく必要がある。

都道府県は、担い手の育成の方針の早期策定を実施し、市町村における家庭裁判所、専門職団体や当事者団体、当事者活動を支援する団体を含む権利擁護支援を推進する関係機関等との円滑な連携等の取組が推進されるよう支援をしていく必要がある。併せて、市民後見人が市町村域を超えて活躍する場合を踏まえた都道府県によるバックアップ体制についても検討を行うことが期待される。

このような権利擁護支援の担い手としての市民後見人の養成及び活動の継続・活躍支援に市町村や都道府県が取り組むに当たって、厚生労働省

において、地域医療介護総合確保基金の活用状況及び事業の内容を把握し、さらなる活用を促していく必要がある。

② 法人後見の担い手の育成

法人後見の担い手の育成については、成年後見制度の利用者増に対応するためという観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や支援困難事案への対応等の観点から、厚生労働省及び地方公共団体において取組を進めている。

【施策の進捗状況】

・ 厚生労働省においては、以下の取組を実施している。

ⅰ 法人後見の立ち上げ支援等に対する国庫補助を実施する等、法人後見を行う団体の育成を推進により、法人後見の実施法人は、令和５年４月１日時点は 1,231 法人、令和６年４月１日時点は 1,317 法人と増加している。法人の内訳は、市町村社会福祉協議会が 770 法人から 791 法人に、社会福祉協議会以外の社会福祉法人が 40 法人から 50 法人に、ＮＰＯ法人が 206 法人から 219 法人に、一般社団法人が 113 法人から 135 法人に、弁護士法人・司法書士法人が 71 法人から 87 法人に、その他が 31 法人から 35 法人）にそれぞれ増加している。

ⅱ 令和５年２月、「都道府県による法人後見養成研修の推進について」（事務連絡）を発出し、都道府県が行う法人後見養成に係る研修カリキュラム例等を示すとともに、研修の実施に当たっては、都道府県社会福祉協議会や専門職団体等と連携するよう依頼している。

ⅲ 令和５年度委託事業を通じて、法人後見を受任した法人が身上保護等後見業務の一部を他の法人に委託し、協働で法人後見を実施することを想定した「都道府県社会福祉協議会による法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」を作成し、令和６年度に検証を行った上で成案にすることとしている。

・ 法人後見の担い手となり得る社会福祉連携推進法人については、令和４年４月の社会福祉連携推進法人制度の施行以降、令和６年９月末時点で 22 法人が認定されており、厚生労働省においては、その内１法人が法人後見に取り組んでいると把握している。

・ 令和４年度から開始した「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の「地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組（テーマ１）」を通じ、都道府県社会福祉協議会と市町村社会福祉協議会が連携して法人後見を実施する事例や、過疎地域に

おいて社会福祉法人が連携して法人後見を実施する事例も確認されている（モデル事業実施自治体：令和４年度：静岡県、茨城県取手市、令和５年度：京都府、静岡県、宮崎県）（支援困難事案に対する公的な法人後見の担い手育成等については、前記１（２）③を参照。）。

・ 令和３年の銀行法等の改正により、銀行の子会社等において、「成年後見人等の事務を行う業務」を行うことができるようになったが、令和６年３月末時点で同業務を行う銀行の子会社は確認されていない。

【ＫＰＩの達成状況】

・ 都道府県による担い手の育成の方針の策定については、令和６年４月１日時点で 47 都道府県中、18 都道府県（約 38.3%）となっている。（再掲）

・ 都道府県における法人後見養成研修の実施については、令和６年４月１日時点で 47 都道府県中、22 都道府県（約 46.8%）となっている。

【中間年度における評価】

・ 厚生労働省において、国庫補助事業や法人後見養成に係る研修カリキュラム例の周知等の対応が行われていることや実施法人数が一定程度増加している事実が認められる。

・ また、都道府県による担い手の育成の方針の策定については、令和６年度中に 40 都道府県（約 85.1%）が策定（予定を含む）、都道府県における法人後見養成研修の実施については、令和６年度中に 30 都道府県（約 63.8%）が実施（予定を含む）する等、一定の推進が図られてきている。

・ 一方で、管内市町村との協働の状況は、22 都道府県のうち 9 都道府県にとどまり、都道府県が実施する法人後見の担い手養成研修の修了者の推薦方法、フォローアップや活動支援の内容や体制について、家庭裁判所に事前説明・共有等をしている地域は４都道府県であることや、法人後見養成研修について都道府県としてどういった団体等が本研修を必要としているのか、法人後見に意欲のある団体の情報収集が都道府県として難しいといった指摘もある。

・ 「持続可能な権利擁護支援モデル事業」を実施した都道府県からは、特に過疎地域においてはモデル事業の実施が結果として担い手確保につながっていないという意見、モデル事業未実施の都道府県からは、既存事業とモデル事業を同時並行で進めることは人員的・財政的に厳しいとの意見もある。

・　取組の実施状況を総合的に勘案すると、法人後見の推進については十分な進展があるとまでは言えない。その要因としては、法人後見を実施するメリットが明確でないことが考えられることや、法人によっては受任する事案の要件や件数の上限を定めて制限していること等が考えられる。
・　このため、実施法人が増加しない要因について更なる分析をするべく、法人後見の活動・運営状況の実態把握や、受任件数を増やしながら継続的に活動できるための課題等の分析が必要であると同時に、管内においてどの団体等が研修を必要としているのか等の担い手の推進方策の検討が必要である。

【今後の対応】
・　厚生労働省においては、引き続き、法人後見の担い手の育成を図っていく必要がある。その際、法人後見の活動・保険の加入状況も含めた運営状況、権利擁護支援チームの形成支援機能との関係性の実態及び法人後見を開始する上での障壁やメリットを把握した上で、担い手育成が進まない要因や受任件数を増やしながら継続的に活動できるための課題を分析し、対策を検討するとともに、研修実施に取り組む必要がある。他方、地方公共団体が実施する研修については、受講者の今後の実務につながるような内容とすることや、都道府県が管内において、研修を必要としている団体等の情報や法人後見に意欲のある団体に関する情報を把握できる方策を検討する必要がある。
・　また、厚生労働省においては、社会福祉連携推進法人による法人後見の取組が進むよう、社会福祉連携推進法人の設立支援を行うとともに、社会福祉連携推進法人や複数の社会福祉法人が連携して法人後見を実施するための手引きや、市町村長申立て等において利益相反関係を適切に説明するための上申書のひな形等を作成し、研修等を通じて、社会福祉法人や社会福祉協議会、都道府県や市町村・中核機関に対して周知及びその活用を図っていく必要がある。
・　このほか、法人後見の適正な実施を図る観点から、厚生労働省においては、「都道府県社会福祉協議会による法人後見（業務委託型）実施の手引き（案）」を成案にし、その周知を図ることや、法人後見に関するガイドラインの作成等、社会福祉協議会以外の社会福祉法人、他の法人における後見をバックアップする機能としての都道府県・都道府県社会福祉協議会が担うべき役割や体制整備のための事業についても検討する必要がある。また、法人後見の第二種社会福祉事業への位置づけや

法人後見団体の認証制度を導入すべきといった指摘等を踏まえ、法人後見の担い手の育成を推進するための方策についても検討する必要がある。
・　さらに、厚生労働省においては、担い手の育成の方針が未策定の都道府県に対して早期の策定を促すとともに、策定済みの都道府県を含めて支援する必要がある。
・　都道府県においては、担い手の育成の方針の策定、市町村や家庭裁判所との連携、圏域単位の協議会設置による受任者調整の検討・協議の場や、権利擁護支援チームへの支援内容に係る協議の場等、体制整備が推進されることが期待される。
・　また、無報酬事案や困難事案の担い手となる法人後見の育成には、運営についての財政的支援や人材確保が必要であり、厚生労働省においては、都道府県が各種専門機関と連携して体制作りが可能となるための方策を検討することが求められる。

③　専門職後見人の確保・育成等

専門職後見人の確保・育成等について、専門職団体において、それぞれの専門性に応じた受任を想定し、また、市民後見人養成研修修了者や当事者等の幅広い活躍を支えるという役割も意識しながら取組が進められている。

【施策の進捗状況】

専門職団体においては、以下ア～ウに取り組んでいる。

ア　専門職後見人の確保・育成を図る観点から、各地域のシンポジウムや事例検討会等において、専門職後見人の実務運用上の課題につき情報交換等を行っている。

イ　後見人等候補者名簿の新規登録や更新の研修において、身上保護や意思決定支援を重視した研修を追加して会員への受講を促すとともに、地域特性に応じたセミナーの開催や研修の実施等を行っている。

ウ　市民後見人等への支援

・　広く市民や関係機関を対象としたシンポジウムやセミナーの開催により、市民後見人の養成・育成、その活躍の支援等について幅広く情報提供を行うとともに、会員に対しても、市民後見人の活動状況や、市民後見人の役割・制度について理解促進を図っている。

・　専門職として、都道府県や市町村の実施する市民後見人養成講座の講師、市民後見登録バンクの運営への関与、市民後見人への専門相談等の協力を実施している。
・　専門職自らが後見人等を受任するだけでは地域に求められる役割を担えないものであり、地域住民（市民後見人、当事者等）の活躍を支援することの重要性につき会員への理解促進を図っている。

【中間年度における評価】
　専門職団体においては、専門職後見人の確保・育成に向けた様々な取組が実施されているにとどまらず、市民後見人等への支援にも取り組んでおり、専門職団体としての責務を十分に果たしている。
　しかし、全国的な担い手不足、若手の受任離れの進行といった専門職後見人の担い手確保に関する課題がある。その要因は、困難事案や無報酬事案の増加、報酬額が見合わないと感じることや担当事案の増加等、様々なことが考えられ、今後の専門職後見人の確保が困難となることが懸念される。

【今後の対応】
　専門職団体においては、引き続き、実務運用上の課題解決に取り組むとともに、更なる効果的な研修を実施することにより、専門職後見人の確保・育成を図っていくことが期待される。
　また、専門職団体においては、これまで後見人等として活動してきた経験を活かし、引き続き、市民後見人や親族後見人の活躍支援を担うことが期待される。
　さらに、専門職後見人の担い手不足を解消するため、地域支援事業や地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応の検討や、都道府県や市町村が、担い手の育成の方針を策定し、その中でニーズに応じた多様な担い手の育成・確保策や困難事案の受け皿づくり等に取り組むことが期待される。

④　親族後見人への支援
　親族後見人への支援は最も重要な支援の一つであり、本人と本人に身近な親族等が共に身近な親族等による後見人等の選任を望む等、後見人等になることがふさわしいと考えられる場合に、家庭裁判所において後見人等として選任されるよう申立て等の支援を行うとともに、親族後見人の活躍

を支援できるよう、市町村・中核機関や専門職において、以下に取り組んでいる。

【施策の進捗状況】
　市町村・中核機関においては、相談窓口を設置し、親族後見人からの相談を受けたり、親族後見人が専門職から助言を受けることのできる体制の整備を進めている。また、後見人等に対する支援の観点から、親族後見人を対象とした相談会や専門職を交えた交流会の開催等の取組を行っている中核機関もある。

【中間年度における評価】
　中核機関では、親族後見人の情報を網羅的に把握していないため、独自に親族後見人に対するアプローチや支援の提案等を行うことが難しい状況にあり、中核機関が親族後見人を支援するに当たり、親族後見人を監督する家庭裁判所とどのように連携していくかが課題である。
　また、中核機関と親族後見人を選任した家庭裁判所との間で後見人等の情報を共有するための法的な根拠がなく、現状では中核機関と家庭裁判所との間で情報共有が困難であるため、中核機関による親族後見人への支援の実効性が高まらないという課題がある。

【今後の対応】
　市町村・中核機関においては、親族後見人が市町村・中核機関による支援を受けることができるよう、地域連携ネットワークの関係者と連携・協力の上、中核機関による相談支援や各種支援活動について周知広報を行うことが期待される。また、市町村・中核機関においては、必要に応じて、市町村長申立事案でない場合であっても受任者調整を行うことを含め、親族後見人についても権利擁護支援チームの形成支援や自立支援を通じた支援につなげることが期待される。
　なお、市町村・中核機関による親族後見人に対する効果的なアプローチを行うためには、中核機関と家庭裁判所との間で情報共有の仕組みの整備が課題であり、厚生労働省において、中核機関の法定化の検討を行うに当たっては、その点にも留意する必要がある。

（３）市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進について
　全国どの地域においても、成年後見制度を必要とする人が制度を利用で

きるようにするため、市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業が適切に実施される必要があることから、地方公共団体及び厚生労働省において、以下に取り組んでいる。

① 市町村長申立ての適切な実施

市町村長申立てについては実施状況に地域差があるとの指摘があり、各地域において、成年後見制度が必要な人を発見し相談につなげるための地域連携ネットワークの整備・拡充や、市町村長申立てに関する事務を迅速に処理できる体制の整備等が必要であり、地方公共団体及び厚生労働省において、以下の取組が進められている。

【施策の進捗状況】

- 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づき、全国の市町村において、高齢者、障害者等の福祉を図るために特に必要があるときは、市町村長申立てが実施されている。
- 厚生労働省においては、令和５年５月、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」（事務連絡）を発出し、市町村長申立ての適切な実施に向けた要綱の整備・改正を依頼するとともに、市町村長申立てに関する各市町村の要綱やマニュアル等の好事例を周知した。

【ＫＰＩの達成状況】

都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施については、令和６年４月１日時点で 47 都道府県中、43 都道府県(約 91.5%)となっている。

【中間年度における評価】

市町村長申立てに係る実施要綱やマニュアル等を整備している市町村は令和５年度末で 1,365 市町村（約 78.4%）と増加している。また、ＫＰＩに関し、都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施も、令和６年４月１日時点で約 91.5%と増加しており、令和６年度中に、全都道府県で研修を実施予定としている。

市町村長申立ての件数は増加している一方で、市町村によって要綱等に差異があり、必要な申立てがされていないことや、申立てまでに長期間

の待機が必要な場合があり、その要因として、担当職員が申立ての手続に慣れていないことや、市町村長申立ての必要性について、共通理解がない、申立てについての相談対応について一次相談窓口や中核機関と連携が不十分なこと等が指摘されている。そのため、市町村長申立てに関する運用の詳細や、市町村の体制や業務量の状況について、実態の把握を行う必要がある。

【今後の対応】

厚生労働省においては、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村長申立てに関する要綱の内容及び運用の実態について把握するとともに、都道府県による市町村長申立てに関する研修実施の効果の検証をした上で、市町村職員への研修内容の見直しを行い、市町村長申立ての重要性への共通理解を推進する必要がある。また、都道府県による受任者調整等の支援体制の強化等についての課題を早期に明確にし、必要な検討を行うことが期待される。

また、地方公共団体に与えられる権限拡充の検討においては、成年後見制度の見直しに合わせた検討の必要がある。なお、人口規模が小さい市町村では、市町村長申立てを実施できていない状況や、一定の人口規模を有する市町村であっても実施できていない地域があるとの指摘を踏まえ、市町村としての体制や業務量の増加に留意する必要がある。

都道府県においては、市町村・中核機関の職員に向けた市町村長申立てに関する研修を継続的に実施することが期待される。

② 成年後見制度利用支援事業の推進

成年後見制度利用支援事業については、対象として広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬等を含めること等の指摘があり、市町村及び厚生労働省において、以下の取組が進められている。

【施策の進捗状況】

- 厚生労働省においては、令和５年５月に「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」（事務連絡）を発出し、成年後見制度利用支援事業の対象として、「広く低所得者を含めること」「市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めること」等の留意事項を示し

た。（再掲）

・　市町村において、令和５年５月に厚生労働省が発出した事務連絡等も踏まえ、成年後見制度利用支援事業の要綱を改正する等、一定の改善を図ってきている。（再掲）

【ＫＰＩの達成状況】

令和６年４月１日時点で、令和４年度から令和６年度までに成年後見制度支援事業の要綱等の見直しを実施したことがある（予定を含む）市町村は、以下のとおりである。

ⅰ　高齢者関係

申立費用　1,741 市町村中、625 市町村（約 35.9%）

なお、令和３年度以前に見直しを実施等　557 市町村（約 32.0%）

報酬　1,741 市町村中、711 市町村（約 40.8%）

なお、令和３年度以前に見直しを実施等　532 市町村（約 30.6%）

ⅱ　障害者関係

申立費用　1,741 市町村中、619 市町村（約 35.6%）

なお、令和３年度以前に見直しを実施等　571 市町村（約 32.8%）

報酬　1,741 市町村中、710 市町村（約 40.8%）

なお、令和３年度以前に見直しを実施等　530 市町村（約 30.4%）

【中間年度における評価】

成年後見制度利用支援事業の中で、申立費用助成及び報酬助成を対象としている市町村は、令和６年４月１日時点で高齢者関係では 1,637 市町村（約 94.0%）、障害者関係では 1,645 市町村（約 94.5%）と増加している。

また、成年後見制度利用支援事業を実施している市町村のうち、市町村長申立て以外にも対象を拡大している市町村は、高齢者関係と障害者関係ともに 1,241 市町村（約 72.9%）、生活保護世帯以外にも対象を拡大している市町村は、高齢者関係では 1,690 市町村（約 99.2%）、障害者関係では 1,687 市町村（約 99.1%）と増加している。

他方、運用の実態については、利用支援事業の対象範囲や助成実績に地域差があること等への指摘があるため、詳細な実態を把握し、市町村への財政支援も含めた見直しが必要である。（再掲）

【今後の対応】

厚生労働省においては、市町村の成年後見制度利用支援事業の報酬助

成の対象範囲や助成実績及び課題等について速やかな実態把握の実施により地域差等について明らかにし、関係機関への情報共有等を行うとともに、全国どの地域においても、本人の所得や資産の多寡にかかわらず、制度を適切に利用するためには、国において安定的な財政支援を行いつつ、全国の助成対象者や助成額等の基準を示すべきとの指摘等も踏まえ、地域支援事業や地域生活支援事業の必要な見直しを含めた対応を早期に検討する必要がある。（再掲）

各市町村においては、厚生労働省により確認された地域差等の実態に対し、必要な技術的助言等を受けながら成年後見制度利用支援事業について必要な見直しを早期に検討することが期待される。併せて、都道府県においては、管内圏域の見直し状況の共有や意見交換の場の設定等、市町村が必要な見直しを適切に検討できるような対応を行う必要がある。（再掲）

（４）地方公共団体による行政計画等の策定について

地域の実情を踏まえた上で、地域連携ネットワークづくりに段階的・計画的に取り組むため、市町村・都道府県において、以下のような取組方針の策定に向けた取組が進められている。

【施策の進捗状況】

・　市町村においては、成年後見制度の利用の促進に関する施策についての取組方針として、市町村計画の策定を進めている。

・　都道府県においては、都道府県単位や圏域単位の協議会の整備・運営の方針等を内容とする取組方針の策定を進めている（令和６年４月１日時点で 28 都道府県（約 59.6%））。

【ＫＰＩの達成状況】

市町村による計画策定・第二期計画に基づく必要な見直しについては、令和６年４月１日時点で 1,741 市町村中、1,358 市町村（約 78.0%）となっている。

【中間年度における評価】

市町村において、市町村計画の策定や第二期計画に基づく必要な見直しが実施されているものの、ＫＰＩを達成できない見込みである。

また、都道府県における取組方針についても策定が進められているが、令和６年度時点においても、検討に着手していない都道府県が存在して

いる。

【今後の対応】

地域連携ネットワークづくりに主体的な役割を果たすことが期待される市町村・都道府県においては、地域の実情を踏まえた上で、市町村計画や取組方針等において、地域連携ネットワークづくりに段階的・計画的に取り組むための方針を示すことが期待される。

また、厚生労働省においては、市町村計画は地域福祉計画等の他の法定計画と一体的に策定する方法もあること等を助言する等、引き続き、市町村・都道府県における行政計画等の策定及びその内容の充実のための支援を行う必要がある。

（５）都道府県の機能強化による権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりについて

市町村単位では解決が困難な広域的な課題に対する取組、国との連携確保等、市町村では担えない地域連携ネットワークづくりの役割を都道府県が主導的に果たすようにする観点から、都道府県及び厚生労働省において、以下に取り組んでいる。

【施策の進捗状況】

・　都道府県においては、以下の取組を実施している。

ⅰ　市町村に対する研修（市町村長申立て、成年後見制度や権利擁護支援の必要性、意思決定支援等）を継続的に実施している（令和６年４月１日時点の取組状況は、市町村長申立てにつき 43 都道府県（約 91.5%）、成年後見制度や権利擁護支援の必要性につき 41 都道府県（約 87.2%）、意思決定支援につき 34 都道府県（約 72.3%））。

ⅱ　管内市町村からの相談に適切に対応するための相談窓口の設置や、権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの配置も進めている（令和６年４月１日時点で、相談窓口の設置につき 31 都道府県（約 66.0%）、権利擁護支援総合アドバイザーの配置につき 25 都道府県（約 53.2%）、体制整備アドバイザーの配置につき 35 都道府県（約 74.5%））。

ⅲ　都道府県が行った支援の振り返りと意見交換等のほか、管内市町村の体制整備等の状況や課題、制度の利用ニーズ等の実態把握を行う観点から、家庭裁判所・専門職団体・都道府県社会福祉協議会・当事者団体等との都道府県単位の協議会の設置も進めている。

・　厚生労働省においては、以下の取組を実施している。

ⅰ　市町村における体制整備や権利擁護支援が必要な事案等へ専門的な助言を確保するため、「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」の実施を通じ、都道府県担当職員や専門アドバイザー向けに、地域連携ネットワーク構築のための工夫や都道府県協議会の運営等を学ぶことができる研修を実施している。

ⅱ　「成年後見制度利用促進体制整備推進事業」の実施を通じ、中核機関の整備状況が十分でない市町村の体制整備を後押しするため、都道府県における権利擁護支援や体制整備支援等を担う専門アドバイザーの配置を促進する等、都道府県による市町村支援の強化の促進を図っている。令和６年度からは、管内市町村の体制整備等に課題のある都道府県に専門職等を派遣し、課題に対応するための方策等を提案する「都道府県機能強化推進事業」を実施している。

ⅲ　都道府県交流会を開催し、都道府県担当職員に対し、都道府県協議会の設置や都道府県による中核機関の立ち上げ支援とバックアップに関する取組事例を共有する機会を設ける等、都道府県における担当者間の連携・協力体制の構築の推進に努めている。

ⅳ　毎年度当初に、都道府県職員・市町村職員に対し、成年後見制度利用促進に関する関連資料等について網羅的な情報提供等を実施している。

【ＫＰＩの達成状況】

都道府県による協議会設置の状況については、令和６年４月１日時点で 47 都道府県中、37 都道府県（約 78.7%）となっている。

【中間年度における評価】

令和６年４月１日時点における都道府県の取組状況を見てみると、都道府県による市町村に対する研修の実施状況については、相当程度の進展が見られ、都道府県による協議会設置も着実に進んできているものの、ＫＰＩは達成できない見込みである。

また、都道府県による市町村等に対する相談窓口の設置や専門アドバイザーの配置の状況に関しては、５～７割程度であり、一定程度取り組まれていると評価できるが、専門アドバイザーについては、十分に活用されていないといった課題があることを踏まえ、厚生労働省においては、新たに、上記の「都道府県機能強化推進事業」を実施している。

なお、「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」については、法律専

門職が参加しづらい研修日程であるため、現状では参加者・履修者の増加が見込めないといった指摘がある。

【今後の対応】

都道府県においては、引き続き、管内市町村の体制整備状況を把握し、その体制整備に関する課題の状況に応じて、都道府県が市町村の中核機関のコーディネート機能の一部を担う等の役割を果たすことが求められる。具体的には、人口規模が小さい市町村の実情も踏まえ、圏域単位の協議会設置による受任者調整の検討・協議の場や、権利擁護支援チームの支援内容に係る協議の場を提供する等、全国どの地域においても、尊厳のある本人らしい生活の継続を行う観点から、早急に取り組むことが期待される。

また、厚生労働省においては、「成年後見制度利用促進体制整備研修事業」において、専門アドバイザーの果たし得る役割・機能について都道府県職員や専門アドバイザーの理解促進を図るだけでなく、専門アドバイザーによる地域の特性に合わせた取組の好事例の紹介等を通じて、市町村が専門アドバイザーを有効に活用できるよう周知する必要がある。併せて、同研修の実施に当たり、専門アドバイザーに期待すること等を明らかにすることで更なる専門職の受講促進を図ることが望ましい。

さらに、厚生労働省においては、引き続き、「都道府県機能強化推進事業」の実施を通じ、専門アドバイザーの配置・活躍の促進を図り、市町村の支援等を担う都道府県の更なる機能強化を推進していく必要がある。

５　その他

前記１から４までのほか、以下のような意見もあった。

国、地方公共団体及び関係団体において、成年後見制度の周知広報を行うに当たっては、インターネットにアクセスできない方や、高齢者・障害者に対しても十分に配慮して行うことが期待される。

また、成年後見制度に代替させる目的で委託者と受託者がともに親族である信託が設定される事案が多く発生しており、これらの事案においては信託設定が適正に設定されたか疑問視される場合や、受託者に信託法上要請されている財産管理義務の適正な履行に問題がある場合がある（近時の裁判例には、このような信託設定を否定するものもある。）との指摘があった。

そのほか、成年後見制度の利用の促進に関する法律および第二期計画の名称を変更する必要があるのではないかとの指摘があった。また、意思決定支援に係る共通理念、行動指針及び法的責任の免除要件を定めた法の制定を検討すべき、福祉サービス従事者における意思決定支援義務を明文化すべきとの指摘もあった。

おわりに

本中間検証においては、令和４年３月に閣議決定された第二期計画における各施策について、中間年度に当たる令和６年度における施策の進捗状況を明らかにするとともに、個別の課題を整理して、今後の対応に関する方向性を示すこととしたものである。

第二期計画に掲げられた各施策は、尊厳のある本人らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援の推進を図る上で重要な手段であり、権利擁護支援を必要とする本人の人生を左右しかねないものであるということを改めて確認する。

国、地方公共団体及び関係団体においては、本中間検証結果を踏まえ、第二期計画の期間である令和８年度末までの約２年間に、ＫＰＩに掲げられた目標を達成し、第二期計画の目的である地域共生社会の実現に向け、地域連携ネットワークにおける権利擁護支援策の一層の充実等の成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくことができるよう、必要な財源が確保されるよう努めるとともに、様々な専門職団体・民間団体・当事者団体等とも連携を図りつつ、今後、一層の取組の推進をお願いする。

～以上～

（別紙１）

成年後見制度利用促進専門家会議において委員から出された主な意見
（新たな連携・協力体制の構築による生活支援・意思決定支援の検討について）

- 総合的な権利擁護支援策に関して、新たな支援や制度が必要である。
- 総合的な権利擁護支援策の充実は、国の公的責任の下で行われるべき課題。
- 「司法による権利擁護支援を身近なものとする方策」としての役割が期待される監督・支援団体の法的位置付けが必要である。監督・支援団体において個人情報を取り扱うことが想定されるし、必要に応じて行政の関与を求めたり、成年後見制度につなぐ等、家庭裁判所と連携することも期待される。
- 関係性の濫用が疑われる場面には、意思決定サポーターではなく、監督・支援団体による対応が必要。
- 成年後見制度の見直しとの関係でも、成年後見制度によらずとも、日常の金銭管理に関して必要な支援を受けられる体制を整備する必要がある。
- 日常的金銭管理は、早期に各種福祉法で公的制度に位置付け、報酬加算も検討してほしい。
- 日常生活の簡易な金銭管理等生活支援等のサービスに意思決定支援を確保することが重要であり、その役割を担える市民の育成が大事である。
- 意思決定支援の充実及び関係性の濫用に対する牽制を確保するため、意思決定サポーターは市民目線・当事者目線で取り組み、アドボケイトとしての役割・機能を担うこと及び意思決定サポーターを支える仕組みが必要である。
- 意思決定支援は、支援対象者の持つ特性や本人の日々の暮らし振り等も十分に理解して取り組むことが必要である。
- 金融機関は正式に代理権が付与された者による取引を原則通り許容すべきである。
- 金融機関が安心して代理取引に応じられるよう、バックアップの仕組みが重要である。
- 成年後見制度と日常生活自立支援事業との連携の推進や実施体制の強化をベースとして、モデル事業のような新たな事業の全国展開を進めるべき。
- 市町村が実施に関わる形で事業が新たに創出される場合には、市町村の体制確保や、国からの財源保障も含めた財源の確保に留意が必要である。
- 成年後見制度や日常生活自立支援事業と新たな権利擁護支援策が人・物・金を潰し合わないよう、財源の確保と都道府県のサポート体制が必要である。
- 権利擁護の枠組みは対象者を限定せずに議論すべき。
- 身寄りや資力の有無によって支援の対象者を絞り込むことは不適切である。
- 高齢者等終身サポート事業は、透明性や信頼性の確保、市場原理にその量が委ねられることに懸念がある。

・　現状の民間サービスは、濫用防止保障（セーフガード）がない以上、社会福祉の土壌で比較できる状態にない。セーフガードを設けた意思決定支援が求められている。
・　包括的な相談調整窓口におけるコーディネーターについては、既存事業や機関の役割との重複や乱立による混乱が生じかねない。
・　総合的な支援パッケージを提供する取組と、入院や入所時に身元保証を求めないこれまでの既存通知との整合性に整理が必要である。

以上

（別紙２）

成年後見制度利用促進専門家会議において委員から出された主な意見
（中核機関について）

・　総合的な権利擁護支援策のハブとして成年後見制度と地域の権利擁護支援策を適切に使い分けられるよう、中核機関を法定の機関として位置付け、その役割や機能を明らかにする必要がある。
・　現行の役割（権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割、専門職団体・関係機関の協力・連携を図るために関係者のコーディネートを行う役割（協議会の運営等））に加えて、今後は、成年後見に関する事案について、裁判所に係属する前に本人のニーズ・福祉的対応の必要性等を勘案し裁判所に委ねるかどうかを判断する機能や、成年後見制度が見直された後に制度の利用を止められるよう本人の状況等をモニタリングする機能（本人を主体としたニーズ、後見人等の交代やチーム支援の在り方を見直す機能も含む。）を有することも求められる。
・　中核機関がコーディネートする地域連携ネットワークにおいて権利擁護支援チームの形成や自立の支援機能を十分に果たすためには、国や地方自治体、家庭裁判所や関係機関等と情報（個人情報を含む）を共有できるよう、本人情報や候補者情報等を調査・取得する法的権限や守秘義務、受任調整等に必要な会議を主催する権限等を検討する必要がある。
・　全国どの地域においても権利擁護支援を持続可能に実現するため、中核機関の運営費用に関して市町村への財政支援の検討が必要である。
・　市町村だけでは中核機関がコーディネートする地域連携ネットワークに求められる機能を十分に果たせない場合、都道府県がその機能の一部を担うべきである。
・　社会福祉法における包括的な支援体制の中に、中核機関がコーディネートする地域連携ネットワークを位置付けることも必要である。
・　これまで各市町村に対して主要な機能を掲げた上で、取り組みやすいところから取り組んでほしいと中核機関の整備を促進してきた方針との整合性を図る必要がある。

以上

重要業績評価指標（ＫＰＩ）の進捗状況について

別紙3

		KPI（令和6年度末の数値目標）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI　進捗状況（R6.4時点）
優先して取り組む事項	**任意後見制度の利用促進**							任意後見制度の周知・広報
	・周知・広報	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等における リーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続		**1,188　／　1,741市町村** **50 ／ 50法務局・地方法務局** **286 ／ 286公証役場**
	・適切な運用の確保に関する取組	－	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討					
	担い手の確保・育成等の推進							担い手の育成方針の策定 **18　／　47都道府県**
	・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定	・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討					市民後見人養成研修の実施 **16　／　47都道府県**
	・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	・全47都道府県	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定			都道府県による担い手の継続的な確保・育成等		法人後見実施のための研修の実施 **22　／　47都道府県**
			都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施					
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進							市町村長申立てに関する研修の実施 **43　／　47都道府県**
	・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施		成年後見制度利用支援事業の要綱等の見直し 高齢者関係 **申立費用 1,012/1,741市町村** **報酬　1,048/1,741市町村** 障害者関係 **申立費用 1,021/1,741市町村** **報酬　1,045/1,741市町村**
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善					
	・成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討					
			市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施		
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進							市町村による計画策定・必要な見直し **1,358　／　1,741市町村**
	・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ		
	都道府県の機能強化							都道府県による協議会設置 **37　／　47都道府県**
	・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営		

重要業績評価指標（ＫＰＩ）の進捗状況について

		KPI（令和6年度末の数値目標）	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	KPI　進捗状況（R6.4時点）
制度等の見直しに向けた検討等	**成年後見制度等の見直しに向けた検討**	－	成年後見制度等の見直しに向けた検討					－
	総合的な権利擁護支援策の充実	－	日常生活自立支援事業の実施体制の強化、新たな支援策の検討。左記検討等を踏まえ、福祉の制度・事業の必要な見直しの検討					－
制度の運用改善等	**意思決定支援の浸透**							意思決定支援研修の実施 **34　／　47都道府県**
	・都道府県による意思決定支援研修の実施	・全47都道府県	都道府県による意思決定支援研修の実施			都道府県による研修の継続実施		
	・各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発	－	各種意思決定支援ガイドラインの普及、啓発					
	・基本的考え方の整理と普及	－	各ガイドライン共通の基本的考え方を整理した資料の作成	保健、医療、福祉、介護、金融等幅広い関係者・地域住民への普及、啓発				
	適切な後見人等の選任・交代の推進等							－
	・柔軟な後見人等の交代の推進（苦情対応を含む）	－	市町村・都道府県における柔軟な後見人等の交代の推進策の検討と対応					
	・適切な報酬の算定に向けた検討及び報酬助成の推進等	－	適切な報酬の算定に向けた早期の検討 地域支援事業・地域生活支援事業等の早期の検討		成年後見制度等の見直しに向けた検討に併せた検討			
	不正防止の徹底と利用しやすさの調和							－
	・後見制度支援信託・支援預貯金の普及	－	後見制度支援信託・支援預貯金の普及					
	・保険の普及等事後救済策の検討	－	関係団体による保険の導入の検討、必要に応じた事後救済策の普及方策の検討					
地域連携ネットワークづくり	**地域連携ネットワークづくり**							制度や相談窓口の周知 **1,658　／　1,741市町村**
	・制度や相談窓口の周知	・全1,741市町村	市町村による制度や相談窓口の周知			市町村による周知の継続		
	・中核機関の整備とコーディネート機能の強化	・全1,741市町村	市町村による中核機関の整備			市町村による中核機関の運営		中核機関の整備 **1,187　／　1,741市町村**
			中核機関のコーディネート機能の強化					
	・後見人等候補者の適切な推薦の実施	－	市町村・都道府県における後見人等候補者の受任者調整の協議の実施					
	・権利擁護支援チームの自立支援の実施	－	市町村・都道府県における権利擁護支援チームへの支援体制の構築					
	・包括的・多層的な支援体制の構築	－	取組を連携して行う際の留意点の明示、好事例の収集等		権利擁護支援の取組状況等も踏まえた重層事業の効果的な取組方策の検討			

社援地発０４０１第２５号
令 和 ７ 年 ４ 月 １ 日

各都道府県・市区町村　生活困窮者自立支援制度主管部（局）長
民生主管部（局）長　殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（ 公 印 省 略 ）

家計改善支援事業と日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援策との連携について

家計改善支援事業は、生活困窮者自立支援法（平成 25 年法律第 105 号。以下「法」という。）に基づき、家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善に向けた意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行い、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とするものである

家計改善支援事業を利用する生活困窮者の中には、本人の判断能力が不十分で日常生活に支障が生じている場合や、本人保護等の権利侵害からの回復支援の視点から金銭管理等の支援が必要と考えられる場合があり、このような場合には都道府県社会福祉協議会等が実施する日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援策につなぐことが重要である。

この点、生活困窮者自立支援制度等の見直しに向けて開催された社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会の中間まとめ（「生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）」（令和４年 12 月 20 日））では、家計改善支援事業について、「都道府県社会福祉協議会等が実施する日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援策との連携の強化を図っていく必要がある」とされたところ。

また、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和４年３月 25 日閣議決定）では、「生活困窮者自立支援制度等との連携も考慮しつつ、日常生活自立支援事業の効果的な実施方策について検討」すること、また、「意思決定支援等によって本人を支える各種方策や司法による権利擁護支援を身近なものとする各種方策の検討を進め、これらの検討や成年後見制度の見直しの検討に対応して、福祉の制度や事業の必要な見直しを検討」することとされている。

こうした状況を踏まえて、今般、家計改善支援事業と日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援策との連携について、下記のとおり通知する。

各自治体の関係主管部局におかれては、各制度の趣旨や内容を理解いただき、各制度の担当部局及び実施者間の連携体制の構築を推進していただくとともに、関係機関等に周知いただくよう、よろしくお願いしたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定による技術的な助言であることを申し添える。

記

１　各制度の概要

各制度の概要については以下のとおりである。

（１）家計改善支援事業の概要

家計改善支援事業は、法に基づき、家計収支の均衡が取れていないなど、家計に課題を抱える生活困窮者からの相談に応じ、相談者とともに家計の状況を明らかにして家計の改善の意欲を引き出した上で、家計の視点から必要な情報提供や専門的な助言・指導等を行うことにより、相談者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されることを目的とする。

具体的には、相談者とともに、家計表やキャッシュフロー表を活用して、家計の見える化を図るとともに、家計収支の均衡を図るなどの出納管理の支援を行い、家計を相談者自らが管理できるよう支援を行う等、家計に関する問題の背景にある根源的な課題を整理して相談者の家計管理の力を高め、早期の生活再生を目指すものである。

（２）日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用に関する援助やそれに伴う日常的な金銭管理等の支援を行うことにより、本人の生活を支援する事業である。

日常生活自立支援事業の専門員が初期相談から支援計画の策定、利用契約の締結を支援し、生活支援員が支援計画に基づき居所を訪問等して支援を行う。

（３）成年後見制度

成年後見制度は、精神上の障害により判断能力が不十分であるため法律行為における意思決定が困難な者について、本人の権利を守るために選任

された援助者（成年後見人等）により、本人を法律的に支援する制度である。

平成28年に施行された成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）に基づき、令和４年３月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画では、地域共生社会の実現という目的に向け、本人を中心にした支援・活動における共通基盤となる考え方として「権利擁護支援」を位置づけた上で、権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける権利擁護支援の一層の充実等の成年後見制度利用促進の取組を更に進めていくこととしている。権利擁護支援の地域連携ネットワークは、福祉・行政・法律専門職等の連携による支援機能（「権利擁護の相談支援」「権利擁護支援チームの形成支援」「権利擁護支援チームの自立支援」）を担うと整理されているところ、そのコーディネートを担う中核的な機関・体制（以下「中核機関」という。）において、本人・家族及び支援者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要な権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行うこととされている。

２　連携に当たっての基本的な考え方

家計改善支援事業を利用する生活困窮者の中には、本人の判断能力が不十分で日常生活に支障が生じている場合や、本人保護等の権利侵害からの回復支援の視点から金銭管理等の支援が必要と考えられる場合がある。こうした場合、相談者自らが家計を管理できるようになることを目指す家計改善支援事業による支援だけでは自立を図ることが困難であり、日常生活自立支援事業や成年後見制度等の権利擁護支援策における意思決定支援が重要な役割を果たすこととなる。

このため、家計に課題を抱える生活困窮者の支援に当たって、生活困窮者自立支援制度担当部局・実施者と権利擁護支援策の担当部局・実施者が連携し、関係者間で日頃より互いの施策の理解を深め、情報交換を行うことが極めて重要である。

こうした観点から、以下に示す取組をお願いする。

３　連携体制の構築について

家計改善支援事業の実施者（以下「家計改善支援事業実施者」という。）、自立相談支援機関、日常生活自立支援事業の実施者（社会福祉協議会）、中核機関（中核機関未整備の市町村の場合は成年後見制度利用促進の担当部局等。以下同じ。）においては、相談者のつなぎ等に向けて、それぞれの制度について理解を深めるとともに、支援員等（家計改善支援事業や生活困窮者自立相談支援事業の支援員、日常生活自立支援事業の専門員、中核機関の職員等）が日常的に連絡や情報交換を行うことができる関係性を構築することが重要である。

そのため、自治体の各制度の担当部局が中心となって、各制度の担当部局・実施者等間の連携体制の構築を進められたい。

連携体制の構築については、以下のような方法が考えられる。

（１）研修会・勉強会の開催

・　各制度の支援員等向けの研修会や勉強会を開催し、それぞれの制度についての説明や支援員等同士の意見交換等を行う。

・　研修会等は、支援員等の異動がある年度初め等に実施することが有効である。

（２）生活困窮者自立支援制度の支援調整会議・支援会議への日常生活自立支援事業の専門員や中核機関の職員等の参画。

・　家計改善支援事業の利用等を含め、個々の対象者の支援方針の決定に当たって実施される支援調整会議や、地域の支援ニーズの把握等のために実施される法に基づく支援会議に権利擁護支援策の担当者が参画する。

４　家計改善支援事業における対応について

家計改善支援事業実施者においては、以下（１）～（３）の対応をお願いしたい。

（１）権利擁護支援策の利用の必要性に係る検討

・　相談者の判断能力が不十分であると考えられる場合には、相談支援やその後の支援を通じて、本人の判断能力が不十分であることによる日常生活への支障の有無を把握する。また、本人保護等の権利侵害からの回復支援の視点から、金銭管理等の支援の必要性を検討する。

・　その際、判断に迷う場合は、自立相談支援機関とともに、日常生活自立支援事業の実施者又は中核機関に相談することが望ましい。

（２）権利擁護支援策へのつなぎ等

・　（１）により、本人の判断能力が不十分で日常生活に支障が生じている場合や、本人保護等の権利侵害からの回復支援の視点から金銭管理等の支援が必要と考えられる場合を把握した際には、権利侵害の状況に応じて、日常生活自立支援事業の実施者又は中核機関を案内する。

・　加えて、相談者の同意を得られた場合には、日常生活自立支援事業の実施者である社会福祉協議会、権利擁護支援や成年後見制度に関する相談対応を行う中核機関へ、当該者について情報提供を行う。その際、相談者の状況等に応じて、家計改善支援事業実施者の支援員による相談窓口への同行や必要な情報提供の準備等を検討することが望ましい。

・　その他、債務整理に向けた弁護士等への相談において弁護士等から成年後見制度の利用の勧めがあった場合等には、中核機関又は市町村に相

談し、申立人の検討や申立費用・報酬助成の必要性を含めて検討する。また法律相談においては、相談者がそれらの制度を利用できるよう弁護士等への家計表の共有等、適宜協力することが望ましい。

（3）情報提供する内容・方法等

家計改善支援事業実施者から日常生活自立支援事業の実施者へ情報提供を行う場合又は相談者をつなぐ場合等に提供する情報は以下のようなものが考えられるが、相談者の状況等に応じて柔軟に取り扱われたい。

・相談段階での情報提供等の場合は、相談段階で聞き取った内容
・支援途中での情報提供等の場合は、相談者の基本情報や判断能力の程度、支援経過が分かる資料、家計表やキャッシュフロー表等の支援過程で作成した相談者の家計状況等が分かる資料
・その他、権利擁護支援策を利用する上で必要な情報や、特段の留意事項等

なお、相談者に関する情報や関係資料等を共有する場合においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により、生命・身体・財産の保護に必要で本人の同意取得が困難な場合などを除いて、原則として相談者の同意を得ることが必要であることに留意すること。

132

5　権利擁護支援策における対応について

日常生活自立支援事業の実施者や中核機関においては、以下の対応をお願いしたい。

○　家計改善支援事業からの照会・相談への対応

・　家計改善支援事業実施者が、相談支援やその後の支援を行う中で、相談者の判断能力が不十分で日常生活に支障が生じていると思われる場合や、本人保護等の権利侵害の回復支援の視点から金銭管理等の支援が必要と思われる場合に、当該者の日常生活自立支援事業又は成年後見制度の利用について照会・相談がある場合がある。このような場合には、当該照会・相談へ回答されたい。
・　その際、相談者の状況把握のため、必要に応じて、家計改善支援事業実施者の支援員とともに相談者の相談に対応する等の対応も検討されたい。

以上

努力義務

家計改善支援事業

【実績】
・774自治体（85%）（R6）
・利用18,977件（R5）

（参考）

対象者

家計の状況がわかっていなかったり、収支の変化が大きかったり、債務や滞納等を抱えていたりする生活困窮者

支援の概要

- 家計の状況を把握することや家計の改善の意欲を高めることを支援
- 家計の状況を「見える化」したうえで、本人を含む世帯全体の家計収支等に関する課題の評価・分析（アセスメント）を行って状況に応じた家計再生プランを作成し、生活再建等に向けた具体的な支援を実施

＜支援の流れとねらい＞　家計に対して指導を行うわけではない

1．世帯の家計の見える化（相談時家計表の作成）：収支を把握し本人自ら「いくら足りないか」に気づく。

↓

2．月単位又は数年先の家計推移の見通しを立て、家計計画を検討（家計計画表・キャッシュフロー表の作成）：
家計改善支援員とのやりとりの中で「何を増やし、何を減らすか」を本人が自分で考え、見通しを立て、家計の改善意欲を高める。（各種給付制度の利用や契約の見直し等については支援員がアドバイス）

↓

3．継続面談を通じたモニタリング：本人が自力で家計管理できるようになるまでの支援。



【本人の状況に応じて組み込む支援】
＋
滞納している税・公共料金等や債務の分納・償還に向けた滞納相談窓口への同行支援、貸付のあっせん等

期待される効果

- 家計はもとより、その背景にある生活全般にわたる課題を把握することができる。
- 自力で家計管理できるようになり、世帯としての家計基盤が整い、将来の収支変動にも対応可能に。
- 滞納している税・公共料金等や債務等を解消することにより、生活が安定。

日常生活自立支援事業の概要

○　認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な者に対して、**福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援**する事業。

第二期計画では、「専門員が作成した支援計画の下で、**地域住民が生活支援員として本人に寄り添い、見守り、意思決定支援を行いながら**適切な金銭管理等を支援することで、**尊厳のある本人らしい生活の安定を図る互助のしくみ**であり、**これにより地域福祉が推進されている**」と評価。



1．実施主体

○　**都道府県社会福祉協議会**又は**指定都市社会福祉協議会**
※　事業の一部を、市区町村社会福祉協議会等（基幹的社協等）に委託可

【令和５年度末の実施体制】

基幹的社会福祉協議会等の設置数	専門員数	生活支援員数
1,640か所	4,267人	15,586人

2．利用対象者

○　判断能力が不十分な者であり、かつ**本事業の契約の内容について判断し得る能力を有している**と認められる者。

【令和５年度末の実利用者数と内訳】

	認知症高齢者等	知的障害者等	精神障害者等	その他	計
実利用者数（人）	20,804人 36.9%	14,612人 25.9%	17,991人 31.9%	2,991人 5.3%	56,398人 100.0%

3．援助の内容

福祉サービスの利用援助
① 福祉サービスを利用し、または利用をやめるために必要な手続き
② 福祉サービスについての苦情解決制度を利用する手続き
③ 住宅改造、居住家屋の賃借、日常生活上の消費契約及び住民票の届出等の行政手続きに関する援助、その他福祉サービスの適切な利用のために必要な一連の援助
④ 福祉サービスの利用料を支払う手続き

日常的金銭管理サービス
① 年金及び福祉手当の受領に必要な手続き
② 医療費を支払う手続き
③ 税金や社会保険料、公共料金を支払う手続き
④ 日用品等の代金を支払う手続き
⑤ ①～④の支払いに伴う預金の払い戻し、解約、預け入れの手続き

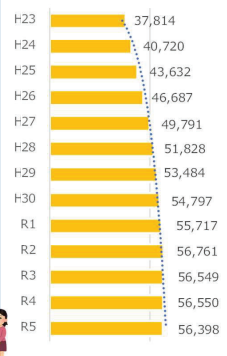
書類等の預かりサービス
（保管できる書類等）
① 年金証書　② 預貯金の通帳　③ 権利証　④ 契約書類　⑤ 保険証書
⑥ 実印・銀行印　⑦ その他、実施主体が適当と認めた書類（カードを含む）

定期的な訪問による生活変化の察知（≪見守り≫）

具体的には、利用者との契約に基づいて、福祉サービス申請の助言や同行、サービスの利用料の支払い、公共料金の支払い等の日常的金銭管理等を実施（1ヶ月の平均利用回数は約2回、利用料の平均1回1,200円）

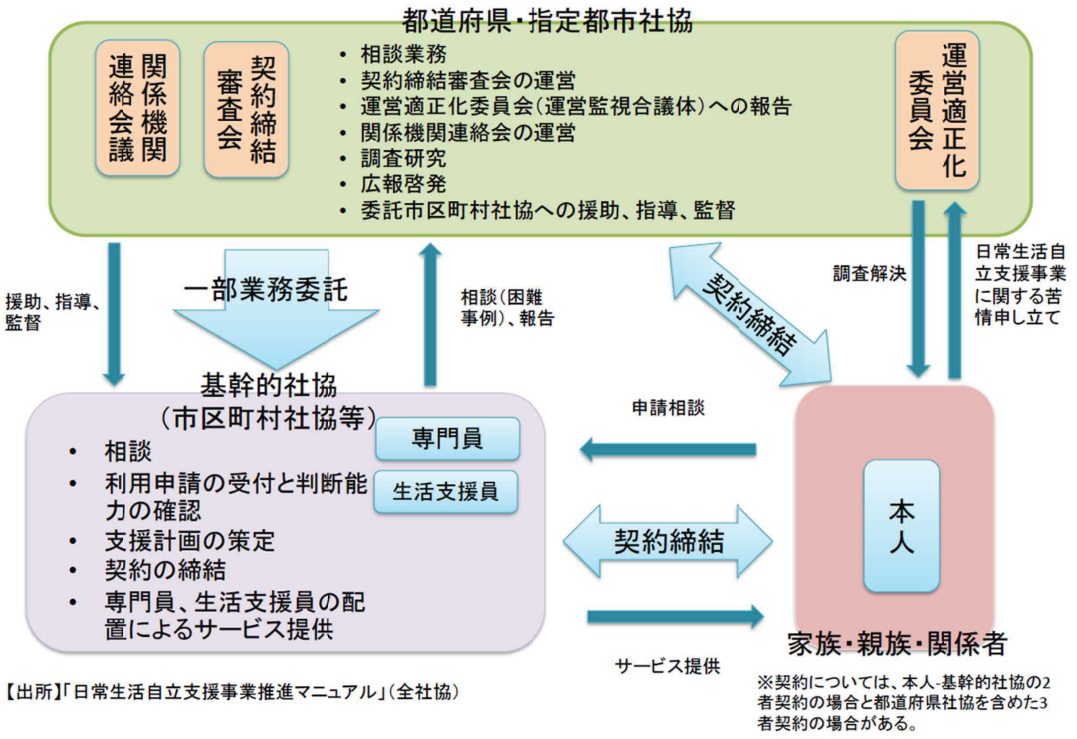


4．実利用者数の推移



出典：社会福祉法人全国社会福祉協議会の資料をもとに成年後見制度利用促進室にて作成

日常生活自立支援事業の仕組み



【出所】「日常生活自立支援事業推進マニュアル」（全社協）

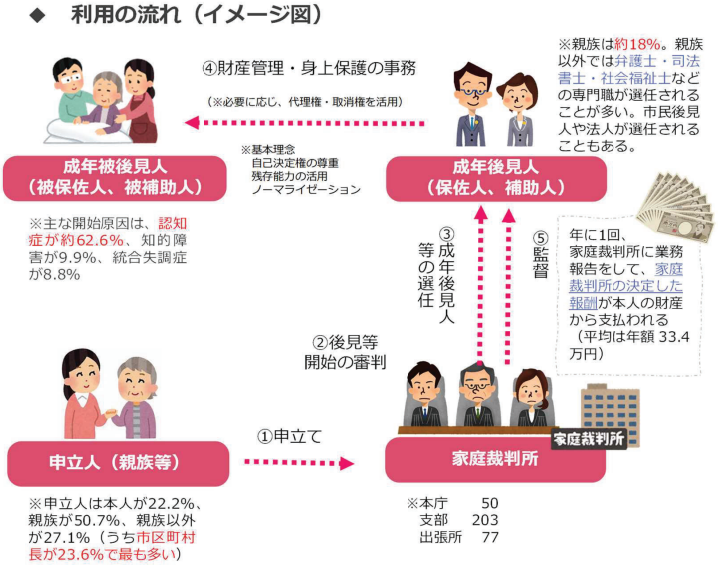
成年後見制度とは？

○ 成年後見制度は、「措置から契約へ」という社会福祉基礎構造改革の流れの中で、民法の改正等により平成１２年に誕生した制度。

○ 認知症や知的障害・精神障害により、判断能力が不十分な方について、ご本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、ご本人の**財産管理（不動産や預貯金などの管理、遺産分割などの相続手続など）**や**身上保護（介護・福祉サービスの利用契約や施設入所・入院の契約締結履行状況の確認など）などの法律行為を支える制度。**

○「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。**「法定後見制度」**は、判断能力が低下した際、裁判所により後見人等を選任する仕組み。**「任意後見制度」**は、判断能力があるうちに、本人が任意後見人をあらかじめ選任しておく仕組み。

◆ 利用の流れ（イメージ図）





障障発第０７２９００１号
障精発第０７２９００１号
老計発第０７２９００１号
平成１７年７月２９日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）長　殿
中核市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長

社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長

老　健　局　計　画　課　長

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の2及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第27条の3に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村申立て」という。）に関しては、これまで、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年3月30日付け障障第11号、障精第

21 号、老計第 31 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知）において、市町村長は高齢者等の 4 親等以内の親族の有無を確認した上で市町村申立てを行う、との手続を例示として示してきたところである。

しかしながら、4 親等以内の親族の有無確認作業が極めて繁雑であることも要因となって、市町村申立てが十分に活用されていない状況にあった。このため、市町村申立ての手続の例示を下記のとおり見直すこととし、併せて、別添１及び別添２を別紙のとおり改めたので、御了知の上、管内市町村に周知を図られたい。

また、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の４第１項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

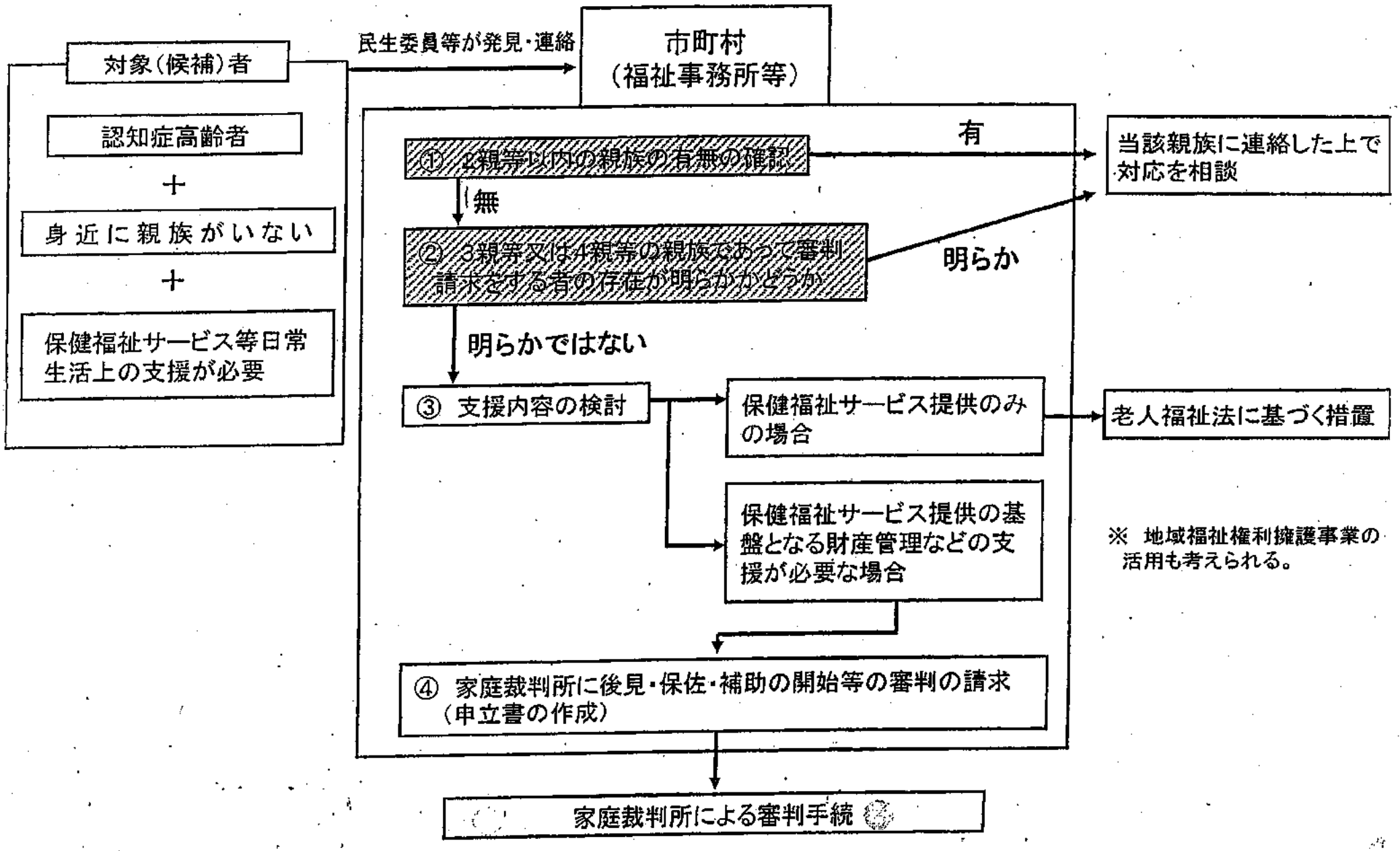
記

1　市町村申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ 2 親等以内の親族の有無を確認すること。

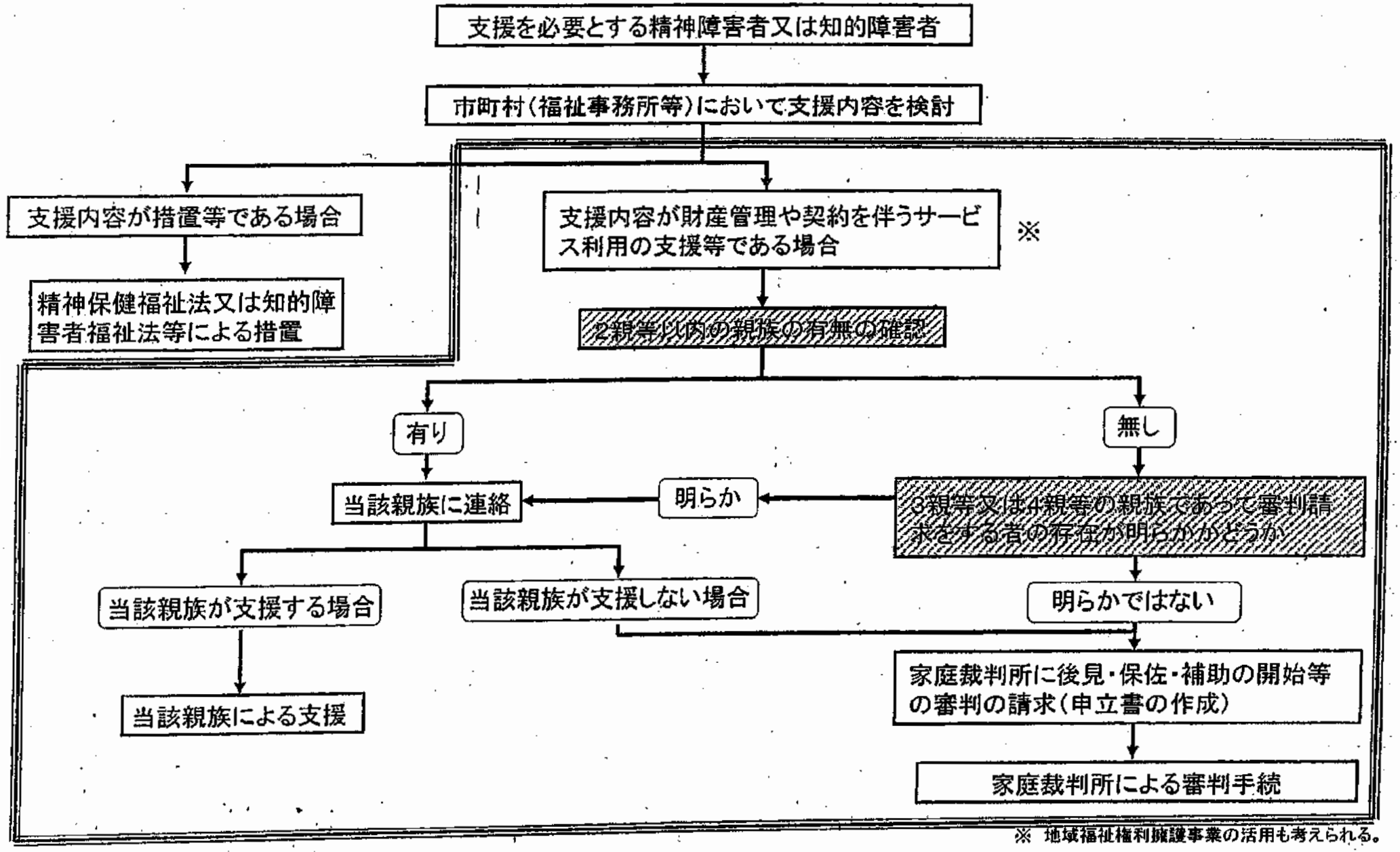
2　１の結果、２親等以内の親族がいない場合であっても、３親等又は４親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村申立ては行わないことが適当であること。

（別添1）

市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（認知症高齢者）



（別添2）　市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（精神障害者・知的障害者）



事　務　連　絡
平成１７年７月２９日

都道府県
各　指定都市　老人福祉担当課（室）長　殿
中 核 市

厚生労働省老健局計画課長

「老人福祉法第 32 条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するＱ＆Ａについて」の一部改正について

「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成 12 年 3 月 30 日付け障障第 11 号、障精第 21 号、老計第 31 号厚生省大臣官房障害保健福祉部障害福祉課長、厚生省大臣官房障害保健福祉部精神保健福祉課長、厚生省老人保健福祉局老人福祉計画課長連名通知）において、市町村申立てを行う際の手続の例示を示してきたところですが、今般、この手続の例示を見直すことに伴い、標記Ｑ＆ＡのＱ２及びＱ４を別紙のとおり改めましたので、ご参考までに送付いたします。

（別紙）

Ｑ２　市町村長は、どういった場合に、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第３２条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第３２条にいう「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは、本人に２親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする３親等又は４親等の親族も明らかでないなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について、審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成 12 年 3 月 30 日付け障障第 11 号、障精第 21 号、老計第 31 号）を参考にしていいただきたい。

Ｑ４　本人に２親等内の親族がある場合、法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第３２条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか

Ｑ２のとおり、２親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって、かつ、こうした状況にある者について、介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や、それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には、市町村長が老人福祉法第３２条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから、２親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし、市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって、当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続について整理する必要があることに留意されたい。

老人福祉法第32条に基づく市町村長による法定後見の開始の審判等の請求及び「成年後見制度利用支援事業」に関するＱ＆Ａについて

（平成12年７月３日　事務連絡
都道府県
各指定都市老人福祉担当課(室)長あて　　厚生労働省老健局計画課長
中 核 市）

〔注記〕　平成17年７月29日　事務連絡改正

老人福祉法第32条に基づく市町村長による後見開始，保佐開始又は補助開始の審判等（以下「法定後見の開始の審判等」という。）の請求及び介護予防・生活支援事業のメニューとして新たに追加された「成年後見制度利用支援事業」に関するＱ＆Ａを別紙のとおり作成いたしましたので，ご参考までに送付いたします。

なお，本件については，法務省と協議済みであることを念のため申し添えます。

（別紙）

Ｑ１　法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合，対象となる者に係る情報をどのように把握するのか。

老人福祉法において，市町村長に法定後見の開始の審判等の請求権を認めた趣旨は，身寄りのない認知症高齢者など，親族等による法定後見の開始の審判等の請求が期待できない者についての法定後見制度の利用の支援を目的としたものである。

高齢者福祉サービスについては，介護保険法に基づくサービスの利用が基本であるが，高齢者の実態等，「老人の福祉に関し必要な実情の把握」については，引き続き住民に最も身近な自治体である市町村が行うこととされており（老人福祉法第５条の４第２項第１号），高齢者の実態を最もよく把握している市町村が，通常の業務の中で把握している情報をもとに請求の必要性を判断することを想定しているものである。

（参考）　法定後見の開始の審判等の請求に当たって，本人が任意後見契約を締結しているか否か等について調査することは，市町村長の職務上必要な場合に当たるので，後見登記等に関する法律第10条第５項に基づき，同条第１項の登記事項証明書の交付を無料で請求することができる。

Ｑ２　市町村長は，どういった場合に，法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて行うことが想定されるのか。

老人福祉法第32条にいう「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」とは，本人に２親等内の親族がない又はこれらの親族があっても音信不通の状況にある場合であって審判の請求を行おうとする３親等又は４親等の親族も明らかでないなどの事情により，親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず，市町村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合をいい，こうした状況にある者について，介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や，それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合について，審判の請求を行うか否かを検討することになるものと考えられる。

具体的に想定される事務の流れについては，「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法，精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年３月30日付け障障第11号，障精第2号，老計第31号）を参考にしていただきたい。

Ｑ３　法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行う場合，後見，保佐又は補助の３類型のいずれについて請求を行うべきかをどのように判断すればいいのか。

市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて法定後見の開始の審判等の請求を行う場合に，本人のためにいずれの類型の請求（申立て）を行うべきかについては，民生委員や福祉関係者等本人の生活状況を把握しうる者からの情報に基づいて市町村長が判断することになる。

なお，申立てにより開始された家庭裁判所の審理の過程において，本人の精神の状況の鑑定結果等に基づき，当初の申立ての趣旨を他の類型に変更する必要が生じる場合がある。

Ｑ４　本人に２親等内の親族がある場合，法定後見の開始の審判等の請求を老人福祉法第32条に基づいて市町村長が行うことは制限されるのか。

Ｑ２のとおり，２親等内の親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により，本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にありながら，親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことを期待することができない場合であって，かつ，こうした状況にある者について，介護保険サービスその他の高齢者福祉サービスの利用や，それに付随する財産の管理など日常生活上の支援が必要と判断される場合には，市町村長が老人福祉法第32条の規定に基づいて家庭裁判所に対する請求を行うことも考えられることから，２親等内の親族があることのみをもって一律に市町村長の請求権の行使が制限されるものではない。

ただし，市町村長が請求を行うか否かを検討するに当たって，当該親族との間で本人の保護のために必要な法的手続について整理する必要があることに留意されたい。

Ｑ５　法定後見の開始の審判等の請求を市町村長が行った場合の費用については，市町村長が負担しなければならないのか。

市町村長が請求を行った場合における家事審判の手続費用に関しては，原則として申立人の負担とされているが「特別の事情」（非訟事件手続法第28条）がある場合には，家庭裁判所は，申立人以外の「関係人」に手続費用の全部又は一部の負担を命ずることができるものとされている。この「特別の事情」とは，一般的には，費用を法定の負担者に負担させることが公平の観点から妥当性を欠くと見られる状況をいうものと解されている。

市町村長が申立人となる場合には，申立人自身の利益のためではなく，地域住民の福祉の観点から，地方自治体の長が専ら本人の利益のために申立事務を行うのであるから，家庭裁判所は，「特別の事情」がある場合に該当するとして，「関係人」としての本人等に手続費用の負担を命ずることができるものと考えられる。（具体的にどのような事案で費用の負担を命ずるかは，当該事件の家事審判官の裁量に委ねられている。）

したがって，市町村長は，家庭裁判所に対し，非訟事件手続法第28条の命令に関する職権の発動を促す申立てを行い，家庭裁判所が職権を発動すべきであると判断した場合には，費

用負担命令を発することになると考えられる。

また，申立段階における手続費用の予納については，申立人である市町村長の事務であるが，上記の費用負担命令がされた場合には，その効果として，市町村長は，予納した手続費用について負担を命ぜられた本人等に対する求償権を取得し，当該費用を求償することになる。（なお，別添（成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について）の1を参照されたい。）

（参考）　家事審判法第7条，非訟事件手続法第26条，第28条

Q6　「成年後見制度利用支援事業」のうち，成年後見制度の利用に係る経費に対する助成の対象経費は，成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料，鑑定費用等）及び成年後見人等の報酬の全部又は一部とされているが，国庫補助の対象として具体的にはどのようなものを想定しているのか。

本事業の対象経費の具体的な範囲については，各市町村ごとに地域の実情に応じて判断し，参考単価を基に単価を設定すべきものであるが，一般的には以下のような範囲及び単価設定が想定される。

なお，助成の考え方については，別添を参照されたい。

（単価設定例）

○　申立てに要する経費としては，
- ・申立手数料　1件につき600円
- ・登記手数料　4,000円
- ・鑑定費用　5～10万円程度
- ・その他　郵便切手，添付書類に要する経費の実費

などが想定される。

○　成年後見人等の報酬については，本事業は，あくまで介護サービスの利用を支援するものであることから，こうした趣旨を踏まえ，参考単価（在宅で28,000円，施設で18,000円）を上限と考え，介護サービスの利用にかかる身上監護や金銭管理等に要する経費部分について，適切な単価設定を図られたい。

（別添）

成年後見制度利用支援事業に係る助成の考え方について

1　申立てに要する経費（申立手数料，登記手数料，鑑定費用等）について

(1)　市町村は，家庭裁判所への法定後見の開始の審判等（以下「審判」という。）の申立てに先立ち，申立ての対象となる者の所得状況等を勘案しつつ，当該対象者が申立てに要する経費の全部又は一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められること等の要件を満たすと判断した場合には，当該経費について市町村として立て替え払いを行うこと及びその額について決定する。

(2)　市町村長は，審判の申立てに際し，申立ての対象者に関し成年後見制度利用支援事業に係る助成がされる見込みについて，申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。また，市町村長は，申立てに要する経費の全部又は一部について申立ての対象者に負担させることが相当と考える場合には，審判の申立てと同時に，手続費用の負担を命ずる裁判（以下「費用負担命令」という。）についても併せて申し立てることとなる。その際，市町村長として把握している対象者の所得状況等について，申立てを行う家庭裁判所に情報提供する。

(3)　家庭裁判所の審判及び費用負担命令を受けて，市町村は，その費用負担額について決定する。費用負担命令がされなかった場合には経費の全部が，経費の一部について費用負担命令がされた場合にはその残額が，審判の申立人である市町村の負担額となり，市町村の負担とされた額を国庫補助の対象経費とする。

＊　上記の手続きにおいては，市町村長が審判の申立てを行う際に手続費用を予納する扱いとされているため，実際の金銭の流れとしては，家庭裁判所の費用負担命令が審判とともに確定した時点において，関係人（申立ての対象者等）が負担すべきものとされた額について市町村長が当該関係人に対して求償するという形をとることとなる。

2　成年後見人等の報酬に係る経費について

(1)　成年後見人等の報酬について，成年後見制度利用支援事業による助成がされる見込みがある場合には，市町村は，家庭裁判所にあらかじめその旨の情報提供をするとともに，成年後見人等と連絡をとり，報酬付与の申立て又はその審判がされた場合には連絡を受けるよう取り決めておくものとする。

(2)　家庭裁判所は，成年後見人等の申立てにより，成年後見人等の事務の状況を確認した上で，申立ての対象者の財産の中から成年後見人等に与える報酬額について審判をする。

(3)　市町村は，成年後見人等から上記(1)の連絡を受けた上で，その時点での対象者の所得状況等を勘案しつつ，家庭裁判所が決定した報酬額の全部又は一部について対象者に助成する必要があると判断した場合には，助成額を決定し，成年後見人等とも連絡を取った上で，対象者の銀行口座等に振り込む等の措置をとることとなる。その場合，助成を行った額を国庫補助の対象経費とする。

3　成年後見制度利用促進のための広報・普及活動経費について

(1)　「成年後見制度利用支援事業」は，介護保険制度の利用等の観点から，「成年後見制度」が今後さらに重要となってくることを踏まえ，その利用促進を図ることを目的とするものである。

(2)　そのような目的にかんがみ，上記1及び2に係る助成の他，広報・普及活動費用についても国庫補助の対象経費とされているところであり，この国庫補助を活用した上で，成年後見制度のわかりやすいパンフレットの作成・配布，高齢者やその家族に対する説明会・相談会の開催等に積極的に取り組むことが重要である。

事　　務　　連　　絡
平成２０年　３月２８日

各都道府県　障害福祉主管課　御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

成年後見制度利用支援事業の対象者の拡大等について

障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者又は精神障害者が成年後見制度を利用することができる体制を構築することは極めて重要である。しかしながら、成年後見制度の利用については、利用者が増加しているものの、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用が進んでいないとの指摘を受けているところである。

今後、障害者の地域生活への移行を進めていく上で、相談支援事業者や民生委員、障害者の支援を行ってきた障害福祉サービス事業者等の地域の福祉関係者によるネットワークを構築するとともに、地域自立支援協議会において、権利擁護に関する部会を設置するなど、地域の実情に応じた体制整備を図ることが必要である。

このため、国としても、成年後見制度の利用を促進する観点から、本日、別途通知されたとおり、「地域生活支援事業の実施について」（平成１８年８月１日障発第０８０１００２号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を一部改正し、平成２０年４月より、成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者を拡大することとされたので、貴管内市町村に周知するとともに、市町村に対する助言・援助をお願いしたい。

記

１　成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者拡大

成年後見制度利用支援事業（地域生活支援事業）の対象者については、市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に限定していたところであるが、平成２０年４月より下記のとおり対象者を拡大する。

改正前	次のいずれにも該当する者 (ｱ)　障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする身寄りのない重度の知的障害者又は精神障害者 (ｲ)　市町村が、知的障害者福祉法第28条又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求を行うことが必要と認める者 (ｳ)　後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者
改正後	障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする重度の知的障害者又は精神障害者であり、後見人等の報酬等、必要となる経費の一部について、助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる者

２　市町村長による後見等の開始の審判請求

（1）身寄りがない場合など、家族等による後見等の開始の審判請求が期待できない者については、市町村長申立てを行うことが有効であると考えられることから、補助事業対象の有無にかかわらず積極的な活用をお願いしたい。

（2）市町村長申立てに当たっては、平成17年7月29日障障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号通知「「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」により、従来、四親等以内の親族の有無を確認していたものを、四親等以内の親族の有無の確認作業が極めて煩雑であることも要因となって、市町村長申立てが十分に活用されてこなかったことから、二親等以内の親族の有無を確認すればよいこととしたところであるので、身寄りがない等の理由で成年後見制度を利用することができないことのないようお願いしたい。

３　障害者の権利擁護のための体制整備

障害者の権利擁護を図ることは極めて重要であるため、意思能力が不十分な知的障害者又は精神障害者に対しては、成年後見制度に関する相談に応ずるとともに、家庭裁判所等との連携に努めること。

また、地域自立支援協議会に権利擁護に関する部会を設置するなど、成年後見制度の円滑な利用に向けて、地域におけるネットワークの構築に努めること。

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課
相談支援係　大城、佐々木
TEL:03-5253-1111（内線3149）
FAX:03-3591-8914
E-mail:sasaki-takayuki@mhlw.go.jp

事　務　連　絡
平成２０年１０月２４日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省老健局計画課長

成年後見制度利用支援事業に関する照会について

介護保険制度の円滑な推進について、種々ご尽力いただき厚くお礼申し上げます。
さて、成年後見制度利用支援事業につきましては、「地域支援事業の実施について（平成１８年６月９日老発０６０９００１号）」により実施されているところですが、今般、当該事業の補助対象について照会がありましたので別紙のとおり情報提供いたします。
また、貴管内市町村に対して周知していただきますようお願いいたします。

厚生労働省老健局計画課
予算係長　前田（３９２４）
予算係　　田本（３９２５）
代表：０３－５２５３－１１１１

（別紙）

問　成年後見制度利用支援事業において補助対象となるのは、市町村申立てに限るものなのか。

（回答）
成年後見制度利用支援事業の補助は、市町村申立てに限らず、本人申立て、親族申立て等についても対象となりうるものである。

当該事業は、成年後見制度の利用が有効と認められるにもかかわらず、制度に対する理解が不十分であることや費用負担が困難なこと等から利用ができないといった事態を防ぐことを目的としているものであり、補助事業として実施する事業名や補助対象経費の一例としては、以下のものが考えられる。

【 事 業 例 】
①　申立て費用、後見人報酬等に対する助成事業
・登記印紙代、鑑定費用、後見人・補佐人等の報酬等
②　成年後見制度の利用促進のための広報・普及活動
（１）パンフレットの作成・配布
・印刷製本費、役務費、委託料等
（２）説明会・相談会の開催
・諸謝金、旅費、会場借上費等

また、実施要綱に掲げる当該事業の名称・内容はあくまでも例示であり、当該事業は、地域の実情に応じて必要な支援を行うことを目的とする任意事業の一つであることから、介護保険事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のために必要な事業である限り、市町村が創意工夫を活かした多様な事業形態での実施ができるような経費（「地域支援事業交付金の交付について」（交付要綱）に定める対象経費に該当するもの）が補助の対象となる。

障障発０３３０第11号
障精発０３３０第21号
老計発０３３０第13号
平成12年３月30日
（一部改正）障障発第0729001号
障精発第0729001号
老計発第0729001号
平成17年７月29日
（最終改正）障障発1126第１号
障精発1126第１号
老認発1126第２号
令和３年11月26日

各 都道府県
市町村　民生主管部（局）長宛

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
（　公　印　省　略　）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課長
（　公　印　省　略　）

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の11の２及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）に関しては、「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」（平成12年３月30日付け障障発0330第11号、障精発0330第21号、老計発0330第13号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知）及び「「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の一部改正について」の一部改正について」（平成17年７月29日付け障障発第0729001号、障精発第0729001号、老計発第0729001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、社会・援護局障害保健福祉部精神保健福祉課長、老健局計画課長連名通知）において、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の手続を示してきたところである。

しかし、対象者の現在地と居住地、援護元が異なるなど複数の市町村が関わる場合にいずれの市町村が成年後見審判の請求を行うかの申立基準が示されていないことや、虐待事案等迅速な対応が必要な場合の親族調査のあり方などについて課題が指摘されていることから、令和２年度に「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議」を開催の上、検討を行い、令和３年３月31日付けで「成年後見制度における市町村長申立に関する実務者協議の取りまとめ」（以下「取りまとめ」という。）を公表したところである。

今般、取りまとめを踏まえ、上記通知を全部改正することとし、市町村長申立て基準及び虐待事案等における親族調査の基本的な考え方を示すとともに、市町村長申立ての手続の例示を別添１及び２のとおり見直したので、御了知の上、関係機関等に周知を図られたい。

なお、本通知は法務省民事局と協議済みであることを申し添える。

また、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の４第１項の規定に基づく技術的助言として発出するものである。

記

1　市町村における成年後見開始の申立事務について

成年後見制度は、私法上の法律関係を規律するものであり、本人、配偶者、四親等内の親族等の当事者による申立てに基づく利用に委ねることが基本となるが、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立てが期待できない状況にあるものについて、当事者による審判の請求を補完し、成年後見制度の利用を確保するため、これらの者に対する相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市町村長に対し、審判の請求権を付与することとしたものである。

また、判断能力が不十分な認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、身寄りがない場合など当事者による申立が期待できない状況にあるものについての権利擁護のための支援策としては、市町村長申立てに基づく成年後見制度の活用のほか、日常生活自立支援事業の活用も考えられること、さらに、身寄りのない認知症高齢者等は、老人福祉法第 10 条の４又は第 11 条に基づく市町村の措置等の対象になりうることを申し添える。(任意後見契約が登記されている場合には、原則として当該契約が優先することになる。(任意後見契約に関する法律第 10 条))

なお、成年後見制度と日常生活自立支援事業との関係については、「民法の一部を改正する法律等の施行に伴う地域福祉権利擁護事業の実施上の留意点について」(平成 12 年 3 月 30 日社援地第 14 号厚生省社会・援護局地域福祉課長通知)を参考にされたい。

2　市町村長の審判の請求における留意事項等について

（1）　申立書について

申立書について、家庭裁判所で用いられる書式例(別添３)を参考までに添付する。なお、実際の申立てに当たっては、その提出先が後見・保佐・補助の開始の審判を受ける者の住所地を管轄する家庭裁判所であることから、記載方法等については、管轄の家庭裁判所に確認されたい。

（2）　審判の請求に要する費用について

審判の請求にあたっては、印紙代(後見又は保佐開始の審判の申立ては 800 円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与又は同意権付与の審判の申立てもするときは 1,600 円、保佐又は補助開始の審判の申立てと同時に代理権付与及び同意権付与の審判の申立てもするときは 2,400 円)、登記手数料(後見・保佐・補助の開始の審判の申立てについては 2,600 円)、送達・送付費用(納めるべき郵便切手の額については、管轄の家庭裁判所に確認されたい)、鑑定費用等の費用負担が必要となる。また、後見等の開始後には、後見等の事務を行うために必要な経費や成年後見人等の報酬等の費用負担が必要となるが、これらについては、本人が負担することになること。

（3）　成年後見人等の候補者について

申立てに当たっては、適当な成年後見人等の候補者がある場合には、これを申立書に記載することが望ましいが、家庭裁判所は、成年後見人等の選任に当たって、

- 成年被後見人等の心身の状態並びに生活及び財産の状況
- 成年後見人等となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人等との利害関係の有無
- 成年後見人等となる者が法人であるときは、その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人等との利害関係の有無
- 成年被後見人等の意見
- その他一切の事情

を考慮しなければならないこととされている。(改正後の民法第 843 条第４項、第 876 条の２第２項及び第 876 条の７第２項)

市町村長の審判の請求の際に成年後見人等の候補者を申立書に記載する場合は、例えば、認知症高齢者、精神障害者及び知的障害者のうち、社会福祉施設に入所しているものについては、当該施設の施設長や当該施設を経営する法人を成年後見人等とすることは本人にとって利益相反に当たる可能性があることに留意すること。

（4）　医師の診断書について

補助開始の審判の際に必要となる医師の診断書についても、最高裁判所事務総局家庭局作成の書式例(別添４)を参考までに添付する。

（5）　成年後見制度利用支援事業の積極的な活用について

成年後見制度の利用に要する費用について補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められるものについて、知的障害者及び精神障害者については、「地域生活支援事業の実施について」（平成 18 年８月１日障発第 0801002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、高齢者については、「地域支援事業の実施について」(平成 18 年６月９日老発第 0609001 号厚生労働省老健局長通知)において、それぞれ成年後見制度利用支援事業(以下「利用支援事業」という。)として成年後見制度の申立てに要する経費及び後見人等の報酬について補助の対象としているところである。

各自治体においては、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難である者に対する権利擁護の観点から、事業の積極的な活用を図られたい。

3　市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則

（1）申立てを行う市町村について

市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。これらの観点を総合的に踏まえ、住所(住民登録のある場所をいう。以下同じ。)と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、

- 生活保護の実施機関(都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。)
- 入所措置の措置権者
- 介護保険の保険者
- 自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行うこと。

ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。

なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

（2）利用支援事業における市町村間の取扱いの差異について

全国どこに住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用することができるよう、利用支援事業について市町村間の取扱いの差異（格差）を解消することが重要である。利用支援事業が未実施であることや対象者の範囲が異なることを理由として申立てを行わないなど、利用支援事業の実施の有無等が市町村長申立ての実施に影響することがないよう、利用支援事業の未実施市町村等におかれては、国の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の結果も踏まえつつ、積極的な取組をお願いしたい。

4 市町村長申立てにおける親族調査の基本的な考え方について

市町村長申立てにおける親族の有無等についての調査（以下「親族調査」という。）は、老人福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律及び知的障害者福祉法の規定に基づき、親族等の法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市町村長が「その福祉を図るため特に必要があると認めるとき」かどうかを確認するために行うものであり、次の３つに分けられる。

ア 戸籍調査
親族の有無を確認する目的で行う調査
イ 意向調査
親族が申立てを行う意向があるかを確認する目的で行う調査
ウ 利用意見調査
成年後見制度を利用開始すること等への意見を確認する目的で行う調査

（1）戸籍調査の基本的な考え方について

市町村長申立てに当たっては、市町村長は、あらかじめ２親等以内の親族の有無を確認すること。その結果、２親等以内の親族がいない場合であっても、３親等又は４親等の親族であって審判請求をする者の存在が明らかであるときは、市町村長申立ては行わないことが適当である。

（2）意向調査の基本的な考え方について

意向調査については、親族が申立てを行う意向が確認できないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

また、虐待以外であっても、親族の重病、長期不在や居住不明により親族からの申立てが期待できない場合は、省略することができる。

（3）利用意見調査の基本的な考え方について

利用意見調査については、制度利用に対する親族の同意は必要とされておらず、利用意見調査表の提出は義務ではない。これを踏まえて、親族の同意が得られないことを理由として申立事務を中断することなく、迅速な市町村長申立ての実施に努めること。

（4）虐待等の緊急事案における親族調査の基本的な考え方について

虐待等の緊急事案における親族調査については、個々の事案の状況に応じて適切かつ迅速な申立てが求められるところであり、次のとおり取り扱うこと。

・ 戸籍調査については、本人に対する権利擁護支援において中核を担うキーパーソンの把握という観点から、虐待事案等においても原則として実施すること。

ただし、事案の緊急性が高い場合で、２親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得ること。

・ 意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができること。

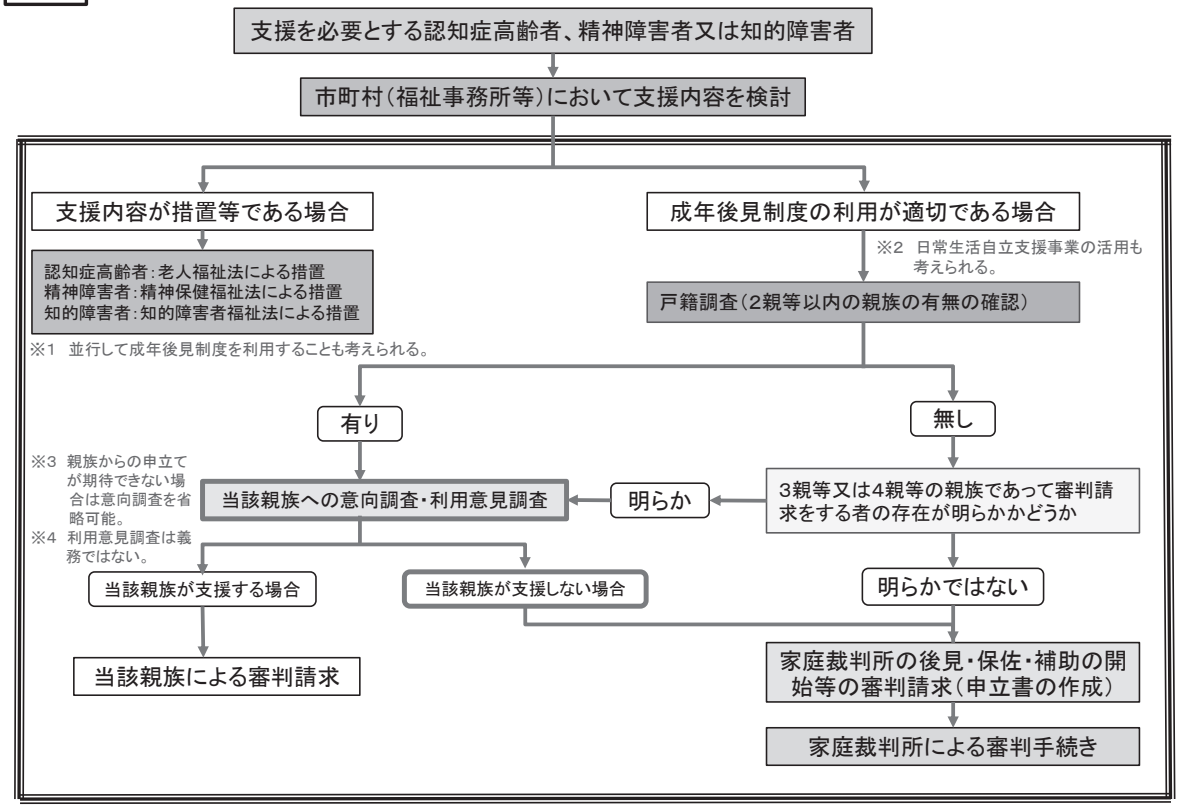
一方で、戸籍調査を行う過程で他のキーパーソンが明らかになった場合や、成年後見の申立後の支援等を考慮するに当たって調査を実施した方が良いと判断した場合等においては、各市町村の判断により意向調査を実施することができる。

ただし、虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わり、状況等が更に悪化することが想定されることから、実施に当たっては十分留意すること。

・ 利用意見調査については、キーパーソンの把握や推定相続人の意見確認という観点から任意で調査を行う場合、意向調査と同様、親族へ調査することで虐待者に成年後見制度利用の意向が伝わることで、状況等が更に悪化することも想定されることから、慎重に実施すること。

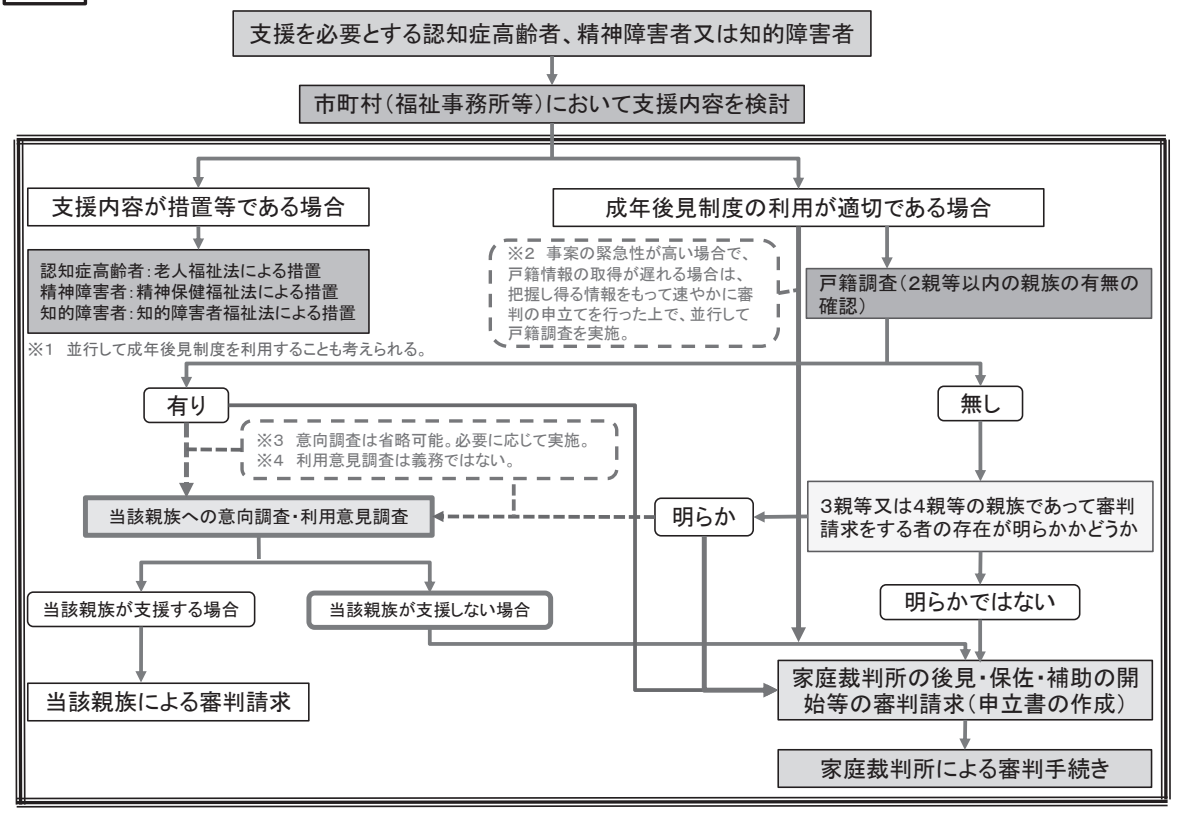
別添1 市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（認知症高齢者・精神障害者・知的障害者）

※虐待等の緊急事案ではない場合



別添2 市町村における成年後見開始の申立事務の流れの例示（認知症高齢者・精神障害者・知的障害者）

※虐待事案等で迅速な対応が必要な場合は青線を参照



別　紙

Ｑ１　本人が複数のサービスを利用し、保険者市町村と支給決定市町村が異なる場合や、長期入院患者の場合等における市町村長申立てについては、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

それぞれ下表右欄の市町村が原則として市町村長申立てを行うこととする。

ア	生活保護を受給しながら介護保険サービス、障害福祉サービスを利用している場合又は医療機関に入院している場合（※１）	生活保護の実施機関 （都道府県が実施機関である場合を除く。）
イ	措置を受けて介護保険サービス又は障害福祉サービスを利用している場合	措置の実施機関 （措置から契約に切り替わった場合を除く。）
ウ	住所地特例（居住地特例）対象施設に入所し、介護保険サービスと障害福祉サービスを双方利用している場合	対象者の生活の維持にとってより中心的であるサービスを所管する市町村（保険者又は支給決定市町村）
エ	生活保護を受給せず、介護保険サービス、障害福祉サービスの利用もない場合	本人の居住地のある市町村（※２） ただし、長期入院患者の場合は、本人が退院後入院前の居住地に居住することが予定されているときは、入院前の居住地の市町村が申し立てを行うこと。

（※１）　例示として以下のような場合が考えられる。
- 住民基本台帳上、住所は存在するが既に家財等を処分し居所ではなくなっており、現在地（医療機関）には住所を変更できない場合。
- 入院中のため介護保険サービス等は不要である場合。

（※２）　住民票を移さずに別の市町村に居住実態があることも想定されるため、形式的に住所地で判断はしない。

ただし、都道府県がすでに所管域内の調整を円滑にする独自のルールを定めている場合や、自治体間で合意がある場合はこの限りではない。また、都道府県と政令市の協議により、都道府県の判断機能を政令市に依頼することも差し支えない。

Ｑ２　Ｑ１の原則に依りがたい特別な事情がある場合においては、いずれの市町村が市町村長申立てを行うべきか？

以下の考慮事項を総合的に勘案して、原則として関係市町村が協議の上で決定すること。

（考慮事項）
ア　本人の状態像や生活実態を把握していることも重要であること。
イ　本人への関わりは成年後見の申立てで終了ではなく、本人の権利擁護支援に取り組むチームに後見人等が参加し、どのような支援を行っていくかを継続して検討していく必要があること。（市町村としては受任調整や成年後見制度利用支援事業による関わりがあること。）
ウ　審判の請求は本人住所地を管轄する裁判所にて行う必要があること。

なお、１ヶ月間を目処として市町村間での協議が整わない場合は、本人の権利擁護に支障を来すことがないように、市町村から都道府県に協議を行い、都道府県において判断すること。

都道府県をまたぐ場合においては、本人の権利擁護支援が可能な限り迅速に行われるよう、都道府県間で協議の上、判断すること。

Ｑ３　都道府県間の協議が難航した場合はどのように取り扱うべきか。

都道府県間で協議が難航した場合は、それぞれの同意の下、具体的な論点を明らかにして、下記の照会先までメールにて送信すること。

（知的障害者に関する相談の場合）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室
E-mail:soudan-shien@mhlw.go.jp
（精神障害者に関する相談の場合）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
E-mail:seishin-hourei@mhlw.go.jp
（高齢者に関する相談の場合）
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
E-mail:ninchisyo@mhlw.go.jp

事　務　連　絡
令和４年１０月１７日

各 都道府県 / 市 町 村 成年後見制度利用支援事業担当課　御中

厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課地域生活支援推進室
老健局認知症施策・地域介護推進課

成年後見制度利用支援事業の適切な実施について

日頃から成年後見制度の利用促進にご尽力いただきありがとうございます。

低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和４年３月 25 日閣議決定。以下「第二期計画」という。）において、

・　市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされている。
・　全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、市町村には、同事業の対象として、広く低所得者を含めることや、市町村長申立て以外の本人や親族による申立ての場合の申立費用及び報酬並びに後見監督人等が選任される場合の報酬も含めることなど、同事業の実施内容を早期に検討することが期待される。

とされたところであり、また、同計画のＫＰＩにおいて令和６年度末までに市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討とされたところです。「市町村による適切な実施」とは、少なくとも、同事業の対象として、①市町村長申立以外の本人申立や親族申立の申立費用及び報酬、②生活保護以外の低所得者の申立費用及び報酬、③後見等監督人が選任される場合の報酬を含みます。【別添Ｐ１～２】

令和３年度「成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査」の結果においては、助成制度を設けている市町村は増加傾向にあり、また、市町村長申立以外に本人申立や親族申立の場合や、生活保護以外の低所得者を対象とする市町村が拡大傾向にあることが認められた一方、未だ成年後見制度利用支援事業を実施していない市町村が存在するとともに、対象を限定している市町村があることが認められたところです。【別添Ｐ３～４】

市町村におかれては、第二期計画を踏まえ、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、成年後見制度利用支援事業の適切な実施についてご検討いただくとともに、これらの実施に必要な予算の確保に努めていただきますようよろしくお願いします。あわせて、本事業の実施内容等について各自治体ホームページ等における周知や窓口における相談等の適切な支援についてお願いします。

都道府県におかれては、管内市町村における成年後見制度利用支援事業の取組状況の把握・分析に努め、必要に応じて、その結果を公表し、具体的な対応を助言するなど適切な実施に向けた広域的な見地からの支援をお願いします。

なお、令和４年度厚生労働省老人保健健康増進等事業において、成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業を実施しており、今後、適切な実施に向けた留意事項を整理の上、お示しする予定であることを申し添えます。【別添Ｐ５～６】

参考資料３

事　務　連　絡
令和５年５月３０日

各　都道府県
　　市 町 村　成年後見制度利用促進担当課　御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施
及び成年後見制度利用支援事業の推進について

日頃から成年後見制度の利用促進や権利擁護の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 32 条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 51 条の 11 の２及び知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）第 28 条に基づく市町村長による後見等の開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）については、「第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和４年３月 25 日閣議決定。以下「第二期基本計画」という。）」において、一部の市町村で適切に実施されておらず、実施状況に市町村間で格差があるとの指摘がなされるとともに、国は、市町村長申立ての実態等を把握した上で、その結果を踏まえ、市町村長申立てが適切に実施されるよう、実務の改善を図っていくこととされたところです。

また、低所得の高齢者、知的障害者及び精神障害者に対して、成年後見制度の申立費用や後見人等に対する報酬助成を行う成年後見制度利用支援事業についても、第二期基本計画において、市町村により実施状況が異なり、後見人等が報酬を受け取ることができない事案が相当数あるとの指摘がされました。

上記を踏まえ、令和４年度厚生労働省老人保健健康増進等事業により、「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業（以下「Ｒ４調査研究事業」という。）」が実施されるとともに、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）第 13 条第２項に基づき設置されている「成年後見制度利用促進専門家会議」のワーキング・グループにおいて、Ｒ４調査研究事業の中間報告を行った上で御議論いただき、今般、市町村長申立ての適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に向けた留意事項の整理を行いました。

つきましては、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、下記留意事項を踏まえ、市町村長申立ての適切な実施や成年後見制度利用支援事業を推進していただきますようお願いいたします。

記

１　市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等の整備について

市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業に関する要綱等については、Ｒ４調査研究事業の調査結果では、多くの市町村で整備されているものの、未整備の市町村も確認されました。市町村長申立てや成年後見制度利用支援事業の適切かつ迅速な実施及び組織的な対応を図るため、未整備市町村においては、要綱等の整備に向けた検討をお願いします。Ｒ４調査研究事業報告書において、ヒアリング調査を行った自治体の要綱等を掲載しているので、参考としてください。

（参考）Ｒ４調査研究事業報告書 P86～101、P104～108、P117～120、P126～134、P137～146、P152～165

また、同報告書において、自治体が作成した市町村長申立マニュアルを掲載しているので、これらを参考としつつ、マニュアル等の作成・周知等、適切な実施に向けた検討を行っていただくようお願いします。

（参考）Ｒ４調査研究事業報告書 P171～177「成年後見制度 市町村長申立マニュアル（新潟県・新潟県社会福祉協議会）」

２　市町村長申立てに係る申立基準の原則を踏まえた適切な運用について

市町村長申立ての対象者の住所と居所が異なる市町村である場合における申立基準の原則については、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和３年11月26日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長、精神・障害保健課長、老健局認知症施策・地域介護推進課長通知）においてお示ししたところであり、Ｒ４調査研究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる案件を本通知により円滑に調整できた事例が確認された一方で、本通知でお示しした原則が当該市町村の要綱に反映されていないことなどから調整が困難であった事例についても確認されました。

つきましては、各市町村においては、本通知の原則を踏まえた適切な運用を行うようお願いします。また、本通知の原則について各市町村が定める要綱等へ反映がされているか確認するとともに、反映がされていない場合には要綱等の見直しを検討するようお願いします。

なお、住所と居所が異なる市町村である場合のほか、例えば、グループホーム等に入居している者であって、住所と居所は同一市町村であるものの、保険者や支給決定市町村が当該グループホーム等への入居前の市町村である場合についても、上記通知の申立基準の原則の考え方を踏まえて対応いただくようお願いします。

３　成年後見制度利用支援事業の適切な実施のための必要な見直しについて

第二期基本計画のＫＰＩでは、市町村は成年後見制度利用支援事業について、令和６年度末までに適切な実施のための必要な見直し等を検討することとされています。これまで同事業の適切な実施について繰り返し周知を図ってきたところですが、Ｒ４調査研

究事業の調査結果では、複数の市町村が関わる事案において、一方が報酬助成の要件を限定しているために調整が難航した事例が確認されました。

各市町村においては、第二期基本計画のＫＰＩや上記調査結果を踏まえ、

・未実施市町村においては、当該事業を実施すること
・市町村長申立の場合に限らず、本人や親族からの申立等も対象とすること
・費用の補助がなければ利用が困難な方を対象としている趣旨を踏まえ、広く低所得者を対象とするような要件の設定とすること
・後見人以外の、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人についても助成対象とすること

について検討を行うようお願いします。

4　成年後見制度利用支援事業の周知・広報について

Ｒ４調査研究事業において実施されたヒアリング調査において、成年後見制度利用支援事業の内容や申請書についてホームページに掲載し、周知・広報を行った結果、専門職等の理解が進み、市町村が実施している施策の共有が進んだ等、周知・広報の効果が確認された事例がありました。

各市町村においては、上記事例を参考とし、成年後見制度利用支援事業の内容等についてホームページ掲載により広く周知・広報を行うことや、関係者間で共有する仕組みの構築について検討をお願いします。

5　都道府県による広域的な見地からの市町村に対する支援について

成年後見制度の利用の促進に関する法律第15条においては、都道府県は、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする旨が規定されています。

Ｒ４調査研究事業において実施されたヒアリング調査においては、都道府県が管内市町村の成年後見制度利用支援事業の実施要綱等を集約・一覧化し、助言等を行うことにより、助成対象となる申立類型の統一が図られた事例がありました。

各都道府県においては、上記事例や次項の好事例等を参考とし、広域的な見地からの市町村支援をお願いします。

6　好事例自治体の取組について

Ｒ４調査研究事業では、市町村長申立て及び成年後見制度利用支援事業の全国の実施状況や好事例等の把握を行うとともに、有識者や専門職、自治体関係者で構成される検討委員会での議論を踏まえ、別添のとおり参考事例集をとりまとめました。

参考事例集では、市町村の取組として、

・市町村長申立てを含めた適切な支援につなげる仕組の整備
・支援策の検討を効率的に行うためのチェックシートの作成・活用
・専門職へ相談・助言を受ける体制の整備

都道府県の取組として、

・管内市町村の状況を把握した上での個別市町村毎の伴走支援
・市町村長申立マニュアルやモデル要綱の作成・周知
・市町村職員や相談窓口を担う職員を対象とした研修の実施

等について盛り込んでいます。

各市町村及び各都道府県においては、地域の実情に応じた取組や体制整備等を検討する際の参考として御活用いただくようお願いします。

【別添】

全国的な市町村長申立の適切な実施や成年後見制度利用支援事業の推進に向けて
＜参考事例集＞

【Ｒ４調査研究事業査報告書の掲載先】

「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」報告書
一般財団法人 日本総合研究所ホームページ
https://www.jri.or.jp/wp/wp-content/uploads/2023/05/R04rouken128_01.pdf

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活・発達障害者支援室
電話：03-5253-1111（内線：3149）
E-mail：soudan-shien@mhlw.go.jp
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課
電話：03-5253-1111（内線：2297）
E-mail：seishin-hourei@mhlw.go.jp
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
電話：03-5253-1111（内線：3868,3973）
E-mail：ninchisyo@mhlw.go.jp

事　務　連　絡
平成２４年３月２７日

各　都道府県
　　指定都市　市民後見担当（部）局　御中

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室

市民後見人の育成及び活用に向けた取組について

日頃より、成年後見制度をはじめとした高齢者の権利擁護の推進に御尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

標記については、昨年６月に老人福祉法が改正され、市町村の努力義務として、市町村長による後見等の審判請求が円滑に実施されるよう、後見等に係る体制の整備を行うことが規定（老人福祉法第 32 条の２第１項）されるとともに、都道府県の努力義務として、市町村の後見等に係る体制の整備の実施に関し助言その他の援助を行うことが規定（同法同条第２項）され、本年４月１日に施行されます。

つきましては、都道府県においては同法の趣旨を踏まえ、市民後見人の育成及び活用に向けて、下記の内容を参考に取り組むよう管内市町村に周知いただくとともに、市町村の取組に対する支援等をお願いいたします。

なお、本文書については最高裁判所家庭局と協議済みであることを申し添えます。

記

１．市町村の取組体制について

市民後見人の育成及び活用については、市町村が主体となり、地域の後見ニーズ等の実態を把握するとともに、家庭裁判所及び弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職（以下「専門職」という。）の団体等と連携を図り、協議を行うなど、その地域に合った取組を行うことが重要です。

また、都道府県が市町村の取組について、助言や必要な援助を行うなどの支援も必要です。

市民後見人として家庭裁判所からの選任を受けるためには、その活動を支援することが重要です。市民後見人が適正・円滑に後見等の業務を実施できるように専門職などによる支援体制を整備する必要があることから、市町村は、社会福祉協議会、ＮＰＯ法人など適切に業務運営が確保できると認められる団体に委託し、後見実施機関（成年後見センター）（以下「成年後見センター」という。）の設置を検討することも必要です。

こうした場合においても、実施主体は市町村であることから、その業務が適正かつ効果的に行われるよう指導・監督等を実施することが重要です。

２．養成研修の実施について

市民後見人養成研修については、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識・技術・社会規範・倫理性が習得できるよう、研修カリキュラムを市町村が策定し、実施する必要があります。また、養成研修修了後のフォローアップのための研修も必要です。

別添の「市民後見人養成のための基本カリキュラム」は、平成 23 年度老人保健健康増進等事業により厚生労働省、法務省、最高裁判所がオブザーバーとして参加した「介護と連動する市民後見研究会」（事務局：特定非営利活動法人地域ケア政策ネットワーク）において策定されたものであるので、市町村が研修カリキュラムを作成する際に活用してください。

なお、前記の研修カリキュラム等が記載された「市民後見人養成研修カリキュラム及び実施に係る報告」が地域ケア政策ネットワークのホームページに４月中旬を目途に掲載されますので参考にしてください。

３．後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦

家庭裁判所に推薦する後見人等の候補者は、選考委員会等（市町村職員及び専門職等で構成）を設置するなどして、被後見人の状況なども十分に検討を行ったうえで適任者を決定し、市町村が主体となって家庭裁判所に推薦することが重要です。

また、推薦する候補者は、家庭裁判所から選任された場合に、成年後見センター等からの支援を受けることを必須とすることが重要です。

４．その他必要な措置

（１）養成研修修了者の名簿等への登録

養成研修修了者に対して、面接等を行い、後見等の業務を適正に行う意思を有することなどを十分に確認したうえで、研修修了者名簿等に登録する必要があります。

なお、登録の適否を検討するため、選考委員会等を活用することも必要です。

（２）市民後見人の活動支援

市民後見人が困難事例等に適切に対応するためには専門職等による支援は不可欠ですが、こうした専門的な分野のみでなく、日常的な後見事務等についても相談できる体制を作ることも必要です。

なお、相談・支援を行う際には、被後見人のプライバシーにも十分留意する必要があります。

５．「市民後見推進事業」について

「市民後見推進事業」については、平成 24 年度予算案において実施か所数を 40 か所に倍増しているので、管内市町村に対し事業の積極的な活用について、周知をお願いします。

厚生労働省 老健局 高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室
電　話：03-5253-1111（内線 3871、3966）
直　通：03-3595-2168（夜　間）

事　務　連　絡
平成２８年４月２６日

各都道府県認知症施策担当課（室）御中

厚生労働省老健局総務課
認 知 症 施 策 推 進 室

成年後見制度の利用促進に向けた市民後見人の活用の推進について

平素より、認知症施策の推進にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

認知症の人の権利擁護については、認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）において、市民後見人養成のための研修の実施、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援等を通じて、市民後見人の活動を推進するための体制整備等を行うこととされております。

これまで各都道府県・市町村におかれては、地域医療介護総合確保基金の権利擁護人材育成事業等を活用の上、市民後見人の育成等を進めていただいてきたところではありますが、さらに平成 28 年度においては、家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置するなど、市民後見人の育成及び活用の促進を図ることを目的として、新たに「市民後見人育成・活用推進事業」を実施することとしております。

各都道府県におかれては、本事業の趣旨を理解いただき、地域において市民後見人の育成等認知症の人の権利擁護に関する取組が一層促進されるよう、積極的な実施の検討をお願いいたします。

なお、本事業の実施に当たっては、別添のとおり、４月 26 日付で最高裁判所事務総局家庭局第二課長事務連絡「市民後見人の育成等に関する厚生労働省の取組状況について」が発出されており、高等裁判所や家庭裁判所に対し、協議会等の出席依頼があった場合は、業務に支障のない限り積極的に対応いただくよう依頼いただいております。

協議会を通じて、司法側がどのような視点で後見人等を選任していくかを行政や関係機関が共有することで、効果的な市民後見人の育成に資することになると考えられるので、積極的な連携をお願いいたします。

平成２８年４月２６日

高等裁判所事務局長　殿
家庭裁判所事務局長　殿

最高裁判所事務総局家庭局第二課長　石　井　芳　明

市民後見人の育成等に関する厚生労働省の取組状況について
（事務連絡）

この度，厚生労働省から，認知症高齢者等の権利擁護に関する取組を推進するため，平成２８年度において，家庭裁判所の管轄する地域等において広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会を設置し，市民後見人の育成及び活用の促進を図ることを目的とした「市民後見人育成・活用推進事業」を実施することとした旨の連絡がありましたのでお知らせします。

既に市民後見人の育成等に取り組んでいる地方自治体等もあるものと承知しておりますが，上記事業の実施により，単独で市民後見人の育成等に取り組むことが困難であった地方自治体等においても，今後，近隣の市町村及び関係機関と連携することにより，市民後見人の育成等の取組が進められるものと考えられます。

従前から，成年後見制度に関して家庭裁判所が関係機関と適切に連携することの重要性に鑑み，各家庭裁判所に対し，地方自治体や社会福祉協議会等から講師派遣や協議会への出席依頼等があった場合には，地方自治体等との相互理解を深めるためにも，庁の実情に応じて対応していただくようお願いしているところですが，今後，上記事業の開始を受け，各家庭裁判所が広域的に市町村及び関係機関が連携する協議会への出席依頼等を受けることも予想されます。このような依頼があった場合についても，市民後見人の育成及び活用の促進が，家庭裁判所における後見人等候補者の確保や専門職候補者の的確な選任に密接に関係する取組であることを踏ま

え，支障のない限り積極的に対応していただきますよう改めてお願いします。

なお，先般開催された「市民後見推進自治体研修会」において，当局から，研修会に参加した地方自治体等の担当者に対し，市民後見人の育成及び活用を促進するに当たっては，地方自治体等と家庭裁判所が意見交換等を通じて相互理解を深めることが重要である一方で，裁判所の中立公平性の観点から，意見交換等を行うための協議会の性格や意見交換事項については御配慮いただく必要がある旨を説明しました。各家庭裁判所においては，地方自治体等と意見交換等を行う際には，これらの点を踏まえ適切に対応していただきますようお願いします。

事　務　連　絡
令和５年２月９日

各　都道府県　成年後見制度利用促進担当課　御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課地域生活支援推進室

都道府県による法人後見養成研修の推進について

平素より障害保健福祉行政の推進にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

成年後見制度の担い手となる法人後見については、制度の利用者増に対応するための成年後見人等の担い手の確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事例への対応などの観点から、全国各地で取組を推進する必要があります。

また、担い手の確保・育成については、広域的な地域課題として、成年後見制度利用促進法第 15 条に基づく都道府県による取組が重要です。

令和４年３月に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、

・国による法人後見実施のための研修カリキュラムの周知や、
・都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援

について盛り込まれたところです。（別添１）

あわせて、同計画の工程表において、都道府県による法人後見実施団体の育成方針の策定及び養成研修について、令和６年度末の数値目標（ＫＰＩ）として全 47 都道府県での実施が設定されました。（別添２）

このような状況を踏まえて、国の令和５年度予算（案）においては、地域生活支援事業費等補助金のメニュー事業として、新たに都道府県が実施主体となる法人後見養成研修事業について盛り込んだところです。（別添３）

都道府県におかれては、同計画のＫＰＩを踏まえ、令和６年度末までに法人後見の育成方針を策定するとともに、下記の点に留意の上、本補助金の活用等により法人後見養成研修の実施に取り組んでいただくようお願いします。

記

（研修の対象、内容等）

１　研修の対象については、法人後見の立ち上げを推進するとともに、法人後見を適切に実施できる団体を養成する観点を踏まえ、

・法人後見の実施を検討中の法人や関心のある法人など幅広く対象とした研修
・法人後見を実際に担う（予定を含む）法人を対象とした専門的な研修

について、地域における法人後見のニーズや担い手の状況等を踏まえて実施することが考えられる。

また、法人後見の実施団体としては社会福祉協議会による活動の更なる推進が期待されるが、一方で社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多いことから、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要があることに留意すること。

あわせて、法人後見を担う人材として市民後見人の活躍が期待されることから、市民後見人に専門的な立場から支援を行う職員を対象とした研修の実施についても検討する必要があることに留意すること。

なお、先行して実施する自治体における「法人後見養成に係る研修カリキュラム例」及び「家庭裁判所における後見人等として法人を選任する際の考慮要素（最高裁判所作成資料）」について、別添のとおり送付するので、法人後見養成研修のカリキュラムの検討に当たって参考としていただくようお願いする。（別添４・５）

（研修実施に当たっての関係機関との連携・協力）

２　研修の実施に当たっては、都道府県社会福祉協議会や専門職団体と連携するとともに、家庭裁判所が後見人等を選任していることを踏まえ、研修内容を家庭裁判所と情報共有することや、家庭裁判所に研修の講師として協力を依頼する等、家庭裁判所と連携・協力して実施することが望ましいこと。

（法人後見推進の取組）

３　都道府県においては、都道府県社会福祉協議会や専門職団体、家庭裁判所と連携し、以下に掲げる取組を行う等により法人後見の取組を推進すること。

・法人後見養成研修を修了した法人の情報を成年後見制度の利用促進に係る協議会において共有
・法人後見実施団体が参加する連絡会を設け、法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組を実施
・連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対しても家庭裁判所と連携して周知

（担当）
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課　地域生活支援推進室
虐待防止対策専門官　　松崎
虐待防止対策係長　　松本
ＴＥＬ：03－5253－1111（内線 3149）
E-mail ：soudan-shien@mhlw.go.jp

参照条文等

別添1

〇成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成二十八年法律第二十九号）

（都道府県の講ずる措置）

第十五条　都道府県は、市町村が講ずる前条の措置を推進するため、各市町村の区域を超えた広域的な見地から、成年後見人等となる人材の育成、必要な助言その他の援助を行うよう努めるものとする。

〇第二期成年後見制度利用促進基本計画（令和4年3月25日閣議決定）

4　優先して取り組む事項

（2）担い手の確保・育成

③法人後見の担い手の育成

ア　基本的考え方

- 法人後見については、制度の利用者増に対応するための後見人等の担い手確保という観点のほか、比較的長期間にわたる制度利用が想定される障害者や、支援困難な事案への対応などの観点から、全国各地で取組を推進していく必要がある。これまで市町村は、後見人等の担い手確保が困難な場合などに、主として社会福祉協議会による法人後見の育成を進めてきた。法人後見の実施団体としては、社会福祉協議会による後見活動の更なる推進が期待される。
- 一方、社会福祉協議会には中核機関等の整備・運営が期待される場合も多い。このため、各地域において、都道府県及び市町村等が連携して、社会福祉協議会以外の法人後見の担い手の育成をする必要がある。第二期計画では、都道府県による育成も進めるものとする。

イ　法人後見実施のための研修カリキュラムの周知等

- 国は、法人後見実施団体が増加し、適切な後見活動を行えるようにするため、「法人後見実施の ための研修カリキュラム」を周知する。
  また、法人後見の活動・運営状況を調査し、法人後見の活動状況等の周知を行うほか、法人後見実施団体の活動を支援するために必要な方策を検討する。なお、「法人後見実施のための研修カリキュラム」の周知に当たっては、後見人等の選任が裁判事項であるため、一律の基準 にあたる ものではないことに留意しつつ、最高裁判所の集約・整理した法人が後見人等に選任される際の考慮要素等も併せて周知することが重要である。（中略）
- 国は、社会福祉法人による法人後見について、社会福祉連携推進法人の活用等、複数の社会福祉法人が連携して後見を担うしくみを含め、推進を検討する必要がある。その際、福祉サービスの利用者に対して法人後見を行う場合に、それが 当該法人が日常的に行う見守りなどの福祉サービスに含まれないものであるかや、利益相反等の観点に十分に留意する必要がある。（以下略）

ウ　都道府県による法人後見実施のための研修の実施と交流支援

- 都道府県には、圏域毎に法人後見の担い手の育成方針を策定した上で、法人後見実施のための研修を実施することが期待される。また、市町村による候補者推薦や家庭裁判所の選任に資するよう、法人後見実施のための研修を修了した法人についての情報を、協議会において共有することも考えられる。都道府県が、法人後見実施団体が参加する連絡会を設けるなどの取組も、法人同士のつながりの支援において有効である。連絡会では、それぞれの法人の活動・支援状況の共有や、勉強会の実施などの取組が考えられる。
- 都道府県は、多様な団体が参加できるよう、上記連絡会の実施に関する情報を、既に選任され活動している法人後見実施団体に対して、家庭裁判所と連携して周知する。家庭裁判所には、周知に協力することが期待される。

KPI（第二期成年後見制度利用促進基本計画）

別添2

		KPI※1（令和6年度末の数値目標）	令和4年度	令和5年度	令和6年度※2	令和7年度	令和8年度
優先して取り組む事項※3	**任意後見制度の利用促進**						
	・周知・広報	・全1,741市町村 ・全50法務局・地方法務局 ・全286公証役場	市町村、法務局・地方法務局、公証役場等における リーフレット・ポスターなどによる制度の周知			関係機関等による周知の継続	
	・適切な運用の確保に関する取組	ー	利用状況等を踏まえ、制度趣旨に沿った適切な運用の確保策の検討				
	担い手の確保・育成等の推進						
	・都道府県による担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の育成の方針の策定	・全47都道府県	市民後見人養成研修カリキュラムの見直しの検討	都道府県による担い手（市民後見人・法人後見）の育成方針の策定		都道府県による担い手の継続的な確保・育成等	
	・都道府県における担い手（市民後見人・法人後見実施団体）の養成研修の実施	**・全47都道府県**	**都道府県における担い手（市民後見人・法人後見）の養成研修の実施**				
	市町村長申立ての適切な実施と成年後見制度利用支援事業の推進						
	・都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施	・全47都道府県	都道府県による市町村長申立てに関する研修の実施			都道府県による研修の継続実施	
			市町村長申立ての実態等の把握、必要に応じた実務の改善				
	・成年後見制度利用支援事業の推進	・全1,741市町村	全国で適切に実施する方策の検討				
			市町村による適切な実施のための必要な見直し等の検討 ※見直しを終えた市町村は、適時その内容に応じて実施			市町村による実施	
	権利擁護支援の行政計画等の策定推進						
	・市町村による計画策定、第二期計画に基づく必要な見直し	・全1,741市町村	市町村による計画策定・必要な見直し			策定状況等のフォローアップ	
	都道府県の機能強化						
	・都道府県による協議会設置	・全47都道府県	都道府県による都道府県単位等での協議会の設置			都道府県による協議会の継続的な運営	

※1　KPIは、工程欄の色付き矢印に対応するもの。　※2　専門家会議は、令和６年度に、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検討を行う。
※3　優先して取り組む事項とは、全ての項目に対し、令和６年度までのKPIを設定して推進するもの。

成年後見制度法人後見支援事業・法人後見養成研修事業

別添3

１．目的
　成年後見制度における後見等の業務を適切に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障害者の権利擁護を図ることを目的とする。

２．事業内容
（１）法人後見実施のための研修
　　法人後見実施団体、法人後見の実施を予定している団体等に対する研修の実施
（２）法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築
　ア　法人後見の活用等のための地域の実態把握
　イ　法人後見推進のための検討会等の実施
（３）法人後見の適正な活動のための支援
　　弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職により、法人後見団体が困難事例等に円滑に対応できるための支援体制の構築
（４）その他、法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業

３．実施主体　（１）都道府県（新規）・市町村、（２）～（４）市町村

４．令和５年度当初予算案
　地域生活支援事業費等補助金　５０７億円の内数（令和４年度予算：５０６億円）

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

法人後見養成に係る研修カリキュラム例

別添４

神奈川県　研修名称：**法人後見担当者基礎研修・日常生活自立支援事業現任研修**（令和４年度）
実施主体：神奈川県社会福祉協議会　成年後見推進センター
受講対象：市区町村・市区町村社協職員（市民後見人含む）、NPO法人等　法人後見受任団体職員
日程：オンライン配信

■法人後見担当者基礎研修～成年後見制度の概要と法人後見について～
目的：地域における成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見制度にかかる人材育成を目的とする

カリキュラム	内容等	講師
第1講：成年後見制度概論（60分）	成年後見制度の概要（法定後見制度、任意後見制度）	県弁護士会
第2講：法人後見の意義について（60分）	・法人後見の役割 ・法人後見事業や市民後見人が地域と関わる意義	社会福祉士
第3講：市町村長申立てについて（45分）	・市町村長申立ての実務 ・取組状況についての事例報告	市介護福祉課
第4講：市町村社協の法人後見について（45分）	・当該市社会福祉協議会の法人後見の仕組み ・市民後見人の養成・育成について ・取組状況についての事例報告	市社会福祉協議会

■法人後見担当者基礎研修～対人援助の基本と本人理解～
目的：対人援助の基本と障害について学び、日々の支援を振り返るとともに、本人のための財産管理・身上保護の取組を進める

カリキュラム	内容等	講師
第1講：障害の理解（認知症）（約90分）	・認知症について ・支援のポイント等	ＮＰＯ法人
第2講：障害の理解（知的障害）（約90分）	・知的障害について ・意思決定を踏まえた支援のポイント等	社会福祉法人
第3講：障害の理解（精神障害）（約90分）	・精神障害について ・障害の捉え方について等	精神保健福祉士事務所
第4講：対人援助の基礎（意思決定支援）（90分）	・対人援助者の心構え ・意思決定支援の考え方について等	学識経験者

■法人後見担当者現任研修：本人死亡後の対応
目的：死後の事務に関連する知識を深め、成年後見制度にかかる人材育成を目的とする

カリキュラム	内容等	講師
第1講：成年後見制度における死後事務について（90分）	・相続に関する基礎知識 ・後見人における死後事務の対応範囲について ・相続人調査の実施方法について	県弁護士会
第2講：事例から学ぶ相続人調査（30分）	・当該市社会福祉協議会における法人後見の仕組み（事業体制・受任件数など） ・事例紹介	市社会福祉協議会

担当部署：神奈川県福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課　1

新潟県　研修名称：**法人後見・権利擁護センター職員研修会**（令和4年度）

目的：法人後見や権利擁護支援に携わる関係者が学びを深め、県内における権利擁護支援体制の整備及び支援の質の一層の充実に資すること

実施主体：新潟県、新潟県社会福祉協議会

受講対象：法人後見実施団体、市町村、中核機関、地域包括支援センター、相談支援事業所、法人後見を検討中又は関心のある法人等

日程：1日　10:00～16:30

カリキュラム	内容等	講師
行政説明 法人後見の必要性や法人後見事業の取組状況等について（20分）	・成年後見制度の利用状況 ・法人後見の必要性 ・第二期成年後見制度利用促進基本計画における法人後見 ・県内における法人後見事業の取組状況 ・県の支援策（マニュアル・研修会等）	県保健福祉部障害福祉課
講義 法人後見実務において知っておくべき“身上保護”と“財産管理”（130分）	・初めて成年後見人に選任された人（法人後見業務に従事した人）を想定し、時間の流れに沿って財産管理に係る手続き等の必要な業務や判断基準、身上保護について、県及び県社協作成の法人後見業務マニュアルを用いながら講師の実例を交えて説明。	弁護士
講義・演習 ①意思決定支援の実践 ②事例から考える意思決定支援 ～本人の心からの希望と価値観を踏まえたチーム支援のあり方とは～（180分）	① ・なぜ意思決定支援が必要なのか ・人生における意思決定支援とは ・ケースを基にした意思決定支援の考察 ・トーキングマットの紹介 ② ・意思決定支援への関心の高まっている背景 ・国連・障害者権利条約（対日審査に係る障害者権利委員会の総括所見の紹介と今後の検討課題） ・成年後見制度に係る国の動向 ・意思決定支援の難しさ、注意点、ゴール（意思決定支援と代行決定の違い） ・国内の様々な意思決定支援ガイドラインを基に事例を通じた演習	・弁護士 ・社会福祉士

担当部署：新潟県福祉保健部障害福祉課　2

大阪府　研修名称：**法人後見専門職員養成研修**（令和４年度）

目的：社会福祉法人が「地域における公益的な取組」として法人後見を行う事を支援

実施主体：大阪府

受講対象：大阪府法人後見人バンクへの登録を希望する社会福祉法人が適任者として推薦した者

日程：３日間（16時間）

カリキュラム	内容	講師
成年後見制度の概要(180分)	成年後見制度の必要性、趣旨、理念 成年後見人等の役割、権限と義務 法人後見の位置づけ	弁護士
権利擁護活動の現状(30分)	権利擁護と支援の基本的な考え方や内容（日常生活自立支援事業・市民後見人）	大阪府社協
意思決定支援を踏まえた後見活動の実際(90分)	権利擁護支援としての意思決定支援の考え方と基本的な内容	社会福祉士
就任時からの流れ(60分)	就任から修了までの事務の概要	司法書士
後見計画と財産目録の作成(120分)	後見計画、財産目録、収支予定表等の作成	司法書士
財産管理の実務(60分)	財産管理の考え方と基本的な実務に関するポイント	司法書士
身上保護の実務(120分)	身上保護の知識及び実務（演習あり）	社会福祉士
報告書の書き方(60分)	家庭裁判所への提出書類の作成（演習あり）	大阪家庭裁判所
後見実務の諸問題及び関連法律知識(120分)	成年後見人等が直面しうる法的課題、虐待防止法など、死後事務、終了事務など	弁護士
グループワーク(120分)	事例を通して後見人の役割を考える	三士会より1名ずつ

担当部署：大阪府福祉部地域福祉課　3

宮崎県　研修名称：**法人後見専門員育成研修会**（令和３年度）

目的：法人後見受任に関する行政や市町村社協の役割、法人後見の実務及び法人後見専門員として法人後見支援員への指導・助言に必要な基本的知識を学ぶ。

実施主体：宮崎県、宮崎県社会福祉協議会
受講対象：市町村行政職員、市町村社協職員、中核機関職員、法人後見実施団体職員等
日程：２回に分けて開催

プログラム①

カリキュラム	内容	講師等
基調説明（50分）	宮崎県における法人後見の取組等	県長寿介護課医療・介護連携推進室
講義・演習（170分）	法人後見事業に必要な基礎知識	リーガルサポート県支部
講義（60分）	法人後見事業における死後事務	リーガルサポート県支部

プログラム②

カリキュラム	内容	講師等
実践報告（80分）	地域における成年後見制度利用促進に向けた体制整備	甲府市社会福祉協議会
講義・演習（210分）	後見活動における権利擁護と身上保護の実務	社会福祉士

研修名称：**令和３年度　法人後見支援員（市民後見人）フォローアップ研修会**

目的：法人後見支援員（市民後見人）への支援のための専門知識等の習得、地域連携ネットワークの構築を見据えた関係機関との連携のあり方や調整力の向上を図る。

実施主体：宮崎県及び宮崎県社協
受講対象：法人後見支援員（市民後見人）養成研修修了者
日程：２回に分けて開催

プログラム①

カリキュラム	内容	講師等
講義（50分）	宮崎県における成年後見制度の現状	県長寿介護課医療・介護連携推進室
講義（50分）	後見人としての手続き上の留意点	宮崎家庭裁判所
報告（60分）	市民後見人活動状況	市民後見人（２名）
講義（120分）	成年後見人の倫理と支援	社会福祉士

プログラム②（※新型コロナウイルス感染症拡大のため、中止）

カリキュラム	内容	講師等
事例検討（420分）	事例を通じて成年後見人の業務内容を学ぶ	県内大学教授

担当部署：宮崎県福祉保健部長寿介護課医療・介護連携推進室　4

法人を選任する際の考慮要素

令和３年９月９日　成年後見制度利用促進専門家会議
第２回福祉・行政と司法の連携強化WG　最高裁判所提出資料
（本資料に係る説明は上記会議の議事録を参照）

別添５

民法８４３条４項　※保佐人・補助人について準用

成年後見人を選任するには，成年被後見人の心身の状態並びに生活及び財産の状況，成年後見人となる者の職業及び経歴並びに成年被後見人との利害関係の有無（**成年後見人となる者が法人であるときは，その事業の種類及び内容並びにその法人及びその代表者と成年被後見人との利害関係の有無**），成年被後見人の意見その他一切の事情を考慮しなければならない。

法人の事業の種類及び内容

検討の視点（例）

- ✓ **法人として適正に成立，構成されているか**
- ✓ **法人の事業目的及び内容が高齢者・障害者等の福祉にかなうものであるか**

⇒営利性の有無や目的を確認。本人の資産が営利目的に利用・悪用される可能性に注意

確認資料（例）

- 法人登記の履歴事項全部証明書
- 定款
- 設立趣意書
- 事業計画書

法人の財務基盤

検討の視点（例）

- ✓ **財政状況（資産や収支）が安定しているか**
- ✓ **本人に与えた損害を賠償する能力があるか**
- ✓ **法人の財務が適正に管理されているか**

⇒会計専門職が法人の運営に関与しているかなどを確認

確認資料（例）

- 決算報告書，貸借対照表，収支予算書
- 賠償責任保険の証書
- 組織規程，組織図，役員等名簿

法人を選任する際の考慮要素

後見等事務を遂行する能力

検討の視点（例）

- ✓ **事務担当者に後見事務を遂行する能力があるか**
  ⇒経歴，研修歴，専門職団体への加入の有無，後見事務に関する活動実績等を確認
- ✓ **事務担当者に対する指導監督態勢は適切か**
  ⇒担当者から法人への定期報告の有無，理事会や専門委員会による監督や監査の有無，法的な問題が生じたときの相談体制の有無等を確認
- ✓ **担当者に対する研修制度は整備されているか**
- ✓ **財産管理の方法は適切か**
- ✓ **不正発覚時の態勢が適切であるか**
- ✓ **個人情報保護の対策がとられているか**

確認資料（例）

- ➢ 役員等名簿
- ➢ 組織規程，組織図
- ➢ 後見業務の実施に関する規定や要領
- ➢ 法人内部の指導監督態勢の規定や要領
- ➢ 養成及び研修制度の内容が分かる書類
- ➢ 不正発覚時の対応規定
- ➢ 個人情報の取扱に関する規定や要領

本人との利害関係

検討の視点（例）

- ✓ **本人との間に具体的な利害関係を有するか**
  ⇒本人に有償のサービスを提供しているなど
- ✓ **将来的に本人に不利益が生じる可能性があるか**
- ✓ **実質的な利益相反関係に立つことを防止する仕組みがあるか**

確認資料（例）

- ➢ 候補者事情説明書（裁判所の書式）
- ➢ 本人との利害関係の有無を示す資料

主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

調査の内容 法人後見の選任の実情について把握するため，法人後見の選任実績の比較的多い家裁を対象に，実際に選任されている法人の実情や考慮要素に関する考え方等についてヒアリングを行った。

（※必ずしも全国的な傾向を示すものではないことに留意）

法人の財務基盤について

問題意識

- **財務基盤が脆弱であると法人の存続自体を危ぶませることになりかねず**，長期間にわたり後見事務を行うという**法人後見の大きなメリットを損なうおそれ**が生じる。また，多数の案件を受任している法人が財政破綻したときの影響は非常に大きい。
- 一方，後見事業は利益を追求する性質のものではない上，**設立当初から安定性の客観的裏付けを求めることが困難な場合もあり得ることから，この段階で財政基盤の安定性を厳格に求めると，新規法人が成年後見人等を受任することは難しくなる。**

選任の実情

- 財政状況の安定性について**一定の基準を設けているわけではなく**，最低限，**明らかに財政状況が悪化しているなど経営破綻の兆候がないか，本人に損害を与えた際の賠償能力が確保されているかどうか，収支予測について合理的な説明があるかどうかを確認**した上で，後見監督において定期的に疎明資料を提出させて財政状況を確認している例が複数あった。
- 法人の設立後間もなく，裁判所に財務状況に関する資料が提出できない場合でも，保険への加入や専門職への相談体制等を踏まえて，選任を認めている例があった。

主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

後見等事務を遂行する能力について

問題意識

- 適正な後見業務を行うためには，人的態勢が整っていることが重要である。
- 個人受任の場合は，当該個人の資質について確認すれば足りるが，**法人受任の場合は法人の代表者が実際の後見事務担当者とは限らない**ため，**組織的に**後見事務を適正に遂行する能力が備わっているか，実質的に審査する必要がある。

選任の実情

- **法人の人的構成，後見事務担当者の質，事務担当者に対する指導監督体制**を確認する例が多かった。
- 選任されている法人の多くは，**既に後見事務の経験のある社会福祉士，弁護士，司法書士が役員となっており**，**構成員の後見事務についての経験や専門職の関与に着目している**例が多かった。
- 後見事務担当者又は補助者が専門職でない場合でも，**専門職による内部的な指導・監督体制があるかどうか，外部のアドバイザーとして専門職が関わっているか，第三者機関による監督・チェックの仕組みがあるか**などの事情を勘案し，選任を認めた例もあった。

主要な考慮要素に関する考え方～一部の家裁の実情から～

本人との利害関係について

問題意識

- 一般的に，本人に有償のサービスを提供している法人が本人の後見人等となり，利益相反関係に立ち，代理権を有することになると，対価としてふさわしくない出捐を本人にさせて利益を得たり，サービスの終了や変更ができなくなったりするなどの不正行為のリスクが否定できない。
- 特に本人が入所する施設を経営する法人が後見人等となると，被後見人等の居所の選択に係る自由も制限されることになりかねないなどの指摘もある。

選任の実情

- 法人又は法人の代表，理事長及び担当者等と本人との間に利害関係がないかどうかを確認している。
- 具体的な利害関係がある場合，**問題を解消するための方策（監督人の関与の在り方等）や，利害関係がどの程度であれば選任に支障がないといえるか等の整理が難しい**として，慎重に考える家裁が多かった。
- 特に本人が**入所する施設を経営する法人については，基本的には選任を避けるとの考えを示す家裁が多かった**（ただし，ここ数年，本人が入所する施設を経営する法人を候補者として申立てがあった事案は見当たらないとする家裁もあった。）。
- 本人が入所する施設の関連法人が候補者となった事案について，法人の役員や職員が重複していないか，財政基盤が分かれているかなど，実質的な利益相反の可能性を検討した上で，選任した例があった。
- 本人が入所する施設を経営する法人，本人に福祉サービスを提供する法人を巡っては，その選任の適否をどのように考えるべきか，どのような監督体制があれば利益相反を防止するために十分といえるのか等について，検討を深める必要がある。

事　務　連　絡
令和５年４月２６日

各都道府県 市民後見担当課（室）御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

市民後見人養成のための基本カリキュラムについて

日頃から成年後見制度の利用促進や権利擁護の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

市民後見人は、成年後見制度の担い手という観点のほか、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点から養成を進めていく必要があります。しかし、市民後見人養成のための基本カリキュラムは平成 23 年度に策定されて以降、改定が行われておらず、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」（令和４年３月 25 日閣議決定）において、意思決定支援の内容を含める等、より充実したカリキュラムへの見直しを検討するとされていたところです。

これを踏まえ、特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構は、令和４年度厚生労働省老人保健健康増進等事業により、「市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業」を実施しました。本事業では、自治体で実際に使用されているカリキュラムの収集・比較や追加すべき科目の洗い出し等を行うとともに、有識者や専門職、自治体関係者等で構成される研究会での議論を踏まえ、科目の検討や時間配分の見直し等を行い、別添のとおり基本カリキュラムの改定版が取りまとめられました。

つきましては、各自治体において地域の実情に応じた市民後見人養成研修カリキュラムを検討する際の参考として御活用ください。

各都道府県においては、管内市町村への周知をお願いいたします。

【別添】市民後見人養成のための基本カリキュラム（令和４年度改定版）

【調査研究事業報告書の掲載先】

「市民後見人養成研修カリキュラム及び市民後見人の活躍促進に関する調査研究事業」
特定非営利活動法人 地域共生政策自治体連携機構ホームページ
https://jichitai-unit.ne.jp/network/group-overview.html

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
電話：03-5253-1111（内線：3868,3973）
E-mail：ninchisyo@mhlw.go.jp

改定 市民後見人※ 養成のための基本カリキュラム

※ここでいう「市民後見人」には、「市民」の立場で地域の権利擁護に関わるさまざまな人たち（法人後見の支援員や、日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護サポーター・意思決定サポーター等）が含まれます。必ずしも家庭裁判所からの選任を要件とはしていません。

合計 50 単位 ＝ 39 単位（講義・実務・演習） ＋ 11 単位（体験学習＋レポート作成）
補講を行う場合 52 単位 ※1 単位=60 分

基礎研修 25 単位／1500 分

◆市民後見概論　1.5 単位／90 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
1	市民後見概論	市民後見概論 ※市町村責任、成年後見制度利用支援事業、日常生活自立支援事業含む	1.5 単位	90 分

◆意思決定支援　3 単位／180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
2	意思決定支援	意思決定支援	3単位	180 分

◆対象者理解　5 単位／300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
3	対象者理解	高齢者の理解	1 単位	60 分
4		認知症の理解	1.5 単位	90 分
5		障害者の理解	2.5 単位	150 分

◆成年後見制度の基礎　3.5 単位／210 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
6	成年後見制度の基礎	成年後見制度概論	1.5 単位	90 分
7		成年後見制度各論Ⅰ 法定後見制度	1 単位	60 分
8		成年後見制度各論Ⅱ 任意後見制度	0.5 単位	30 分
9		権利擁護支援と市町村責任	0.5 単位	30 分

◆民法の基礎　2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
10	民法の基礎	家族法	1 単位	60 分
11		財産法	1 単位	60 分

◆関係制度・法律（当該市町村・地域の取組現状）（Ⅰ）5 単位／300 分（Ⅱ）3 単位／180 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
12	関係制度・法律（Ⅰ）	介護保険制度	1.5 単位	90 分
13	（（当該市町村・地域の取組現状）	高齢者施策／高齢者虐待防止法	1 単位	60 分
14		障害者施策／障害者虐待防止法	1.5 単位	90 分
15		障害者権利条約・障害者差別解消法	1単位	60 分
16	関係制度・法律（Ⅱ）	生活保護制度・生活困窮者自立支援制度	1単位	60 分
17		公的医療保険制度	0.5 単位	30 分
18		年金保険制度	0.5 単位	30 分
19		税務申告制度	0.5 単位	30 分
20		消費者保護	0.5 単位	30 分

※都道府県など広域で研修実施の場合、市町村において「当該市町村・地域の現状」を補講すること

◆市民後見活動の実際　2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
21	市民後見活動の実際	中核機関等の実務と市民後見活動に対するサポート体制	1 単位	60 分
22		現役市民後見人による実践報告	1 単位	60 分

実践研修 14 単位／840 分 +11 単位（体験実習・レポート作成）

◆対人援助の基礎　2.5 単位／150 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
23	対人援助の基礎	対人援助の基礎 ※権利擁護の理念を含む	2.5 単位	150 分

◆体験実習（ﾌｨｰﾙﾄﾞﾜｰｸ）　8 単位／1 日半+30 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
24	体験実習①	体験実習についての留意点	0.5 単位	30 分
25	体験実習②	市民後見人の活動体験	2.5 単位	約半日
26	体験実習③	施設実習	5 単位	約 1 日

◆家庭裁判所の役割　1.5 単位／90 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
27	家庭裁判所の役割	家庭裁判所の実際	1.5 単位	90 分

◆成年後見の実務　5 単位／300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
28	成年後見の実務	成年後見の実務	5単位	300 分

◆課題演習（ｸﾞﾙｰﾌﾟﾜｰｸ）　5 単位／300 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
29	課題演習	事例報告と検討	5単位	300 分

◆レポート作成　3 単位

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
30	レポート作成①	志望動機書（ｴﾝﾄﾘｰｼｰﾄ）	－	－
31	レポート作成②	体験実習の報告書作成	2 単位	－
32	レポート作成③	市民後見人像（どんな市民後見になりたいか）	1 単位	－

補講※ 2 単位／120 分

※都道府県など広域で研修実施の場合、当該市町村において「当該市町村・地域の現状」の補講を適宜行うイメージ

◆当該市町村・地域の現状　2 単位／120 分

No.	研修テーマ	科目	単位	時間
33	当該市町村・地域の現状	介護保険・高齢者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
34	（2 単位／120 分）	障害者施策への取組状況	0.5 単位	30 分
35		地域福祉への取組状況	0.5 単位	30 分
36		社会資源	0.5 単位	30 分

事　務　連　絡
令和３年 ３ 月 24 日

各都道府県衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

成年被後見人等に対する新型コロナ予防接種を実施するに当たっての
留意事項について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種（以下「新型コロナ予防接種」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引きについて」（令和２年 12 月 17 日付け健発 1217 第４号厚生労働省健康局長通知）の別添において、現時点での情報とその具体的な事務取扱をお示ししているところです。

今般、成年被後見人や被保佐人、被補助人（以下「成年被後見人等」という。）への接種に当たってご留意いただきたい事項について、以下のとおりお示ししますので、適切な配慮が提供されるよう御協力をお願いするとともに、本事務連絡の内容を管内市区町村に周知いただくようお願いいたします。

記

１　接種券の郵送について

接種の対象者が成年被後見人等で、本人による接種券の受け取りが困難な場合は、接種券の送付先を成年後見人や保佐人、補助人、任意後見人（以下「成年後見人等」という。）に設定することが可能であること。

送付先変更の依頼が成年後見人等からあった際は、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書（の写し）等により、成年後見人等と接種の対象者との関係、成年後見人等の送付先住所の確認を行うことが望ましいこと。

また、現状、各市区町村において、成年被後見人等に対する各種通知文書を、成年後見人等に送付する取扱いを行っている場合は、関係部局で連携の上、接種券についても、同様に成年後見人等に送付することをご検討いただきたいこと。

２　接種を受ける際の同意の確認について

成年被後見人等が接種を受けるに当たっては、まず、成年被後見人等に必要な情報をしっかりと伝え、その上で、本人の意思を可能な限り確認していただく必要があること。

本人の接種の意思を確認することができた場合は、本人の自筆又は本人の同意を確認した者の代筆により予診票の接種の希望欄に署名いただくこと。

本人の接種の意思を確認することが難しい場合は、予防接種法令上、接種の対象者が法定後見制度の成年被後見人であれば成年後見人による同意の署名が可能だが、その場合は家族や医療・ケアチーム等、本人の周りの方と相談しながら判断いただく必要があること。

なお、被保佐人や被補助人、任意後見制度の被後見人の場合には、保佐人や補助人、任意後見人による署名はできないため、原則どおり接種の意思を本人に確認した上で、本人の自署又は本人の接種の意思を確認した者の代筆により接種の同意欄に署名すること。この場合、本人の接種の意思を確認した上での代筆であれば保佐人や補助人、任意後見人が行うことも可能であること。

令和３年３月22日発行

成年後見制度利用促進ニュースレター

成年後見制度利用促進ニュースレター　第29号

本号の掲載内容



1. 第７回成年後見制度利用促進専門家会議を開催します
（ミニQ＆A）なぜ、国の基本計画を変更する検討を開始するのですか？
2. 職員の採用に当たっての欠格条項の表記に関する事務連絡発出のお知らせ
3. 新型コロナウイルスのワクチン接種における後見人等の役割について

１．第７回成年後見制度利用促進専門家会議を開催します

成年後見制度利用促進法第13条の規定により、厚生労働省を事務局とする「成年後見制度利用促進会議（法務大臣・厚生労働大臣・総務大臣で構成）」及び「成年後見制度利用促進専門家会議（有識者で構成）」が設置されています。

３月29日に第７回成年後見制度利用促進専門家会議を、下記のとおり開催しますのでお知らせします。

日　時　　令和３年３月29日（月）14:00～16:00

場　所　　Ｗｅｂ会議

議　題（予定）
１．成年後見制度の利用の促進に関する施策の進捗状況について
２．成年後見制度利用促進基本計画の変更について
３．その他
※資料につきましては、会議当日までに当省ホームページに掲載します。
※YouTube 配信用 URL：https://youtu.be/kiyM2eZbc_Q

※　本会議の中継（映像及び音声）は公式記録ではありません。本協会議の公式記録（議事録）は、厚生労働省ホームページに追って掲載されます。

※　本会議の中継の著作権は厚生労働省に属します。なお、配信している画面あるいは内容を許可なく他のウェブサイトや著作物等へ転載することを禁止します。また、著作権法で許された範囲を超えた複製を固く禁止します。著作権法で許された範囲内で複製する場合でも、その複製物を目的外に利用したり、内容を改変することを禁止します。



なぜ、国の成年後見制度利用促進基本計画を変更する検討を開始するのですか？

国の成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進法第12条に基づき策定されているものです。現在の基本計画は、概ね５年間の計画として令和３年度末までのものになっています。

法第13条では、成年後見制度の利用の促進に関する総合的かつ計画的な推進を図る際には、国が専門家会議の意見を聴く旨の規定があります。

以上を踏まえて、専門家会議で基本計画変更の検討を開始するものです。

成年後見制度利用促進ニュースレター　第29号

２．職員の採用に当たっての欠格条項の表記に関する事務連絡発出のお知らせ

ニュースレター第28号で、成年被後見人等の欠格条項の適正化等に関する事務連絡の発出をお知らせしたところですが、この事務連絡を踏まえ、本年３月１１日に人事院から各府省等に対して、地方支分部局等を始めとする関係機関を含め、職員の採用に当たっての募集案内等に、成年被後見人等が国家公務員の欠格条項に該当する旨の誤った表記をしないよう、改めて留意することを求める事務連絡が発出されました。

関係地方公共団体、関係団体の皆様におかれては、成年被後見人等の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、引き続き、適切な対応をお願いいたします。

各府省等宛　職員の採用に当たっての欠格条項の表記について（令和３年３月11日事務連絡）

３．新型コロナウイルスのワクチン接種における後見人等の役割について

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が先月から開始されました。後見人等の役割も含めてお知らせ致します。

１．接種を受けられる期間

接種を受けられる期間は、令和３年２月17日から令和４年２月末までの予定です。最初は、医療従事者等への接種が順次行われます。その後、高齢者、基礎疾患を有する方・高齢者施設等に従事する方の順に接種を進めていく見込みです。

なお、高齢者への接種は、一部の市町村で４月中旬に開始される見込みです。当初は実施する市町村や接種する人数が限られており、順次拡大していきます。

詳細なスケジュールは、お住まいの自治体等からの発表をお待ちください。

２．使用するワクチン

現在日本では、米ファイザー社、英アストラゼネカ社、米モデルナ社とワクチンの供給契約を結んでおり、そのうち、現時点ではファイザー社のワクチンが薬事承認されています。そのため、まずはファイザー社のワクチンで接種を進めています。

これらのワクチンは、いずれも　２回の接種が必要となる予定です。

ファイザー社のワクチンでは、通常、１回目の接種から３週間後に２回目の接種を受けます。１回目から３週間を超えた際には、できるだけ早く２回目の接種を受けてください。

３．接種を受けられる場所

原則として、成年被後見人等ご本人の住民票のある市町村（住所地）の医療機関や接種会場で接種を受けていただきます。インターネットで、接種を受けることができる医療機関や接種会場を探すための、接種総合案内サイトを設置する予定です。そのほか、市町村からの広報などをご確認ください。

なお、次のような事情のある方は、住所地以外で接種を受けていただくことができる見込みです。具体的な手続きは、お住まいの自治体や入院されている病院等からのご案内をお待ちください。

- **住所地以外に所在する医療機関や施設に入院・入所中で、当該医療機関・施設で接種を受ける方**
- **基礎疾患を治療中の医療機関（住所地以外）で接種を受ける方**
- **その他やむを得ない事情があり、お住まいが住所地と異なる方**

4．接種を受けるための手続き

次のような方法で接種を受けることになります。

(1) 接種の時期より前に、市町村から「接種券」と「新型コロナワクチン接種のお知らせ」が届きます。

(2) 国や市町村から接種のスケジュールを発表します。成年被後見人等ご本人が該当するスケジュールをご確認ください。

(3) 接種を受けることができる医療機関や接種会場をお探しください。（3．接種が受けられる場所を参照）

※　医療機関・施設に入院・入所されている方は、施設等内で接種が行われることもあります。詳細は入院・入所されている施設等へお問い合わせください。

(4) 電話やインターネットで予約をしてください。成年被後見人等ご本人が予約を取ることが難しい場合、代理でご予約いただくことも可能です。

(5) 接種を受ける際には、市町村より郵送される「接種券」と「本人確認書類（運転免許証、健康保険証など）」を必ずお持ちください。

5．接種を受ける際の費用

全額公費で接種を行うため、無料で接種できます。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種のために必要と騙り、金銭や個人情報をだましとろうとする電話があった旨の相談が消費生活センターへ寄せられています。
市町村等が、ワクチン接種のために金銭や個人情報を電話・メールで求めることはありません。困ったときは消費者ホットライン 188 にご相談ください。

6．接種を受ける際の同意

新型コロナワクチンの接種を受けていただくようお勧めしていますが、接種を受けることは強制ではありません。予防接種法令上では、予防接種を受けるに当たっては、接種を受ける方又はその保護者から書面により同意を得ることとしており、この「保護者」には後見人が含まれます。

◆予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）抄

第２条
７　この法律において「保護者」とは、親権を行う者又は後見人をいう。

◆予防接種実施規則（昭和三十三年厚生省令第二十七号）抄

（説明と同意の取得）
第五条の二　予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。
２　（略）

成年被後見人が接種を受けるに当たっては、まず、成年被後見人ご本人に、必要な情報をしっかりと伝えてください。その上で、ご本人の意思を可能な限り確認してください。

- ご本人の同意が確認できた場合は、ご本人による自署又は代筆
- ご本人の接種の意思を確認することが難しい場合は、成年後見人による署名

成年後見人による署名をする場合は、家族や医療・ケアチーム等、成年被後見人ご本人の周りの方と相談しながらご判断いただくようお願いいたします。

7．接種を受けた後に副反応が起きた場合の予防接種健康被害救済制度

一般的に、ワクチン接種では、副反応による健康被害（病気になったり障害が残ったりすること）が、極めて稀ではあるものの、なくすことができないことから、救済制度が設けられています。

救済制度では、予防接種によって健康被害が生じ、医療機関での治療が必要になったり、障害が残ったりした場合に、予防接種法に基づく救済（医療費・障害年金等の給付）が受けられます。

新型コロナワクチンの接種についても、健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく救済を受けることができます。

もし成年被後見人等ご本人に健康被害が生じた場合は、ご本人の住民票のある市町村にご相談いただき、申請書の準備等のサポートをお願いいたします。

新型コロナワクチンに関する情報は、厚生労働省ホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_00184.html）をご参照ください。



Q１．「代筆」とは具体的にどのようなことを言いますか？

成年被後見人ご本人の同意を確認した第三者が、自筆ができないご本人に代わって、ご本人氏名を署名することです。成年後見人に限らず、ご本人の同意を確認した施設職員や医療機関職員も行うことが可能です。代筆した際は、代筆した方の氏名とご本人との関係を併せて記載していただく必要があります。

Q２．施設入所、入院等で面会制限されており、ご本人に直接情報提供できない場合は、どうしたらいいですか？

オンライン面会ができる場合には、直接ご本人と話をして、必要な情報提供や意思確認をすることが望ましいです。

もしもそれが叶わない場合には、施設、医療機関等の職員に

① ご本人への情報提供がどのようになされたのか、
② ご本人がどのような状態でどのように意思表示をしたのか、

確認してください。また、その際には、

③ 接種後のご本人の様子の見守りを依頼し、変化がある場合には詳細に記録し後見人に連絡が欲しいこと

を伝えてください。

ご本人が同意し、自筆できる場合には、ご本人の署名となります。自筆できなくても同意が確認できる場合には、成年後見人や入院・入所先職員等の代筆となります。

ご本人の同意が確認できない場合には、家族や医療・ケアチーム等、成年被後見人ご本人の周りの方と相談しながらご判断いただくようお願いいたします。

Q３．成年被後見人ご本人の意思確認が困難な場合、成年後見人である私自身の判断だけで決定してよいのでしょうか？

原則として、成年被後見人ご本人の同意に基づき接種が行われる必要があります。同意が確認出来ない場合には、家族や医療・ケアチーム等、ご本人の周りの方と相談しながらご判断いただくようお願いいたします。

Q４．成年被後見人ご本人にワクチン接種に関する説明をする際に、配慮すべきことはありますか？

ご本人が理解しやすくなるよう、分かりやすい言葉や、絵カード・写真等を用いた丁寧な説明を行うことが望ましいです。また、サービス提供事業所から成年被後見人ご本人に説明をすることになった際は、成年後見人としてサービス提供事業所にもそのような合理的配慮を求めることも大切です。

Q５．成年被後見人ご本人は接種に同意していますが、親族が反対しています。その場合、後見人として署名しなくていいですか？

ご本人の同意があるので、ご本人の同意に基づき、ご本人の自署あるいは代筆となります。

Q６．被保佐人や被補助人の場合はどうなりますか？保佐人や補助人の署名がいりますか？

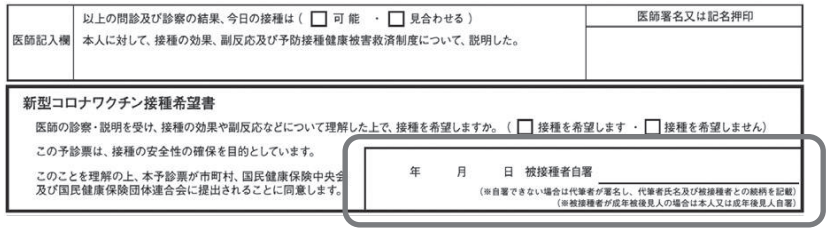
予防接種法上の保護者となるのは、法定後見における成年後見人です。被保佐人、被補助人の場合は、保佐人や補助人による同意の署名はできません。原則にしたがって、ご本人の同意に基づき、ご本人の自署または代筆となります。

Q７．任意後見人は署名できますか？

Q６の回答と同様で、署名できません。

Q８．どのような書類に署名するのですか？

予診票に署名欄があります。



医師記入欄	以上の問診及び診察の結果、今日の接種は（☐可能　・　☐見合わせる） 本人に対して、接種の効果、副反応及び予防接種健康被害救済制度について、説明した。	医師署名又は記名押印

新型コロナワクチン接種希望書

医師の診察・説明を受け、接種の効果や副反応などについて理解した上で、接種を希望しますか。（☐接種を希望します　・　☐接種を希望しません）

この予診票は、接種の安全性の確保を目的としています。

このことを理解の上、本予診票が市町村、国民健康保険中央会及び国民健康保険団体連合会に提出されることに同意します。

年　月　日　被接種者自署

（※自署できない場合は代筆者が署名し、代筆者氏名及び被接種者との続柄を記載）
（※被接種者が成年被後見人の場合は本人又は成年後見人自署）

Q９．成年被後見人等ご本人の住民票所在地には、ご本人はいません。接種券はどのようにしたら入手できますか？

ご本人の住民票所在地に親族の方等が住んでいる場合は、届いた接種券をご本人が実際に居住している場所に転送していただくようお願いしてください。接種券が届かない場合等には、住民票所在地の市町村に、実際に居住している場所に接種券を送付するよう申請をしてください。

また、やむを得ない事情があり、住民票のある市町村から接種券の発行を受けることができないと認められる場合は、実際に居住している市町村に申請することで接種券の発行を受けることができます。申請場所や方法については、お住まいの自治体の発表をお待ちください。

Q10．成年後見人が、成年被後見人ご本人の接種券の受取の手続きをすることができますか？

被後見人ご本人の住所地の市町村に、お問い合わせください。市町村の判断により、接種券の送付先を成年後見人にすることが可能です。その際、市町村が、成年後見人と被後見人ご本人との関係、後見人の送付先住所の確認が行えるよう、成年後見登記制度に基づく登記事項証明書（の写し）等をご提出ください。

また、本人が接種券の受取手続きができない場合等には、保佐人、補助人、任意後見人も、上記の手続きを行うことが可能です。被補助人、被保佐人、任意後見の被後見人の住所地の市町村にお問い合わせください。

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課 成年後見制度利用促進室
〒1　91　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号
電話　３　２３1111〔代表〕（内線222）　　３３ 92１　９

事　務　連　絡
令和３年９月１日

都道府県
各　指定都市　民生主管部（局）長　殿
中 核 市

厚生労働省社会・援護局保護課長

「生活保護問答集について」の一部改正について

今般、「生活保護問答集について」（平成 21 年３月 31 日厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、令和３年 10 月１日から適用することとしたので、御了知の上、保護の実施に遺漏のないよう御配慮願います。

（新 旧 対 照 表 （ 案 ））

改正後	現　行
第１編　保護の実施要領 第１～８　略 第９　保護の開始申請等 問 9-1　略 問9－2〔代理人による保護の申請〕 　代理人による保護の申請は認められるか。 （答）民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をするかを決め、意思表示を行うものとされている。これに対して生活保護の申請（以下「保護申請」という。）は、本人の意思に基づくものであることを大原則としている。このことは、仮に要保護状態にあったとしても保護申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということを意味しており、代理人が判断すべきものではない。 　また、要保護者本人に十分な意思能力がない場合にあって、急迫した状況にあると認められる場合には法第25 条の規定により、実施機関は職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。 　以上のことから、原則として、代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。 　ただし、成年被後見人（被保佐人、被補助人は含まない。以下同じ。）については、「事理を弁識する能力を欠く常況にある」ことから、保護申請に係る判断能力が	第１編　保護の実施要領 第１～８　略 第９　保護の開始申請等 問 9-1　略 問9－2〔代理人による保護の申請〕 　代理人による保護の申請は認められるか。 （答）民法における代理とは、代理人が、代理権の範囲で、代理人自身の判断でいかなる法律行為をするかを決め、意思表示を行うものとされている。これに対して生活保護の申請は、本人の意思に基づくものであることを大原則としている。このことは、仮に要保護状態にあったとしても生活保護の申請をするか、しないかの判断を行うのはあくまで本人であるということを意味しており、代理人が判断すべきものではない。 　また、要保護者本人に十分な意思能力がない場合にあって、急迫した状況にあると認められる場合には法第25 条の規定により、実施機関は職権をもって保護の種類、程度及び方法を決定し、保護を開始しなくてはならないこととなっている。 　以上のことから代理人による保護申請はなじまないものと解することができる。 　なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が持参した場合については、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。

ないこと、成年後見人に代理権が付与されている「財産に関するすべての法律行為」には保護申請も含まれると解することができること等から、成年後見人による保護申請については、法第７条に基づく有効なものとして取り扱うこととする。この際、生活保護受給中においては、法第27条に基づく指導・指示の可能性があるなど、一定の行為制限を伴うことから、民法第859条第２項において準用する同法第824条ただし書の規定の趣旨に鑑み、要保護者本人の同意があることが望ましい。 　なお、本人が自らの意思で記載した申請書を代理人が持参した場合については、これは代理ではなく、使者として捉えるべきであり、そこで行われた申請は有効となるので留意が必要である。 第 10～13　略 第２編　略	 第 10～13　略 第２編　略

「地域包括支援センターの設置運営について」 抜粋

老計発第 1018001 号
老振発第 1018001 号
老老発第 1018001 号

p.4「　3　市町村の責務　　③ センター間における役割分担と連携の強化」

管内に複数のセンターがある市町村においては、地域の課題や目標をセンター間で共有しながらセンターが相互に連携する効果的な取組を推進していくことが求められる。　例えば、

・ 権利擁護業務や認知症支援等の機能を強化し、当該分野において他のセンターを支援するセンター（以下「機能強化型センター」という。）を設置

するなど、センター間の連携強化や役割分担を通じて、効果的、一体的な運営体制を構築していくことが可能と考える。

p.9「　4　事業内容　　③ 権利擁護業務について」

権利擁護業務は、地域の住民や民生委員、介護支援専門員などの支援だけでは十分に問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において、安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行うものである。

業務の内容としては、成年後見制度の活用促進、老人福祉施設等への措置の支援、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度を活用し、高齢者の生活の維持を図るものである。

【別添２】

基幹相談支援センター

１　目的

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）第９条第５項第２号及び第３号、知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）第９条第５項第２号及び第３号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）第４９条第１項に基づく相談等の業務を総合的に行うことを目的とする施設である。

２　設置主体

（１）　市町村

（２）　市町村から基幹相談支援センターが行う事業及び業務の実施の委託を受けた一般相談支援事業を行う者又は特定相談支援事業を行う者

※　（２）の市町村以外の者が設置する場合には、市町村に対して届出が必要となることに留意。

３　設置方法

基幹相談支援センターは、単独市町村又は複数市町村による設置、市町村直営又は委託による設置等、地域の実情（人口規模、地域における相談支援の体制、人材確保の状況等）に応じて最も効果的な方法により設置することができる。

４　業務内容

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害者相談支援事業及び成年後見制度利用支援事業並びに身体障害者福祉法第９条第５項第２号及び第３号、知的障害者福祉法第９条第５項第２号及び第３号並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第４９条第１項に基づく相談等の業務を総合的に行う。

具体的には、地域の実情に応じて以下の業務等を行うものとする。

（１）　総合的・専門的な相談支援の実施

・　障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援の実施

（２）　地域の相談支援体制の強化の取組

・　地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導、助言

・　地域の相談支援事業者の人材育成の支援（研修会の企画・運営、日常的な事例検討会の開催、サービス等利用計画の点検・評価等）

・　地域の相談機関（相談支援事業者、身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員、高齢者、児童、保健・医療、教育・就労等に関する各種の相談機関等）との連携強化の取組（連携会議の開催等）

（３）　地域移行・地域定着の促進の取組

・　障害者支援施設や精神科病院等への地域移行に向けた普及啓発

・　地域生活を支えるための体制整備に係るコーディネート

※　基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて市町村が設置する協議会の運営の委託を受ける等により、地域の障害者等の支援体制の強化を図る。

（４）　権利擁護・虐待の防止

・　成年後見制度利用支援事業の実施

・　障害者等に対する虐待を防止するための取組

５　人員体制

基幹相談支援センターは、地域の実情に応じて、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として必要となる人員（主任相談支援専門員、相談支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等）を配置する。

６　秘密保持

基幹相談支援センターを設置する者若しくはその職員又はこれらの職にあった者は、正当な理由なしに、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

７　その他

（１）　市町村は、基幹相談支援センターの設置又は運営の責任主体として、基幹相談支援センターの運営について適切に関与しなければならない。

（２）　市町村は、基幹相談支援センターを設置又は委託するに当たっては、協議会等において、設置方法や実施する事業内容の事業の実績の検証等を行うこと。

（３）　基幹相談支援センターは、総合的な相談等の業務を行う上で支障がないよう、各業務を行う場所は一体であることが望ましい。

老推発 0710 第２号
平成 27 年７月 10 日

各都道府県高齢者保健福祉主管部長　殿

厚生労働省老健局高齢者支援課
認知症・虐待防止対策推進室長

市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について

公益社団法人あい権利擁護支援ネットにおいて、平成 26 年度の厚生労働省老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）を活用し、「セルフ・ネグレクトや消費者被害等の犯罪被害と認知症との関連に関する調査研究事業」報告書（以下、単に「報告書」という。）がとりまとめられ、公表されたところです。

（※http://www.i-advocacy.net/H26hcukoku.html）

今般、報告書の内容を踏まえ、各市町村や地域包括支援センターにおける、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や、高齢者の消費者被害への対応について、下記のとおりお示ししますので、貴管内市町村に対して周知いただくとともに、適切な助言及び支援をお願いします。

なお、本通知は消費者庁消費者教育・地方協力課とも協議済みであり、その内容は同課から各都道府県・市町村の消費生活センター・相談窓口にも周知される予定であることを申し添えます。

記

1　セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応について

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 17 年法律第 124 号）にいう高齢者虐待の定義には含まれていませんが、報告書では、高齢者虐待対応とは別に、市町村の高齢福祉、生活保護、障害福祉、環境衛生等の関係部署が、介護支援専門員や介護サービス事業所、社会福祉協議会や民生委員、医療機関、警察等と連携して対応しているだけでなく、高齢者虐待に準じて対応している市町村や地域包括支援センターもあるなど、地域の実情に応じた工夫が紹介されています。また、保健所・保健センター、都道府県の精神保健福祉センター等との連携やバックアップも必要となります。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしくない」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。報告書に示された各地域の取組事例も参考としながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法（平成９年法律第 123 号）に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いします。

2　高齢者の消費者被害への対応について

消費者被害に遭った高齢者は、判断能力の低下等の理由から、「被害に遭っていない」「困っていない」など、市町村や地域包括支援センター、消費生活センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、このような高齢者が悪質商法の事業者間で共有される被害者の名簿に登載され、繰り返し被害に遭う可能性も高いことが指摘されています。各市町村においては、報告書に示された各地域の取組事例も参考としながら、必要に応じて高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、判断能力の低下が疑われる高齢者等の消費者被害に対応できる関係部署・機関の連携体制の構築に努めていただきますよう、よろしくお願いします。

なお、昨年、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）が改正され、地方公共団体が、消費者安全確保地域協議会を設置できることが規定されました。本改正は、国及び地方公共団体の機関、病院、教育機関、消費生活協力団体又は消費生活協力員等は協議会を構成することができ、消費生活上等に配慮を要する消費者の見守り等必要な取組を行うというもので、見守りの対象者に関する個人情報を、必ずしも本人の同意がなくても、協議会に提供できる等の特性があります（消費者安全法第 11 条の２、第 11 条の４など）。本年３月 27 日に公表した「改正消費者安全法の実施に係る地方消費者行政ガイドライン」では、地域における見守り活動を一層促進するための指針を示しており、地域包括支援センター等が構築を推進している地域のネットワークとの連携も十分考えられるところであり、適切な対応をお願いします。（本年３月２日・３日の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議において連絡済み。）

3　老人福祉法に基づく対応について

老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）においては、高齢者の権利擁護の観点から、市町村の役割として、第 10 条の４又は第 11 条の規定に基づくやむを得ない事由による措置や、第 32 条の規定に基づく成年後見制度の市町村長申立ての仕組みが定められています。

特に、生命・身体・財産に重大な危険が生じるおそれのあるセルフ・ネグレクト状態や消費者被害に遭った高齢者に対し、市町村長は、事実確認を速やかに行い、老人福祉法に基づく措置（やむを得ない事由による措置）を行う必要があります。

また、医療と介護の総合確保の観点からも、市町村が地域の医療機関や保健所等と緊密に連携し、適切に対応することが重要です。さらに、高齢者の判断能力の程度に応じて、老人福祉法に基づき、市町村長による成年後見申立が的確に行われ、認知症高齢者等の権利擁護のために必要な選択・契約、財産管理をする成年後見人等が選任されることも重要です。

セルフ・ネグレクト状態にある高齢者への対応や判断能力の低下が疑われる高齢者の消費者被害への対応に当たり、老人福祉法に基づく市町村の権限の適切な行使をよろしくお願いします。

事　務　連　絡
平成30年８月16日

都道府県・政令指定都市　消費者行政担当部（局）長　殿

消費者庁消費者政策課長

消費生活センター等における成年後見制度の周知について

平素より消費者行政の推進に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

近年、高齢者の消費者被害に関する相談件数が増加し、深刻な社会問題となっています。平成27年３月に策定された消費者基本計画（平成27年３月24日閣議決定）では、「判断能力が不十分な者を保護・支援する成年後見制度の活用による高齢者や障害者の権利擁護を推進する」こととされました。これを受け、消費者基本計画工程表（平成30年７月22日消費者政策会議決定）において、高齢者や障害者の権利擁護を推進する観点から、地方公共団体が実施する成年後見制度（後見、保佐、補助、任意後見制度）の利用促進に向けた取組について、消費生活センター等を通じて周知を図ることとされております（「消費生活センター等における成年後見制度の周知について」（平成27年６月30日事務連絡）によっても周知をお願いしているところです。）。

成年後見制度の利用促進については、市区町村において、成年後見制度の市区町村長申立て及び申立費用や報酬の助成を行う成年後見制度利用支援事業等の取組が行われているほか、成年後見制度利用促進基本計画（平成29年３月24日閣議決定）に基づき、全国どの地域に住んでいても成年後見制度の利用が必要な人が制度を利用できるような地域体制の構築を目指し、市町村計画の策定や地域連携ネットワークの中核機関の整備などの施策に取り組むこととされているところです。

各消費生活センター等において、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な方々に関する消費生活相談がありましたら、相談者の状況に応じ、成年後見制度の活用も視野に、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、市区町村の福祉担当部局等と連携して対応いただくようお願い申し上げます。

あわせて、貴都道府県におかれましては、本事務連絡の内容について、管内の市区町村への周知をお願いいたします。

（参考１）消費者基本計画及び消費者基本計画工程表（抜粋）
（参考２）成年後見制度に係る法務省資料
（参考３）成年後見制度に係る厚生労働省資料

【本件連絡先】
消費者庁消費者政策課
堀内　natsuki.horiuchi@caa.go.jp
竹村　tomo.takemura@caa.go.jp
電話：03-3507-8800（内線 2183）

市町村・都道府県における
高齢者虐待への対応と養護者支援について

令和７年３月
厚生労働省　老健局

「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（以下「高齢者虐待対応マニュアル」という。）は、市町村、都道府県等における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に、平成 18 年４月に初版を作成しております。

以降、平成 30（2018）年３月、令和５（2023）年３月に改訂を行い、今般、これまでの制度改正等を踏まえ、内容の追補、充実を図るために改訂を行ったものです。

はじめに

平成 18（2006）年に、高齢者の尊厳の保持、権利利益の擁護に資することを目的とした「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）が施行されました。同法に基づき毎年度国が実施している実態調査によると、高齢者に対する虐待の事案は、相談・通報件数及び虐待判断件数ともに、増加傾向にあります。

高齢者虐待は、高齢者の生命及び尊厳に直結することは言うまでもなく、平成３（1991）年に国連総会で決議された「高齢者のための国連原則」においても、「高齢者は、尊厳及び保障を持って、肉体的・精神的虐待から解放された生活を送ることができるべきである。」と謳われていることなどから、決してあってはならない問題です。

厚生労働省においては、利用者の人権の擁護、虐待の防止等を図るため、市町村における相談窓口の設置、施設や自治体職員等に対する研修、高齢者虐待防止に関するネットワーク構築等への支援を進めてきたところですが、令和３（2021）年度の介護保険法（平成９年法律第 123 号）に基づく基準省令の改正において、全ての介護サービス事業者を対象に、虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者の配置を義務づけたことを踏まえ、令和４（2022）年度に本高齢者虐待対応マニュアルを改訂しました。

現在、令和４（2022）年度の改訂を受け、各自治体のマニュアル改訂等により、高齢者虐待防止の体制整備に取り組んでいただいているところですが、令和６（2024）年度の介護報酬改定において、さらに高齢者虐待防止の推進及び身体的拘束等の適正化の推進を図ったことや、高齢者虐待防止法第 13 条に基づいた面会制限に関する裁判例を踏まえた手続きにおける留意点の追加など、自治体等による高齢者虐待対応について最新の状況を反映する必要があるため、今般改訂を行うこととしたところです。

加えて、令和５（2023）年度の老健事業で作成した「介護施設・事業所等で働く方々の身体拘束廃止・防止の手引き」を、本高齢者虐待対応マニュアルの別冊として再構築を行い、虐待対応における Q&A の充実も図ることとしました。

本高齢者虐待対応マニュアルは、高齢者の尊厳の保持、権利利益の擁護のため、都道府県、市町村等における高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応及び再発防止に資することを目的に、日々、現場で取り組まれている方々の一助になることを願い、作成しております。

厚生労働省として、高齢者虐待防止に対する迅速かつ適切な対応、虐待防止に関する体制整備の充実及び取組が一層推進されることを期待するとともに、本高齢者虐待対応マニュアルの周知等を通じ、都道府県と市町村の取組を引き続き支援し、高齢者虐待のない社会の実現に向けて取り組んでまいります。

令和７年３月
厚生労働省老健局

＜ 目　次 ＞

Ⅰ　高齢者虐待防止の基本

１　高齢者虐待とは ---------- 2
１．１　高齢者虐待防止法 ---------- 2
１．２　「高齢者虐待」の捉え方 ---------- 2

２　高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点 ---------- 17
２．１　高齢者虐待対応の目的 ---------- 17
２．２　高齢者虐待対応の基本的な視点 ---------- 17
２．３　留意事項 ---------- 20

３　高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等 ---------- 21
３．１　国及び地方公共団体の責務 ---------- 21
３．２　国の役割 ---------- 23
３．３　都道府県の役割 ---------- 25
３．４　市町村の役割 ---------- 28
３．５　国民の責務 ---------- 35
３．６　保健・医療・福祉関係者の責務 ---------- 35
３．７　養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務 ---------- 35

４　高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について ---------- 38
４．１　はじめに ---------- 38
４．２　地方自治体の個人情報の取扱い ---------- 38
４．３　民間事業者（市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター、介護保険事業者、医療機関その他の虐待対応協力者）の個人情報の取扱い ---------- 40

５　高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応 ---------- 42
５．１　高齢者虐待対応を担う市町村 ---------- 42
５．２　権限行使が必要な場合の対応 ---------- 42

Ⅱ　養護者による虐待への対応（市町村における業務）

１　組織体制 ---------- 46
１．１　組織体制 ---------- 46
１．２　事務の委託 ---------- 47

２　養護者による高齢者虐待対応 ---------- 49
２．１　相談・通報・届出への対応 ---------- 52

２．２　事実確認 ----------55
２．３　虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、
　　対応方針の決定 ----------60
２．４　行政権限の行使等 ----------64
２．５　初動期段階の評価会議 ----------83
２．６　情報収集と虐待発生要因・課題の整理 ----------83
２．７　対応段階の評価会議 ----------85
２．８　終結段階 ----------86

３　養護者支援 ----------87
３．１　養護者（家族等）支援の意義 ----------87
３．２　リスク要因を有する家庭への支援 ----------89
３．３　養護者支援のためのショートステイ居室の確保 ----------90

４　財産上の不当取引による被害の防止 ----------91

Ⅲ　養介護施設従事者等による虐待への対応

１　養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に向けた連携・協働体制の整備 ----------94

２　養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応 ----------95
２．１　相談・通報・届出への対応 ----------99
２．２　事実確認の準備と実施 ----------102
２．３　虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、課題の整理、
　　対応方針の決定 ----------110
２．４　虐待発生要因・課題の整理 ----------117
２．５　虐待の再発防止と必要な措置 ----------125
２．６　モニタリング・評価 ----------127
２．７　終結段階 ----------129

３　養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表 ----------130

引用文献・参考文献 ----------132

委員名簿 ----------134

法令・通知について ----------136

Ⅰ　高齢者虐待防止の基本

１　高齢者虐待とは

１．１　　高齢者虐待防止法

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 17 年法律第 124 号。以下「高齢者虐待防止法」という。）は、平成 18（2006）年４月１日から施行されました。

この法律では、高齢者の権利利益の擁護に資することを目的に、高齢者虐待の防止とともに高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責務のもとで促進することとしています。

また、国民全般に高齢者虐待に係る通報義務等を課し、福祉・医療関係者に高齢者虐待の早期発見等への協力を求めるとともに、市町村における相談・通報体制の整備、事実確認や高齢者の保護に係る権限の付与、養護者への支援措置、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保するための関係法令に基づく市町村（特別区を含む。以下同じ。）、都道府県の適切な権限行使等について定めるものです。

１．２　　「高齢者虐待」の捉え方

１）高齢者虐待防止法による定義

ア．高齢者とは

高齢者虐待防止法では、「高齢者」を 65 歳以上の者と定義しています（同法第２条第１項）。

ただし、65 歳未満の者であって養介護施設に入所し、その他養介護施設を利用し、又は養介護事業に係るサービスの提供を受ける障害者については、「高齢者」とみなして養介護施設従事者等による虐待に関する規定が適用されます（同法第２条第６項）。

①　65 歳未満の者への虐待について

上記以外の 65 歳未満の者に虐待が生じている場合も支援が必要です。

介護保険法（平成９年法律第 123 号）に基づく地域支援事業については、市町村が、介護保険法第９条第１項に定める「第一号被保険者」、同条第２項に定める「第二号被保険者」の要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化防止及び地域における自立した日常生活の支援のための施策を総合的かつ一体的に行うことを目的として行う事業であり、地域支援事業（包括的支援事業）の権利擁護業務において、成年後見制度の活用の促進や老人福祉施設等への措置の支援を行うことが地域支援事業実施要綱に明記されています。

また、サービス付き高齢者向け住宅には、原則 60 歳以上の高齢者が入居しています。

高齢者虐待防止法第９条第２項において、市町村又は市町村長は、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するために、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）の第 10 条の４及び第 11 条の規定

による福祉の措置を講じることができ、老人福祉法第５条の４において、65 歳以上の者（65 歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む）を対象としています。

ただし、18 歳以上 65 歳未満の在宅の障害者に対する養護者による虐待については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成 23 年法律第 79 号。以下「障害者虐待防止法」という。）での対応が基本であることに留意することが必要です（「「障害者虐待防止法に関する Q&A について」の一部改正について」令和３年 12 月 24 日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室事務連絡）。

②　65 歳以上の障害者への虐待について

65 歳以上の障害者については、「高齢者虐待防止法」と「障害者虐待防止法」のいずれの支援対象にもなると考えられます。この法律の間に優先劣後の関係はないため、障害福祉所管課と連携のうえ、被虐待者の状況に応じて各法律の規定により対応することになります（被虐待者の状況等に鑑み、障害者支援施設への保護が適当な場合は、障害者虐待防止法を適用する等）。

イ．養護者による高齢者虐待

養護者とは、「高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外のもの」とされており、金銭の管理、食事や介護などの世話、自宅の鍵の管理など、何らかの世話をしている者（高齢者の世話をしている家族、親族、同居人等）が該当すると考えられますが、同居していなくても、現に身辺の世話をしている親族・知人等が養護者に該当する場合があります。

なお、下記のとおり、経済的虐待については、高齢者の親族であれば、養護者に該当しない者も、虐待の主体となりますので留意してください。

養護者による高齢者虐待とは、養護者が高齢者に対して行う次の行為とされています（高齢者虐待防止法第２条第４項）。

i	**身体的虐待**：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
ii	**介護・世話の放棄・放任**：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、養護者以外の同居人による虐待行為の放置等、養護を著しく怠ること。
iii	**心理的虐待**：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
iv	**性的虐待**：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
v	**経済的虐待**：養護者又は高齢者の親族が当該高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

ウ．養介護施設従事者等による高齢者虐待

養介護施設従事者等による高齢者虐待とは、老人福祉法及び介護保険法に規定する「養介護施設」又は「養介護事業」（以下「養介護施設等」という。）の業務に従事する者が行う次の行為とされています（高齢者虐待防止法第２条第５項）。

また、養介護施設等における養介護施設従事者等による高齢者虐待については、高齢者虐待防止法第 24 条の規定により、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとされています。

i	**身体的虐待**	：高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
ii	**介護・世話の放棄・放任**	：高齢者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の高齢者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
iii	**心理的虐待**	：高齢者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の高齢者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
iv	**性的虐待**	：高齢者にわいせつな行為をすること又は高齢者をしてわいせつな行為をさせること。
v	**経済的虐待**	：高齢者の財産を不当に処分することその他当該高齢者から不当に財産上の利益を得ること。

特に介護保険法においては、指定居宅サービス事業者や指定介護老人福祉施設の開設者等に、要介護者や要支援者の人格尊重義務が課されており、その違反行為は「人格尊重義務違反」として、指定の取消等の行政処分の対象となります。高齢者虐待はまさに人格を尊重する義務に違反する行為であることから、虐待に関する事実確認については、同法の権限を適切に行使することが必要です（**「第Ⅲ章　養介護施設従事者等による虐待への対応」**を参照）。

なお、「養介護施設等」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

◇高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲◇

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	・老人福祉施設 ・有料老人ホーム	・老人居宅生活支援事業	「養介護施設」又は「養介護事業」の(※)業務に従事する者
介護保険法による規定	・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域包括支援センター	・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業	

(※)業務に従事する者とは、直接介護サービスを提供しない者（施設長、事務職員等）や、介護職以外で直接高齢者に関わる他の職種も含みます（高齢者虐待防止法第２条第５項）。

①　上記に該当しない施設等における高齢者虐待への対応

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」の対象となる高齢者虐待防止法に規定する施設・事業は、上記のとおり限定列挙となっています。このため、上記に該当しない施設等（有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅等）については、養介護施設従事者等による虐待の規定は適用されません。

しかし、提供しているサービス等に鑑み、「高齢者を現に養護する者」による虐待と考えられる場合は、「養護者による高齢者虐待」として対応していくことが必要です。

②　医療機関における高齢者への虐待について

医療機関における高齢者への虐待については、高齢者虐待防止法の対象外となっています。仮に医療機関において医療従事者等による高齢者虐待があった場合には、高齢者虐待防止法ではなく、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）の規定に基づき、医療機関の開設者、管理者が適正な管理を行っているか等について都道府県等が検査等を行い、不適正な場合には指導等を通じて改善を図ることになります。

ついては、都道府県等に相談等があった場合には、相談等の内容を具体的に把握し、必要な関係機関に適切につないでいく等の対応が必要です。

また、精神科病院に入院している高齢者に関しては、令和４（2022）年の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）改正により、令和６（2024）年４月から新たに精神科病院における業務従事者による虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者は、速やかに、これを都道府県等に通報すること等が義務となりました。

２）「高齢者虐待」の捉え方と対応が必要な範囲について

ア．法に基づく対応

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待を前述のように定義していますが、これらは、広い意味での高齢者虐待を「高齢者が他者からの不適切な扱いにより権利利益を侵害される状態や生命、健康、生活が損なわれるような状態に置かれること」と捉えた上で、高齢者虐待防止法の対象を規定したものということができます。

また、地域支援事業（包括的支援事業）の一つとして、市町村に対し権利擁護業務の実施が義務付けられています（介護保険法第 115 条の 45）。

こうしたことから、市町村は、高齢者虐待防止法に規定する高齢者虐待かどうか判別しがたい事案であっても、高齢者の権利が侵害されていたり、生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行っていく必要があります。関係者は、気になる事案を発見した場合には、市町村や地域包括支援センターに速やかに相談・通報を行います。

イ．高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応

高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応とは、市町村や地域包括支援センターが、主に在宅における高齢者への権利侵害のうち、高齢者虐待防止法の対象外となる虐待等に対し、介護保険法に基づいた地域支援事業における権利擁護業務等や、老人福祉法に基づく権限行使を行うなど、可能な限り、高齢者虐待防止法に基づいた対応と同様の対応を行うことを言います。

なお、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応においては、高齢者虐待防止法における第 11 条の立入調査と第 13 条の面会制限の権限行使はできないことに留意が必要です。

実際の対応としては、ケース会議を開催して高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応の必要性を関係部署・機関等で共有を図り、事実確認と安全確認、アセスメントに基づく支援方針の立案と役割分担の明確化、必要に応じて老人福祉法第 10 条の４及び第 11 条による措置（以下、「やむを得ない事由による措置等」という。）や市町村長による成年後見制度利用

開始の審判請求（以下「市町村長申立て」という。）などの権限行使等の対応や、助言・指導（介護サービスの利用・変更を含む）等を具体的事案に応じて行うことです。

なお、これらの支援では、複数の部署や機関等による連携対応が必要になることもあるため、高齢者虐待対応の枠組みだけでなく、事案に応じて介護保険法の地域支援事業における権利擁護事業や、重層的支援体制整備事業等（※）実施自治体においては、社会福祉法第106の４第２項第１号に基づく包括的相談支援や同項第４号に基づくアウトリーチ等を通じた継続的支援の枠組みを活用して支援することが考えられます。

（※）市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの（任意事業）。令和２（2020）年の社会福祉法改正により創設、令和３（2021）年度より施行。

高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応の具体例としては、以下があげられます。

① 養護、被養護の関係が明らかでない65歳以上の高齢者への虐待について

高齢者虐待防止法が対象としているのは、養護者（「現に養護する者」）による虐待のため、養護者に該当しない場合（養護、被養護の関係にない65歳以上の夫婦間での暴力や、中高年の子どもの世話をしている親が子どもから受ける暴力等）は、高齢者虐待防止法の直接の対象とはなりません。

しかし、高齢者が何らかの権利侵害を受けている場合、介護保険法の地域支援事業における権利擁護事業や老人福祉法上の措置等により、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応をすることが求められます。また、事案に応じて、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成13年法律第31号。以下「ＤＶ防止法」という。）や刑法等により対応することになります。

前述のＤＶ防止法では、年齢に制限はなく高齢者も対象とされており、高齢者虐待防止法との関係性において優先劣後の関係にないことから、事案に応じて被虐待者の権利救済のためにどちらの法律での対応が適切か協議することが大切です。

なお、虐待対応における、相談・通報の受理段階では、虐待者が「現に養護する者」であるかどうかの判断が難しいケースもあることから、まずは「養護者による高齢者虐待」事案として事実確認等を行ったうえで、事案に応じて適切に、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応やＤＶ防止法の所管課や関係機関につないでいく等の対応をすることが必要です。

② いわゆるセルフ・ネグレクトについて

介護・医療サービスの利用を拒否するなどにより、社会から孤立し、生活行為や心身の健康維持ができなくなっている、いわゆる「セルフ・ネグレクト」状態にある高齢者は、他者からの虐待行為を受けているわけではないため、高齢者虐待防止法の対象外となっています。

しかし、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者は、認知症のほか、精神疾患・障害、アルコール関連の問題を有すると思われる者も多く、それまでの生活歴や疾病・障害の理由から、「支援してほしくない」、「困っていない」　など、市町村や地域包括支援センター等の関与を拒否することもあるので、支援には困難が伴いますが、生命・身体に重大な危険が生じるおそれや、ひいては孤立死に至るリスクも抱えています。

そこで、相談を受けた市町村や地域包括支援センターは、地域支援事業における総合相談支援業務や権利擁護業務等の一環として、積極的な対応が求められます（重層的支援体制整備事業を実施している自治体においては、その一環として対応することも考えられます）。その際、単に関わりを拒否する者という理解にとどまらず、そこに至った背景、生活歴、パーソナリティや生き辛さへの理解に基づき対応します。また、必要に応じて、高齢者虐待防止法の取扱いに準じた対応として、やむを得ない事由による措置等による保護や成年後見制度の市町村長申立て等の権限行使等を検討します。

こうした対応を行えるよう、高齢者の見守りネットワーク等の既存のネットワークや介護保険法に基づく地域ケア会議も有効活用しつつ、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者に対応できる関係部署・機関の連携体制を構築することが重要です（「市町村や地域包括支援センターにおける高齢者の「セルフ・ネグレクト」及び消費者被害への対応について」平成27年７月10日老推発0710第２号）。

また、令和３（2021）年４月１日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和３年厚生労働省令第９号）が施行され、全ての介護サービス施設・事業所を対象に「高齢者虐待の発生又はその再発を防止するための措置」（虐待防止対策検討委員会の定期的な開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者の配置）（以下、「高齢者虐待防止措置」という。）が義務付けられ、養介護施設等の従業者がセルフ・ネグレクト等の虐待に準じる事案を発見しやすい立場にあることから、これらを早期に発見できるよう、事業所に「必要な措置（虐待等に対する相談体制、市町村の通報窓口の周知等）」を図ることが望ましいことを通知しています（「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」平成11年９月17日老企第25号）。

よって、セルフ・ネグレクト状態にある高齢者が早期に適切な支援につながるよう、市町村、都道府県主催の各介護サービス事業所に対する研修等の内容に含める必要があります。

なお、セルフ・ネグレクトへの対応における個人情報の取扱いについては、市町村等の行政機関は、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、特定した利用目的の範囲内で当該個人情報を保有する行政機関内で利用し、又は第三者に提供することができます（個人情報保護法第61条第１項）。

また、セルフ・ネグレクトへの対応のための利用が利用目的の範囲外となる場合であっても、高齢者等の本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になる場合（個人情報保護法第69条第２項第４号）等には、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない場合に限り、当該個人情報を利用した事実確認や情報収集、情報共有を行うことができます。

そして、医療機関等の個人情報取扱事業者においては、本人の同意に基づくことが困難な場合であっても、本人の生命・身体・財産の保護のために必要がある場合（個人情報保護法第27条第１項第２号）や、市町村や地域包括支援センターが行う地域支援事業における権利擁護事業、重層的支援体制整備事業における事務の遂行に協力する必要がある場合であって本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき（同項第４号）等には、情報提供を行うことができます。

◇養護者による高齢者虐待類型（例）◇

区分	具体的な例
ⅰ 身体的虐待	**① 暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為。** ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。やけど、打撲をさせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 など **② 本人に向けられた危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為。** ・本人に向けて物を壊したり、投げつけたりする。 ・本人に向けて刃物を近づけたり、振り回したりする。（※1） など **③ 本人の利益にならない強制による行為によって痛みを与えたり、代替方法があるにもかかわらず高齢者を乱暴に取り扱う行為。** ・医学的判断に基づかない痛みを伴うようなリハビリを強要する。 ・移動させるときに無理に引きずる。無理やり食事を口に入れる。 など **④ 本人の行動を制限したり、外部との接触を意図的、継続的に遮断する行為。** ・身体を拘束し、自分で動くことを制限する（ベッドに縛り付ける。ベッドに柵を付ける。つなぎ服・ボディスーツを着せて自分で着脱できなくする。意図的に薬を過剰に服用させて動きを抑制する。）。 ・外から鍵をかけて閉じ込める。中から鍵をかけて長時間家の中に入れない。 など
ⅱ 介護・世話の 放棄・放任	**① 意図的であるか、結果的であるかを問わず、介護や生活の世話を行っている者が、その提供を放棄又は放任し、高齢者の生活環境や、高齢者自身の身体・精神的状態を悪化させていること。** ・入浴しておらず異臭がする、髪や爪が伸び放題だったり、皮膚や衣服、寝具が汚れている。 ・水分や食事を十分に与えられていないことで、空腹状態が長時間にわたって続いたり、脱水症状や栄養失調の状態にある。 ・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる など **② 専門的診断や治療、ケアが必要にもかかわらず、高齢者が必要とする医療・介護保険サービスなどを、周囲が納得できる理由なく制限したり使わせない、放置する。** ・徘徊や病気の状態を放置する。 ・虐待対応従事者が、医療機関への受診や処方通りの服薬、専門的ケアが必要と説明しているにもかかわらず、無視する。 ・本来は入院や治療が必要にもかかわらず、強引に病院や施設等から連れ帰る。 など **③ 同居人等による高齢者虐待と同様の行為を放置する。** ・孫が高齢者に対して行う暴力や暴言行為を放置する。 ・孫が高齢者に無心して無理にお金を奪っているのを放置する。 など

区分	具体的な例
ⅲ 心理的虐待	**○ 脅しや侮辱などの言語や威圧的な態度、無視、嫌がらせ等によって、精神的苦痛を与えること。** ・老化現象やそれに伴う言動などを嘲笑したり、それを人前で話すなどにより、高齢者に恥をかかせる（排泄の失敗、食べこぼしなど）。 ・怒鳴る、ののしる、悪口を言う。 ・侮蔑を込めて、子どものように扱う。 ・本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。 ・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする。 ・台所や洗濯機を使わせないなど、生活に必要な道具の使用を制限する。 ・家族や親族、友人等との団らんから排除する。 など
ⅳ 性的虐待	**○ 本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。** ・排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する。 ・排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排泄行為をさせる、おむつ交換をする。 ・性器を写真に撮る、スケッチをする。 ・キス、性器への接触、セックスを強要する。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・自慰行為を見せる。 など
ⅴ 経済的虐待 （※3）	**○ 本人の合意なしに（※2）、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。** ・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない。 ・本人の自宅等を本人に無断で売却する。 ・年金や預貯金を自分の借金返済等のために無断で使用する。 ・入院や受診、介護保険サービスなどに必要な費用を滞納する。 ・世帯の生活が苦しいため、本人に必要な使用より、他の家族の使用を優先する。 ・施設入所しているのに本人の同意なく自宅の改造費に預金を使う。 など

（※1）「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和25年6月10日）。
　上記判例のとおり、身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体になんらかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と認定することができます。

（※2）本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や使途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者又は親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

（※3）経済的虐待については、養護者に該当しない親族による場合であっても「養護者による虐待」として判断し対応します。

参考：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p5-6.を基に作成。

◇養介護施設従事者等による高齢者虐待類型（例）◇

区分	具体的な例
ⅰ　身体的虐待	**①　暴力的行為で、痛みを与えたり、身体にあざや外傷を与える行為**（※1） ・平手打ちをする。つねる。殴る。蹴る。 ・ぶつかって転ばせる。 ・刃物や器物で外傷を与える。 ・入浴時、熱い湯やシャワーをかけてやけどをさせる。 ・本人に向けて物を投げつけたりする。 など **②　本人の利益にならない強制による行為、代替方法を検討せずに高齢者を乱暴に扱う行為** ・医学的診断や介護サービス計画等に位置付けられておらず、身体的苦痛や病状悪化を招く行為を強要する。 ・介護がしやすいように、職員の都合でベッド等へ抑えつける。 ・車椅子やベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げる。 ・食事の際に、職員の都合で、本人が拒否しているのに口に入れて食べさせる。 ・家族からの要望等で、高齢者の自宅に外鍵をかけて外出できないようにする。 ・通所サービスの送迎時に、無理やり車両に乗降させる、身体を強く引っ張る。 など **③　「緊急やむを得ない」場合以外の身体的拘束等**
ⅱ　介護・世話の放棄・放任	**①　必要とされる介護や世話を怠り、高齢者の生活環境・身体や精神状態を悪化させる行為** ・入浴しておらず異臭がする、髪・ひげ・爪が伸び放題、汚れのひどい服や破れた服を着せている等、日常的に著しく不衛生な状態で生活させる。 ・褥瘡（床ずれ）ができるなど、体位の調整や栄養管理を怠る。 ・おむつが汚れている状態を日常的に放置している。 ・健康状態の悪化をきたすほどに水分や栄養補給を怠る。 ・健康状態の悪化をきたすような環境（暑すぎる、寒すぎる等）に長時間置かせる。 ・室内にごみが放置されている、鼠やゴキブリがいるなど劣悪な環境に置かせる。 など **②　高齢者の状態に応じた治療や介護を怠ったり、医学的診断を無視した行為** ・医療が必要な状況にもかかわらず、受診させない。あるいは救急対応を行わない。 ・処方通りの服薬をさせない、副作用が生じているのに放置している、処方通りの治療食を食べさせない。 ・介護提供事業者等からの報告・連絡等を受けていたにもかかわらず、高齢者の状態変化に伴う介護計画等の見直しを怠る。 など **③　必要な用具の使用を限定し、高齢者の要望や行動を制限させる行為** ・ナースコール等を使用させない、手の届かないところに置く。 ・必要なめがね、義歯、補聴器等があっても使用させない。 など **④　高齢者の権利を無視した行為又はその行為の放置** ・他の利用者に暴力を振るう高齢者に対して、何ら予防的手立てをしていない。 ・高齢者からの呼びかけに対し「ちょっと待ってね」等と言い、その後の対応をしない。 ・必要なセンサーの電源を切る。 など **⑤　その他職務上の義務を著しく怠ること** ・施設管理者や主任等が虐待の通報義務や虐待防止措置義務を怠る。 など

区分	具体的な例
ⅲ　心理的虐待	**①　威嚇的な発言、態度** ・怒鳴る、罵る。 ・「ここ（施設・居宅）にいられなくしてやる」、「追い出すぞ」などと言い脅す。 など **②　侮辱的な発言、態度** ・排せつの失敗や食べこぼしなど老化現象やそれに伴う言動等を嘲笑する。 ・日常的にからかったり、「死ね」など侮蔑的なことを言う。 ・排せつ介助の際、「臭い」、「汚い」などと言う。 ・子ども扱いするような呼称で呼ぶ。 ・本人の性的指向・ジェンダーアイデンティティに関する侮辱的な言動を行う。 など **③　高齢者や家族の存在や行為を否定、無視するような発言、態度** ・「意味もなくコールを押さないで」、「なんでこんなことができないの」などと言う。 ・他の利用者に高齢者や家族の悪口等を言いふらす。 ・話しかけ、ナースコール等を無視する。 ・高齢者の大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てる。 ・高齢者がしたくてもできないことを当てつけにやってみせる（他の利用者にやらせる）。 など **④　高齢者の意欲や自立心を低下させる行為** ・トイレを使用できるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視しておむつを使う。 ・自分で食事ができるのに、職員の都合を優先し、本人の意思や状態を無視して食事の全介助をする。 など **⑤　心理的に高齢者を不当に孤立させる行為** ・本人の家族に伝えてほしいという訴えを理由なく無視して伝えない。 ・理由もなく住所録を取り上げるなど、外部との連絡を遮断する。 ・面会者が訪れても、本人の意思や状態を無視して面会させない。 など **⑥　その他** ・車椅子での移動介助の際に、速いスピードで走らせ恐怖感を与える。 ・自分の信仰している宗教に加入するよう強制する。 ・入所者の顔に落書きをして、それをカメラ等で撮影し他の職員に見せる。 ・本人の意思に反した異性介助を繰り返す。 ・浴室脱衣所で、異性の利用者を一緒に着替えさせたりする。 など
ⅳ　性的虐待	**○　本人への性的な行為の強要又は性的羞恥心を催すあらゆる形態の行為。** ・性器等に接触したり、キス、性的行為を強要する。 ・性的な話しを強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる）。 ・わいせつな映像や写真を見せる。 ・本人を裸にする、又はわいせつな行為をさせ、映像や写真に撮る。撮影したものを他人に見せる。 ・排せつや着替えの介助がしやすいという目的で、下（上）半身を裸にしたり、下着のままで放置する。 ・人前で排せつをさせたり、おむつ交換をしたりする。またその場面を見せないための配慮をしない。 など

区分	具体的な例
v　経済的虐待	○ **本人の合意なしに（※2）、又は、判断能力の減退に乗じ、本人の金銭や財産を本人以外のために消費すること。あるいは、本人の生活に必要な金銭の使用や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限すること。** ・事業所に金銭を寄付・贈与するよう強要する。 ・金銭・財産等の着服・窃盗等（高齢者のお金を盗む、無断で使う、処分する、無断流用する、おつりを渡さない）。 ・立場を利用して、「お金を貸してほしい」と頼み、借りる。 ・日常的に使用するお金を不当に制限する、生活に必要なお金を渡さない。 など

（※１）身体的虐待における暴力的行為とは、刑法上の「暴行」と同様、高齢者の身体に接触しなくても、高齢者に向かって危険な行為や身体に何らかの影響を与える行為があれば、身体的虐待と判断することができます。
「暴行とは人に向かって不法なる物理的勢力を発揮することで、その物理的力が人の身体に接触することは必要でない。例えば、人に向かって石を投げ又は棒を打ち下せば、仮に石や棒が相手方の身体に触れないでも暴行罪は成立する」（東京高裁判決昭和 25 年６月 10 日）。

（※２）本人の合意の有無については、認知症などで金銭管理状況や使途について理解の上で同意する能力がない場合や、養護者又は親族との関係性・従属性や従来の世帯の状況から、異議を言えず半ば強要されている場合等がありますので、慎重な判断が必要です。

参考：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き，2012, p5-7. を基に作成。

３）身体的拘束等に対する考え方

「身体拘束とは、本人の行動の自由を制限すること」[*1] です。本人以外の者が本人の行動を制限することは、当然してはならないことです。

介護保険法及び老人福祉法に基づいた施設等では、「当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない」[*2] と定義しており、身体的拘束等を原則禁止しています。

養介護施設従事者等や養護者等からの身体的拘束等は、本人の権利を侵害し、生命、健康、生活が損なわれるような状態に置くことであり、許されるものではありません。

＊１引用：厚生労働省老健局「介護施設・事業所等で働く方々への身体拘束廃止・防止の手引き」令和７年３月，ｐ５．
＊２参考：厚生労働省老健局「有料老人ホームの設置運営標準指導指針について」（令和６年５月 23 日老発 0523 第１号）
「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年３月 31 日厚生省令第 39 号）

身体的拘束等の具体例として、次のような行為があげられますが、これらの 11 項目はあくまでも例示であり、他にも身体的拘束等に該当する行為があることに注意する必要があります。

身体的拘束等の具体例

①ひとり歩きしないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
②転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
③自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
④点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
⑤点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、又は皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
⑥車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Ｙ字型抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
⑦立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
⑧脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
⑨他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに体幹や四肢をひも等で縛る。
⑩行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
⑪自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議，身体拘束ゼロへの手引き（一部改変），2001, p. 7.

身体的拘束等は、医療や介護の現場では援助技術の一つとして安全を確保する観点からやむを得ないものとして行われてきた経緯がありますが、これらの行為は、高齢者に不安や怒り、屈辱、あきらめといった大きな精神的な苦痛を与えるとともに、関節の拘縮や筋力の低下など高齢者の身体的な機能をも奪ってしまう危険性もあることに加え、拘束されている高齢者を見た家族にも混乱や苦悩、後悔を与えている実態があります。

拘束が拘束を生む「悪循環」

身体拘束による「悪循環」を認識する必要がある。認知症があり体力も低下している高齢者を拘束すれば、ますます体力は衰え、認知症が進む。その結果、せん妄や転倒などの二次的、三次的な障害が生じ、その対応のためにさらに拘束を必要とする状況が生み出されるのである。

最初は「一時的」として始めた身体拘束が、時間の経過とともに、「常時」の拘束となってしまい、そして、場合によっては身体機能の低下とともに高齢者の死期を早める結果にもつながりかねない。

身体拘束の廃止は、この「悪循環」を、高齢者の自立促進を図る「よい循環」に変えることを意味しているのである。

出典：厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議，身体拘束ゼロへの手引き（一部改変），2001，p. 7.

「緊急やむを得ない場合」とは、あくまで当該入所者 （利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護する場合に限られ、介護職員等の従業者の不足等、介護保険施設等の側の理由は排除されています。本人以外の者が本人に対して、非常に強い権限を行使する重みを理解し、本人の尊厳を守るために、「適正な手続き」を極めて慎重に行い、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合等に直ちに解除する必要があります*。

*参考;厚生労働省老健局総務課介護保険指導室「介護保険施設等運営指導マニュアル」（令和６年７月 30 日老発 0730 第１号）.

緊急やむを得ない場合の「適正な手続き」には、本人等のアセスメントを十分に行い、施設・事業所の組織及び本人・家族・関係者などで、切迫性、非代替性、一時性の三つの要件を満たすかどうか等を慎重に協議し、本人や家族に対して、身体的拘束等の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得る努力が求められます。そして、緊急やむを得ない場合の要件に該当しなくなった場合等には直ちに解除する必要があります。直ちに解除するには、一時的に解除して、本人の状態を観察し、身体的拘束等の継続が本当に必要なのか、常に観察、再検討を行っていく必要があります。これらの手続きについては、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、２年間保存することが必要です。

「緊急やむを得ない場合」に検討する三要件（全て満たすことが必要）

- ○ **切迫性** ：本人又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ○ **非代替性**：身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないこと
- ○ **一時性** ：身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

緊急やむを得ない場合の身体的拘束等について、本人や家族へ説明し、十分な理解を得ることは、単に同意書があればよいことではなく、家族の希望があれば身体的拘束等を行うことができるということでもありません。あくまでも、「緊急やむを得ない」場合であることの客観的な判断が必要であり、しかも慎重かつ十分な手続きのもとでなされる必要があります。緊急やむを得ない場合の身体的拘束等を行った場合においては、速やかに解除に向けて取り組む必要があります。

これらの「緊急やむを得ない場合」の「適正な手続き」を経ていない身体的拘束等は、原則として高齢者虐待に該当する行為と考えられます。

令和６（2024）年度の介護報酬改定に伴う基準省令改正にて、身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、これまで規定のなかった訪問・通所系サービスにも、入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者（利用者）の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することの規定を設け、全ての介護サービス事業者において、身体的拘束等は原則として禁止しました。

身体的拘束等に関する運営基準等（指定介護老人福祉施設の場合）

○ 厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 95 号）

「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第 11 条第５項及び第６項又は第 42 条第７項及び第８項に規定する基準に適合していること。」

○ 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年３月 31 日厚生省令第 39 号）

（指定介護福祉施設サービスの取扱方針）

第 11 条　指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行わなければならない。

１～３（略）

４　指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスの提供に当たっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

５　指定介護老人福祉施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

６　指定介護老人福祉施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

二　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

三　介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

※　第 11 条第６項第４号から第６号については、介護老人保健施設、介護医療院、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護についても同様の内容である。

○　指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について（平成 12 年 3 月 17 日老企第 43 号）

第四　運営に関する基準

１～９（略）

10　指定介護福祉施設サービスの取扱方針

⑵　　（略）

⑵　同条第四項及び第五項は、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならず、緊急やむを得ない場合に身体的拘束等を行う場合にあっても、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこととしたものである。

また、緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の三つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこととし、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。

なお、基準省令第三十七条第二項の規定に基づき、当該記録は、二年間保存しなければならない。

⑶～⑸　（略）

また、施設系・居住系に加え短期入所系・多機能系サービスにも身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施（以下、「身体的拘束等の適正化のための措置」という。）措置を講じることとしました。当該措置は、身体的拘束等を行っていなくても講じることが義務付けられています。

なお、身体的拘束等を行う場合におけるその態様及び時間、その際の入所者（利用者）又は他の入所者（利用者）等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない理由の記録がない場合、又は身体的拘束等の適正化のための措置が講じられていない場合に基本報酬を減算する身体拘束廃止未実施減算を導入しています。

身体拘束廃止未実施減算について

■　施設系サービス、居住系サービス（平成 30 年度介護報酬改定にて減算率の見直し）

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の 100 分の 10 に相当する単位数を所定単位数から減算する。

■　短期入所系サービス、多機能系サービス（令和６年度介護報酬改定にて新設）

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、所定単位数の 100 分の１に相当する単位数を所定単位数から減算する。その際、令和７年３月まで、１年間の経過措置期間を設けることとする。

（参考）身体的拘束等の適正化のための措置

①　身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録すること。

②　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を３月に１回以上に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

③　身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

④　従業者に対し、身体的拘束等の適正化ための研修を定期的に実施すること。

２　高齢者虐待等の防止に向けた基本的視点

２．１　　高齢者虐待対応の目的

高齢者虐待防止法第１条に示されているとおり、高齢者虐待対応の目的は、高齢者の権利利益の擁護に資することを、高齢者虐待の防止とともに、高齢者虐待の早期発見・早期対応の施策を、国及び地方公共団体の公的責任のもとで促進することです。

２．２　高齢者虐待対応の基本的な視点

１）高齢者の意思の尊重

高齢者虐待対応においても、高齢者の意思を尊重した対応が重要です。特に、虐待を受けている高齢者の多くは、自由に意思表示ができる状況にない場合が多いため、安心して自由な意思表示ができるための丁寧な意思決定支援が必要です。虐待対応の目標は、高齢者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した生活を送ることができるように支援することであるため、高齢者の生命に関わる場合など緊急性が高い事案については高齢者の安全確保を優先します。

２）高齢者の安全確保の優先、権利利益を守る迅速な対応

高齢者虐待に関する通報等の中には、高齢者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。

入院や措置入所などの緊急保護措置が必要な場合には、養護者との信頼関係を築くことができない場合であっても高齢者の安全確保を最優先する必要があります。

その場合、養護者に対しては関係者からのアプローチや仲介によって信頼関係を構築することや支援を行うなど、時間をかけた対応が必要となることもあります。

また、高齢者が分離を望んでいなくても、高齢者の生命・身体の保護のために必要があれば、やむを得ない事由による措置等を行うことを躊躇すべきではありません。この場合、高齢者に対し、現在の虐待が生じている客観的状況を丁寧に説明することで、高齢者に保護の必要性の理解を促します。判断能力が低下している場合においても、高齢者が理解できるよう促すことが必要です。

３）組織的な対応

地方公共団体においては、高齢者虐待の事案に対しては、担当職員一人の判断で行うことを避け、組織的な対応を行うことが必要です。

相談・通報、届出を受けた職員は、早急に高齢者虐待担当の管理職やそれに準ずる者などに相談し、相談等の内容、状況から緊急性を判断するとともに、高齢者の安全や事実確認の方法、援助の方向などについて組織的に判断していく必要があります。

特に、高齢者の安全や事実確認のための調査では、担当職員一人への過度な負担を避け、また客観性を確保するなどの視点から、複数の職員で対応することを原則とします。

４）虐待を未然に防止することから高齢者の生活が安定するまでの継続的な支援

高齢者虐待対応においては、高齢者に対する虐待を未然に防止することから、虐待を受けた高齢者が安定した生活を送れるようになるまでの各段階において、高齢者の権利擁護を理念とする継続的な支援体制が必要です。

５）虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

高齢者虐待の問題では、虐待を未然に防止することが最も重要な課題です。そのためには、家庭内における権利意識の啓発、認知症等に対する正しい理解や介護の知識の周知などのほか、介護保険制度等の利用促進などによる養護者の負担軽減策などが有効です。

また、近隣との付き合いがなく孤立している高齢者がいる世帯などに対し、関係者による働きかけを通じてリスクを低減させるなど、高齢者虐待を未然に防ぐための積極的な取組が重要となります。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づく対応状況等に関する調査」（以下「法に基づく対応状況等調査」という。）では、養介護施設従事者等における高齢者虐待の主な発生要因が「教育・知識・介護技術等に関する問題」となっており、高齢者虐待防止や認知症ケアに対する理解を高める研修の実施を促すなど、管理者と職員が一体となった組織的な取組を推進していくことが重要です。

６）虐待の早期発見・早期対応

高齢者虐待への対応は、問題が深刻化する前に発見し、高齢者や養護者、家族に対する支援を開始することが重要です。民生委員や自治会、町内会等の地域組織との協力連携、地域住民への高齢者虐待に関する普及啓発、保健医療福祉関係機関等との連携体制の構築などによって、仮に虐待が起きても早期に発見し、対応できる仕組みを整えることが必要です。

法に基づく対応状況等調査結果からも、養護者による虐待の通報者として多いのが介護支援専門員（ケアマネジャー）であること、また、介護保険サービスを利用している場合は虐待の深刻度が低い傾向があることから、適切な介護保険サービスの利用を促し、介護サービス事業者等と連携していくことも重要です。

また、自宅や介護施設等から怒鳴り声や泣き声が聞こえる、服が汚れている、お風呂に入っている様子がないなどの情報、施設に設置された相談窓口に寄せられた情報等を活用した取組が、早期発見等につながります。

７）高齢者とともに養護者を支援する

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止を目的に、養護者に対して、相談、指導及び助言を行うとともに、養護者の負担軽減のため、養護者に対して必要な措置を講ずるとされています（高齢者虐待防止法第６条、第 14 条）。虐待の解消と高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けて、養護者への支援を適切に行うことが求められます。

ア．高齢者と養護者の利害対立への配慮

虐待対応においては、同じ職員が高齢者、養護者への支援を行った場合、それぞれの利害が対立して、根本的な問題の解決ができなくなる可能性があります。このため、高齢者への支援と養護者への支援は、それぞれ別の職員が分担して行う等、チームとして対応する必要があります。

イ．虐待の発生要因と関連する課題への支援

家庭内における高齢者虐待は、様々な要因によって引き起こされます。養護者が障害や疾患、介護負担や生活上の課題を抱えており、それが虐待の要因になっているにもかかわらず必要な支援に結びついていないような場合には、それらの要因を一つ一つ分析し、養護者に対して適切な支援を行うことで、虐待を解消し、再発防止・未然防止することにつながります。

ウ．養護者支援機関へのつなぎ

養護者が虐待発生の要因と直接関係しない疾患や障害、生活上の課題を抱えている場合や、虐待が解消した後に養護者が引き続きこれらの課題を抱えている場合は、適切な機関につなぎ、支援が開始されるよう働きかけを行うことが重要です。

養護者支援は、虐待の未然防止、虐待の解消へつながる対応です。在宅で養護者による虐待が起きる場合には、虐待している養護者を加害者として捉えてしまいがちですが、養護者自身が何らかの支援（介護疲れ、経済的な問題、障害・疾病など）を必要としている場合も少なくありません。また、家族、親族間の関係性、家族親族の状況や経済状況、医療的課題、近隣との関係など様々な問題・課題が虐待の背景にあることを理解しておく必要があります。

高齢者虐待の問題を高齢者や養護者のみの問題として捉えるのではなく、家庭全体の状況からその家庭が抱えている問題を理解し、高齢者や養護者、家族、親族に対する支援を行うことが必要です。

８）関係機関の連携・協力によるチーム対応

高齢者虐待の発生には、家庭内での長年の経緯に基づく人間関係や介護疲れ、金銭的要因など様々な要因が影響しており、支援に当たっては、高齢者や養護者の生活を支援するための様々な制度や知識が必要となります。そのため、発生予防から通報等による事実確認、高齢者の生活の安定に向けた支援にいたる各段階において、複数の関係者（介護保険、高齢者福祉、障害福祉、医療、生活保護の担当部局等）が連携を取りながら高齢者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして虐待事案に対応することが必要です。

２．３　留意事項

その１　虐待に対する「自覚」は問わない

高齢者や養護者、養介護施設従事者等の虐待に対する自覚の有無にかかわらず、客観的に高齢者の権利が侵害されていると確認できる場合には、虐待の疑いがあると考えて対応すべきです。

その２　常に迅速な対応を意識する

高齢者虐待の問題は、発生から時間が経過するにしたがって虐待が深刻化することが予想されるため、通報や届出がなされた場合には迅速な対応が必要です。また、虐待は夜間や休日も発生するものであるため、地域で夜間や休日においても相談・通報、届出や緊急の保護に対応できるようにし、住民等の関係者に周知する必要があります。

その３　関係機関と連携して援助する

複合的な問題を抱える事例に対しては、市町村が主体となり、庁内の関係部署との連携及び問題への対応機能を有した機関との連携が不可欠です。「事実確認」、「緊急時の対応」など、警察、消防、救急、医療機関、金融機関等との連携が必要になることがあります。

その４　適切に権限を行使する

高齢者虐待防止法では、虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第 20 条の３に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第10条の４第１項若しくは第11条第１項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第 32 条の規定により審判の請求をすることを規定しています（高齢者虐待防止法第９条第２項）。

高齢者の安全を最優先に考え、必要がある場合には、適切に行政権限を行使することが必要です。そのためには、組織内での実施ルールの確定、予算措置、実践事例の収集や蓄積、研修など、実施を想定した体制を構築することが望まれます。

その５　記録を残す

虐待対応では、虐待の根拠となる客観的な情報を収集する必要があります。発言内容や状態・行動・態度など見聞きした内容をありのまま記録するとともに、確認した日時や場所，担当者を明確に記載します。記録者の感情や主観を入れず、事実をそのまま記録することが重要です。

高齢者虐待の対応に関する会議や当事者とのやり取りは全て記録に残し、適宜、組織的に対応状況を共有する必要があります。対応如何によっては、個人の生命に関わる事態に発展する可能性もあるため、対応の決定に当たっては、一職員ではなく組織としての実施を徹底させることが重要です。

記録を残し、説明責任を果たすことは、事後検証や権限行使等を伴う虐待対応において欠かすことはできません。

３　高齢者虐待の防止等に対する各主体の責務等

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、国及び地方公共団体、国民、高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある団体及び従事者等に対する責務が規定されています（同法第３条～第５条）。

３．１　国及び地方公共団体の責務

国及び地方公共団体は、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援を行うため、以下の責務が規定されています。

◇高齢者虐待防止法に規定する国及び地方公共団体の役割◇

■体制整備に関する項目
①関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（第３条第１項）
②専門的な人材の確保及び資質向上を図るための関係機関職員への研修等必要な措置（第３条第２項）
③高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等の広報、啓発活動（第３条第３項）
④成年後見制度周知のための措置、成年後見制度利用に係る経済的負担軽減のための措置（第 28 条）

国及び地方公共団体は、成年後見制度の周知及び利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講じ、成年後見制度が広く利用されるようにしなければならないと規定（高齢者虐待防止法第28条）されるとともに、老人福祉法第 32 条では、成年後見制度の市町村長申立てを適切に行うことを規定しています（同法第９条第２項、第 27 条第２項）。

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、社会の喫緊の課題であり、成年後見制度の利用の促進に関する法律（以下「成年後見制度利用促進法」という。）第４条及び第５条において、国及び地方公共団体の責務として、成年後見制度の利用の促進に関する施策を策定し実施することが規定されているとともに、「第二期成年後見制度利用促進基本計画」において、全国どの地域においても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、低所得者の高齢者・障害者に対する申立て費用や報酬を助成するための成年後見制度利用支援事業を適切に実施する必要がある旨が記載されています。

また、都道府県と市町村は、介護保険法第116条第１項に基づき、「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針」に則して、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定めることとなっており、同指針においては、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画策定のための基本的事項に「高齢者虐待防止に向けた体制整備の強化」を規定するとともに、市町村介護保険事業計画の任意記載事項として「高齢者虐待防止対策の推進」について規定し、高齢者虐待防止に向けた体制整備に関する計画策定の重要性を示しています。

国及び地方公共団体は、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援を推進すると同時に、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援

を充実させるために、高齢者虐待防止法と成年後見制度利用促進法や介護保険法等の法律で規定された責務等に基づき、様々な計画と連動し、一体的かつ計画的に行うことが重要です。

なお、各主体の責務等を養護者、養介護施設従事者等による虐待別にスキームとして簡潔にまとめると以下のようになります。

◇養護者、養介護施設従事者等による高齢者虐待のスキーム◇

<table>
<tr><th>養護者による高齢者虐待</th><th>養介護施設従事者等による高齢者虐待</th></tr>
<tr><td>［市町村の責務］
相談・通報受理、居室確保、養護者の支援

［都道府県の責務］
市町村の施策への援助等</td><td>［市町村の責務］
相談・通報受理、老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使

［都道府県の責務］
老人福祉法・介護保険法に基づく適切な権限を行使、措置等の公表

［設置者等の責務］
当該施設等における高齢者に対する虐待防止等のための措置を実施</td></tr>
<tr><td>虐待発見 → 通報 → 市町村
①事実確認（立入調査）
②措置（やむを得ない事由による措置、面会制限）
③成年後見人の市町村長申立</td><td>虐待発見 → 通報 → 市町村 → 報告 → 都道府県
①事実確認
②老人福祉法、介護保険法の規定による権限の適切な行使
①監督権限の適切な行使
②措置等の公表</td></tr>
</table>

３．２　国の役割

国は、高齢者虐待の事例分析を行い、虐待への適切な対応方法や養護の方法、その他必要な事項についての調査研究を行うこととされています（高齢者虐待防止法第 26 条）。

また、高齢者の尊厳の保持の視点に立ち、高齢者虐待の防止及び虐待を受けた高齢者の救済、権利擁護の推進等に向けた事業を実施するとともに、虐待の再発防止策や効果的な体制整備に資するための調査研究を実施しています。

１）法に基づく対応状況等調査

国（厚生労働省）においては、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の相談・通報件数及び虐待判断件数等の実態や虐待に対する対応状況等を把握するために、毎年、「法に基づく対応状況等調査」を実施しており、その結果を厚生労働省ホームページにて公表しています。

また、毎年、この法に基づく対応状況等調査の結果を踏まえ、「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査」の結果及び高齢者虐待の状況等を踏まえた対応の強化について」（厚生労働省老健局長通知）を発出し、地方公共団体等における高齢者虐待に対する対応の強化等を図っています。

２）高齢者権利擁護等推進事業

国（厚生労働省）においては、高齢者の尊厳の保持の視点に立ち、高齢者虐待の防止を図り、高齢者の権利擁護を推進するために、「高齢者権利擁護等推進事業」を実施しています。

【事業主体】都道府県
【補助率】1/2

ア．【未然防止】のための支援
① 地域住民向けのシンポジウム等の開催
② 地域住民向けリーフレット等の作成
③ 養護者による虐待等（セルフ・ネグレクト含む）につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣 (※)

イ．【早期発見、迅速かつ適切な対応（悪化防止）】のための支援
① 身体拘束ゼロ作戦推進会議の開催
② 施設長等を対象とした権利擁護推進員養成研修
③ 看護職員研修
④ 市町村職員等の対応力強化研修 (※)
⑤ 権利擁護相談窓口の設置 (※)
⑥ ネットワーク構築等支援 (※)

ウ．【再発防止】のための支援
① 虐待対応実務者会議等の設置 (※)
② 虐待の再発防止・未然防止策等検証会議
③ 市町村等の指導等体制強化

高齢者権利擁護等推進事業の実施に役立つ資源（高齢者虐待対応専門職チーム）

公益社団法人日本社会福祉士会及び日本弁護士連合会では、両者が連携して虐待対応専門職チームの活動を実施しており、専門的判断を要する虐待事案に対して、法律、福祉の両面から市町村や都道府県に有効なサポート（虐待の有無や緊急性の判断等を行う会議、事例検討会、情報交換会等への出席及び助言）を提供しています。

ついては、高齢者権利擁護等推進事業における次の事業（※の事業）等を実施する際に連携、活用先として検討してください。

・権利擁護相談窓口の設置
・市町村職員等の対応力強化研修
・虐待対応実務者会議等の設置
・ネットワーク構築等支援
・養護者による虐待等につながる可能性のある困難事例での専門職の派遣

３）老人保健健康増進等事業

国（厚生労働省）において、高齢者虐待の未然防止や再発防止等に資することを目的に、老人保健健康増進等事業を活用し、個別事案の検証よる再発防止策への反映や、地方公共団体における、より効果的な体制整備のあり方等について調査研究を実施しており、その結果を厚生労働省ホームページにて公表しています。

これまでの主な調査研究事業

ア．個別事例検証

・高齢者虐待における死亡・重篤事案等にかかる個別事例検証による虐待の再発防止策への反映についての調査研究事業（令和４年３月）
・高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業（令和３年３月）
・高齢者虐待における重篤事案等にかかる個別事例についての調査研究事業（平成 30 年３月）

イ．施設・事業所等による体制整備

・介護施設・事業所等における身体拘束廃止・防止の取組推進に向けた調査研究事業報告書（令和６年３月）
・介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止のための体制整備の状況等に関する調査研究事業（令和４年３月）
・介護施設における効果的な虐待防止研修に関する調査研究（令和３年３月）

ウ．自治体による体制整備の検証

・高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業（令和６年３月）
・自治体による高齢者虐待対応の標準化及び体制整備に資する AI 等の活用に関する調査研究事業（令和６年３月）
・自治体による高齢者虐待防止に資する計画策定と評価等に関する経年的調査研究事業（令和５年３月）

３．３　都道府県の役割

１）高齢者虐待防止法に規定する都道府県の責務と役割

高齢者虐待防止法において、都道府県の責務と役割は以下のように規定されています（努力義務の記載も含む）。

◇高齢者虐待防止法に規定する都道府県の役割◇

■体制整備に関する項目（再掲）
①関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（第３条第１項）
②専門的な人材の確保及び資質向上を図るための関係機関職員への研修等必要な措置（第３条第２項）
③高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等の広報、啓発活動（第３条第３項）
④成年後見制度周知のための措置、成年後見制度利用に係る経済的負担軽減のための措置（第 28 条）

■養護者による高齢者虐待について（第 19 条）
①市町村が行う措置の実施に関し、市町村間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助
②必要があると認められるとき、市町村に対して必要な助言

■養介護施設従事者等による高齢者虐待について
①高齢者虐待の報告を受けた場合の守秘義務（第 23 条）
②高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（第 24 条）
③養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、対応措置等の公表（第 25 条）

２）求められる体制の整備

ア．市町村の虐待対応を支援する体制の整備

都道府県は、市町村が行う措置の実施に関し、市町村相互間の連絡調整、市町村に対する情報の提供その他必要な援助を行うことが規定されています（高齢者虐待防止法第 19 条第１項）。

高齢者権利擁護等推進事業等の活用により、市町村に対して積極的に支援する必要があります。

① 高齢者虐待対応担当部署の設置と周知

都道府県は、市町村と緊密に連携・協働しながら対応を行う必要があります。市町村からの各種相談や情報提供依頼などに迅速に対応することや、各種調整を行うなどにより市町村の高齢者虐待対応を支援するため、都道府県においても養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の担当部署を設置するとともに、管内市町村や庁内関係部署、関係機関に周知することが必要です。

② 市町村に対する専門的な相談支援体制

養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の相談・通報を受け付けたことがない、虐待の判断をしたことがない等、虐待事案が発生した際に何をすればよいか、どのような判

断が適切であるかなど、十分な対応ができない市町村も見受けられることから、都道府県による市町村への支援が必要です。

都道府県による市町村支援としては、「高齢者等権利擁護等推進事業」の「市町村への支援」を活用し、市町村が虐待対応を行う中で判断や対処方法に困難が生じた感じた際に相談に応じ、専門職による相談の機会を設けるなど、積極的に市町村の高齢者虐待対応を支援することが考えられます。

③ 庁内の関係部署等との連携・協働体制

高齢者虐待に関する情報は、都道府県の担当部署や関連部署に相談や苦情という形で寄せられることもあるため、担当部署へ速やかに連絡が入るよう連携体制を整備しておくことが重要です。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の場合、通報等を市町村が受理した後、指定権者である都道府県が市町村と協働で当該養介護施設等に対し、指導監査等の実施が必要となることから、市町村と都道府県が速やかに対応できる体制が必要です。

特に、高齢者虐待防止法担当部署、介護保険施設・事業所の運営指導・監査担当部署、老人福祉法を所管する部署などが分かれている場合、各担当部署との連携・協働は必須であることから、部署間で十分な協力・協働体制を構築しておく必要があります。

なお、より適切な虐待対応を図る等のためには、管内の政令市・中核市における虐待対応担当部署と都道府県の連携も必要です。

④ 高齢者虐待対応のマニュアル、帳票の整備

都道府県が庁内他部署や市町村と組織的に高齢者虐待対応を行うには、マニュアル等を整備することが重要です。マニュアル等を整備することで、組織として虐待対応を行う根拠や目的、方法を明確にすることができます。また、帳票類は、通報等の受付時や事実確認事前準備の際の確認漏れの防止や、虐待対応の標準化を図るためにも必要なものです。

⑤ 関係機関との連携体制

高齢者の生活に関する様々な関係機関に対しても、高齢者虐待が疑われる相談や苦情等が寄せられます。特に、国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）や運営適正化委員会、法務局、警察、医療機関などに高齢者虐待が疑われる相談等が寄せられた際には、都道府県担当部署又は市町村担当部署に速やかに連絡を行うよう要請しておくことも重要です。

また、市町村から通報等が寄せられた養介護施設等に関する情報照会がなされた際には、国保連合会や運営適正化委員会から速やかに情報提供が行われるよう、連携体制を構築しておくことが望まれます。

⑥ 居室確保のための支援

高齢者虐待防止法では、市町村がやむを得ない事由による措置等を適用して高齢者を分離保護するために、必要な居室を確保するための措置を講ずるよう規定しています（高齢者虐待防止法第 10 条）。なお、養護者だけでなく養介護施設従事者等による高齢者虐待においても高齢者を分離保護する必要性が発生する場合があります。

⑦ 複数の保険者が関係する場合の広域調整

高齢者の居住地と住所地が異なる場合、高齢者の保険者が養介護施設等の所在する市町村と異なる場合、養介護施設従事者等による高齢者虐待において高齢者が複数おり、保険者が複数にわたる場合等があります。

このような場合は、市町村が中心に対応することになりますが、高齢者の保険者である市町村からの情報提供や高齢者への対応（保護先確保等）に関して市町村間で認識や対応が異なり、調整が必要となる場合も考えられます。

よって、複数の保険者が関係する場合は、都道府県が調整役として適切に関与する必要があります。

イ．専門的人材の育成

① 市町村職員及び地域包括支援センター職員等への研修

高齢者虐待防止法では、市町村に対して、職務に携わる専門的人材の確保に努めることを規定している（高齢者虐待防止法第３条第２項）ことから、都道府県は、全ての市町村等が適切な虐待対応を行うことができるよう、市町村等を対象とした研修を実施し、人材の育成に向けた支援を行うことが期待されます。

② 養介護施設従事者等に対する研修

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、養介護施設等の経営者・管理者及び従事する職員一人ひとりが高齢者の権利や高齢者虐待に関する正確な知識を持ち、適切な方法によって介護サービスを高齢者に提供できる技術を身につけることが必要となります。そのためには、職場全体で高齢者の権利を守り虐待を未然に防止するための意識や取組を継続させることが重要です。

また、令和３年度の基準省令改正においては、全ての介護サービス施設・事業者について、利用者の人権の擁護、虐待の未然防止の観点から、高齢者虐待防止措置を３年間の経過措置を設けて義務化し、有料老人ホームの運営指導指針にも高齢者虐待防止措置について規定したことから、養介護施設従事者等に対する研修等の体制を整備し、継続的に実施する必要があります。

都道府県は、「高齢者権利擁護等推進事業」の研修講師を養成するための研修や、委員会の設置、指針の整備、研修の実施等に係る指導等のための専門職の派遣等を活用して、養介護施設従事者等に対して高齢者の権利擁護の重要性や高齢者虐待の未然防止のために必要な取組など先進的な取組事例なども含めた研修機会を設け、高齢者虐待防止の取組を促すことが求められます。

③ 対応事例の検証

高齢者虐待対応の質の向上を図るためには、事例検証を行うことが効果的であることから、市町村職員向けの研修等においては、管内市町村で行われた高齢者虐待の対応事例を紹介し、対応ポイントの助言をするなど、市町村における対応力強化や虐待の未然防止を促すことが望まれます。

なお、対応事例の検証に当たっては、下記調査研究事業等も参考としてください。

令和３年度老人保健健康増進等事業「高齢者虐待における死亡・重篤事案等にかかる個別事例検証による虐待の再発防止策についての調査研究事業　『高齢者虐待に伴う死亡事案等検証の手引き』」（令和４年３月、社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター）

３．４　　市町村の役割

１）高齢者虐待防止法に規定する市町村の責務と役割

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の迅速かつ適切な保護及び適切な養護者に対する支援、養介護施設等の運営適正化について、市町村が責任を持つ役割を担うことが規定されています。

高齢者虐待への対応は第一義的に市町村担当部署が実施し、市町村の役割として規定されている項目は、以下のとおりです。なお、養介護施設従事者等による高齢者虐待については、都道府県が当該施設等に対する老人福祉法又は介護保険法に規定する権限を有する場合、通報を受付けた施設所在地の市町村と都道府県が協議し、役割分担を行いながら虐待対応を行います。

◇高齢者虐待防止法に規定する市町村の役割◇

■体制整備に関する項目（再掲）
①関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の連携強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備（第３条第１項）
②専門的な人材の確保及び資質向上を図るための関係機関職員への研修等必要な措置（第３条第２項）
③高齢者虐待に係る通報義務、人権侵犯事件に係る救済制度等の広報、啓発活動（第３条第３項）
④成年後見制度周知のための措置、成年後見制度利用に係る経済的負担軽減のための措置（第 28 条）

■養護者による高齢者虐待について
①高齢者や養護者に対する相談、指導、助言（第６条）
②通報を受けた場合、速やかな高齢者の安全確認、通報等に係る事実確認、高齢者虐待対応協力者と対応について協議（第９条第１項）
③老人福祉法に規定する措置及びそのための居室の確保、成年後見制度利用開始に関する審判の請求（第９条第２項、第 10 条）
④立入調査の実施（第 11 条）
⑤立入調査の際の警察署長に対する援助要請（第 12 条）
⑥老人福祉法に規定する措置が採られた高齢者に対する養護者の面会の制限（第 13 条）
⑦養護者に対する負担軽減のための相談、指導及び助言その他必要な措置（第 14 条）
⑧専門的に従事する職員の確保（第 15 条）
⑨関係機関、民間団体等との連携協力体制の整備（第 16 条）
⑩対応窓口、高齢者虐待対応協力者の名称の周知（第 18 条）

■養介護施設従事者等による高齢者虐待について
①対応窓口の周知（第 21 条第５項、第 18 条）
②通報を受けた場合の事実確認等
③養介護施設従事者等による高齢者虐待に係る事項の都道府県への報告（第 22 条）
④高齢者虐待の防止及び被害高齢者の保護を図るための老人福祉法又は介護保険法に規定する権限の適切な行使（第 24 条）

■財産上の不当取引による被害防止（第 27 条）
①養護者、親族又は養介護施設従事者等以外の第三者による財産上の不当取引の被害に関する相談の受付、関係部局・機関の紹介
②財産上の不当取引の被害を受け、又は受けるおそれのある高齢者に係る審判の請求

２）求められる体制の整備

ア．通報・届出受理窓口の設置、周知及び時間外対応

高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者は、速やかに市町村に通報することが定められています（高齢者虐待防止法第７条第１項、第２項、第 21 条第１項～第３項）。

高齢者虐待に関する通報・届出の受理窓口は、端的にわかる名称を用いて、住民や関係機関に対して、その名称や連絡先を周知しなければなりません。また、休日・夜間の対応窓口についても併せて周知することが必要です（高齢者虐待防止法第 18 条、第 21 条第５項）。

高齢者虐待対応部署・窓口の周知事項（例）

高齢者虐待に関する相談は下記まで
【平日】
○○市役所　□□課　△△係　　TEL　○○○－○○○○
○○市高齢者虐待防止センター　　TEL　△△△－△△△△
【休日・夜間】
○○市役所　□□課　△△係　　TEL　○○○－△△□□（夜間）

なお、通報等の受理窓口を周知する際には、自治体職員には守秘義務があり、通報者の個人情報が漏れることはないことを併せて周知することも必要です。

養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等が地域包括支援センターに寄せられた際には、地域包括支援センターは市町村担当部署へ通報します。

イ．連携協力体制の整備

①　庁内関係部署との連携

高齢者虐待対応においては、他部署に寄せられた通報等の内容を担当部署へ引き継ぐなど、庁内関係部署との連携が不可欠であり、養護者による高齢者虐待においては、高齢者や養護者等への支援に当たり障害福祉担当や精神保健福祉担当、ＤＶ防止担当、消費生活相談担当など様々な部署との連携が必要となることも少なくありません。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待においては、老人福祉法担当部署や介護保険法所管部署と連携しながら協働で対応する必要があります。ついては、高齢者虐待事案への対応に当たり、事前に庁内関係部署との間で具体的な連携方法等について協議しておき、事案発生時の迅速な対応に向け、備えることが必要です。

なお、虐待対応時における高齢者の個人情報の取扱いについては**「第Ⅰ章　４高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について」**を参照してください。

②　都道府県との連携・協働

主に養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応においては、老人福祉法や介護保険法に規定される養介護施設等や社会福祉法人、医療法人に対して指導監督権限を有する都道府県との連携・協働が非常に重要です。

都道府県が当該養介護施設等に実施した指導監査結果や苦情等情報の提供、事実確認の実施や高齢者の保護、虐待の有無の判断、指導内容や改善計画内容の検討など、虐待対応の一連の場面で都道府県と市町村間で役割分担を行うなど、協働で実施する必要があります。そのため、通報等が寄せられた際には迅速に対応できる連携・協働体制を整備しておくことが必要です。

③ 国保連合会、運営適正化委員会、法務局、警察との連携

高齢者虐待に関する情報は、通報や届出のみでなく、相談や苦情として関係機関に寄せられる場合も少なくありません。

特に、養介護施設等のサービスに関する苦情等に関して独自の調査・指導権限を有する機関として、国保連合会や運営適正化委員会があります。また、法務局では人権相談等を通じて、高齢者虐待等の人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じています。さらに、警察による捜査が行われる場合もありますが、これらの機関は、それぞれの法令の根拠に基づいて調査等を行うこととなります。

市町村は、これらの機関に対して、高齢者虐待防止ネットワークへの参加の呼び掛けや、高齢者虐待が疑われる相談等が寄せられた場合には、担当部署への情報提供を依頼し、可能な限り連携・協働に努めることも必要です。

④ 専門機関等との連携

確認された行為が虐待に該当するかどうかを判断する際や、その後の対応を検討する際には、法律専門職や医療従事者、介護サービスや人権擁護に詳しい専門職や学識経験者などによる専門的な知見やアドバイスが必要となることがあります。

各種判断や具体的な対応方法について、各分野の専門家から有効なアドバイスが得られるよう、市町村は関係機関との連携を深めておくことが必要であり、この専門機関との連携を構築するに当たっては、都道府県が実施主体である「高齢者権利擁護等推進事業」の「市町村への支援」を活用することが可能です。

ウ．組織決定を行う合議・協議の場の設定

高齢者虐待対応においては、必要となる対応や、その判断根拠を組織的に合議によって決定する必要があることから、市町村内の関係部署（養介護施設従事者等による高齢者虐待では都道府県も含む）との協議の場を設定する必要があります。特に、「事実確認の準備段階」、「虐待の有無の判断」、「緊急性の判断」、「深刻度の判断」、「老人福祉法や介護保険法に基づく権限の行使」、「虐待対応の終結」については市町村担当部署の管理職が出席する会議において、必要な情報をもとに、適切な判断を行うことが求められます。なお、協議を行う中で判断に迷う際には、専門職等から助言を受けられる環境を整備しておくことも重要です。

また、適切な判断を行い、対応の全体状況や推移を把握するためにも、必ず記録を残すことが必要です。相談受付票や事実確認報告書など判断の根拠を示す書類や、協議の場において対応を決定するまでの議論の過程を記す会議記録（議事録）などを併用することで、市町村が実施した対応や、その判断根拠について説明が可能となります。

エ．高齢者虐待対応の措置要綱やマニュアル、帳票類の整備

市町村や都道府県が組織的に高齢者虐待に対応するには、措置要綱やマニュアル等を整備することが重要です。マニュアル等を整備することで、担当部署や担当職員の業務を明確に規定することができ、組織として虐待対応を行う根拠や目的、方法を明確にすることができます。また、市町村と都道府県担当部署や関係部署間で要綱等を共同で作成することで、それぞれの主体に求められる役割について共通認識を持つことができ、対応の標準化を図ることが可能となります。さらに、帳票類は、通報等の受付時や事実確認事前準備の際の確認漏れを防いだり、担当者によって確認内容に差が出ることを防ぐなど、虐待対応の標準化を図るためにも必要なものです。

オ．専門的人材の育成

① 庁内関連部署職員への周知

高齢者虐待が疑われる相談・通報、苦情等は、庁内の関連部署に寄せられることもあります。

その際に、確認事項や相談者等への対応が部署によって異なっていると、重要な情報を聞き漏らしたり、場合によっては相談者等の信頼を失い、高齢者への権利侵害が放置されるおそれもあります。

市町村の担当部署は、関係部署の職員が高齢者虐待に関する知識を共有できる機会を設けることや、高齢者虐待が疑われる相談等が寄せられた場合の確認事項、相談者等への対応方法などを周知しておくことが望まれます。

② 対応事例の検証

高齢者虐待対応として行われた判断や対応内容について、後日、検証や振り返りを行うことは、市町村の対応スキルや、リスクマネジメントの向上につながると考えられます。なお、行政の担当部署が実際に対応した事例をもとに、弁護士、社会福祉士等に助言者として参画を求め、事例の振り返りや再発防止等の検証を行っている市町村もあります。

対応事例の検証に当たっては、下記調査研究事業等も参考としてください。

令和３年度老人保健健康増進等事業「高齢者虐待における死亡・重篤事案等にかかる個別事例検証による虐待の再発防止策についての調査研究事業　『高齢者虐待に伴う死亡事案等検証の手引き』」（令和４年３月、社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター）

③ 養介護施設従事者等に対する研修

養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び身体的拘束等の適正化を図るためには、養介護施設等の経営者・管理者及び従事する職員一人ひとりが、高齢者の権利や身体的拘束等を含めた高齢者虐待に関する正確な知識を持ち、適切な方法によって高齢者に介護サービスを提供できる技術を身につけるとともに、虐待を未然に防止するための意識や取組を継続させることが重要です。

令和６年度の基準省令改正により、全ての介護サービス施設・事業者の高齢者虐待防止措置を義務付けるとともに、同年度の介護報酬改定において、当該措置を講じていない場合に、基本報酬を減算する高齢者虐待防止措置未実施減算*を導入しました。

（*）居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く

高齢者虐待防止措置未実施減算について

■　虐待の発生又はその再発を防止するための措置（高齢者虐待防止措置）が講じられていない場合に、基本報酬を減算（所定単位数の 100 分の１に相当する単位数を減算）する。

※居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く。福祉用具貸与については、３年間（令和９年３月まで）の経過措置期間を設ける。

（参考）高齢者虐待防止措置

① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
② 虐待の防止のための指針を整備すること。
③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

高齢者虐待防止措置を講じるにあたり、小規模事業所等単独では十分な研修等の実施が困難な場合もあると考えられることから、必要に応じて市町村が外部研修機会を設けるなどの支援を行うことも有効です。このような外部研修の機会は、養介護施設等の従事者等が自らの施設・事業所のあり方を振り返る契機にすることができます。

なお、研修等は、高齢者虐待防止検討委員会と身体的拘束等適正化検討委員会を一体的に行うことが可能ですが、高齢者虐待は、身体的拘束等に関わるものだけではないこと、緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束等は虐待とはいえない一方で、別途適正な手続きを経る必要があることなどから、両者のいずれの側からみても不足のない研修内容にすることが必要です。

カ．関連制度の要綱整備、予算化

高齢者虐待対応においては、虐待を受けた高齢者に対してやむを得ない事由による措置等を適用し、一時保護を図ることが必要となる場合があります。

また、高齢者虐待防止法第 27 条第２項に定められているように、認知症高齢者等が経済的虐待や消費者被害を受けている場合などには、成年後見制度利用のための支援や必要に応じて、市町村長申立てを行い、高齢者の権利擁護を図ることが必要です。

高齢者虐待対応の場面で、これらの制度を迅速かつ有効に活用して高齢者の権利擁護を図るため、各制度の要綱等を作成し、予算を確保しておく必要があります。

キ．高齢者虐待防止ネットワークの構築

法に基づく対応状況等調査結果において、体制整備を進めている市町村ほど、より多くの相談・通報が寄せられる傾向にあるため、潜在化していた家庭内の虐待等が顕在化しやすい環境になっていると考えられます。これは、高齢者虐待の早期発見・早期対応の観点からも望ましく、市町村の体制整備がこのような効果につながることを理解しておくことが必要です。

市町村は、高齢者虐待の防止や早期発見、虐待を受けた高齢者や養護者に対する適切な支援を行うために、関係機関や民間団体との連携協力体制を整備することが必要です（高齢者虐待防止法第３条第１項、第 16 条）。

具体的には、「高齢者虐待防止ネットワーク」を活用し、養護者及び養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止から個別支援にいたる各段階において関係機関・団体等と連携協力し、虐待防止に資する地域づくりを行っていきます。この「高齢者虐待防止ネットワーク」を構成する者は、高齢者虐待防止法に規定する「高齢者虐待対応協力者」（高齢者虐待防止法第９条）に相当し、事例に応じて対応策を検討し支援を行います。

特に、市町村は、地域包括支援センターの総合相談支援業務における地域におけるネットワーク（効率的・効果的に住民の実態把握を行い、地域から支援を必要とする高齢者を見出し、総合相談につなげるとともに、適切な支援、継続的な見守りを行うための地域における様々な関係者のネットワーク）を活用し、地域の実情に応じて以下の３つの機能からなる「高齢者虐待防止ネットワーク」を構築することが重要です。

①　「早期発見・見守り」機能を担うネットワークの構築

「早期発見・見守り」機能を担うネットワークとは、住民が中心となって虐待の防止、早期発見、見守り機能を担うものです。

近年では、虐待だけでなく高齢者の生活の異変の早期発見・見守りといった広義の意味での「高齢者等の見守りネットワーク」事業が全国的に進んでおり、地域住民、民間事業者、専門機関などの様々な主体が、それぞれの役割分担の下で相互に連携した体制の構築を行っています。重要なのは、「市町村」、「地域包括支援センター」、「地域住民」等が相互に連携することによって、はじめて有効に機能するということです。ネットワークの構成員は、民生委員、社会福祉協議会、人権擁護委員、自治会、老人クラブ、家族会、ＮＰＯ・ボランティア団体となっています。

また、高齢者との普段の関わりや住民の生活に密着した民間事業者（新聞、郵便、宅配、配食など）とのネットワーク協定の締結も増え、多角的な視点からの早期発見・見守りによる効果が期待されています。さらに、孤立しがちな高齢者や家族に対して、見守りを続けることで虐待を防止し、虐待が疑われるような場合でも早期に発見し、その情報を市町村や地域包括支援センターの虐待対応窓口への相談・通報することで、問題の深刻化を防ぎます。

②　「保健医療福祉サービス介入」を円滑に行うネットワークの構築

「保健医療福祉サービス介入」を円滑に行うネットワークとは、介護保険事業者等から構成され、現に発生している高齢者虐待事案にどのように対応するかをチームとして検討し、具体的な支援を行っていくためのネットワークです。

また、日常的に高齢者や養護者、家族等と接する機会が多いため、虐待の疑いや危険性が疑われる場合の早期発見機能としても有効です。

現状のネットワークの構成員としては、介護サービス事業所、居宅介護支援事業所、医療機関、保健センターの順に多くなっています。しかし、保健医療福祉サービス介入ネットワークとして特化した形ではなく、地域ケア会議や日常業務における連携等が当ネットワークとしての機能を担っているケースが多いです。

※地域ケア会議と個々の虐待事案に対応するためのコアメンバー会議等は異なるものであり、法令上も運用上も別に開催する必要があります。しかし、虐待対応に必要とされる地域のネットワークづくり、虐待対応における地域の問題・課題の把握やその解決方法の検討などは地域ケア会議によって行うことができます。なお、参加者の便宜を図るため、地域ケア会議の後に（あるいは前に）コアメンバー会議を設定し、必要なメンバーだけが参加して開催するのであれば問題ありません。

③ 「関係専門機関介入支援」を円滑に行うネットワークの構築

「関係専門機関介入支援」を円滑に行うネットワークとは、保健医療福祉分野の通常の相談の範囲を超えた専門的な対応が必要とされる場合に協力を得るためのネットワークです。特に、警察、消防、法律関係者などの専門機関・専門職や、精神保健分野の専門機関等と連携を図る必要があります。

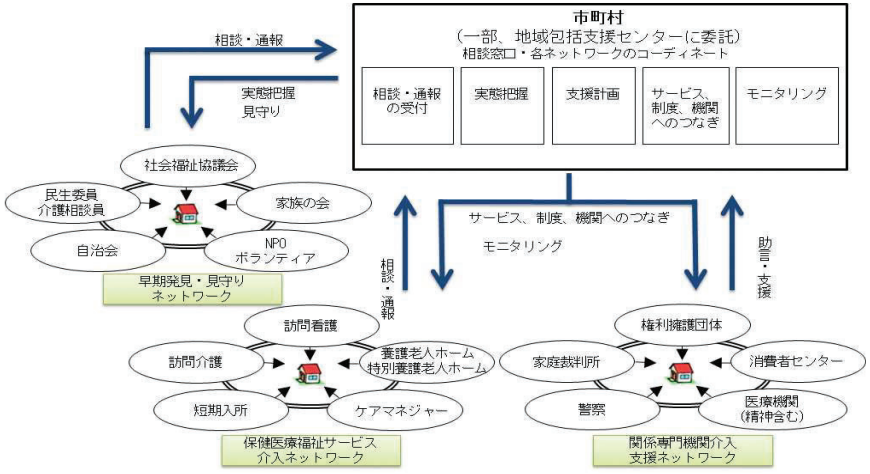
既にネットワークを構築している自治体では、警察、弁護士、保健所、精神科等を含む医療機関、権利擁護団体、消防、消費者センター、精神保健福祉センターなどの参加が多い状況ですが、より複雑で対応が難しいとされる事例も増加しており、生活困窮者自立支援事業相談員、医療介護連携の事業、認知症初期集中支援チーム等を含めたネットワークの構築も進んでいます。

また、近年では、中核機関における地域連携ネットワークや障害者虐待防止ネットワーク、消費者安全確保地域協議会、ＤＶ・要保護児童対策協議会、ひきこもり支援など、権利擁護に関するネットワーク構築に取り組む自治体も増えています。これらのネットワークと積極的に連携を図ることにより、複雑で対応が難しい事案への対応に取り組むことも有効です。

なお、関係専門機関介入支援ネットワークについては、立入調査や緊急の場合の対応などの市町村による権限発動に協力してもらう機関が含まれていること、対象となる機関自体が市町村単位あるいはそれ以上の単位で設けられていることが多いこと等を踏まえれば、市町村が主体となりこれらネットワークを構築し、関係機関の理解・協力を得て、高齢者虐待防止ネットワークの構築をスムーズに進める必要があります。

これら３つの機能が役割を分担し、連携して対応することにより、高齢者虐待の防止や、問題が深刻化する前に高齢者や養護者、家族に対する適切な支援を行うことが可能になると考えられます。

高齢者虐待防止ネットワーク構築例



※委託型の地域包括支援センターについても、市町村と綿密な連携を取り対応することが必要です。

３．５　　国民の責務

国民は、高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するよう努めなければなりません（高齢者虐待防止法第４条）。

また、高齢者虐待防止法では、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、市町村への通報努力義務が規定されており、特に当該高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じている場合は、速やかに、市町村に通報しなければならないとの義務が課されています（高齢者虐待防止法第７条）。

これは、虐待を受けたという明確な根拠がある場合だけでなく、虐待を受けたのではないかと疑いをもつ情報を得た場合にも、早期に通報する必要があることを意味しています。なお、この場合、虐待を受けたと「思われる」とは、一般的に「虐待があったと考えることには合理性がある」という趣旨と解することができます。

また、市町村は、地域住民及び関係機関等に対して通報の努力義務の周知を図り、虐待の早期発見につなげることが重要です。なお、通報等を受理した職員は、通報等をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされており（高齢者虐待防止法第８条）、通報者に関する情報が漏れることはないことも十分に周知します。

３．６　　保健・医療・福祉関係者の責務

高齢者の福祉に業務上又は職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければなりません（高齢者虐待防止法第５条第１項）。

また、国及び地方公共団体が講ずる高齢者虐待の防止のための啓発活動及び高齢者虐待を受けた高齢者の保護のための施策に協力するよう努める必要があります（同条第２項）。

これらの専門職は、高齢者の生活に身近で虐待の徴候などを知りうる立場にあることから、その職務上関わった状況に基づき、虐待のおそれに気がつき、早期に相談・通報につなげていただくことが強く期待されるとともに、市町村が虐待の有無の判断や緊急性の判断を行う際の必要な調査や情報収集における情報提供などの協力が不可欠です。

３．７　　養介護施設等の設置者、養介護事業者の責務

養介護施設の設置者及び養介護事業を行う者は、従事者に対する研修の実施のほか、利用者や家族からの苦情処理体制の整備その他従事者等による高齢者虐待の防止のための措置を講じなければなりません（高齢者虐待防止法第 20 条）。

また、養介護施設従事者等に対しては、養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けたと思われる高齢者を発見した際には、速やかにこれを市町村に通報しなければならないとあり、通報が義務として定められています（高齢者虐待防止法第 21 条第１項）。これは、養介護施設従事者等以外の者に対する通報努力義務（同条第３項）と異なり、養介護施設従事者等には重い責任が課せられていることを意味します。

養介護施設等は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要です。経営者・管理者層は、虐待の未然防止、早期発見に努めるとともに、職員からの報告等により虐待（疑い）を発見した場合は、自ら通報義務を負うことを自覚する必要があります。

１）虐待の未然防止・早期発見に向けた取組の推進（省令改正）

令和６年４月から、全ての介護サービス施設・事業者の運営基準に基づく、高齢者虐待防止措置を義務とし、令和６年度の介護報酬改定において、当該措置を講じていない場合に、基本報酬を減算する高齢者虐待防止措置未実施減算*を導入しました。

*居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く

また、有料老人ホームについても、設置運営標準指導指針に高齢者虐待防止措置について規定しました。

①虐待の防止のための対策を検討する委員会の設置
②虐待の防止のための指針の整備
③介護職員その他の従事者に対する、虐待の防止のための研修の定期的な実施
④虐待の防止のための措置を適切に実施するための担当者を置く

これらの「高齢者虐待防止措置」は、全ての養介護施設事業所の運営規程に定めておかなければならない事項です。

自治体が実施する集団指導や運営指導を通じて、自治体が各養介護施設等に対し自己点検を励行するとともに、養介護施設等は、適切なケアマネジメントやサービス提供、高齢者虐待の防止と早期発見に向けて取組む必要があります。

なお、養介護施設等における高齢者虐待防止措置等の虐待防止に資する体制整備の取組については、下記報告書及び報告書別冊を参照してください。

令和３年度老人保健事業推進費等補助金「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」報告書及び報告書別冊（令和４年３月、社会福祉法人東北福祉会認知症介護研究・研修仙台センター）

２）管理職・職員の研修、資質向上

養介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するためには、ケアの技術や知識が不可欠で、研修によって職員自らが意識を高め、実践につなげることが重要です。養介護施設等は、定期的に高齢者虐待の防止や、身体的拘束等に係る取組の適正化に関する研修の実施やケア技術の向上を目指す研修を実施するとともに、市町村や都道府県における研修等の機会を活用するなど、養介護施設従事者等の資質を向上させるために取り組む必要があります。

また、養介護施設従事者等による高齢者虐待防止には、直接介護サービスに従事しない施設長などの管理職や事務職員なども含め、施設・事業所全体での取組が重要です。具体的な取組の例としては、以下のようなものが挙げられます。

①基準省令等により、頻度・対象等を含めて実施する事が明確に求められている研修（高齢者虐待防止、身体的拘束等の適正化、認知症介護基礎研修等）の実施
②認知症介護その他の介護技術等、サービスの提供の基本となる内容に関する研修の実施及び OJT の充実
③自治体等が開催する高齢者虐待防止・身体的拘束等の適正化等に関する研修等への積極的な参加、認知症介護実践研修等への計画的な職員の派遣

④職員のストレス対策、ハラスメント対策等、職員の負担軽減や、より良い職場づくりに関する研修等の実施

このほか、特に居宅系サービスなど養護者との接点が多い事業所では、養護者による高齢者虐待や、養護・被養護の関係にない高齢者への虐待、セルフ・ネグレクト、消費者被害などの発見・対応等についても研修内容に含めることが望ましいです。

３）開かれた組織運営

養介護施設等が介護サービスを提供する場面では、どうしても外部から閉ざされた環境になりやすく、虐待等が発生しても発見が遅れたり、相談・通報されにくくなる可能性があります。養介護施設等にとってマイナスと思われる事案が発生した場合に、職員等が気付き、迅速に上司等に報告できるような風通しの良い組織運営を図るとともに、第三者である外部の目を積極的に入れることが重要です。

具体的には、福祉サービス第三者評価等の外部評価、情報公表、運営推進会議等の中で、積極的にサービスの運営状況への評価を受け、その内容を活かしていくことが求められます。また、地域住民等との積極的な交流を行う等、外部に開かれた施設となることを促したり、地域支援事業の地域自立生活支援事業における「介護サービス等の質の向上に資する事業」（介護サービス相談員派遣事業）を積極的に活用することで、身体的拘束等の虐待事案の端緒をつかむことも有効です。

なお、「介護サービス等の質の向上に資する事業」の詳細については、「介護サービス相談員派遣等事業の実施について」（平成 18 年５月 24 日老計発 0524 第１号）をご覧ください。

４）苦情処理体制

養介護施設等においては、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならないことが、高齢者虐待防止法第 20 条に虐待防止措置義務として明記されており、基準省令等にも規定しています。

養介護施設等は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとともに、虐待の発生に関する情報把握の端緒にもなり得るとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえたサービスの質の向上に向けた取組を自ら実施するとともに、利用者等に継続して相談窓口の周知を図るなど、適切な苦情処理のための取組の実施が求められます。

５）組織・運営

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員個人の知識や技術、ストレスなどが直接的な要因となって発生している場合も考えられますが、その背景には組織・運営面における課題があると考えることが重要です。

養介護施設等の管理者には、日頃から養介護施設従事者等の状況、職場環境の問題等の把握に努めるとともに、必要に応じ養介護施設等を運営する法人の業務管理責任者に報告し、助言や指導を受けるなどの対応が求められます。

また、管理者自身が、高齢者虐待防止法及び関係省令について理解し、適切な取組を主導していくことが必要であるため、管理者自身の（外部）研修受講等の取組も求められます。そして、内部監査を活用するなどし、虐待を行う職員個人の問題に帰すのではなく、組織の問題として捉え、定期的に業務管理体制についてチェックし、見直すことも重要です。

４　高齢者虐待対応と個人情報保護法の対応について

４．１　はじめに

高齢者虐待対応においては、市町村や地域包括支援センター、関係機関等が、高齢者や養護者等の氏名や住所、病名など、要配慮個人情報を含む個人情報を取り扱う場面が多々あります。また、養介護施設従事者等による虐待の事実確認等の対応においても、調査の迅速性・密行性が求められる中で、養介護施設等、関係機関等と情報の取得や共有を図る必要があります。

４．２　地方自治体の個人情報の取扱い

都道府県・市町村と直営の地域包括支援センターにおいて、虐待の事実確認と対応の事務を行うに当たり、当然に、市町村が業務委託した地域包括支援センターや、市町村内の他の部署間、高齢者虐待防止法第５条で規定されている団体及び関係者、他の地方自治体との間で、迅速に情報の収集を行い、あるいは、情報の提供をする必要があります。これについて、従前は各地方自治体ごとに定める個人情報保護条例等に基づいていましたが、令和５（2023）年の個人情報保護法改正法により、個人情報保護に関する地方自治体の規律も、個人情報保護法第５章によって統一されることになりました（個人情報保護法第２条11項。令和５年４月１日施行）。

具体的には、まず行政機関が個人情報を保有するに当たっては、個人情報保護法第61条第１項の規定に基づき、法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定する必要があります。

> （個人情報の保有の制限等）
> 第六十一条　行政機関等は、個人情報を保有するに当たっては、法令（条例を含む。第六十六条第二項第三号及び第四号、第六十九条第二項第二号及び第三号並びに第四節において同じ。）の定める所掌事務又は業務を遂行するため必要な場合に限り、かつ、その利用目的をできる限り特定しなければならない。

高齢者虐待防止法に基づく事実確認や対応の事務は、高齢者虐待防止法第９条第１項や同法第24条に基づく老人福祉法や介護保険法上の権限行使によるものだけでなく、任意（運営指導を含む）の事実確認や協議によるものも含め「法令（条例を含む）の定める所掌事務又は業務」(※1)に該当しますので、当該事務を遂行するために必要な個人情報は、個人情報保護法第61条第１項に基づき保有することができます。

（※１）各行政機関等の所掌事務又は業務には、当該行政機関等の設置の根拠となる法令において「所掌事務」や「業務の範囲」を定める条文に列挙されている事務又は業務のほか、「権限」を定める条文上で規定されている事務又は業務や、作用法上規定されている事務又は業務が含まれます。また、地方公共団体においては、地方自治法第２条第２項に規定する「地域における事務」もこれに含まれます（個人情報保護委員会事務局，個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け），p.65-66）

その上で、地方自治体が保有する保有個人情報の利用・提供については、法令(※2)に基づく場合を除き、原則として利用目的の範囲内で行うことが求められます（個人情報保護法第69条第１項）。もっとも、利用目的の範囲外で臨時的に利用・提供する場合であっても、個人情報保護法第69条第２項各号に該当する場合には、利用・提供することが可能です。

（※２）個人情報保護法第69条第１項の「法令に基づく場合」とは、第61条１項の「法令に定める事務又は業務」の範囲とは異なり、法令に基づく情報提供が義務付けられている場合のみならず、法令に情報提供の根拠規定がおかれている場合も含むと解されるが、他方で、具体的な情報の利用又は提供に着目せず行政機関等の包括的な権能を定めている規定がある場合に当該規定のみに基づいて行う個人情報の取扱いは、「法令に基づく場合」には当たらない（個人情報保護委員会事務局，個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け），p.101-102）

行政機関等から利用及び提供する場合

> （利用及び提供の制限）
> 第六十九条　行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。
> ２　前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
> 一　本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
> 二　行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
> 三　他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
> 四　前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
> ３　前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
> ４　行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。

そのため、都道府県・市町村と直営の地域包括支援センターが個人情報を取り扱うに当たっては、このような個人情報保護法の規律に従って適切に対応する必要があります。

４．３　民間事業者（市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター、介護保険事業者、医療機関その他の虐待対応協力者）の個人情報の取扱い

市町村が虐待の有無や緊急性の判断を行う上で、医療・福祉等関係者（個人情報取扱事業者）や地域住民からの通報や情報提供が不可欠です。

個人情報保護法令への十分な理解がないと、通報をためらうこと等により、市町村が事実確認や緊急性の判断、対応方針検討のための当該世帯の情報集収について困難が生じ、市町村の虐待有無の判断ができない、的確な対応方針がたてられないなどの問題が生じます。

虐待のおそれのある世帯に関する様々な情報は、極めて秘匿性の高いものであり、関係者・関係機関等にも守秘義務規定がありますので、それを保障することが必要ですが、高齢者の権利と利益、生命、身体又は財産の危険にもかかわる問題であり、情報を適切に集収・共有することに高い優先順位があります。

この趣旨により、高齢者虐待防止法は、国民に通報義務を課し（同法第７条、第 21 条）、市町村に虐待の事実確認のための情報収集権限を付与しており（同法第９条第１項等）、担当課からの照会には、他部署はもちろん、他市町村や他の機関、民間協力団体もこれに協力するよう努める必要があります（同法第５条第２項）。

医療・福祉等関係者や市町村から業務委託を受けた地域包括支援センター（民間事業者）等の個人情報取扱事業者が個人情報を取り扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定し、原則として特定された利用目的の達成に必要な範囲で当該個人情報を取り扱う必要があります（個人情報保護法第 17 条第１項、第 18 条第１項）。

個人情報取扱事業者から提供する場合

（第三者提供の制限）

第二十七条　個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一　法令に基づく場合

二　人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三　公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四　国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六　当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七　当該第三者が学術研究機関等である場合であって、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

２～４　（略）

５　次に掲げる場合において、当該個人データの提供を受ける者は、前各項の規定の適用については、第三者に該当しないものとする。

一　個人情報取扱事業者が利用目的の達成に必要な範囲内において個人データの取扱いの全部又は一部を委託することに伴って当該個人データが提供される場合

二　合併その他の事由による事業の承継に伴って個人データが提供される場合

三　特定の者との間で共同して利用される個人データが当該特定の者に提供される場合であって、その旨並びに共同して利用される個人データの項目、共同して利用する者の範囲、利用する者の利用目的並びに当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置いているとき。

６　（略）

５　高齢者の居住実態と住所地が異なる場合の対応

５．１　高齢者虐待対応を担う市町村

高齢者虐待への対応は、養護者による高齢者虐待、養介護施設従事者等による高齢者虐待ともに、高齢者の居住実態のある自治体が行うことが基本となります。

住民票を移すことなく親族宅等で生活しており、養護者による高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合、あるいは高齢者が住民票を移すことなく他自治体の養介護施設等で生活しており養介護施設従事者等による高齢者虐待が疑われる事案が発生した場合は、高齢者の居住実態のある自治体が通報・届出の受理と事実確認の対応を行います。

対応する自治体では、必要な情報を通報者等から確認するとともに、住民票のある自治体等と連携して高齢者に関する基本情報等を取得することや、通報等が寄せられた事実等を共有し、自治体間で協力して対応できる体制を構築しておくことが必要です。

５．２　権限行使が必要な場合の対応

高齢者虐待に関する事実確認の結果、状況によっては高齢者の保護が必要となり、老人福祉法に規定されているやむを得ない事由による措置等や成年後見制度の市町村長申立てを行う場合もあります。

やむを得ない事由による措置等については、老人福祉法第５条の４第１項において基本的に高齢者が居住する市町村が行うことが定められています。

> 老人福祉法（福祉の措置の実施者）
> 第五条の四　六十五歳以上の者（六十五歳未満の者であって特に必要があると認められるものを含む。以下同じ。）又はその者を現に養護する者（以下「養護者」という。）に対する第十条の四及び第十一条の規定による福祉の措置は、その六十五歳以上の者が居住地を有するときは、その居住地の市町村が、居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでないときは、その現在地の市町村が行うものとする。
> 　ただし、同条第一項第一号若しくは第二号の規定により入所している六十五歳以上の者又は生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十条第一項ただし書の規定により同法第三十八条第二項に規定する救護施設、同条第三項に規定する更生施設若しくは同法第三十条第一項ただし書に規定するその他の適当な施設に入所している六十五歳以上の者については、これらの者が入所前に居住地を有した者であるときは、その居住地の市町村が、これらの者が入所前に居住地を有しないか、又はその居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前におけるこれらの者の所在地の市町村が行うものとする。

一方、成年後見制度の市町村長申立てについては、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和３年 11 月 26 日障障発 1126 第１号障精発 1126 第１号老認発 1126 第２号）では、申立てを行う市町村について下記のように例示されています。高齢者の権利利益を守るため、関係する市町村間での連携強化に努める必要があります。

> 「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」（令和３年 11 月 26 日）
>
> 市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要がある。これらの観点を総合的に踏まえ、住所（住民登録のある場所をいう。以下同じ。）と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては原則として、
>
> ・ 生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。）
> ・ 入所措置の措置権者
> ・ 介護保険の保険者
> ・ 自立支援給付の支給決定市町村
>
> 等となる市町村が行うこと。
> 　ただし、施設入所が長期化し、施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。
> 　また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。
> 　なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

高齢者の住所地と居住地が異なる場合の対応主体

相談・通報・届出を受付け、事実確認等の対応	高齢者が居住する市町村が通報・届出を受付け、事実確認等の対応を行います。 高齢者の住民票所在地市町村は、必要となる各種情報の提供をはじめ、居住市町村と連携協力体制を築きながら、高齢者の安全確保や虐待対応にも協力します。
老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置等	基本的には、高齢者が居住する市町村が対応します。
成年後見制度の市町村長申立て	基本的には、生活保護の実施機関、入所措置の措置権者、介護保険の保険者、自立支援給付の支給決定市町村が実施します。ただし、高齢者が居住する市町村の申立ても認められています。 （関係市町村間で協議し、高齢者の権利利益を守ることが必要）

201

Ⅱ　養護者による虐待への対応

（市町村における業務）

１　組織体制

１．１　組織体制

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、通報・届出の受理、養護者による虐待を受けた高齢者の保護、養護者に対する支援等に関する事務を行う体制を整備する必要があります。その上で、当該事務についての窓口となる部局及び高齢者虐待対応者協力者の名称を明示すること等により、地域住民や関係機関等に周知しなければなりません（高齢者虐待防止法第 18 条）。

市町村は、上記の相談・通報体制を整備するとともに、高齢者虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応、再発防止ができるよう関係機関等との連携協力体制を整備することが重要です。

１）相談・通報・届出受理体制の構築

高齢者虐待防止法では、高齢者虐待及び養護者支援に関する相談の実施、通報・届出の受理、相談者に対する助言・指導等を行う部署を明示し、窓口等を周知させなければならないと定めています（高齢者虐待防止法第 18 条）。この相談・対応窓口は、市町村の他に高齢者虐待対応協力者への委託も可能となっており、地域包括支援センター等でも実施することができます。

また、高齢者虐待に関する通報等は、平日や日中のみに寄せられるとは限らないため、休日・夜間でも迅速かつ適切に対応できる体制（時間外窓口、職員連絡網、夜間対応マニュアル等）を整備することに加え、高齢者への対応が適切に行える体制とする必要があるため、様々な組織との連携も含めて体制整備を検討することが重要です。

２）虐待対応体制の構築

通報等の受理に関し、速やかに事実確認調査や、その後の虐待対応が行える体制を整備するとともに、対応する部署を明確化し、広報やホームページ等で周知することはもとより、虐待対応に専門的に従事する職員を配置することが重要です。

なお、市町村によっては、虐待対応に従事する専任職員の確保が困難な場合もありますが、組織内で連携協力し、通報等を受け付けた場合に当該職員が速やかに事実確認調査を行うことができる体制を整えることが重要です。併せて、面接や調査が複数職員で行えるよう配慮することが重要です。

その上で、虐待に関する判断を組織的に行うための会議のあり方を定め、分離保護等に備えた居室の確保や、成年後見制度の市町村長申立ての担当者との連携など、必要な支援のための体制を構築することが重要です。

さらに、虐待対応体制の構築の一つとして、法に則った適切な対応を管内の関係機関が統一的に行えるよう、本高齢者虐待対応マニュアル等を参考に市町村マニュアルの策定を進めることが必要です。

３）ネットワークの構築

関係機関・団体との連携協力体制の整備に関する、高齢者虐待防止ネットワークの構築については、**「第Ⅰ章　３．４市町村の役割　２）求められる体制の整備」**の内容を参照してください。

４）人材確保及び人材育成

市町村は、養護者による高齢者虐待の防止、養護者による高齢者虐待を受けた高齢者の保護及び養護者に対する支援の業務を適切に実施するため、その業務に専門的に従事する職員を確保できるよう努めなければならないこととされています（高齢者虐待防止法第 15 条）。

ついては、市町村は、的確な援助を行うために必要な事務職、保健師等医療職、社会福祉士等の福祉職、心理職等の職員を確保することが重要です。

また、虐待対応に係る職員の資質の向上を図るため、研修計画に基づく研修の実施や、管理職を含めた職員が研修に参加できる体制を整えることが必要です。

１．２　事務の委託

高齢者虐待防止法では、高齢者や養護者への相談・指導・助言、養護者による高齢者虐待に係る通報・届出の受理、高齢者の安全確認などの事実確認、養護者の負担軽減のための相談・指導・助言その他必要な措置に係る業務の全部又は一部を地域包括支援センターなど高齢者虐待対応協力者のうち適当と認められるものに事務委託することができることとされています（高齢者虐待防止法第 17 条第１項）。

また、養護者、高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の者が不当に財産上の利益を得る目的で高齢者と行う取引による高齢者の被害の相談、関係機関の紹介の実施についても、高齢者虐待対応協力者に事務委託することができるとされています（高齢者虐待防止法第 27 条第１項）。

＜高齢者虐待防止法に定められている委託可能な事務の内容＞

① 高齢者や養護者への相談、指導及び助言（第６条）
② 高齢者虐待に係る通報又は届出の受理（第７条第１項、第２項、第９条第１項）
③ 高齢者の安全確認などの事実の確認のための措置（第９条第１項）
④ 養護者の負担軽減のための措置（第 14 条第１項）
⑤ 財産上の不当取引による被害の相談、関係機関の紹介の実施（第 27 条第１項）

高齢者虐待防止法第 17 条第１項を踏まえて市町村と地域包括支援センターなどとの業務分担を行う場合、立入調査のような行政権限の行使については、事務を委託することが出来ないことに留意し、迅速かつ適切な対応が図られるよう十分配慮した体制作りを図る必要があります。

その際には、個別事案に適切に対応し、また、虐待に対応する仕組みの見直しや、予防策の構築、関係者の資質の向上につなげるため、情報を一元的に集約・管理し、さらに、関係機関にフィードバックする仕組みを作ることにも留意すべきです。

なお、複数の相談等窓口を設ける場合には、寄せられた通報等に関する情報を市町村に集約することが必要であり、そのため窓口間で情報のやりとりに関するルールを作成することが必要です。

市町村が地域包括支援センターに業務を委託した場合の役割の例については、以下のとおりですが、高齢者虐待防止法に規定される一部の業務を地域包括支援センターに委託している場合であっても、業務の責任主体は市町村であることを常に意識する必要があります。

＜市町村が地域包括支援センターに委託した場合の役割の例＞

① **広報、啓発活動**
高齢者虐待に関する知識・理解の啓発、認知症に関する知識や介護方法の周知・啓発、通報（努力義務の周知、相談等窓口・高齢者虐待対応協力者の周知
② **相談・通報・届出への対応**
相談・通報・届出の受付、相談への対応、受付記録の作成
③ **事実確認**
関係機関からの情報収集、訪問調査
④ **対応方針の決定**
個別ケース会議の開催（関係機関の収集）、対応方針等の決定、対応計画の作成
⑤ **支援の実施、モニタリング**
措置後（廃止含）の支援、措置期間中の面会及び制限解除に係る支援、支援実施後のモニタリング
⑥ **その他**
高齢者虐待防止ネットワークの構築・運営、財産上の不当取引による被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

※全ての市町村における業務の指針として示すものではありません。

（参考）地域包括支援センターが行う高齢者虐待防止に資する業務

地域包括支援センターとは、包括的支援事業等を実施し、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の推進を包括的に支援することを目的とする施設で、市町村が設置することができるものとされています（介護保険法第 115 条の 46）。

上記の包括的支援事業は、以下の３つの業務により構成され、それぞれの業務の中で高齢者虐待防止に資する業務も行っています。

１）総合相談支援業務

ア．地域におけるネットワークの構築

支援を対象とする高齢者を発見し、保健・医療・福祉サービスをはじめとする適切な支援へのつなぎ、継続的な見守りを行い、更なる問題の発生を防止するため、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係者のネットワークの構築を行っています。

イ．実態把握

上記のネットワークを活用するほか、様々な社会資源との連携、高齢者への戸別訪問、同居していない家族や近隣住民からの情報収集等により、高齢者や家族の状況等についての実態把握を行っています。

ウ．総合支援

本人、家族、近隣の住民、地域のネットワーク等を通じた様々な相談を受けて、的確な状況把握等を行い、専門的・継続的な関与又は緊急の対応の必要性を判断し、相談内容に即したサービス又は制度に関する情報提供・関係機関の紹介等を行ったり、専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合は、より詳細な情報収集を行い、個別の支援計画を策定したりしています。

２）権利擁護業務

・高齢者虐待への対応

虐待の事例を把握した場合には、高齢者虐待防止法等に基づき、速やかに高齢者を訪問して状況を確認する等、事例に則した適切な対応を行っています。

３）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

・包括的・継続的なケア体制の構築

在宅・施設を通じた地域における包括的・継続的なケアを実施するため、医療機関を含めた関係機関との連携体制を構築し、地域の介護支援専門員と関係機関の間の連携を支援しています。

２　養護者による高齢者虐待対応

高齢者虐待事案に対しては、対応の目的を明確にするとともに、進行状況を見通しながら次の３つの段階に応じて対応をすることが重要です。

１）初動期段階

・初動期段階では、高齢者の生命、身体又は財産の安全確保が目的となります。
・初動期段階とは、高齢者虐待が疑われる相談・通報・届出を受け付けた後、コアメンバー会議で虐待の有無、緊急性及び深刻度の判断を行い、その判断に基づいて作成された対応方針に沿って行われた一連の対応を評価するまでの流れを指します。

２）対応段階

・対応段階では、高齢者の生命、身体又は財産の安全確保を常に意識しながら、虐待の解消と高齢者が安心して生活を送る環境を整えるために必要な対応を行うことが目的となります。
・対応段階とは、虐待があると判断した事案に対して、「情報収集と虐待発生要因・課題の整理→虐待対応方針・計画（案）の作成→虐待対応ケース会議（虐待対応方針・計画案の協議・決定）→対応方針・計画の実施→対応段階の評価会議→（評価の内容に応じて）必要な情報収集と整理→虐待対応方針・計画の見直し～終結」という循環を繰り返す流れを指します。

３）終結段階

・虐待対応の終結は、「虐待が解消されたと確認できること」が最低要件となります。
・同時に、虐待の解消が、高齢者が安心して生活を送ることにつながるのかを見極める必要があります。
・虐待がない状態で、高齢者が安心して地域で暮らすために、権利擁護対応（虐待対応を除く）や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行する必要があります。

出典：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011, p. 36. を基に作成。

養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図）の見方

フロー図では、市町村、地域包括支援センター、関係機関という主体別の対応を示します。

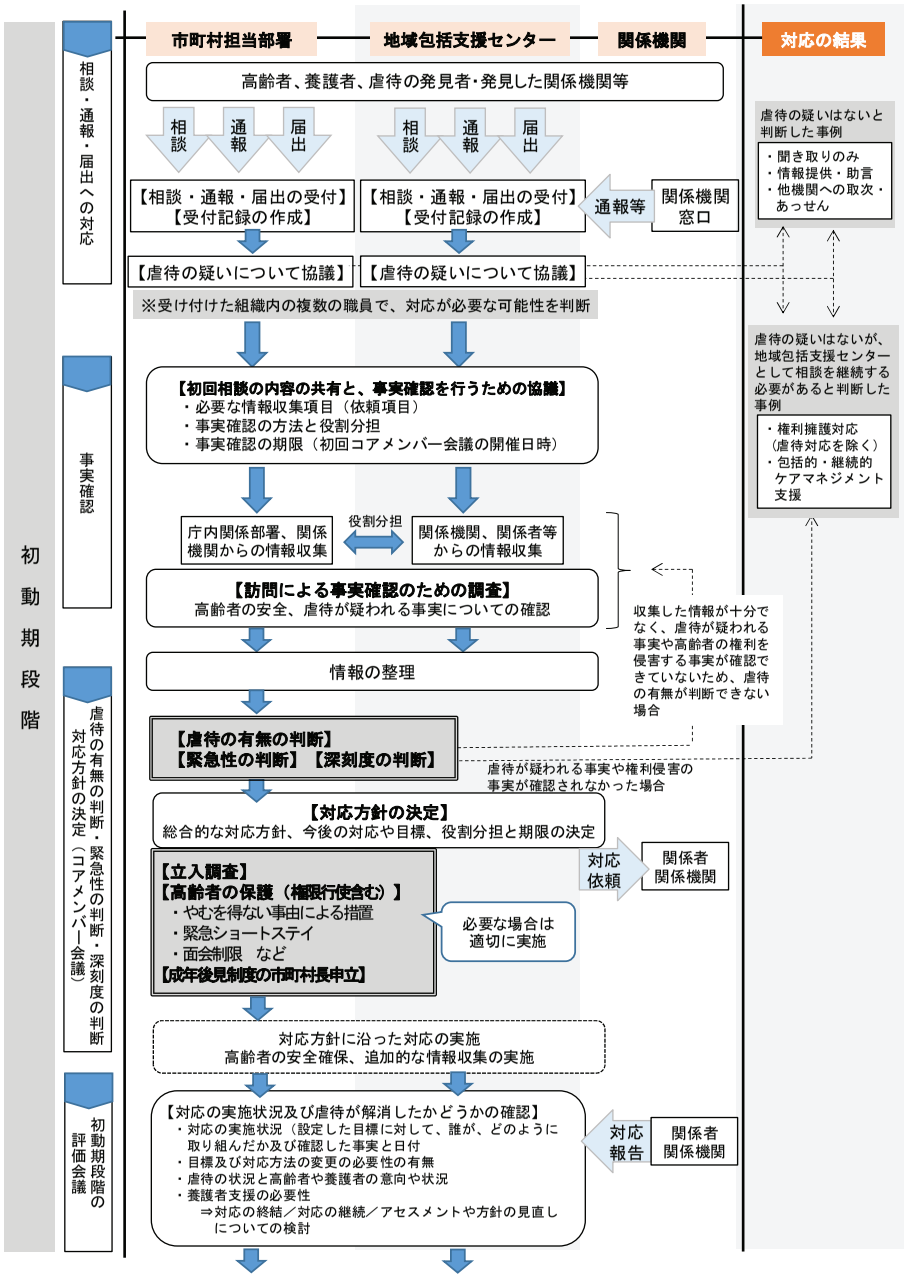
・（例）【相談・通報・届出の受付】【受付記録の作成】：市町村、地域包括支援センター、関係機関が役割を分担して行う対応

・（例）**【訪問調査】高齢者の安全、虐待が疑われる事実についての確認**：市町村、地域包括支援センターが共同で行う対応

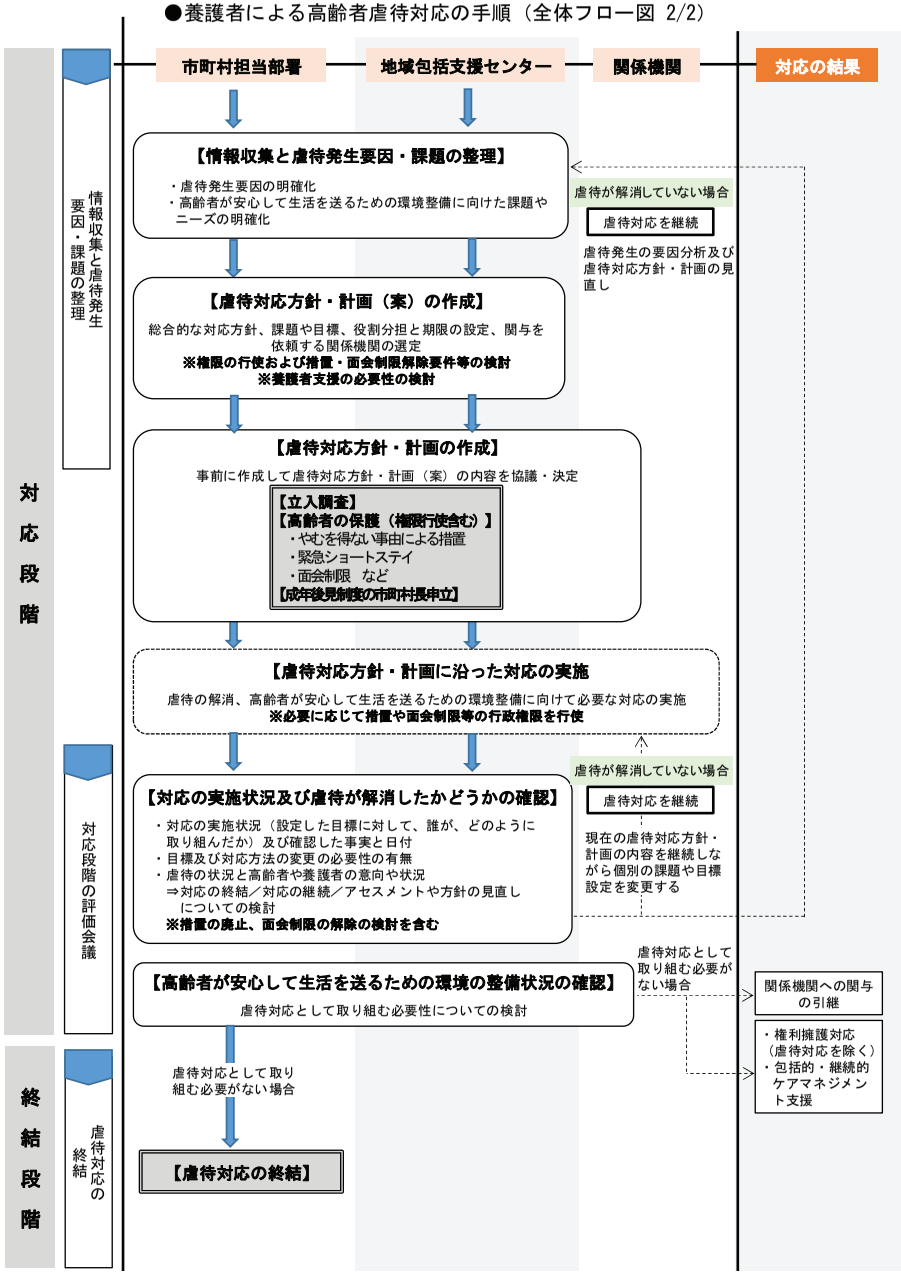
・（例）**【虐待の有無の判断】【緊急性の判断】【深刻度の判断】**：市町村権限及び市町村のみが行う判断実施に関する対応

出典：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011, p. 37. を基に作成。

●養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図 1/2）



●養護者による高齢者虐待対応の手順（全体フロー図 2/2）



出典：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p. 38-39. を基に作成。

２．１　　相談・通報・届出への対応

１）相談・通報等受理後の対応

ア．情報の集約・管理のしくみの整備

高齢者虐待への対応では、統一的な運用ルールを定め、相談・通報等を受理した後、情報収集、訪問調査等による事実確認を行い、速やかに初回のコアメンバー会議を実施し、虐待の有無、緊急性及び深刻度を判断し、当面の虐待対応方針・計画を検討する必要があります。

そのため、情報から対応の一連の流れを記録する帳票類を整備し、運用の管理を行うことが必要であるとともに、これらの情報を集約し、対応する仕組み自体の見直しを行うことも必要です。

共通の書式に基づき、情報の集約・共有を行うことにより、高齢者虐待に対する統一的な観点・基準での判断が可能になるとともに、事案の対応に関わる市町村担当部署と地域包括支援センターが情報を共有することで、より有効な連携につなげることが可能となります。

イ．受付記録の作成

高齢者虐待に関する相談・通報等を受けた職員は、必要な相談内容の項目を正確に聴き取るために、相談受付票を手元に用意し、虐待の状況や高齢者・養護者等の状況、通報者の情報などを聴き取ることが重要です。しかし、様々な事由により、帳票の全ての項目を確認できないことがあるため、随時情報を収集していく必要があります。

ウ．市町村職員等の守秘義務

高齢者虐待防止法では、通報又は届出を受けた市町村等の職員は、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされ、守秘義務が課されています（高齢者虐待防止法第８条）。

また、事務を委託された機関の役員・職員に対しても、委託を受けた事務に関して知り得た秘密及び通報又は届出を受けた場合に、職務上知り得た事項であって当該通報又は届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています（高齢者虐待防止法第 17 条第２項、第３項）。

ついては、具体的な支援に関わる支援者を含め、虐待を受けているおそれがある高齢者や養護者、家族等の情報に関する守秘義務を徹底する対応が必要です。

「虐待」という言葉が用いられないまま、相談が持ち込まれることもあることから、相談を受けた職員は、寄せられた情報から虐待の疑いを見逃さないためにも、共通の書式に基づき、その後の対応を念頭に置いて相談を進める構えが必要です。

通報者が匿名を希望することがありますが、匿名による通報であっても、通報内容を正確に聴く必要があります。なお、通報者が動揺するなどの状況で連絡している場合は、通報者に安心感を与えて落ち着かせることが重要であり、その上で必要な事項を聞き取ります。

※特に初動期の虐待対応においては、緊急的な対応を求められたり、相談時点では生命や身体に危険性が感じられなくとも事態が急変することが十分に予想されます。また、帳票等で緊急的な対応が必要な情報を整理しておき、緊急対応を要する場合には、速やかに事実確認を行い、当面の対応方針と担当職員（複数体制）を決定して初期対応を行います。その後、改めて積極的介入の必要性の判断をコアメンバー会議で検討します。

受け付けた相談・通報等を虐待の通報・届出として捉えるかどうかの判断については、相談を受けた担当者が単独で判断するのではなく、組織として判断することが重要であり、担当者単独での判断は、虐待を見逃すリスクを高める大きな要因となります。

虐待の有無の判断を行うのは市町村であるため、地域包括支援センターにおいて、相談等を受け付けた場合は、速やかに市町村に報告を行い、市町村による判断につなげる必要があります。

利用者基本情報（表面）　例

≪基本情報≫　　作成担当者：

相談日	年　月　日（ ）	来所・電話 その他（　　）	初回 再来（前　／　）
本人の状況	在宅・入院又は入所中（　　）		
フリガナ 本人氏名		男・女	M・T・S　年　月　日生（　）歳
住所			TEL：　（　　） FAX：　（　　）
日常生活自立度	障害高齢者の日常生活自立度	自立・J１・J２・A１・A２・B１・B２・C１・C２	
	認知症高齢者の日常生活自立度	自立・Ⅰ・Ⅱa・Ⅱb・Ⅲa・Ⅲb・Ⅳ・M	
認定情報	非該当・要支援１・要支援２・要介護１・要介護２・要介護３・要介護４・要介護５ 有効期限：　年　月　日～　年　月　日　（前回の介護度　　）		
障害等認定	身障（　　）、療育（　　）、精神（　　）、難病（　　）、・・・（　　）		
本人の住居環境	自宅・借家・一戸建て・集合住宅・自室の有無（　）階、住宅改修の有無		
経済環境	国民年金・厚生年金・障害年金・生活保護・・・・		

来所者（相談者）				家族構成	◎＝本人、○＝女性、□＝男性 ●■＝死亡、☆＝キーパーソン 主介護者に「主」 副介護者に「副」 （同居家族は○で囲む）
住所 連絡先		続柄			
緊急連絡先	氏　名	続柄	住所・連絡先		家族関係等の状況

≪相談内容と対応≫

相談経路	○○からの紹介	
相談内容		
他機関での相談状況		
対応	緊急・通常・継続（　回目）・情報提供のみ・終了	
	支援計画（概要）	
	相談継続	つなぎ先：　担当者： 内容： 日時：　年　月　日（ ）　時／TEL・FAX・MAIL
	相談継続	次回予約日：あり　月　日（ ）　時／・なし　担当：
	モニタリング	不要 必要→　年　月　日頃：確認先〔福祉保健センター〕１～２ヶ月後

利用者基本情報（裏面）　例

≪介護予防に関する事項≫

今までの生活				
現在の生活状況 （どんな暮らしを送っているか）	１日の生活・すごし方			趣味・楽しみ・特技
	時間	本人	介護者・家族	
				友人・地域との関係

≪相談内容と対応≫

年　月　日	病名	医療機関・医師名 （主治医・意見作成者に☆）			経過	治療中の場合は内容
年　月　日				Tel	治療中 経過中 その他	
年　月　日				Tel	治療中 経過中 その他	
年　月　日				Tel	治療中 経過中 その他	
年　月　日				Tel	治療中 経過中 その他	

≪相談内容と対応≫

公的サービス	非公的サービス

地域包括支援センターが行う事業の実施に当たり、利用者の状況を把握する必要があるときは、要介護認定・要支援認定に係る調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見、及び主治医意見書と同様に、利用者基本情報、支援・対応経過シート、アセスメントシート等の個人に関する記録を、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、主治医その他本事業の実施に必要な範囲で関係するものに提示することに同意します

年　月　日　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

※この本人同意の署名欄は、虐待対応以前の総合相談業務において十分な説明の上で行える場合を想定しているものです。当初から虐待対応として本人と関わることになった場合には、本人情報の共有については、個人情報保護法の例外規定に基づき対応しますので、本署名欄を活用する必要はありません。

２．２　事実確認

１）事実確認の必要性

高齢者虐待に関する相談・通報・届出がなされた場合、その内容に関する事実の確認を行う必要があります（高齢者虐待防止法第９条第１項）。

初動期における事実確認においては、高齢者の生命や身体の安全確認や、虐待の有無を判断するために必要な情報を収集することが不可欠です。事実確認を効果的に行うため、市町村担当部署と地域包括支援センターは、あらかじめ、必要な情報収集項目や事実確認の方法と役割分担及び期限について、確認を行う必要があります。

事実確認に当たっては、虐待を受けている高齢者の安全の確認や、現在行われている虐待に関する情報のみならず、将来起こりうる状況を予見しやすく、今後の支援方針を検討する上で必要となる高齢者や養護者等の家族状況についても全体的に把握することが重要です。

２）事実確認の実施方法

事実確認は、以下の方法で行います。各方法における把握・確認すべき項目の例は以下のとおりです。

ア．高齢者や養護者への訪問調査

①虐待の種類や程度

②虐待の事実と経過

③高齢者の安全確認と身体、精神、生活状況等の把握

ⅰ.安全確認・・・関係機関や関係者の協力を得ながら、面会その他の方法で確認する。特に、緊急保護の要否を判断する上で高齢者の心身の状況を直接観察することが有効であるため、基本的には面接によって確認を行う。

ⅱ.身体状況・・・傷害部位及びその状況を具体的に記録する。慢性疾患等の有無や 通院医療機関、介護保険サービス等の利用等、関係機関との連携も図る。

ⅲ.精神状態・・・虐待による精神的な影響が表情や行動に表れている可能性があるため、高齢者の様子を記録する。

ⅳ.生活環境・・・ 高齢者が生活している居室等の生活環境を記録する。

④養護者や同居人に関する情報の把握

・年齢、職業、性格、行動パターン、生活歴、転居歴、虐待行為に関係する情報など

イ．庁内関係部署及び関係機関等（市町村内の他部局、介護支援専門員（ケアマネジャー）、介護保険サービス事業所、民生委員など）からの情報収集

①高齢者と養護者等の関係の把握

ⅰ.法的関係等・・・戸籍謄本による法的関係、住民票による居所、同居家族の把握、所得情報等

ⅱ.人間関係・・・ 高齢者と養護者、家族等の人間関係を全体的に把握（関わり方等）

②民生委員、保健センター、介護サービス事業者、医療機関等の関係機関等からの情報収集

・これまでの生活状況、関係機関等や諸制度の利用状況、通所・通院先での状況等

※なお、高齢者が重傷を負った場合や、高齢者又はその親族が、虐待行為を行っていた養護者等を刑事事件として取り扱うことを望んでいる場合などには、所管の警察との情報交換が必要となる場合も考えられます。

事実確認中に予測されるリスクと対応方法についても事前に協議しておくことが必要です。

３）事実確認に入るまでの期間

高齢者虐待に関する通報等を受けた時は、速やかに、高齢者の安全の確認その他の事実確認のための措置を講ずる必要があります（高齢者虐待防止法第９条第１項）。

事案によっては直ちに安全の確認や緊急措置入所が必要な場合もあると考えられるため、事案にあった対応を図ることが必要です。

また、このような対応は、休日・夜間に関わりなく、できる限り速やかに行うことを原則とします。

４）関係機関等からの情報収集

通報等がなされた高齢者や養護者、家族の状況を確認するため、庁内他部局をはじめ民生委員や医療機関、介護保険サービスを利用している場合には担当介護支援専門員（ケアマネジャー）やサービス事業者など（これらの関係機関等は高齢者虐待防止ネットワークを構成し、「高齢者虐待対応協力者」として位置付けられます。）から、以下の点に留意しながらできる限り多面的な情報を収集します。このとき、情報提供の求めを受けた関係機関等（高齢者虐待対応協力者）は、高齢者虐待防止法第９条第１項に基づいて高齢者等の個人情報を提供することが可能です（個人情報保護法第 27 条第１項第１号、第 69 条第１項等）。

ア．収集する情報の種類等

関係機関等からは、高齢者虐待が疑われる家族に対する援助や介入の必要性を判断するために必要な範囲で情報収集します。その際、個人情報やプライバシーの保護には十分な配慮が必要です。具体的には、次のような情報を関係機関等から収集することが考えられます。

関係機関等から収集する情報の種類等の例

- 家族全員の住民票（同居家族構成の把握）
- 戸籍謄本（家族の法的関係や転居歴等）
- 生活保護の有無（受給していれば、福祉事務所を通じて詳しい生活歴を把握することができ、援助の際に福祉事務所との連携が図れる。）
- 障害部局、保健センター等との関わりの有無、相談歴
- 地域包括支援センター等との関わりの有無、相談歴
- 介護保険サービスを利用している場合は、担当介護支援専門員（ケアマネジャー）や利用している介護サービス事業所からの情報
- 医療機関からの情報（病歴、治療歴、処方状況、主治医からの意見等）
- 警察からの情報（相談歴、保護の情報等）
- 民生委員からの情報（訪問活動の情報、近隣からの情報等）
- 年金情報（年金の種類、年金額、振込口座）

イ．関係機関等から情報収集する際の留意事項

関係機関等から情報を収集する際には、以下の点について留意が必要です。

- 秘密の保持、詳細な情報を入手すること等の理由により、訪問面接を原則とします（緊急時を除く）。
- 関係機関等に訪問して情報を収集する際には、調査項目の漏れを防ぎ、客観性を高め共通認識を持つために、複数職員による同行を原則とします。
- ただし、相手側機関にも守秘義務規定がありますので、それを保障することが必要です。

５）訪問調査

虐待の事実を確認するためには、原則として高齢者の自宅を訪問して高齢者の安全確認や心身の状況、養護者や家族等の状況を把握することが重要です。しかし、訪問による面接調査は、養護者、家族等や高齢者にとって抵抗感が大きいため、調査を拒否するケースもあると考えられます。また、一旦拒否された場合は、その後の支援を受け入れなくなるおそれもあります。さらに、事前に得られた情報から調査員の訪問が受け入れられにくい（信頼関係が築きにくい）ことが予想されるような場合もあります。

このような場合は、高齢者や養護者、家族等と関わりのある機関や知人、近隣住民などの協力を得ながら安否等の確認を行う必要があります。

【訪問調査を行う際の留意事項】

ア．複数の職員による訪問

訪問調査を行う場合には、客観性を高めるため、原則として２人以上の職員で訪問するようにします。

イ．医療職の立ち会い

高齢者は安否確認が優先されるため、保健師等の医療職が面接を行うことが有効です。

ウ．信頼関係の構築

高齢者や養護者と信頼関係の構築を図ることは、その後の支援にも大きく関わる重要な要素であり、別々の対応者が双方との信頼関係の構築に努めます。

当初の事実確認から継続的に関わり、徐々に信頼関係の構築を図ることを意識した上で、行政の担当課、担当職種を検討し、対応していくことが必要です。

初回訪問の時点では、「虐待が行われているか」という事実が判明していない状態であるため、訪問目的としてどのような説明が効果的かということについても事前に十分検討しておく必要があります。例えば、「虐待」という言葉は使わず、健診の案内や高齢者の困りごと相談のお知らせなどといった別の理由を考える工夫も有効です。

出典：社団法人　日本社会福祉士会，市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p.207，p.59.

面接の中で、高齢者や養護者の状態を正確に把握したり、意向を引き出すためには、高齢者や養護者にとって安心・安全な環境を設定すること（聞き取り役を分けること等）が有効です。なお、この場合１人で対応することがないよう留意が必要です。

エ．高齢者、養護者等への十分な説明

訪問調査に当たっては、高齢者や養護者に対して、次の事項等を説明し理解を得ることが必要であり、虐待を行っている養護者等に対しては、訪問調査やその後の援助が養護者や家族等を支援するものでもあることを十分に説明し、理解を得ることが重要です。

- 職務について・・・・・・担当職員の職務と守秘義務に関する説明
- 調査事項について・・・・調査する内容と必要性に関する説明
- 高齢者の権利について・・高齢者の尊厳の保持は基本的人権であり、老人福祉法や介護保険法、高齢者虐待防止法などで保障されており、それを擁護するために市町村がとり得る措置に関する説明

オ．高齢者や養護者の権利、プライバシーへの配慮

調査に当たっては、高齢者や養護者の権利やプライバシーを侵害することがないよう次の事項等に十分な配慮が必要です。

- 身体状況の確認時・・・・心理的負担を取り除き、脱衣により確認する場合は同性職員が対応するなどの配慮
- 養護者への聞き取り・・・第三者のいる場所では行わない。

カ．調査時の柔軟な対応

養護者が援助を求めていたり虐待の程度が軽度の場合には、介護等に関する相談支援として養護者の主訴に沿った受容的な態度で調査を実施することも考えられます。一方で、虐待の程度が重篤で再発の危険性が高く措置入所の必要性がある場合は、養護者の行為を焦点化し、その危険性を伝え、高齢者の安全確保のための方策についての対話が必要となる場面も生じます。その際は、支援の見通しを踏まえたうえで、市町村、関係機関との協議の上で対応することが求められます。

６）介入拒否がある場合の対応

調査や支援に対して、拒否的な態度を取る養護者等へのアプローチは、虐待に関する初期援助の中で最も難しい課題の１つであり、高齢者の安全確認ができない場合は、立入調査の実施も視野に入れながら、様々な関係者との連携協力のもとで対処する必要があります。

養護者等にとって抵抗感の少ない方法を優先的に検討し、それらの方法では困難な場合に立入調査を検討する流れとなります（**「第Ⅱ章　２．４行政権限の行使等　１）立入調査」**を参照）が、緊急な介入が必要となる高齢者の生命や身体に関する危険性が認められる場合は、養護者等の拒否的な態度にかかわらず立入調査を含めて積極的な介入が必要です。

ア．関わりのある機関からのアプローチ

高齢者が介護保険サービス等を利用している場合や、保健センター等において訪問調査等がなされている場合には、介護支援専門員（ケアマネジャー）や介護サービス事業所職員、保健センター職員などから養護者に対して介護負担を軽減するためにショートステイ等の介護保険サービス等が利用できるなどの情報を伝え、養護者の介護負担に対する理解を示すことで、事実確認調査や援助に対する抵抗感を減らすことができると考えられます。

イ．医療機関への一時入院

高齢者に治療の必要な外傷や疾病がある場合や、体力の低下などが疑われる場合は、医師や医療機関に協力を依頼し、検査入院等の措置を取り、次の対応を検討することが有効である場合もあります。また、高齢者と養護者を一時的に分離させることで、養護者等への支援を円滑に進めやすくなる面もあります。

※医療機関への入院の場合、施設への措置入所と異なり、基本的に面会制限の措置は行えません。このため、医療機関と相談し、ナースステーションに近い部屋にする、名札を表示しない等の対応を検討する必要があります。養護者が来院した場合は、市町村虐待担当者あてに連絡をもらう、面会時にはカーテンを開ける等、事案に応じた対応について、病院に協力依頼します。

※高齢者の金銭管理を養護者が行っており、速やかな入院費の支払が困難な状況であれば、世帯分離という形をとり、生活保護の申請を検討することもあります。

ウ．親族、知人、地域関係者等からのアプローチ

養護者と面識のある親族や知人、地域関係者などがいる場合は、それらの人に養護者の相談に乗ってもらいながら、高齢者や養護者等の状況確認や高齢者虐待対応窓口へのつなぎをしてもらうなどの方法も考えられます。

エ．様々な工夫を重ねても、安全を確認することができない場合

様々な工夫を重ねても、高齢者の生命や身体の安全を確認することができない場合は、適切な時期に立入調査の要否を検討することが必要となります。立入調査の要否を判断する根拠として、これまで訪問した日時とその結果の記録が重要となります（例「○月○日○時（訪問者名）、訪問したが、留守で会えず」など）

出典：社団法人　日本社会福祉士会，市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p.64.（エについて）。

介入拒否時の対応のポイント

１　本人や家族の思いを理解・受容する
- 高齢者虐待の問題として家族を批判したり責めたりすることはせず、まずは本人や家族の思いを理解、受容する。家族を追い込まない。
- 「養護者＝加害者」と捉えるのではなく、養護者が抱えている悩みや困惑、疲労について、苦労をねぎらいながら理解を示していく。これまで介護などでがんばってきたことを評価し、ねぎらう。（傾聴、共感）
- 本人や家族の思いを理解・受容することによって信頼関係をつくり、何でも話しやすい関係性に結びつける。

２　名目として他の目的を設定して介入
- 虐待のことで介入すると悟られることのないよう、名目としては違う目的を設定して介入する。たとえば介護保険の認定調査や配食サービス、調査（意識調査など）が考えられる。

３　訪問や声かけによる関係作り
- 定期的に訪問したり、「近くを通りかかったので」といった理由や他の理由を見つけて訪問したり声かけを行う。
- 訪問や声かけを通じて、時間はかかるが細く長くかかわることに配慮する。時に本人に会うことができたり、家族に連絡がとれたり、近隣から情報を聞けることがある。

４　家族の困っていることから、段階をふみながら少しずつ対応の幅を広げる
- いきなり虐待の核心にふれるのではなく、家族の一番困っていることは何かを探り、それに対して支援できることから順に対応していく。例えば介護保険のサービス提供などで家族の介護負担を軽減することから始めるなど。
- 養護者が困っている時が介入のチャンスであり、養護者の困難を支援するという視点でアプローチすることが有効。

５　家族側のキーパーソンの発掘、協力関係の構築
- 本人の意思決定に影響を与えうる人を家族、親族などの中から探し出し、その協力を得て援助を展開する。

６　主たる支援者の見極め
- 主たる支援者と本人・養護者の相性が良くないなどの場合には、主たる支援者を変更したり、他の機関・関係者からアプローチしてもらったりなどの方策をとることも考える。
- 高齢者が医療機関に受診している場合には、医師の説得が効く場合があるため、医師等との連携も視野に入れて対応を図る。

７　緊急性が高い場合は法的根拠により保護
- 緊急性が高いと判断される場合には、法的根拠に基づく支援を行う。

出典：東京都福祉保健局，高齢者虐待防止に向けた体制構築のために 東京都高齢者虐待対応マニュアル，2006，p.89［図表 4-10］を一部改変。

２．３　虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、対応方針の決定

訪問調査等による事実確認によって高齢者や養護者の状況を確認した後、高齢者虐待対応協力者（**「第Ⅰ章　３．４市町村の役割　２）求められる体制の整備」**を参照）と対応について協議することが規定されています（高齢者虐待防止法第９条第１項）。

具体的には、コアメンバー会議において事案に対する協議を行い、対応方針や支援者の役割について決定します。なお、対応方針を検討する際には、虐待の状況に応じて多面的に状況分析を行い、多方面からの支援がなされるよう検討することが必要です。

また、高齢者がどのような支援や生活を望んでいるのか、高齢者の意思を確認し尊重することが重要です。ただし、高齢者の生命や身体にかかわる危険が大きいと判断される場合は、高齢者の自己決定の尊重より、客観的状況から判断される高齢者の安全・安心の確保を優先させる必要がある場合もあります。

＜コアメンバー会議＞
高齢者虐待防止を担当する区市町村管理職及び担当職員と地域包括支援センター職員によって構成され、虐待の有無や緊急性の判断、深刻度の判断、対応方針を市町村の責任において決定する会議。

１）コアメンバー会議の開催

市町村担当部署は、速やかに会議を招集し、事実確認に基づいた情報を共有の上、合議にて意思決定をしていきます。コアメンバー会議において、市町村及び高齢者虐待対応協力者は、第９条第１項に基づいて事実確認に基づいた高齢者等の個人情報（要配慮個人情報を含みます。）を共有することが可能です（個人情報保護法第27条第１項第１号、第69条第１項等）。

状況に応じて立入調査や、やむを得ない事由による措置等の市町村の権限を行使する必要があるため、意思決定者である市町村管理職が会議に参加し、対応が滞ることがないよう留意することが必要です。

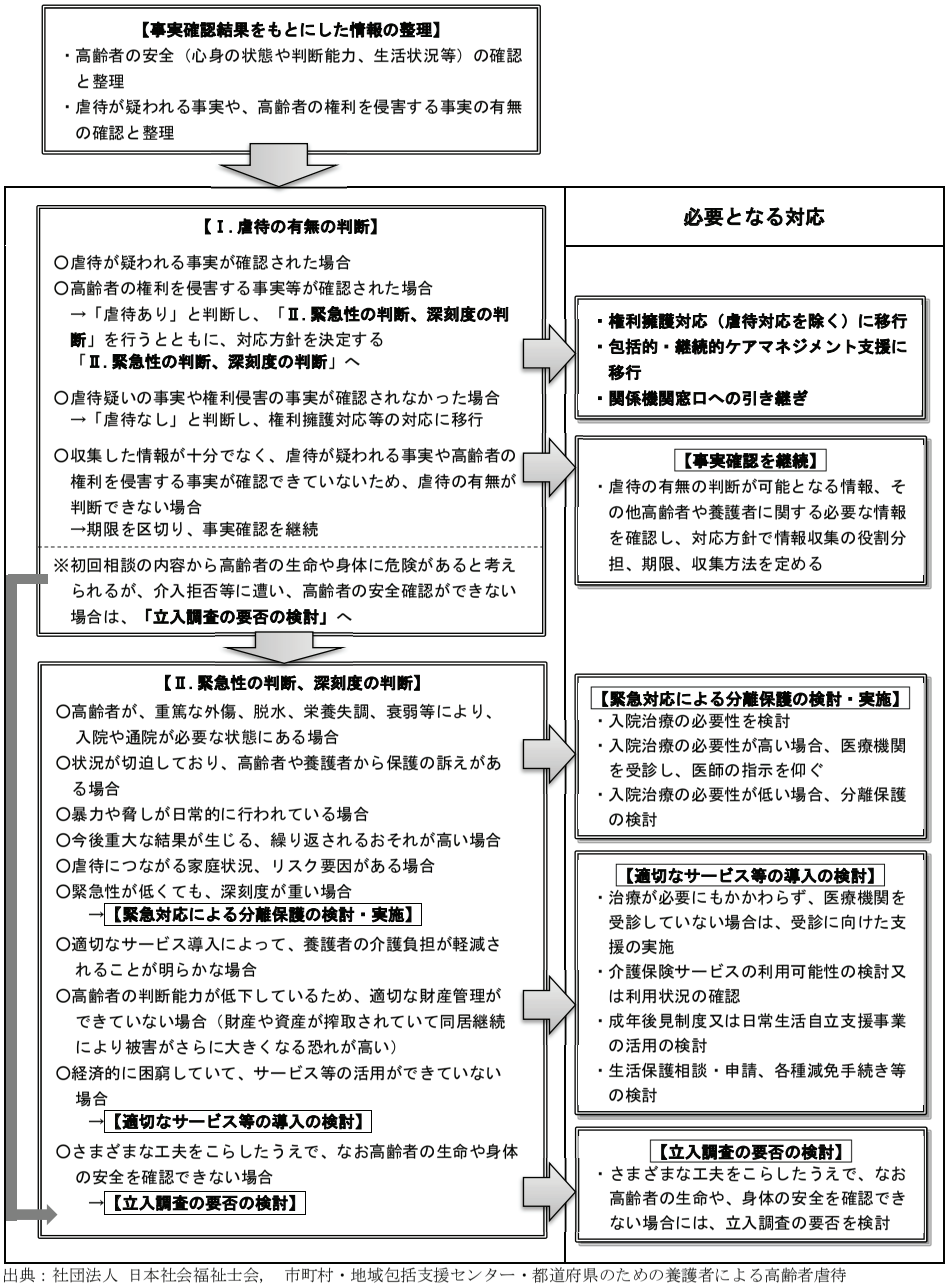
出典：社団法人 日本社会福祉士会，　市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p.67.

コアメンバー会議による協議

○庁内関係部署職員や専門的な助言者の参加要請
○事案のアセスメント
○緊急性の判断
○深刻度の判断
○虐待の有無の判断
○対応方針・計画の協議
○対応内容の協議
○関係機関の役割の明確化
○主担当者の決定
○連絡体制の確認
○会議録、対応計画の作成
○会議録、対応計画の確認

（参加メンバーによる協議）

【参考】コアメンバー会議での協議の流れ



出典：社団法人 日本社会福祉士会，　市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p.69. を基に作成。

２）虐待の有無の判断

コアメンバー会議において、事実確認により収集された情報から虐待の有無を判断します。

虐待の事実はない（虐待が疑われる事実等が確認されなかった）、収集した情報が十分ではなく判断できなかった、虐待の事実が確認された（虐待が疑われる事実が確認された）のいずれかに整理し、虐待の事実が確認された場合、具体的にどの虐待類型に属するのかを確認します（**「第Ⅰ章　養護者による高齢者虐待類型の例」**を参照）。会議にて設定した期限までに判断が出来なかった事案については、事実確認の継続又は立入調査の必要性について判断し、対応します。

出典：社団法人 日本社会福祉士会，　市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p.68.

３）緊急性の判断

虐待の事実が確認された又は虐待が疑われる事実が確認された場合は、緊急性の判断を行うとともに対応方針を決定します。

緊急性の判断は、生命又は身体に危険が生じているおそれがある場合に、入院・入所等の緊急的な分離保護の必要性の検討や、高齢者や養護者の協力拒否などにより事実確認ができない場合に、立入調査の要否等の検討等を行うものです。

緊急性の判断に当たっては、以下の点を参考にしてください。

緊急性が高いと判断できる状況

１　生命が危ぶまれるような状況が確認される、もしくは予測される
- 骨折、頭蓋内出血、重症のやけどなどの深刻な身体的外傷
- 極端な栄養不良、脱水症状
- 「うめき声が聞こえる」などの深刻な状況が予測される情報
- 器物（刃物、食器など）を使った暴力の実施もしくは脅しがあり、エスカレートすると生命の危険性が予測される

２　本人や家族の人格や精神状態に歪みを生じさせている、もしくはそのおそれがある
- 虐待を理由として、本人の人格や精神状態に著しい歪みが生じている
- 家族の間で虐待の連鎖が起こり始めている

３　虐待が恒常化しており、改善の見込みが立たない
- 虐待が恒常的に行われているが、養護者の自覚や改善意欲が見られない
- 養護者の人格や生活態度の偏りや社会不適応行動が強く、介入そのものが困難であったり改善が望めそうにない

４　高齢者が保護を求めている
- 高齢者が明確に保護を求めている

出典：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（東京都）を一部改変

４）深刻度の判断

虐待の深刻度は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示す指標として法に基づく対応状況等調査で利用されている指標です。

深刻度の定義は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度であり、深刻度を判断する時点及び判断者は、相談・通報受理後や事実確認実施後に、緊急性の判断と同様に複数名で組織として検討するものです。また、深刻度の区分は、４（最重度）、３（重度）、２（中度）、１（軽度）の４段階として、虐待の程度（深刻度）計測フローの活用等により判断することとなっています。

深刻度の区分

深刻度区分	説明
1（軽度）	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2（中度）	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3（重度）	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4（最重度）	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

詳細は、下記報告書を参照してください。

出典：令和２年度老人保健事業推進費等補助金「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業」報告書（令和３年３月、公益社団法人 日本社会福祉士会）

５）対応方針の決定

市町村担当部署は、虐待の有無と緊急性の判断を行った結果、虐待有りと判断した事案、事実確認を継続と判断した事案について、必要な対応方針を決定します。

いずれにおいても、初動期の対応方針を決定する上では、「高齢者の生命や身体の安全確保」という目的を明確にした上で、事案の状況に応じて検討することが重要です。

- 虐待の有無の判断により、虐待無しと判断された場合は、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援に移行します。
- 高齢者の生命や身体に重大な危険が生じるおそれがあると判断した場合は、早急に介入する必要があることから、可能な手段から適切なものを選択して介入します。
- 措置が必要と判断した場合は、高齢者への訪問、措置の段取り、関係機関等からの情報収集、他機関との調整など役割を分担し、即時対応します。
- いずれにしても高齢者の安全の確認、保護を優先します。

２．４　行政権限の行使等

１）立入調査

高齢者の生命又は身体に関わる事態が生じているおそれがあるにもかかわらず、調査や介入が困難な場合には、緊急的な対応措置として、行政権限として認められている立入調査の実施について検討する必要があります。

ア．立入調査の法的根拠・要件

高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるときは、市町村長は、担当部局の職員や、直営の地域包括支援センターの職員に、虐待を受けている高齢者の居所に立ち入り、必要な調査や質問をさせることができるとしています（高齢者虐待防止法第 11 条第１項）。立入調査は、高齢者虐待防止法第 17 条に規定する委託事項には含まれないことから、立入調査を行うのは、市町村又は市町村直営の地域包括支援センターに限られます。

この「高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められるとき」の要件は、十分な事実確認ができないことから立入調査の権限を行使するため、これまでの経過や関係機関からの調査の範囲において、要件があるかどうかを判断すれば足りるものであり、重大な危険が生じていることについての明確な根拠までを求めるものではありません。

たとえば、

- 本人の姿が長期にわたって確認できず、従来の受診歴やサービス利用歴から、本人の状態が危惧されるとき
- 過去に虐待歴や虐待対応の経過があるなど、虐待の蓋然性が高いにもかかわらず、養護者が訪問者に本人を会わせないなど非協力的な態度に終始しているとき
- 本人が居室内において物理的、強制的に拘束されていると判断されるような状況下で本人を生活させたり、管理していると判断されるとき

などです。

市町村長は、立入調査の際に必要に応じて適切に、高齢者の住所又は居所の所在地を管轄する警察署長に対し援助を求めることができるとされています（高齢者虐待防止法第 12 条第１項）。

また、正当な理由がなく立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは高齢者に答弁をさせず、若しくは虚偽の答弁をさせた者は、30 万円以下の罰金に処せられることとなっています（高齢者虐待防止法第 30 条）。

イ．立入調査の制約

立入調査には、実施上の制約があることを踏まえた上で、立入調査の要否や方法、警察等関係機関への援助依頼の要否、タイミングや内容等を組織的に判断する必要があります。

例えば、養護者等が立入調査を拒否し施錠してドアを開けない場合、鍵やドアを壊して立ち入ることを可能とする法律の規定がない以上、これをできるとは解されていません。

このように、立入調査の権限を発動しても無条件に居所に立ち入れるわけではなく、あらかじめ立入調査を執行するための準備（例えば、親族や知人・近隣住民等の協力を得て玄関を開けるように説得する、出入りする時間帯をチェックする、ドアを確実に開けてもらうための手段や人物を介在させる等）を綿密に行うことが必要です。

ウ．立入調査の要否の判断

市町村や関係者からのアプローチ、親族・知人・近隣住民等を介することにより養護者や高齢者とコンタクトがとれると判断した場合には、その方法を優先する方が効果的です。しかし、それらの方法でコンタクトする手立てがなく、かつ高齢者の安否が気遣われるような

場合は、立入調査権の発動を検討する必要があります。その際は、タイミングや状況、関係者の協力などを総合的に勘案して決定することが必要となります。

※立入調査は、強制力の行使にあたることから、その要否については、市町村担当部署の管理職が出席する会議で判断することが重要です。要否の判断に当たっては、それまでに様々な手段で高齢者の生命や身体の安全確認を試みたが確認できず、他に手段がないことを、組織内で確認することが必要です。

立入調査の要否を判断するための確認事項の例

① **訪問者**
担当の介護支援専門員や訪問介護員、主治医などへの同行依頼あるいは紹介依頼、担当の民生委員、親交のある親族などへの同行依頼などを工夫したか。

② **訪問場所**
事前の情報収集により、高齢者が介護保険サービスを利用していたり、定期的に医療機関を受診していることが明らかになった場合には、介護保険サービス事業所や医療機関で高齢者から聞き取りを行うなどの、柔軟な対応を行ったか。

③ **訪問日時**
事前の情報収集により、高齢者や養護者が在宅又は不在の日時を確認し、日時を変えながら訪問を重ねる、あるいは近隣の方の協力を得て家の灯りがついたら訪問するなどの工夫をしたか。

※立入調査の要件を満たすためには、上記のような様々な工夫を重ねてもなお、高齢者の生命や身体の安全を確認することができなかった、ということが根拠として確認できることが必要になります。実施した訪問全てについて、訪問日時とその結果を正確に記録に残していく（例「○月○日○時訪問 留守で会えず」）ことが求められます。立入調査が必要と判断される状況の例と照らして、「立入調査の実施」又は「事実確認の継続」について判断を行います。

出典：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p. 117-118.

エ．立入調査の事前準備

立入調査の実施に当たっては、事前に綿密な準備を行う必要があります。

- 立入調査は、実施するタイミングが重要であり、事前に行った訪問調査の結果や高齢者、養護者等の生活状況に関する情報を整理し、関係者の協議に基づく判断が必要になります。
  例）高齢者と養護者が共に在宅しているときに実施する。
  　　養護者が外出しているときに実施する等
- 立入調査の執行について、養護者等には事前に知らせる必要性はありません。
- 立入調査を実施するにあたり、高齢者の状況（例：安全に暮らしている、衰弱している、死亡している等）や養護者等の態度など、様々な状況が予測されます。同行者と役割分担、対応、関係機関との連携などを具体的にシミュレーションしておくことが重要です。
- 同行者と役割分担の確認、確認事項の整理等を行う必要があります。
- 養護者がドアを開けないなど拒否的な場合は、親族や知人・近隣住民等の協力を得て玄関を開けるように説得をしたり、住居への立入りが許されている親族の立ち会いを依頼したり、不測の事態や緊急事態が予測される場合は、あらかじめ警察署長への援助要請を行うことが重要です。

オ．立入調査における関係機関との連携

①警察との連携

高齢者虐待防止法では、警察署長への援助要請等についての規定が設けられており、高齢者の生命又は身体の安全の確保に万全を期する観点から、必要に応じ適切に、援助を求めることができるとされています（高齢者虐待防止法第 12 条第１項）。

立入調査を行う際に、養護者から物理的な抵抗を受けるおそれがあるなど市町村職員だけで職務執行をすることが困難であり、警察の援助が必要である場合は、所轄の警察署長あてに援助依頼書を提出し、状況の説明や立入調査に関する事前協議を行います。

②その他の関係者との連携

養護者に精神的な疾患が疑われる場合は、保健所や保健センター、精神保健福祉センターと連携し、精神保健福祉相談員の同行が考えられます。なお、事前の情報によっては入院を要する事態も想定し、精神保健指定医による診察や入院先の確保などをあらかじめ行っておく必要があります。

養護者や家族と関わりのある親族等に同行や立会いを求めることが有効な場合がありますが、いずれの場合でも事前に周到な打ち合わせを行い、種々の事態を想定した柔軟な役割分担を決めておくことが必要です。

カ．立入調査の執行手順

①立入調査の執行にあたる職員

・予測される事態に備え、複数の職員を選任します。
・立入調査を行う全職員が、身分証明書を携帯します。
・担当職員を基本に、入院等の必要性を的確に判断できる医療職の同行も有効です。
・直営の地域包括支援センターの職員が行う場合は、市町村担当部署の職員も同行するようにします。

②立入調査時の対応と留意点

立入調査は、法律に基づく行政行為であることを説明し、冷静な対応を心がけます。その上で、立入調査の目的や確認したい事項、立入調査権を発動した理由などについて誠意を持って説明します。また、高齢者に対しても訪問した理由を説明し、安心感を与えることが必要です。

③高齢者の生命や身体の安全確認と保護の判断と実行

高齢者の身体的な外傷の有無や程度、健康状態、養護者等に対する態度、脅えの有無などを観察するとともに、同行の医療職による身体状況を確認します。高齢者から話を聞くことが出来る場合は、養護者から離れた場所で聴取します。

高齢者の居室内の様子に注意を払い、不衛生・乱雑であるなどの特徴的な様相があれば、高齢者の同意を得た上で写真等の活用を含めて記録しておきます。高齢者の心身の状態、養護者の態度、室内の様子等総合的に判断して、高齢者の生命や身体に関わる危険が大きい場合は、緊急入院や老人福祉法による措置を通じて、緊急に高齢者と養護者を分離しなければならないことを伝え、実行に踏み切ることが必要です。

④緊急に高齢者と養護者の分離が必要ではないと判断された場合

緊急に高齢者と養護者を分離することの必要が認められない場合は、養護者の心情に配慮したフォローを十分に行うことが必要です。なお、緊急の対応が不要になったとしても、高齢者及び養護者が支援を要すると判断される場合は、継続的に関わりを持つことが必要となります。各機関におけるサービスの説明や、必要に応じて随時相談に乗ることを伝え、支援につなげやすい環境を作ることが必要です。

キ．調査記録の作成と関係書類等の整備

・立入調査の執行後は、調査記録を作成します。ここで記載した事実をもとにコアメンバー会議において、虐待の有無や緊急性の判断、深刻度の判断を行うことが求められます（**「第Ⅱ章 ２．１相談・通報・届出への対応 １）相談・通報等受理後の対応 利用者基本情報」**を参照）。

・関係書類については、高齢者の外傷の状況記録や、医師の診断書、調査に同行した関係者による記録などの入手、保存に努め、調査記録と共に整備しておくことが重要です。

身分証明書様式

（表）

証　　票

第　　号　　年　月　日　交付

所　　属
氏　　名

上記の者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第11条の規定による、立入調査を行う職員であることを証明する。

市　町　村　長　名　　市町村長　印

（裏）

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律

（通報等を受けた場合の措置）

第九条　市町村は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は高齢者からの養護者による高齢者虐待を受けた旨の届出を受けたときは、速やかに、当該高齢者の安全の確認その他当該通報又は届出に係る事実の確認のための措置を講ずるとともに、第十六条の規定により当該市町村と連携協力する者（以下「高齢者虐待対応協力者」という。）とその対応について協議を行うものとする。

２　市町村又は市町村長は、第七条第一項若しくは第二項の規定による通報又は前項に規定する届出があった場合には、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び当該高齢者の保護が図られるよう、養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる高齢者を一時的に保護するため迅速に老人福祉法第二十条の三に規定する老人短期入所施設等に入所させる等、適切に、同法第十条の四第一項若しくは第十一条第一項の規定による措置を講じ、又は、適切に、同法第三十二条の規定により審判の請求をするものとする。

（立入調査）

第十一条　市町村長は、養護者による高齢者虐待により高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認めるときは、介護保険法第百十五条の四十六第二項の規定により設置する地域包括支援センターの職員その他の高齢者の福祉に関する事務に従事する職員をして、当該高齢者の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。

２　前項の規定による立入り及び調査又は質問を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入り及び調査又は質問を行う権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（日本工業規格Ａ列７番）

警察への援助依頼書

第　　号

高齢者虐待事案に係る援助依頼書

年　　月　　日

○○警察署長　殿

○○市（町、村）長

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第12条第１項及び同条第２項の規定により、次のとおり援助を依頼します。

依頼事項	日時	年　月　日　時　分～　時　分
	場所	
	援助方法	□調査の立会い □周辺での待機　□その他（　　）
高齢者	（ふりがな） 氏名	□男　・　□女
	生年月日	年　月　日生（　歳）
	住所	□上記援助依頼場所に同じ □その他（　　）
	電話	（　）　－　番
	職業等	
養護者等	（ふりがな） 氏名	□男　・　□女
	生年月日	年　月　日生（　歳）
	住所	□上記援助依頼場所に同じ □その他（　　）
	電話	（　）　－　番
	職業等	
	高齢者との関係	□配偶者　□子　□子の配偶者　□孫 □その他親族（　　） □その他（　　）
虐待の状況	行為類型	□身体的虐待　□養護の著しい怠り　□心理的虐待 □性的虐待　□経済的虐待
	虐待の内容	
高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じていると認める理由		
警察の援助を必要とする理由		
担当者・連絡先	所属・役職	氏名
	電話（　）　－　番　内線 携帯電話　－　－　番	

（令和４年12月15日付け警察庁丙人少発第21号ほか「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の施行を踏まえた高齢者虐待事案への適切な対応について（通達）」別添３）

２）高齢者の保護

ア．養護者との分離

高齢者の生命や身体に関わる危険性が高く、重大な結果を招くおそれが予測される場合や、他の方法では虐待の軽減が期待できない場合などには、高齢者を保護するため、養護者等から分離する手段を検討する必要があります。

これにより、高齢者の安全が脅かされることを危惧することなく養護者に対する調査や指導・助言を行うことや、一時的に介護負担等から解放されることで、養護者も落ち着くことが可能になるなど、援助を開始する動機付けにつながる場合もあります。

①対応体制

事案によっては、可能な限り速やかに分離することが必要な場合もあり、そのような場合には直ちに対応することが必要です。また、休日や夜間に関わりなくできる限り速やかに対応することを原則とする必要があります。

②保護・分離の手段

虐待を受けた高齢者を保護・分離する手段として、契約による介護保険サービスの利用（短期入所、施設入所等）、市町村による措置（やむを得ない事由による介護老人福祉施設や短期入所系サービスへの措置、養護老人ホームへの措置等）、医療機関への一時入院、市町村独自事業による一時保護などの方法が考えられます。

高齢者の心身の状況や地域の社会資源の実情に応じて、保護・分離する手段を検討することが必要となります。

家族分離の手段の例

対応手段	備　考
契約によるサービス利用	・　本人の同意や成年後見制度の活用等によって、契約によるサービス利用を行う。 ・　ショートステイを利用して、その間に家族関係の調整を行い、契約形態にもっていくなどの工夫が必要。
緊急一時保護	・　区市町村が特別養護老人ホームのベッド等を確保して実施する緊急一時保護事業を利用し、一定期間被虐待者を保護する。 ・　自費負担による有料老人ホームのショートステイもある。 ・　自立している高齢者の女性が夫から暴力を受けている等の場合は、東京都女性相談センターの一時保護や民間シェルターも利用することができる。
やむを得ない事由による措置等	・　老人福祉法に基づく区市町村の決定事項として、虐待等の理由により契約による介護サービスの利用が著しく困難な 65 歳以上の高齢者について、区市町村が職権を以って介護サービスの利用に結びつけるもの。 ・　家族分離の効果があるサービス種類としては、特別養護老人ホーム、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護等がある。
養護老人ホーム入所	・　65歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な人を入所させる施設。
軽費老人ホーム入所	・　老人福祉法に規定される老人福祉施設で、低額な料金で、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な者を入所させ、日常生活上必要な便宜を供与する施設。
公営住宅入居	・　公営住宅は原則として、同居親族があることが入居の条件だが、DV 等の虐待被害者や知的障害者、精神障害者、身体障害者など、「特に居住の安定を図る必要がある者」には、単身での入居が認められる。 ・　高齢者の場合、介護保険サービス等を使用することで在宅生活を送ることが可能な場合は、単身でも入居可能。
保護命令	・　配偶者からの暴力の場合で、「被害者が更なる暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きい場合」に、それを防止するため、地方裁判所が被害者からの申立により暴力を振るった配偶者に対し発する命令。保護命令に違反した場合は、１年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられる（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」第10条、第29条）。

出典：「東京都高齢者虐待対応マニュアル」（東京都）

イ．市町村による措置

高齢者虐待防止法第９条第２項では、高齢者に対する養護者による高齢者虐待の防止及び高齢者の保護を図る上で必要がある場合に、適切に老人福祉法第 10 条の４（居宅サービスの措置）、同法第 11 条第１項（養護老人ホームへの措置、特別養護老人ホームへのやむを得ない事由による措置、養護委託）の措置を講じることが規定されています。

市町村が、分離による高齢者の保護を必要とする場合、高齢者がサービス利用契約を締結することができない認知症高齢者であることや、養護者を恐れて明確な意思を表示しない・できない状態であることがあります。あるいは、要介護認定を待つ時間的猶予がない場合や、分離後に養護者による連れ帰りのリスクが想定される場合等があるため、高齢者を虐待から保護し権利擁護を図るため、原則として、適切に老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置等の適用を行う必要があります。

なお、高齢者虐待防止法第９条第２項の「養護者による高齢者虐待により生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがある場合と認められる高齢者を一時的に保護」とあるのは、あくまでも「例示」であるため、虐待対応として分離保護が必要な場合には、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置等の、市町村による措置を行うべきことが定められています。

① やむを得ない事由による措置を行う場合（老人福祉法第 10 条の４又は第 11 条第１項第２号）

老人福祉法に規定する「やむを得ない事由による措置」とは、「やむを得ない事由」によって契約による介護保険サービスを利用することが著しく困難な 65 歳以上の高齢者に対して、市町村長が職権により介護保険サービスを利用させることができるというものです。利用できるサービスは以下のとおりです。

「やむを得ない事由による措置」のサービス種類

・訪問介護	・通所介護	・短期入所生活介護
・小規模多機能型居宅介護	・認知症対応型共同生活介護	・特別養護老人ホーム
・看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）（※）		

（※）介護保険法施行規則第 17 条の２に規定する「日常生活上の世話」としていることに留意すること

いずれの場合が老人福祉法に規定する「やむを得ない事由」に該当するかについては、老人福祉法施行令に規定されています（特別養護老人ホームを除く）。

○老人ホームへの入所措置等の指針について
（平成 18 年３月 31 日老発 0331 第 28 号）
第１ 入所措置の目的
（１）65 歳以上の者であって介護保険法の規定により当該措置に相当する居宅サービスに係る保険給付を受けることができる者が、やむを得ない事由（※）により介護保険の居宅サービスを利用することが著しく困難であると認められる場合
（※）「やむを得ない事由」とは、事業者と「契約」をして介護サービスを利用することや、その前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたいことを指します。

（２）65 歳以上の者が養護者による高齢者虐待を受け、当該養護者による高齢者虐待から保護される必要があると認められる場合、又は 65 歳以上の者の養護者がその心身の状態に照らし養護の負担の軽減を図るための支援を必要と認められる場合（「介護保険法施行令等の一部を改正する政令」（平成 18 年政令）により老人福祉法施行令を改正して規定）

高齢者虐待の事案では、（１）に該当する事案として措置が行われることが中心であると考えられますが、（２）の規定を追加したことにより、やむを得ない事由による措置等は、要介護者又は要介護認定を受けうる者のみならず、例えば、高齢者虐待により一時的に心身の状況に悪化を来たしてはいるものの、要介護認定を受けうるかどうか判断できない高齢者についても、保護・分離が必要となる場合には適用できることを明確にしました。

なお、政令に委任していない特別養護老人ホームへの措置についても同趣旨であると解されます。

老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置等に関しては、以下の項目に配慮して適切に運用します。

○高齢者の生命又は身体に重大な危険が生じているおそれがあると認められる場合など、高齢者の保護を図るため必要がある場合に措置を行います。
○措置の際、養護者の同意は必要とせず、措置先は養護者に伝える必要はありません。
○本人の同意は事実上必要ですが、判断能力が不十分な場合は措置が可能です。
○本人が費用負担できない場合でも措置が可能です。

② 養護老人ホームへの措置 （老人福祉法第 11 条第１項第１号）

市町村は、「65 歳以上の者であって、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難なもの」を養護老人ホームに入所させる措置を、必要に応じて講じなければなりません。虐待は、「環境上の理由」の「家族や住居の状況などから、その者が現在置かれている環境の下では、居宅において生活することが困難であると認められる場合」に該当します。

養護老人ホームが所在していない市町村であっても、他の市町村に所在する養護老人ホームへの入所を措置することも可能ですので、養護老人ホームの設置状況等について把握しておくことが必要です。

また、養護老人ホームは、定員の 20 パーセントの範囲内で契約による入所も可能であることから（「養護老人ホームにおける契約入所及び地域における公益的な取組の促進について」令和元年７月２日老高発 0702 第１号）、措置による入所だけでなく契約による入所についても検討することが必要となります。

③ 養護委託による措置（老人福祉法第 11 条第１項第３号）

市町村は、「養護者がないか、又は養護者があってもこれに養護させることが不適当であると認められるもの」の養護を「養護受託者」に委託することが老人福祉法第 11 条第１項第３号に規定されています。

「養護受託者」とは、「老人を自己の下に預かって養護することを希望する者であって、市町村が適当と認めるもの」をいい、基本的には家庭に高齢者を預かることを想定しています。

この養護委託は、「団体の長」として「社会福祉法人等の長」へ養護委託を行うことも想定されており（「老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について」（昭和 62 年１月 31 日社老第９号）、「等」に医療法人の長も含められると解されます。

虐待対応において、医療的処置（透析、胃ろう等）等が必要な高齢者の保護について、老人福祉法第 11 条第１項第２号に基づいた「やむを得ない事由による措置」は、医療機関や老人保健施設等が対象になっておらず、分離保護が求められるケースにおいて受け入れ先がないなどの例がみられますが、基本的には、本人を説得して入院、契約による入所を行うことになります。関係者の協力が得られる場合、状況に応じ、医療機関の長や老人保健施設の長等を同法第 11 条１項第３号の「養護受託者」として対応することも考えられます。

○老人ホームへの入所措置等に関する留意事項について
（昭和 62 年１月 31 日社老第９号）
第四　養護委託の際の手続き等
４　団体の長への養護委託を行う場合は、前記３のほか、次の事項に留意すること。
（１）委託先は、社会福祉法人等とすること。
（２）養護受託者たる団体の長は、ボランティア等の協力を得て養護を行って差し支えないこと。

④ 虐待を受けた高齢者の措置のために必要な居室の確保

ⅰ. 法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者による虐待を受けた高齢者について、老人福祉法の規定による措置を行うために必要な居室を確保するための措置を講ずるものとされています（第 10 条）。

ⅱ. 居室の確保等

高齢者虐待防止法第 10 条に規定する「居室を確保するための措置」としては、地域によって居室の空き状況などが異なることから、各自治体の状況に応じた工夫が必要です。

なお、介護報酬の取扱いとして、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護に高齢者虐待に係る高齢者を受け入れる場合は、定員を超過した場合でも減算の対象とならないことを、市町村が事業所に対して周知することが必要です。

※管内の施設が限られており、養護者に居場所がわかってしまう可能性がある場合、広域的な調整を行うなど、都道府県の支援が求められます。

高齢者虐待と定員超過の取扱いについて

指定介護老人福祉施設の場合

（指定基準の取扱い）
○指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）（抄）
第１条～第 24 条（略）
第 25 条
指定介護老人福祉施設は、入所定員及び居室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

（報酬の取扱い）
○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年３月８日老企第 40 号）（抄）
第一（略）
第二　１　通則
（１）～（２）（略）
（３）定員超過利用に該当する場合の所定単位数の算定について
①～④（略）
⑤災害、虐待の受入れ等やむを得ない理由による定員超過利用については、当該定員超過利用が開始した月（災害等が生じた時期が月末であって、定員超過利用が翌月まで継続することがやむを得ないと認められる場合は翌月も含む。）の翌月から所定単位数の減算を行うことはせず、やむを得ない理由がないにもかかわらずその翌月まで定員を超過した状態が継続している場合に、災害等が生じた月の翌々月から所定単位数の減算を行うものとする。

※各サービスにおける報酬の取扱いの根拠となる留意事項通知

（短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院）

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（短期入所サービス及び特定施設入居者生活介護に係る部分）及び指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年３月８日老企第 40 号）

（通所介護、通所リハビリテーション）

○指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 12 年３月１日老企第 36 号）

（介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護）

○指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年３月 17 日老計発第 0317001 号、老振発第 0317001 号、老老発第 0317001 号）

（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型通所介護）

○定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年３月 31 日老計発第 0331005 号、老振発第 0331005 号、老老発第 0331018 号）

⑤ 措置による入所後の支援

老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置等によって高齢者を保護したことで、虐待事案に対する対応が終了するわけではありません。措置入所は、高齢者と養護者の生活を支援する過程における手段のひとつと捉え、高齢者や養護者が安心してその人らしく生活を送ることができるようになることを最終的な目標とすることが重要です。

施設に保護された高齢者は、虐待を受けたことに対する恐怖心や不安を抱きながら慣れない環境で生活を送ることになりますので、高齢者に対する精神的な支援は非常に重要です。

特に、保護された高齢者が介護の必要がなく自立している場合は、高齢者施設の環境になじめないことも予想され、その後の居所をどのように確保するかが新たな課題となることから、可能な限り高齢者の意思を尊重するとともに、経済状態や親族等の協力度合いを把握しながら、高齢者が安心して生活を送れる居所を確保するための支援が重要となります。

また、老人福祉法第 11 条第１項第２号又は第３号に規定するやむを得ない事由による措置等に伴い面会を制限した場合は、その解除の可否、時期等についてコアメンバー会議を開催して、定期的に検討しなければなりません。なお、成年後見人等が選定された場合、一律に契約に切り替え、面会制限解除ということにならないよう留意が必要です。

この他にも、年金の搾取など経済的虐待が行われていた場合は、口座の凍結について相談するなど関係機関との連携が必要になる場合もあります

一方で、家庭に残された養護者や家族の中には、高齢者の年金で生活していたため収入が途絶え、生活費や医療費に困窮する場合や、精神的な支えを失って日常生活に支障をきたす場合があります。ついては、養護者に対しても、保護した高齢者と同様に精神的な面での支援が必要であることから、分離後も継続的に養護者に対する支援を行うことが必要です。さらに、場合によっては生活保護などの措置が必要となる場合も考えられます。

⑥ 措置の廃止

老人福祉法の規定による措置によって、施設に一時入所した高齢者の措置を廃止する例としては、以下のような場合が考えられます。支援状況のみならず、虐待の原因となる課題などの解決が図られた、又は、解決に向けて順調に支援が進められているかについても、検証しておく必要があります。

ⅰ. 家庭へ戻る場合

関係機関等からの支援によって、養護者や家族の生活状況が改善し、高齢者が家庭で生活が可能と判断される場合が考えられます。しかし、家庭に戻ってからの一定期間は、関係機関等による高齢者や養護者等への支援及び必要な手立てが必要です。なお、家庭へ戻った後、虐待が再発した場合は、再度、措置の開始が可能です。

※措置期間中に、関係者とともに情報共有を図るとともに、高齢者、養護者等と面会などを定期的に行うなどの取り決めをし、家庭の生活状況、それぞれの心身状況などにも配慮し、必要に応じて社会資源情報の提供を行います。措置の廃止は、関係者を含む会議や面会状況などの情報をもとに、コアメンバー会議で検討します。高齢者、養護者等の生活状況を踏まえて段階的に措置の廃止に向けた対応を進めていくことも併せて検討します。

ⅱ. 介護保険サービスの申請や契約が可能になり、契約入所になる場合

養護者等からの虐待が解消し、要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合や、本人の判断能力が不十分で、成年後見制度等により、高齢者を代理する成年後見人等によって要介護認定の申請や介護サービスの利用に関する契約が可能になった場合などが考えられます。ただし、前述のとおり、成年後見人等が選任された場合も一律に契約に切り替え、面会制限解除ということにならないよう留意が必要です。

⑦ 面会の制限と解除

高齢者虐待防止法では、老人福祉法第 11 条第１項第２号に規定するやむを得ない事由による特別養護老人ホームへの入所措置と、同法第 11 条第１項第３号に規定する養護委託による措置が採られた場合、市町村長又は養介護施設の長は、虐待の防止や高齢者の保護の観点から、高齢者虐待を受けた高齢者と当該虐待を行った養護者の面会を制限することができるとされています（第 13 条）。

※　分離保護の措置を受けた高齢者に対し、養護者からの様々なアプローチが行われると、虐待を受けた高齢者は、さらなる精神的ダメージを受けたり、養護者が高齢者を自宅に連れ帰り虐待が再発する可能性があります。また、養護者からの依頼で親族が施設に面会に訪れ、帰宅を促す等の可能性も考えられます。そのような事態に備えるため、市町村は施設長と連携の上、高齢者虐待防止法第 13 条等に基づき面会を制限することができます。また、施設が、独自の施設管理権に基づき面会を制限することもできますが、虐待対応における施設管理権による面会制限は施設の負担となるので、注意が必要です。原則として虐待対応における面会制限は、行政責任で行うことが必要です。
　市町村と施設が密接に連携し、市町村の権限と施設管理権を活用しながら保護場所の秘匿を含め、慎重に対応します。

面会制限の要否は、虐待の内容や経過、高齢者の意思や心身の状況、養護者の態度等から、養護者と面会することによる高齢者の心身に与える危険性や弊害を考慮して、総合的に検討して判断します。また、面会制限の対象となる高齢者及び養護者にとっては相互に面会する利益の制約となることに鑑み、当面の面会制限の期間と定期的な評価をする時期を定め、面会制限を解除する要件や方法などを検討しておくことが必要です。

高齢者虐待防止法第 13 条に基づく面会制限の決定は、行政処分に該当することから、行政手続法に従った対応が必要になります。処分の対象者である高齢者及び養護者に対して事前に「弁明の機会の付与」の手続を行う必要があります（行政手続法第 13 条第１項第２号、第 29 条ないし第 31 条）。例外として、「公益上、緊急に不利益処分をする必要があるため」に「弁明の機会の付与」の手続を執ることができないときは、当該手続は不要です（行政手続法第 13 条第２項第１号）。面会制限の必要性や緊急性を踏まえて、各市町村において、「弁明の機会の付与」の手続の要否を判断します。

高齢者及び養護者には処分内容を通知するとともに、原則として、当該処分の理由を書面で具体的に示す必要があります（行政手続法第 14 条第１項本文、第３項）。他方で「理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合」には、処分時の理由提示を省略することができますが（行政手続法第 14 条第１項ただし書）、その場合であっても原則として「処分後相当の期間内」に書面で理由提示をする必要があります（行政手続法第 14 条第２項、第３項）。

また、処分通知書においては、審査請求及び取消訴訟ができる旨の教示文を記載することが必要です（行政不服審査法第 82 条及び行政事件訴訟法第 46 条）。処分を通知する際は、高齢者及び養護者から、可能な限り面会制限について理解を得るようにすることが望ましいと考えられます。

面会制限の解除の判断は、高齢者に養護者との面会の意思があるか、高齢者の心身状態が客観的に安定しているか、養護者の高齢者への態度や生活態度が改善されてきたか等から、養護者と面会することによる危険性や弊害が、面会制限開始時点に照らして解消されたかどうかを総合的に検討して判断します。

面会制限の解除は、虐待対応ケース会議を開催し、高齢者と養護者が面会する際の要件や役割分担を検討し、高齢者の安全を第一に考え、当初は職員等の同席で時間を区切って行うなど、段階的に面会方法に工夫をすることが必要です。また、保護場所を秘匿しておく必要がある場合には、施設とは別の場所で一時的な面会を行うなどの工夫も考えられます。

面会を行った際には、高齢者と養護者の状態が安定しているかどうか等、モニタリング・評価を行い、次の面会が可能かどうか、面会制限の継続の必要性、面会制限の解除や措置の廃止が可能かどうか等を判断していきます。

ⅰ. 養護者の面会要望に対する基本的な対応

虐待を行っていた養護者から高齢者への面会申し出があった場合には、担当職員は高齢者の意思を確認するとともに客観的に面会できる状態にあるかどうかを見極め、コアメンバー会議で面会の可否に関する判断を行います。なお、その際には、高齢者の安全を最優先することが必要です。

面会できる状態と判断された場合であっても、施設職員や市町村職員が同席するなど、状況に応じた対応が基本となります。

※高齢者虐待を行った養護者以外の者が面会を求めてきた場合の対応においても原則の考え方は同じです。

ⅱ. 施設側の対応について

高齢者虐待防止法では、養介護施設の長も面会を制限することができるとありますが、その際には事前に市町村と協議を行うことが必要です。

入所施設に養護者から直接面会の要望があった場合の施設職員の基本的な対応としては、養護者に対して、市町村職員に面会の要望について連絡し判断をあおぐ旨を伝え、施設単独での判断は避けるようにします。最終的な責任を負う市町村が判断し、施設は措置された高齢者の生活を支援するという考え方での役割分担が適切と考えられます。

ⅲ. 契約入所や入院等の場合

虐待を受けた高齢者が、老人福祉法に規定するやむを得ない事由による措置等の措置ではなく、契約による施設入所や医療機関に入院した場合については、高齢者虐待防止法では面会の制限に関する規定は設けられていません。

しかし、このような場合でも、養護者と面会することによって高齢者の生命や身体の安全や権利が脅かされると判断される場合には、前述のとおり虐待対応の一環として、市町村と施設長が十分に協議し、一定の基準に従って施設管理権による面会制限を行うことができます。養護者に対して高齢者が面会できる状況にないことを伝え、説得するなどの方法で面会を制限することが必要となります。

※医療機関への入院の場合、施設への措置入所と異なり、基本的に面会制限の措置は行えません。このため、医療機関と相談し、ナースステーションに近い部屋にする、名札を表示しない等の対応を検討する必要があります。養護者が来院した場合は、市町村虐待担当者あてに連絡をもらう、面会時にはカーテンを開ける等、事案に応じた対応について、病院に協力依頼します。

ⅳ. 施設入所者に対する家族等の虐待について

既に養介護施設等に入所している高齢者の親族等が、高齢者の年金等を使い込む、通帳を施設に渡さず必要な支払いが行われないなどの場合は、「養護者による高齢者虐待」として扱います。施設の従事者は、早急に市町村の虐待通報窓口に通報し、協力して虐待対応にあたります。

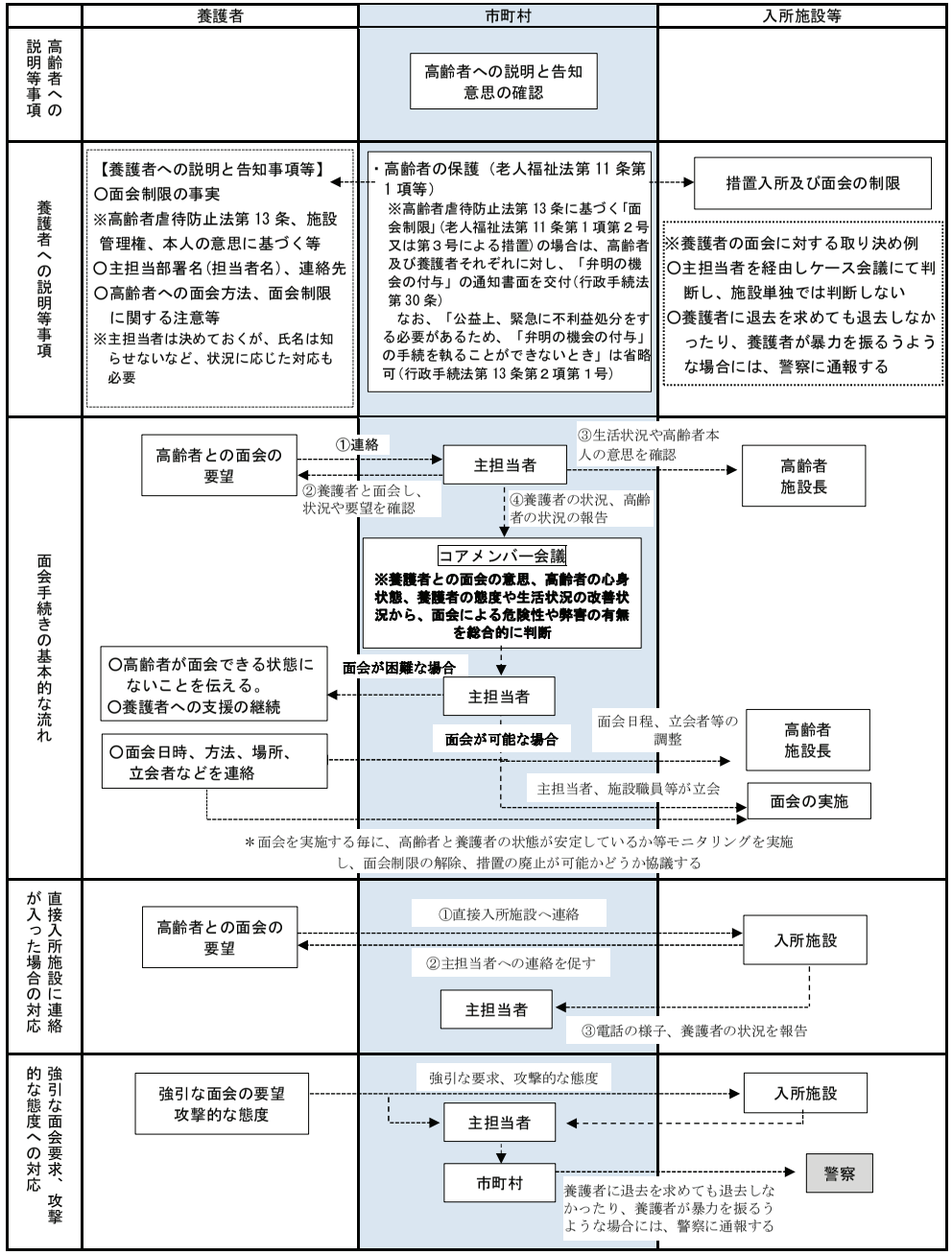
また、本人の判断能力が不十分で、高齢者が年金の振込口座を変更するなどの対応ができない場合は、成年後見制度の申立てを検討します。

ⅴ. 施設所在地と養護者の住所地が異なる場合

高齢者が入所している施設所在地と養護者等の住所地が異なる場合、基本的には高齢者の居所のある市町村が対応することとし、関係する市町村へ情報提供を行いながら連携して対応にあたることが必要です。

また、基本的には高齢者の居所のある市町村が虐待対応を行いますが、高齢者の権利利益を護り円滑に虐待への対応を行うため、高齢者や養護者に関係する自治体間の協議により、適宜、役割分担を行うことは重要です。例えば、施設入所者への養護者による経済的虐待の場合において、介護保険の保険者である市町村が成年後見制度の市町村長申立てを行うことから、高齢者の居住実態（施設の所在地）のある市町村と協議の上、保険者である市町村が虐待対応を行うことにする事案などが考えられます。

措置等に基づく高齢者と養護者の面会制限に関する基本的な対応



３）成年後見制度の市町村長申立て

高齢者虐待防止法では、虐待対応のための権限行使の一つとして、適切に市町村長による成年後見制度利用開始等の審判請求（以下「市町村長申立て」といいます。）を行うことが規定されています（高齢者虐待防止法第９条第２項）。

成年後見制度は、判断能力の不十分な者を保護し、意思決定を支援するための権利擁護支援の重要な手段ですが、制度の利用は十分とはいえない状況にあることから、高齢者虐待防止法には、都道府県や市町村が成年後見制度の周知・普及を図ることも規定されています（高齢者虐待防止法第 28 条）。

さらに、平成 28 年４月、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が制定され、成年被後見人等が個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと等を基本理念とし、家庭裁判所、関係行政機関、地方公共団体、民間の団体等の相互の協力及び適切な役割分担の下に必要な体制を整備することとされ、平成 29 年３月「成年後見制度利用促進基本計画」及び令和４年３月「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、各市町村において、地域共生社会の実現に資する権利擁護の地域連携ネットワークの構築と中核機関の整備が進められてきています。

特に、第二期基本計画では、権利擁護支援の定義において、「意思決定支援等による権利行使の支援」とともに、「虐待対応や財産上の不当取引への対応における権利侵害からの回復支援」が主要な手段として位置付けられ、そのための重要な手段として成年後見制度の利用が位置付けられています（第二期基本計画４頁）。

虐待対応における成年後見制度の利用については、こうした各市町村の権利擁護の地域連携ネットワークと連携した取組が求められます。

市町村長申立てが必要とされるのは、高齢者の判断能力が不十分である状況等を要因として養護者及び養介護施設従事者等による虐待が生じ、第三者等による身上保護と財産管理が必要である状況が想定されます。例えば、経済的虐待について養護者から高齢者の生活年金等の収入や資産を確保する必要がある場合、介護・世話の放棄・放任等について、高齢者に代わり必要な医療や福祉サービス契約につなぐ必要がある場合、やむを得ない事由による措置等により保護した後に通常の利用契約に移行する場合などです。

虐待対応のために市町村長申立てをする場合は、老人福祉法第 32 条の「その福祉を図るために特に必要があると認めるとき」に該当します。個々の事案において緊急性が高い場合には、適切かつ迅速な申立ての手続きが求められるところです。

基本的に、市町村長申立ての手続きとして、２親等内の親族の有無を確認することとされていますが、事案の緊急性が高く、２親等以内の親族が遠隔地に住んでいる等の理由により戸籍情報の取得が遅れる場合においては、現状において把握し得る情報をもって速やかに審判の申立てを行った上で、並行して戸籍調査を行うこともあり得るほか、２親等内の親族である養護者への意向調査については、虐待等の緊急事案においては省略することができるとされています（「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」令和３年 11 月 26 日老認発 1126 第２号）。

前述のように、虐待等の緊急事案においての親族調査は、申立てを行った上での並行した戸籍調査の実施や意向調査の省略が可能であることから、親族が申立てに反対した場合でも、高齢者の権利を保護することを優先し、市町村長申立てを行うことが必要です。

また、緊急性が高く審判がおりる前に高齢者の財産が侵害されるおそれがある場合は、審判前の保全処分を検討することも有効です。

※審判前の保全処分に当たっては、①審判開始の蓋然性があること、②保全の必要性があることの二つが要件となりますので、本案申立書や後見相当であることがわかる診断書や、早急に財産管理人をつける必要がある実態を記したケース記録等を添付し、直ちに成年後見制度の審判前の保全処分申立てを行う必要があります。

なお、市町村長申立ての際、高齢者の居場所を秘匿する必要がある場合は、「非開示の申出書」を添付する方法があります。

住所地と居住地が異なる場合の成年後見制度市町村長申立てについて
（令和３年 11 月 26 日付老認発 1126 第２号）

市町村長申立てに当たっては、対象者の権利擁護支援が迅速に行われることにより、本人の利益が尊重されることが重要である。市町村長申立てを行う市町村は、本人の状態像や生活実態を的確に把握していることが重要であることや、施設所在地への申立ての過度の集中を防ぐ観点も考慮する必要である。

これらの観点を総合的に踏まえ、住所（住民登録のある場所をいう。）と居所が異なる市町村である場合における市町村長申立ては 原則として、

・生活保護の実施機関（都道府県が実施機関である場合を除く。以下同じ。）
・入所措置の措置権者
・介護保険の保険者
・自立支援給付の支給決定市町村

等となる市町村が行うこと。

ただし、施設入所が長期化し施設所在地市町村が本人の状況をよく把握している場合等においては、当該市町村が積極的に申し立てることを妨げるものではない。

また、居所となる施設所在地市町村や成年後見制度の利用促進を担う中核機関等は、医師の診断書や本人情報シートの作成に係る調整、後見人等の受任調整等に関して、迅速な申立てに資するため、市町村長申立てを行う市町村の要請に応じて協力すること。

なお、本人の年齢や状態によっては、市町村内において関係部局が複数になることも想定されることから、市町村長申立てに向けて円滑な情報共有を図るため、庁内における連携体制を構築すること。

ア．成年後見制度利用支援事業の積極的な取組

全国どこに住んでいても成年後見制度を必要とする人が制度を利用できるよう、申立て費用や報酬の助成等を行う事業として、成年後見制度利用支援事業があります。

高齢者虐待の対応において、市町村における成年後見制度利用支援事業が未実施であることや、対象者の範囲が異なること等を理由として、市町村長申立てが行われないことがないようにする必要があります。

当該事業の未実施市町村等におかれては、国の成年後見制度利用促進施策に係る取組状況調査の結果も踏まえつつ、積極的な取組をお願いします。（「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求に係る基準等の基本的考え方及び手続の例示について」令和３年 11 月 26 日老認発 1126 第２号、「成年後見制度利用支援事業の適切な実施について」令和４年 10 月 17 日事務連絡、「市町村長による成年後見制度に基づく後見開始の審判等の請求の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進について」令和５年５月 30 日事務連絡）

また、都道府県・指定都市社会福祉協議会では、判断能力が不十分な高齢者等が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助や、それに伴う日常的な金銭管理の支援を行う日常生活自立支援事業も実施されています。なお、多くの場合、市区町村社会福祉協議会が相談受付や支援計画に基づく援助等の業務委託を受けています。

虐待対応計画の策定に当たっては、本人の判断能力が不十分な場合には、当該事業の活用も視野に入れた検討が必要となります。

＜　市町村長申立てフローチャート　＞

調査・検討・決定（約2～3か月）

① 後見ニーズ（対象者）の発見（→P.19）

■ホームヘルパーや介護支援専門員、社協職員、民生委員等からの報告、連絡、相談、要請により、情報が入る。

② ケース検討会議の開催（→P.20）

■市町村は寄せられた情報の事実確認を行うとともに、地域包括支援センターや相談支援事業所、社協等と、日常生活自立支援事業の利用検討や成年後見等申立て（本人・親族・市町村長による申立て）などの支援策について検討する。

③ 本人調査（→P.20）

■本人の心身・日常生活の状況・資産状況（わかる範囲）等を把握。

④ 親族調査（→P.21）

■2親等以内の親族（他の申立権者）を確認するため戸籍謄本、附票などを取り寄せる。

親族がいる

・2親等以内の親族に申立ての意思を確認し、申立て意思がある、または既に4親等以内で申立てを行う予定の者が明らかな場合は、その者に申立てを行うよう支援・依頼する。

・但し、2親等以内の親族がいるが「申立てを拒否している」「本人への虐待がある」又は「連絡がつかない」等の場合は、いないものとして扱う。

親族がいない

⑤ 成年後見登記事項の確認（→P.22）

■新潟地方法務局（窓口請求）又は東京法務局（郵送請求）へ、成年後見等の登記の有無について確認する。

登記あり

・成年後見人等に対応を依頼する。

登記なし

⑥ 診断書の作成依頼（→P.23）

■診断書（家庭裁判所の指定様式）の作成を医師に依頼します。医師は精神科医が望ましいですが、本人の状況をよく分かっている主治医でもよいです。

■医師により的確な診断をしていただくための補助資料として、「本人情報シート」の作成・提出も行います。

調査・検討・決定（つづき）

⑦ 申立て類型の検討（→P.23）

■医師の作成した診断書等を参考に、申立ての類型（後見・保佐・補助）を検討する。

⑧ 成年後見人等候補者の検討（→P.23）

■本人の生活環境や意向を汲んで活動できる人（候補者）を検討する。

⑨ 市町村長申立て要否の検討・決定（→P.26）

■市町村長申立ての要否について、検討会議（審査会）を開催して最終的に判断する。

申立準備（約1か月）

⑩ 申立て書類の作成等（→P.27）

■申立てに必要な書類（申立書、本人の状況説明書、財産目録、親族関係図など）を作成する。

家裁での審判（約2か月）

⑪ 家庭裁判所への申立て（→P.29）

■本人の住所を管轄する家庭裁判所へ申し立てる。

■申立費用（収入印紙、登記印紙、郵便切手及び鑑定費用）を予納する。

※緊急を要する場合には、審判前の保全処分の申立ても併せて行う。

⑫ 審理（→P.32）

■調査官による調査（本人、支援者、後見人候補者らも可能な限り同席）

■医師による鑑定（必要な場合のみ）

⑬ 審判の確定（→P.33）

■審判書が成年被後見人等に届いてから2週間以内に不服申立てがなされなければ後見等開始審判の法的効力が確定する。

■家庭裁判所は、東京法務局に審判内容を登記するよう依頼。

後見開始

⑭ 後見等の開始（→P.33）

■申立費用について、本人負担の審判が**出ている**場合は本人へ求償する（後見人宛てに納付書を送付する）。

■申立費用について本人負担の審判が**出ていない**場合には、「成年後見制度利用支援事業」の対象となる可能性が高いため、同制度の案内を行い、成年後見人等からの申込みに基づき助成手続きを行う。

出典：:新潟県社会福祉協議会, 成年後見制度市町村申立マニュアル（令和２年３月改定版）, 2020, p. 17-18.

イ．住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の不当利用の防止

養護者から高齢者の身を守るために転居した場合、養護者やその知人が住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の制度を不当に利用して被害者の住所を探し、再び虐待に及ぶ危険が考えられる場合があります。

その場合、各市町村長が事務を行う住民基本台帳の一部の写しの閲覧等について、高齢者虐待の被害者の申出に基づき、加害者からの被害者に係る住民基本台帳の一部の写しの閲覧等の請求は、「不当な目的によることが明らかである」又は「相当と認めることが出来ないもの」として閲覧等が拒否されます。また、その他の第三者からの請求についても、加害者のなりすましや加害者からの依頼による閲覧等を防止するため、本人確認や利用目的の審査がより厳格に行われます。

※「住民基本台帳事務における支援措置申請書」の例は、「ドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者の保護のための措置に係る支援措置申出書の様式の変更と留意点について」（総行住第 32 号総税固第８号令和４年３月 31 日）参照。

ウ．年金搾取等の事実確認のための年金個人情報の確認

養護者等が高齢者の年金を管理し、経済的虐待に及んでいることが考えられる場合、年金の引き出し履歴を確認して虐待の事実を把握したり、振込口座を変更し、高齢者の年金を保護する等の対応が必要な場合が考えられます。

年金に関する個人情報は、プライバシー性が非常に高いことから、その目的外利用・提供は行政機関個人情報保護法よりも厳しく制限されており、他の行政機関等への年金個人情報の提供は、政府管掌年金事業に関連する事務や明らかに本人の利益となる場合等に限られていますが、年金詐取や介護放棄等の虐待を受けているおそれのある事案について自治体が行う事実関係の把握等、厚生労働省令で定める事務のために、日本年金機構が年金個人情報を提供できることとされています。

エ．年金個人情報の秘密保持の手続

日本年金機構では、秘密保持の手続を希望する者のうち、暴力、財産の不当な搾取等の虐待を受けているため、保護・支援されている又は過去にされていたことが支援機関等により証明されている者については、

・基礎年金番号を別の番号に変更すること
・本人又は法定代理人以外の者が委任状を持参して来訪したとしても個人情報に関する回答及び手続を行わないようにすることが可能です。

秘密保持の手続の要件として、支援機関等による証明書の提出を求めているため、保護・支援を受けている又は過去にされていた旨の証明を行うなどの対応が必要です。

オ．養護者の健康保険の被扶養者から外れる手続き

高齢者を分離保護した後、国民健康保険に加入するため、養護者が被保険者である健康保険の被扶養者から外れる手続きをする必要がある場合については、本来は被保険者からの届出に基づくものであるところについて、この場合には、被保険者から当該届出がなされなくとも、高齢者から、被保険者と高齢者が生計維持関係にないことを申し立てた申出書とともに、高齢者虐待に関する相談・通報窓口等の公的機関から発行された被保険者等からの暴力等を理由として保護した旨の証明書、又は地方公共団体と連携して被害者の支援を行っている民間支援団体から発行された確認書を添付して、高齢者が被扶養者から外れる旨の申出がなされた場合には、保険者において、高齢者を被扶養者から外すことが可能とされています（「被保険者等から暴力を受けた被扶養者の取扱い等について」令和５年３月 30 日保保発 0330 第４号）。

カ．虐待等被害者に関わるマイナンバー制度の不開示措置

マイナンバー制度においては、虐待等の被害者の住所・居所がある都道府県又は市町村に係る情報を加害者が確認できないよう、不開示コード等の設定や、お知らせを送る対象から除外する措置（以下「不開示措置」という。）を行うことができます。

※不開示措置」の詳細は、「DV・虐待等被害者に係るマイナンバー制度における不開示措置の周知について（依頼）」（平成 29 年８月９日内閣官房番号制度推進室総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡）を参照。

２．５　初動期段階の評価会議

コアメンバー会議で決定した対応方針の実施状況や、対応により高齢者の安全確保がなされたかどうかを評価する為、初動段階のあらかじめ設定された日付で評価会議を開催します。

初動期段階の評価会議では、次の対応段階のための情報収集の必要性も検討します。

初動期段階における目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項例

○高齢者
- 高齢者の生命や身体の危険が回避されているか。
- 対応方針に基づく対応を受け入れているか。介入拒否などにより、対応は実施できていない状況にないか。
- 虐待の一時的な解消が図れているか。
- 新たに緊急に対応すべきリスクや市町村権限の発動の必要性などが生じていないか。
- 対応を行った結果、又は別の要因が発生したことにより、高齢者の意向、生活状況に悪化（変化）が見られていないか。

○養護者
- 高齢者に対する虐待行為が継続する状況にないか。
- 対応方針に基づく対応を受け入れているか。介入拒否などにより、対応を実施できない状況にないか。
- 対応を行った結果、また別の要因が発生したことにより、養護者の意向、生活状況に悪化（変化）が見られていないか。

○その他の家族
- 他の家族の関わりによって、虐待の一時的解消が図られているか。新たな課題が生じていないか。
- 家族全体の状況や生活に変化が見られ、対応が必要な状況となっていないか。

○関係者（近隣・地域住民等の関係を含む）
- 関係者の関わりによって、虐待の一時的解消が図られているか。新たな課題が生じていないか。
- 関係者の関わりを拒否し、対応が行えない状況になっていないか。

出典：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p.78.

２．６　情報収集と虐待発生要因・課題の整理

初動期段階の評価会議の結果、虐待状況や要因、高齢者や養護者等の状況をアセスメントした結果をもとに、虐待対応計画を作成し、具体的な虐待要因（リスク）の解消に必要な支援を行います。この際も、 情報提供の求めを受けた関係機関等（高齢者虐待対応協力者）は、第９条第１項に基づいて高齢者等の個人情報を提供することが可能です（個人情報保護法第 27 条第１項第１号、第 69 条第１項等 ）。

１）対応段階における情報収集と整理

虐待発生要因の明確化と、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化を目的として情報収集を行います（初動期段階の事実確認とは目的が異なる点に注意してください）。

２）虐待発生要因の明確化

虐待は、個々の虐待発生リスクが高齢者と養護者、家族関係、近隣・地域住民等との関係、地域の社会資源との関係など、それぞれの関係性の中で相互に作用しあって発生するものであることから、まずは収集した個々の情報から虐待発生のリスクを探り、次にそれらの相互の関係性をみることで、虐待の発生の要因を明確にすることで、虐待解消に向けた課題が明らかになります。

３）高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた課題やニーズの明確化

虐待発生要因を特定し、虐待が解消に至った場合、高齢者の安心した生活に向けて他に必要な対応課題やニーズはないかどうかを見極める必要があります。その際、高齢者の意思や希望、養護者、家族の意向について丁寧に把握することが重要になります。

また、高齢者と養護者、家族の関係性、近隣・地域住民や地域の社会資源等の情報についても、再度、高齢者が安心して生活を送るための環境整備に向けた可能性や課題といった視点から整理・分析することが重要です。その上で、どのような形態での虐待対応の終結が可能かについて、虐待対応ケース会議で検討し、終結まで計画的な支援を行います。

出典：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p. 84-85.

ア．継続した見守りと予防的な支援

市町村の担当職員等による定期的な訪問を継続し、高齢者と養護者等の状況を確認・再評価しながら相談に応じ、適切なサービス等の利用を勧めます。

なお、介護負担による疲れやストレスが虐待の要因となっている例も少なくないため、養護者等に対して相談に応じたり、家族会等への参加を勧めるなど、介護負担の軽減を目的とした対応も考えることが必要です。

イ．介護保険サービスの活用（ケアプランの見直し）

高齢者に対する適切な介護と養護者の介護負担やストレスの軽減を図ることを目的に、介護保険サービス等を導入します。

特に、養護者の負担感が大きい場合には、ショートステイやデイサービスなど、養護者が高齢者と距離をとることができ、休息する時間が持てるサービスを積極的に利用するよう勧めます。

ケアプランを見直すことにより、時間をかけて養護者を巻き込みながら状況の改善を図ることが効果的な場合もあります。

ウ．介護技術等の情報提供

養護者に認知症高齢者の介護に対する正確な知識がない場合や、高齢者が重度の要介護状態にあり介護負担が大きい場合などは、正確な知識や介護技術に関する情報の提供を行います。

エ．専門的な支援

養護者や家族に障害等があり、養護者自身が支援を必要としているにもかかわらず十分な支援や治療を受けられていなかったり、経済的な問題を抱えていて債務整理が必要な場合などは、それぞれに適切な対応を図るため、専門機関からの支援を導入します。

特に、高齢者あるいは養護者に認知症やうつ傾向、閉じこもりなどの症状がみられる場合には、専門医療機関への受診へつなげて医療的課題を明らかにすることが重要です。医療的な課題や疾患特性を考慮しない支援は状況を悪化させる場合もありますので、高齢者の状態を正確に把握した上で適切な支援を検討することが重要です。

２．７　対応段階の評価会議

コアメンバー会議によって決定した支援方針に従い取り組むことができたか、課題の解消ができたか、支援機関からの状況の聴取、高齢者や養護者に対する定期的な訪問等を通じて、虐待を受けた高齢者や養護者等の状況を随時確認し、評価会議にて必要に応じて支援方針・対応計画の修正を図ることが重要です。

１）情報の集約・共有

状況の確認は、虐待事案の主担当者が訪問に行ったり、援助を行う関係機関の職員から高齢者や養護者等の状況を把握するなど、関係機関が相互に協力連携しながら複数の目によって行うことが重要です。そのため、コアメンバー会議では関係機関による高齢者や養護者等に関する情報の集約・共有化の方法などについて取り決めをしておくことも必要です。なお、高齢者虐待防止法第９条第１項に基づいて、市町村や関係機関の間で高齢者や養護者等の個人情報を共有することができます（個人情報保護法第 27 条第１項第１号、第 69 条第１項等）。

２）評価

市町村は、虐待対応の終結まで定期的に支援方針・対応計画が予定どおり実行できたか、目標が達成されたか等について評価を行い、支援方針・対応計画の見直しなどをコアメンバー会議において繰り返します。

３）対応段階における再評価

対応段階における再評価では、支援の調整について、対応の終結を見据えて行い、虐待発生要因のアプローチが適切に行われているかの観点でも評価していく必要があります。

対応段階におけるアセスメント・支援方針・計画修正のポイントの参考を次に示します。

対応段階における目標や対応方法の変更の必要性を検討するための確認事項例

○高齢者
- 虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- 対応を行った結果、虐待解消に向けた新たな課題が生じていないか。
- 虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- 高齢者の意向を確認しているか。
- 高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- 高齢者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

○養護者
- 虐待の発生要因、虐待解消に向けた課題が解消したか。何を根拠としてそう言えるか。
- 対応を行った結果、養護者に新たな課題が生じていないか。
- 虐待を再発させる要因や可能性が残されていないか。
- 虐待を解消していくために、養護者支援の必要性が生じていないか。
- 養護者の意向を確認しているか。
- 養護者の状況や生活に改善が見られているかどうか。
- 養護者が支援を受け入れる状況にあり、継続した関わりを持てる状況にあるか。

○その他の家族
- 他の家族の関わりによって、虐待の解消が図られる状況にあるか。
- 他の家族の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- 対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

○関係者（近隣・地域住民との関係を含む）
- 関係者の関わりによって、虐待の解消が図れる状況にあるか。
- 関係者の関わりによって、高齢者が安心して生活を送るための環境や体制が構築できているか。
- 対応を行った結果、家族全体の状況や生活に改善が見られているか。

出典：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p. 109.

２．８　終結段階

虐待対応の終結は、評価会議において判断します。

虐待発生要因へのアプローチにより、虐待が解消されたこと及び高齢者が安心して生活を送るために必要な環境が整い、その状態が一定期間継続していることが確認できた後、終結の判断がなされます。

出典：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p.112-113.

虐待対応の終結のためには、「虐待の発生要因の軽減等により高齢者の安全が確認できる項目が増え、高齢者の安全の確保が継続され、高齢者が安心して生活を送れている状態」を確認できることが必要となります。

具体的には、

・高齢者が施設に入所することとなり、高齢者の生活が安定した場合
・虐待の発生要因の軽減等と再発防止のための支援体制が整い、在宅生活の再開や継続をする場合
・高齢者が死亡した場合

などが想定されます。

虐待対応中、あるいは終結後の権利擁護業務としての対応等において、養護者と同居・別居にかかわらず、高齢者と養護者との関係性を再構築する支援も大切であり、高齢者と養護者の関係性の再構築において、養護者を支援するにあたり、養護者支援を担う関係機関との連携が大切となります。ついては、終結を判断する評価会議において、養護者支援を担う関係機関の役割や情報共有の方法等を確認します。虐待対応として関わる前の状態に戻ることがないよう、サービスや関係者の関わりを増やし、高齢者と養護者の支援体制の構築や適切な関与が虐待対応の終結の目安となります。

しかし、これは虐待対応としての終結の目安であり、高齢者や家族との関わりが終了するわけではありません。高齢者が住み慣れた地域で安心して尊厳ある生活を送る権利を保障するために、必要に応じて、権利擁護対応や包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う必要があります。その場合、地域包括支援センターの関与の検討、関係機関との連絡体制の構築を意識して、適切な関与、引き継ぎを行います。

３　養護者支援

３．１　養護者（家族等）支援の意義

高齢者虐待防止法では、養護者の負担軽減のため、養護者に対する相談、指導及び助言その他必要な措置を講じることが規定されています（高齢者虐待防止法第 14 条第１項）。

高齢者虐待事案への対応として、虐待を行っている養護者も何らかの支援が必要な状態にあると考え、虐待を行っている養護者を含む家族全体を支援する観点が重要です。

高齢者虐待は、高齢者が重度の要介護状態であることや、養護者に認知症に対する介護の知識が不十分であること等による介護疲れ、家族間の人間関係の強弱、養護者自身が支援を要する障害の状態、経済的に困窮状況にあるなど、様々な状況が絡み合って生じていると考えられます。

そのため、こうした状況に関する情報を適切に収集し、分析した上で課題を明らかにし、関係者間で合意された方針に基づいた支援をチームで行うことで、高齢者に対する虐待を解消し、新たな虐待を防ぐ一歩が踏み出せます。

１）養護者との間に信頼関係を確立する

高齢者を支援するためには、まず、高齢者の最も身近な存在である養護者と適切なコミュニケーションが行える関係作りを行い、相談・助言が行える体制を整えることが重要です。また、そのためには、養護者に対しての定期的な声かけやねぎらいなどを行い、養護者との信頼関係を形成するように努めることが重要です。さらに 、その場合は、養護者の担当者と高齢者の担当者を分けるなど、養護者、高齢者、それぞれの立場を擁護する支援体制を示すことも重要です。

２）介護負担・介護ストレスの軽減を図る、ねぎらう

法に基づく対応状況等調査結果では、養護者による高齢者虐待の主な発生要因に高齢者の認知症の症状などを起因とした介護疲れ・介護ストレスや高齢者との人間関係などが例年上位を占めています。**「１）養護者との間に信頼関係を確立する」**でも触れたとおり、養護者への対応においては、虐待のリスクや危害の状況を注視しつつ、同時に、養護者自身がこれまで担ってきた介護、養護者の取り組んできた工夫など、養護者のもつストレングスにも目を向け、それをねぎらうなどの働きかけが重要です。こうした対話は、養護者の自己肯定感を高めるだけでなく、養護者と支援者の信頼関係の形成、虐待の未然防止等にも有効であるといえます。

３）養護者自身の抱える課題への対応

虐待発生の要因と直接的・間接的に関係する養護者の持つ疾患や障害、経済状況等の生活上の課題を抱えている場合には、要因を分析するとともに、支援目標を明確にし、それを支援計画に反映した上で、課題解決のための働きかけを行います。なお、その際は、課題解決を行うために不可欠な関係機関の開拓、情報共有、関係機関との連携を充分にとり、養護者が必要な支援につながるための働きかけが重要です。

また、虐待が解消した後も虐待の再発防止の観点から適切な関係機関によるモニタリングが不可欠となります。なお、課題分析を行う中で、ストレス軽減等のための支援が必要であると判断された場合は、介護保険サービスの利用によるレスパイトケアや各種地域資源の利用、介護講習会等や家族会への参加等による怒りの感情のコントロール等を含むストレスマネジメント等のわかりやすいリーフレットの作成・配布、養護者等を対象としたシンポジウムの開催などの方法が有効な例もあります。

※養護者によるクレーム等と養護者支援は区別して対応する。

高齢者虐待対応の過程で、養護者から対応内容についてのクレームや不当な要求、嫌がらせ、脅し等が市町村や地域包括支援センターに対して行われる場合があります。これらの行為への対応は、適切な苦情申し入れである場合には、行政行為への苦情対応として処理することとし、虐待対応の業務に対する妨害と評価される場合には、業務妨害への対応として処理するなど、いずれにしても養護者支援の域を超えていることから、通常の養護者支援とは区別し、組織的な対応が必要となります。このような場合、高齢者虐待担当部署に窓口を一本化させ、組織的に対応していくとともに、苦情対応や業務妨害として関係部局と連携した対応も必要です。

庁内の他の部署や地域包括支援センターに養護者からの働きかけがあっても、高齢者虐待担当部署で対応することをあらかじめ周知・確認しておくことが重要です。

なお、場合によっては、不当要求に対する対応マニュアル等に従って対応し、弁護士等に助言を求めることも必要です。

養護者に対しては複数人で対応し、やりとりを記録に残しておく必要があります。可能な限り相手の了解を得て録音をすることも、交渉経過を証拠に残しておくという点で有効です。

４）虐待の解消、高齢者等の安心と暮らしの安全

支援の最終的な目標は、虐待の解消、高齢者の安心と暮らしの安全の確保にあります。支援開始後も定期的なモニタリングを行いながら継続的に関わって高齢者や養護者、家族の状況を再評価し、最終目標につなげることが必要です。

３．２　リスク要因を有する家庭への支援

高齢者虐待は、身体的、精神的、社会的、経済的要因が複雑に絡み合って起こります。リスク要因としては、以下の表のようなものが考えられますが、これらの要因は、高齢者や養護者、家族の生活状況や、虐待のリスクを見極めるための重要な指標となります。

多くのリスク要因を有する家庭で直ちに高齢者虐待が起こるわけではありませんが、「早期発見・見守りネットワーク」等を通じて、高齢者や養護者の心身の状況や生活状況を適切に見極めながら、支援・見守りを行うことが重要です。よって、リスク要因を有し、支援を必要としている高齢者や養護者、家族などに対して適切かつ積極的な支援を行うことで、高齢者虐待の発生を未然に防ぐことが可能になると考えられます。

虐待行為は、虐待を受ける高齢者とともに虐待を行った養護者にとても深い傷跡を残し、その後の関係にも影響を及ぼすと考えられます。こうした意味でも、虐待を未然に防ぐことがより重要となります。

虐待のリスク要因の例

	高齢者の要因	養護者の要因	家族関係・環境要因
生物的要因	・加齢や怪我によるＡＤＬ（日常生活自立度）の低下 ・疾病・障害がある ・要介護状態 ・認知症の発症・悪化	・介護負担による心身、経済的なストレス ・養護者自身の疾病・障害 ・依存症（アルコール・ギャンブル等）	
心理的要因	・パワレス状態（無気力状態） ・判断力の低下、金銭の管理能力の低下 ・養護者との依存関係	・パワレス状態（無気力状態） ・性格的な偏り	・親族関係の悪さ、孤立 ・家族の力関係の変化（主要人物の死亡など） ・介護の押し付け
社会的要因	・言語コミュニケーション機能の低下 ・過去からの養護者との人間関係の悪さ・希薄・孤立 ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態）	・介護や家事に慣れていない ・収入不安定、無職 ・金銭の管理能力がない ・借金、浪費癖がある ・公的付与や手当等の手続きができていない ・介護保険料や健康保険料の滞納（給付制限状態） ・高齢者に対する恨みなど過去からの人間関係の悪さ ・相談者がいない ・認知症に関する知識がない（高齢・障害に対する無理解） ・介護や介護負担のためのサービスを知らない ・親族関係からの孤立	・暴力の世代間・家族間連鎖 ・家屋の老朽化、不衛生 ・近隣、社会との関係の悪さ、孤立 ・人通りの少ない環境 ・地域特有の風習・ならわし ・高齢者に対する差別意識 ・認知症や疾病、障害に対する偏見

３．３　養護者支援のためのショートステイ居室の確保

１）法的根拠

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者の心身の状態から緊急の必要があると認める場合に高齢者を短期間施設に入所させ、養護者の負担軽減を図るため、必要となる居室を確保するための措置を講ずるものとされています（高齢者虐待防止法第 14 条第２項）。

高齢者虐待に至っていない状態であっても、放置しておけば高齢者虐待に至る可能性がある場合、あるいは、高齢者が要支援や非該当であっても緊急に養護者の負担軽減を図る必要がある場合などについては、養護者の負担を軽減する観点から、積極的にこの措置の利用を検討する必要があります。

２）居室の確保策

高齢者虐待防止法第 14 条第２項に規定する「居室を確保するための措置」としては、市町村独自に短期療養するための居室を確保して対応する方法も考えられますが、地域によってベッドの空き状況などが異なることから、各自治体の状況に応じた工夫が必要です。

なお、国２/３、都道府県１/３で負担する地域医療介護総合確保基金において、緊急ショートステイの整備に対しての支援も対象となっています（**「第Ⅱ章　２．４　２）高齢者の保護」**を参照）。

３）継続的な関わり

高齢者が短期入所している間も、支援担当者は、高齢者と養護者等と定期的に関わりを持ち、今後の生活に対する希望などを把握しながら適切な相談、助言等の支援を行うことが必要です。

４　財産上の不当取引による被害の防止

１）被害相談、消費生活関係部署・機関の紹介

高齢者の財産を狙った不当な住宅改修や物品販売などの例が少なくありません。こうした被害に対して相談に応じ、高齢者の財産を保護するために適切な対応を図ることが必要とされています。

高齢者虐待防止法では、市町村は、養護者や高齢者の親族、養介護施設従事者等以外の第三者によって引き起こされた財産上の不当取引による被害について、相談に応じ、若しくは消費生活業務の担当部署や関係機関を紹介することが規定されています（高齢者虐待防止法第 27 条第１項）。この相談や関連部署・機関の紹介は、高齢者虐待対応協力者に委託することが可能です。

特に、高齢者虐待対応協力者の一員である地域包括支援センターにおいては、消費生活センター又は市町村の消費者関係部局と定期的な情報交換を行うとともに、消費者安全確保地域協議会（自治体に設置されている場合）、民生委員、介護支援専門員（ケアマネジャー）、訪問介護員等に対して不当取引に関する情報提供を行います。

住民に対しては、財産上の不当取引による高齢者の被害に関する相談窓口（基本的には、消費生活センター又は市町村の消費者担当部局となります）を周知するとともに、消費生活に関連する部署・機関との連携協力体制の構築を図ります。

【相談窓口】
○消費者ホットライン 188（いやや！）
TEL：188（局番なし　全国共通の３桁の電話番号）

消費者ホットライン 188 は、消費生活センター等の消費生活相談窓口の存在や連絡先を御存知でない消費者の方に、お近くの消費生活相談窓口を御案内することにより、消費生活相談の最初の一歩をお手伝いするものです。
土日祝日についても、市区町村や都道府県の消費生活センター等が開所していない場合には、国民生活センターで相談を受け付けるなど、年末年始（12 月 29 日～１月３日）を除いて原則毎日利用することが可能です。

○日本司法支援センター　法テラス
TEL：0570－078374
（平日）9:00～21:00　（土曜日）9:00～17:00

問い合わせの内容に合わせて、解決に役立つ法制度や地方公共団体、弁護士会、司法書士会、消費者団体などの関係機関の相談窓口を法テラス・サポートダイヤルや全国の法テラス地方事務所にて、無料で案内しています（情報提供業務）。
また、経済的に余裕のない方が法的トラブルにあったときに、無料法律相談や必要に応じて弁護士・司法書士費用などの立替えを行っています（民事法律扶助業務）。
このほか、犯罪の被害にあわれた方などへの支援（犯罪被害者支援業務）等、総合法律支援法に定められた５つの業務を中心に、公益性の高いサービスを行っています（ほかに司法過疎対策業務、国選弁護等関連業務があります）。

２）成年後見制度の活用

財産上の不当取引のように、経済的虐待と同様の行為が認められる場合は、日常生活自立支援事業や成年後見制度の活用も含めた対応が必要となります。また、本人の判断能力が不十分な場合は、前述した市町村長申立ても活用しながら、高齢者の財産が守られるよう、支援を行うことが必要です。

225

Ⅲ　養介護施設従事者等による虐待への対応

１　養介護施設従事者等による高齢者虐待対応に向けた連携・協働体制の整備

高齢者虐待防止法第 24 条では、「市町村が第 21 条第１項から第３項までの規定による通報若しくは同条第４項の規定による届出を受け、又は都道府県が第 22 条第１項の規定による報告を受けたときは、市町村長又は都道府県知事は、養介護施設の業務又は養介護事業の適正な運営を確保することにより、当該通報又は届出に係る高齢者に対する養介護施設従事者等による高齢者虐待の防止及び高齢者の保護を図るため、老人福祉法又は介護保険法の規定による権限を適切に行使するものとする。」と規定しています。

そのため、養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応においては、自治体内の高齢者虐待対応担当部署と老人福祉法各担当部署、介護保険法各担当部署等が連携・協働して対応する必要があります。

また、通報や届出、相談（以下、「通報等」という。）があった当該養介護施設等の指定権限が都道府県にある場合、市町村は、高齢者虐待防止法第 22 条第１項に基づき報告を行い、指定権限を有する都道府県と連携・協働して対応することが不可欠です。

１）庁内関係部署との連携・協働

市町村における高齢者虐待対応においては、通報等が他部署に寄せられた場合、その内容を担当部署へ高齢者虐待防止法第 21 条に基づく通報として連絡し、必要な情報の提供及び高齢者の安全確認や養介護施設等への対応など、虐待対応の全プロセスにおいて庁内関係部署との連携が不可欠です。特に、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応担当部署が養介護施設等の指導監査業務を担当していない場合は、指導監査担当部署と連携・協働して対応する必要があります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応においては、高齢者の安全確保とともに当該養介護施設等における虐待の解消、虐待の事実確認、行政処分等の検討、再発防止を図るための運営改善に向けた支援・指導等を行うことが求められます。これらの対応については、関係部署間における適切な役割分担や、迅速な対応を可能とするための事前協議を行い、フロー図等で整理しておくことが有効です。

２）都道府県との連携・協働

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応においては、老人福祉法や介護保険法に規定される養介護施設等に対する指定権限に応じて、市町村と都道府県の連携・協働が重要です。

都道府県が当該養介護施設等に実施した指導監査結果や苦情等情報の提供、事実確認の実施や高齢者の保護、虐待の有無の判断、指導内容や改善計画内容の検討など、虐待対応の一連の場面で市町村と都道府県が役割分担を行い、協働で実施する必要があります。そのため、通報等が寄せられた際には迅速に対応できる連携・協働体制を整備しておくことが必要となります。

２　養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応

養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等が寄せられた場合の基本的な対応の流れとしては、主に「市町村が指定権限を有する地域密着サービス事業所の場合」（政令指定都市又は中核市の場合も同様）と「都道府県が指定権限を有する養介護施設等の場合」、「有料老人ホーム（未届施設を含む。以下「有料老人ホーム」という。）の場合」があります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応では、虐待を受けたと思われる高齢者の安全を確保して生活環境の安定を図るとともに、老人福祉法又は介護保険法に基づいて、当該施設に対し、立入検査等の権限を適切に行使し、事実確認を行った結果、高齢者虐待が有ると判断した場合は、老人福祉法に基づく高齢者の保護の実施、改善命令・事業の停止命令（有料老人ホームに限る）、介護保険法に規定する人格尊重義務違反に該当するものとした場合における指定取消又は指定の効力の一部停止処分、改善指導等の行政上の措置を行うことにより、虐待の解消及び再発防止を図ります。

また、例えば、市（指定都市又は中核市を除く。以下２において同じ。）町村が指定権者である施設等における虐待対応については、市町村から都道府県に情報提供し、都道府県から市町村に必要な助言を行うなど、日頃より十分な連携を図る事が重要です。併せて、都道府県から市町村への支援も状況に応じて必要となります。

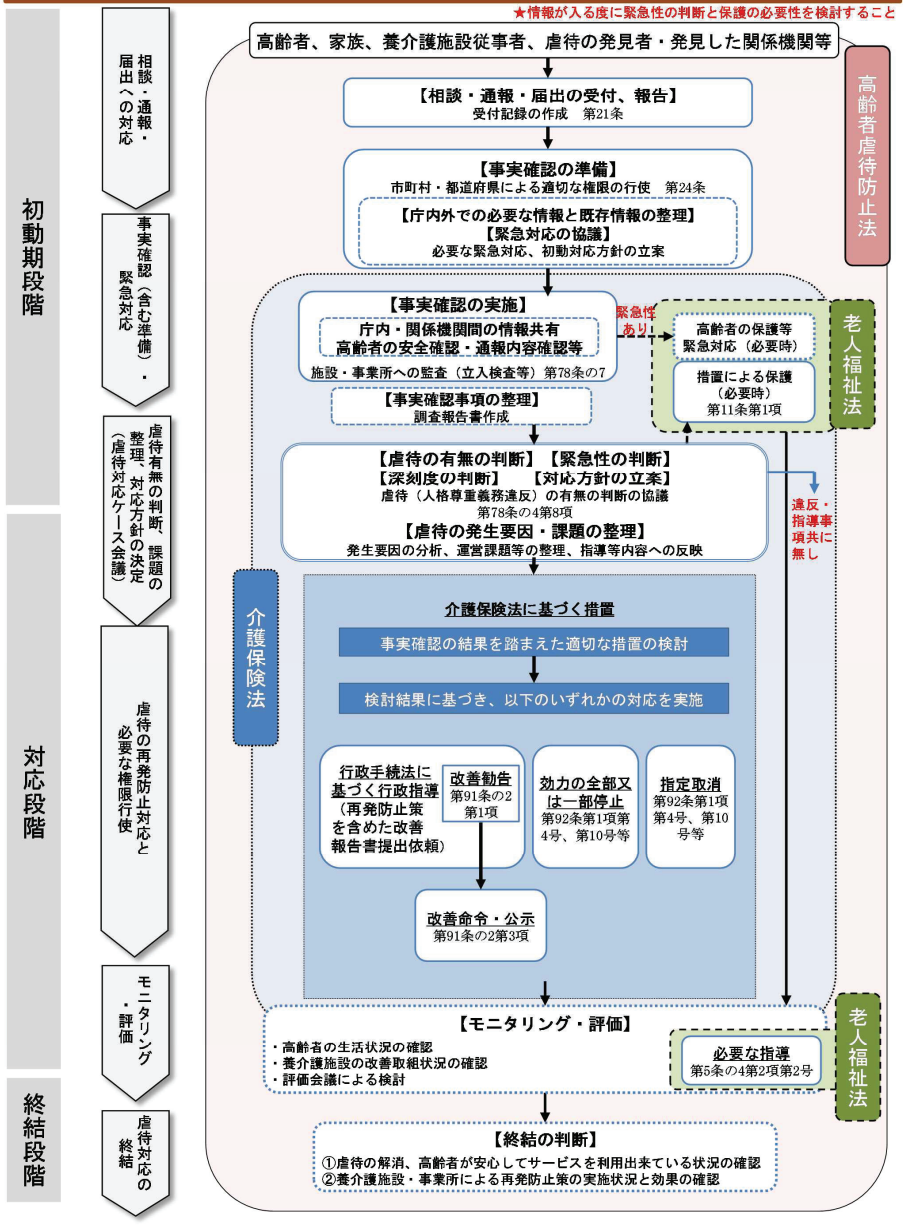
なお、通報等を受けた際には、高齢者の権利が侵害されている状況をいち早く発見し、事態が深刻にならないうちに早期に対応するとともに、虐待が発生した養介護施設等に対して、高齢者が安心してサービスを受けられる運営に向けた改善を図るための支援を提供することが高齢者虐待担当部署及び老人福祉法・介護保険法各担当部署等に求められます。

具体的な対応は、次ページの流れを参考に、自治体において検討・実施することになります。

市町村が指定権限を有する地域密着サービス事業所の場合

◎養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等に対しては、高齢者虐待防止担当部署並びに当該養介護施設等の指導監査担当部署が協働して対応する必要があります。

★情報が入る度に緊急性の判断と保護の必要性を検討すること

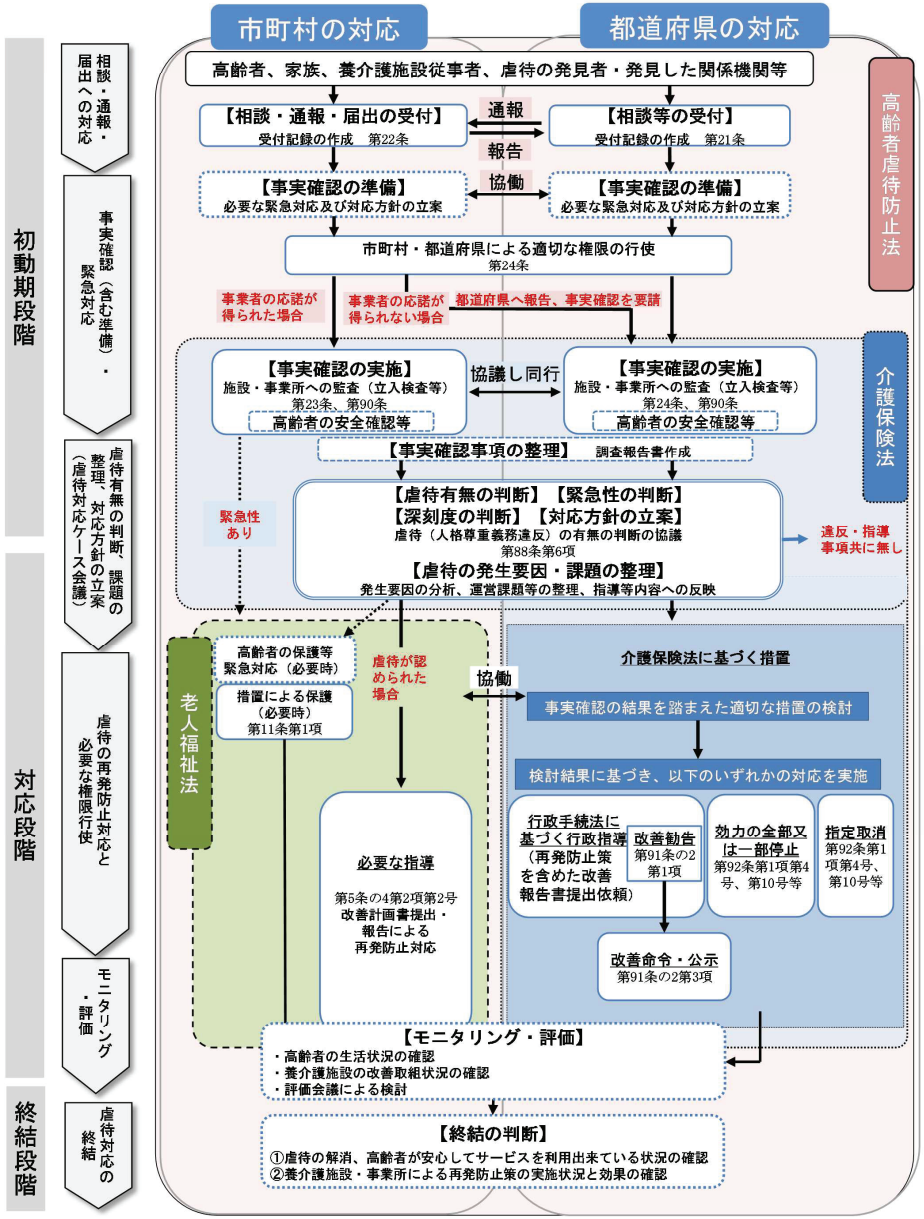


都道府県が指定権限を有する養介護施設等の場合

注）条文は特別養護老人ホームの場合

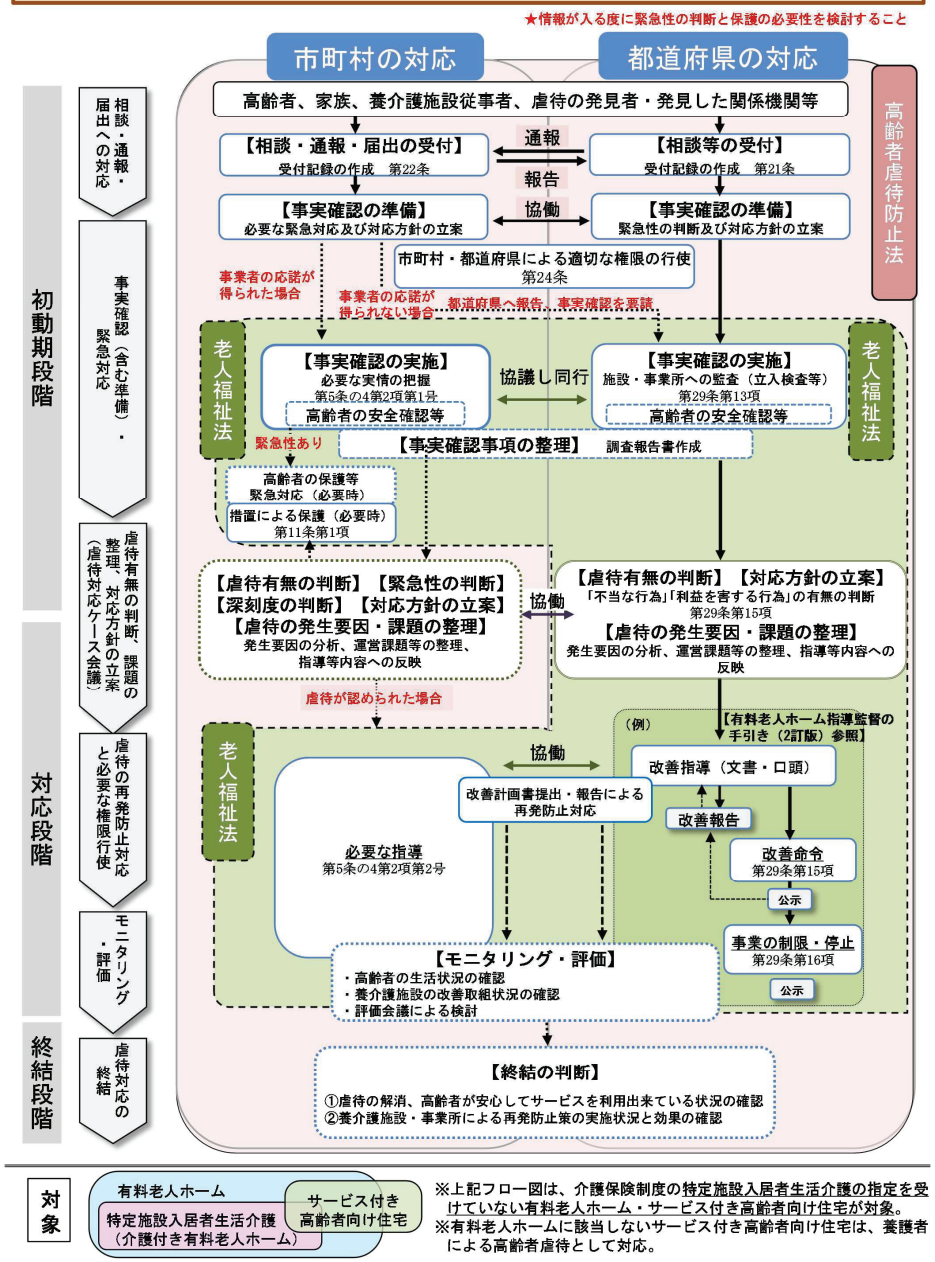
◎市町村・都道府県の関係部署が協働し、適切な役割分担を行いながら対応することが必要です。

★情報が入る度に緊急性の判断と保護の必要性を検討すること



有料老人ホーム（未届施設含）の場合

◎市町村・都道府県の関係部署が協働し、適切な役割分担を行いながら対応することが必要です。



※上記フロー図は、介護保険制度の特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が対象。
※有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅は、養護者による高齢者虐待として対応。

2．1　相談・通報・届出への対応

1）相談・通報等受け付け後の対応

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した者に対し、速やかに市町村へ通報するよう通報義務等を規定しています（高齢者虐待防止法第 21 条）。

当該養介護施設等の所在地の市町村が通報を受け付けた場合は、老人福祉法又は介護保険法に基づく立入検査等の権限を適切に行使し事実確認を行います。指定権者が都道府県の場合は都道府県へ連絡し、事実確認の内容や方法等の協議を行うこととなります。当該養介護施設等所在地以外の市町村が相談・通報を受け付けた場合は、当該養介護施設等の所在地の市町村に通報する必要があることから、通報者に当該市町村へ通報することを案内するとともに、通報を受け付けた市町村として必要な情報を通報者等から確認し、その他高齢者に関する基本情報とあわせて養介護施設等が所在する市町村へ通報します。

養介護施設等の指定権者である都道府県の担当部署に相談等があった場合は、その相談等を受理し、事実確認を行うことも可能ですが、当該養介護施設等所在地の市町村にも通報し、事実確認等の虐待対応を協働して行います。

なお、通報等の際には、虐待を受けたおそれのある高齢者等の氏名や、住所などの個人情報（要配慮個人情報を含む）を提供することになりますが、高齢者虐待防止法第 21 条の規定に基づいて、提供をすることが可能です（個人情報保護法第 27 条第 1 項第 1 号及び第 69 条第 1 項）。

ア．都道府県及び市町村職員の守秘義務規定

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待対応において、市町村職員や都道府県職員に対して守秘義務を課しています（高齢者虐待防止法第 23 条）。通報者や虐待を受けたおそれのある高齢者等に関する個人情報（要配慮個人情報を含む）や、虐待を行った疑いのある職員等に関する個人情報の取扱いについては十分配慮するとともに、関係機関等に対しても個人情報の保護を遵守するよう求める必要があります。

イ．通報者の保護

養介護施設従事者等が通報者である場合、通報者に関する情報の取扱いは特に注意が必要であり、事実の確認に当たっては、通報の内容が虚偽又は過失によるものでないか留意しつつ、養介護施設等には通報者を特定させるものを漏らさないよう調査を行うなど、通報者の立場の保護に配慮することが必要です（高齢者虐待防止法第 23 条）。

ウ. 通報等による不利益取扱いの禁止

高齢者虐待防止法では、

① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと（この旨は、養護者による高齢者虐待についても同様）（高齢者虐待防止法第21条第６項）。
② 養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと（高齢者虐待防止法第21条第７項）。

が規定されています。したがって、高齢者虐待に関する通報をしたことを理由として、解雇や不利益な取扱いに該当する法律行為が行われた場合においては、当該行為は民事上無効と解されます。この規定は、養介護施設等における高齢者虐待の事例を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

なお、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるもの（※）を除くこととされています。

高齢者虐待の事実がないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、第21条第１項から第３項までに規定する「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」について通報したことにはなりません。したがって、通報が「虚偽であるもの」については、「高齢者虐待を受けたと思われる高齢者」に関する通報による不利益取扱いの禁止等を規定する第21条第６項及び第７項が適用されないことになります。

（※）「過失によるもの」とは、「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。
したがって、例えば、虐待を現認した上での通報でなければ過失ありとされるのではなく、虐待があると信じたことについて一応の合理性があれば過失は存在しないと解されます。
一応の合理性とは、具体的には、高齢者の状態や様子、虐待したと考えられる施設従事者の行動、様子などから、虐待があったと合理的に考えられることを指します。
虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。

出典：社団法人 日本社会福祉士会，市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き，2011，p.36.

また、虐待を通報した職員に対して、施設側から損害賠償請求が行われる事案が発生していますが、適切に通報した職員に対して、通報したことを理由に施設側から損害賠償請求を行うことは、適切に通報しようとする職員を萎縮させることにもつながりかねないものであり、通報義務や通報者の保護を定めた法の趣旨に沿うものではありません。

都道府県、市町村は、養介護施設等の管理者や養介護施設従事者等に対して、研修等様々な機会を通じて、高齢者虐待防止法の趣旨について啓発に努めるとともに、通報義務に基づいて適切に虐待に関する通報等を行おうとする、又は行った職員等に対して解雇その他不利益な取扱いがなされないよう、通報等を理由とする不利益な取扱いの禁止措置や保護規定の存在について、周知徹底を図ることが必要です。

通報受付時の留意事項

○通報者等への対応
通報者等に対して再度確認が必要な場合もあるため、通報者等の氏名や連絡先、連絡の可否や連絡方法などは確認しておく必要があります。また、市町村として行う一般的な対応の流れについて説明をします。

○内部通報、匿名通報の場合
施設・事業所内関係者からの通報や家族等からの匿名による通報等の場合、通報者に関する守秘義務によって通報者名が知られることはないことを伝え、通報等の内容の詳細を聞き取ります。

（参考）公益通報者保護法における規定

公益通報者保護法でも、労働者（退職後１年以内の退職者を含む）又は役員が、事業者内部で法令違反行為（犯罪行為若しくは過料対象行為又はこれらにつながる行為に限る）が生じ、又はまさに生じようとしている旨を事業者内部、権限を有する行政機関、その他の事業者外部に対して所定の要件（※）を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

（※）所定の要件
例）労働者が権限を有する行政機関への通報を行おうとする場合
以下①又は②のいずれかの要件を満たす場合
①公益通報の対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある
②公益通報の対象となる事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料し、かつ、所定の事項を記載した書面（通報者の氏名、住所、公益通報の対象となる事実の内容や当該事実が生じ、又はまさに生じようとしていると思料する理由等を記載）を提出すること

■公益通報者に対する保護規定
① 解雇の無効等
② 解雇以外の不利益な取扱い（降格、減給、訓告、自宅待機命令、給与上の差別、退職の強要、専ら雑務に従事させること、退職金の減給・没収等）の禁止等

エ. 受付記録の作成

通報等を受け付ける際は、可能な限り詳細・正確に聞き取ることで、その後の虐待対応の検討をスムーズに行うことができます。虐待やその可能性のある通報等を聞き洩らさないために、聞き取るべき項目について帳票の形に整理し、受付時に手元に置いて活用できるようにしておくと効果的です。

２．２　事実確認の準備と実施

１）通報内容の情報共有の実施、既存情報の収集と都道府県への情報提供の準備

高齢者虐待対応担当部署は、寄せられた通報等の内容について受付記録にまとめ、部署内で情報共有を行い、当該養介護施設等や高齢者等に関する必要な情報及びその収集方法について整理します。

収集すべき情報（例）

○虐待を受けたおそれのある高齢者に関する情報

高齢者が介護保険の要介護認定を受けている場合は、介護保険認定調査や給付管理情報等から、必要となる情報を収集する。

性別、年齢、要介護度、障害高齢者の日常生活自立度、認知症高齢者の日常生活自立度、疾病や障害等の有無や程度、主治医意見書、担当の介護支援専門員や利用している介護サービス事業所、家族状況、他

○通報等が寄せられた養介護施設・事業所に関する情報

・過去の指導監査の結果（市町村、都道府県）
・当該施設・事業所に関して寄せられた苦情や相談等（市町村、都道府県、国保連合会等）
・当該施設・事業所からの事故報告やそれに対する指導内容（市町村）
・その他、必要事項

都道府県が指定権者である養介護施設等の通報等が寄せられた場合、市町村は都道府県へ連絡し、今後の対応の協議のための準備を行います。

２）市町村と都道府県による対応の協議（指定都市又は中核市を除く。）

事実確認の準備段階で整理した情報を該当部署・関係機関等に照会し、その内容を確認します。事実確認等は基本的に通報等を受けた市町村が第一義的に行います。通報等に係る養介護施設等の指定権者が都道府県の場合は、通報等を受けた市町村は、都道府県に報告した上で今後の対応の協議を行い、事実確認を実施します。ただし、利用者の生命・安全に関わる等の緊急性の高い事案については、市町村及び都道府県は迅速に対応することが必要です。

都道府県は、市町村から情報提供依頼があった当該養介護施設等の過去の指導監査結果や苦情等に関する情報について、老人福祉法担当部署や介護保険法担当部署などの庁内関係部署、また、必要に応じて国保連合会や運営適正化委員会などの関係機関等に対して照会し、市町村に情報提供を行うことにより、市町村と協働しながら対応します。

３）事実確認の根拠について

ア．法令による規定

高齢者虐待対応担当部署に寄せられた通報等の内容について、情報共有を行い、通報等の内容から高齢者虐待が疑われ、老人福祉法の規定にある「入居者の処遇に関し不当な行為」や「運営に関し入居者の利益を害する行為」及び介護保険法の規定にある「人格尊重義務違反」に該当する可能性があると判断された場合は、老人福祉法及び介護保険法第 90 条の規定に基づく監査（※１）（以下「立入検査等」という。）による事実確認を行うことが基本となります。

老人福祉法及び介護保険法に基づく立入検査等

介護保険法に基づく施設・事業所	・居宅サービス：第 76 条　・地域密着型サービス：第 78 条の７ ・居宅介護支援：第 83 条　・介護老人福祉施設：第 90 条 ・介護老人保健施設：第 100 条 ・介護医療院：第 114 条の２ ・介護予防サービス：第 115 条の７ ・地域密着型介護予防サービス：第 115 条の 17 ・介護予防支援：第 115 条の 27
老人福祉法に基づく施設・事業所	・第 18 条 （老人居宅生活支援事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム） ・第 29 条第 13 項（有料老人ホーム）

（※１）有料老人ホームについては、立入検査という。

イ．事実確認を実施するに当たっての留意点

事実確認は、老人福祉法又は介護保険法に規定する立入検査等の権限を適切に行使して行うことが基本となります。特に介護保険法においては、指定取消や指定の効力の一部停止処分の事由として「人格尊重義務違反」が規定されていますが、高齢者虐待はまさに高齢者の人格を否定し、尊厳を踏みにじる行為と言えます。ただし、事実確認の契機となる通報等の内容は多種多様であり、通報等の内容から、高齢者の生命又は身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合は、立入検査等による事実確認が必須ですが、寄せられた通報等の内容や当該養介護施設等の状況など、既存の情報等を踏まえ、個別事案に応じて事実確認を行う根拠を検討することが必要です。

立入検査等以外には、介護保険法第 23 条、第 24 条に基づく運営指導（※）（以下「運営指導」という。）及び高齢者虐待防止法第 24 条を受け、老人福祉法第５条の４第２項に基づく事実確認を行うことも可能であり、養介護施設等へ直接訪問して行います。

この場合は、あくまでも当該養介護施設等の任意の協力のもとに行われることが前提となりますが、明らかに高齢者虐待が疑われる際や、当該養介護施設等の協力が得られない、あるいは事実の隠蔽や虚偽報告等が疑われる際は、行政処分の可能性を視野に入れ、運営指導から直ちに立入検査等に切り替えて事実確認を行う必要があります。なお、事実確認の実施方法の判断は管理職を含めて行います。

（※）「介護保険施設等の指導監督について」（令和６年３月 26 日老発 0326 第６号）の別添１　介護保険施設等指導指針で示している運営指導のことを指します。

ウ．事実確認における個人情報の取扱いについて

通報等を受け付けた自治体が事実確認のための立入検査等や運営指導等を行う時に扱う情報には、高齢者や養介護施設従事者等の要配慮個人情報を含む個人情報が含まれます。

虐待の事実確認のための調査権限としては、例えば虐待が発生した施設が介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の場合、介護保険法第 90 条に基づく立入検査等に基づく事実確認、あるいは介護保険法第 23 条、第 24 条に基づく運営指導等により、都道府

県と市（指定都市又は中核市を除く。）町村の協働による事実確認及び指導を実施することとなります。

また、有料老人ホームの場合は、都道府県が、老人福祉法第29条第13項に基づく立入検査、市（指定都市または中核市を除く。）町村が、高齢者虐待防止法第24条を受け、老人福祉法第５条の４第２項に基づき、当該有料老人ホーム等や医療機関等の関係者・関係機関等（事業者）に、都道府県と市町村の協働による事実確認及び指導を行うこととなります。

なお、市町村は、高齢者虐待防止法第24条を受け、老人福祉法第５条の４第２項第１号に基づき事実確認を行い、同項第２号に基づき、事実確認及び指導を行うことが可能です。

行政機関等（例えば庁内の他部署や他市町村、都道府県）が立入検査等によって、養介護施設従事者等による虐待の事実確認及び指導を行うために、高齢者や虐待者等の個人情報を保有することは、法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務を遂行するために必要な場合に限り、かつ利用目的を特定した上で、特定された当該利用目的の範囲内において、当該行政機関等から高齢者虐待対応担当部署に対し（個人情報保護法第61条第１項、第69条第１項）、あるいは、医療機関等の関係者・関係機関等（事業者）が行政機関に対し（個人情報保護法第27条第１項第１号、第69条第１項）、高齢者や虐待者等の当該個人情報を利用・提供することが可能です。

４）事前連絡

事実確認を行う際は、事前に当該養介護施設等へ立入検査等を実施する旨の連絡をすることで、正確な調査が阻害されるなどの弊害も考えられることから、事前連絡については慎重に検討する必要があります。

また、立入検査等による事実確認を実施する場合は、証拠隠滅等を防ぐため、事前に連絡する必要はなく、立入検査等の開始時に、根拠規定、日時及び場所、担当者、当該養介護施設等の出席者（役職名等で可）、必要な書類等、虚偽の報告又は答弁、検査忌避等による罰則規定等を記載のうえ、通知を行います。なお、証拠保全や通報者保護の観点からも、立入検査等による事実確認を実施する理由は、伝える必要がありません。

一方、運営指導等による事実確認を実施する場合は、事前に、運営指導の根拠規定及び目的、運営指導の日時及び場所、運営指導担当者、当該養介護施設等の出席者（役職名等で可）、準備すべき書類等、当日の進め方、流れ等（実施する運営指導の形態、スケジュールなど）を通知することが原則必要ですが、あらかじめ通知したのでは当該養介護施設等の日常における状況を確認することができないこともあるため、当日や直前に上記の内容を通知し、連絡から時間を空けずに運営指導等による事実確認を実施することが必要です。ただし、あくまでも養介護施設等の任意の協力を前提に行われる行政指導であることに留意が必要です。

５）高齢者等の保護先の確保

通報等の内容や収集した関連情報から、高齢者の保護が必要と考えられる場合は、あらかじめ施設や医療機関等に対して一時保護が可能となるよう受け入れ調整を行うことが必要です。また、事実確認で高齢者の安否確認をした結果、保護が必要と判断される場合もあります。

また、高齢者の一時保護場所やその後の生活場所の確保については、通常時から準備を行っておくことが必要です。高齢者を一時保護する必要が生じた場合は、家族へ状況を説明し、同意や協力を求めることも必要です。

６）事実確認の実施体制

事実確認の実施に向けた準備段階においては、事実確認の準備で通報者等から得た養介護施設等の種別や規模、職員勤務体制（夜勤体制を含む）等の情報を整理し、事実を確認する対象範囲や調査参加メンバー、役割分担を確定していくことが必要です。

ア．調査実施日時

事実確認の実施に当たっては、準備に時間を掛け過ぎることなく、当該養介護施設等に対して速やかに実施することが求められます。

また、夜間のみ居室に施錠して高齢者を閉じ込めるといった通報内容の場合は、夜間に事実確認を行うなど、実施する時刻についても検討が必要となることもあります。

事実確認までの時間が掛かり過ぎることによる弊害

・高齢者が亡くなったり、容態悪化によって面接や事実確認が困難になるおそれ。
・高齢者が他施設等へ転居するなど、事実確認が困難になるおそれ。
・時間経過に伴いアザや外傷等が消えてしまい、通報等の内容確認ができなくなるおそれ。
・虐待等を行った職員が退職するなど、当該職員への事実確認が困難になるおそれ。
・財産等搾取の場合、被害額が拡大するおそれ。
　など

イ．参加メンバー

当該養介護施設等に対する事実確認においては、高齢者の安否や心身状況の確認、職員等への面接、各種記録等の確認などを行う必要があります。そのため、事実確認には高齢者虐待対応担当部署及び老人福祉法担当部署、介護保険法担当部署から調査の責任者や職員が参加するとともに、保健師等の医療職、社会福祉士等の福祉専門職などの参加が必要となります。

なお、養介護施設等への事実確認は一度で終了しない場合もあり、複数回実施する必要があることを念頭におく必要があります。ただし、初回の調査では高齢者の安否確認・安全確保を最優先で行うことが求められることから、高齢者との面接等によって心身状態が確認できる職員（医療職等）を必ず同行させる必要があります。

ウ．事実確認の進め方と役割分担

養介護施設等に対する事実確認を実施する場合、**「７）事実確認の実施手順、確認事項」**で示す事項を行う必要があります。そのため、参加メンバーの中で各業務を担当する職

員を決めておく必要があります。

なお、対象となる養介護施設等の規模によっては、確認する資料や面接を行う者の数が多くなり、調査時間が不足することも考えられ、調査が複数回に渡ることも念頭におき、タイムスケジュールを組むことが必要です。

7）事実確認の実施手順、確認事項

ア．調査目的の説明と調査協力の依頼

事実確認を立入検査等で実施する場合、立入検査等の開始時に通知を交付する等して、根拠規定等が記載されている当該通知の内容を説明します。既述の通り、証拠保全や通報者保護の観点等から、立入検査等による事実確認を実施する理由は、伝える必要がありません。

運営指導及び高齢者虐待防止法第24条を受け、老人福祉法第５条の４第２項に基づいた事実確認では、調査対象となる養介護施設等に対して、高齢者虐待に関する通報等に基づく事実確認であることを明確に伝え、当該養介護施設等に調査への協力を依頼します。

事実確認の根拠規定によって、養介護施設等に対する説明方法や内容を検討しておくことが必要です。

イ．高齢者、他の利用者への面接・確認事項

事実確認を行うにあたり、高齢者の心身状態や安全の確認を行うことが最も重要です。対象となる高齢者に直接面接して生活状態や心身状態を確認するとともに、通報等の内容に関する事実の確認を行います。

なお、この面接調査は、例えば、介護保険法に基づく運営指導の場合は、当該保険給付を受ける者、被保険者に対して行い、立入検査等の場合は関係者に対する質問を行うことができる権限の行使により行います。

事実確認の準備段階においては、具体的に確認する事項の一覧表を作成し、その項目に関連する質問内容を準備します。

① 高齢者の安全確認、心身の状態把握

高齢者への面接調査では、まず高齢者の安全や心身の状態を、目視や健康管理記録等で確認することを優先します。また、高齢者が怯えていたり、不安な状態にないかを観察して高齢者の精神状態を把握することも必要です。

高齢者が健康を損ねていたり、高齢者の安全確保が困難な状況にある場合には、早急に一時保護又は医療機関への入院の手続きを行います。

② 通報等の内容に関する事実確認

高齢者への面接は、原則として養介護施設等の職員が立ち会わない状況で行い、通報等の内容に関する事実確認を行います。

コミュニケーションが困難な高齢者に対しては、質問時の表情やしぐさ、居室内外の環境等を注意深く観察し、通報等の内容を検討することが必要です。

③ 高齢者の希望や意向の確認

高齢者は、自身の生活やサービス提供内容に対する希望や意向を持っていることも考えられることから、面接では、高齢者の希望や意向を汲み取れるよう十分配慮しながら質問を行うことも必要です。

※訪問系・通所系事業所利用者の場合、高齢者への面接は自宅訪問や利用している通所系事業所等での実施が考えられます。特に自宅訪問で面接を行う場合には、担当の居宅介護支援専門員等に高齢者以外に必要な調査対象者を確認しておくことも必要です。

④ 他の利用者への面接調査

高齢者本人以外の利用者に対しても虐待や権利利益の侵害等が行われている可能性も考えられることから、可能な範囲で他の利用者に対しても面接調査を行い、安全確認や心身の状態把握を行うことが望まれます。

ウ．当該養介護施設従事者等への面接・確認事項

当該養介護施設従事者等に対する面接調査では、通報等の内容に関する確認や高齢者への介護内容を確認するとともに、養介護施設等としての高齢者虐待防止や事故防止への取組状況や職員の意識、業務に対する負担感などを確認する必要があります。

事実確認の準備段階で具体的に確認する事項の一覧表を作成し、その項目に関連する質問内容を準備します。なお、管理職と一般職員の意識や取組に差がみられることもあることから、当該養介護施設従事者等への面接調査では、管理者層（事業所長等）や現場責任者（介護主任やフロア責任者等）、一般職員に分けて質問内容を準備する必要があり、職員の様々な勤務形態（短期間勤務者や夜勤専門）を踏まえ、調査方法を検討しておくことも必要です。なお、当該面接調査は一人づつ個別に行います。

また、事実確認では、虐待の事実だけでなく虐待発生の背景となっている当該養介護施設等の問題を明らかにするための確認も行います。事実確認の結果、改善指導や行政処分を検討する根拠として必要となります。

なお、通報等の内容や養介護施設等の規模、職員の勤務形態等を考慮して、適切な体制や方法で行うことが望まれます。

※事実確認の実施時における不在の職員への対応
面接が必要な職員の中には、調査当日に不在にしている職員もいます。その職員に対しては、後日、事実確認を実施することが必要です。

エ．各種記録等の確認

各種記録等の確認では、高齢者に関する記録等から通報等の内容に関連する記載（記録の有無、内容等）を確認するとともに、通報等の内容以外で虐待が疑われる事案が発生した背景要因を確認する必要があり、訪問系サービス事業所の場合には高齢者宅に残されている介護記録等の確認も必要です。

なお、通報等の内容や適切とはいえない行為等に関連する記載があった場合は、その書類をコピーするなどの方法で記録を残しておきます。

さらに、高齢者の介護記録等とともに、利用者全員に関係する記録類、虐待を行った職員（疑いを含む）に関する記録類、介護保険法に基づいて設置されている養介護施設等

の運営基準や有料老人ホームの指導指針に規定する「高齢者虐待防止措置」及び「身体的拘束等の適正化のための措置」等の取組についても確認を行います。

各種記録等から確認すべき事項

○通報等の内容に関する記録の有無と内容（いつ、どこで、誰が、誰から、何をされたのか、通報等の内容の事実を確認したり虐待の有無を特定したりするための情報確認）
○通報等の内容以外に、高齢者への虐待や権利利益の侵害に該当する行為が行われていないか、適切とはいえない介護等が行われていないか、苦情や事故への対応が適切に行われているか
○虐待の防止のための取組状況（虐待の防止のための委員会の定期的な開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者の配置等）
○身体的拘束等の適正化のための取組状況（身体的拘束等の適正化のための委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施等）

なお、身体拘束廃止未実施減算の対象施設等において、身体的拘束等を行うに当たり、「その態様及び時間」、「その際の利用者の心身の状況」、「緊急やむを得ない理由」を適切に記録していない場合、若しくは、運営基準に基づく「身体的拘束等の適正化のための措置」が行われていない場合は、減算の対象となります（身体的拘束等については、**「第Ⅰ章　１．２「高齢者虐待」の捉え方　３）身体拘束に対する考え方」**を参照）。

オ．養介護施設等の状況把握、点検

高齢者の居室やフロア内、浴室やトイレ、廊下などを確認し、居室の配置や衛生面、虐待につながるおそれのある構造上の問題はないか等をチェックし、養介護施設等全体の様子を観察します。

特に、高齢者のアザ等に関する通報等の場合は、何によってできた可能性があるのかを推測しながら点検することも必要になります。

○高齢者の居室の配置（フロア見取り図）
○高齢者の居室内の物品等の配置、衛生状態
○フロア内、浴室、トイレ、廊下等における物品等の配置、衛生状態、構造上の問題等

なお、事実確認を行うに当たっては、養介護施設等の全体状況を把握することが必須であるため、養介護施設等への訪問後の早い段階で実施することが望まれます。

カ．事実確認終了時の対応

① 調査結果の確認

高齢者や職員への面接調査、各種記録等の確認が終了した時点で、参加メンバー全員で調査から明らかになった事項を確認します。

特にこの時点では、現在の状態で高齢者の安全確保が可能かどうかを重点的に検討する必要があります。高齢者の安全確保に問題がある場合には、早急に高齢者虐待対応担当部署の管理職や一時保護施設と連絡を取り、高齢者を保護する手続きを行います。

また、通報内容の事実がどの程度確認できたのか、通報内容以外に適切ではない行為等が行われていないか等の調査結果の整理が必要ですが、これは帰庁後に行っても

構いません。

調査結果が確認された時点で、調査責任者は、高齢者虐待対応担当部署の管理職に連絡を取り、調査結果の概要を報告します。

② 当該養介護施設等への調査結果報告、今後の手順の伝達

事実確認の終了時に、当該養介護施設等の管理者等に対しては、調査結果の詳細は後日文書にて通知すること（ただし、行政処分を行う場合はその通知文書に代えることが可能）に加えて、虐待や権利利益の侵害に該当する行為が認められた場合には虐待等の行為を行った職員の勤務体制の見直しを含めた再発防止の措置を行うことなど、高齢者の安全確保に取り組むよう口頭で指導します。

なお、一度の調査では十分な確認ができなかった場合や、調査の中で新たに確認すべき事項が発生した場合等は、時間を空けることなく再度調査を実施することが必要です。

キ．関係者・関係機関等からの情報収集

虐待の有無の判断は、養介護施設等に対する報告徴収の権限に基づく立入検査等の一環として、関係者・関係機関等に対する質問を通じて、情報を収集し、内容を確認して行います。

高齢者が医療機関を受診していた場合は、当該医療機関の医師等から受診時の状況や怪我等が発生した原因の可能性について聞き取りを行います。また、高齢者が他の居宅サービスを利用している場合は、その事業所の管理者等からも高齢者の状況等に関する聞き取りを行います。

養介護施設等への訪問調査と同様に、関係者・関係機関等からの情報収集も重要であることから、十分な調査を行います。なお、関係者・関係機関等から情報収集を行うための理由の伝え方次第では、当該養介護施設等の風評被害につながる可能性があることに十分に留意します。

８）事実確認結果の整理、調査報告書の作成

事実確認の結果の確認作業では、最初に調査の責任者が、どのような調査を行ったのか概要を説明し、当日の養介護施設等側の対応状況等について報告します。

次いで、各調査の担当者から確認した内容と結果を順次報告します。報告の際には、調査で確認した内容ごとに各担当者から報告することで、調査結果が整理しやすくなります。

調査で確認された事項は、調査報告書に整理します。なお、調査報告書では調査で確認できた事項、確認できなかった事項を明確にすることが必要です。

２．３　虐待の有無の判断、緊急性の判断、深刻度の判断、課題の整理、対応方針の決定

１）虐待対応ケース会議

事実確認の結果に基づく虐待の有無の判断と緊急性の判断、深刻度の判断、課題の整理、対応方針の決定は、事実確認に参加した養介護施設従事者等による高齢者虐待担当部署職員（管理職含む）、老人福祉法及び介護保険法担当部署職員及びその他関連するメンバーによる虐待対応ケース会議で行います。このような判断等の前提として、立入検査等の事実確認によって得られた個人情報（要配慮個人情報を含む）や、高齢者虐待防止法第 24 条を受け、老人福祉法第５条の４第２項に基づいた事実確認によって得られた個人情報（要配慮個人情報を含む）を虐待対応ケース会議において共有することができます（個人情報保護法第 69 条第１項）。

２）虐待の有無の判断

ア. 高齢者虐待の有無を判断するために明らかにすべき事実

養介護施設従事者等による高齢者虐待の有無の判断に当たっては、法律の定める養介護施設等の業務に従事する者が、その養介護施設に入所し、あるいは養介護事業を利用する高齢者に対して虐待行為を行ったことを事実によって確認することが必要です。

虐待の有無の判断では、基本的には、「いつ」、「どこで」、「誰が」、「誰から」、「何をされたのか」を事実確認の結果に基づき可能な限り特定することが必要です。

養介護施設等においては、介護記録をはじめとする様々な記録等が存在しますが、通報等において、明らかにすべき事実が特定されている場合は、その内容が聞き取りや記録によって確認できるかどうかを調査し、事実の有無を判断していくことになります。

しかし、通報等の内容によっては、虐待の内容が曖昧で、明らかにすべき事実が特定されていない場合があります。その場合は、事実確認において、何を特定すべきであるかについて整理していく必要があります。

養介護施設等における虐待は、密室性が高いため、事実確認によって「いつ」、「どこで」、「誰が」、「誰から」、「何をされたのか」の全てを特定できるとは限りません。例えば、「いつ」、「どこで」については、厳密に日時や場所を特定できない場合であっても、ある一定の期間内や範囲で行われたことを特定することができれば、虐待有りと判断できます。

また、１回の事実確認で、明らかにすべき事実が特定できるとは限らないことから、この場合は、事実確認を継続して実施することが必要になります。

イ. 虐待の有無の判断に当たっての総合的判断

虐待の有無の判断は、事実確認によって明らかになった事実を総合的に判断して行います。事実確認においては、虐待を行った者から聞き取りができなかったり、行為者や当該養介護施設等が否定していたりする場合もありますが、その事実のみをもって虐待の判断ができないとするのではなく、高齢者や他の利用者、他の養介護施設従事者等らの聞き取りや記録によって虐待があったと判断することが可能です。

老人福祉法に規定する養介護施設等における虐待は、「入居者の処遇に関し不当な行為」や「運営に関し入居者の利益を害する行為」、介護保険法に規定する養介護施設等における虐待は、「人格尊重義務違反」に該当します。

また、虐待対応ケース会議で行う虐待の有無の判断においては、その時点で確認された事実に基づき判断することになることから、判断する根拠が不明確な場合は、「判断に至らない」等として曖昧にするのではなく、事実確認を継続した上で根拠のある判断を行い、当該養介護施設等に改善を求めることが必要です。

虐待の有無を判断する際の考え方・方法

○行われた行為のみでなく、高齢者の尊厳、心身や生活への影響という視点で捉える

高齢者に対して行われた行為だけをみれば、虐待とまではいえない場合であっても、その行為が高齢者の身体面、精神面、行動面に対して何らかの悪影響を及ぼしていないか（あるいは及ぼすおそれはないか）、それによって高齢者の権利利益が侵害されていないかという視点で検討することが必要です。

○専門職や関係機関等からの意見を踏まえて総合的に判断する

高齢者に対して行われた行為が、虐待に該当するかどうか判断に迷う場合には、市町村が構築している高齢者虐待防止ネットワーク等に参画している法律専門職、医療関係者、学識経験者など複数の専門職や都道府県などの関係者・機関を交えて検討し、総合的に判断することが望ましいと考えられます。

なお、虐待有りと判断した場合は、老人福祉法や介護保険法に基づく行政上の措置の検討を行うため、虐待と判断した根拠を記録等で整理しておくことが必要です。

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」
第２条第５項に基づく高齢者虐待の解釈について

「養介護施設従事者等による高齢者虐待」については「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「法」という。）第２条第５項に規定されているところですが、通報等を受けた場合は、事案について調査を十分に実施したうえで同条第５項に照らし、「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に該当するかどうか判断することが重要となります。次のような行為は同項に基づく高齢者虐待に該当すると考えられるところであり、該当するか否かについての判断をせずに、例えば「極めて不適切な行為」として処理することは同法では想定されていないことについてご留意願います。

- 入所者を車いすやベッド等から移動させる際に、必要以上に身体を高く持ち上げた。
- 裸になった入所者の姿を携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。
- 入所者の顔に落書きをして、それを携帯電話で撮影し、他の職員に見せた。

今後とも、これらの判断にあっては、調査等を十分に実施した上で、法やマニュアルに照らして慎重かつ適切に判断し、市町村等において判断しがたい事案が発生した場合には、都道府県に相談するとともに、必要に応じて国にも照会するなど、法の趣旨に沿って適正に対応していただきますようお願い致します。

また、管内の市区町村等への十分な周知についてよろしくお願いいたします。

出典：厚生労働省老健局高齢者支援課認知症・虐待防止対策推進室長通知「「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」第２条第５項に基づく高齢者虐待の解釈について」平成 22 年９月 30 日付老推発第 0930 第１号.

３）緊急性の判断と対応

ア．高齢者の保護

事実確認の結果、虐待の事実が有ると判断し、高齢者の生命又は身体に危険が生じているおそれがある場合には、高齢者等の保護や医療機関への受診、入院等の緊急対応の必要性を判断することが必要です。特に、当該養介護施設等において、高齢者の安全・安心な生活が確保できない場合は、やむを得ない事由による措置等によって早急に高齢者を保護したり、医療機関の入院につなげる必要があります。

イ．養介護施設等への対応

再発防止の観点から、養介護施設等に対しては、当日の当該養介護施設従事者等のシフトを変えることや、代替職員を探す、あるいは警察への通報が必要になるなど、その場で可能な対応を行う場合があります。

４）深刻度の判断

虐待の深刻度は、被虐待者が虐待によって被害を受けた程度を示す指標として、法に基づく対応状況等調査で使用している指標です。

深刻度の定義は、「被虐待者が虐待によって被害を受けた程度」であり、深刻度を判断する時点及び判断者は、相談・通報受理後や事実確認実施後に、緊急性の判断と同様に複数名により、組織として検討するものです。また、深刻度の区分は、４(最重度)、３(重度)、２(中度)、１(軽度)の４段階として、虐待の程度（深刻度）計測フローの活用等により判断することとなっています。

深刻度の区分

深刻度区分	説明
1（軽度）	医療や福祉など専門機関による治療やケアなどの介入の検討が必要な状態。
2（中度）	権利侵害行為が繰り返されている、高齢者の心身への被害・影響や生活に支障が生じている。
3（重度）	権利侵害行為によって高齢者の身体面、精神面などに重大な健康被害が生じている、生活の継続に重大な支障が生じている。保護の検討が必要な状態。
4（最重度）	権利侵害行為によって高齢者の生命の危険や心身への重篤な影響、生活の危機的状況が生じている。直ちに保護が必要な状態。

出典：令和２年度老人保健事業推進費等補助金「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業」報告書（令和３年３月、公益社団法人 日本社会福祉士会）

５）対応方針の決定：高齢者への対応

高齢者を保護する必要性がある場合には、老人福祉法に基づく「やむを得ない事由による措置」等を適用するなど、**「３）緊急性の判断と対応」**における対応を行います。

また、高齢者の安全が確認された場合であっても、経済的虐待等によって金銭や財産等の搾取が継続するおそれがある場合には、成年後見の申立てを行うなど適切な対応を図る必要があることから、高齢者が安心して生活できる環境を整えるためにも、迅速な対応を行います。

なお、刑事訴訟法第 239 条第２項に、公務員はその職務を行うことにより犯罪があると

思料するときは、告発をしなければならない旨が規定されています。したがって、虐待の対応においては、市町村、都道府県が事実関係を把握した段階やその後調査を進める中で、警察等への被害の届出、告発の要否を適正、迅速に判断し、必要に応じ、被害者による被害の届出の支援や行政として告発を行うことが求められます。ただし、被害の届出の支援や告発については、被虐待者本人や家族の心情やフラッシュバック等の二次被害が生じないよう配慮が必要です。警察との連携については、日頃から意見交換の機会を持ち、円滑な協力関係を作ることが求められます

６）対応方針の決定：養介護施設等への対応

ア．指導内容の検討

立入検査等による事実確認の結果を踏まえた適切な措置の検討の結果、指定取消処分以外の措置（指定の効力の全部又は一部の停止に限る。）を行う場合や、指定基準に違反する行為等が認められた場合には介護保険法の規定に基づく改善指導の実施を判断します。

また、有料老人ホームについては、状況に応じ、設置運営標準指導指針に基づき、当該ホームの応諾のもと、自治体が行う改善指導や老人福祉法に基づく改善命令等の実施を判断します。

特に、養介護施設従事者等による虐待に該当する行為等が明らかとなった場合には、当該養介護施設従事者等が虐待を行った要因や、養介護施設等側の取組及び管理運営面の問題に加えて、発生事案に対する養介護施設等の適切な対応の有無等を検討する必要があります。

改善指導において最も重要な視点は、虐待を行った養介護施設従事者等の処分で終わらせないことです。つまり、実際に虐待を行ったのは、特定の者であるが、その者が虐待を行う背景に養介護施設等の組織運営上の課題があります。よって、虐待対応ケース会議において、虐待が発生した要因や組織運営上の課題を明らかにし、再発防止に向け、その課題を改善するための養介護施設等自らの取組を促進していくことが重要です（**「第Ⅲ章　２．４　虐待の発生要因・課題の整理」**参照）。

イ．調査結果及び指導の通知、改善計画書の提出要請

養介護施設等に対して、事実確認の結果と改善が必要と考えられる事項を整理して通知するとともに、期限を定めて指導内容に準じた改善計画書の提出を求めます（改善計画書の提出期限は１か月以内が望ましいと考えられます。）。

養介護施設等に対して調査結果や改善が必要な事項を伝える際には、指導内容の主旨を徹底するため、直接説明することを基本とし、手渡すようにします。

また、改善計画には、虐待が発生した要因の分析や再発防止に向けた実効性のある具体的な取組を盛り込みます。改善計画の作成に当たっては、経営者・管理者層だけでなく、一般職員も含めて関わり、現場の実態を踏まえた実効性のある計画とする必要があります。なお、外部委員を含む高齢者虐待防止検討委員会や身体拘束適正化検討委員会の定期開催等による改善取組の担保と定期的な評価の仕組みについても十分検討するよう伝える必要があります。

なお、改善計画書及び改善報告書等の提出を求めることは行政指導に当たり、あくまでも施設･事業所の任意の協力が前提となることに留意が必要です(行政手続法第32条)。

７）対応方針の決定：通報者への対応

基本的に、通報者に対する行政機関からの報告義務はありません。ただし、事情によって報告が必要な場合には、事実確認の結果やその後の対応について、個人情報・法人情報等の守秘義務の取扱いに十分配慮した上で、可能な範囲で報告します。

また、通報等を行ったことにより通報者等が不利益を被っていないかどうかを確認する必要があります（当該養介護施設従事者等の解雇その他の不利益取扱い、退去要請や嫌がらせ等)。通報者等が不利益を被っていた場合には、当該養介護施設等に対して高齢者虐待防止法に規定する通報等による不利益取扱いの禁止について説明することが必要です。

８）都道府県への報告、対応内容の検討

高齢者虐待防止法では、養介護施設従事者等による高齢者虐待に関する通報等を受けた場合、市町村は虐待に関する事項を都道府県に報告しなければなりません（高齢者虐待防止法第 22 条)。ただし、通報等で寄せられる情報には、苦情処理窓口で対応すべき内容や過失による事故等、虐待事例以外の様々なものも含まれると考えられます。

そのため、都道府県と市町村間で協議し、報告ルールを定めておくことが必要です（通報等が寄せられた段階で、必ず都道府県に連絡し、情報共有と対応を協議している地域もあります)。

都道府県は、迅速かつ適切な対応ができるよう関係各課との連携協力体制を整備することが重要です。

都道府県に報告すべき事項（厚生労働省令で規定）

①虐待の事実が認められた養介護施設等の情報（名称、所在地、サービス種別）
②虐待を受けた高齢者の状況（性別、年齢、要介護度、障害高齢者日常生活自立度、認知症高齢者日常生活自立度、その他の心身の状況）
③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
④虐待を行った養介護施設等従事者の氏名、生年月日及び職種
⑤市町村が行った対応（虐待有と判断した日等）
⑥虐待を行った施設・事業所において改善措置が行われている場合にはその内容

養介護施設従事者等による高齢者虐待について(報告)　例

本件は、当市町村において事実確認を行った事案
□　養介護施設従事者等による高齢者虐待の事実が認められた事案である。
□　特に、下記の理由により、悪質なケースと判断したため、都道府県の迅速な対応を行う必要がある事案である。
□　更に都道府県と共同して事実の確認を行う必要がある事案である。
（　　）

1　養介護施設等の名称、所在地及びサービス種別

・名　　称　：＿＿＿＿＿＿＿＿
・サービス種別　：＿＿＿＿＿＿＿＿
（事業者番号：　　）
・所　在　地　：＿＿＿＿＿＿＿＿

2　養介護施設従事者等による高齢者虐待を受けた又は受けたと思われる高齢者の性別、年齢階級、日常生活自立度及び要介護度その他の心身の状況

性　　別	男　・　女	年齢階級※	
要介護度等	要支援　1　2 要介護　1　2　3　4　5 その他		
認知症高齢者の日常生活自立度	自立　Ⅰ　Ⅱa　Ⅱb　Ⅲ　Ⅳ　M		
障害高齢者の日常生活自立度	自立　J　A　B　C		
心身の状況			

※　該当する番号を記載すること
1　65～69 歳　2　70～74 歳　3　75～79 歳　4　80～84 歳
5　85～89 歳　6　90～94 歳　7　95～99 歳　8　100 歳以上

3　虐待の種別、内容及び発生要因

虐待の種別	身体的虐待　介護・世話の放棄・放任 心理的虐待　性的虐待　経済的虐待 その他(　　)
虐待の内容	
発 生 要 因	
判 断 日*	令和　　年　　月　　日　＊虐待有りと判断した日

4　虐待を行った養介護施設従事者等の氏名、生年月日及び職種

氏　名(※)		生年月日(※)	
(資格を有する者についてはその資格及び職名を、その他の者については職名及び職務内容を記載すること)			

5　市町村が行った対応

□　施設等に対する指導
□　施設等からの改善計画書・改善報告書の提出依頼
□　虐待を行った養介護施設従事者への注意・指導
□　(主として地域密着型サービスについて)介護保険法の規定に基づく勧告･命令･処分
□　その他(具体的に記載すること)

6　虐待を行った養介護施設従事者等において改善措置が行われている場合にはその内容

□　施設等からの改善計画書・改善報告書の提出
□　介護保険法の規定に基づく改善勧告、改善命令等の対応
□　その他(具体的に記載すること)

高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、上記の通り報告する。

令和　　年　　月　　日

○○○　都道府県（担当課名）

市町村長名

(注)　(※)印の項目については、不明の場合には記載しなくてよい。

２．４　虐待発生要因・課題の整理

虐待が発生した養介護施設等に対する再発防止に向けた指導内容を検討するため、虐待が発生した要因の分析や課題整理を行う必要があります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待は、虐待を行った職員のみにその原因を求められるものではなく、ましてや利用者の属性に帰結されるものでもありません。虐待が発生する要因として、組織運営面における何らかの問題が、職員の行動に影響を及ぼしていると考えられます。

法に基づく対応状況等調査によれば、虐待を行った職員個人の要因として「虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足」、「高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足」、「ストレス・感情コントロール」、「倫理観・理念の欠如」等の回答が上位を占めているが、これらの多くは養介護施設等における職員育成体制や労働環境、チームケア体制等が背景にあることが容易にうかがえます。

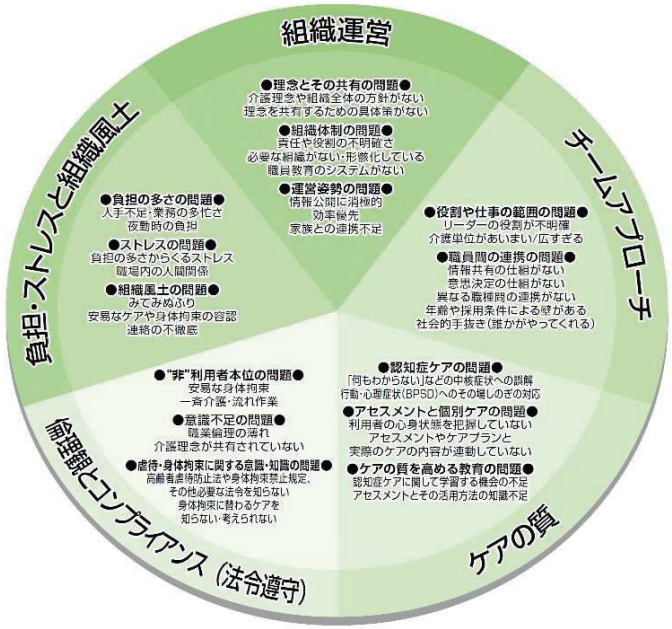
また、虐待を行った職員の要因とともに、組織運営上の課題として、「職員の指導管理体制」をはじめ、「虐待防止や身体拘束廃止にむけた取り組み」や「チームケア体制・連携体制」の不十分さ、「研修機会や体制」、「職員が相談できる体制」等の不十分さが指摘されています。さらに、運営法人・経営層の課題としては、営層の「現場の実態や理解の不足」、「虐待や身体拘束に関する知識不足」、「業務環境変化への対応取組」の不十分さ等も指摘されています。これらの経営や組織運営上の問題と職員個人が抱える問題が相互に影響し虐待が発生している実態がうかがえます。

法に基づく対応状況調査による虐待発生要因の上位項目

虐待を行った職員の課題（上位項目）	
	・職員の虐待や権利擁護、身体拘束に関する知識・意識の不足 ・職員の高齢者介護や認知症ケア等に関する知識・技術不足 ・職員のストレス・感情コントロール ・職員の倫理観・理念の欠如　等
組織運営上の課題（上位項目）	
	・職員の指導管理体制が不十分 ・虐待防止や身体拘束廃止にむけた取り組みが不十分 ・チームケア体制・連携体制が不十分 ・職員研修の機会や体制が不十分 ・職員が相談できる体制が不十分　等
運営法人・経営層の課題（上位項目）	
	・経営層の現場の実態理解不足 ・経営層の虐待や身体拘束に関する知識不足 ・業務環境変化への対応取り組みが不十分　等

先行研究では、養介護施設等における高齢者虐待の背景要因として、「組織運営」（組織運営は健全か）、「負担・ストレスと組織風土」（負担・ストレスや組織風土の問題はないか）、「チームアプローチ」（チームアプローチは機能しているか）、「倫理観とコンプライアンス」（倫理観を持ち、コンプライアンス（法令遵守）を考えているか）、「ケアの質」（ケアの質は保たれているか）の５つの次元に分けて整理しています。

これらの背景要因は、必ずしも直接的に虐待を生み出すわけではないものの、放置されることでその温床となったり、いくつかの要因が作用することで虐待の発生が助長されたりすることもあること、また、これらは必ずしも独立した要因ではなく、相互に関係している場合が多くあることが指摘されています。



出典：「養介護施設従事者等による高齢者虐待の背景要因（社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター，2008，p.17）。」

これら５つの次元ごとに虐待発生予防のポイントや、関連するキーワードから具体的な取組内容例も整理されています。これらは、虐待が発生した背景要因を養介護施設等の組織運営面や経営的側面から検討し、再発防止に向けた改善指導を行う際にも参考になる視点です。虐待を行った職員個人の問題に帰することなく、経営や組織運営面の課題を含めて改善指導を行うことにより、より実効性の高い再発防止の取組につながります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因と予防のポイント

背景・要因		☑予防のポイント
課題１　組織経営に課題がある		
●組織設立の理念や組織目標が共有されていない ●利用者の立場を考えた組織になっていない ●経営責任が果たされていない	⇒	□組織の理念や組織目標の共有と見直しを図っている □組織の理念や組織目標を職員が具体的に理解している □職員を支援する仕組みを整備している □苦情を受けつけ対応する体制が整備され周知されている
課題２　チームケアが上手くいっていない		
●ケアはチームで行うという意識が薄い ●連携の目的がより良いケアの提供ではなく、職員の人間関係維持に向いている	⇒	□それぞれの職種の専門性や役割の相互理解を進めている □職員間の報告、連絡、相談のやり方を決めている □話し合いを否定や批判ではなく、合意を形成する場にする □チームケアの目的を確認している □管理職は職員がチームケアの成功体験をできるようにする □ヒヤリハットや事故報告を検討、共有して活用している
課題３　提供するケアに課題がある		
●認知症ケアの専門的知識・技術の習得が十分ではない ●ケアの前提となるアセスメントが十分に行われていない ●一人ひとりの利用者に合わせたケアが提供されていない ●ケアの質を高める教育が十分でない	⇒	□**認知症の利用者のアセスメント方法**や**認知症ケアの方法**を知っている □一人ひとりのニーズを把握し、ニーズに合ったケアプランを作成している □職員の経験に応じた教育システムができている □ケアに関する相談をしやすい環境、体制ができている □他の施設の見学や外部の研修を受ける機会がある □外部研修の伝達が十分になされている
課題４　必要な倫理や守るべき法令が理解されていない		
●人を支援することの意味を考える機会がない ●虐待・身体的拘束等に関する意識・知識が不足している	⇒	□ケアになぜ倫理観が必要か理解している □**何が高齢者虐待や身体拘束にあたるのか**知っている □虐待防止や身体拘束廃止の具体的な方法を知っている □**虐待防止や身体拘束廃止について話し合う**仕組みがある
課題５　組織のあり方を変えにくい雰囲気		
●組織として負担や**ストレスを軽減する取組**をしていない ●現状を良しとして、組織を変えていくことに抵抗がある	⇒	□管理職が職員一人ひとりの業務内容を把握している □管理職が職員の負担やストレスに気づき、適切な環境を整備している □職員の意見を聞く機会を組織として設定している □利用者、家族、外部の人（実習生やボランティア、第三者評価）の意見を聞く機会がある □**経営層が組織のあり方**を常に見直している

出典：「養介護施設従事者等による高齢者虐待発生要因と予防のポイント（公益財団法人 東京都福祉保健財団，『その人らしさ』を大切にしたケアを目指して，2016，p.9-10）。」より作成

養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のキーワードと取組内容のまとめ

キーワード	取組内容
理念の共有	・ 法人理念がわかる教材（映像等）を作成し、新入職員研修等で活用しています ・ 日頃の会議で法人の理念を伝える機会があります ・ 経営層が業務に関わることで、理念を伝える機会があります ・ 職員の個人目標を考える時に、法人理念と照らし合わせています
個別ケア・認知症ケア	・ 入居前の暮らしの様子、長年なじんだ習慣や好みを確認しています ・ 認知症の人の「その人らしさ」を知るツール（センター方式、ひもときシートなど）を活用しています ・ 定例の会議でミニ事例検討をしています ・ 利用者の状況が変化した時に臨時で会議をしています ・ 職員が持ち回りで講師になる認知症ケアの勉強会を行っています
権利擁護意識の確立	・ 「虐待の芽チェックリスト」や「虐待予防セルフチェックリスト」を年に何回か行っています ・ 組織の管理者や委員会が中心になって、「虐待の芽チェックリスト」の結果を集計して、比較可能な形（数値化・グラフ化・内容やフロア別の傾向等）にまとめて、話し合い、改善をしています ・ 「虐待の芽」の状態に気付いた時に、職員間で声をかけ合い、助け合える関係を構築しています ・ 身体拘束が利用者・家族や職員に与える悪影響を確認しています ・ 一人ひとりのモラルを高めるような研修を実施しています
職場内訓練（OJT）	・ 新入職員を教育する担当制の指導者を配置（アドバイザー／プリセプター制）し、指導者向けの研修も実施しています ・ 新入職員に応じた指導ができるよう、アドバイザー・プリセプターに対しての研修を実施しています ・ よりよいケアを提供できるように、ケアのチェックリスト（「介護職員技術チェックリスト」・「業務チェックリスト」など）を作成して、職員が自分のスキルを自ら点検できるようにしています。結果を上司と話し合って共有しています ・ 上司は、1日の半分はケアの現場に入って、実際にケアをやって見せています ・ 利用者やチームの状況等に応じた研修のテーマを設定しています
職場外訓練（OFF-JT）	・ 勤務形態にかかわらず全ての職員が研修に参加できるようにしています ・ 職員の希望や状況に応じて受講する研修を選べるようにしています ・ 定例会議で、外部研修の伝達をする時間（15分から30分）を設けています
リスク管理	・ ヒヤリハットや事故報告を書きやすい書式にしています ・ 提出されたヒヤリハットや事故報告を、すぐに共有できる手順やマニュアルを決め、再発防止に努めています ・ なぜヒヤリハットや事故が起きたのか、話し合うことで今まで気づけなかったリスクに気づけるようにしています ・ 感染症対策のマニュアルを作成し、みんなが同じケアができるようにしています
開かれた組織運営	・ 利用者や家族向けのアンケートや交流会の声を、ケアや組織の事業計画に反映しています ・ 福祉サービス第三者評価の結果を活かして運営しています ・ コミュニティスペースとして、施設の一部を地域住民に開放しています ・ ボランティアや実習生が、自分の施設のケアをどのように感じたかを把握して活かしています ・ 虐待防止委員会に、家族や地域住民に委員として出席してもらっています
ストレス・負担感の軽減	・ ケアの中での困りごとやストレスを話し合える場をつくり、対応方法を共有しています ・ 職員が困ったり、苛立ったりしている時には、声をかけ合い、ケアの方法を話し合います。時には、交代することもあります ・ シフトごとの人数や交代時間を見直し、夜勤に負担がかかり過ぎないようにしています ・ 人事考課に関係しない面接を行い、職員の働きやすさの確保に努めています

出典：養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のキーワードと取組内容のまとめ（公益財団法人 東京都福祉保健財団，平成27年度 高齢者権利擁護に係る研修支援・調査研究事業『高齢者虐待防止事例分析検討委員会報告書』，2016）。」

指導文書の例

参考例

○○市町第○○○号
令和○○年○月○日

○○法人　○○施設
理事長　　○○○様

○○市町村長　○○○

施設における虐待と思われる事象に係る調査結果通知
及び改善計画の提出依頼について

○○施設において令和○年○月○日から○月○日までの間に実施した介護保険法○条（老人福祉法○条）に基づく事実確認の調査の結果については、下記のとおり通知します。改善計画を令和○年○月○日までに提出願います。

なお、改善計画をもとに、定期的な訪問や聞き取り等の調査を行う予定です。

記

1　調査結果

○○施設において、○○月○○日夜中に発生した入所者に対する施設職員における行為は、虐待に該当すると判断しました。

以前から入所者に対して暴言や暴力と思えるような言動、及び適正な手続きを経ていない身体的拘束等の実施があり、高齢者虐待（人格尊重義務違反）があったことを確認しました。

また、本調査においては、痣などの身体的な状態について記録の記載、及び施設内での連携や対応方針の明確化などがなされず対応方針が徹底できていない状況が確認されました。加えて、高齢者虐待防止法第20条第1項に定める通報義務に反する状況が確認されました。

2　改善計画の提出

○○施設において、以下の点を重視して施設内部での調査検討を全職員が関与する形で行うとともに、調査結果に基づき経営者・管理者の責任において改善計画書（書式は任意）作成及び提出を求めます。なお、改善の取組においては具体的な目標及び達成時期など必ず明記することを求めます。

（1）　虐待防止マニュアルの整備
（2）　職員全員に対する虐待防止マニュアル等の周知徹底
（3）　第三者委員会の設立及び施設内での虐待が発生した原因の究明と検討
（4）　職員の外部研修の実施と評価の充実
（5）　風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策
（6）　高齢者虐待防止措置の適切な実施と評価
（7）　身体的拘束等の適正化措置の適切な実施
（8）　適正な組織運営の確保と通報義務等の遵守

以上

指導に沿った改善計画例

指導内容	改善内容
（１）虐待防止マニュアルの整備 ①虐待防止マニュアルに組織として虐待防止を実施する義務に対する姿勢が明確にされていない ②管理者が虐待早期発見の責任者であることが明記されていない ③継続的な虐待防止教育や早期発見のための体制づくりが明確化されていない	①現行の虐待防止マニュアルについて、組織として断固として虐待の発生する環境をつくらないことを明記し、その方針及び具体的施策をマニュアルに追記を行う。 ②虐待予防・早期発見の責任者を明確にし、日常実施すべき役割をマニュアルに反映させる。 ③虐待防止委員会の組織作りと委員会議事録及びヒヤリハットを安全委員会と共有し、虐待の早期発見と継続的な教育展開ができる組織づくりを実施する。
（２）職員全員に対する虐待防止マニュアル等の周知徹底 ①虐待防止マニュアルの早期発見や通報義務について職員の理解が低い ②定期的な教育がなされていない	①虐待防止委員会立ち上げ後、虐待防止マニュアルを改訂。その後、早期発見のポイントや通報義務について内部監査にて理解度を確認。理解が低い点について、各所属において学習会を開催し徹底する。 ②年間教育計画内に、４月の入職者研修時に新人対象で「虐待防止マニュアルの理解」研修を実施すること（年度途中で新たに職員を採用した場合は同様の対応を行うこと）。９月度、虐待防止自己点検シート実施後、結果を受けた形で「虐待防止研修」を全職員対象で実施することを入れる。
（３）第三者委員会の設立及び施設内での虐待が発生した原因の究明と検討 ①第三者委員会の設立に関わる規定がない ②虐待発生時の原因究明と検討できる体制がない	①虐待防止マニュアル内に ・第三者委員名簿（連絡先を含む） ・第三者への連絡方法 ・第三者委員会開催規定及び議事録作成規定を追記する。 ②虐待発生時（疑いを含む）その事実確認後、即日虐待防止委員会を開催し、前後情報の記録の確認・職員ヒアリング実施し、時系列分析及び対策立案実施することを虐待防止マニュアル内の虐待防止委員会規定に追記する。 ※ただし、高齢者虐待防止法に基づく通報は上記過程を経ないと行えないものではないため、法に基づく通報等を妨げないよう、通報義務に関する説明は別途記載すること。
（４）職員の外部研修の実施と評価の充実 ①虐待対応に関わる職員の外部研修が実施されていない ②虐待対応に関わる研修評価制度がない	①安全委員会と連携し、外部研修情報を収集し、３年目以上の職員は全員１回は虐待に関わる外部研修を受講することを虐待防止マニュアルに規定する。その上で、年度末に未受講者について、各所属長から事由書及び受講計画予定表の提出を規定する。 ②外部研修受講者は、当該受講年度でチームを組み、虐待防止研修会（９月度）の研修実施を行い、研修受講者からのアンケートによって理解度の評価とする。理解度が低い内容については、当該研修チームで再度その項目に関わる研修を実施することを規定する。
（５）風通しのよい職場づくりの検討と具体的な対策 ①管理者が職員のストレス状況や現場の環境を把握できる体制ができていない ②職員が気軽に相談できる体制がない	①管理者は、ヒヤリハット報告書を利用し施設内状況を把握する。職員に報告書の重要性及び運用を教育し、状況把握ができる報告書の提出を促す。ヒヤリハット報告書項目に ・職員への暴力 ・利用者間トラブル ・外傷等 虐待兆候を把握するための項目を追記すると共に苦情対応委員会と連携し、利用者・家族からの苦情報告書内に虐待の兆候がないか、確認していく責務を虐待防止マニュアルに規定する。 ②相談しやすい環境づくりのため、管理者は、ヒヤリハット報告書による施設内状況の把握を行ったうえで、ケアの度合いが高い利用者や認知症の利用者等の状況から、管理者から適切に職員への声かけを行う。安全委員会の

	機会などを利用し、現場の課題に対し、職員をねぎらいながら解決への指導を行う。その際に不満や不安の兆候がある職員に対し、個別の声かけを行い相談受け入れ体制を示す。また、管理者等がサービス提供現場をラウンドして直接業務の実施状況等を確認するなど、自ら積極的に状況把握に努める。
（６）高齢者虐待防止措置の適切な実施と評価 ①虐待防止のための対策を検討する委員会が設置されていない、指針が具体的な内容に乏しい、虐待防止のための研修が定期的に実施されていない、担当者が定められていない等、高齢者虐待防止措置が適切に実施されていない ②上記の状況について職員からの意見が出されていたものの、数か月間放置されていた	①別途適用された高齢者虐待防止措置未実施減算の内容にしたがって適切に改善計画を策定・実施するとともに、今後の虐待防止の取組が適切に実施されるよう、（１）～（５）の指摘事項を含めて総合的に評価し、本指導に係る改善計画の見直しを図る（見直しの時期をあらかじめ定め、結果を報告すること）。 ②改善計画の実施状況について定期的に職員に報告し、また職員からの意見を定期的に集約する。
（７）身体的拘束等の適正化措置の適切な実施 ①利用者家族の意向を根拠に、要否の検討を十分実施せずに身体的拘束等を実施している ②人員不足や多忙を主な理由とした身体的拘束等が行われている	①家族等に対して、身体的拘束等を実することによって生じる身体的・精神的弊害等について十分に説明するとともに、当該高齢者に対する再アセスメントを実施し、カンファレンスを行う。またこれらの実施をルール化するとともに、記録を行う。 ②身体的拘束等の適正化のための委員会・指針・研修を通じて、安易な身体拘束を未然に防ぐための取組が十分に行われるよう、別途適用された身体拘束廃止未実施減算の内容にしたがって適切に改善計画を策定･実施する(改善計画の内容・実施状況については、本指導に係る報告に含めること)。
（８）適正な組織運営の確保と通報義務等の遵守 ①管理者が定着しない、離職率が高止まりしている等、組織運営全体に課題がある ②職員からの虐待（疑い）事例の報告に対し、確認せずに否定する、通報を禁ずる等の対応が管理者からなされた	①適切な組織運営がなされるよう、法人本部を交えて検討し、組織運営全体の改善計画を策定する。またその内容を職員に周知する。 ②通報義務を含む高齢者虐待防止法、及び高齢者虐待防止措置の内容を適切に理解し実施できるよう、管理者及び管理職が定期的に高齢者虐待防止に係る外部研修を受講する。

※各指導内容・改善内容について、短期目標・中期目標・長期目標を分けて設定する、最終報告の前に中間報告のタイミングを設ける等して、改善計画の着実な実施を担保するとよい。

※本表は例示につき「等」と表記している箇所があるが、実際の指導においては、課題となる事項を特定し、具体化する必要がある。

※（８）のような課題に対し、当該施設等あるいは法人自らの改善が期待しにくい（あるいはみられない）場合は、市町村等がモニタリングを兼ねた相談支援を行うほか、コンサルテーションが行える専門家の紹介や、組織運営・経営等に関する相談支援が可能な団体等（例：全国社会福祉法人経営者協議会）との仲介を行う等の対策を検討してもよい。

【別表】老人福祉法・介護保険法による権限規定

老人福祉法	第 18 条	都道府県知事	老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者、養護老人ホーム・特別養護老人ホームの施設長に対する報告徴収・立入検査等
	第 18 条の２	都道府県知事	認知症対応型老人共同生活援助事業者に対する改善命令 老人居宅生活支援事業者、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人介護支援センター設置者に対する事業制限・停止命令
	第 19 条	都道府県知事	養護老人ホーム・特別養護老人ホーム設置者に対する事業停廃止命令、認可取消
	第 29 条	都道府県知事	有料老人ホーム設置者等に対する報告徴収・立入検査等 有料老人ホーム設置者に対する改善命令、事業の制限、停止命令
介護保険法	第 76 条	都道府県知事 市町村長	指定居宅サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収立入検査等
	第 76 条の２	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 77 条	都道府県知事	指定居宅サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第 78 条の７	市町村長	指定地域密着型サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第 78 条の９	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 78 条の 10	市町村長	指定地域密着型サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第 83 条	市町村長	指定居宅介護支援事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収立入検査等
	第 83 条の２	市町村長	指定居宅介護支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 84 条	市町村長	指定居宅介護支援事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第 90 条	都道府県知事 市町村長	指定介護老人福祉施設、施設開設者、施設の長、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第 91 条の２	都道府県知事	指定介護老人福祉施設開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第 92 条	都道府県知事	指定介護老人福祉施設に対する指定取消・指定の効力停止
	第 100 条	都道府県知事 市町村長	介護老人保健施設の開設者、管理者、医師その他の従業者に対する報告徴収・立入検査等
	第 103 条	都道府県知事	介護老人保健施設の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第 104 条	都道府県知事	介護老人保健施設に対する許可取消・許可の効力停止
	第 114 条の２	都道府県知事 市町村長	介護医療院の開設者、管理者、医師その他の従業者に対する報告徴収・立入検査等
	第 114 条の５	都道府県知事	介護医療院の開設者に対する勧告・公表・措置命令
	第 114 条の６	都道府県知事	介護医療院に対する許可取消・許可の効力停止
	第 115 条の７	都道府県知事 市町村長	指定介護予防サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第 115 条の８	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 115 条の９	都道府県知事	指定介護予防サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第 115 条の 17	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第 115 条の 18	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 115 条の 19	市町村長	指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第 115 条の 27	市町村長	指定介護予防支援事業者等、事業者であった者、従業者であった者に対する報告徴収・立入検査等
	第 115 条の 28	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する勧告・公表・措置命令
	第 115 条の 29	市町村長	指定介護予防支援事業者に対する指定取消・指定の効力停止
	第 115 条の 33	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定介護老人福祉施設開設者、指定介護老人保健施設開設者、介護医療院開設者に対する報告徴収、立入検査等（業務管理体制）
	第 115 条の 34	厚生労働大臣 都道府県知事 指定都市市長 中核市市長 市町村長	指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定介護老人福祉施設開設者、指定介護老人保健施設開設者、介護医療院開設者に対する勧告、公表、措置命令（業務管理体制）

２．５　虐待の再発防止と必要な措置

老人福祉法又は介護保険法の規定に基づく事実確認の結果、高齢者虐待（人格尊重義務違反、入居者の処遇に関し不当な行為や運営に関し入居者の利益を害する行為）の事実が確認された養介護施設等に対しては、虐待の再発防止のため、要因分析、必要な権限の行使、モニタリング・評価、事案終結に向けた対応を行っていくことになります。

指導監督担当部署においては、立入検査等に基づく事実確認の結果、高齢者の被害の程度、故意性、組織性、悪質性の有無等を整理し、事業所に対する老人福祉法及び介護保険法に基づく改善指導、命令（老人福祉法に限る。）、指定の取消しや効力停止等の行政処分の必要性を検討し、対応（措置）を行っていくことから、老人福祉法、介護保険法及び高齢者虐待防止法の各担当部局が密接に連携し対応していくことが不可欠です。

なお、介護保険法に基づく監査の実施や行政処分等の実施及び処分の程度の決定に当たっては、介護保険法関係法令の規定の他、厚生労働省老健局から発出されている通知（監査指針や監査マニュアル）や、各自治体で作成している監査実施要綱や行政処分の処分基準などを参照してください。

有料老人ホームの場合の指導監督については、「有料老人ホーム指導監督の手引き（2 訂版）」を参照してください。

また、高齢者虐待に該当する身体的拘束等が確認された場合は、上記に示した措置に加えて、身体的拘束等の原則禁止規定、ならびに身体拘束廃止未実施減算との関係を確認し、**「第Ⅰ章　１．２「高齢者虐待」の捉え方　３）身体拘束に対する考え方」**に記載の措置を実施します。

身体的拘束等の原則禁止や記録に関する規定（以下「身体的拘束等の原則禁止規定」という。）があり、かつ身体拘束廃止未実施減算の対象となる施設・事業所においては、記録の不備や運営基準違反等が認められた場合に必要な措置を検討するとともに、身体拘束廃止未実施減算も適用することとなります。また、減算対象ではないものの身体的拘束等の原則禁止規定がある施設・事業所においては、記録の不備や運営基準違反が認められた場合に必要な措置を検討します。

高齢者虐待防止措置についても、運営基準違反が認められた場合に減算等必要な措置を検討します。

なお、有料老人ホームについても、有料老人ホームの運営指導指針において、身体的拘束等の原則禁止規定ならびに身体拘束廃止未実施減算の要件と同等の身体的拘束等の適正化のための措置及び高齢者虐待防止措置が示されていますので、これを踏まえ、老人福祉法に照らして必要な措置を行います。

１）提出された改善計画の内容チェック

事実確認の結果や指導通知から期限を定め（提出期限は通知後１か月以内が望ましいと考えられます）、当該養介護施設等に対して、改善計画書の提出を求めます。

養介護施設等から提出された改善計画書は、以下の点を踏まえて内容を検討することが必要であり、改善計画に記された取組内容が不十分である場合や、具体性や実現性がない

など、改善計画の内容が不十分と考えられる場合は、養介護施設等に対して修正するよう指導を行います。

なお、指導を行う根拠規定について、介護保険法に基づく施設・事業所の指定権者が都道府県の場合、都道府県は介護保険法、市町村は老人福祉法第５条の４第２項第２号、有料老人ホームの場合は、都道府県は老人福祉法、市町村は老人福祉法第５条の４第２項第２号に基づいて実施することとなります。

改善計画のチェック事項（例）

□市町村が指摘した事項が改善取組として網羅されているか
□改善取組の目標や達成時期が明確になっているか（短期・中長期に達成すべきこと等）
□改善取組の具体的方法が示されているか
□改善取組のために適切な職員（役職者等）が割り振られているか
□改善計画の作成には経営者層・管理者層や職員全員が関わっているか
□改善計画は経営層の責任において作成されているか
□改善取組を担保するための仕組みの実効性はあるか、等

出典：平成 23 年度　東京都区市町村職員等高齢者権利擁護研修　養介護施設従事者等による高齢者虐待対応研修講義資料（財団法人東京都福祉保健財団）を一部修正

改善計画の具体的な作成方法などについて、養介護施設等が、都道府県や市町村に支援を求める場合も考えられます。その場合は、指摘した指導内容に対してどのような方法で取り組むことが必要であるなどの助言を行い、虐待等の再発防止のための取組を促すことが必要です。また、養介護施設等のみでは十分な取組が困難と思われる事項や、都道府県や市町村が関与できる事項については、支援方法を検討するなどして積極的に改善取組に協力する姿勢が求められます。

※養介護施設等から提出された改善計画の内容については、指定権限等を有する都道府県職員と協議します。改善計画の内容のヒアリング等に都道府県担当職員が同席することにより、より実効性の高い改善取組内容への修正も可能になると考えられます。

２）改善取組を担保するための方法

養介護施設等の改善取組を行うための工夫には様々な方法があると考えられます。以下に示す方法を参考としつつ、それぞれの地域の実情や事案内容に合わせたモニタリング方法を検討し、養介護施設等の改善取組を促すことが必要です。

改善取組を促すための方法（例）

□施設・事業所内の高齢者虐待防止検討委員会に第三者委員の参加を促し、定期的に改善取組の評価を行う。委員会等に市町村職員が参加したり、市町村に定期的に報告を行う。
□施設・事業所の苦情対応に第三者委員を導入することや介護サービス相談員（※）を受け入れるなど、常に第三者の目が入る環境を整える。
□当該施設・事業所内で定期的に自己評価を実施し、何がどこまで改善しているのか、未達成の課題は何かなどを整理して市町村へ報告する。
□都道府県がホームページなどで公開している第三者評価の結果から優れた取組みを参考にする。

※「介護サービス相談員派遣事業の実施について」平成 18 年５月 24 日老計発 0524 第１号

３）改善計画書の受理と改善報告書の提出及び評価時期の設定

改善計画の内容が適切であると判断された場合は、改善計画書を受理します。その際、改善取組に対する改善報告書の提出とモニタリング・評価を行うための時期を定めておきます。改善状況の経過を報告等で把握しながら、一定期間後には最終的な改善報告書の提出を求め、改善取組の評価が行われることを養介護施設等に伝達することが必要です。

なお、受理した改善計画書の内容や改善報告書の提出とモニタリング・評価の時期については、都道府県へも報告を行い、情報を共有することが重要です。

２．６　モニタリング・評価

１）モニタリング

改善指導を行った市町村や都道府県は、養介護施設等における改善取組の実施状況や効果について、当該養介護施設等からの報告にとどまらず、改善への取組開始から一定期間後に当該養介護施設等を訪問することにより、高齢者の生活状況や高齢者虐待防止検討委員会等の取組状況等を点検するなど、虐待の再発防止に向けた取組を、改善報告書を確認しながら終結まで責任を持って行う必要があります。

なお、改善指導を行った市町村が、有料老人ホームへのモニタリングを行う場合は、老人福祉法第５条の４第２項第２号に基づき必要な指導を実施することになります。都道府県がモニタリングを行う場合は、老人福祉法に基づく事業及び介護保険法に基づく事業の運営が健全かつ円滑に行われるようにするために、行政手続法に基づく行政指導として市町村と協働しながら実施します。

２）改善取組の評価

養介護施設等の改善取組は、改善計画に基づいた改善報告書にて評価を行います。特に、期間を定めて目標を設定した場合には、期間が過ぎた時点で評価を実施し、その後の改善状況を検討します。その際、市町村等による支援策を提案するなどして、養介護施設等の改善取組が円滑に行われるように対応することが重要です。

ア．評価の実施時期

改善計画は、期間を定めた上で個々の項目ごとに目標を立てて、作成します。例えば、３か月後、６か月後、１年後という期間を区切って目標を設定し、それぞれの期間が到来した段階で再発防止に向けた取組状況を確認します。

イ．改善取組・目標達成状況の確認

期間を定めて取り組んでいる個々の目標が達成できているか否かは、当該養介護施設等を訪問して確認を行います。例として、改善取組に関する実施状況については実施記録等、管理者や従業者の状況についてはヒアリングやアンケート等、高齢者の生活状況については面接等により、確認を行います。

例えば、管理者や従業者への確認では、指摘した指導事項がどのように改善しているか、行動面や意識面の変化をアンケート調査形式で行うことで、定量的な把握も可能に

なります。また、グループホーム等の従業者数が少ない事業所であれば、一人ひとりから改善取組に対する意識や行動の変化の聞き取りを行う方が効果的な場合もあります。

養介護施設等の規模や事案内容によって具体的な評価方法は異なると思われますが、改善報告書を確認し、市町村の実情にあわせ、効果的な方法の工夫・検討が望まれます。

なお、養介護施設等を訪問して確認した結果は、評価報告書に整理します。

ウ. 評価会議

評価会議では、高齢者虐待対応担当部署（管理職を含む）、老人福祉法担当部署、介護保険法担当部署及びその他関連部署のメンバーにより、養介護施設等で確認した改善取組状況の確認を行います。なお、確認の際には以下のような視点で評価を行うことが考えられます。

評価会議で確認すべき項目（例）

□事実確認において確認された虐待・虐待が疑われる事象等が解消されているか
□評価時点でその他の虐待・虐待が疑われる事象等が生じていないか
□個々の改善目標が計画どおり達成されているか
□改善が進んでいない項目について、新たな取組の必要性はないか
□当初指摘した事項以外の点で、虐待に関連して改善を要する事項はないか
□高齢者の生活を支援する環境として虐待を生ずるような不安要素はないか
□虐待予防のための取組が継続して行われているか
□虐待が生じた場合の対応策が講じられているか　　など

評価会議における検討内容は、記録に残します。

エ. 評価結果のまとめ

評価を行った時点で、上記の改善計画目標の達成状況を確認します。達成されていない目標は、期限を再設定して目標達成に向けて取り組むよう指導を行います。

オ. 評価結果のフィードバック

養介護施設等の改善取組や目標達成状況の評価を行った結果は、当該養介護施設・事業所に対して文書等でフィードバックを行います。特に、改善取組や目標達成が進んでいない事項に関しては、新たな取組も含め、目標を達成するための方策を十分検討するように促します。

２．７　終結段階

１）終結の判断

虐待対応は、常に終結を意識して行う必要があります。虐待対応が終結していないことは、養介護施設従事者等による高齢者への権利侵害のおそれがある状態が継続していることを意味しています。そのため、養介護施設等における改善取組を促し、高齢者が安全で安心できる生活環境を整え、虐待対応を終結させることが重要です。

なお、終結の判断は、改善計画に沿った改善報告書に基づき、モニタリングを行った結果を踏まえ、評価会議にて行います。

２）虐待対応の終結要件

改善取組に関する各項目の目標が達成され、下記の２つの要件を確認した時点で、虐待対応を終結します。

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の終結要件

① 虐待が解消し、高齢者が安心してサービスを利用出来るようになったと確認できること
② 虐待の要因となった課題について、養介護施設等が再発防止のための方策を講じ、継続的に虐待防止の取組が実施できる体制の整備ができたことを確認できること

具体的には、以下に示す状況が確認された場合に、虐待対応の終結と判断します。

・事実確認において確認された虐待・虐待が疑われる事象などが解消されている
・評価時点でその他の虐待・虐待が疑われる事象などが生じていない
・個々の改善目標が計画どおり達成された
・改善が進んでいなかった項目についても目標が達成された（新たな取組を含む）
・虐待予防・防止のための取組が継続して行われている
・虐待が生じた場合の対応策が講じられている

なお、終結の判断は、市町村と都道府県が協議して行うことや、市町村が単独で終結を判断することも考えられますが、都道府県が指定権者等の施設である場合で、市町村が単独で終結を判断した場合は、都道府県に報告し情報共有を図ります。

養介護施設従事者等による高齢者虐待対応について、都道府県の積極的な関与により市町村への支援の充実を図ることが求められます。

3　養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況の公表

高齢者虐待防止法においては、都道府県知事は、毎年度、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況、養介護施設従事者等による高齢者虐待があった場合にとった措置その他厚生労働省令で定める事項を公表するものとすることとされています（高齢者虐待防止法第 25 条）。

この公表制度を設けた趣旨は、各都道府県において、養介護施設従事者等による高齢者虐待の状況を定期的かつ的確に把握し、各都道府県・市町村における高齢者虐待の防止に向けた取組に反映していくことを着実に進めることを目的とするものであり、高齢者虐待を行った養介護施設等名を公表することにより、これらの施設等に対して制裁を与えることを目的とするものではありません（ただし、高齢者虐待等により、介護保険事業所としての指定取消（全部停止、一部停止を含む）が行われた場合には、介護保険法に基づきその旨を公示します。また、有料老人ホームにおける高齢者虐待等により改善命令や事業の制限又は停止命令が行われたときは、老人福祉法に基づきその旨を公示します）。

公表の対象となる養介護施設等は、市町村又は都道府県が事実確認を行った結果、実際に高齢者虐待が行われていたと認められた事例です。具体的には、次のようなものが考えられます。

① 市町村による事実確認の結果、高齢者虐待が行われていたと認められるものとして、都道府県に報告された事例
② 市町村及び都道府県が協働で事実確認を行った結果、高齢者虐待が行われていたと認められた事例
③ 市町村からの報告を受け、改めて都道府県で事実確認を行った結果、高齢者虐待が行われていたと認められた事例

上記の事例を対象とし、次の項目について集計した上で、公表します。

※現在、厚生労働省のウェブサイトにおいて、各都道府県の公表資料へのリンク集を掲載しています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000106372_00002.html

都道府県が公表する項目

①高齢者虐待の状況
・高齢者の状況（性別、年齢階級、心身の状態像等）
・高齢者虐待の類型（身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待）
②高齢者虐待に対して取った措置
③その他の事項（厚生労働省令で規定）
・施設・事業所の種別類型
・虐待を行った養介護施設従事者等の職種

【引用文献】

○公益財団法人　東京都福祉保健財団.(2016).高齢者虐待防止事例分析検討委員会報告書.

○厚生労働省 身体拘束ゼロ作戦推進会議.(2001).身体拘束ゼロへの手引き.

○社団法人日本社会福祉士会.(2012).市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き,第２版,中央法規出版株式会社.

○社団法人日本社会福祉士会.(2012).市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き,中央法規出版株式会社.

○社会福祉法人　新潟県社会福祉協議会.(2020).成年後見制度市町村申立マニュアル（令和２年３月改定版）.

○社会福祉法人　東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター.(2008).高齢者虐待を考えるー養介護施設従事者等による高齢者虐待防止のための事例集

○東京都福祉保健局.(2006).高齢者虐待防止に向けた体制構築のためにー東京都高齢者虐待対応マニュアルー.

【参考文献】

○個人情報保護委員会事務局.(2022).個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド（行政機関等向け）.

○個人情報保護委員会事務局編.(2022).個人情報の保護に関する法律についてのＱ＆Ａ（行政機関等編）.

○公益社団法人　日本社会福祉士会.高齢者虐待対応に関する帳票.
https://www.jacsw.or.jp/csw/dataroom/kenri/gyakutai_taio/01.html.

○公益社団法人 日本社会福祉士会.(2021).令和２年度老人保健事業推進費等補助金「高齢者虐待における事例研究等に関する調査研究事業」報告書.
https://www.jacsw.or.jp/citizens/josei/documents/2020/hojo01_hokoku.pdf.

○公益財団法人東京都福祉保健財団.(2016).「その人らしさ」を大切にしたケアを目指してー施設・事業所で高齢者虐待防止に取組む皆さまへー.

○社団法人日本社会福祉士会.(2012).市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き,第２版,中央法規出版株式会社.

○社団法人日本社会福祉士会.(2012).市町村・都道府県のための養介護施設従事者等による高齢者虐待対応の手引き.中央法規出版株式会社

○社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター.(2022).
令和３年度老人保健健康増進等事業「高齢者虐待における死亡・重篤事案等にかかる個別事例検証による虐待の再発防止策についての調査研究事業『高齢者虐待に伴う死亡事案等検証の手引き』」.

○社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修センター.(2022).
令和３年度老人保健事業推進費等補助金「介護保険施設・事業所における高齢者虐待防止に資する体制整備の状況等に関する調査研究事業」報告書及び報告書別冊.

○東京都福祉保健局.(2006).高齢者虐待防止に向けた体制構築のためにー東京都高齢者虐待対応マニュアルー.

○一般財団法人日本総合研究所.(2023).令和４年度老人保健事業推進費等補助金「成年後見制度における市町村長申立の適切な実施及び成年後見制度利用支援事業の推進に関する調査研究事業」報告書.

令和6年度厚生労働省委託　高齢者虐待の実態把握等のための調査研究事業　委員名簿

（敬称略。◎委員長　○副委員長　□作業部会座長）

【調査研究委員会】

氏名	所属	役職
◎永田　祐	同志社大学社会学部	教授
○湯原　悦子	日本福祉大学社会福祉学部	教授
○板垣　勝彦	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院	教授
江澤　和彦	公益社団法人日本医師会	常任理事
田母神　裕美	公益社団法人日本看護協会	常任理事
滝沢　香	日本弁護士連合会 高齢者・障害者権利支援センター	前センター長
安藤　千晶	公益社団法人日本社会福祉士会	副会長
髙橋　智子	公益財団法人東京都福祉保健財団　東京都高齢者・障害者権利擁護支援センター	主査
小林　志伸	長野県健康福祉部介護支援課	計画係長

【養護者虐待関係作業部会】

氏名	所属	役職
□湯原　悦子	日本福祉大学社会福祉学部	教授
高橋　洋子	公益財団法人日本訪問看護財団	事業部部長
川北　雄一郎	社会福祉法人全国社会福祉協議会　全国地域包括・在宅介護支援センター協議会	副会長
三木　克浩	一般社団法人『民間事業者の質を高める』全国介護事業者協議会	理事
安藤　亨	豊田市福祉部よりそい支援課	地域共生・社会参加担当長
立石　英世	福岡市福祉局生活福祉部地域包括ケア推進課	課長
椎名　紗彩	長島・大野・常松法律事務所	弁護士

【従事者虐待関係作業部会】

氏名	所属	役職
□板垣　勝彦	横浜国立大学大学院国際社会科学研究院	教授
井野端　司	公益社団法人全国老人福祉施設協議会	老施協総研運営委員会委員
福田　六花	公益社団法人全国老人保健施設協会	常務理事
松原　六郎	公益社団法人日本認知症グループホーム協会	常務理事
田月　幸一	神戸市福祉局監査指導部	監査指導担当課長
豊留　則子		虐待担当係長
杉浦　有佳	静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課	福祉指導官兼介護指導第2班長
椎名　紗彩	長島・大野・常松法律事務所	弁護士

【アドバイザー】

氏名	所属	役職
岸　恵美子	東邦大学大学院看護学研究科	教授
田仲　理恵	日本電気株式会社　アナリティクス・コンサルティング統括部	プロフェッショナル
菅原　久美	日本電気株式会社　社会保障システム開発統括部	主任

【オブザーバー】

所属
厚生労働省老健局介護保険指導室（細谷室長補佐）
公益社団法人全日本病院協会
株式会社日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング部門

【厚生労働省】

氏名	所属	役職
小林　靖	厚生労働省老健局高齢者支援課	課長補佐
乙幡　美佐江		高齢者虐待防止対策専門官
大西　一輝		虐待防止対策係

【受託団体：■事務局責任者】

氏名	所属	役職
加藤　伸司	社会福祉法人東北福祉会 認知症介護研究・研修仙台センター	センター長
阿部　哲也		副センター長
■吉川　悠貴		研究部長
森下　久美		専任研究員

【再委託先事業者】

氏名	所属	役職
坂本　俊英	一般財団法人日本総合研究所 調査研究本部	所長（理事）・主席研究員
青木　忠明	株式会社ヒューサイ	代表取締役

２０１７年（平成２９年）６月９日

都道府県（成年後見制度）担当課　御中

日本弁護士連合会
会長　中　本　和　洋
日本司法書士会連合会
会長　三河尻　和　夫
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長　多　田　宏　治
公益社団法人日本社会福祉士会
会長　鎌　倉　克　英
（公印省略）

成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について
（要請）

日頃より高齢者や障がい者の権利擁護のために御尽力いただきありがとうございます。

さて，この度，国において，成年後見制度利用促進法に基づく基本計画が策定され（本年３月２４日），本年度より都道府県や市町村における具体化が要請されていることは御承知のところかと存じます。

我々三専門職団体は，２０００年以降，成年後見制度の普及促進や実務運用，相談・助言，専門職後見人の養成等に，家庭裁判所と連携を図りつつ携わってまいりました。特に，市民後見人の育成や市町村長申立支援については，各地方自治体と協働した取組を各地で進めてまいりました。

この度，国の基本計画において，各市町村における基本計画の策定や審議会の設置が求められるとともに，都道府県には，広域的見地から各市町村の支援や家庭裁判所や専門職団体との連携・調整が求められているところです。同計画には，併せて，準備段階より三専門職団体が参画することが要請されております。これを受け，三専門職団体としては，合同して積極的にこれに参画していくことを確認し，各都道府県の会において，都道府県や市町村との協議等に積極的に対応する旨を要請いたしました。

三専門職団体といたしましては，これまでの後見実務の蓄積と市町村等との協働の実績を生かし，また，家庭裁判所と都道府県や各市町村との架け橋の役割も担いつつ，誰もが利用しやすい制度の仕組み作りに尽力させていただく所存ですので，是非とも準備段階の当初より，各地の三専門職団体に御連絡をいただき，成年後見制度利用促進に向けた都道府県全体の現状と課題，各市町村の中核機関の設立や機能整備など今後の計画策定について広域的な支援に求められる事項などについて協議の場を設けていただきますよう要請いたします。

本件に対応する三専門職団体の各地の問い合わせ先は，別紙のとおりとなっておりますので，お気軽にお問い合わせください。

２０１７年（平成２９年）６月９日

市町村（成年後見制度）担当課　御中

日本弁護士連合会
会長　中　本　和　洋
日本司法書士会連合会
会長　三河尻　和　夫
公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート
理事長　多　田　宏　治
公益社団法人日本社会福祉士会
会長　鎌　倉　克　英
（公印省略）

成年後見制度利用促進基本計画策定に向けた協議について
（要請）

日頃より高齢者や障がい者の権利擁護のために御尽力いただきありがとうございます。

さて，この度，国において，成年後見制度利用促進法に基づく基本計画が策定され（本年３月２４日），本年度より都道府県や市町村における具体化が要請されていることは御承知のところかと存じます。

我々三専門職団体は，２０００年以降，成年後見制度の普及促進や実務運用，相談・助言，専門職後見人の養成等に，家庭裁判所と連携を図りつつ携わってまいりました。特に，市民後見人の育成や市町村長申立支援については，各地方自治体と協働した取組を各地で進めてまいりました。

この度，国の基本計画において，各市町村における基本計画の策定や審議会の設置が求められておりますところ，その準備段階より三専門職団体が参画することが併せて要請されております。これを受け，三専門職団体としては，合同して積極的にこれに参画していくことを確認し，各都道府県の会において，都道府県や市町村との協議等に積極的に対応する旨を要請いたしました。

三専門職団体といたしましては，これまでの後見実務の蓄積と市町村等との協働の実績を生かし，また，家庭裁判所と各市町村との架け橋の役割も担いつつ，誰もが利用しやすい制度の仕組み作りに尽力させていただく所存ですので，是非とも準備段階の当初より，各地の三専門職団体に御連絡をいただき，成年後見制度利用促進に向けた各地域の現状と課題，中核機関の設立や機能整備など，今後の基本計画に盛り込むべき事項などについて協議の場を設けていただきますよう要請いたします。

本件に対応する三専門職団体の各地の問い合わせ先は，別紙のとおりとなっておりますので，お気軽にお問い合わせください。

日本弁護士連合会　弁護士会一覧

日本弁護士連合会（担当：人権部人権第二課）
東京都千代田区霞が関１－１－３
TEL 03(3580)9841（代表）／ FAX 03(3580)2896

	名称	所在地	TEL	FAX
北海道	札幌弁護士会	〒060-0001　札幌市中央区北一条西10丁目 札幌弁護士会館7F	011-281-2428	011-281-4823
	函館弁護士会	〒040-0031　函館市上新川町1-3	0138-41-0232	0138-41-3611
	旭川弁護士会	〒070-0901　旭川市花咲町４	0166-51-9527	0166-46-8708
	釧路弁護士会	〒085-0824　釧路市柏木町4番3号	0154-41-0214	0154-41-0225
東北	仙台弁護士会	〒980-0811　仙台市青葉区一番町2-9-18	022-223-1001	022-261-5945
	福島県弁護士会	〒960-8115　福島市山下町4-24	022-223-1001	022-261-5945
	山形県弁護士会	〒990-0042　山形市七日町2-7-10 NANA BEANS 8階	023-622-2234	023-635-3685
	岩手弁護士会	〒020-0022　盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館（サンビル）2階	019-651-5095	019-623-5035
	秋田弁護士会	〒010-0951　秋田市山王6-2-7	018-862-3770	018-823-6804
	青森県弁護士会	〒030-0861　青森市長島１丁目３番１号　日赤ビル5階	017-777-7285	017-722-3181
関東	東京弁護士会	〒100-0013　千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館6階	03-3581-2201	03-3581-0865
	第一東京弁護士会	〒100-0013　千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館11階	03-3595-8585	03-3595-8577
	第二東京弁護士会	〒100-0013　千代田区霞が関1-1-3 弁護士会館9階	03-3581-2255	03-3581-3338
	神奈川県弁護士会	〒231-0021　横浜市中区日本大通9	045-211-7707	045-212-2888
	埼玉弁護士会	〒330-0063　さいたま市浦和区高砂4-7-20	048-863-5255	048-866-6544
	千葉県弁護士会	〒260-0013　千葉市中央区中央4-13-9	043-227-8431	043-225-4860
	茨城県弁護士会	〒310-0062　水戸市大町2-2-75	029-221-3501	029-227-7747
	栃木県弁護士会	〒320-0845　宇都宮市明保野町1番6号	028-689-9000	028-689-9018
	群馬弁護士会	〒371-0026　前橋市大手町3-6-6	027-233-4804	027-234-7425
	静岡県弁護士会	〒420-0853　静岡市葵区追手町10-80 静岡地方裁判所構内	054-252-0008	054-252-7522
	山梨県弁護士会	〒400-0032　甲府市中央1-8-7	055-235-7202	055-235-7204
	長野県弁護士会	〒380-0872　長野市妻科432	026-232-2104	026-232-3653
	新潟県弁護士会	〒951-8126　新潟市中央区学校町通一番町1 新潟地方裁判所構内	025-222-5533	025-223-2269
中部・北陸	愛知県弁護士会	〒460-0001　名古屋市中区三の丸1-4-2	052-203-1651	052-204-1690
	三重弁護士会	〒514-0032　津市中央3-23	059-228-2232	059-227-4675
	岐阜県弁護士会	〒500-8811　岐阜市端詰町22	058-265-0020	058-265-4100
	福井弁護士会	〒910-0004　福井市宝永４－３－１ 三井生命ビル7階	0776-23-5255	0776-23-9330
	金沢弁護士会	〒920-0937　金沢市丸の内7番36号	076-221-0242	076-222-0242
	富山県弁護士会	〒930-0076　富山市長柄町3-4-1	076-421-4811	076-421-4896
近畿	大阪弁護士会	〒530-0047　大阪市北区西天満1-12-5	06-6364-0251	06-6364-0252
	京都弁護士会	〒604-0971　京都市中京区富小路通丸太町下ル	075-231-2378	075-223-1894
	兵庫県弁護士会	〒650-0016　神戸市中央区橘通1-4-3	078-341-7061	078-351-6651
	奈良弁護士会	〒630-8237　奈良市中筋町２２番地の１	0742-22-2035	0742-23-8319
	滋賀弁護士会	〒520-0051　大津市梅林1-3-3	077-522-2013	077-522-2908
	和歌山弁護士会	〒640-8144　和歌山市四番丁5番地	073-422-4580	073-436-5322
中国	広島弁護士会	〒730-0012　広島市中区上八丁堀2番73号	082-228-0230	082-228-0418
	山口県弁護士会	〒753-0045　山口市黄金町2-15	083-922-0087	083-928-2220
	岡山弁護士会	〒700-0807　岡山市北区南方1丁目8番29号	086-223-4401	086-223-6566
	鳥取県弁護士会	〒680-0011　鳥取市東町2丁目221番地	0857-22-3912	0857-22-3920
	島根県弁護士会	〒690-0886　松江市母衣町55番地4 松江商工会議所ビル7階	0852-21-3225	0852-21-3398
四国	香川県弁護士会	〒760-0033　高松市丸の内2-22	087-822-3693	087-823-3878
	徳島弁護士会	〒770-0855　徳島市新蔵町1-31	088-652-5768	088-652-3730
	高知弁護士会	〒780-0928　高知市越前町1-5-7	088-872-0324	088-872-0838
	愛媛弁護士会	〒790-0003　愛媛県松山市三番町4-8-8	089-941-6279	089-941-4110
九州・沖縄	福岡県弁護士会	〒810-0043　福岡市中央区城内1-1 裁判所合同庁舎構内	092-741-6416	092-715-3207
	佐賀県弁護士会	〒840-0833　佐賀市中の小路7-19	0952-24-3411	0952-25-7608
	長崎県弁護士会	〒850-0875　長崎市栄町1-25 長崎MSビル4階	095-824-3903	095-824-3967
	大分県弁護士会	〒870-0047　大分市中島西1-3-14	097-536-1458	097-538-0462
	熊本県弁護士会	〒860-0078　熊本市中央区京町1-13-11	096-325-0913	096-325-0914
	鹿児島県弁護士会	〒892-0815　鹿児島市易居町2-3	099-226-3765	099-223-7315
	宮崎県弁護士会	〒880-0803　宮崎市旭1-8-45	0985-22-2466	0985-22-2449
	沖縄弁護士会	〒900-0014　沖縄県那覇市松尾2-2-26-6	098-865-3737	098-865-3636

（公社）成年後見センター・リーガルサポート　支部一覧

本部：東京都新宿区本塩町9番地3　司法書士会館5階　TEL 03(3359)0541 / FAX 03(5363)5065

	支部	所在地			TEL	FAX
北海道	札幌支部	060-0042	札幌市中央区大通西 13丁目4番地	中菱ビル６階　札幌司法書士会館	011-280-7078	011-280-7078
	函館支部	049-4512	北海道久遠郡せたな町北檜山区徳島２３番地４９	森奈津美司法書士事務所様方	0137-85-1888	0137-85-1288
	旭川支部	070-0901	旭川市花咲町4丁目	旭川司法書士会館	0166-51-9058	0166-51-5470
	釧路支部	089-0543	北海道中川郡幕別町札内中央長330番地の63		0155-55-5515	0155-55-5518
東北	宮城支部	980-0821	仙台市青葉区春日町8番1号	宮城県司法書士会館内	022-263-6786	022-263-6756
	ふくしま支部	960-8022	福島市新浜町6番28号	福島県司法書士会館内	024-533-7234	024-531-1271
	山形支部	990-0021	山形市小白川町一丁目16番26号		023-623-3322	023-624-8078
	岩手支部	020-0015	盛岡市本町通二丁目12番18号	岩手県司法書士会内	019-653-6101	019-653-6101
	秋田支部	010-0951	秋田市山王 六丁目3番4号	秋田県司法書士会館内	018-824-0055	018-824-0196
	青森支部	030-0861	青森市長島三丁目5番16号	青森県司法書士会館	017-775-1205	017-774-7156
関東	東京支部	160-0003	新宿区本塩町9番地3	司法書士会館4F	03-3353-8191	03-3353-8234
	神奈川県支部	231-0024	横浜市中区吉浜町 1番地	神奈川県司法書士会館内	045-640-4345	045-640-4346
	埼玉支部	330-0063	さいたま市浦和区高砂3丁目16番58号	埼玉司法書士会館内 206号室	048-845-8551	048-845-8550
	千葉県支部	261-0001	千葉市美浜区幸町2丁目2番1号	千葉司法書士会館内	043-301-7831	043-301-7832
	茨城支部	310-0063	水戸市五軒町一丁目3番16号	茨城司法書士会館内	029-302-3166	029-302-3177
	とちぎ支部	320-0848	宇都宮市幸町1番4号		028-632-9420	028-614-1155
	群馬支部	371-0023	前橋市本町一丁目5番4号		027-224-7771	027-221-8207
	静岡支部	422-8062	静岡市駿河区稲川１丁目１番１号		054-289-3700	054-289-3702
	山梨支部	400-0024	甲府市北口1丁目6番7号	山梨県司法書士会館内	055-253-6900	055-251-1677
	ながの支部	380-0872	長野市妻科 399番地		026-232-7492	026-232-6699
	新潟県支部	950-0911	新潟市中央区笹口1丁目11番地15		025-244-5141	025-244-5122
中部	愛知支部	456-0018	名古屋市熱田区新尾頭一丁目12番3号	愛知県司法書士会館	052-683-6696	052-683-6288
	三重支部	514-0036	津市丸之内養正町17番17号		059-213-4666	059-224-5058
	岐阜県支部	500-8114	岐阜市金竜町5丁目10番地の１	岐阜県司法書士会館内	058-259-7118	058-245-2327
	福井県支部	910-0005	福井市大手三丁目15－12	フェニックスビル５階	0776-30-0016	0776-30-0002
	石川県支部	921-8013	金沢市新神田4丁目10番18号	石川県司法書士会館内	076-291-7070	076-291-4285
	富山県支部	930-0008	富山市神通本町一丁目3番16号	エスポワール神通3階	076-431-9332	076-431-0010
近畿	大阪支部	540-0019	大阪市中央区和泉町1丁目1番6号	大阪司法書士会館内	06-4790-5643	06-6941-7767
	京都支部	604-0973	京都市中京区柳馬場通夷川上る5丁目232番地の１	京都司法書士会館	075-241-2666	075-222-0466
	兵庫支部	650-0017	神戸市中央区楠町2丁目2番3号		078-341-8686	078-341-7035
	奈良支部	630-8325	奈良市西木辻町320－5	奈良県司法書士会内	0742-22-6707	0742-22-6678
	滋賀支部	520-0056	大津市末広町7番5号		077-525-1093	077-522-1396
	和歌山支部	640-8145	和歌山市岡山丁24番地		073-422-0568	073-422-4269
中国	広島県支部	730-0012	広島市中区上八丁堀6番69号		082-511-0230	082-223-4382
	山口支部	753-0048	山口市駅通り二丁目9番15号		083-924-5220	083-921-0475
	岡山県支部	700-0023	岡山市北区駅前町2丁目2番12号	岡山県司法書士会館	086-226-0470	086-225-9004
	鳥取支部	680-0022	鳥取市西町１丁目３１４－１		0857-24-7013	0857-24-6081
	しまね支部	690-0884	松江市南田町26番地		0852-24-2005	0852-31-0200
四国	香川県支部	760-0022	高松市西内町10番17号	香川県司法書士会館	087-821-5701	087-821-5879
	徳島支部	770-0808	徳島市南前川町 4丁目41番地	徳島県司法書士会館内	088-622-1865	088-622-1896
	高知支部	780-0928	高知市越前町1丁目6番32号		088-825-3141	088-824-6919
	えひめ支部	790-0062	松山市南江戸一丁目4番14号	愛媛県司法書士会合同会館	089-941-8065	089-945-1914
九州	福岡支部	810-0073	福岡市中央区舞鶴三丁目７番１３号	大禅ビル１階	092-738-1666	092-738-1660
	佐賀支部	840-0843	佐賀市川原町2番36号		0952-29-0626	0952-29-5887
	長崎支部	850-0032	長崎市興善町4番1号	興善ビル８Ｆ	095-823-4777	095-823-4662
	大分支部	870-0045	大分市城崎町２丁目３番10号		097-532-7579	097-532-3560
	熊本支部	862-0971	熊本市中央区大江４丁目４番３４号		096-364-2889	096-363-1359
	鹿児島支部	890-0064	鹿児島市鴨池新町 1番3号司調センター	鹿児島県司法書士会内	099-251-5822	099-250-0463
	宮崎県支部	880-0803	宮崎市旭1丁目8番39-1号	宮崎県司法書士会館内	0985-28-8538	0985-28-8537
	沖縄支部	900-0006	那覇市おもろまち4丁目16番33号		098-867-3526	098-861-7758

都 道 府 県 社 会 福 祉 士 会　連 絡 先

2017 年 4 月 1 日

都道府県社会福祉士会	郵便番号	所　在　地	ＴＥＬ
(公社)北海道社会福祉士会	060-0002	北海道札幌市中央区北二条西7丁目かでる2．7－4階	011-213-1313
(公社)青森県社会福祉士会	030-0822	青森県青森市中央3－20－30県民福祉プラザ5階	017-723-2560
(一社)岩手県社会福祉士会	020-0801	岩手県盛岡市浅岸3－23－50浅岸和敬荘内	019-651-6111
(一社)宮城県社会福祉士会	981-0935	宮城県仙台市青葉区三条町10－19PROP三条館内	022-233-0296
(一社)秋田県社会福祉士会	010-0922	秋田県秋田市旭北栄町1－5秋田県社会福祉会館内	018-896-7881
(一社)山形県社会福祉士会	990-0021	山形県山形市小白川町2－3－31山形県総合社会福祉センター内	023-615-6565
(一社)福島県社会福祉士会	963-8045	福島県郡山市新屋敷1丁目166番Sビル B号室	024-924-7201
(一社)茨城県社会福祉士会	310-0851	茨城県水戸市千波町1918茨城県総合福祉会館5F	029-244-9030
(一社)栃木県社会福祉士会	320-8508	栃木県宇都宮市若草 1-10-6 とちぎ福祉ﾌﾟﾗｻﾞ内とちぎｿｰｼｬﾙｹｱｻｰﾋﾞｽ共同事務所	028-600-1725
(一社)群馬県社会福祉士会	371-0843	群馬県前橋市新前橋町13－12群馬県社会福祉総合センター7階	027-212-8388
(公社)埼玉県社会福祉士会	338-0003	埼玉県さいたま市中央区本町東1－2－5ベルメゾン小島103	048-857-1717
(一社)千葉県社会福祉士会	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港7－1塚本千葉ビル第5ビル3階	043-238-2866
(公社)東京社会福祉士会	170-0005	東京都豊島区南大塚3－43－11福祉財団ビル5階	03-5944-8466
(公社)神奈川県社会福祉士会	221-0844	神奈川県横浜市神奈川区沢渡4－2神奈川県社会福祉会館3階	045-317-2045
(公社)新潟県社会福祉士会	950-0994	新潟県新潟市中央区上所2丁目2－2新潟ユニゾンプラザ3階	025-281-5502
(一社)山梨県社会福祉士会	400-0073	山梨県甲府市湯村三丁目11－30	055-269-6280
(公社)長野県社会福祉士会	380-0836	長野県長野市南県町685－2長野県食糧会館6F	026-266-0294
(一社)富山県社会福祉士会	939-0341	富山県射水市三ケ579富山福祉短期大学内	0766-55-5572
(一社)石川県社会福祉士会	920-8557	石川県金沢市本多町3丁目1－10石川県社会福祉会館2階	076-207-7770
(一社)福井県社会福祉士会	918-8011	福井県福井市月見3－2－37　NTT西日本福井南交換所ビル1階	0776-63-6277
(一社)岐阜県社会福祉士会	500-8385	岐阜県岐阜市下奈良2丁目2－1岐阜県福祉農業会館5階	058-277-7216
(一社)静岡県社会福祉士会	420-0856	静岡県静岡市葵区駿府町1－70静岡県総合社会福祉会館4階	054-252-9877
(一社)愛知県社会福祉士会	460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸1丁目7番2号　桜華会館　南館1階	052-202-3005
(一社)三重県社会福祉士会	514-0003	三重県津市桜橋2－131三重県社会福祉会館4階	059-228-6008
(公社)滋賀県社会福祉士会	525-0072	滋賀県草津市笠山7－8－138滋賀県立長寿社会福祉センター内	077-561-3811
(一社)京都社会福祉士会	602-8143	京都府京都市上京区猪熊通丸太町下る仲之町519京都社会福祉会館2F	075-803-1574
(公社)大阪社会福祉士会	542-0012	大阪府大阪市中央区谷町7－4－15大阪府社会福祉会館内（1階）	06-4304-2772
(一社)兵庫県社会福祉士会	651-0062	兵庫県神戸市中央区坂口通2－1－1兵庫県福祉センター5階	078-265-1330
(一社)奈良県社会福祉士会	630-8213	奈良県奈良市登大路町36番地大和ビル3階	0742-81-8213
(一社)和歌山県社会福祉士会	640-8319	和歌山県和歌山市手平2－1－2県民交流プラザ和歌山ビッグ愛6階	073-499-4529
(一社)鳥取県社会福祉士会	689-0201	鳥取県鳥取市伏野1729－5鳥取県社会福祉協議会福祉人材部	0857-59-6336
(一社)島根県社会福祉士会	690-0011	島根県松江市東津田町1741－3いきいきプラザ島根1階	0852-28-8181
(一社)岡山県社会福祉士会	700-0807	岡山県岡山市北区南方2丁目13－1岡山県総合福祉・ボランティア・NPO会館7階	086-201-5253
(公社)広島県社会福祉士会	732-0816	広島県広島市南区比治山本町12－2広島県社会福祉会館内	082-254-3019
(一社)山口県社会福祉士会	753-0072	山口県山口市大手町9－6社会福祉会館内	083-928-6644
(一社)徳島県社会福祉士会	770-0943	徳島県徳島市中昭和町1丁目2番地徳島県立総合福祉センター3階	088-678-8041
(一社)香川県社会福祉士会	762-0084	香川県丸亀市飯山町上法軍寺2611	0877-98-0854
(一社)愛媛県社会福祉士会	790-0905	愛媛県松山市樽味2丁目2－3ラ・マドレーヌビル2F	089-948-8031
(一社)高知県社会福祉士会	780-0870	高知県高知市本町4丁目1番37号丸の内ビル3F	088-855-5921
(公社)福岡県社会福祉士会	812-0011	福岡県福岡市博多区博多駅前3－9－12アイビーコートⅢビル5階	092-483-2944
(公社)佐賀県社会福祉士会	849-0935	佐賀県佐賀市八戸溝1丁目15－3佐賀県社会福祉士会館	0952-36-5833
(一社)長崎県社会福祉士会	852-8104	長崎県長崎市茂里町3－24長崎県総合福祉センター県棟5階	095-848-6012
(一社)熊本県社会福祉士会	862-0910	熊本県熊本市東区健軍本町1－22東部ハイツ105	096-285-7761
(公社)大分県社会福祉士会	870-0907	大分県大分市大津町2－1－41大分県総合社会福祉会館内	097-576-7071
(一社)宮崎県社会福祉士会	880-0007	宮崎県宮崎市原町2－22宮崎県福祉総合センター人材研修館内	0985-86-6111
(公社)鹿児島県社会福祉士会	890-8517	鹿児島県鹿児島市鴨池新町1－7鹿児島県社会福祉センター内	099-213-4055
(一社)沖縄県社会福祉士会	903-0804	沖縄県那覇市首里石嶺町4－135－1くしばるビル207号室	098-943-4249

全国団体：公益社団法人　日本社会福祉士会　〒160-0004　東京都新宿区四谷 1-13 カタオカビル 2 階　　TEL:03-3355-6541

・「権利擁護センター　ぱあとなあ」は、公益社団法人日本社会福祉士会ならびに、各都道府県社会福祉士会が運営しています。
・社会福祉士は、福祉領域の相談援助専門職です。
・各都道府県社会福祉士会の「ぱあとなあ」では、所定の成年後見人養成研修を修了した社会福祉士を成年後見人等の候補者として登録しています。
・全国の都道府県社会福祉士会の「ぱあとなあ」でもご相談をお受けしています。 最寄りの社会福祉士会事務局へご連絡ください。

成年後見制度

せいねんこうけんせいど



令和７年度　成年後見制度利用促進体制整備研修

成年後見制度関係資料集（ver.８　第１刷）

令和７年 10 月

厚生労働省　社会・援護局　地域福祉課　成年後見制度利用促進室
〒100-8916　東京都千代田区霞が関１丁目２番２号
電話 03-5253-1111〔代表〕（内線 2228）FAX 03-3592-1459
利用促進ホームページ

厚生労働省ホームページ　成年後見制度利用促進　検索